
我が国における青少年の新たなインターネット利用の実態 及び諸外国における青少年保護の実態に係る調査研究

報告書

2026.3.25

総務省
【委託先】株式会社日本総合研究所

目次

1. 本調査研究の背景・概要	2
2. サービス上の青少年の年齢と発達段階に応じた閲覧防止等の青少年保護機能に関する調査	5
3. フィルタリングソフトウェアに関する調査	94
4. コンテンツ審査に関する調査	178
5. プラットフォーム事業者別の広告掲載基準に関する調査	284
6. 広告掲載媒体側での自主的な取組を促すために諸外国等において講じられている方策に関する調査	296
7. 発信に係るリスクに関する調査 文献調査	313
8. 発信に係るリスクに関する調査 アンケート調査	345
9. 1対1の通信における諸外国等の対応に関する調査	419
10. その他のインターネット上の青少年保護機能としての閲覧防止技術の最新の動向やそれに係る制度 対応等に関する調査	442
11. 調査結果の取りまとめ	459

1.本調査研究の背景・概要

1.1 本調査研究の背景

- 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備については、令和6年11月にこども家庭庁に設置された「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」において、昨今のインターネット利用を巡る青少年保護の国内及び主要各国における動向を踏まえつつ、インターネット利用を巡る青少年の保護に関する課題及び論点の整理が行われ、令和7年8月7日、報告書が取りまとめられた。
- 貴省においても、青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備の取組を継続的に行ってきたところだが、同報告書で個別に議論すべき課題と論点が表示され、総務省が主務省庁となっているいくつかの論点について、施策の検討を進めていくこととなっている。
- 上述の背景を踏まえ、本調査においてはOECDが2021年に公表した“CHILDREN IN THE DIGITAL ENVIRONMENT”において示された改定リスク類型に沿って、特にコンテンツリスク、コンダクト/コンタクトリスクについて、現在、我が国の青少年が直面しているインターネットの利用の実態について調査するとともに、諸外国等の状況を調査することを貴省では決定された。
- 本調査研究で実施した具体的な調査項目は次のとおりである。

【リスクの多様化・コンテンツリスクに対する調査】

- ① サービス上の青少年の年齢と発達段階に応じた閲覧防止等の青少年保護機能に関する調査
- ② フィルタリングソフトウェアに関する調査
- ③ コンテンツ審査に関する調査
- ④ プラットフォーム事業者別の広告掲載基準に関する調査
- ⑤ 広告掲載媒体側での自主的な取組を促すために諸外国等において講じられている方策に関する調査

【コンダクト/コンタクトリスクに対する調査】

- ⑥ 発信に係るリスクに関する調査（⑥-1：文献調査、⑥-2：アンケート調査）
- ⑦ 1対1の通信における諸外国等の対応に関する調査

1.2 本調査研究の調査項目別の調査内容や調査対象・範囲

調査項目		調査内容	調査対象・範囲		
			グローバル事業者	国レベルの政策・施策・概況	個別事業者・期間や消費者
①サービス上の青少年の年齢と発達段階に応じた閲覧防止等の青少年保護機能に関する調査		- グローバル事業者の取組と諸外国別での取組の差分 - 諸外国の技術的な取組	8サービス YouTube、TikTok、LINE、Instagram、X、Roblox、PUBG ※WhatsApp、Snapchatも簡易調査	7の国・地域 米国、EU、英国、フランス、韓国、オーストラリア、日本（以下、同様）	***
②フィルタリングソフトウェアに関する調査		諸外国のフィルタリングサービスに対する法整備状況・普及状況	***	7の国・地域	左記国・地域の主要なフィルタリングサービス
③コンテンツ審査に関する調査		コンテンツ審査機関の基準、活用状況、運営状況等	***	***	7の国・地域のコンテンツ審査機関（1か国：3～4機関）
④プラットフォーム事業者別の広告掲載基準に関する調査		グローバル事業者の基準と諸外国別での基準の差分	6サービス※1 Google（リスティング等）YouTube、TikTok、LINE、Meta（Instagram、Facebook）、X	***	***
⑤広告掲載媒体側での自主的な取組を促すために諸外国等において講じられている方策に関する調査		諸外国等において講じられている方策	***	7の国・地域	***
⑥発信に係るリスクに関する調査	⑥-1 文献調査	主要なグローバル事業者や各国の通信キャリアの取組	5サービス※1・2OS PFサービス：YouTube、Meta、Meta（Facebook、Instagram）、X、TikTok、LINE OS：Android、iOS	***	7の国・地域の業界団体、及び、大手通信キャリア
	⑥-2 アンケート調査	青少年が自ら発信することのリスクについての実態調査	***	***	国内の青少年500サンプル（代理で保護者が回答）
⑦1対1の通信における諸外国等の対応に関する調査		諸外国の制度の有無、当該制度の概要・活用実態、課題及び事後的な権利保護の在り方	***	7の国・地域	***

※1 Googleの検索サービス等をベースにしたGoogle広告とYouTubeに対する広告は掲載基準が異なるため、別のサービスとして取り扱う。
MetaについてはInstagram、Facebook両方に対して共通の広告掲載基準や利用規約等を設定しているため、1つのサービスとして取り扱う。

2.サービス上の青少年の年齢と発達段階に応じた 閲覧防止等の青少年保護機能に関する調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

【調査項目1】サービスの青少年保護機能に関する調査

調査手法概観	調査対象サービス（3ジャンル・8サービス）について、国内における提供企業の情報やサービス内容、利用状況、提供されている青少年保護機能や考え方を調査した後、青少年保護機能や考え方について、各国政府・公的機関の法制度等を踏まえ、調査対象諸外国における相違点を明らかにした	
実施のポイント	日本政府/総務省として今後のアクションのベンチマークとなるような諸外国における各サービス事業者の特徴的な取組抽出を目標とし、網羅的な調査・整理に終始せず、効率的に調査を実施（昨年度調査フレームや結果の再利用、事業者×各国ウェブページや諸外国方制度の網羅的な調査は対象外）	
調査方法	- 調査対象サービスの内容や提供企業、青少年保護機能の国内調査（事業者ウェブページ等を対象に調査、昨年度調査のフレームや調査結果を活用しつつ更新） - 各サービスの青少年保護機能や考え方についての調査対象諸外国における取組、日本との差分調査（事業者ウェブページやメディア報道、公的機関発表等で言及のある機能を取り上げ、差分を調査）	
調査対象	【調査対象サービス】 - 動画共有・ライブ配信：YouTube、TikTok - SNS：Instagram、X - メッセージアプリ：LINE、WhatsApp(簡易調査)、Snapchat(簡易調査) - ゲームアプリ・ソフト：Roblox、PUBG	【調査諸外国】 米国、EU、英国、フランス、韓国、オーストラリア
調査項目	- 調査対象サービスの国内調査：以下のi.～iii. - 提供企業情報（名称、本社所在地、従業員規模、拠点情報〔国内拠点の有無〕等） - 基礎情報（名称、内容、提供機能、利用料金等）、利用者数・青少年の利用者数 - 青少年保護機能（フィルタリング、ペアレンタルコントロール等）、考え方（ポリシー、方針、規約等） - 調査対象サービスの調査対象諸外国での取組調査：青少年保護機能、考え方の国内との差分抽出	
アウトプット 〔とりまとめ方法〕	- 調査対象サービス（8サービス）の調査項目についての調査結果、保護機能の国内外での差分整理 - 事業者の青少年保護機能の差分を基にした、機能充実を目的とした日本政府/総務省としての、今後のアクションについての論点整理	

【調査項目1】サービスの青少年保護機能に関する調査 調査フローと実施ポイント

- 調査対象サービスの国内状況を昨年度調査結果をベースに確認した後、諸外国における青少年保護機能や考え方についての差分を調査し、その背景となる政府・公的機関の取組を調査、有用な取組を抽出した。

概要・目的

手法・実施ポイント

事業者・ サービス調査

- ◆ 調査対象サービスについて、サービスや提供事業者の基礎情報と、青少年保護機能の具備状況やその背景となる考え方（規約・審査方針を含む）を整理

- ◆ 調査対象サービスの国内向けウェブページを中心に机上調査を実施
- ◆ 基本的に昨年度調査の調査フレームを用いて調査結果をブラッシュアップする形とし、効率的に調査を進めることとした

諸外国との 差分調査

- ◆ 調査対象サービスの青少年保護機能の内容やその背景となる考え方（規約・審査方針を含む）について、国内と調査対象諸外国（6つの国・地域）との相違点を確認
- ◆ 相違点の背景となる政府・公的機関の取組内容等も整理

- ◆ 各事業者の調査対象諸外国における年齢認証、フィルタリング、ペアレンタルコントロール関連の機能についての取組や諸制度の対応状況に関する文献を収集
- ◆ 各国向けウェブページの網羅的な確認やその表記の比較等は実施しない
- ◆ 法制度の網羅的な調査や比較は実施しない

【調査項目1】サービスの青少年保護機能に関する調査 調査対象の選定と調査方針

- 動画共有・ライブ配信、SNS・メッセージアプリの昨年度調査対象に加え、ゲームアプリとしてRobloxとPUBG MOBILEを、またメッセージアプリとしてLINEとの比較のための簡易調査対象としてWhatsAppとSnapchatを選定。

ジャンル	サービス	運営事業者	選定結果・理由
動画共有・ライブ配信	Youtube	Google	対象：昨年度調査を踏襲（国内青少年利用多）
	TikTok	TikTok Japan	対象：昨年度調査を踏襲（国内青少年利用多）
SNS	Instagram	Meta	対象：昨年度調査を踏襲（国内青少年利用多）
	X	X	対象：昨年度調査を踏襲（国内青少年利用多）
ゲームアプリ （昨年度と異なりモバイルアプリ限定）	Subway Surfers	SYBO Games	対象外：他者コミュニケーション機能無のため保護機能は少ないと想定
	Candy Crush Saga	King	対象外：他者コミュニケーション機能が限定的なため保護機能は少ないと想定
	Free Fire	Garena	対象外：アジア＋中南米中心に普及のため規制対応等が少ないと想定
	Roblox	Roblox Corp.	対象：テキスト・ボイスによるコミュニケーションが盛んでグローバルに広く普及、サンドボックス・UGCジャンルの代表的な事例としてピックアップ
	8 Ball Pool	Miniclip	対象外：他者コミュニケーション機能が限定的なため保護機能は少ないと想定
	PUBG MOBILE	KRAFTON	対象：ボイス・定型チャットによるコミュニケーションが盛んでグローバルに広く普及、バトルロワイアルジャンルの代表的な事例として選定
	Ludo King	Gametion	対象外：他者コミュニケーション機能が限定的なため保護機能は少ないと想定
	My Talking Tom	Outfit7	対象外：他者コミュニケーション機能無のため保護機能は少ないと想定
	Temple Run 2	Imangi Studios	対象外：他者コミュニケーション機能無のため保護機能は少ないと想定
	マイクラフト	Mojang Studios （米Microsoft）	対象外：国内青少年利用が多く、グローバルに広く普及しているが、マルチプラットフォーム対応であり、スマホアプリとしての利用実態は不明（DL数ランキングには登場せず）なため劣後
	Brawl Stars	Supercell	対象外：他者コミュニケーション機能無のため保護機能は少ないと想定
メッセージアプリ （上記SNS以外）	LINE	LINEヤフー	選定：昨年度調査を踏襲（国内青少年利用多）
	WhatsApp	Meta	簡易調査対象（※）として選定：グローバルに広く普及する事例としてピックアップ
	WeChat	Tencent	対象外：中国中心に普及のため規制対応等が少ないと想定
	Facebook Messenger	Meta	対象外：WhatsAppと運営事業者が重複するため劣後
	Telegram	Telegram	対象外：東欧・中東・ロシア語圏を中心に普及、匿名性の高さ等の特殊性を鑑みて劣後
	Snapchat	Snap	簡易調査対象（※）として選定：グローバルに広く普及する事例としてピックアップ
	QQ	Tencent	対象外：中国中心に普及のため規制対応等が少ないと想定
	Discord	Discord	対象外：ゲーム/ITコミュニティ特化であり、ユーザー数が他より少ないため劣後

（※）簡易調査では、国内外差分抽出は行わず、国内/グローバル標準として具備されている保護機能、特にコンタクト/コンダクトリスク回避領域を中心に調査する。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

「参考」昨年度アンケート調査における国内青少年に人気のサービス

- ・ 動画共有・ライブ配信、SNS・メッセージアプリについては、昨年度のピックアップ対象を踏襲しつつ、ゲームについてはグローバルを対象としたスマホアプリを対象として入れ替え、またメッセージを主眼としたアプリを追加した。

ジャンル	サービス (黄色は詳細調査対象としたサービス)	運営事業者	青少年利用率
①動画共有・ライブ配信	Youtube	米Google	86.0%
	TikTok	TikTok Japan	41.4%
	ニコニコ動画	ドワンゴ	3.5%
	TwitCasting	サイドフィード	1.4%
	Twitch	米Twitch Interactive	1.3%
②SNS・メッセージアプリ	LINE	LINEヤフー	80.2%
	Instagram	米Meta	42.7%
	X	米X	23.2%
	Facebook	米Meta	4.4%
	BeReal	仏Voodoo	4.0%
	Discord	米Discord	2.8%
	Whoo	LinQ	1.0%
③ゲームソフト・アプリ	マイクラフト	瑞Mojang Studios (米Microsoft)	19.4%
	スプラトゥーン	任天堂	16.8%
	Fortnite	米Epic Game	15.1%
	どうぶつの森	任天堂	15.0%
	モンスターストライク	MIXI	4.3%
	エーペックスレジェンズ	米Electronic Arts	3.6%
	荒野行動	中NetEase Games	2.9%
④その他	PayPay	PayPay	21.2%
	メルカリ	メルカリ	7.8%
	スタディプラス	スタディプラス	2.9%

出所：昨年度調査（我が国における青少年の新たなインターネット利用の実態及びフィルタリングの利用促進に係る調査研究）のスクリーニング調査結果を基に総務省作成

2.サービス上の青少年の年齢と発達段階に応じた閲覧防止等の 青少年保護機能に関する調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

YouTube（Google） | 基本情報

- Googleは、検索エンジンやクラウドサービス等を展開する米国のIT企業である。
- 世界最大の動画共有プラットフォームのYouTubeを運営する（2006年11月に買収）。

企業概要	
企業名	Google LLC ➢ Alphabetの子会社
本社所在地	米国カリフォルニア州マウンテンビュー (1600 AMPHITHEATRE PARKWAY, MOUNTAIN VIEW, CA, 94043)
拠点・日本人	世界25箇所以上に拠点を持つ 日本では渋谷区に日本法人を持つ（グーグル合同会社）
売上高	315.1億米ドル（2023年度） ※YouTube広告の売上としての金額 ※Alphabet全体は3,500億ドル（2024年度）
従業員数	約6万人 ※Alphabetは約18万人（2024年9月時点）
事業概要	• 広告事業：検索広告、ネットワーク広告、YouTube広告〔収益の約80%〕 • サービス・プラットフォーム運営：YouTube、Google Play運営 • ハードウェア製品販売：Pixel、Fitbit、Google Nest等 • クラウドサービス：Googleクラウドプラットフォーム • オフィスコラボレーションツール：Googleワークスペース • その他、AI開発やベンチャー投資等を行う

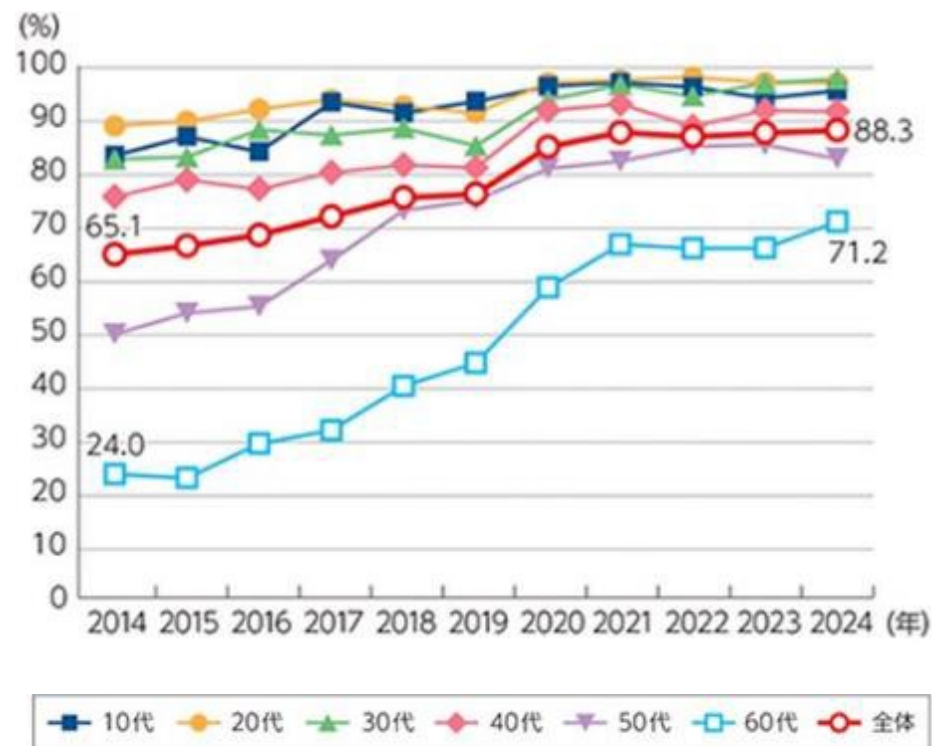
サービス概要	
サービス名	YouTube
概要	ユーザーが動画をアップロード、閲覧、共有、評価できる世界最大の動画共有プラットフォーム
コンテンツの特徴	• 音楽、ゲーム実況、スポーツ、子ども向け番組など、多岐にわたる • ショート動画から、長編動画（最大12時間、256GB）までアップロード可能
主な機能	• 動画検索・視聴 • 動画の評価、お気に入り登録 • チャンネル登録 • コンテンツ管理（プレイリスト作成等） • コメント機能 （他のユーザーのコメントへの返信も可能）
料金	• 基本無料で利用が可能 • 月額1,280円の有料プランに加入可能 （YouTube Premium：広告なし、バックグラウンド再生が可能）
ユーザー数	• 月間アクティブユーザー数は以下のとおり ➢ 世界：約25億人（2024年2月時点） ➢ 日本：約7,400万人（2024年5月時点）

出所：各社ウェブページ、IR情報を基に総務省作成

YouTube（Google） | 青少年の利用状況

- YouTubeは、20代30代の利用者数が最も多いものの、10代の利用率は95.7%である。

YouTubeの利用率の推移（年代別）



年代	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
10代	83.6	87.1	84.3	93.5	91.5	93.7	96.5	97.2	96.4	94.3	95.7

出所：総務省「令和7年版情報通信白書」を基に総務省作成

YouTube | 保護機能の概要と諸外国差分の整理〔1/2〕

- YouTubeに対し各国政府は、法制度・ガイドラインを根拠として様々な青少年保護対策を要求・義務化しているが、日本と諸外国で提供される青少年保護機能の差はあまりない（グローバル標準として提供）。

ジャンル			動画共有・ライブ配信	
サービス名			YouTube	
エリア			日本	諸外国（差分のみ記載）
年齢確認	年齢確認		基本的に自己申告制だが、18歳以上のコンテンツを視聴する際には身分証やクレジットカードの登録が必要	年齢制限のあるコンテンツを視聴する際、各国の独自システム（ID等）や普及している手法に基づいた年齢確認を要求〔EU、英、韓、豪〕 AI年齢推定モデルによる制限を実施〔米、EU、英〕 （制限解除には年齢確認が必要）
コンテンツ リスク回避	モデレーション	審査基準・ポリシー	有害コンテンツの排除・拡散防止等を掲げる	透明性レポートの公開を要求〔EU〕 有害コンテンツの削除やコンテンツ削除理由の明示を義務化〔EU、英〕
		アルゴリズム	人手+機械学習で視聴履歴に沿ったコンテンツを提供 教育的価値や信頼性が高い動画を優先的に推奨	アルゴリズムのリスク評価を要求〔英〕
	フィルタリング	コンテンツ	違反コンテンツでなくても人手で年齢制限を指定する場合もある	***
		広告	子ども向けアカウントにはパーソナライズされた広告を配信不可	法的根拠に基づき、子ども向けのターゲット広告を禁止〔米、EU〕
	レコメンド		未成年が連続視聴すると悪影響があるコンテンツに対する安全対策	無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh等の高依存性の機能のデフォルト無効化を要求〔EU〕
依存リスク 回避	利用制限	時間制限	利用者が13～17歳の場合、休憩を促すリマインダー機能がデフォルトでオンになっている	未成年ユーザーのライブ配信の時間制限を独自にガイドラインとして制定〔韓〕
		機能制限	16歳未満の未成年はライブ配信不可 スーパーチャット（ライブ配信への投げ銭）は18歳未満の利用禁止 3～15歳の未成年者が出演しており、大人が同伴していることが明らかでないライブ配信ではチャットが無効になる	無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh等の高依存性の機能のデフォルト無効化を要求〔EU〕
	インターフェース設定（自動再生等）		未成年に対しては、デフォルトで自動再生機能がオフ、デジタルウェルビーイング機能がオンになっている。	広告の透明性管理を要求〔EU〕

注：諸外国における取組みについては、政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

YouTube | 保護機能の概要と諸外国差分の整理〔2/2〕

ジャンル		動画共有・ライブ配信	
サービス名		YouTube	
エリア		日本	諸外国（差分のみ記載）
コンタクト/ コンダクトリ スク回避	利用制限 （情報発信制限等）	13歳未満はコメントをすることができない 〔デフォルト設定〕	未成年クリエイターのライブ配信の時間制限や制作動画内容について、独自にガイドラインとして制定〔韓〕 法的根拠に基づき、未成年者のコメント制限を義務化〔米〕
	コミュニケーション制御機能 （通報・ブロック等）	全年齢対象で、ブロック対象のチャンネルに関する動画は表示されなくなる機能を提供〔カスタム設定〕	***
	相談窓口	全年齢対象で、困りごとや自傷防止のための相談窓口を設置 未成年の性的コンテンツ拡散を防ぐ「Take It Down」機能の提供	各国独自の通報窓口・相談窓口を提供〔EU、英、豪、韓〕
保護者による 管理・同意	保護者同意機能	Googleアカウント作成時の保護者同意機能〔カスタム設定〕 子ども向けアカウントのYouTube視聴履歴や検索履歴を閲覧可能〔カスタム設定〕 スクリーンタイムを設定することが可能〔カスタム設定〕 アプリ内購入機能の制限〔カスタム設定〕 子どもが閲覧できるコンテンツのレベルを保護者が段階的に設定できる機能〔カスタム設定〕	未成年者へのコメント制限やターゲット広告の解除に際して、保護者同意を必須化〔米〕 16歳未満のクリエイターがチャンネルを開設する場合は、両親が当局を許可必要有（仏）
プライバシー	ユーザー保護	全年齢対象で、プライバシー侵害にあたるコンテンツは削除依頼が可能	アカウントのデフォルトプライベート化を要求〔EU〕 忘れられる権利に基づき、自分自身または第三者が投稿した個人情報のオンライン削除の申請を保障〔EU、英、韓〕
	事業者への制限	動画が子ども向けに分類される場合、データ収集活動が制限〔デフォルト設定〕	法的根拠に基づき子どもからのデータ収集を厳しく制限〔米、英〕
他機能・取 組み	その他	保護者向けガイドライン提供 政府・NGOとの連携	DSA対応のリスク評価報告書を1年ごとに発行し、幅広い未成年リスクに関する対策を記載〔EU〕 その他、透明性報告書を米国（一部州）、EU、韓国、トルコ、インド等の法令要求がある地域に対して公開〔米、EU、韓〕

注：諸外国における取組みについては、政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

YouTube | 青少年保護機能や考え方〔1/3〕

- 国内において、YouTubeは未成年者に有害な影響を与えたり、危害を加えることを助長するコンテンツを制限することで、日本の制度に適合した保護機能を提供している。

分類			タイトル	国内における取組概要
年齢確認	年齢確認		自己申告制	一般的なYouTubeの利用開始時（Googleアカウント作成時）は、ユーザー自身が生年月日を入力する自己申告制
			身分証明書のアップロード	18歳以上対象のコンテンツを視聴する際に、年齢確認が取れていない場合には、身分証（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）の画像送信やクレジットカード使用（請求無し）をする必要がある。
コンテンツリスク回避	モデレーション	審査基準・ポリシー	基本ポリシー	- YouTube では4つのRに基づいて責任に対する取り組みを進めている。 ➢ Remove：YouTube のポリシーに違反するコンテンツを削除 ➢ Reduce：有害な誤情報やガイドラインボーダーライン上のコンテンツ拡散を減らす ➢ Raise：信頼されている情報源からのコンテンツをユーザーが見つけやすくする ➢ Reward：信頼できるクリエイターに還元する
			未成年者の性的対象化の防止	未成年者を性的に描写したコンテンツや、未成年者を性的に搾取するコンテンツは規制対象、投稿者の利用制限措置
			未成年者による有害・危険な行為の助長の防止	未成年者が危険な行為に関与しているコンテンツや、未成年者に危険な行為を促すコンテンツは規制対象、投稿者の利用制限措置
			虐待や育児放棄の助長の防止	子どもの身体的、性的、感情的な虐待や育児放棄を描写したり助長したりするコンテンツは規制対象、投稿者の利用制限措置（児童性的虐待のコンテンツ（CSAM）等）
			未成年者が関わるネットいじめや嫌がらせの防止	未成年者への侮辱や個人情報の公開（アドレスや銀行口座番号等）、いじめや嫌がらせをけしかけるコンテンツは規制対象、投稿者の利用制限措置
		アルゴリズム	未成年向けアルゴリズム	- 一般的には人手（訓練を受けた担当者がコンテンツ評価）と機械学習（人間の審査から収集された数百万ものデータポイントを用いた違反の自動検知）で違反コンテンツを排除 - YouTube Kidsや、低年齢向けの動画においては、再生数が多い動画ではなく、教育的価値や信頼性が高い動画を優先的に推奨するようにアルゴリズムが調整されている。
	フィルタリング	コンテンツ	特定のコンテンツに対する年齢制限	YouTube のポリシーに違反していなくても、一部のユーザーには不適切と考えられる動画は、審査チームによって年齢制限が設定
		広告	広告配信の制限〔デフォルト設定〕	子ども向けアカウントにはパーソナライズされた広告や特定のカテゴリの広告が配信されなくなる。
	レコメンド		連続視聴に対する安全対策〔デフォルト設定〕	単体で視聴するのは問題ないものの、繰り返し視聴されると一部の未成年に悪影響を与える可能性のある動画カテゴリを特定し、安全対策を開発

出所：各種公開情報を基に総務省作成

YouTube | 青少年保護機能や考え方〔2/3〕

分類			タイトル	国内における取組概要
依存リスク回避	利用制限	時間制限	ウェルビーイング機能〔デフォルト設定〕	- 就寝時間リマインダーが午後 10 時に設定 13～17歳のユーザーに対してはデフォルトでオン
		機能制限	ライブ配信の制限〔デフォルト設定〕	16歳未満の未成年はライブ配信ができない。また、3～15 歳の未成年者が出演しており、大人が同伴していることが明らかでないライブ配信ではチャットが無効になる。
	インターフェース設定（自動再生等）		自動再生のオフ〔デフォルト設定〕	未成年で登録したアカウントの場合、デフォルトで自動再生機能がオフ
	コメント/コンダクトリスク回避		コメント制限〔デフォルト設定〕	13歳未満はコメントをすることができない。
保護者による管理・同意	利用制限（情報発信制限等）		アカウント非公開化〔デフォルト設定〕	13～17歳は投稿した動画がデフォルトで非公開化される。 - 投稿者と投稿者が指定したユーザーのみがコンテンツを視聴可能
	コミュニケーション制御		ブロック機能〔カスタム設定〕	全年齢向けにブロック対象のチャンネルに関する動画は推薦に表示されなくなる機能を提供
	相談窓口		ヘルプセンター	全年齢向けに各種トラブルや困りごとに向けた相談窓口を設置
			自殺・自傷防止に向けた相談窓口の紹介	全年齢向けに自殺、自傷行為、摂食障害など特定のトピックに関する動画を視聴する際に心の健康に関する相談窓口情報パネルが表示
			通報機能	全年齢向けに不適切な動画、チャンネル、その他のコンテンツの通報機能がある。
			未成年の性的コンテンツ拡散を防ぐ「Take It Down」機能	自身の性的な画像や動画が拡散される可能性がある場合等で、TakeItDown.NCMEC.org で拡散を防ぎたい画像や動画を選択すると、加盟するオンラインプラットフォーム上で該当する画像や動画が検出、取り下げ・新規投稿防止が可能。
保護者による管理・同意	アカウント登録への同意		Googleアカウントの保護者同意機能	13歳未満の場合、子ども一人でGoogleアカウントを作成することはできず、登録にはGoogleファミリーリンクを利用した保護者の同意が必要
	利用状況確認		監視機能〔カスタム設定〕	- 保護者は子ども向けアカウントのYouTube視聴履歴や検索履歴を閲覧可能 - Googleファミリーリンクの機能として提供
	利用制限		利用時間の制限〔カスタム設定〕	- スクリーンタイムを設定することが可能。また長時間の視聴を防ぐ「休憩のリマインダー」機能を提供（リマインダーを閉じるか動画を再開するまで、動画が一時停止） - Googleファミリーリンクの機能の一つとして提供
			金銭取引の制限〔カスタム設定〕	- 子ども向けアカウントではアプリ内購入機能が制限される。 - Googleファミリーリンクの機能の一つとして提供
	コンテンツ制御		特定コンテンツ非表示設定〔カスタム設定〕	- 子どもが閲覧できるコンテンツのレベルを保護者が段階的に設定できる機能を提供 - Googleファミリーリンクの機能の一つとして提供
	プライバシー設定の変更・承認		***	13歳未満の場合、デフォルトでアカウントが非公開 13歳以上の場合もデフォルトでアカウントは非公開だが、公開設定も可（保護者管理無）

出所：各種公開情報を基に総務省作成

YouTube | 青少年保護機能や考え方〔3/3〕

分類		タイトル	国内における取組概要
プライバシー	ユーザー保護	プライバシー侵害にあたるコンテンツの削除	• 全年齢対象で、プライバシー侵害にあたるコンテンツ（個人情報への投稿や、自分が写っている動画のアップロード）等はコンテンツ削除の依頼が可能
		通報機能	• 全年齢対象で、通報により報告されたコンテンツはガイドラインに沿って審査され、不適切だと判断された場合は年齢制限が設けられる。
	事業者への制限	データ収集の禁止〔デフォルト設定〕	• 事業者が投稿する動画が子ども向けに分類される場合、動画上でのデータ収集活動が機能的に制限される。
他機能・取組み	その他	保護者向けガイドライン	• 「家族向けガイド」のウェブページを作成し、ルールや計画作成等、機能以外の家族間のコミュニケーションについても解説
		政府機関・NGOとの連携の取組み	• ポリシーの全分野にわたって300を超える政府機関、NGOからなるネットワークに継続的に投資し、該当機関に違反取り締まりシステムに専門知識を提供

出所：各種公開情報を基に総務省作成

YouTube | 諸外国における青少年保護機能や考え方（差分のみ）〔1/2〕

- YouTubeに対し各国政府は、法制度・ガイドラインを根拠として様々な青少年保護対策を要求・義務化している。

分類			タイトル	諸外国における取組概要（差分のみ記載）
年齢確認	年齢確認		各国固有の年齢確認システム	- 年齢制限のある動画を視聴する際、IDまたはクレジットカードの画像による年齢確認が必要（EU、英） - 成人向けコンテンツを閲覧する際、モバイル認証による年齢確認が必要（韓） - 年齢制限のある動画を視聴する際、運転免許証、年齢証明カード、パスポートの画像による年齢確認が必要（豪）
			AI年齢推定モデル	- 検索行動等に基づき、ユーザーが18歳以上か否かを推定するAIモデルを導入し、18歳未満と判断した場合には未成年向けの保護システムが適用され、その解除にはIDやクレジットカードによる年齢確認が必要とされる（米、EU、英） - 今後、他地域にも展開予定
			年齢確認システムの精査	2025年10月、欧州委員会はYouTubeにおける未成年者の保護措置の精査の実施を発表し、YouTubeに対して年齢確認システムに関する情報提供を要求（EU）
コンテンツ リスク回避	モデレーション	審査基準・ポリシー	透明性レポートの公開	DSAの要件に基づき、YouTubeはコンテンツモデレーションの結果等について記載された透明性レポートを四半期ごとに公開（EU）
			違法コンテンツ削除の義務化	OSAに基づき、違法コンテンツが出現した場合のコンテンツ削除を義務化（英）
			モデレーションに関する説明の義務化	DSAに基づき、プラットフォームサービスの提供者は、コンテンツの削除理由やアカウントアクセスの制限理由のユーザーへの報告を義務化（EU）
			「参考」 コンテンツ審査基準	- コンテンツ審査基準は原則世界共通 - 米国の動向に対応し、コンテンツ審査基準を緩和
		アルゴリズム	アルゴリズムのリスク評価	OSAに基づき、アルゴリズムが短期間に大量のコンテンツを子どもに送ることで害を及ぼす能力を指摘し、テクノロジー企業に対してそのようなアルゴリズムが子どもに及ぼすリスクの評価を要求（英）
	フィルタリング	コンテンツ	***	特段、日本国内の取組みとの差分は確認されず
		広告	ターゲット広告の禁止	法的根拠に基づき、子ども向けのターゲット広告を禁止（米、EU）
	レコメンド		連続視聴対策	無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh等の依存性機能のデフォルト無効化を要求（EU）

注：政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

YouTube | 諸外国における青少年保護機能や考え方（差分のみ）〔2/2〕

分類			タイトル	諸外国における取組概要（差分のみ記載）
依存リスク回避	利用制限	時間制限	ライブ配信の時間制限	・ 未成年のクリエイター保護のため、未成年ユーザーは午後10時～午前6時、または3時間以上の連続ライブ配信を控えるようガイドラインで勧告（韓）
		機能制限	依存性の高い機能のデフォルト無効化	・ 無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh等の依存性機能のデフォルト無効化を要求（EU）
	インターフェース設定（自動再生等）		広告の透明性管理	・ DSAに基づき、プラットフォームに対して広告の表示理由に関する透明性管理や、広告へのラベルの付与を要求（EU）
			依存性の高いUIの禁止	・ 無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh等の依存性機能のデフォルト無効化を要求（EU）
コンタクト/コンダクトリスク回避	利用制限（情報発信制限等）		コメント制限	・ COPPAに基づき、13歳未満のアカウントに対するコメント制限を義務化、13歳～17歳のユーザーに対してもコメント機能の使用に際した保護者同意を要求（米）
			ライブ配信の時間制限（再掲）	・ 未成年のクリエイター保護のため、未成年ユーザーは午後10時～午前6時、または3時間以上の連続ライブ配信を控えるようガイドラインで勧告（韓）
			子どもを含むクリエイターの動画制作ガイドライン	・ 未成年者クリエイター向けに、避けるべきコンテンツの種類（性的/虐待/年齢制限のあるコンテンツ紹介等の過激な内容）を定めたガイドラインを独自に作成（韓）
	コミュニケーション制御		***	・ 特段、日本国内の取組みとの差分は確認されず
	相談窓口		独自の通報・相談窓口の提供	・ EU、英国、豪州、韓国は、オンラインコンテンツに関する苦情を直接報告できる窓口や報告の支援を行う組織を独自に提供（EU、英、豪、韓）
保護者による管理・同意	保護者同意機能		ターゲット広告の禁止	・ COPPAに基づき、保護者の許可なしに子どもをターゲットにした広告を配信することを禁止（米）
			コメント制限	・ COPPAに基づき、13歳～17歳のユーザーに対しコメント機能使用に保護者同意を要求（米）
			チャンネル作成への同意	・ 16歳未満のクリエイターがチャンネルを開設する場合は、両親が当局を許可必要有（仏）
プライバシー	ユーザー保護		アカウントのプライベート化	・ 欧州委員会の最新ガイドラインに基づき、子どものアカウントをデフォルトでプライベート化するよう要求（EU）
			忘れられる権利	・ EU、イギリス、韓国などの国は子どもに対して「忘れられる権利」を保証し、自分自身または第三者が投稿した個人情報のオンライン削除の申請が可能（EU、英、韓）
	事業者への制限		データ収集の禁止	・ COPPAやOSA等の法律に基づき、保護者の同意なしに子どもから個人情報の収集や使用を行うことを厳しく禁止（米、英）
他機能・取組み	報告書の発行		DSA向けのリスク評価報告書、透明性報告書の発行	・ DSA対応のリスク評価報告書をGoogleとして1年ごとに発行し、レポート内にYouTubeにおける幅広い未成年リスクに関して対策を記載。ただし、具体的評価は非公開（EU） ・ その他、EU向けの透明性報告書を発行（EU）
			その他透明性報告書発行	・ 透明性報告書を米国（一部州）、韓国、トルコ、インド等の法令要求がに対し公開（米、韓）

注：政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

TikTok | 基本情報

- TikTokはショート動画共有プラットフォームであり、幅広い年代に利用されているサービスである。
- 2017年に日本国内で「TikTok」の本格提供を開始した。

サービス概要	
サービス名	TikTok（2017年より日本でサービス開始、LIVE配信は2020年より開始）
概要	ショート動画共有及びLIVE配信向けプラットフォーム
コンテンツの特徴	• ダンス・歌・旅行・料理・DIYチュートリアルなど、さまざまなテーマ・ジャンルの動画が投稿 • 150の国・地域でサービスが展開されている • 動画時間は最大10分まで投稿可能
主な機能	• 動画検索・視聴 • 動画の評価、お気に入り登録 • アカウントフォロー機能 • コメント機能 （他のユーザーのコメントへの返信も可能） • デュエット機能 • ストーリー機能 • 動画の簡易編集機能
料金	• 基本無料で利用が可能 • 一部有料機能あり（LIVE配信者へのギフト等）
ユーザー数	• 月間アクティブユーザー数は以下のとおり ➢ 世界：約16億人（2025年時点） ➢ 日本：4,200万人（TikTok + TikTok Lite 重複は除く）（2025年11月時点）

出所：各社ウェブページ、IR情報を基に総務省作成

TikTok | 青少年の利用状況

- TikTokは、10代の利用者数が最も多く、利用率は65.7%である。

TikTokの利用率の推移（年代別）



TikTokの利用率の推移（年代別） (%)							
年代	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
10代	39	47.9	57.7	62.4	66.4	70	65.7

出所：総務省「令和7年版情報通信白書」を基に総務省作成

TikTok | 保護機能の概要と諸外国差分の整理〔1/2〕

- TikTokに対し各国政府は、法制度・ガイドラインを根拠として様々な青少年保護対策を要求・義務化している。一部機能はEU基準への対応が不十分な状態でグローバル提供されている。

ジャンル			動画共有・ライブ配信	
サービス名			TikTok	
エリア			日本	諸外国（差分のみ記載）
年齢確認	年齢確認		国内での利用は13歳以上に制限 年齢確認は基本的に自己申告制だが、Live配信や収益化を行う際にはの身分証の画像送信が必要	AIによる年齢推定システムを導入〔EU、英〕 厳格な年齢確認システムの導入を要求〔EU〕 複数の年齢保証技術の導入を要求〔豪〕
コンテンツ リスク回避	モデレーション	審査基準・ポリシー	未成年の安全を保つ包括的なアプローチを実施 24 時間 365 日、独自の自動モデレーション技術および人間のモデレーターによる審査、規約違反コンテンツの削除	コンテンツ審査基準に関する情報を提供〔EU〕
		アルゴリズム	18歳未満のアカウントに対しては、「成人の視聴者を想定したコンテンツ」や「複雑なテーマを含む動画」が自動的に除外	アルゴリズムシステムを含むシステム設計に起因する悪影響の評価・軽減を要求〔EU〕
	フィルタリング	コンテンツ	保護者が子どもに適していないと考えられるコンテンツやキーワードを制限することが可能〔カスタム設定〕	***
		広告	18歳未満にはガイドラインで未成年者への広告が禁止されている商品やサービスの広告を配信することができない	未成年へのターゲット広告を停止〔米、EU〕 ※ターゲティングに関する年齢規制の対象国に日本は含まれていない
	レコメンド		全年齢を対象に、極端なフィットネスやダイエット、性的暗示など、ネガティブな体験につながる可能性のあるコンテンツをおすすめに表示しない	パーソナライズ機能の無効化オプションの提供〔EU〕 TikTokのレコメンドシステムの監視・調査を実施〔EU、英〕
依存リスク 回避	利用制限	時間制限	18歳未満のアカウントでは、1日60分の視聴時間制限が自動的に設定されている〔デフォルト設定〕	13歳未満のユーザー向けの“TikTok for Younger Users”において、スクリーンタイムの制限機能を提供〔米〕 ライブ配信の時間制限を勧告〔韓〕
		機能制限	午後10時以降に16歳未満のユーザーがTikTokを利用している場合、瞑想エクササイズが表示される〔デフォルト設定〕	依存性の高い機能のリスク評価・軽減措置およびデフォルト無効化を要求〔EU〕 スクリーンタイムのリワードプログラムの撤廃〔EU〕
	インターフェース設定（自動再生等）		全ユーザーに対してデフォルトでオフの自動スクロール機能を提供〔デフォルト設定〕	無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh等の依存性機能のデフォルト無効化を要求〔EU〕

注：諸外国における取組みについては、政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

TikTok | 保護機能の概要と諸外国差分の整理〔2/2〕

ジャンル		動画共有・ライブ配信	
サービス名		TikTok	
エリア		日本	諸外国（差分のみ記載）
コンタクト/ コンダクトリ スク回避	利用制限 （情報発信制限等）	18歳未満はLIVE配信やギフト購入不可〔デフォルト設定〕 13歳～15歳はリミックス機能の設定がデフォルトでオフ〔デフォルト設定〕	13歳未満のユーザー向けの“TikTok for Younger Users”において、コメント機能・動画投稿機能を制限〔米〕
	コミュニケーション制御機能 （通報・ブロック等）	16歳未満のアカウントではDM機能を利用できない〔デフォルト設定〕 DM・コメントを削除・ブロックする機能を提供〔カスタム設定〕	13歳未満のユーザー向けの“TikTok for Younger Users”において、メッセージ機能を制限〔米〕
	相談窓口	全年齢対象で、困りごとや自殺防止のための相談窓口を設置 未成年の性的コンテンツ拡散を防ぐ「Take It Down」提供	独自の通報・相談窓口を提供〔EU〕 各国の通報窓口と連携〔米、英、韓、豪〕
保護者による管理・同意	保護者同意機能	未成年のアカウント作成時に保護者の同意を得る必要はない。 保護者が未成年アカウントのブロックしたすべてのアカウント、フォロー中リスト、フォロワーリストを確認可能 子どもの利用時間の指定や利用時間の確認が可能〔カスタム設定〕 指定した時間帯に子どもがTikTokを利用できないようにする機能を提供〔カスタム設定〕 子どものアカウントの非公開/公開を設定可能〔カスタム設定〕 他のユーザーに おすすめとして表示されないように指定可能〔カスタム設定〕	未成年のサービス利用に際して保護者の同意取得を義務付け〔仏〕
プライバシー	ユーザー保護	プライバシー侵害のあるコンテンツは削除依頼が可能 子どものDMの内容を保護者が見ることはできない	未成年のアカウントをデフォルトで非公開化〔EU〕 忘れられる権利を保障し、データ削除の要求が可能〔英、仏〕
	事業者への制限	*** （13歳～17歳においても利用データが取得される）	未成年からのデータ収集を制限〔米〕 未成年へのターゲット広告を停止〔米、EU〕
他機能・取組み	その他	Android、iOSが提供するペアレンタルコントロール機能を推奨	オンライン安全意識を高めるキャンペーンや自殺予防活動を推進〔韓〕 グローバル向けの透明性報告書を3カ月に一度、DSA向けの透明性報告書・リスク評価報告書を半年に一度ずつ発行〔EU〕 リスク評価報告書では、青少年保護関連リスクへの対策の記載と具体的なリスク評価を実施〔EU〕

注：諸外国における取組みについては、政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

TikTok | 青少年保護機能や考え方〔1/4〕

- 国内において、TikTokは未成年者に有害な影響を与えたり、危害を加えることを助長するコンテンツを制限することで、日本の制度に適合した保護機能を提供している。

分類			タイトル	国内における取組概要
年齢確認	年齢確認		自己申告制	- 日本国内での利用は13歳以上に限定。 - アカウント作成時の年齢確認は自己申告制で、公的身分証明書は要求されない。
			身分証明書のアップロード	18歳以上に制限をされているLive配信や収益化を行う場合に、年齢確認が取れていないユーザーに対して、身分証（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）の画像送信をする必要がある。
コンテンツ リスク回避	モデレー ション	審査基準・ ポリシー	基本ポリシー	- 未成年の安全を保つための包括的なアプローチとして、以下の取組みを挙げている。 ➢ 絶対に許容しない（ゼロトレランス）ポリシー ➢ 革新的なテクノロジー ➢ アプリ内機能 ➢ 教育リソース ➢ 業界パートナー、非営利団体、学術機関、政府との協力による、オンライン上での未成年ユーザー保護に向けた活動
			コンテンツ審査	- 投稿されるすべての動画を対象に、24 時間 365 日、独自の自動モデレーション技術および人間のモデレーターによる審査を実施。以下の利用規約に反するコンテンツを削除。 ➢ ウィルス、無許可の広告、第三者の個人情報、他社の著作権や症状、名誉棄損、犯罪や危険行為、身体的暴力、差別、その他好ましくないと判断される内容
			CSEA/CSAMへの対応	CSEAやCSAMの疑いがあるコンテンツは、コンテンツを削除に加え、全米行方不明・被搾取児童センター（NCMEC）及び関連する法執行機関に報告され、コンテンツを共有したアカウントも永久停止とすることがある。
		アルゴリズム	未成年向けアルゴリズム	18歳未満のアカウントに対しては、「成人の視聴者を想定したコンテンツ」や「複雑なテーマを含む動画」が自動的に除外。
			AI生成コンテンツの視聴設定〔カスタム設定〕	全ユーザーを対象に、トピック管理機能からAI生成コンテンツをどれだけ見たいか設定することが可能。

TikTok | 青少年保護機能や考え方〔2/4〕

分類			タイトル	国内における取組概要
コンテンツ リスク回避	フィルタリ ング	コンテンツ	年齢制限コンテンツ 〔デフォルト設定〕	・ コミュニティガイドラインの「年齢制限」基準に該当するコンテンツを特定した場合は、そのコン テンツは成人の方のみ閲覧可能となる。
			使用制限モード 〔カスタム設定〕	・ 年齢制限コンテンツに加え、未成年には適していない可能性があるコンテンツの表示が制限 可能。デフォルトではないため、保護者が子どものアカウントの使用制限モードをオンにする必 要がある。
			キーワードフィルター 〔カスタム設定〕	・ ファミリーペアリング機能と連動し、保護者が特定の単語やハッシュタグを登録することで、それ らを含む動画を表示させないようにカスタマイズすることが可能。キーワードフィルターの機能は 全年齢使用可能。
		広告	広告配信の制限 〔デフォルト設定〕	・ 18歳未満のユーザーへの広告配信に関して、アルコール、ギャンブル、特定の金融商品、処 方箋薬など、法律やプラットフォームのガイドラインで未成年者への広告が禁止されている商 品やサービスは、ターゲティング設定に関わらず配信できない。
			広告であることの表示 〔デフォルト設定〕	・ 動画の左下に広告であることの表示がされる。
	レコメンド	多様なコンテンツのレコメンド 〔デフォルト設定〕		・ 全年齢対象に同一のテーマ（特にネガティブな感情や身体イメージに関連するもの）の動 画が連続しないよう、異なるジャンルの動画（教育、エンタメ、風景など）を意図的に割り込 む。（未成年向けに特化したレコメンド機能は搭載されていないと想定される。）
		フィードの対象基準 〔デフォルト設定〕		・ 全年齢対象に、コミュニティガイドラインの「『おすすめ』フィードの対象外」基準に該当するコン テンツ（極端なフィットネスやダイエット、性的暗示、悲しみ、または過度に一般化されたメン タルヘルスに関するアドバイスなど、ネガティブな体験につながる可能性のあるコンテンツ）を特 定した場合、そのコンテンツは「おすすめ」フィードには表示されない。
依存リスク 回避	利用制限	時間制限	視聴時間制限 〔デフォルト設定〕	・ 18歳未満のアカウントでは、1日60分の視聴時間制限が自動的に設定されている（制限 時間に達した際、視聴を続けるためのパスコードの入力が求められる）。 ・ 60分の時間制限を解除し、1日100分以上利用した場合、視聴時間を設定するよう通知。 ・ 18歳未満のすべてのユーザーのアカウントでは、視聴時間を振り返る通知が毎週送信される。
			夜間の通知ミュート 〔デフォルト設定〕	・ 13歳から15歳のアカウントは午後9時から、16歳から17歳のアカウントは午後10時からプッ シュ通知を受信しないようにデフォルトで設定されている。
		機能制限	健全なデジタル習慣の促進 〔デフォルト設定〕	・ 午後10時以降に16歳未満のユーザーがTikTokを利用している場合、視聴している動画 が一度中断され、瞑想エクササイズが表示される。
			タスク&リワードプログラムの制限 〔デフォルト設定〕	・ 18歳未満のTikTok Liteユーザーはタスク達成に応じてポイントを得られる機能を利用不可
	インターフェース設定 （自動再生等）		自動スクロール機能 〔カスタム設定〕	・ 全ユーザーに対して自動スクロール機能を提供。 ・ デフォルトでオフだが、画面の長押しをして項目を選択することで自由に設定変更可能。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

TikTok | 青少年保護機能や考え方〔3/4〕

	分類	タイトル	国内における取組概要
コンタクト/コンダクトリスク回避	利用制限（情報発信制限等）	Live配信の制限 〔デフォルト設定〕	・ 18歳未満のアカウントではTikTok LIVE配信ができない。
		ギフトの購入・受取制限 〔デフォルト設定〕	・ 18歳未満のアカウントでは、LIVE配信用のギフトの購入、受取ができない。
		動画ダウンロード 〔デフォルト設定〕	・ 投稿したコンテンツを他のユーザーがダウンロードできる機能について、13歳～15歳は機能はオフに設定されており、公開アカウントの場合でも変更できない。 ・ 16～17歳について、公開アカウントの場合は機能をオンにして、他のユーザーに動画のダウンロードを許可することが可能。
		Rethink機能 〔デフォルト設定〕	・ 不適切なコメントを投稿しようとするユーザーに、コミュニティガイドラインに違反する内容を含む言葉が含まれたコメントであることを通知し、コメントの再考を促す機能を提供。 ・ 通知が表示された未成年ユーザーのうち、かなりの割合がコメントを編集しなおしている。
		リミックス機能の制限 〔デフォルト設定〕	・ 13歳～15歳は自分の投稿を他人が再利用することができるリミックス機能の設定が、常にオフになっており変更できない。
	コミュニケーション制御（通報・ブロック等）	コメント欄のコントロール 〔カスタム設定〕	・ 自分の動画にコメントできるユーザーを選択可能（相互フォロワーのみ等）。 ・ 動画のコメント欄をオフにできる機能も提供。
		DMの利用制限 〔デフォルト設定〕	・ 16歳未満のアカウントではDM機能を利用できない。また年齢に関わりなく、DMで写真は送れない。（性的な写真などを要求されて送ってしまうことを防ぐため） ・ DM・コメントを削除・ブロックする機能や、発信者をブロックする機能を提供。
		通報機能	・ アプリ内およびサイトにオンライン報告ツールを提供。
	相談窓口	ヘルプセンター	・ 問題が発生した場合に報告できる相談窓口を提供。（ウェブページ） ・ 別途、メールやアプリ上でのチャットで問い合わせも可能。
		自殺・自傷防止に向けた相談窓口の紹介	・ 「自殺」「死にたい」「リストカット」「オーバードーズ」などのワードで検索したユーザーに対して、自動的にホットラインを表示。クリックするだけで電話をかけられる仕様となっている。 ・ TikTokの安全に関するウェブサイト、ホットラインやメンタルヘルスに関する情報も掲載。
		詐欺防止	・ 投資詐欺と関係が深いと想定されるキーワード（「元金保証」「お金の勉強」「経済的自由」など）で検索すると、注意喚起するバナーや金融庁・消費者庁の相談窓口の電話番号も表示。
		未成年の性的コンテンツ拡散を防ぐ「Take It Down」機能	・ 自身の性的な画像や動画が拡散される可能性がある場合等で、TakeItDown.NCMEC.orgで拡散を防ぎたい画像や動画を選択すると、加盟するオンラインプラットフォーム上で該当する画像や動画が検出、取り下げ・新規投稿防止が可能。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

TikTok | 青少年保護機能や考え方〔4/4〕

	分類	タイトル	国内における取組概要
保護者による 管理・同意	アカウント登録への同意	***	未成年のアカウント作成時に保護者の同意を得る必要はない。
	利用状況確認	フォロー・フォロワーの確認	保護者が未成年アカウントのブロックしたすべてのアカウント、フォロー中リスト、フォロワーリストを確認できる。
	利用制限	利用時間の管理 〔カスタム設定〕	子どもの利用時間の指定や利用時間の確認ができる。
		休憩タイム機能 〔カスタム設定〕	指定した時間帯に子どもがTikTokを利用できないようにする機能を提供（食事時間や学習時間、夜間、旅行など、ライフスタイルに合わせて柔軟に設定できる）。
	コンテンツ制御	検索制限 〔カスタム設定〕	動画、ハッシュタグ、LIVE動画などを検索できるかどうか保護者が設定できる。
プライバシー	プライバシー設定の変更・承認	アカウントの公開範囲の管理 〔カスタム設定〕	- 子どものアカウントの非公開/公開状態を設定でき、また他のユーザーに おすすめとして表示されないように指定できる。 - 子どもが「いいね」した動画について、閲覧できるユーザーを選択できる。
	ユーザー保護	DMのプライバシー保護 〔デフォルト設定〕	子どものDMの内容を保護者が見ることはできない。。
		プライバシー侵害にあたるコンテンツの削除	全年齢対象で、プライバシー侵害にあたるコンテンツ（個人情報の投稿や、自分が写っている動画のアップロード）等はコンテンツ削除の依頼が可能
		アカウントのプライバシー設定 〔デフォルト設定〕	16歳未満のアカウントのデフォルトのプライバシー設定は「非公開」に設定されている（友達として承認した人しか動画が閲覧できない）。
	事業者への制限	未成年の利用データ取得 〔デフォルト設定〕	13歳～17歳においてもデータは取得される。 - 電気通信事業法（外部送信規律）に則って、取得したデータを送付。
他機能・取組み	その他	端末側でのペアレンタルコントロール	Android、iOSが提供するペアレンタルコントロール機能を推奨。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

TikTok | 諸外国における青少年保護機能や考え方（差分のみ）〔1/3〕

- 各国政府はTikTokに対し、青少年保護に資する様々な要求を行っており、TikTok for Younger Usersの提供やタスク&リワードプログラムの撤廃など、TikTokとして地域別に対応している事例も存在。

— 地域別の対応後、他地域にも展開されている取り組みも見受けられる。

分類			タイトル	諸外国における取組概要（差分のみ記載）
年齢確認	年齢確認		厳格な年齢確認システムの要求	- プラットフォームに対して、モバイルネットワーク認証、銀行口座への連携、EUデジタルIDウォレット（2026年導入予定）など、信頼性が高く回避困難な年齢確認システムを要求〔EU〕 - プラットフォームに対して、子どもの利用を避けるため、政府ID、顔、音声認識、AI年齢推定など、複数の年齢保証技術を活用した「合理的な措置」を要求〔豪〕
			AIによる年齢推定	TikTokはAIによる年齢推定システムの試験運用を英国で実施し、今後はEU含むより広い地域に展開予定〔EU、英〕
			「参考」年齢保証	アカウントが未成年ユーザーのものだと疑われる場合は、年齢保証に詳しい専門のレビューチームが身長に年齢を判断し、13歳未満の可能性のあるアカウントは削除される〔世界共通〕
コンテンツリスク回避	モデレーション	審査基準・ポリシー	モデレーションに関する説明	DSAに基づき、TikTokは審査基準、審査プロセス、異議申し立てプロセスなど、コンテンツモデレーションに関する詳細な説明を実施〔EU〕
			モデレーションのAI依存への反発	英議会の科学・イノベーション・技術委員会は、TikTokがコンテンツモデレーションの人員削減を行い、AIモデレーションに移行することについて、モデレーションの信頼性が担保されていない点を指摘〔英〕
			透明性の要求	欧州委員会はTikTokに対し、研究者に公開データへの十分なアクセス権を与える法的義務を破ったと指摘〔EU〕
		アルゴリズム	アルゴリズムのリスク評価	DSAに基づき、TikTokのアルゴリズムシステムを含むシステム設計に起因する悪影響の評価・軽減を要求〔EU〕
	フィルタリング	コンテンツ	***	特段、日本国内の取組みとの差分は確認されず
		広告	ターゲット広告の禁止	法的根拠に基づき、子ども向けのターゲット広告を禁止〔米、EU〕
			広告の透明性管理	DSAに基づき、プラットフォームに対して広告の表示理由に関する透明性管理や、広告へのラベルの付与を要求（EU）
	レコメンド		連続視聴対策	レコメンドのパーソナライズ機能について、オフにできる選択肢を提供〔EU〕
			レコメンドシステムの精査	- アルゴリズムによるレコメンドシステムの影響でユーザーが過度な依存に陥ることを防ぐため、TikTokのレコメンドシステムの監視・検証を実施〔EU〕 - レコメンドシステムにより、不適切または有害なコンテンツが提供されることへの懸念の高まりを踏まえ、TikTokのレコメンドシステムについて調査を実施〔英〕

注：政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

TikTok | 諸外国における青少年保護機能や考え方（差分のみ）〔2/3〕

分類			タイトル	諸外国における取組概要（差分のみ記載）
依存リスク回避	利用制限	時間制限	スクリーンタイム制限	・ 13歳未満の米ユーザー向けに設計されているTikTok for Younger Usersにおいて、スクリーンタイム制限の機能を提供〔米〕
			ライブ配信の時間制限	・ 未成年のクリエイター保護のため、未成年ユーザーは午後10時～午前6時、または3時間以上の連続ライブ配信を控えるようガイドラインで勧告〔韓〕
		機能制限	タスク&リワードプログラムの撤廃	・ 欧州委員会はTikTok Liteのスクリーンタイムのタスク&リワードプログラムについて、依存性の高さに対して懸念の表明・調査を実施し、それに応じる形でTikTokは同プログラムの導入を中止〔EU〕
			依存性の高い機能のデフォルト無効化	・ 無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh、報酬ループ等の依存性機能のデフォルト無効化を要求〔EU〕
	インターフェース設定（自動再生等）	依存性の高いUIの禁止	・ 無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh等の依存性機能のデフォルト無効化を要求（EU）	
コンタクト/コンダクトリスク回避	利用制限（情報発信制限等）	コメント制限	・ 13歳未満の米ユーザー向けに設計されているTikTok for Younger Usersにおいて、コメントを禁止〔米〕	
		動画投稿制限	・ 13歳未満の米ユーザー向けに設計されているTikTok for Younger Usersにおいて、動画投稿を禁止〔米〕	
		ライブ配信の時間制限（再掲）	・ 未成年のクリエイター保護のため、未成年ユーザーは午後10時～午前6時、または3時間以上の連続ライブ配信を控えるようガイドラインで勧告〔韓〕	
	コミュニケーション制御（通報・ブロック等）	メッセージ制限	・ 13歳未満の米ユーザー向けに設計されているTikTok for Younger Usersにおいて、他ユーザーとのメッセージを禁止〔米〕	
	相談窓口	独自の通報・相談窓口の提供	・ TikTokはEUコミュニティ向けに、専任モデレーター及び法務専門家がコンテンツを審査し、当該国のみでアクセスを制限できる独自の通報オプションを導入〔EU〕	
		各国の通報・相談窓口との連携	・ TikTokは各国の通報・相談窓口と連携し、コンテンツの直接報告やヘルプラインに関する情報を提供〔米、英〕	
保護者による管理・同意	保護者同意機能	保護者同意の義務付け	・ 仏政府はソーシャルメディアプラットフォームに対し、15歳未満の子どもたちの年齢確認と保護者同意取得を義務付け〔仏〕	
プライバシー	ユーザー保護	アカウントのプライベート化	・ TikTokは16歳未満のEUユーザーのアカウントをデフォルトで非公開化〔EU〕	
		忘れられる権利	・ EU、イギリス、韓国などの国は子どもに対して「忘れられる権利」を保証し、自分自身または第三者が投稿した個人情報のオンライン削除の申請が可能〔EU、英、韓〕	
	事業者への制限	データ収集の禁止	・ COPPAに基づき、保護者の同意なしに子どもから個人情報の収集・使用を行うことを禁止〔米〕	

注：政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

TikTok | 諸外国における青少年保護機能や考え方（差分のみ）〔3/3〕

分類		タイトル	諸外国における取組概要（差分のみ記載）
その他	キャンペーン実施	キャンペーンの実施	TikTokは韓国において、オンライン安全意識を高めるキャンペーンや、青少年の自殺予防活動の推進を実施〔韓〕
	報告書の発行	DSA向けのリスク評価報告書、透明性報告書の発行	- DSA向けの透明性報告書・リスク評価報告書を半年に一度ずつ発行〔EU〕 - リスク評価報告書では、青少年の年齢不適切コンテンツ、年齢確認、オンラインエンゲージメント、児童性的虐待に関する対応策の記載とリスクの具体的評価を実施〔EU〕
		その他地域向けの透明性報告書の発行	グローバル向けの透明性報告書を3カ月に一度ずつ発行

注：政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

LINE（LINEヤフー） | 基本情報

- LINEヤフーは、無料のコミュニケーションツールであるLINE等を展開する日本のIT企業である。
- LINEの国内ユーザー数9,800万人に昇り、幅広いユーザーに用いられている。

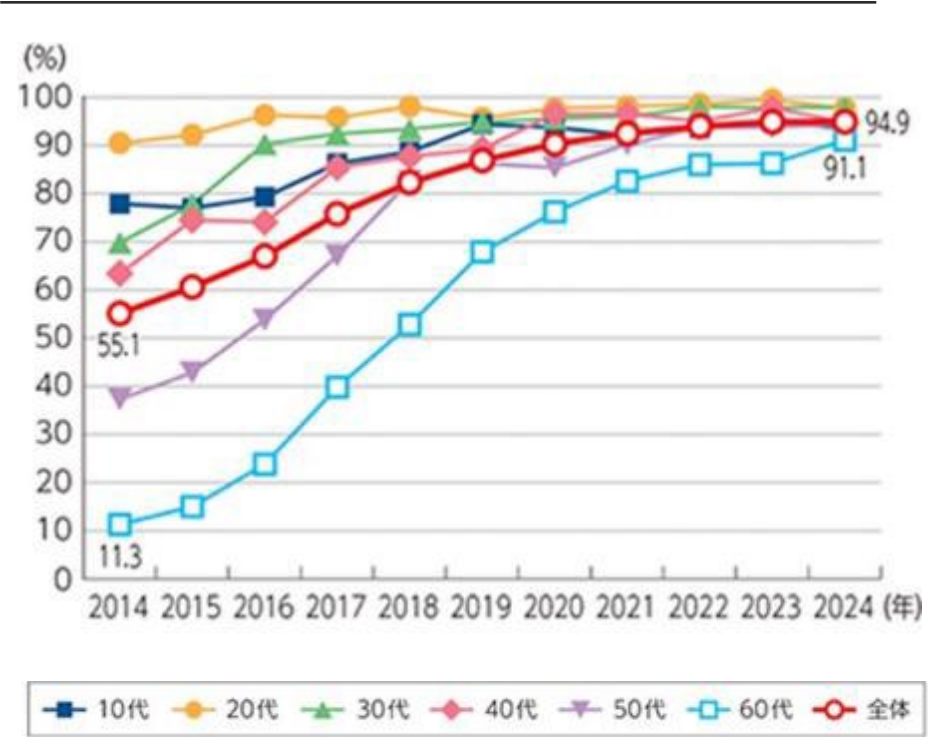
企業概要	
企業名	LINEヤフー ➤ ソフトバンクグループと韓NAVERの合併会社であるAホールディングスの子会社という位置づけ
本社所在地	東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー
拠点・日本法人	日本の他にアメリカ、韓国、台湾、中国、シンガポール、ベトナム、タイ、香港、インドネシアに拠点を持つ
売上高	1兆9,174億円（2024年度）
従業員数	15,135人（単体; 2024年） 27,003人（連結; 2024年）
事業概要	- インターネット広告事業 - イーコマース事業 - 会員サービス事業 - グループ会社の経営管理業務

サービス概要	
サービス名	LINE
概要	無料でチャットや通話を利用できるコミュニケーションツール
コンテンツの特徴	- 多彩なトーク機能（感情を表現できるスタンプ機能、メッセージの閲覧状況を確認可能できる既読機能等） - コミュニケーション以外の機能も充実（アルバム機能やニュース配信機能も備える）
主な機能	- トーク（グループトーク含） - 無料通話（音声通話、ビデオ通話） - スタンプ - 動画閲覧・投稿 - 決済・金融サービス - ニュース配信
料金	- 基本的な機能（トーク、無料通話）は無料で利用可能 - 一部の追加サービス（有料スタンプ等）は課金が必要
ユーザー数	9,800万人（国内; 25/3時点）

LINE（LINEヤフー） | 青少年の利用状況

- LINEは、年代別の利用率の差は少なく、10代の利用率は93.6%である。

LINEの利用率の推移（年代別）



10代 (%)											
年代	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
10代	77.9	77	79.3	86.3	88.7	94.4	93.7	92.2	93.6	95	93.6

出所：総務省「令和7年版情報通信白書」を基に総務省作成

LINE | 保護機能の概要と諸外国差分の整理〔1/2〕

- ・ LINEは通信キャリアやOS事業者が提供する保護サービスと連携することで国内の規制に対応している。
- ・ 諸外国の規制に対し、個別に機能を追加することで対応を実施。

ジャンル			メッセージ・通話	
サービス名			LINE	
エリア			日本	諸外国（差分のみ記載）
年齢確認	年齢確認		国内での利用推奨年齢は12歳以上 通信キャリアの情報を照合した年齢確認を実施	各国規則に応じた年齢制限を導入〔米、EU、韓〕
コンテンツ リスク回避	モデレーション	審査基準・ ポリシー	ネット利用のリスクを抑え安心な環境づくりを行う AIと専門スタッフによる違反コンテンツの削除	EU地域のユーザー向けにコンテンツモデレーションに関する記載を追加〔EU〕
		アルゴリズム	*** (未成年向けのアルゴリズムは搭載されていない)	***
	フィルタリング	コンテンツ	通信キャリアが提供するフィルタリングサービスの利用を推奨 未成年ユーザーの端末では、アダルト、ギャンブル、出会いを示唆するカテゴリのオープンチャットが検索結果に表示されない	***
		広告	18歳未満のユーザーに対するターゲティングを禁止 〔デフォルト設定〕 全年齢を対象に広告であることの明確な表示 〔デフォルト設定〕	未成年へのターゲット広告の停止を要求〔米、EU〕
	レコメンド		未成年向けの特筆すべきレコメンド機能はない	***
依存リスク 回避	利用制限	時間制限	*** (LINEアプリには利用時間の制限機能が実装されていない Googleの「ファミリーリンク」やiOSの「スクリーンタイム」を利用するように推奨)	***
		機能制限	*** (依存リスクを回避するための特筆すべき機能制限はない)	LINE VOOMの提供なし（ただし、青少年保護の文脈によるものは不明）〔米、EU、英、仏、韓、豪〕
	インターフェース設定 (自動再生等)		*** (依存リスクを回避する特筆すべきインターフェース設定なし)	***

注：諸外国における取組みについては、政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

LINE | 保護機能の概要と諸外国差分の整理〔2/2〕

ジャンル		メッセージ・通話	
サービス名		LINE	
エリア		日本	諸外国（差分のみ記載）
コンタクト/ コンダクトリ スク回避	利用制限 （情報発信制限等）	18歳未満はID検索と電話番号検索による友だち追加が不可	米、EU、英、豪などの諸外国ではID検索機能自体が未提供 〔米、EU、英、豪〕
	コミュニケーション制御機能 （通報・ブロック等）	ブロック機能を利用することで、特定の友だちからトークなどの受信拒否が可能 未成年による特定カテゴリのオープンチャットへの参加制限 〔デフォルト設定〕	***
	相談窓口	LINEを使用中に起こる問題や疑問へのお問い合わせ窓口を設置	EUユーザー向けの通報窓口を提供〔EU〕
保護者による管理・同意	保護者同意機能	*** （LINEアプリ自体には、ペアレンタルコントロール機能はない スマートフォン自体の利用制限機能（Google Family Link、 iOS Screen Time）を用いて、アプリの起動、インストール、課 金を制御可能）	プライバシーポリシーにおいて、保護者同意の必要性を明記 〔韓〕
プライバ シー	ユーザー保護	全年齢を対象にエンドツーエンド暗号化通信方式を利用	プライバシーポリシーにおいて、未成年者の個人情報の保護につ いて明記〔韓〕
	事業者への制限	13歳未満のユーザーデータの利用を禁止 〔デフォルト設定〕	プライバシーポリシーにおいて、米・EU・タイ・インドネシアの未成 年者から個人情報を故意に収集しないことを明記〔米、EU〕
他機能・取 組み	その他	青少年向けに情報モラル教育を実施	EUのDSA対応として、DSA透明性レポートを1年ごとに発行。 ただし、詳細なレポート内容やリスク評価に関する記載は確認で きず〔EU〕

注：諸外国における取組みについては、政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

LINE | 青少年保護機能や考え方〔1/2〕

- LINEは通信キャリアやOS事業者が提供する保護サービスの利用を推奨することで、未成年者に有害な影響を与えたり、危害を加えることを助長するコンテンツを制限している。

分類			タイトル	国内における取組概要
年齢確認 コンテンツ リスク回避	年齢確認		キャリアの情報を照合した年齢確認	ユーザーがLINEアプリ内から各キャリアのサポートサイトへログインし、キャリア側で管理されている生年月日情報と照合を行う。
			推奨年齢	LINEの利用推奨年齢レートは12歳以上。
	モデレーション	審査基準・ポリシー	基本方針	- 未成年がインターネットを利用する上でのリスクを受容可能なレベルにまで抑えた状態にするために、人間・社会・技術の3つの側面から取り組みを進めている。 - 人間：学校での講演やワークショップ授業による情報モラルの啓発活動 - 社会：LINEヤフー株式会社の自主的な判断による規制の実施 - 技術：18歳未満のLINE ID設定・検索制限、フィルタリングの活用
			AIと専門スタッフによる違反コンテンツの削除	LINE VOOMでは画像やテキストの自動削除を実施。イメージフィルター（AIにより画像の特性を検知・分類を行い、違反の可能性が高い画像または動画を含む投稿に対して自動削除を行う）にて自動削除を行うほか、上記項目に抵触する単語・表現が含まれている場合も自動削除を行う。AIによる機械的なフィルタリングのあとに、人の目による確認を実施。
		アルゴリズム	***	未成年向けのアルゴリズムは搭載されていない。
		フィルタリング	コンテンツ	通信キャリアが提供するフィルタリングサービスの利用を推奨。
			AI画像フィルター 〔デフォルト設定〕	オープンチャット内でAI画像フィルターを活用し、わいせつ、児童ポルノ、不快画像などと判定されたものは自動で削除される。（全年齢対象）
			広告	LINEヤフーの広告配信システムにおいて、18歳未満のユーザーに対するターゲティングを禁止している。
		インターフェース設定 （自動再生等）	広告であることのわかりやすい表示 〔デフォルト設定〕	第三者広告の場合は「広告」または「AD」表記を記載している。（全年齢対象）
			***	未成年向けの特筆すべきインターフェース設定はない。
依存リスク 回避	利用制限	時間制限	***	- LINEアプリには利用時間の制限機能が実装されていない。 - Googleの「ファミリーリンク」やiOSの「スクリーンタイム」を利用するように推奨している。
		機能制限	LINE AIの利用制限 〔デフォルト設定〕	LINEアプリ内でAIと会話できる「LINE AI」は13歳以上が利用可能。
			***	依存リスクを回避するための特筆すべきインターフェース設定はない。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

LINE | 青少年保護機能や考え方〔2/2〕

	分類	タイトル	国内における取組概要
コンタクト/ コンダクト リスク回避	利用制限 (情報発信制限等)	ID検索・電話番号検索の制限 〔デフォルト設定〕	・ 18歳未満のユーザーはID検索と電話番号検索による友だち追加ができない。
		LINE AIトークサジェスト利用制限 〔デフォルト設定〕	・ 返信案を提案する「LINE AIトークサジェスト」は13歳以上が利用可能。
		LINE公式アカウント禁止行為	・ なりすまし行為、著作権・商標違反、暴力的な表現、露骨な性的表現、差別、個人情報の不正な収集・開示、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、異性との交際を目的とする行為等は利用規約により禁止されている。
	コミュニケーション制御 (通報・ブロック等)	通報	・ 全ユーザーを対象に、不適切なユーザーを運営に通報するための機能を提供。不適切な利用者であると判断された場合、当該ユーザーのアカウントの利用が制限される場合がある。
		ブロック機能	・ ブロック機能を利用することで、特定の友だちからトークなどの受信拒否が可能。
		オープンチャットの参加制限 〔デフォルト設定〕	・ 未成年ユーザーの端末では、アダルト、ギャンブル、出会いを示唆するカテゴリのオープンチャットが検索結果に表示されない。
		オープンチャットの監視基準厳格化	・ オープンチャットにて、未成年が巻き込まれやすいトラブル（健康被害、闇バイト、誹謗中傷など）を防ぐため、それぞれのトピックに関する取り締まり基準が強化された。
	相談窓口	ヘルプデスク	・ LINEを使用中に起こる問題や疑問へのお問い合わせ窓口を設置。アカウント乗っ取りなどの相談にも対応。
保護者による管理・ 同意	アカウント登録への同意	***	- LINEアプリ自体には、ペアレンタルコントロール機能は存在しない。 - OSの利用制限機能（Google Family Link、iOS Screen Time）を用いて、アプリの起動、インストール、課金を制御する。
	利用状況確認		
	利用制限		
	コンテンツ制御		
	プライバシー設定の変更・承認		
プライバシー	ユーザー保護	レターシーリング 〔デフォルト設定〕	・ 全年齢を対象にエンドツーエンド暗号化という、送信者と受信者以外の人メッセージ内容を解読できないようにする通信方式を利用。サーバー上でもメッセージの内容は暗号化された状態で保存している。
	事業者への制限	13歳未満のユーザーのデータ取得制限 〔デフォルト設定〕	・ LINEやフーの広告データ利用基準において、13歳未満のユーザーデータの利用を禁止している。
他機能・取組み	その他	情報モラル教育 (LINEみらい財団)	- 青少年のインターネット利用環境の整備の一環として、学校や企業、自治体、政府機関などと協力し合いながら、情報モラル教育活動を展開。 - 全国の自治体や学校にSNS・インターネット利用に関する情報モラル教育の啓発活動、教材の提供を行っている。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

LINE | 諸外国における青少年保護機能や考え方（差分のみ）

- LINEはプライバシーポリシー・利用規約で米国・EUユーザー向けの特記を行っているものの、具体的な取り組み自体には日本との大きな差分はない。

分類		タイトル	諸外国における取組概要（差分のみ記載）
年齢確認	年齢確認	年齢制限	- LINEプライバシーポリシー上に、米国において13歳未満のユーザーはサービスの対象としていないことを明記〔米〕 - GDPRに基づき、EEA加盟国ユーザーは16歳以上の年齢制限が存在〔EU〕 - 韓国においては14歳未満のユーザーの利用を禁止〔韓〕
		「参考」 年齢確認システム	日本以外の諸外国において、IDやクレジットカード等を利用した年齢確認システムに関する記載はなく、基本的には自己申告制と推測される
コンテンツ リスク回避	モデレーショ ン	審査基準・ポリシー	LINEは利用規約上にコンテンツモデレーションに関するEUユーザー向けの説明を記載〔EU〕
		アルゴリズム	***
	フィルタリ ング	コンテンツ	***
		広告	ターゲット広告禁止
依存リスク回 避	レコメンド		***
	利用制限	時間制限	***
		機能制限	「参考」 LINE VOOM機能
	インターフェース設定		***
コンタクト/コ ンダクトリスク 回避	利用制限（情報発信制限等）		***
	コミュニケーション制御 （通報・ブロック等）		ID検索機能
	相談窓口		通報・相談窓口
保護者による 管理・同意	保護者同意機能		保護者同意の必要性の明記
プライバシー	ユーザー保護		***
	事業者への制限		データ収集の禁止
他機能・取組 み	報告書の発行		DSA向けの透明性 報告書の発行

注：政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

WhatsApp（簡易調査） | 青少年保護機能や考え方

- WhatsAppは青少年保護機能をほとんど提供しておらず、一部のプライバシー保護機能もデフォルトでは無効となっているため、ユーザー自身による設定変更が必要である。

分類			タイトル	取組概要
年齢確認	年齢確認		自己申告制	- ユーザー登録時に生年月日入力を入力する。 - 厳格な確認や公的IDの提出は義務でない。
コンテンツ リスク回避	モデレー ション	審査基準・ ポリシー	アカウント審査	AIによる不審な挙動の自動検知の後に人手による審査・アカウント停止措置を実施
		アルゴリズム	***	特筆すべき機能・取組みは確認出来ず
	フィルタリ ング	コンテンツ	児童性的虐待の検出・遮断	児童虐待画像など既知の違法コンテンツはハッシュ照合等で全世界的に検出・遮断
		広告	***	特筆すべき機能・取組みは確認出来ず
	レコメンド		***	フィード機能がないため、レコメンドは限定的
依存リスク 回避	利用制限	時間制限	***	特筆すべき機能・取組みは確認出来ず
		機能制限	***	特筆すべき機能・取組みは確認出来ず
	インターフェース設定 ※該当無			
コンタクト/ コンダクト リスク回避	利用制限 (情報発信制限等)		***	特筆すべき機能・取組みは確認出来ず
	コミュニケーション制御 (通報・ブロック等)		ブロック・通報機能	別のユーザーから連絡を受けたくない場合、通報、ブロック、または非表示にするアプリ内ツールを提供。
	相談窓口		お問い合わせ窓口	公式サイトにお問い合わせ窓口を設置している。
保護者による管理・ 同意	アカウント登録への同意		***	ペアレンタルコントロール機能の提供無し
	利用状況確認			
	利用制限			
	コンテンツ制御			
	プライバシー設定の変更・承認			
プライバ シー	ユーザー保護		メッセージの暗号化	メッセージ内容はE2E暗号化されており運営会社であっても見ることはできない。
			位置情報共有の無効化 〔カスタム設定〕	- 設定を変更することで、位置情報の共有を無効化にできる。 - デフォルトでは位置情報の共有がオンになっている。
			アカウント情報の公開 〔カスタム設定〕	- ログイン状況やプロフィール写真の公開設定が可能。 - デフォルトでは全員に公開される設定となっている。
	事業者への制限		***	

出所：各種公開情報を基に総務省作成

Snapchat（簡易調査） | 青少年保護機能や考え方〔1/2〕

- Snapchatはコンテンツ審査を徹底し、未成年への有害コンテンツの拡散を防いでいる。
- デフォルトでオンの保護機能に加え、ペアレンタルコントロールで安全性をさらに高めることが可能である。

分類			タイトル	取組概要
年齢確認	年齢確認		自己申告制	・ ユーザー登録時に生年月日入力を入力する。 ・ 13歳以上が利用可能で厳格な確認や公的IDの提出は義務でない。
コンテンツ リスク回避	モデレー ション	審査基準・ ポリシー	コミュニティガイドライン	・ コミュニティガイドラインにて、性的コンテンツ・暴力コンテンツ・テロリズム・ハラスメントやいじめ・詐欺等が禁止されている。
			コンテンツ審査	・ Spotlight（ショート動画）への投稿は、コミュニティガイドラインに照らし合わせて、AIによる自動フィルタリングと人間によるレビューを実施。違反コンテンツの拡散防止率は0.01%以下に抑えられている
		アルゴリズム	***	・ 特筆すべき機能・取組みは確認出来ず
	フィルタリ ング	コンテン ツ	検索のフィルタリング	・ アプリ内検索において、自殺、自傷行為、摂食障害などのキーワード検索結果には、有害なアカウントやコンテンツが表示されない。
			児童性的虐待の検出・報告	・ 児童性的虐待記録物については、ハッシュ照合技術を用いて自動的に検出・報告
	広告	広告制限	・ 13～17歳の利用者に対するギャンブルやアルコールに関する広告の制限	
	レコメ ンド	***		
依存リ スク 回避	利用制 限	時間制 限	***	・ 特筆すべき機能・取組みは確認出来ず
		機能制 限	いいね数の表示制限	・ 13～17歳の利用者は自分のストーリーやスポットライトがどれだけの人が「お気に入り」になったのかを把握することができない。
	インター フェース 設定 （自動再生等）		***	・ 特筆すべき機能・取組みは確認出来ず
コンタ クト/ コンダ クト リスク 回避	利用制 限 （情報発信制限等）		特定ワードへの警告	・ 薬物取引やセクストーションに関連する特定のキーワードやパターンを検知した場合、警告を表示する。
			非公開アカウント 〔デフォルト設定〕	・ 13～17歳の利用者のアカウントはデフォルトで非公開になっており、フレンドリストが非公開。相互フォローのユーザーのみコミュニケーションをとることが可能である。 ※16～17歳のみ、公開アカウントに変更が可能
			タグ付けの制限 〔デフォルト設定〕	・ 13～17歳の利用者のアカウントはストーリーやSpotlight動画の共有時に相互フォローでない限りタグ付けできない。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

Snapchat（簡易調査） | 青少年保護機能や考え方〔2/2〕

	分類	タイトル	取組概要
コンタクト/コンダクトリスク回避	コミュニケーション制御 (通報・ブロック等)	ストーリーへの返信制限	・ 15歳以下のユーザーは、公開ストーリーでフォローしているユーザーからストーリーの返信を受け取ることができない。
		ブロック・通報機能	・ 別のユーザーから連絡を受けたくない場合、通報、ブロック、または非表示にするアプリ内ツールを提供。
		知らないユーザーへの警告表示	・ 相互フォローでないユーザーとメッセージを送受信した場合には、アプリ内警告が表示される。
	相談窓口	支援リソースの提供	・ アプリ内検索において、自殺、自傷行為、摂食障害などのキーワード検索結果には、支援リソース（Here For You）が表示される。
		支援リソースの匿名送付	・ 支援リソースが必要と感じる友人をSnap社に報告することで、Snap社からその友人に支援リソース（相談窓口の案内など）を匿名で送付する機能を提供
保護者による管理・同意	アカウント登録への同意	***	・ 特筆すべき機能・取組みは確認出来ず
	利用状況確認	フレンドの確認 〔カスタム設定〕	・ 子どものアカウントのフレンドを確認可能
		チャット相手の確認 〔カスタム設定〕	・ 過去7日間に子どもがチャットした相手を確認することが可能
		位置情報の確認 〔カスタム設定〕	・ 子どもの位置情報を確認することが可能
	利用制限	AI機能の無効化 〔カスタム設定〕	・ 生成系AIチャットボットであるMy AIが、子どものアカウントへ応答することをブロックすることが可能
	コンテンツ制御	コンテンツ制限 〔カスタム設定〕	・ ストーリーとSpotlightで視聴するコンテンツを制限可能
	プライバシー設定の変更・承認	***	・ 特筆すべき機能・取組みは確認出来ず
プライバシー	ユーザー保護	位置情報のオフ 〔デフォルト設定〕	・ 全てのユーザーに対して、デフォルトで位置情報の共有機能がオフになっている。
		リマインダーの送信	・ プライバシー設定とアカウントのセキュリティを確認するよう定期的にリマインダーを送信
	事業者への制限	***	・ 特筆すべき機能・取組みは確認出来ず

出所：各種公開情報を基に総務省作成

Instagram（Meta） | 基本情報

- Metaは、InstagramやFacebookといったソーシャルメディアプラットフォームを運営する米国のIT企業である。
- Instagramは写真や動画の共有を主な機能とするSNSで国内で約6,600万人が利用している。

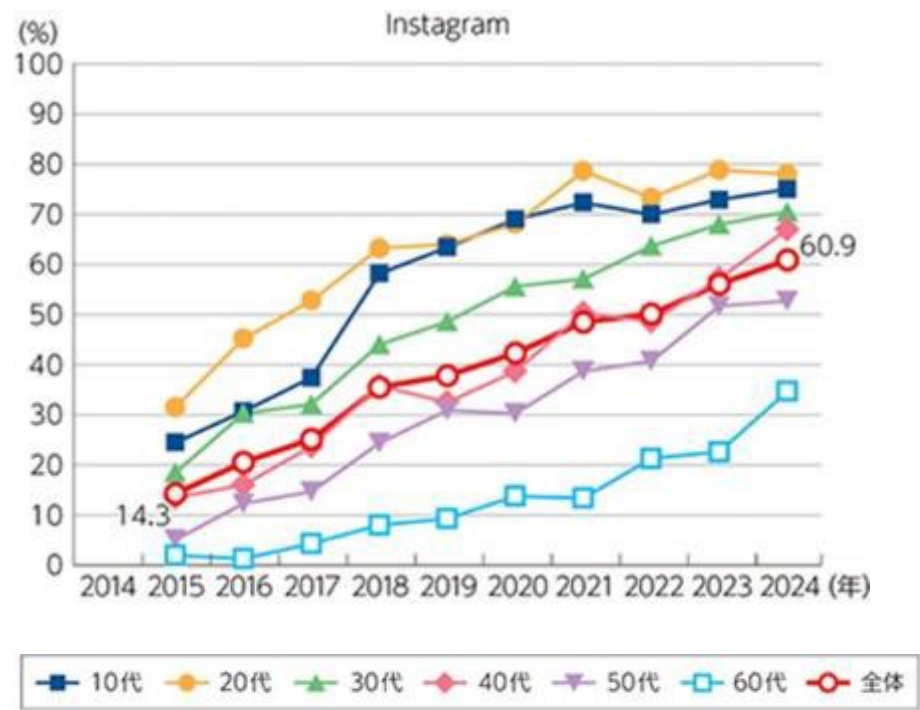
企業概要	
企業名	Meta Platforms Inc
本社所在地	アメリカ合衆国カリフォルニア州メンローパーク (1 Meta Wy, Menlo Park, CA 94025 USA)
拠点・日本法人	世界70都市以上に拠点を持つ 日本では渋谷区に日本法人を持つ（Facebook Japan 合同会社）
売上高	2,009億米ドル（2025年度）
従業員数	78,865人（2025年12月時点）
事業概要	• VR事業 • AIスマートグラス事業 • ソーシャルメディアプラットフォーム運営 ➢ Instagram ➢ Facebook ➢ Messenger ➢ WhatsApp

サービス概要	
サービス名	Instagram
概要	写真や動画の共有を主な機能とするSNS
コンテンツの特徴	• 画像や動画の共有に特化したSNSであり、視覚的なコンテンツが中心となっている
主な機能	• 写真・動画の共有 • 短期間の投稿ができる「ストーリーズ」機能 • 投稿へのハッシュタグ • DM機能 • 短時間の動画作成・共有（リール）機能 • ショッピング機能
料金	• 基本無料で利用が可能 • クリエイターやインフルエンサーが限定コンテンツを提供できるサブスクリプションサービスも提供
ユーザー数	• 月間アクティブユーザー数は以下のとおり ➢ 世界：約30億人（2025年9月時点） ➢ 日本：約6,600万人（2025年1月時点）

Instagram（Meta） | 青少年の利用状況

- Instagramは、20代の利用が最も多く、10代の利用率は75%である。

Instagramの利用率の推移（年代別）



	Instagramの利用率の推移（年代別）										
	（％）										
年代	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
10代		24.5	30.7	37.4	58.2	63.4	69	72.3	70	72.9	75

出所：総務省「令和7年版情報通信白書」を基に総務省作成

Instagram | 保護機能の概要と諸外国差分の整理〔1/2〕

- Instagramは保護機能を拡充しているが、諸外国は年齢確認や依存性の高いUI等の改善を要求している。
- 日本は年齢確認の高度化・広告制限・UI規制において、諸外国と対応の差異が見られる。

ジャンル			マイクロブログ・SNS	
サービス名			Instagram	
エリア			日本	諸外国（差分のみ記載）
年齢確認	年齢確認		自己申告制ではあるが、セルフイー動画とAIを活用した年齢確認や友人による認証、AIによる年齢推定	米国において、高度な年齢認証を先行導入〔米〕 ※その後、日本、EU、オーストラリア、韓国等にも拡大
コンテンツ リスク回避	モデレーション	審査基準・ポリシー	各国の言語や文化的文脈（スラング、隠語）を学習させたAIモデルを展開、専門の人手により審査している	Metaは米国、イギリス、オーストラリア、カナダにおいて、未成年向けアカウントのコンテンツの審査基準をPG-13指定映画と同等のものに強化〔米、英、豪〕 欧州委員会はMetaに対しモデレーションの透明性を要求〔EU〕
		アルゴリズム	米国の映画業界が適用している年齢制限基準を取り入れ、「アルコール」や「流血」、「大麻」、「ポルノ」といった特定の言葉を含む投稿などを非表示にしている	欧州委員会はInstagramに対して、アルゴリズムによる依存を懸念し、調査を実施〔EU〕
	フィルタリング	コンテンツ	自殺、自傷行為、摂食障害に関連する検索結果を非表示〔デフォルト設定〕	フィルタリングが自動的に適用された未成年向けアカウントを先行導入（日本でも遅れて導入済み）〔米、英、豪〕
		広告	広告配信の際に、性別や市区町村よりも狭い地域のターゲット指定不可、過去のエンゲージメント情報の使用不可〔デフォルト設定〕	MetaはEUの未成年への広告配信を一時停止〔EU〕 DSAやCOPPAに基づき、ターゲット広告の禁止や広告のラベル表示を要求〔米、EU〕
	レコメンド		同じタイプのコンテンツを見ている未成年に対して、別のトピックに目を向けるよう促す機能を提供	DSAに基づき、Instagramはパーソナライズされたフィードを無効化するオプションを提供〔EU〕
依存リスク 回避	利用制限	時間制限	毎日60分が経過すると、アプリから離れることを促すお知らせを送信、午後10時～午前7時の間はデフォルトでスリープモードに〔デフォルト設定〕	利用時間リマインダー、スリープモード機能が搭載された未成年向けアカウントを先行導入〔米、英、豪〕 ※日本でも遅れて導入済み
		機能制限	公開投稿への「いいね！」の数を非表示にしている〔デフォルト設定〕	無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh、報酬ループ等の依存性機能のデフォルト無効化を要求〔EU〕
	インターフェース設定（自動再生等）		*** （全ユーザーに無限スクロール機能や自動スクロール機能を提供）	

注：諸外国における取組みについては、政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

Instagram | 保護機能の概要と諸外国差分の整理〔2/2〕

ジャンル		マイクロブログ・SNS	
サービス名		Instagram	
エリア		日本	諸外国（差分のみ記載）
コンタクト/ コンダクトリ スク回避	利用制限 （情報発信制限等）	16歳未満の利用者のアカウントをデフォルトで非公開に設定 〔デフォルト設定〕 16歳未満の未成年は保護者の許可なしにライブ配信不可 〔デフォルト設定〕	***
	コミュニケーション制御機能 （通報・ブロック等）	不審な成人による未成年アカウントのフォロー制限や相互フォ ローでない成人と未成年間のDM制限機能を提供 〔デフォルト設定〕 DM内のヌードを含むと検出された画像にぼかしを入れ、利用者 にデリケートな写真を送信する際には注意することをうながす 〔デフォルト設定〕	メッセージの制限が行われる未成年向けアカウントを先行導入 〔米、英、豪〕 ※日本でも遅れて導入済み
	相談窓口	通報機能や自殺や自傷行為に関連する相談窓口、摂食障害 関連の専門家監修リソース、未成年の性的コンテンツ拡散を防 ぐ「Take It Down」機能の提供を行っている	***
保護者によ る管理・同 意	保護者同意機能	子どもアカウントによる報告・違反状況を確認可〔カスタム設定〕 子どものアカウントのフォロー・フォロワーリストを確認可能〔カス タム設定〕 時間制限を設定可能〔カスタム設定〕 ティーンアカウントはコンテンツの制限レベルが最も厳しく制限され ており、設定の変更は保護者が承認しない限り変更できない	15歳未満の子どもについて、アカウント登録時に保護者同意を 義務付け〔仏〕
プライバ シー	ユーザー保護	保護者は子どものDMの内容を読むことはできない 〔デフォルト設定〕	子どもに対して忘れられる権利を保障〔EU、英、韓〕
	事業者への制限	企業からフォローでない未成年アカウントへDMを送れない 〔デフォルト設定〕 未成年のデータへのアクセス権限は制限〔デフォルト設定〕	COPPAに基づき、13歳未満の子どもから保護者同意なしに個 人情報収集・使用を行うことを厳しく禁止〔米〕
他機能・取 組み	その他	プライバシー設定やコンテンツ・利用時間管理等の各種機能の 解説する保護者向けガイドを提供	EUのDSA対応としてシステムリスク評価報告書を1年ごとに発 行し、青少年保護に関するリスクを評価〔EU〕 その他、透明性報告書をEU、オーストラリア、韓国、ドイツ等各 国・各地域向けに半年ごとに発行〔EU、豪、韓〕

注：諸外国における取組みについては、政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

Instagram | 青少年保護機能や考え方〔1/4〕

- Instagramは基本的な青少年保護機能に加え、AIの活用や外部団体との連携を行うことで、日本の規制に十分対応している。

分類			タイトル	国内における取組概要
年齢確認	年齢確認		自己申告制	・ ユーザー登録時の生年月日入力による自己申告制 ➢ 日本ではInstagramに登録するには13歳以上である必要がある。
			セルフィー動画とAIを活用した年齢確認	・ 18歳未満から18歳以上になるように変更する場合、「本人確認書類のアップロード」または「セルフィー動画の録画」いずれかの方法による年齢認証が求められる。 ➢ 「セルフィー動画の録画」について、利用者がセルフィー動画を撮影すると、画像は年齢確認サービスを提供する企業「Yoti」と共有（それ以外の情報はシェアされない。）、顔の特徴に基づいて利用者の年齢が推定され、Instagramにシェアされる。
			ソーシャル認証	・ 18歳以上の相互フォロワー3人に年齢確認を依頼し、3日以内に承認されることで年齢確認をすることが可能
			AI年齢推定モデル	・ 投稿やメッセージ等に基づき、ユーザーが18歳以上か否かを推定するAIモデルを導入
			ティーンアカウント	・ 利用者の年齢が13～17歳の場合、自動的にティーンアカウントに設定される。
コンテンツ リスク回避	モデレー ション	審査基準・ ポリシー	真正性の確保	・ 信頼できるコンテンツを提供できる環境づくりに努める。
			安全な利用環境	・ 他者への脅迫、排除を助長する可能性があるコンテンツは、排除する。
			尊厳の保護	・ 利用者が他者の尊厳を尊重し、嫌がらせや侮辱をしない環境づくりに努める。
			コンテンツ審査	・ ヘイトスピーチ、いじめ、ハラスメント、摂食障害の推奨などの有害コンテンツに対し、各国の言語や文化的文脈（スラング、隠語）を学習させたAIモデルを展開、専門の人手による審査と合わせてコンテンツを審査している。
		アルゴリズム	おすすめの制御	・ 未成年が事前に選んだ興味のあるトピックに集中するようにアルゴリズムが調整されている。
			未成年向けアルゴリズム 〔デフォルト設定〕	・ 18歳未満のアカウントには、米国の映画業界が適用している年齢制限基準をとり入れ、「アルコール」や「流血」、「大麻」、「ポルノ」といった特定の言葉を含む投稿などを非表示にする。
	フィルタリ ング	コンテン ツ	未成年に有害なコンテンツの検索制限〔デフォルト設定〕	・ ティーンアカウントでは、自殺、自傷行為、摂食障害に関連する検索結果について非表示にする。フォローしている人からの投稿であってもフィルタリングされる。
			不適切なコンテンツのコントロール機能〔カスタム設定〕	・ 成人向けに不適切なコンテンツの表示を増やすか減らすかを指定する機能を提供。 ※18歳未満の未成年は利用できない。
		広告	未成年向けターゲット広告の制限〔デフォルト設定〕	・ 性別や市区町村よりも狭い地域のターゲット指定不可。都道府県単位での設定は可能。
			エンゲージメント情報の利用制限〔デフォルト設定〕	・ 10代に表示する広告を決める際に、「いいね！」したページなどの過去のエンゲージメント情報は使用できない。
	レコメンド		多様なコンテンツのレコメンド〔デフォルト設定〕	・ [発見]で同じタイプのコンテンツを繰り返し見ている未成年に対して、別のトピックに目を向けるよう促す新機能「ナッジ」をInstagramの未成年向けに提供している。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

Instagram | 青少年保護機能や考え方〔2/4〕

分類			タイトル	国内における取組概要
依存リスク 回避	利用制限	時間制限	休憩リマインダー 〔デフォルト設定〕	・ ティーンアカウントでは、毎日60分が経過すると、アプリから離れることを促すお知らせが届く
			スリープモード 〔デフォルト設定〕	・ ティーンアカウントの場合、毎日午後10時～午前7時の間はデフォルトでスリープモードになる ➤ スリープモードになると夜間の通知が停止される
		機能制限	いいねの非表示 〔デフォルト設定〕	・ 全ユーザーを対象に、公開投稿への「いいね！」の数をデフォルトで非表示にしている
	インターフェース設定 (自動再生等)		***	・ 全ユーザーに無限スクロール機能や自動スクロール機能を提供、機能そのものを設定でオフにする機能提供されていない
コンタクト/ コンダクトリ スク回避	利用制限 (情報発信制限等)		未成年アカウントの非公開設定 〔デフォルト設定〕	・ 16歳未満の利用者のアカウントをデフォルトで非公開に設定
			Live配信の制限 〔デフォルト設定〕	・ 16歳未満の未成年は保護者の許可なしにライブ動画を配信ができない。また、ライブ配信を見ることができるのは許可したフォローに限られる
			親しい友だちのみへの発信 〔カスタム設定〕	・ 全ユーザー対象の機能として、親しい友達リストを作成して、そのリストの人だけにストーリーズをシェアすることが可能。いつでも友達をリストに追加したり、削除することができる。追加または削除した友達にそのことが通知されることはない

Instagram | 青少年保護機能や考え方〔3/4〕

分類	タイトル	国内における取組概要
コンタクト/コ ンダクトリスク 回避	コミュニケーション制御 (通報・ブロック等)	特定ユーザーのミュート・ブロック
	制限モード	・ 特定ユーザーのミュート・ブロック機能を提供。
	〔カスタム設定〕	・ ミュート・ブロック機能以外に制限モードを使用すると、自分がInstagramでオンラインである ことやダイレクトメッセージを読んだことは相手に表示されない。
	コメント警告機能	・ 人を傷つけるおそれのあるコメントを投稿しようとしている人に再考を促すコメント警告機能を 搭載。人を不快にさせるかもしれないコメントを繰り返し投稿しようとしている人に対してはより 強い警告が追加で表示する。
	〔デフォルト設定〕	・ 自分の写真や動画にコメントを付けられる人の範囲は、自分で設定することが可能。
	コメントの可能範囲の設定	・ 自分
	〔カスタム設定〕	・ タグ付けやメンションを用いたいじめから利用者を守るために、Instagram上で自分のタグ付 けやメンションができる人を管理することが可能になっている。
	タグ付け・メンション管理	・ また、自分をフォローしていない未成年をタグ付けまたはメンションすることが制限されている。
	〔カスタム設定〕	・ 不審な振る舞いが疑われる成人が、[リール]、[発見]、[おすすめ]などの場所で未成年を見 つけてフォローすることを制限している。
不審な成人による未成年アカウン トのフォロー制限	〔デフォルト設定〕	・ 18歳以上の成人の利用者がInstagramやMessengerで自分とつながっていない未成年 とプライベートチャットを開始できないように制限されている。また、すでにつながっている成人と 会話する際に用心するように促す「安全のための注意」メッセージの提供をしている。
成人と未成年間のDM制限	〔デフォルト設定〕	・ 全てのユーザーが特定の不快な単語、フレーズ、絵文字を含むDMリクエストをフィルタリング することが可能
DMの非表示ワードツール	〔カスタム設定〕	・ 全年齢を対象に、不快または不適切なDMを減らすために、相手に配慮したDMリクエストを 送信するように促す機能を導入している。
DM内容の再考リクエスト	〔デフォルト設定〕	・ Instagramで受信したDM内のヌードを含むと検出された画像にぼかしを入れ、利用者にデ リケートな写真を送信する際には注意することをうながし、送信者と受信者の両方に関連す るリスクについて教育を行う。18歳未満の未成年の場合、この機能はデフォルトでオンになる。
ヌード保護機能	〔デフォルト設定〕	

出所：各種公開情報を基に総務省作成

Instagram | 青少年保護機能や考え方〔4/4〕

分類		タイトル	国内における取組概要
コンタクト/コンダクトリスク回避	相談窓口	通報機能	・ 不適切なアカウントの通報機能を提供。
		ヘルプセンター	・ 各種困りごとの相談窓口を設置している。
		自殺や自傷行為に関連する相談窓口への誘導	・ Instagram上で自殺や自傷行為に関連する語句が検索された場合に、その検索結果の上部にメッセージを表示してリソースに誘導している。
		摂食障害関連の専門家監修リソース	・ 摂食障害やボディイメージに関連するコンテンツを検索した人向けの専門家監修リソース及び摂食障害コンテンツ専用の報告オプションを提供している。
		未成年の性的コンテンツ拡散を防ぐ「Take It Down」機能	・ 自身の性的な画像や動画が拡散される可能性がある場合等で、TakeItDown.NCMEC.orgで拡散を防ぎたい画像や動画を選択すると、加盟するオンラインプラットフォーム上で該当する画像や動画が検出、取り下げ・新規投稿防止が可能。
保護者による管理・同意	アカウント登録への同意	***	・ 未成年のアカウント作成時に保護者の同意を得る必要はない。
	利用状況確認	利用状況の監視〔カスタム設定〕	・ 子どものアカウントによる報告と違反に関する状況を確認できる。
		フォロー・フォロワーの確認〔カスタム設定〕	・ 子どものアカウントのフォローしている相手・されている相手のリストを確認することが可能。
	利用制限	利用時間制限〔カスタム設定〕	・ 子どもがInstagramに費やしている時間を確認して、時間制限を設定する ・ 1日または週のうちの具体的な時間を設定して、子どもによるInstagramの利用を制限する
	コンテンツ制御	設定変更の承認制〔カスタム設定〕	・ ティーンアカウントの場合、コンテンツの制限レベルは最も厳しく制限されており、設定の変更は保護者が承認しない限り変更できない。
プライバシー	ユーザー保護	DMのプライバシー保護〔デフォルト設定〕	・ 子どもがアカウントの公開範囲設定やメッセージ設定を変更しようとしても、保護者のスマホから承認しなければ変更できない。
		DMの送信不可〔デフォルト設定〕	・ 保護者は子どもが過去7日間に誰とメッセージのやり取りをしたか確認することが可能だが、メッセージの内容を読むことはできない。
	事業者への制限	外部アプリへのデータ連携制限〔デフォルト設定〕	・ 未成年ユーザーが企業アカウントをフォローしていない限り、企業側からDMを送ることはできない。
			・ 以前は外部アプリ連携時に生年月日などの情報を取得できる場合があったが、現在はプライバシー保護の観点から、未成年のデータへのアクセス権限は制限されている。
他機能・取組み	その他	保護者向けガイド	・ プライバシー設定やコンテンツ・利用時間管理等の各種機能の解説する保護者向けガイドを提供。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

Instagram | 諸外国における青少年保護機能や考え方（差分のみ）〔1/2〕

- Instagramは主にアメリカ、EU、イギリスの未成年ユーザーを対象に、審査基準の強化や広告配信停止など日本では現状行われていない取り組みを行っている。
- その他、高度な年齢認証システムや様々な青少年保護機能を搭載した未成年向けアカウントについては、日本以外の国で先行導入されているものの、1年以内には日本でも実装されている。

分類			タイトル	諸外国における取組概要（差分のみ記載）
年齢確認	年齢確認		高度な年齢認証の先行導入	・ 米国において、本人確認書類のアップロード、または、セルフイー動画の録画による年齢認証を2022年6月に先行導入。その後、2023年3月に日本、EU、オーストラリア、韓国等に拡大〔米〕
			「参考」アプリストアにおける年齢確認	・ Instagramは欧州連合に対し、アプリストアに年齢確認および親承認システムの導入を義務付ける新たな規制の導入を要求〔EU〕
			「参考」デジタル成人年齢	・ InstagramはEUのデジタル成人年齢の仕組みに賛同〔EU〕
コンテンツ リスク回避	モデレーション	審査基準・ポリシー	審査基準の強化	・ Metaは米国、イギリス、オーストラリア、カナダにおいて、未成年向けアカウントに表示するコンテンツの審査基準をPG-13指定映画と同等のものに強化〔米、英、豪〕
			透明性要求	・ 欧州委員会は、MetaがFacebookやInstagramのユーザーが違法コンテンツを検出し、モデレーションの決定に異議を唱える際に「混乱を招く」障害を課していると指摘〔EU〕
		アルゴリズム	アルゴリズムの精査	・ 欧州委員会はInstagramに対して、アルゴリズムによる依存を懸念し、調査を実施〔EU〕
	フィルタリング	コンテンツ	未成年向けアカウントの先行導入	・ 米国、イギリス、カナダ、オーストラリアにおいてフィルタリングが自動的に適用された未成年向けアカウントを2024年9月に先行導入（日本では2025年1月～の導入）〔米、英、豪〕
			広告	・ EUによる規制の影響の精査に伴い、MetaはEUの未成年への広告配信を一時停止。その後、広告配信が再開された知らせは確認できない〔EU〕
			ターゲット広告の禁止	・ DSAやCOPPAに基づき、ターゲット広告を禁止〔米、EU〕
			透明性要求	・ DSAに基づき、広告のラベル表示を要求〔EU〕
			「参考」広告提携に関する調査	・ EUはYouTube上の未成年を対象にInstagram広告をターゲットにし、18歳未満のパーソナライズ広告を禁止するGoogleの規則を回避した契約について、調査を実施〔EU〕
	レコメンド		パーソナライズ無効化	・ DSAに基づき、Instagramはパーソナライズされたフィードを無効化するオプションを提供〔EU〕

注：政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

Instagram | 諸外国における青少年保護機能や考え方（差分のみ）〔2/2〕

分類			タイトル	諸外国における取組概要（差分のみ記載）
依存リスク回避	利用制限	時間制限	利用時間リマインダー・スリープモードの先行導入	・ 米国、イギリス、カナダ、オーストラリアにおいて利用時間リマインダー、スリープモード機能が搭載された未成年向けアカウントを2024年9月に先行導入（日本では2025年1月～の導入）〔米、英、豪〕
		機能制限	依存性の高い機能のデフォルト無効化	・ 無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh、報酬ループ等の依存性機能のデフォルト無効化を要求〔EU〕
	インターフェース設定（自動再生等）		依存性の高い機能のデフォルト無効化	・ 無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh、報酬ループ等の依存性機能のデフォルト無効化を要求〔EU〕
コンタクト/コンダクトリスク回避	利用制限（情報発信制限等）		***	・ 特段、日本国内の取組みとの差分は確認されず
	コミュニケーション制御（通報・ブロック等）		未成年向けアカウントの先行導入	・ 米国、イギリス、カナダ、オーストラリアにおいて、メッセージの制限が行われる未成年向けアカウントを2024年9月に先行導入（日本では2025年1月～の導入）〔米、英、豪〕
	相談窓口		***	・ 特段、日本国内の取組みとの差分は確認されず
保護者による管理・同意	保護者同意機能		保護者同意の義務付け	・ 15歳未満の子どもの登録時に保護者同意を義務付け〔仏〕
プライバシー	ユーザー保護		未成年向けアカウントの先行導入	・ 米国、イギリス、カナダ、オーストラリアにおいて、非公開化された未成年向けアカウントを2024年9月に先行導入（日本では2025年1月～の導入）〔米、英、豪〕
			忘れられる権利	・ EU、イギリス、韓国などの国は子どもに対して「忘れられる権利」を保証し、自分自身または第三者が投稿した個人情報のオンライン削除の申請が可能〔EU、英、韓〕
	事業者への制限		データ収集の禁止	・ COPPAに基づき、13歳未満の子どもから保護者同意なしに個人情報収集・使用を行うことを厳しく禁止〔米〕
他機能・取組み	報告書の発行		DSA向けのリスク評価報告書、透明性報告書の発行	・ EUのDSA対応としてシステムリスク評価報告書を1年ごとに発行し、青少年保護に関するリスクを評価しており、内在するリスクの説明とその対策に加え、リスクのTier評価までを記載〔EU〕 ・ その他、透明性報告書をEU向けに半年ごとに発行〔EU〕
			その他地域向けの透明性報告書の発行	・ 透明性報告書をオーストラリア、韓国、ドイツ等の法規制による対応が求められている各国・各地域向けに半年ごとに発行〔豪、韓〕

注：政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

X | 基本情報

- Xはソーシャルメディアプラットフォーム「X」を運営している米国のIT企業である。
- 2006年にサービスが開始されたTwitterをイーロンマスク氏が2022年に買収し、名称を「X」に改めた。

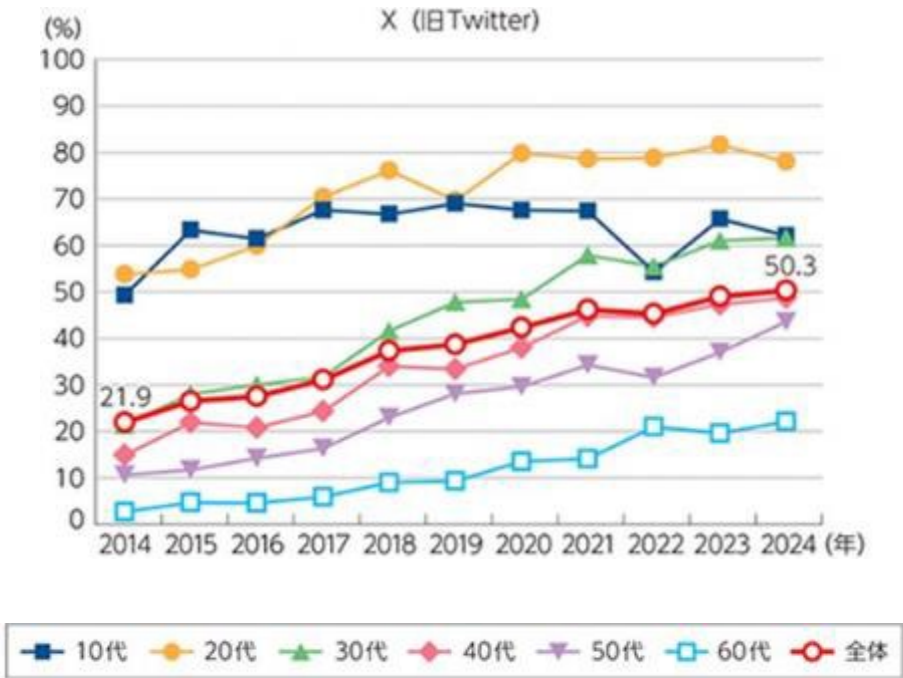
企業概要	
企業名	X Corp
本社所在地	米国テキサス州バストロップ (865 FM 1209 Building 2 Bastrop, TX 78602)
拠点・日本人	世界25箇所以上に拠点を持つ 日本では中央区に日本法人を持つ（X Corp.Japan株式会社）
売上高	19億米ドル（2024年度）
従業員数	2,305人（2023年5月時点）
事業概要	・ ソーシャルメディアプラットフォーム「X」の運営

サービス概要	
サービス名	X
概要	短い形式のテキスト、画像、動画コンテンツのためのオープンな配信・会話型プラットフォーム
コンテンツの特徴	・ テキストは最大280文字 ・ 自分の興味に基づいてさまざまなソーシャルネットワークを作成可能
主な機能	・ 短文、画像、動画の投稿機能 ・ 投稿へのいいね機能 ・ 投稿へのリプライ機能 ・ DM機能
料金	・ 基本無料で利用が可能 ・ 月額650～8190円のサブスクリプションを提供 ➢ ポストの編集や長い動画のアップロード、広告の削減や返信の上位表示機能などを提供
ユーザー数	・ 月間アクティブユーザー数は以下のとおり ➢ 世界：約5.7億人（2024年10月時点） ➢ 日本：約6,800万人（2025年5月時点）

X | 青少年の利用状況

- Xは、20代の利用が最も多く、10代の利用率は62.1%である。

Xの利用率の推移（年代別）



(%)

年代	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
10代	49.3	63.3	61.4	67.6	66.7	69	67.6	67.4	54.3	65.7	62.1

出所：総務省「令和7年版情報通信白書」を基に総務省作成

X | 保護機能の概要と諸外国差分の整理〔1/2〕

- Xは未成年保護機能が他社比で脆弱であり、各国は規制に即した機能拡充を要請している。
- 日本は年齢確認・広告制限・ペアレンタルコントロールの面で、諸外国と対応に差異が見られる。

ジャンル			マイクロブログ・SNS	
サービス名			X	
エリア			日本	諸外国（差分のみ記載）
年齢確認	年齢確認		自己申告制 18歳未満の生年月日が登録された場合、新しい生年月日の再入力制限され、容易に成人向けの設定に変更できない	電話番号・メールアドレス、顔、政府ID等による年齢保証措置を導入〔EU、英〕 ※日本での導入有無は不明
コンテンツ リスク回避	モデレーション	審査基準・ポリシー	人手と機械学習を用いて違反コンテンツを排除したり、タイムラインや他の人の上に表示される機会を制限 全ユーザーを対象に、誤解を招きやすい投稿に対し、ボランティアの利用者らが注釈を加えて注意喚起する機能を提供	EUユーザー向けの独自のコンテンツ制限が存在〔EU〕 XはEU向けにDSA透明性報告書を開示〔EU〕
		アルゴリズム	暴力描写、成人向けコンテンツ、ヘイト表現などがアルゴリズムによって自動的にタイムラインから排除	***
	フィルタリング	コンテンツ	キーワードのミュート機能を提供〔カスタム設定〕 不審なアカウントや自動生成されたようなツイート（ボットなど）からの通知を自動的に非表示する機能を提供〔カスタム設定〕	Grokのコンテンツのフィルタリングを要求（ただし、青少年保護の文脈かは不明）〔EU〕
		広告	特定の商品・サービスの、未成年者に向けたマーケティング・広告掲載を禁止	イギリスの未成年ユーザーに対する広告を非表示〔英〕 DSAに基づき、未成年者に対するターゲット広告の禁止や、広告のラベル表示を要求〔EU〕
	レコメンド		登録時に選択した興味関心、フォローしているアカウントやトピック、「いいね」したポストを含むさまざまなシグナルに基づいてレコメンド	Xはイギリスの未成年ユーザーに対し、フォローしているアカウントからのみ投稿のレコメンドを受け取ることができるオプションを提供〔英〕
依存リスク 回避	利用制限	時間制限	***（利用時間や深夜の利用に対する防止機能は提供されていない）	***
		機能制限	***（依存リスクを低減する機能は提供されていない）	無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh、報酬ループ等の依存性機能のデフォルト無効化を要求〔EU〕
	インターフェース設定（自動再生等）		動画の自動再生をオフにする設定を提供〔カスタム設定〕	

注：諸外国における取組みについては、政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

X | 保護機能の概要と諸外国差分の整理〔2/2〕

ジャンル		マイクロブログ・SNS	
サービス名		X	
エリア		日本	諸外国（差分のみ記載）
コンタクト/ コンダクトリ スク回避	利用制限 （情報発信制限等）	未成年者（13～18歳）のアカウントは、初期設定ではポストが「非公開」に設定される。設定の変更により公開にすることが可能。〔デフォルト設定〕	***
	コミュニケーション制御機能 （通報・ブロック等）	通報機能や特定ユーザーのミュート・ブロック機能を提供 未成年者のアカウントの場合、フォローしていないアカウントからのDMは制限される〔デフォルト設定〕	***
	相談窓口	自殺・自傷行為の相談窓口をはじめとした、各種相談窓口を提供	XはEUおよびオーストラリアのユーザー向けに、各国法規制に対応した独自の通報窓口・プロセスを提供〔EU、豪〕
保護者による 管理・同意	保護者同意機能	*** （保護者が自分の端末から子どものアカウント設定をリモートで管理・監視する機能は存在しない）	Xはペアレンタルコントロール機能を提供開始。詳細な提供地域は不明だが、日本では2025年8月時点で提供無し 欧州諸国の一部で、アカウント保有時に保護者同意要求〔EU〕
プライバシー	ユーザー保護	メールアドレスや携帯電話番号から、他のアカウントが自分のアカウントを見つけられる機能をオフにできる 〔カスタム設定〕 Grokのトレーニングに、自分の投稿データを使わせない設定が可能 〔カスタム設定〕	Xはイギリスの未成年ユーザーの正確な位置情報機能を無効化〔英〕 EUはアカウントのデフォルト非公開化を要求〔EU〕 EU、イギリス、韓国は子どもに対して忘れられる権利を保障〔EU、英、韓〕
	事業者への制限	閲覧履歴や位置情報に基づいて広告を表示したり、提携パートナーと情報を共有したりするのを防ぐ設定が可能 〔カスタム設定〕	COPPAに基づき、13歳未満の子どもから保護者同意なしに個人情報収集・使用を行うことを厳しく禁止〔米〕
他機能・取 組み	その他	***	EU DSA向けにシステムリスク評価報告書を1年ごとに発行〔EU〕 グローバル向けとDSA向けにそれぞれ透明性報告書を半年ごとに発行〔EU〕

注：諸外国における取組みについては、政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

X | 青少年保護機能や考え方〔1/3〕

- ・ Xはコンテンツの安全性よりも言論の自由を優先する設計のため、年齢確認の甘さやペアレンタルコントロールをはじめとする未成年保護機能の不足が目立つ。

分類			タイトル	国内における取組概要
年齢確認	年齢確認		自己申告制	・ ユーザー登録時の生年月日入力による自己申告制 ➢ 日本ではXに登録するには13歳以上である必要がある。 ➢ アカウント登録時に本人確認書類を提出する必要がない ・ 18歳未満であることを示す生年月日が登録されると、新しい生年月日の再入力が制限され、容易に成人向けの設定に変更できないような仕組みとなっている。
コンテンツ リスク回避	モデレー ション	審査基準・ ポリシー	安全性	・ 暴力行為/発言や性的搾取、ヘイト行為、違法行為を助長するようなものを規制。 ・ 自殺・自傷行為防止に向けた取組みを推奨。 ・ センシティブなメディアは掲載を制限（ライブ、プロフィール、ヘッダー画像等では使用不可）
			プライバシー	・ 個人情報やリベンジポルノによる無断投稿、アカウントの乗っ取りといった行為を禁止。
			信頼性	・ スпам行為、選挙などの市民活動の妨害、なりすまし、捏造、著作権侵害といった行為を禁止し、プラットフォームの信頼性向上に努める。
			コンテンツ審査	・ 人手と機械学習を用いて違反コンテンツを排除したり、タイムラインや他の人の上に表示される機会を制限する。
			コミュニティノート	・ 全ユーザーを対象に、誤解を招きやすい投稿に対し、ボランティアの利用者らが注釈を加えて注意喚起する機能を提供。
	フィルタリ ング	コンテン ツ	未成年向けのアルゴリズム	・ 未成年アカウントの場合、暴力描写、成人向けコンテンツ、ヘイト表現などがアルゴリズムによって自動的にタイムラインから排除される。
			キーワードのミュート機能〔カスタム設定〕	・ 全ユーザーを対象に、特定の単語、フレーズ、ハッシュタグ、ユーザー名を含む投稿をミュート対象に登録することで、タイムラインや通知から除外することができる機能を提供
			クオリティーフィルター〔カスタム設定〕	・ 全ユーザーを対象に、不審なアカウントや自動生成されたようなツイート（ボットなど）からの通知を自動的に非表示にする機能を提供
		警告表示〔デフォルト設定〕	・ 全ユーザーを対象に、成年向けや暴力的な描写、その他Xのルールに反したコンテンツに該当する投稿は、表示前に事前に警告がされる機能を提供	
	広告	ターゲット広告の制限〔デフォルト設定〕	・ 特定の商品・サービスの、未成年者に向けたマーケティング・広告掲載を禁止。 ➢ 全年齢で規制：タバコ用品、銃器（エアガン含む）、薬物、その他規制物質 等 ➢ 18歳未満のみ規制：アルコール、ダイエット・健康商品、賭博、性的コンテンツ	
	レコメンド		興味関心に沿ったレコメンド〔カスタム設定〕	・ 登録時に選択した興味関心、フォローしているアカウントやトピック、「いいね」したポスト、リポストしたポスト、その他の方法でやり取りしたポスト、あなたのネットワークの中で人気のあるコンテンツを含むさまざまなシグナルに基づいてレコメンドを行っている。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

X | 青少年保護機能や考え方〔2/3〕

分類			タイトル	国内における取組概要
依存リスク回避	利用制限	時間制限	***	・ 利用時間や深夜の利用に対する防止機能は提供されていない。
		機能制限	***	・ 依存リスクを低減する機能は提供されていない。
	インターフェース設定 （自動再生等）		自動再生のオフ機能 〔カスタム設定〕	・ 全ユーザーを対象に、動画の自動再生をオフにする設定を提供している。 ※自動再生はデフォルトでオンになっている。
コンタクト/コンダクト リスク回避	利用制限 （情報発信制限等）		未成年アカウントの非公開 〔デフォルト設定〕	・ 未成年者（13～18歳）のアカウントは、初期設定ではポストが「非公開」に設定される。設定の変更により公開にすることが可能。
	コミュニケーション制御 （通報・ブロック等）		通報機能	・ 専用の通報フォームを設けており、以下のカテゴリ向けにそれぞれ通報用の質問項目を設けている。（嫌がらせ行為、特定のカテゴリ（人種、性別、宗教、年齢、障害等）の人への誹謗中傷・差別、暴力、身体的危害をほのめかす脅迫、自傷・自殺行為、児童の性的搾取、不適切な年齢（13歳未満）のユーザー、広告）
			特定ユーザーのミュート・ブロック	・ 特定ユーザーのミュート・ブロック機能を提供。
			DMの制限 〔デフォルト設定〕	・ 未成年者のアカウントの場合、受信できるDMは、初期設定ではフォローしているアカウントから送信されたものに制限される。
			コメントの制限 〔カスタム設定〕	・ 全てのユーザーは、ポストの送信時に、誰が自分のポストに返信できるかを選択することが可能。初期設定では誰でもポストに返信できるが、すべての返信を無効にしたり、ポストに記載されているアカウントのみに返信を許可したりするオプションもある。
			DMのスクリーンショット検知・ブロック機能 〔カスタム設定〕	・ 全ユーザーを対象に、DMにおける相手からのスクリーンショットの検知機能及びブロック機能を提供。※デフォルトでオフになっているため、オンにする必要あり
	相談窓口		ヘルプセンター	・ 各種困りごとについての解決策を紹介するウェブページを公開。カテゴリに応じて、ユーザーは対処法を検索可能。
			13歳未満のユーザーの報告	・ 13歳未満の未成年者による使用が疑われるアカウントを報告できる、専用の報告フォームを用意している。
			自殺・自傷行為の相談窓口	・ 自殺や自傷行為に関連する用語を検索すると、検索結果の最上部に相談窓口への連絡を促す通知が表示される。
保護者による管理・同意	アカウント登録への同意		***	・ 他SNSのように保護者が自分の端末から子どものアカウント設定をリモートで管理・監視する機能は存在しない。
	利用状況確認			
	利用制限			
	コンテンツ制御			
	プライバシー設定の変更・承認			

出所：各種公開情報を基に総務省作成

X | 青少年保護機能や考え方〔3/3〕

分類		タイトル	国内における取組概要
プライバシー	ユーザー保護	AI（Grok）へのデータ提供の拒否 〔カスタム設定〕	• 全ユーザーを対象に、Grokのトレーニングに自分の投稿データを使わせない設定が可能。※デフォルトでオフになっているため、オンにする必要あり
		携帯番号・メアドからのアカウント検索の制限 〔カスタム設定〕	• 全ユーザーを対象に、メールアドレスや携帯電話番号などの情報を使って、他のアカウントがあなたのアカウントを見つけられる機能をオフにできる。 ※デフォルトでオンになっているため、オフにする必要あり
	事業者への制限	パーソナライズド広告のオフ機能 〔カスタム設定〕	• 閲覧履歴や位置情報に基づいて広告を表示したり、提携パートナーと情報を共有したりするのを防ぐ設定が可能。※デフォルトでオンになっているためオフにする必要あり

X | 諸外国における青少年保護機能や考え方（差分のみ）〔1/2〕

- Xは主にEU、イギリス向けに高度な年齢保証システムや広告非表示、レコメンドシステムの制限オプション提供などの取り組みを行っている。
- 一方で、コンタクト/コンダクトリスクに関する取り組みについては、日本との大きな差分は確認できなかった。

分類			タイトル	諸外国における取組概要（差分のみ記載）
年齢確認	年齢確認		年齢保証	・ XはEU、イギリスの規制に準拠するため、電話番号・メールアドレス、顔、政府ID等による年齢保証措置を導入〔EU、英〕 ※日本での導入有無は不明
			«参考» 厳格な年齢確認要件	・ フランス政府は、Xをポルノプラットフォームに指定することを検討しており、もし指定された場合は厳格な年齢確認要件が要求される〔仏〕
コンテンツ リスク回避	モデレーション	審査基準・ポリシー	独自のコンテンツ制限	・ EUの法律に基づき、EUユーザーは他地域で許可されているコンテンツに制限がある場合がある〔EU〕
			透明性報告書の開示	・ XはEU向けにDSA透明性報告書を開示〔EU〕
		アルゴリズム	***	・ 特段、日本国内の取組みとの差分は確認されず
	フィルタリング	コンテンツ	Grokのフィルタリング	・ EUはGrokのコンテンツの有害性を指摘し、フィルタリングを要求〔EU〕
			広告	広告の非表示
		ターゲット広告の禁止		・ DSAに基づき、未成年者に対するターゲット広告を禁止〔EU〕
		透明性要求		・ DSAに基づき、広告のラベル表示を要求〔EU〕
		«参考»AI広告規制		・ 韓国は来年から、AIで作成された広告について広告のラベル表示を義務付ける方針〔韓〕
	レコメンド		レコメンドシステムの制限オプション	・ Xはイギリスの未成年ユーザーに対し、フォローしているアカウントからのみ投稿のレコメンドを受け取ることができるオプションを提供〔英〕

注：政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

X | 諸外国における青少年保護機能や考え方（差分のみ）〔2/2〕

分類			タイトル	諸外国における取組概要（差分のみ記載）
依存リスク回避	利用制限	時間制限	***	・ 特段、日本国内の取組みとの差分は確認されず
		機能制限	依存性の高い機能のデフォルト無効化	・ 無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh、報酬ループ等の依存性機能のデフォルト無効化を要求〔EU〕
	インターフェース設定（自動再生等）		依存性の高い機能のデフォルト無効化	・ 無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh、報酬ループ等の依存性機能のデフォルト無効化を要求〔EU〕
コンタクト/コンダクトリスク回避	利用制限（情報発信制限等）		***	・ 特段、日本国内の取組みとの差分は確認されず
	コミュニケーション制御（通報・ブロック等）		***	・ 特段、日本国内の取組みとの差分は確認されず
	相談窓口		独自の通報窓口・プロセスの提供	・ XはEUおよびオーストラリアのユーザー向けに、各国法規制に対応した独自の通報窓口・プロセスを提供〔EU、豪〕
保護者による管理・同意	保護者同意機能		ペアレンタルコントロール	・ 2025年8月、Xはペアレンタルコントロール機能の提供を開始 ・ 提供地域の詳細は不明だが、日本では現状提供されていない模様
			保護者同意の要求	・ 一部ヨーロッパ諸国では、Xアカウントを持つ際に保護者同意を要求する場合がある〔EU〕
プライバシー	ユーザー保護	位置情報の無効化		・ Xはイギリスの未成年ユーザーの正確な位置情報機能を無効化〔英〕
		アカウント非公開化		・ EUはアカウントのデフォルト非公開化を要求〔EU〕
		忘れられる権利		・ EU、イギリス、韓国などの国は子どもに対して「忘れられる権利」を保証し、自分自身または第三者が投稿した個人情報のオンライン削除の申請が可能〔EU、英、韓〕
	事業者への制限		データ収集の禁止	・ COPPAに基づき、13歳未満の子どもから保護者同意なしに個人情報収集・使用を行うことを厳しく禁止〔米〕
他機能・取組み	報告書の発行		DSA向けのリスク評価報告書、透明性報告書の発行	・ EU DSA向けにシステムリスク評価報告書を1年ごとに発行し、内在する未成年者へのリスクとその対策の説明を行っている（具体的なTier評価等は行っていない）〔EU〕 ・ また、DSA向けに透明性報告書を半年ごとに発行〔EU〕
			その他地域向けの透明性報告書の発行	・ グローバル向けに透明性報告書を半年ごとに発行

注：政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

Roblox | 基本情報

- Roblox Corporationは、「Roblox」を運営する米国のIT企業である。「Roblox」はゲーム等のユーザー生成コンテンツのオンラインプラットフォームで、世界の月間アクティブユーザーは約3.8億人である。

企業概要	
企業名	Roblox Corporation
本社所在地	米国 カリフォルニア州 San Mateo (3150 S. Delaware St. San Mateo, California, 94403)
拠点・日本法人	Roblox合同会社 東京都渋谷区神宮前 6-12-18 The Iceberg 1F
売上高	36億米ドル（2024年度）
従業員数	2,474人（2025年5月時点）
事業概要	・ ユーザーが制作したゲームを中心に、クリエイター経済圏を運営するオンラインプラットフォーム

サービス概要	
サービス名	Roblox
概要	ユーザーがゲームやバーチャル空間、アイテムなどを自作し、他のユーザーに楽しんでもらうUGC（ユーザー生成コンテンツ）メディア
コンテンツの特徴	・ ユーザー生成コンテンツ中心 ・ ユーザーや開発者がエクスペリエンスを作り公開 ・ エクスペリエンス内経済・アバター等と連動
主な機能	・ エクスペリエンス（ゲーム等）のプレイ ・ アバターカスタム ・ フレンド・チャット等を用いたコミュニケーション ・ 課金（Robux等）
料金	・ 基本無料で利用が可能（Robux等の有料要素あり）
ユーザー数	・ 月間アクティブユーザー数は以下のとおり ➢ 世界：約3.8億人（2024年末時点） ➢ 日本：非公表

出所：各社ウェブページ、IR情報を基に

Roblox | 青少年の利用状況

- Robloxは、全ユーザーの32%が13歳以下のユーザーである。（日本での青少年の利用割合は非公表）

Roblox | 保護機能の概要と諸外国差分の整理〔1/2〕

- 顔認証による年齢確認とペアレンタルコントロール機能を通じた保護策を提供し、青少年の安全確保に努めている。
- グローバル共通の保護機能が多く、国内外の差異はほぼない。

ジャンル			ゲーム	
サービス名			Roblox	
エリア			日本	諸外国（差分のみ記載）
年齢確認	年齢確認		ユーザー登録時に生年月日入力を入力する自己申告制 ※2026年1月より、チャットを利用する全ユーザーに対して、顔年齢の確認義務を課す	2025年12月より先行して顔年齢の確認義務化を開始〔豪〕
コンテンツ リスク回避	モデレーション	審査基準・ポリシー	Robloxが独自に開発した機械学習モデルと数千人の専門家が協力しコンテンツの審査を実施 IARCと提携し、各国の基準に適したレーティングを行う	***
		アルゴリズム	***	***
	フィルタリング	コンテンツ	コンテンツレーティングを基に、申告した年齢に適さないコンテンツはフィルタリングされる 17歳以上のコンテンツに関しては、公的IDの登録が確認できたユーザー以外利用不可	***
		広告	13歳以下のユーザーに対しては広告が配信されない 13歳～16歳未満の未成年ユーザーへのパーソナライズ広告の配信は禁止	***
	レコメンド		未成年アカウントには年齢制限に抵触するゲーム（暴力等）はレコメンドされない	***
依存リスク 回避	利用制限	時間制限	***	***
		機能制限	***	***
	インターフェース設定 ※該当無			

注：諸外国における取組みについては、政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

Roblox | 保護機能の概要と諸外国差分の整理〔2/2〕

ジャンル		ゲーム	
サービス名		Roblox	
エリア		日本	諸外国（差分のみ記載）
コンタクト /コンダク トリスク回 避	利用制限 （情報発信制限等）	チャット内での画像や動画の共有禁止 17歳未満は、個人情報や不適切な内容のチャットは伏字処理される 13歳未満のユーザーは、ゲーム以外でRoblox上で直接メッセージを送ること(プラットフォームチャット)が不可〔デフォルト設定〕 13歳未満のユーザーはボイスチャットを利用不可 ※2026年初めにバーチャル空間内でのリンクの共有や投稿を禁止予定	***
	コミュニケーション制御機能 （通報・ブロック等）	ブロック・通報機能の提供	***
	相談窓口	支払いやアカウントの問題に関する問い合わせフォームを提供	独自の通報窓口・プロセスの提供〔EU〕
保護者による管理・同意	保護者同意機能	子どものアカウントのバーチャル空間、コンテンツ成熟度、プレイ時間を確認可能 子どもの1日当たりのプレイ時間上限を設定可能〔カスタム設定〕 課金の上限を設定することが可能〔カスタム設定〕 触れてほしくないコンテンツのブロックが可能〔カスタム設定〕	個人情報取得に関する保護者の同意が必要〔米〕
プライバシー	ユーザー保護	13歳未満のユーザーは、プライバシー保護設定がオン〔デフォルト設定〕 アカウント削除の際にRobloxが保有している個人情報の削除を依頼することが可能	***
	事業者への制限	***	***
他機能・取組み	その他	***	DSA向けリスク評価レポートの発行〔EU〕

注：諸外国における取組みについては、政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

Roblox | 青少年保護機能や考え方〔1/2〕

- 顔認証を用いた年齢確認プロセスを導入することで、年齢に適したコンテンツ提供や機能制限をデフォルトで適用している。また、ペアレンタルコントロール機能を通じた追加の保護策も提供し、青少年の安全確保に努めている。

分類			タイトル	国内における取組概要
年齢確認	年齢確認		自己申告制	- ユーザー登録時に生年月日入力を入力する。 - 厳格な確認や公的IDの提出は義務でない。
			チャット利用時の年齢確認	2026年1月初旬よりチャットが利用可能なすべての国を対象にチャット利用時の顔年齢確認を義務づける。
			リンクアクセスへの年齢確認	2026年初めにユーザーのプロフィール、コミュニティ、バーチャル空間の詳細ページに表示されるソーシャルメディアリンクへのアクセスにも、年齢確認を義務づける予定
コンテンツ リスク回避	モデレー ション	審査基準・ ポリシー	コミュニティスタンダード	子供への搾取、テロリズム、暴力的過激主義に対して一切容認しない方針を徹底している。他者への脅迫、いじめ、ハラスメント、個人情報の暴露などは禁止されており、自殺や自傷行為を美化・助長するコンテンツも厳しく制限されている。また、人種、性別、宗教、障害などに基づく差別やヘイトスピーチは許されず、プラットフォーム外であっても組織犯罪やテロ組織に関与するなどの有害な行為を行ったユーザーに対しては措置が講じられる。
			コンテンツ審査	Robloxが独自に開発した機械学習モデルと数千人の専門家が協力しコンテンツの審査を行っている。
			コンテンツレーティング	- IARCと提携し、各国の基準に適したコンテンツのレーティングを行う。 - クリエイターが作品公開時にIARCの設問に回答し、自動的に適切なレーティングが付与される。
		アルゴリズム	***	特筆すべき機能・取組みは確認出来ず
	フィルタリ ング	コンテンツ	コンテンツ制限	- コンテンツレーティングを基に、申告した年齢に適さないコンテンツはフィルタリングされる。 17歳以上のコンテンツに関しては、公的IDの登録が確認できたユーザー以外は利用不可。
		広告	広告制限	13歳以下のユーザーに対しては広告が配信されない。 13歳～16歳未満の未成年ユーザーはパーソナライズ広告の配信が対象外
	レコメンド		年齢制限コンテンツのレコメンド除外	- 最近プレイしたゲームや人気のゲームが上位に表示される。 - 未成年アカウントには年齢制限に抵触するゲーム（暴力等）はレコメンドされない。
依存リスク 回避	利用制限	時間制限	***	ペアレンタルコントロール機能として提供
		機能制限	***	ゲームコンテンツをユーザーが選択して参加する形であり、他SNSのように際限なくコンテンツが流れてくる設計ではない。
	インターフェース設定 (自動再生等) ※該当無			

出所：各種公開情報を基に総務省作成

Roblox | 青少年保護機能や考え方〔2/2〕

	分類	タイトル	国内における取組概要
コンタクト/コンダクトリスク回避	利用制限 (情報発信制限等)	画像や動画の共有制限	• 全てのユーザーを対象に、チャット内での画像や動画の共有は禁止
		チャット内容の伏字処理	• チャットの内容は、ユーザーの年齢やつながりの種類に応じて、異なる方法で伏字処理される。13歳未満のユーザー間のチャットにはすべて、厳格な伏字処理が適用され、不適切な内容や個人情報はブロックされる。
		リンク共有の禁止	• 2026年初めに、バーチャル空間内でのリンクの共有や投稿を禁止する予定
		13歳未満のチャット利用禁止〔デフォルト設定〕	• 13歳未満のユーザーは、ゲーム以外でRoblox上で直接メッセージを送ること(プラットフォームチャット)ができない。ペアレンタルコントロールを通して設定を変更可能。
	コミュニケーション制御 (通報・ブロック等)	ボイスチャットの利用不可	• 13歳未満のユーザーはボイスチャットを利用することができない。
		ブロック機能	• 他のユーザーを相手に通知されることなくブロックすることが可能。直接的な連絡やバーチャル空間への招待をすることができなくなる。
	相談窓口	通報機能	• 悪質なユーザーを通報する機能を提供。アプリ内メニューに常時通報ボタンを設置。
保護者による管理・同意	お問い合わせフォーム	***	• 支払いやアカウントの問題に関する問い合わせフォームを提供
	アカウント登録への同意	***	• 特筆すべき機能・取組みは確認出来ず
	利用状況確認	利用状況確認	• 子どものアカウントのバーチャル空間、コンテンツ成熟度、プレイ時間を確認することが可能
	利用制限	プレイ時間制限〔カスタム設定〕	• 保護者が子どもの1日当たりのプレイ時間上限を設定可能
		チャットの利用制限〔カスタム設定〕	• 13歳未満のユーザーはゲーム内でのみ公開メッセージを配信できるがデフォルトでは、13歳未満のユーザーは直接他のユーザーにメッセージを送ることはできない。ペアレンタルコントロールを通して設定を変更可能。
		課金制限〔カスタム設定〕	• 子どもがRoblox上で使用できる月額の支出上限を設定することが可能
	コンテンツ制御	コンテンツ制限〔カスタム設定〕	• 触れてほしくないコンテンツをキーワードで検索し、ブロックを選択することで制限することが可能。
プライバシー	プライバシー設定の変更・承認	***	• 特筆すべき機能・取組みは確認出来ず
		***	• 特筆すべき機能・取組みは確認出来ず
		***	• 特筆すべき機能・取組みは確認出来ず
	ユーザー保護	プライバシー保護設定〔デフォルト設定〕	• 13歳未満のユーザーがサービスに登録すると、アカウントはデフォルトで自動的にプライバシー保護設定がオンになる。対象ユーザーは一部の広告や通知などから保護される。
	事業者への制限	個人情報の削除	• アカウント削除の際にRobloxが保有している個人情報の削除を依頼することが可能。
		***	• 特筆すべき機能・取組みは確認出来ず

出所：各種公開情報を基に総務省作成

Roblox | 諸外国における青少年保護機能や考え方（差分のみ）

- Robloxの保護機能は世界共通が基本のため、日本との差異はほぼない。ただし、専用の相談窓口の開設や個人情報取得に関する保護者の同意、DSA向けレポートの公開など、一部で独自の対応を行っている。

分類			タイトル	諸外国における取組概要（差分のみ記載）
年齢確認	年齢確認		年齢確認の義務化	・ 16歳未満のSNS利用禁止を受け、2025年12月よりオーストラリアで先行して年齢確認の義務化を開始（全ユーザー対象に年齢確認の義務化予定）〔豪〕
コンテンツ リスク回避	モデレーショ ン	審査基準・ ポリシー	***	・ 日本との差異は見受けられない
		アルゴリズム	***	・ 日本との差異は見受けられない
	フィルタリン グ	コンテンツ	***	・ 日本との差異は見受けられない
		広告	***	・ 日本との差異は見受けられない
	レコメンド		***	・ 日本との差異は見受けられない
依存リスク回 避	利用制限	時間制限	***	・ 日本との差異は見受けられない
		機能制限	***	・ 日本との差異は見受けられない
	インターフェース設定 ※該当無			
コンタクト/コ ンダクトリスク 回避	利用制限（情報発信制限 等）		***	・ 日本との差異は見受けられない
	コミュニケーション制御 （通報・ブロック等）		***	・ 日本との差異は見受けられない
	相談窓口		独自の通報窓口・プロセ スの提供	・ EUユーザー向けに違法コンテンツ報告フォームを設け、報告があればまずグローバル規準で審査し、 自社基準に違反しない場合でも現地法に違反すれば当該地域でコンテンツを削除・閲覧不可にする 体制を構築している。〔EU〕
保護者による 管理・同意	保護者同意機能		個人情報取得に関する 保護者の同意	・ COPPAに基づき、13歳未満ユーザーの個人情報取得には親の事前同意が必要〔米〕
プライバシー	ユーザー保護		***	・ 日本との差異は見受けられない
	事業者への制限		***	・ 日本との差異は見受けられない
他機能・取組 み	報告書の発行		DSA向けリスク評価レ ポート	・ DSAの透明性要件に基づき、Robloxにおけるコンテンツ管理や通報対応の実態に関するデータを 開示している。〔EU〕

注：政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

PUBG | 基本情報・青少年の利用状況

- KRAFTONは、「PUBG」を運営する韓国のゲーム開発企業である。
 - 「PUBG」は最後の1人（1チーム）を目指すバトルロワイヤルゲームであり、世界で約1.5億人が利用している。
- ※PUBGの青少年の利用者データは非公表である。

企業概要	
企業名	KRAFTON, Inc.
本社所在地	韓国 ソウル (231, Teheran-ro, Gangnam-gu, Seoul)
拠点・日本法人	KRAFTON JAPAN株式会社 東京都渋谷区渋谷1-3-15 BIZCORE渋谷 8F
売上高	18億米ドル（2024年度）
従業員数	1,664人（2025年時点）
事業概要	• ゲーム開発・パブリッシング企業 • PUBG等を軸に複数のIPを擁する。

サービス概要	
サービス名	PUBG: BATTLEGROUNDS
概要	バトルロイヤル型のオンライン対戦ゲーム
コンテンツの特徴	• バトルロイヤル（最後の1人/1チームを目指す） • ライブサービス運営
主な機能	• マッチメイキング対戦 • シーズン運営（ライブサービス） • アイテム等のコンテンツ
料金	• 基本無料で利用が可能（一部コンテンツの有料要素あり）
ユーザー数	• 月間アクティブユーザー数は以下のとおり ➢ 世界：非公表（プレイヤー総数は1.5億人） ➢ 日本：非公表

PUBG | 保護機能の概要と諸外国差分の整理

- ・PUBGは保護機能をほぼ搭載していない。諸外国との差異として、DSAに準拠したポリシーの作成や、違反コンテンツ報告フォームの整備、プライバシー保護の強化が挙げられる。

ジャンル			ゲーム	
サービス名			PUBG	
エリア			日本	諸外国（差分のみ記載）
年齢確認	年齢確認		***	***
コンテンツ リスク回避	モデレーション	審査基準・ポリシー	AIによるアンチチート対策 差別や暴言などのハラスメント、チートツール使用やチーミングと いった不正行為を厳格に禁止	コンテンツ開発の正確なプロセスやコンテンツの品質基準をまとめた ガイドラインの作成〔EU〕
		アルゴリズム	***	***
	フィルタリング	コンテンツ	***	***
		広告	***	***
	レコメンド ※該当無			
依存リスク 回避	利用制限	時間制限	***	***
		機能制限	***	***
	インターフェース設定 （自動再生等） ※該当無			
コンタクト /コンダク トリスク回 避	利用制限 （情報発信制限等）		チャット内容の伏字処理	***
	コミュニケーション制御機能 （通報・ブロック等）		通報・ブロック機能	***
	相談窓口		サポート窓口	独自の通報窓口・プロセスの提供〔EU〕
保護者による管理・ 同意	保護者同意機能		***	***
プライバ シー	ユーザー保護		***	14歳未満の個人情報取得制限〔EU〕
	事業者への制限		***	***

注：諸外国における取組みについては、政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

PUBG | 青少年保護機能や考え方

- 国内において、PUBGは青少年に限定した保護機能を提供していない。年齢に関係なく全ユーザーに対し、チートや迷惑行為への取り締まりを実施している。

分類			タイトル	国内における取組概要
年齢確認	年齢確認		***	・ 日本国内で年齢確認は行われていない ※プラットフォームの年齢制限はApp Store 13+、Gppgle play 12+
コンテンツ リスク回避	モデレー ション	審査基準・ ポリシー	AIによるアンチチート対策	・ ESP（プレイヤーの位置を壁越しに見る不正ツール）やエイムボット（照準を自動で敵に合わせる機能）のようなチートに対して、AIを搭載した検知システムを導入し、ゲームプレイのパターンや不審な行動をリアルタイムで分析し、チート使用の可否を判断している。
			ルールとマナーに関するポリシー	・ 全ユーザーが安全に楽しめる環境を守るため、差別や暴言などのハラスメント、チートツール使用やチーミングといった不正行為を厳格に禁止している。これら禁止事項が確認された場合、アカウント停止を含む厳しい措置が講じられる。
		アルゴリズム	***	・ 青少年保護を目的としたアルゴリズムは搭載されていない。
	フィルタリ ング	コンテンツ	***	・ コンテンツや広告のフィルタリング機能は搭載されていない。
		広告		
	レコメンド	※該当無		
依存リスク 回避	利用制限	時間制限	***	・ 依存リスクを回避する保護機能は搭載されていない。
		機能制限		
		インターフェース設定	※該当無	
コンタクト/ コンダクト リスク回避	利用制限 （情報発信制限等）		チャット内容の伏字処理	・ 暴言や不適切な表現は「***」に置換表示される。
	コミュニケーション制御 （通報・ブロック等）		通報機能	・ 違反プレイヤーの通報機能を提供。
			ブロック機能	・ 全ユーザー向けにブロック機能を提供。
			相談窓口	サポート窓口
保護者に よる管理・ 同意	アカウント登録への同意		***	・ 保護者が自分の端末から子どものアカウント設定をリモートで管理・監視する機能は存在しない。iOSやAndroidの保護機能を利用することは可能。
	利用状況確認			
	利用制限			
	コンテンツ制御			
	プライバシー設定の変更・承認			
プライバ シー	ユーザー保護		***	・ 青少年保護を目的としたプライバシー保護機能は搭載されていない。
	事業者への制限			

出所：各種公開情報を基に総務省作成

PUBG | 諸外国における青少年保護機能や考え方（差分のみ）

- ・ 諸外国との機能差分として、DSAに準拠したポリシーの作成や、違反コンテンツ報告フォームの整備、プライバシー保護の強化が挙げられる。

分類		タイトル	諸外国における取組概要（差分のみ記載）
年齢確認	年齢確認	***	・ 年齢確認は行われていない
コンテンツ リスク回避	モデレー ション	審査基準・ ポリシー	・ EUのユーザー向けに、コンテンツ開発の正確なプロセスやコンテンツの品質基準をまとめたガイドラインを作成している。〔EU〕
		アルゴリズム	・ 日本との差異は見受けられない
	フィルタリ ング	コンテンツ	・ 日本との差異は見受けられない
		広告	・ 日本との差異は見受けられない
	レコメンド	※該当無	
依存リスク回避	利用制 限	時間制限	・ 日本との差異は見受けられない
		機能制限	・ 日本との差異は見受けられない
	インターフェース設定	※該当無	
コンタクト/コンタ クトリスク回避	利用制限（情報発信制 限等）	***	・ 日本との差異は見受けられない
	コミュニケーション制御 （通報・ブロック等）	***	・ 日本との差異は見受けられない
	相談窓口	独自の通報窓口	・ EUユーザー向けに独自の違法コンテンツ報告フォームを設けている〔EU〕
保護者による管 理・同意	保護者同意機能	***	・ 日本との差異は見受けられない
プライバシー	ユーザー保護	14歳未満の個人情報 取得制限	・ PUBGは14歳未満のユーザーの情報を意図的に収集、使用、または共有しないと公表。14歳未満の子どもの情報を処理するには保護者の同意が必要。〔EU〕
	事業者への制限	***	・ 日本との差異は見受けられない
他機能・取組み	報告書の発行	***	・ 日本との差異は見受けられない

注：政府による要求・要請も含めて確認されたものを記載しており、機能としての実装状況等を網羅的には検証していないことに留意。
出所：各種公開情報を基に総務省作成

個別トピック調査 | EU・英国における年齢確認への要求

- EUおよび英国は、未成年に対するリスクの高いサービスやポルノを許容しているプラットフォームに対し、政府IDや顔認証等による信頼性の高い年齢確認システムの導入を推奨または義務化している。
- ただし、EUは年齢確認におけるプライバシー侵害に対する懸念も示しており、かつ年齢推定においても厳格な推定を求めるなど、許容される手法は英国と比べ限定的であると推測される。

	EU	英国
概要	- DSAに基づく未成年者保護に関するガイドラインは、年齢確認手法を自己申告、顔認証や履歴等による年齢推定、証明書やID等による年齢確認の3つに区分 - 未成年に対してリスクの高いサービス等においては年齢推定や年齢確認が推奨されている	Ofcomはポルノを許容しているプラットフォームに対し、児童保護のための高度な年齢確認手法（顔認証、ID認証等）の導入義務を課している
対象サービス	18歳以上に制限されたサービス（酒類販売、賭博等） - 成人専用サービス（出会い系プラットフォーム等） 18歳以上が必要条件であるサービス - 未成年に対してリスクの高いサービス（コンテンツリスク、消費者リスク、接触リスク等を含む）	ポルノを許容しているプラットフォーム
具体的な年齢確認手法	- 年齢確認：物理的な識別子や確認済みの識別源に依存し、ユーザーの年齢を高い確実性で特定できるシステム - 例：政府発行IDによる年齢確認（デジタルIDウォレットやIDに基づく年齢確認アプリを含む） - 年齢推定：利用者が特定の年齢である可能性が高い、あるいは特定の年齢範囲に属している可能性が高い、または特定の年齢を超えているか未満である可能性を判断できる方法 - ただし、独自開発の誤差範囲±2年の年齢推定モデルは効果的でない悪例として示されており、厳格な年齢推定が求められている - 自己申告：本人が年齢を申告したり、生年月日や年齢を自発的に提供したり、通常はオンラインのボタンをクリックして一定の年齢を超えていることを申告したりする方法	- 顔認証の年齢推定 - 写真付き身分証明書の照合 - デジタルIDサービス - 銀行口座等のオープンバンキング認証 - モバイル回線契約情報 - クレジットカード情報の確認 - Eメールアカウントに紐づく利用歴の分析による年齢確認手法等

出所：各種公開情報を基に総務省作成

個別トピック調査 | EU・英国における年齢確認への要求に対する事業者対応

- 各プラットフォームはEUおよび英国の政府要求に対応すべく、AI年齢推定システムや身分証認証の導入を進めている。
- EU・英国において、年齢確認が求められるのは成人向けコンテンツの視聴や成人年齢への変更時等に限られる。
 - アカウント作成時の年齢確認については、LINEを除き自己申告制が世界共通的に用いられていることに留意。

サービス	EU	英国
YouTube	- 視聴履歴やアカウント保有期間等の情報を用いたAI年齢推定システムをEUで導入 2025年10月、欧州委員会はYouTubeに対し、年齢確認システムに関する情報提供を要求 (日本およびEUの両地域において、年齢制限のあるコンテンツを視聴する際、身分証明書等による年齢確認が要求される)	視聴履歴やアカウント保有期間等の情報を用いたAI年齢推定システムを英国で導入 (日本および英国の両国において、年齢制限のあるコンテンツを視聴する際、身分証明書等による年齢確認が要求される)
TikTok	2025年10月、AI年齢認証システムの導入に向け、EUのプライバシー規制当局と協議を進める 2024年2月、欧州委員会はTikTokの年齢確認システムの効果性に対して懸念を表明し、正式な調査を開始 (日本およびEUの両地域において、年齢制限があるLIVE配信や収益化を行う際に、身分証による年齢確認が行われる)	2025年10月時点で、AI年齢認証システムの試験導入を英国において1年間にわたって実施済み (日本および英国の両国において、年齢制限があるLIVE配信や収益化を行う際に、身分証による年齢確認が行われる)
Instagram	日本の年齢確認システムとの差分は確認されず (日本、EU、英国において、未成年から成年になるよう年齢の設定を変更する場合、本人確認書類のアップロードもしくはセルフイー動画の録画による年齢認証、成人フォロワーの承認による認証が要求される) (日本、EU、英国において、投稿やメッセージ等に基づき、ユーザーが成人か否かを推定するAIモデルが導入されている)	
X	- EUのDSA、英国のOSA等への対応として、特定のコンテンツへのアクセスに際して、以下の方法を用いた年齢保証が必要 ➢ 過去に実施した年齢認証に基づく年齢の保証（自己申告も含む） ➢ メールアドレスや電話番号を利用した年齢の保証 ➢ 顔写真や身分証明書に基づく年齢の保証	
LINE	日本においては通信キャリアの情報に基づく年齢確認が実施されている一方、EU・英国では同様の年齢確認は実施されていない	

出所：各種公開情報を基に総務省作成

ジャンル別まとめ | 動画共有・ライブ配信における国内の青少年保護の取組み

- サービス間で差異が見受けられる項目は「プライバシー」。未成年ユーザーのデータ収集に関する制限は、TikTokにおいて明確な対応が確認されていない。その他の保護機能については、両サービスとも同水準の対策を講じている。

ジャンル			動画共有・ライブ配信	
サービス名			YouTube	TikTok
年齢確認	年齢確認		基本的に自己申告制 (18歳以上のコンテンツを視聴する際には身分証等登録)	国内での利用は13歳以上に制限 年齢確認は基本自己申告制 (Live配信や収益化には身分証必要)
コンテンツ リスク回避	モデレー ション	審査基準・ ポリシー	有害コンテンツの排除・拡散防止等を掲げる	未成年の安全を保つ包括的なアプローチを実施 24/365での自動審査+人間のモデレーターによる審査
		アルゴリズム	人手+機械学習で視聴履歴に沿ったコンテンツを提供	18歳未満のアカウントに対しては、一部テーマを自動的に除外
	フィルタリ ング	コンテン ツ	違反コンテンツでなくても人手で年齢制限を指定する場合がある ブロック対象のチャンネルに関する動画は非表示 (全年齢対象)	保護者が子どもに適していないと考えられるコンテンツを制限可能
		広告	子ども向けアカウントにはパーソナライズされた広告を配信不可	未成年者への広告が禁止されている商品やサービスの広告を配信しない
	レコメ ンド	未成年が連続視聴すると悪影響があるコンテンツに対する対策 自動再生のデフォルトオフ		全年齢を対象に、極端なフィットネスやダイエット、性的暗示など、ネガティ ブな体験につながるコンテンツをおすすめに表示しない
依存リスク 回避	利用制限	時間制限	13~17歳の場合、休憩を促すリマインダー機能がデフォルトでオン	18歳未満のアカウントでは、1日60分の視聴時間制限が自動的に設定
		機能制限	16歳未満はライブ配信不可 3~15 歳が出演 (かつ大人同伴不明の) ライブ配信はチャットが無効	午後10時以降に16歳未満のユーザーがTikTokを利用している場合、 瞑想エクササイズが表示される
	インターフェース設定		未成年はデフォルトで自動再生機能がオフ、ウェルビーイング機能がオン	全ユーザーに対して自動スクロールがデフォルトでオフ
コンタクト /コンダク トリスク回 避	利用制限 (情報発信制限等)		13歳未満はコメント不可 18歳未満はスーパーチャット (ライブ配信への投げ銭) が禁止	18歳未満はLIVE配信やギフト購入ができない 13歳~15歳はリミックス機能の設定がデフォルトでオフ
	コミュニケーション制御 機能(通報・ブロック等)		ブロック対象のチャンネルに関する動画は非表示 (全年齢で可能)	16歳未満のアカウントではDM機能を利用不可 DM・コメントを削除・ブロックする機能を提供
	相談窓口		全年齢対象に相談窓口を設置 (困りごとや自傷行為等) 未成年の性的コンテンツ拡散を防ぐ「Take It Down」機能	全年齢対象に相談窓口を設置 (困りごとや自傷行為等) 未成年の性的コンテンツ拡散を防ぐ「Take It Down」機能
保護者による管理・同意	保護者同意機能		Googleアカウント作成時の保護者同意機能 子どものアカウントの視聴履歴や検索履歴を閲覧可能 スクリーンタイム設定、アプリ内購入機能の制限 閲覧できるコンテンツレベルを段階的に設定	保護者が未成年アカウントのフォロー・フォロワーリストを確認可能 利用時間の指定 (利用不可に出来る) や利用時間の確認が可能 アカウント非公開/公開状態を設定可能 他のユーザーにおすすめとして表示されないように指定可能
プライバ シー	ユーザー保護		プライバシー侵害にあたるコンテンツは削除依頼が可能 (全年齢で可能)	全年齢対象で、プライバシー侵害にあたるコンテンツは削除依頼が可能 子どものDMの内容を保護者が見ることはできない
	事業者への制限		動画が子ども向けに分類される場合、データ収集活動が制限	*** (13歳~17歳においても利用データが取得される)
他取組み	その他		保護者向けガイドライン提供、政府・NGOとの連携	Android、iOSが提供するペアレンタルコントロール機能利用を推奨

出所：各種公開情報を基に総務省作成

ジャンル別まとめ | マイクロブログ・SNSにおける国内の青少年保護の取組み

- サービス間で特に差分が見受けられる項目は、「時間制限」「機能制限」「インターフェース設定」「保護者同意機能」。
Xは未成年ユーザーに対する保護機能が少なく、利用時間の長期化や有害なコンテンツに接触するリスクが高い。

ジャンル			マイクロブログ・SNS	
サービス名			Instagram	X
年齢確認	年齢確認		基本的に自己申告制 (セルフイー動画、友人による認証、AIによる年齢推定も導入)	自己申告制 (18歳未満で登録された場合、容易に成人向け設定に変更不可)
コンテンツ リスク回避	モデレーション	審査基準・ポリシー	日本向けのAIモデルと人手による審査	人手と機械学習を用いて違反コンテンツを排除
		アルゴリズム	特定の言葉を含む投稿等を非表示 (米国映画業界の年齢制限基準に準拠)	暴力描写、成人向けコンテンツ、ヘイト表現などが自動的にタイムラインから排除
	フィルタリング	コンテンツ	自殺、自傷行為、摂食障害に関連する検索結果を非表示	キーワードのミュート機能、不審アカウント・ボットからの通知非表示
		広告	性別や市区町村よりも狭い地域のターゲット指定不可 過去のエンゲージメント情報の使用不可	特定の商品・サービスの未成年者に向けたマーケティング・広告禁止
	レコメンド		別のトピックをおすすめする機能	登録時選択した興味関心、フォロー先のアカウント・トピック等に基づく
依存リスク 回避	利用制限	時間制限	60分経過時のお知らせ通知 午後10時～午前7時はデフォルトでスリープモード	*** (利用時間や深夜の利用に対する防止機能は提供されていない)
		機能制限	公開投稿への「いいね!」の数をデフォルトで非表示	*** (依存リスクを低減する機能は提供されていない)
	インターフェース設定		*** (無限スクロール機能や自動再生機能をオフにできない)	自動再生をオフにする設定を提供〔自動再生はデフォルトでオン〕
コンタクト/ コンダクトリ スク回避	利用制限 (情報発信制限等)		16歳未満のアカウントをデフォルトで非公開 16歳未満の未成年は保護者の許可なしにライブ配信不可	未成年アカウントは初期設定でポストが非公開 (変更可)
	コミュニケーション制御機能 (通報・ブロック等)		不審な成人による未成年アカウントのフォロー制限 相互フォローでない成人と未成年間のDM制限機能 DM内のヌードを含むと検出された画像にぼかしを入れる機能	通報機能、ミュート・ブロック機能 未成年者の場合、フォローしていないアカウントからのDMは制限
	相談窓口		通報機能、自殺や自傷行為の相談窓口、摂食障害関連の専門家リソース、未成年の性的コンテンツ拡散防止	各種相談窓口を提供 (自殺・自傷行為等)
保護者管理・同意	保護者同意機能		フォローしている相手・されている相手のリストの確認機能 子どものアカウントによる報告と違反に関する状況を確認可能	*** (ペアレンタルコントロール機能は提供していない)
プライバシー	ユーザー保護		保護者は子どものDMの内容を読めない	メール・電話番号による検索回避、Grok学習データ提供回避
	事業者への制限		企業からフォロワーでない未成年アカウントへはDM送信不可 外部アプリへの未成年のデータへのアクセスを制限	閲覧履歴や位置情報に基づく広告配信の制限設定が可能
他取組み	その他		保護者向けガイドを提供	***

出所：各種公開情報を基に総務省作成

ジャンル別まとめ | ゲームにおける国内の青少年保護の取り組み

- サービス間で特に差分が見受けられる項目は、「年齢確認」「フィルタリング」「保護者同意機能」「プライバシー」。
PUBGは、年齢確認やコンテンツのフィルタリング、ペアコン機能が提供されておらず、依存リスクが相対的に高い。

ジャンル			ゲーム	
サービス名			Roblox	PUBG
年齢確認	年齢確認		ユーザー登録時に生年月日入力を入力する自己申告制 ※2026年1月より、チャットを利用する全ユーザーに対して、顔年齢の確認義務	***
コンテンツ リスク回避	モデレーション	審査基準・ポリシー	独自に開発した機械学習モデルと数千人の専門家が協力しコンテンツ審査 IARCと提携し、各国の基準に適したレーティングを行う	AIによるアンチチート対策 差別や暴言などのハラスメント、チートツール 使用やチーミングといった不正行為禁止
		アルゴリズム	***	***
	フィルタリング	コンテンツ	コンテンツレーティングを基に、申告した年齢に適さないコンテンツのフィルタリング 17歳以上向けコンテンツは、公的IDの登録が確認できたユーザー以外利用不可	***
		広告	13歳以下への広告配信、13歳～16歳未満へのパーソナライズ広告配信禁止	***
	レコメンド		未成年アカウントには年齢制限に抵触するゲーム（暴力等）はレコメンドされない	※該当無
依存リスク 回避	利用制限	時間制限	***	***
		機能制限	***	***
	インターフェース設定※該当無			
コンタクト/ コンダクトリ スク回避	利用制限 （情報発信制限等）		チャット内での画像や動画の共有禁止 17歳未満は、個人情報や不適切な内容のチャットは伏字処理される 13歳未満のユーザーは、ゲーム内以外でのメッセージ不可〔デフォルト設定〕 13歳未満のユーザーはボイスチャットを利用不可 ※2026年初めにバーチャル空間内でのリンクの共有や投稿を禁止予定	不適切なチャット内容の伏字処理
	コミュニケーション制御機能		通報・ブロック機能	通報・ブロック機能
	相談窓口		支払いやアカウントの問題に関する問い合わせフォームを提供	サポート窓口
保護者による 管理・同意	保護者同意機能		子どものアカウントのバーチャル空間、コンテンツ成熟度、プレイ時間を確認可能 1日当たりのプレイ時間や課金上限の設定することが可能〔カスタム設定〕 触れてほしくないコンテンツのブロックが可能〔カスタム設定〕	***
プライバ シー	ユーザー保護		13歳未満のユーザーは、プライバシー保護設定がオン〔デフォルト設定〕 アカウント削除時に個人情報の削除を依頼することが可能	***
	事業者への制限		***	***

出所：各種公開情報を基に総務省作成

(参考) メッセージ・通話における青少年保護の取組み

- LINEとWhatsAppの青少年保護機能は少ないが、Snapchatはデフォルトで有効な保護機能等を備える。

ジャンル			メッセージ・通話		
サービス名			LINE	WhatsApp	Snapchat
年齢確認	年齢確認		通信キャリアの情報を照合した年齢確認 (利用推奨年齢は12歳以上)	自己申告制 (利用推奨年齢は13歳以上)	自己申告制 (利用推奨年齢は13歳以上)
コンテンツ リスク回避	モデレーション	審査基準・ポリシー	AIと専門スタッフによる違反コンテンツの削除	AIによる不審な挙動の自動検知の後に人手による審査・アカウント停止措置を実施	AIと専門スタッフによる違反コンテンツの削除
		アルゴリズム	***	***	***
	フィルタリング	コンテンツ	アダルト、ギャンブル、出会いカテゴリのオープンチャットを非表示	児童虐待画像など違法コンテンツはハッシュ照合等で全世界的に検出・遮断	特定のキーワードの検索のフィルタリング 児童性的虐待コンテンツのフィルタリング
		広告	18歳未満のユーザーに対するターゲティング広告を禁止、広告であることの明確な表示	***	ギャンブルやアルコールに関する広告の制限
	レコメンド		***	***	***
依存リスク回避	利用制限	時間制限	***	***	***
		機能制限	***	***	いいね数の非表示
	インターフェース設定		***	***	*** (インターフェース設定等なし)
コンタクト/コンダクトリスク回避	利用制限 (情報発信制限等)		18歳未満はID検索と電話番号検索による友だち追加不可	***	特定ワードへの警告 非公開アカウント(デフォルト設定) タグ付けの制限(デフォルト設定)
	コミュニケーション制御機能		ブロック機能(受信拒否)、未成年による特定カテゴリのオープンチャットへの参加制限	ブロック・通報機能	ストーリーへの返信制限 通報・ブロック機能
	相談窓口		お問い合わせ窓口を設置	公式サイトにお問い合わせ窓口を設置	支援リソースの提供
保護者による管理・同意	保護者同意機能		***	***	フレンドの確認(カスタム設定) チャット相手の確認(カスタム設定) 位置情報の確認(カスタム設定) AI機能の無効化(カスタム設定) コンテンツ制限(カスタム設定)
プライバシー	ユーザー保護		全年齢を対象にエンドツーエンド暗号化通信方式を利用	メッセージの暗号化 位置情報共有の無効化(カスタム設定) アカウントの公開範囲設定(カスタム設定)	位置情報のオフ(デフォルト設定) プライバシー設定確認のリマインダー
	事業者への制限		13歳未満のユーザーデータの利用を禁止	***	***

出所：各種公開情報を基に総務省作成

ジャンル別まとめ | 動画共有・ライブ配信における青少年保護の取り組み及び国内外の差〔1/3〕

- 特に差分が見受けられる項目は「年齢確認」「広告」「保護者同意」「プライバシー」。アルゴリズムやインターフェース設定は諸外国が依存性機能のデフォルト無効化を要求しているが実装には至っていない。

ジャンル			動画共有・ライブ配信			
サービス名			YouTube		TikTok	
エリア			取組み概要		取組み概要	
			国内外の差分		国内外の差分	
年齢確認	年齢確認		基本的に自己申告制（18歳以上のコンテンツを視聴する際には身分証等登録）	AI年齢推定モデルで制限+制限解除には年齢確認〔米、EU、英〕 ※各国の独自システムや普及している手法に基づいた年齢確認の要求を受ける〔EU、英、韓、豪〕	国内での利用は13歳以上に制限 年齢確認は基本的に自己申告制（Live配信や収益化には身分証の画像送信が必要）	AIによる年齢推定システムを導入〔EU、英〕 ※厳格な年齢確認システムの導入を要求を受ける〔EU〕 ※複数の年齢保証技術の導入を要求を受ける〔豪〕
コンテンツリスク回避	モデレーション	審査基準・ポリシー	有害コンテンツの排除・拡散防止等を掲げる	*** ※透明性レポートの公開を要求〔EU〕 ※有害コンテンツ削除や削除理由の明示を義務化の要求〔EU、英〕	未成年の安全を保つ包括的なアプローチを実施 24/365での自動審査+人間のモデレーターによる審査	*** ※コンテンツ審査基準に関する情報を提供を受ける〔EU〕
		アルゴリズム	人手+機械学習で視聴履歴に沿ったコンテンツを提供	*** ※アルゴリズムのリスク評価の要求を受ける〔英〕	18歳未満のアカウントに対しては、一部テーマを自動的に除外	*** ※アルゴリズム等のシステム設計に起因する悪影響の評価・軽減を要求〔EU〕
	フィルタリング	コンテンツ	違反コンテンツでなくても人手で年齢制限を指定する場合がある ブロック対象のチャンネルに関する動画は非表示（全年齢で可能）	***	保護者が子どもに適していないと考えられるコンテンツを制限可能	***
		広告	子ども向けアカウントにはパーソナライズされた広告を配信不可	法的根拠に基づき、子ども向けのターゲット広告を禁止〔米、EU〕	18歳未満には未成年者への広告が禁止されている商品やサービスの広告を配信しない	未成年へのターゲット広告を停止〔米、EU〕 ※年齢規制の対象国に日本は含まれていないことは確認済み
	レコメンド		未成年が連続視聴すると悪影響があるコンテンツに対する安全対策 自動再生のデフォルトオフ	*** ※無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh等の、依存性機能のデフォルト無効化を要求〔EU〕	全年齢を対象に、極端なフィットネスやダイエット、性的暗示など、ネガティブな体験につながる可能性のあるコンテンツをおすすめに表示しない	パーソナライズ機能の無効化オプションの提供〔EU〕 TikTokのレコメンドシステムの監視・調査を実施〔EU、英〕

出所：各種公開情報を基に総務省作成

ジャンル別まとめ | 動画共有・ライブ配信における青少年保護の取組み及び国内外の差〔2/3〕

ジャンル		動画共有・ライブ配信			
サービス名		YouTube		TikTok	
エリア		取組み概要	国内外の差分	取組み概要	国内外の差分
依存 リスク 回避	利用制限	13～17歳の場合、休憩を促すリマインダー機能がデフォルトでオン	未成年ユーザーのライブ配信の時間制限を独自に制定〔韓〕	18歳未満のアカウントでは、1日60分の視聴時間制限が自動的に設定	13歳未満のユーザーにスクリーンタイムの制限機能を提供〔米〕 ライブ配信の時間制限を勧告〔韓〕
	機能制限	16歳未満はライブ配信不可 3～15歳が出演しており、大人が同伴していることが明らかでないライブ配信はチャットが無効になる	*** ※無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh等の、依存性機能のデフォルト無効化を要求〔EU〕	午後10時以降に16歳未満のユーザーがTikTokを利用している場合、瞑想エクササイズが表示される	スクリーンタイムのリワードプログラムの撤廃〔EU〕 ※依存性の高い機能のリスク評価・軽減措置およびデフォルト無効化を要求〔EU〕
	インターフェース設定	未成年に対しては、デフォルトで自動再生機能がオフ、デジタルウェルビーイング機能がオンになっている。	***	*** (全ユーザーに対してデフォルトでオフの自動スクロール機能を提供)	*** ※無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh等の、依存性機能のデフォルト無効化を要求〔EU〕
コンタクト/ コンダクトリ スク回避	利用制限 (情報発信制限等)	13歳未満はコメント不可	未成年者のコメント制限を義務化〔米〕	18歳未満はLIVE配信やギフト購入ができない 13歳～15歳はリミックス機能の設定がデフォルトでオフ	13歳未満のユーザーは、コメント機能・動画投稿機能を制限〔米〕
	コミュニケーション 制御機能 (通報・ブロック等)	ブロック対象のチャンネルに関する動画は非表示 (全年齢で可能)	***	16歳未満のアカウントではDM機能を利用不可 DM・コメントを削除・ブロックする機能を提供	13歳未満のユーザーはメッセージ機能を制限〔米〕
	相談窓口	全年齢対象に相談窓口を設置 (困りごとや自傷行為等) 未成年の性的コンテンツ拡散を防ぐ「Take It Down」機能の提供	各国独自の通報窓口・相談窓口を提供〔EU、英、豪、韓〕	全年齢対象に相談窓口を設置 (困りごとや自傷行為等) 未成年の性的コンテンツ拡散を防ぐ「Take It Down」機能の提供	独自の通報・相談窓口を提供〔EU〕 各国の通報窓口と連携〔米、英、韓、豪〕

出所：各種公開情報を基に総務省作成

ジャンル別まとめ | 動画共有・ライブ配信における青少年保護の取組み及び国内外の差〔3/3〕

ジャンル		動画共有・ライブ配信			
サービス名		YouTube		TikTok	
エリア		取組み概要	国内外の差分	取組み概要	国内外の差分
保護者による管理・同意	保護者同意機能	Googleアカウント作成時の保護者同意機能 子どものアカウントの視聴履歴や検索履歴を閲覧可能 スクリーンタイム設定 アプリ内購入機能の制限 閲覧できるコンテンツレベルを段階的に設定	未成年者へのコメント制限解除に対して、保護者同意を必須化〔米〕 16歳未満のユーザーがチャンネルを開設する場合、両親の許可が必要（仏）	保護者が未成年アカウントのフォロー・フォロワーリストを確認可能 利用時間の指定や利用時間の確認が可能 指定した時間帯にTikTokを利用できないようにする機能 子どものアカウントの非公開/公開状態を設定可能 他のユーザーにおすすめとして表示されないように指定可能	未成年のサービス利用に際して保護者の同意取得を義務付け〔仏〕
	プライバシー	プライバシー侵害にあたるコンテンツは削除依頼が可能（全年齢で可能）	自分自身または第三者が投稿した個人情報のオンライン削除の申請を保障〔EU、英、韓〕 ※アカウントのデフォルトプライベート化を要求〔EU〕	全年齢対象で、プライバシー侵害にあたるコンテンツは削除依頼が可能 子どものDMの内容を保護者が見ることはできない	未成年のアカウントをデフォルトで非公開化〔EU〕 忘れられる権利を保障し、データ削除の要求が可能〔英、仏〕
他機能・取組み	事業者への制限	動画が子ども向けに分類される場合、データ収集活動が制限	子どもからのデータ収集を厳しく制限〔米、英〕	*** （13歳～17歳においても利用データが取得される）	未成年からのデータ収集を制限〔米〕
	その他	保護者向けガイドライン提供 政府・NGOとの連携	***	Android、iOSが提供するペアレンタルコントロール機能利用を推奨	オンライン安全意識を高めるキャンペーンや自殺予防活動を推進〔韓〕

出所：各種公開情報を基に総務省作成

ジャンル別まとめ | マイクロブログ・SNSにおける青少年保護の取組み及び国内外の差〔1/2〕

- 特に差分が見受けられる項目は「モデレーション」「広告」「レコメンド」「保護者同意」「プライバシー」。インターフェース設定や生成AIコンテンツは諸外国が機能の無効化やフィルタリングを要求しているが実装には至っていない。

ジャンル			マイクロブログ・SNS			
サービス名			Instagram		X	
エリア			取組み概要	国内外の差分	取組み概要	国内外の差分
年齢確認	年齢確認		基本的に自己申告制 (セルフイー動画、友人による認証、AIによる年齢推定も導入)	*** (グローバル標準の年齢確認機能を提供)	自己申告制 (18歳未満で登録された場合、容易に成人向けの設定に変更不可)	電話番号・メールアドレス、顔、政府ID等による年齢保証措置を導入〔EU、英〕
コンテンツリスク回避	モデレーション	審査基準・ポリシー	日本向けのAIモデルと人手による審査	コンテンツの審査基準をPG-13指定映画と同等に強化〔米、英、豪〕 モデレーションの透明性を要求〔EU〕	人手と機械学習を用いて違反コンテンツを排除	EUユーザー向けの独自のコンテンツ制限が存在〔EU〕 DSA透明性報告書を開示〔EU〕
		アルゴリズム	特定の言葉を含む投稿等を非表示 (米国映画業界の年齢制限基準に準拠)	アルゴリズムへの調査を実施〔EU〕	暴力描写、成人向けコンテンツ、ヘイト表現などが自動的にタイムラインから排除	***
	フィルタリング	コンテンツ	自殺、自傷行為、摂食障害に関連する検索結果を非表示	***	キーワードのミュート機能 不審なアカウントやボットからの通知を自動的に非表示する機能を提供	*** ※Grokにより生成されたコンテンツのフィルタリングを要求〔EU〕
		広告	性別や市区町村よりも狭い地域のターゲット指定不可 過去のエンゲージメント情報の使用不可	未成年への広告配信を一時停止〔EU〕 ターゲット広告の禁止〔米、EU〕 ※広告ラベル表示を要求〔米、EU〕	特定の商品・サービスの、未成年者に向けたマーケティング・広告掲載を禁止	未成年への広告配信を一時停止〔EU〕 ターゲット広告の禁止〔米、EU〕 ※広告ラベル表示を要求〔米、EU〕
	レコメンド		別のトピックをおすすめする機能	パーソナライズされたフィードを無効化するオプション〔EU〕	登録時に選択した興味関心、フォローしているアカウントやトピック等に基づいてレコメンド	未成年ユーザーに対し、フォローアカウントからのみレコメンドを受け取ることができるオプションを提供〔英〕
	依存リスク回避	利用制限	時間制限	60分経過時のお知らせ通知 午後10時～午前7時はデフォルトでスリープモード	*** (グローバル標準のティーンアカウントを提供)	*** (利用時間や深夜の利用に対する防止機能は提供されていない)
機能制限			公開投稿への「いいね！」の数をデフォルトで非表示	*** ※無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh等の、依存性機能のデフォルト無効化を要求〔EU〕	*** (依存リスクを低減する機能は提供されていない)	*** ※無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh等の、依存性機能のデフォルト無効化を要求〔EU〕
インターフェース設定		*** (無限スクロール機能や自動再生機能をオフにできない)		動画の自動再生をオフにする設定を提供〔自動再生はデフォルトでオン〕		

出所：各種公開情報を基に総務省作成

ジャンル別まとめ | マイクロブログ・SNSにおける青少年保護の取組み及び国内外の差〔2/2〕

ジャンル		マイクロブログ・SNS			
サービス名		Instagram		X	
エリア		取組み概要	国内外の差分	取組み概要	国内外の差分
コンタクト/コンダクトリスク回避	利用制限 (情報発信制限等)	16歳未満のアカウントをデフォルトで非公開 16歳未満の未成年は保護者の許可なしにライブ配信不可	*** (グローバル標準のティーンアカウントを提供)	未成年アカウントは初期設定でポストが非公開 (変更により公開にすることが可能)	*** ※アカウントのデフォルト非公開化を要求〔EU〕
	コミュニケーション制御機能 (通報・ブロック等)	不審な成人による未成年アカウントのフォロー制限 相互フォローでない成人と未成年間のDM制限機能 DM内のヌードを含むと検出された画像にぼかしを入れる機能		通報機能 ミュート・ブロック機能 未成年者の場合、フォローしていないアカウントからのDMは制限	***
	相談窓口	通報機能 自殺や自傷行為の相談窓口 摂食障害関連の専門家リソース 未成年の性的コンテンツ拡散防止		各種相談窓口を提供 (自殺・自傷行為等)	法規制に対応した 独自の通報窓口・プロセスを提供 〔EU、豪〕
保護者による管理・同意	保護者同意機能	子どもがフォローしている相手・されている相手のリストの確認機能 子どものアカウントによる報告と違反に関する状況を確認可能	15歳未満の子どもについて、アカウント登録時に保護者同意を義務付け 〔仏〕	*** (ペアレンタルコントロール機能は提供していない)	ペアレンタルコントロール機能を提供開始 〔地域不明〕 ※アカウント登録時に 保護者同意要求 〔EU〕
プライバシー	ユーザー保護	保護者は子どものDMの内容を読めない	***	メールアドレスや携帯電話番号によるアカウント検索機能をオフにできる Grokのトレーニングに、自分のデータを使わせない設定が可能	未成年ユーザーの位置情報機能を無効化 〔英〕 子どもに対して 忘れられる権利を保障 〔EU、英、韓〕
	事業者への制限	企業からフォローでない未成年アカウントへはDM送信不可 外部アプリへの未成年のデータへのアクセスを制限	13歳未満の子どもから保護者同意なしに個人情報収集・使用を行うことを禁止 〔米〕	閲覧履歴や位置情報に基づく広告配信の制限設定が可能	13歳未満の子どもから保護者同意なしに個人情報収集・使用を行うことを禁止 〔米〕
他機能・取組み	その他	保護者向けガイドを提供	***	***	***

出所：各種公開情報を基に総務省作成

ジャンル別まとめ | ゲームにおける青少年保護の取組み及び国内外の差〔1/2〕

- 大きな差分のある項目は見受けられず、グローバル標準で提供されている青少年保護機能を国内においても提供している。

ジャンル			ゲーム			
サービス名			Roblox		PUBG	
エリア			取組み概要	国内外の差分	取組み概要	国内外の差分
年齢 確認	年齢確認		自己申告制 ※2026年1月 顔年齢確認義務化	2025年12月より先行して 顔年齢 の確認義務化を開始〔豪〕	***	***
	コンテ ンツ リスク 回避	モデレ ーション	独自の 機械学習モデル と 数千人の 専門家 が審査 IARCと提携し、各国の基準に適し たレーティングを実施	***	AIによるアンチチート対策 ハラスメント、チートツール使用といっ た不正行為を厳格に禁止	コンテンツ開発の正確なプロセスやコ ンテンツの品質基準をまとめた ガイド ラインの作成 〔EU〕
		アルゴリ ズム	***	***	***	***
	フィルタ リング	コンテン ツ	年齢に適さないコンテンツのフィルタ リング 成年向けコンテンツはID登録が確 認できたユーザーのみ利用可	***	***	***
		広告	13歳以下のユーザーに対しては 広 告が配信されない 16歳未満の未成年ユーザーへ パー ソナライズ広告の配信禁止	***	***	***
	レコメンド		未成年アカウントには年齢制限に 抵触するゲームはレコメンドされない	***	※該当無	
	依存 リスク 回避	利用制限	時間制限	***	***	***
		機能制限	***	***	***	***
インターフェース 設定※該当無						

出所：各種公開情報を基に総務省作成

ジャンル別まとめ | ゲームにおける青少年保護の取組み及び国内外の差〔2/2〕

ジャンル		ゲーム			
サービス名		Roblox		PUBG	
エリア		取組み概要	国内外の差分	取組み概要	国内外の差分
コンタクト/コンダクトリスク回避	利用制限 (情報発信制限等)	チャット内の 画像/動画の共有禁止 17歳未満は、個人情報や不適切な内容の チャットは伏字処理 13歳未満のユーザーは、ゲーム以外で メッセージを送ることが不可 〔デフォルト設定〕 13歳未満のユーザーは ボイスチャットを利用不可 ※2026年初めに リンクの共有や投稿を禁止 予定	***	チャット内容の伏字処理	***
	コミュニケーション制御機能	ブロック・通報機能の提供	***	通報・ブロック機能	***
	相談窓口	支払いやアカウントの問題に関する問い合わせフォーム	独自の通報窓口・プロセスの提供〔EU〕	サポート窓口	独自の通報窓口・プロセスの提供〔EU〕
保護者による管理・同意	保護者同意機能	子どもアカウントのバーチャル空間、コンテンツ、プレイ時間を 確認可能 子どもの1日当たりの プレイ時間上限を設定可能 〔カスタム設定〕 課金上限の設定 〔カスタム設定〕 触れてほしくないコンテンツのブロック〔カスタム設定〕	個人情報取得に関する保護者の同意が必要〔米〕	***	***
プライバシー	ユーザー保護	13歳未満は、 プライバシー保護設定 がオン〔デフォルト設定〕 アカウント削除時にRobloxが保有する個人情報の削除依頼が可能	***	***	14歳未満の個人情報取得制限〔EU〕
	事業者への制限	***	***	***	***
他機能・取組み	その他	***	DSA向けリスク評価レポートの発行〔EU〕	***	***

出所：各種公開情報を基に総務省作成

ジャンル別まとめ | メッセージ・通話における青少年保護の取組み及び国内外の差

- 特に差分が見受けられる項目は「保護者同意」「プライバシー」である。

ジャンル				メッセージ・通話		
サービス名				LINE		
エリア				取組み概要	国内外の差分	
年齢確認	年齢確認			通信キャリアの情報を照合した年齢確認 (国内での利用推奨年齢は12歳以上)	各国規則に応じた年齢制限を導入〔米、EU、韓〕	
	コンテンツリスク回避					
コンテンツリスク回避	モデレーション	審査基準・ポリシー		AIと専門スタッフによる違反コンテンツの削除	EU地域のユーザー向けに コンテンツモデレーションに関する記載を追加 〔EU〕	
		アルゴリズム		*** (未成年向けのアルゴリズムは搭載されていない)	***	
	フィルタリング	コンテンツ		アダルト、ギャンブル、出会いカテゴリーのオープンチャットを非表示	***	
		広告		18歳未満のユーザーに対するターゲティング広告を禁止 広告であることの明確な表示	*** ※ 未成年へのターゲット広告の停止を要求 〔米、EU〕	
	レコメンド			***	***	
依存リスク回避	利用制限	時間制限		*** (利用時間の制限機能が実装されていない)	***	
		機能制限		***特筆すべき機能制限はない	*** (LINE VOOMの提供なし〔米、EU、英、仏、韓、豪〕)	
	インターフェース設定			*** (インターフェース設定等なし)	***	

ジャンル				メッセージ・通話		
サービス名				LINE		
エリア				取組み概要	国内外の差分	
コンタクト/コンダクトリスク回避	利用制限 (情報発信制限等)			18歳未満はID検索と電話番号検索による友だち追加不可	ID検索機能自体未提供〔米、EU、英、豪〕	
		コミュニケーション制御機能		ブロック機能 (受信拒否) 未成年による特定カテゴリのオープンチャットへの参加制限	***	
	相談窓口			お問い合わせ窓口を設置	EUユーザー向けの通報窓口を提供〔EU〕	
保護者による管理・同意	保護者同意機能			*** (Eアプリ自体に機能はない)	プライバシーポリシーにおいて、 保護者同意の必要性を明記 〔韓〕	
		ユーザー保護		全年齢を対象にエンドツーエンド暗号化通信方式を利用	プライバシーポリシーにおいて、 未成年者の個人情報の保護について明記 〔韓〕	
	事業者への制限			13歳未満のユーザーデータの利用を禁止	プライバシーポリシーにおいて、 米・EU・タイ・インドネシアの未成年者から個人情報を故意に収集しないことを明記 〔米、EU〕	
他機能・取組み				その他	青少年向けに情報モラル教育を実施	

出所：各種公開情報を基に総務省作成

日本と諸外国（EU・英）におけるサービス上の青少年保護措置の差異 | YouTube

- ・ 発信リスク保護やペアコン機能に差異は少ないが、年齢確認・リスク評価・広告規制・依存性対策には差異がある。

青少年保護措置・機能	日本で提供されている保護措置	諸外国における保護機能 （日本との差異）
利用者の年齢確認	Googleアカウント作成時に生年月日を入力 （自己申告制） 13歳未満は、Googleアカウント作成時ファミリーリンクを利用した 保護者の同意が必要	AI年齢推定モデル で制限+制限解除には年齢確認〔EU、英〕 電話番号・メールアドレス、政府ID等による年齢保証措置〔EU、英〕
サービスのリスク評価の実施・公表	***	DSA対応の リスク評価報告書を1年ごとに発行 し、幅広い未成年リスクに関する対策を記載〔EU〕
有害情報の閲覧 （コンテンツモデレーション・セーフ サーチ・広告）	人手と機械学習を用いて違反コンテンツを排除 ブロック対象のチャンネルに関する動画は非表示 子ども向けアカウントにはパーソナライズされた広告を配信不可	法的根拠に基づき、子ども向けのターゲット広告を禁止 〔EU〕
依存の防止 （アルゴリズム・利用時間制限・イ ンターフェース設計）	未成年が連続視聴すると悪影響があるコンテンツに対して安全対 策 自動再生のオフ デジタルウェルビーイング機能のオン 休憩を促すリマインダー機能がデフォルトでオン	*** （無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh等の、 依存性機 能のデフォルト無効化 の要求〔EU〕）
プライバシーの保護（非公開アカ ウント・データ取得制限）	13～17歳は投稿した動画が非公開化 子ども向け動画のデータ収集活動を制限	子どもからのデータ収集を厳しく制限 〔英〕
発信に係るリスクからの保護（発 信の制限・警告の表示・通報・ブ ロック機能）	16歳未満はライブ配信不可 13歳未満はコメント不可 自身の性的コンテンツ拡散を防ぐ「Take It Down」 人を傷つけるおそれのあるコメントを投稿しようとするすると再考を促す 警告が表示	***
保護者による管理・制限の強化 （ペアレンタルコントロール機能）	アカウント作成時に保護者同意必要 視聴/検索履歴を閲覧可能 スクリーンタイム、アプリ内購入是非、閲覧コンテンツレベルを設定可 能	*** 「参考」 コメント制限解除に保護者の同意が必要〔米〕 チャンネル開設に保護者の同意が必要〔仏〕

※〔カスタム設定〕は手動設定を要するが、それ以外は初期状態で保護機能が有効

出所：各種公開情報を基に総務省作成

日本と諸外国（EU・英）におけるサービス上の青少年保護措置の差異 | TikTok

- ・ 発信リスク保護やペアコン機能に差異は少ないが、年齢確認・リスク評価・広告規制・依存性対策には差異がある。

青少年保護措置・機能	日本で提供されている保護措置	諸外国における保護機能 (日本との差異)
利用者の年齢確認	アカウント作成時に生年月日を入力 (自己申告制)	AIによる年齢推定システムを導入〔EU、英〕 (厳格な年齢確認システムの導入を要求〔EU〕)
サービスのリスク評価の実施・公表	***	DSA向けの透明性報告書・リスク評価報告書を半年に一度発行〔EU〕
有害情報の閲覧 (コンテンツモデレーション・セーフサーチ・広告)	独自の自動モデレーション技術および人間のモデレーターによる審査 ガイドラインで未成年への広告が禁止されている商品やサービスの広告規制	未成年へのターゲット広告を停止〔米、EU〕
依存の防止 (アルゴリズム・利用時間制限・インターフェース設計)	18歳未満は1日60分の視聴時間制限 16歳未満へ22時以降に瞑想エクササイズを表示 18歳未満のギフト購入の禁止	パーソナライズ機能の無効化オプションの提供〔EU〕 レコメンドシステムの監視・調査を実施〔EU、英〕 (無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh等の、依存性機能のデフォルト無効化の要求〔EU〕) (アルゴリズムシステムを含むシステム設計に起因する悪影響の評価・軽減を要求〔EU〕)
プライバシーの保護 (非公開アカウント・データ取得制限)	13～17歳はデフォルトでアカウントが非公開 (※13歳～17歳も利用データは取得される)	忘れられる権利を保障し、データ削除の要求が可能〔英〕
発信に係るリスクからの保護 (発信の制限・警告の表示・通報・ブロック機能)	16歳未満のDM機能利用禁止 18歳未満のLIVE配信禁止 13～15歳のリミックス機能がオフ DM・コメントを削除・ブロックする機能 自身の性的コンテンツ拡散を防ぐ「Take It Down」機能 (動画を報告～削除)	***
保護者による管理・制限の強化 (ペアレンタルコントロール機能)	フォローリスト・フォロワーリストの確認 利用時間の指定や確認機能 アカウントの非公開設定	*** «参考» サービス利用に保護者の同意義務付け〔仏〕

※〔カスタム設定〕は手動設定を要するが、それ以外は初期状態で保護機能が有効

出所：各種公開情報を基に総務省作成

日本と諸外国（EU・英）におけるサービス上の青少年保護措置の差異 | LINE

- ・ 発信リスク保護やペアコン機能に差異は少ないが、年齢確認・リスク評価・広告規制・プライバシー保護には差異がある。

青少年保護措置・機能	日本で提供されている保護措置	諸外国における保護機能 （日本との差異）
利用者の年齢確認	通信キャリアの情報を照合した年齢確認	EUの規制に応じた年齢制限を導入〔EU〕
サービスのリスク評価の実施・公表	***	DSA対応として、透明性レポートを1年ごとに発行〔EU〕
有害情報の閲覧 （コンテンツモデレーション・セーフ サーチ・広告）	AIと専門スタッフによる違反コンテンツの削除 通信キャリアのフィルタリングサービスの利用を推奨 未成年では、アダルト、ギャンブル、出会いを示唆するカテゴリのオープンチャットが検索結果に表示されない 18歳未満のユーザーに対するターゲティング広告を禁止	EU地域のユーザー向けにコンテンツモデレーションに関する記載を追加〔EU〕 （未成年へのターゲット広告の停止を要求〔EU〕）
依存の防止 （アルゴリズム・利用時間制限・イ ンターフェース設計）	***	LINE VOOMの提供なし（ただし、青少年保護の文脈によるものかは不明）〔EU、英〕
プライバシーの保護（非公開アカウ ント・データ取得制限）	18歳未満はIDと電話番号による友だち追加が不可 13歳未満のユーザーデータの利用を禁止	ID検索機能が未提供〔EU、英〕 未成年者からの個人情報収集を禁止〔EU〕
発信に係るリスクからの保護（発 信の制限・警告の表示・通報・ブ ロック機能）	トークのブロック機能 特定カテゴリのオープンチャットへの参加制限	***
保護者による管理・制限の強化 （ペアレンタルコントロール機能）	*** （スマートフォン自体のペアレンタルコントロール機能利用を推奨）	***

※〔カスタム設定〕は手動設定を要するが、それ以外は初期状態で保護機能が有効

出所：各種公開情報を基に総務省作成

日本と諸外国（EU・英）におけるサービス上の青少年保護措置の差異 | Instagram

- ・ 発信リスク保護やペアコン機能に差異は少ないが、リスク評価・広告規制・依存性対策には差異がある。

青少年保護措置・機能	日本で提供されている保護措置	諸外国における保護機能（日本との差異）
利用者の年齢確認	アカウント作成時に生年月日を入力 未成年と疑われるユーザーにセルフイー動画とAIによる年齢確認、友人による認証、AI年齢推定を実施	*** （日本と同様の年齢確認を実施）
サービスのリスク評価の実施・公表	***	DSA対応として システムリスク評価報告書を1年ごとに発行 し、青少年保護に関するリスクを評価〔EU〕
有害情報の閲覧（コンテンツモデレーション・セーフサーチ・広告）	各国の言語や文化的文脈（スラング、隠語）を学習させたAIモデルと専門スタッフによる審査 コンテンツ審査基準をPG-13指定映画と同等に強化 性別や市区町村よりも狭い地域のターゲット指定不可、過去のエンゲージメント情報の使用不可	未成年への広告配信を禁止 〔EU〕 （モデレーションの透明性を要求 〔EU〕）
依存の防止（アルゴリズム・利用時間制限・インターフェース設計）	16歳未満へ毎日60分が経過すると、通知を送信 16歳未満は午後10時～午前7時はスリープモード パーソナライズされたフィードを無効化 するオプション	（無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh、報酬ループ等の 依存機能のデフォルト無効化 を要求〔EU〕）
プライバシーの保護（非公開アカウント・データ取得制限）	16歳未満はデフォルトでアカウントが非公開 保護者は子どものDMの内容を読むことはできない 外部アプリから未成年のデータへアクセス不可	忘れられる権利を保障し、 データ削除の要求が可能 〔英〕
発信に係るリスクからの保護（発信の制限・警告の表示・通報・ブロック機能）	16歳未満は保護者の許可なしにライブ配信不可 不審な成人による未成年アカウントのフォロー制限 相互フォローでない成人と未成年間のDM制限 DM内のヌードを含む画像にぼかしを入れる機能 自身の性的コンテンツ拡散を防ぐ「Take It Down」機能（動画を報告～削除）	*** （日本と同様の保護機能が搭載されたティーンアカウントを導入）
保護者による管理・制限の強化（ペアレンタルコントロール機能）	子どものアカウントによる報告と違反状況を確認可能 フォロー・フォロワーリストを確認可能 時間制限を設定可能 保護者によるコンテンツ制限レベルの設定	*** 「参考」 15歳未満について、アカウント登録時に保護者同意を義務付け〔仏〕

※〔カスタム設定〕は手動設定を要するが、それ以外は初期状態で保護機能が有効

出所：各種公開情報を基に総務省作成

日本と諸外国（EU・英）におけるサービス上の青少年保護措置の差異 | X

- ・ 発信リスク保護に差異は少ないが、年齢確認・リスク評価・コンテンツ制限・依存性対策、ペアコン機能に差異がある。

青少年保護措置・機能	日本で提供されている保護措置	諸外国における保護機能 （日本との差異）
利用者の年齢確認	アカウント作成時に生年月日を入力 （自己申告制）	電話番号・メールアドレス、顔、政府ID等による年齢保証措置を導入〔EU、英〕
サービスのリスク評価の実施・公表	***	DSA向けにシステムリスク評価報告書を1年ごとに発行〔EU〕
有害情報の閲覧 （コンテンツモデレーション・セーフサーチ・広告）	人手と機械学習を用いて違反コンテンツを排除 特定の商品・サービスの、未成年者に向けたマーケティング・広告掲載を禁止	違法ではないが未成年に有害となるコンテンツ（いじめ・摂食障害・自傷行為等）の制限〔EU〕 イギリスの未成年ユーザーに対する広告を非表示〔英〕 フォロー先の投稿のみレコメンドを受け取りオプション〔英〕 （広告のラベル表示を要求〔EU〕） （Grokのコンテンツのフィルタリングを要求〔EU〕）
依存の防止 （アルゴリズム・利用時間制限・インターフェース設計）	動画の自動再生をオフにする設定を提供〔カスタム設定〕	*** （無限スクロール、自動再生、Pull to Refresh等の、依存性機能のデフォルト無効化の要求〔EU〕）
プライバシーの保護（非公開アカウント・データ取得制限）	13～18歳は、初期設定でポストが非公開 メールアドレスや携帯電話番号から、自分のアカウントを見つけられる機能をオフに設定可能〔カスタム設定〕 閲覧履歴・位置情報に基づく広告制限〔カスタム設定〕 Grokのトレーニングに、自分の投稿データを使わせない設定が可能〔カスタム設定〕	未成年ユーザーの正確な位置情報機能を無効化〔英〕 忘れられる権利を保障し、データ削除の要求が可能〔英〕
発信に係るリスクからの保護（発信の制限・警告の表示・通報・ブロック機能）	通報・ミュート・ブロック機能を提供 フォローしていないアカウントからのDMを制限 人を傷つけるおそれのあるコメントを投稿しようとするすると再考を促す警告が表示	***
保護者による管理・制限の強化 （ペアレンタルコントロール機能）	*** （保護者が自分の端末から子どものアカウント設定をリモートで管理・監視する機能は存在しない）	ペアレンタルコントロール機能を提供開始（詳細な提供地域は不明） （アカウント保有時に保護者同意要求〔EU〕）

※〔カスタム設定〕は手動設定を要するが、それ以外は初期状態で保護機能が有効

出所：各種公開情報を基に総務省作成

2.サービス上の青少年の年齢と発達段階に応じた閲覧防止等の 青少年保護機能に関する調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

サービスの青少年保護機能に関する調査結果のとりまとめ

- 動画共有/SNS関連は諸外国動向を踏まえた規制、ゲーム関連は諸外国に先んじた基準提示等の検討余地がある。

リスク	動画共有・ライブ配信		マイクロブログ・SNS・メッセージ		ゲーム	
	国内状況	諸外国での取組み	国内状況	諸外国での取組み	国内状況	諸外国での取組み
年齢確認	自己申告制	AI年齢推定導入（事後検証強化）、 厳格な年齢確認システム を要求	自己申告制	政府ID・顔認証による年齢確認	自己申告制	顔年齢の確認義務化
コンテンツリスク回避	機械学習と人による審査 パーソナライズ広告の禁止	透明性レポート 提出や アルゴリズム評価 を要求 子ども向け広告の禁止	機械学習と人による審査 特定ワードの検索制限 ターゲットエリアの制限	透明性レポート 提出や アルゴリズム評価 を要求 未成年への広告停止や フィード無効化機能提供	機械学習と人による審査 年齢に適さないコンテンツのフィルタリングや年齢に応じた広告配信の制限	コンテンツ開発のプロセスや品質基準をまとめた ガイドラインの作成
依存リスク回避	休憩リマインダー、自動再生やライブ配信制限等	依存性機能のデフォルト無効化要求	休憩リマインダー、自動再生オフ、いいね数非表示等	依存性機能のデフォルト無効化要求	***	***
コンタクト/コンダクトリスク回避	コメントやリミックス、DMの制限機能や性的コンテンツ拡散防止機能を提供	未成年の コメント制限 や独自の通報・相談窓口の設置	アカウントの非公開化やライブ配信・DMの制限、性的コンテンツのぼかし機能	独自の通報・相談窓口の設置	チャットでの動画/画像共有やチャットの機能制限	
保護者管理・同意	利用時間確認/制限・フォロー/フォロワーチェック・アカウント公開/非公開・課金制限機能を提供	サービス利用開始時やコメント機能利用時の 保護者同意取得義務付け	フォロー/フォロワーチェック・通報状況チェック機能を提供	ペアコン機能の提供 やサービス利用開始時の 保護者同意取得義務付け	利用時間確認/制限・課金制限機能・コンテンツ制限機能を提供	
プライバシー保護	コンテンツの削除依頼やデータ収集活動の制限	アカウントの デフォルト非公開化 や データ取得制限	外部アプリや生成AIへのデータアクセス制限	保護者の同意がない 情報収集・使用の禁止 や 位置情報機能の無効化	プライバシー保護設定機能の提供	
他機能・取組み	保護者向けガイドの提供	安全意識キャンペーンや リスク評価レポート発行	保護者向けガイドの提供	リスク評価レポート発行	***	リスク評価レポート発行
総評	非常に青少年利用が多いジャンルであり、 各種保護機能が充実 している。それらの提供の前提となる年齢確認について諸外国では 自己申告に依存しない手法の導入 が進められている。 有害コンテンツの規制については諸外国ではアルゴリズム評価等まで実施されており、足並みを揃えと共に、 国内でも日本の文化等に即した評価・規制を検討する余地がある と考えられる。 また、有害な人物との接触を抑制するために、諸外国・先進サービス事例を基に アカウント非公開設定や機能制限等のデフォルト設定 を要求する余地もあるのではないかと考えられる。その他、 未成年向け広告配信 の扱い、 AIによるデータ学習・活用の範囲 について、諸外国の動向を踏まえたルールを検討が求められる。				サービス体験を重視し、保護機能の提供は限定的 で、国内外の取組み進展の差も限定的である。 （規制内容・政府要請の双方が他ジャンルより少） よって、ゲーム産業の強い日本が事業者とコミュニケーションを取りつつ、 他国に先んじて発達段階に応じた機能提供についてのガイドライン等を国として示す 等の措置も検討の余地があると考えられる。	

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目1】サービスの青少年保護機能に関する調査の総括〔1/2〕

- ◆ 以下の調査対象に対して、国内における提供企業の情報やサービス内容、利用状況、提供されている青少年保護機能や考え方を調査した後、青少年保護機能や考え方について、各国政府・公的機関の法制度等を踏まえ、調査対象諸外国における相違点を明らかにした。

【調査対象諸外国】

➤ 米国、EU、英国、フランス、韓国、オーストラリア

【調査対象ジャンル・サービス】

- 動画共有・ライブ配信：YouTube、TikTok
- SNS・マイクロブログ：Instagram、X
- メッセージアプリ：LINE、WhatsApp（※）、Snapchat（※）
（※は、簡易調査対象として、国内外相違点までは調査せず）
- ゲームアプリ・ソフト：Roblox、PUBG

- ◆ 整理・分析の結果は以下のとおりである。

- 共通：「年齢確認」は国内外で明確な差を確認。国内では基本的に自己申告制だが、諸外国では厳格な年齢確認システムの導入要請や年齢推定による事後検証が進む。
- 動画共有・ライブ配信：国内と諸外国を比較した相違点として特に差分が見受けられる取り組みは、子ども向け広告の禁止、サービス利用開始時やコメント機能利用時の保護者同意取得義務付け、アカウントのデフォルト非公開化やデータ取得制限である。アルゴリズムやインターフェース設定は諸外国が依存性機能のデフォルト無効化を要求しているが実装には至っていない。
- SNS：国内と諸外国を比較した相違点として特に差分が見受けられる取り組みは依存性機能のデフォルト無効化要求、未成年への広告停止、サービス利用開始時の保護者同意取得義務付け、保護者の同意がない情報収集・使用の禁止。インターフェース設定や生成AIコンテンツは諸外国が機能の無効化やフィルタリングを要求しているが実装には至っていない。
- メッセージアプリ：国内と諸外国を比較した相違点として特に差分が見受けられる取り組みは、保護者同意の必要性や未成年者の個人情報の保護について明記を求めている点である。
- ゲームアプリ・ソフト：サービス体験を重視し、保護機能の提供は限定的、そのため諸外国に対する相違点として大きな差分のある項目も見受けられず。（グローバル標準で提供されている機能を国内においても提供している。）

【調査項目1】サービスの青少年保護機能に関する調査の総括〔2/2〕

- ◆ 前頁のような結果になった背景として、諸外国では青少年向けプラットフォーム・サービスに係る規定が存在し、国内より厳しい規制・要請が行われていることが挙げられる。（EUのデジタルサービス法、英国のオンライン安全法、米国各州の規制等）
- ◆ 調査結果を踏まえた、日本政府/総務省としての対応アクションに関する論点は以下のとおりである。
 - 動画共有・ライブ配信、SNS・マイクロブログ、メッセージアプリ関連
 - ✓ 提供の前提となる年齢確認について、諸外国で導入が進められている自己申告に依存しない手法を導入するか否か
 - ✓ 有害コンテンツの規制について、諸外国ではアルゴリズム評価等まで実施されており、足並みを揃えるか否か、また国内でも日本の文化等に即した評価・規制の可能性。また、有害な人物との接触を抑制するために、先進事例を基にアカウント非公開や機能制限等のデフォルト設定を要求する可能性
 - ✓ その他、未成年向け広告配信の扱い、AIによるデータ学習・活用の範囲について、諸外国の動向を踏まえたルールを検討の可能性
 - ゲームアプリ関連
 - ✓ 他国に先んじて発達段階に応じた機能提供についてのガイドライン等を国として示す等の措置も検討の可能性（ゲーム産業の強い日本として、事業者とコミュニケーションを取りつつ検討等）

3.フィルタリングソフトウェアに関する調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

【調査項目2】フィルタリングソフトウェアに関する調査

調査手法概観	フィルタリングソフトウェアについて、各種分類法（形態、青少年保護機能、提供事業者、対象システム、価格など）に基づいた文献調査を行い体系的整理を行う 加えて、諸外国等において採用されているフィルタリングソフトウェアについて文献調査を行い、日本との違いについて整理する
実施のポイント	・ 諸外国別の法令・サービスを優先的に調査し、得られた調査結果を活用しつつ、フィルタリングソフトウェアの体系整理を実施する ・ フィルタリングソフトウェアの体系整理はサービスの形態（アプリ型、汎用OS型など）を基に分類する ・ 諸外国のサービス調査で得られた結果は、体系整理結果に必要なに応じて反映する ・ 本調査のスコップはスマホ向けのフィルタリングサービスであるため、アプリ型・汎用OS型を重点的に調査
調査方法	・ 一般的な解説記事や各事業者のサービスを基にフィルタリングソフトウェアを体系的に整理 ・ 各国の政府機関・業界団体が発行しているフィルタリングソフトウェアに関する法令・ガイドラインを調査 ・ 各国のフィルタリングソフトウェア事業者のサービス内容を調査
調査対象・調査項目	① 諸外国等において採用されているフィルタリングソフトウェアの調査 ➢ 各国の政策・ガイドラインにおいてフィルタリングソフトウェア関連事業者が課せられている義務 ➢ 各国の形態別の代表的なフィルタリングソフトウェア及び各サービスにおける特徴（青少年保護機能・提供事業者・対象システム・価格 など） ➢ サービス形態ごとの特徴（青少年保護機能・提供事業者・対象システム・価格 など）における日本との比較 ➢ 調査対象国：日本、米国、EU、英国、フランス、韓国、オーストラリア ② フィルタリングソフトウェアに関する体系的な整理 ➢ 分類項目：形態、青少年保護機能、提供事業者、対象システム、価格 など
アウトプット 〔とりまとめ方法〕	・ 調査項目①では、各種分類法に基づいたフィルタリングソフトウェアに関する内容を図表で整理 ・ ②については、各国の法令や形態ごとの代表的なサービス事例及びそれらの特徴を整理したうえで日本との違いを表で整理する

【調査項目2】フィルタリングソフトウェアに関する調査

- 調査項目2ではフィルタリングソフトウェアの形態や事業者分類ごとに法令との関係性や提供サービスの特徴を整理し、日本との比較考察を行う。
- その後、それらの結果も活用しつつ、フィルタリングソフトウェアの体系整理を実施する。

調査内容詳細

① 諸外国別調査

①-1 法令・ ガイドライン 調査

- ◆ 国別の政府機関が公開している法令やガイドラインを基に調査
- ◆ フィルタリングソフトウェアに関して、関連事業者（通信キャリア、OS事業者 など）がそれぞれどのような義務を課せられているかを整理
- ◆ 国別のフィルタリングサービスの導入率・利用率も整理する

①-2 フィルタリング サービス個別 調査

- ◆ フィルタリングソフトウェアの各種形態（アプリ型、OS型など）や事業者分類ごとにサービスの事例を抽出
- ◆ 調査数は1か国当たり4～6サービスを想定
- ◆ 各サービスにおける提供機能（ウェブフィルタリング、アプリフィルタリング、コンテンツ（動画・音楽）制限 など）の有無を整理
- ◆ その他、各サービスの対応端末や料金形態について調査

①-3 日本との 比較考察

- ◆ 日本国内についてはプレリサーチの情報に加え、他に取り上げるべき国内サービスがあれば調査（コドマモなど）
- ◆ ①および②で調査した内容について、以下の項目をベースに「各国のフィルタリングソフトウェアの概要」と「日本との比較考察」の二軸で整理する
 - フィルタリングソフトウェアにおいて、法令・ガイドライン上で事業者へ課せられている義務
 - 各種形態×サービスの特徴（青少年保護機能、提供事業者、対象システム、価格など）を項目ごとに整理

② フィルタリングSW の体系整理

- ◆ フィルタリングソフトウェアの各種形態（アプリ型、OS型など）およびそれらの特徴（青少年保護機能、提供事業者、対象システム、価格など）を公開情報から体系的に整理を行う
- ◆ 必要に応じて、①諸外国別調査結果も、適宜反映する

【調査項目2】フィルタリングソフトウェアに関する調査 形態別の概要

- ・フィルタリングソフトウェアの形態には以下のようなものが存在する。
- ・本調査のスコープはスマホ向けのフィルタリングサービスであるため、汎用OS型とアプリ型を限定して調査を実施。

カテゴリ	形態	概要
スマホ向けサービスに限定して実施 端末	汎用OS型	・ スマートフォン・タブレット・PCなど、汎用OS（iOS／Android／Windows等）を搭載した端末に組み込まれた機能を用いて制御する形態 ・ そのOSが動く端末に限定される一方、アプリのインストール制限や利用時間管理、Webフィルタなど端末全体を横断した制御がしやすい
	アプリ型	・ 各端末に専用アプリをインストールして制御する方式 ・ アプリが提供されているOSに限られるが、URL単位やアプリ単位の細かい制御がしやすい ・ 端末ごとに導入が必要で、OSレベルの機能は基本的に扱えないため、端末単位の補完策として機能する
	専用OS型	・ ゲーム機や専用端末など、特定用途向けに設計されたOSに搭載される機能を用いる形態 ・ 対象はその機器に限られるが、ゲームのプレイ時間や年齢レーティング、課金といった機器固有の機能を細かく制御しやすい
通信機器	ルータ型	・ 家庭のルータ／ゲートウェイに機能を持たせ、そこを通る通信を一括で制御する方式 ・ 同じネットワークにつながるPC、スマホ、ゲーム機など多様な端末に一度に適用できるが、自宅外やモバイル回線利用時には効かない ・ 主にドメインやIP単位の制御が中心で、端末やユーザーごとの管理は苦手
ネットワークサービス	DNS型	・ 端末やルータのDNS設定を、フィルタ機能付きDNSサーバに向ける方式 ・ そのDNSを参照する端末すべてに一括適用できるが、ブロックは基本的にドメイン単位で、ページの細かなURLやアプリの利用時間までは扱いにくい ・ DNS設定を変更されると迂回されるため、適用範囲と機能はレイヤー的に限定される。

【調査項目2】フィルタリングサービスにおける評価項目

- ・ 諸外国におけるフィルタリングサービスの調査にあたっては、下記の項目に基づき、各機能の有無および概要を整理。

評価項目	概要
ウェブフィルタリング	・ カテゴリやURL・ドメイン単位で閲覧可否を設定し、不適切なウェブサイトへのアクセスを制御する機能
アプリフィルタリング	・ 特定アプリのインストールや起動/利用を制限・管理する機能
コンテンツ制限	・ 動画 画像 音楽 ゲーム・書籍等の内容を制限し、年齢区分や表現内容に応じて表示/再生を制御する機能
メールフィルタリング	・ 迷惑メール 詐欺 フィッシング等の不適切メールを検知/遮断したり特定の送信元/受信先を制限する機能
ウェブ履歴把握	・ 閲覧したウェブサイトや検索履歴を確認/記録し、利用状況を可視化する機能
通話相手確認/制限	・ 通話履歴や特定の相手との通話を制限する機能
利用時間確認/制限	・ 端末やアプリの利用時間を把握・制限できる機能 ・ また利用可能な時間帯や上限時間を設定、一時的な即時ブロック機能などを含む
位置情報取得	・ 端末の現在地や移動履歴を取得・確認し、子どもの居場所や行動状況を把握できる機能 ・ 親側の監視に加え、子供からの位置情報の共有機能や子供の移動範囲の設定・アラート機能も含む
課金制限	・ アプリ内課金やオンライン決済を制御し、購入可否や金額上限を設定できる機能
発信リスク対応	・ 個人情報の送信や不適切な投稿を検知/制限する機能 ・ 利用者が加害者 被害者になるリスクを低減するための機能
その他	・ 上記以外の見守り 管理に関する付加的な機能（まとめ時は必要に応じて項目を細分化） ・ 各種個別機能（メッセージ機能等）の制限や利用状況の確認、その他各サービスの独自機能などが対象

3.フィルタリングソフトウェアに関する調査

- 調査方針
- **調査結果**
- 取りまとめ結果・示唆

米国のフィルタリングサービスに関する調査結果

【調査項目2】米国 | フィルタリングサービスの概況（法令・導入状況）

- 米国では日本のように通信事業者等に対してフィルタリングサービスの導入・提供を義務付けるような法令は確認できない。一方、州ごとにソーシャルメディア事業者やアプリストアに年齢確認や未成年アカウントを保護者のアカウントに紐づける義務が課せられている。
- またスマホ向けペアレンタルコントロールの利用率は約半数という結果になっている。

大分類	中分類	小分類	概要
フィルタリングサービス等の導入・提供に関する法令			*** (事業者に対してフィルタリングサービスの導入・提供を義務付ける法令は存在しない)
(参考) その他 事業者への 法令上の義務	ユタ州	アプリストア事業者	・ アカウント作成時の年齢情報取得・年齢カテゴリ判定、未成年アカウントの保護者アカウント紐付け、未成年のアプリDL・課金ごとの保護者の「検証可能な同意」取得、同意画面でアプリの年齢レーティング・データ利用を開示、重大な仕様変更時の再同意、などを義務化
	フロリダ州	ソーシャルメディア事業者	・ 14歳未満ユーザのアカウント開設・保持を禁止、またそのようなアカウントを所持した場合、削除または停止する義務を課す ・ また14歳か15歳であるが親または保護者の同意がないアカウントの開設は許可してはならない義務が課せられる
	カリフォルニア州	オンラインサービス事業者	・ 18歳未満が利用し得るオンラインサービスに対し、年齢推定または確認、デフォルト高プライバシー設定、不要データ収集の禁止、影響評価作成など「安全設計」を義務付ける
	テキサス州	オンラインサービス事業者	・ オンラインサービス提供者に対し、未成年の有害コンテンツ曝露やデータ収集の抑制、親の監督機能提供などを義務付ける（※ただし、「有害コンテンツのフィルタリング義務」「広告制限」などの一部条項は差止めの状態）
		アプリストア事業者	・ 年齢確認と未成年ユーザーの保護者同意取得を行うよう義務化されている
		アプリ開発事業者	・ アプリの年齢レーティング表示と、保護者同意状態の管理義務が課される
フィルタリングサービスの利用率・導入率			・ FOSIによる米国の10歳から17歳までの子供1,000人と、その年齢の子供を持つ親1,000人を対象にしたアンケート調査によるとスマホ向けペアレンタルコントロールの利用率は47%という結果が出ている

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目2】米国 | 調査対象サービス

- ・ 米国においてはアプリ事業者や通信キャリア、セキュリティベンダーから代表企業を抽出。
- ・ 主要スマホOS事業者であるGoogle、Appleについても調査を実施（その他、有力なOS事業者は見受けられず）。
 - 他の諸外国におけるGoogle、Appleの調査はその国独自の機能有無・特徴を確認する。

事業者 カテゴリ	事業者	サービス名	概要	対象 デバイス	契約者数/ 普及率	料金体系
OS事業者	Google	Google Family Link	・ Androidプラットフォーム公式の無料ペアレンタルツールであり、米国のAndroid端末保有者にとって最も利用しやすい選択肢の一つ	Android (保護者デバイスはiOSでも可)	・ Google PlayのDL数は1億以上 ※iOSのDL数は不明	・ 無料
	Apple	Apple Screen Time	・ iPhone/iPadにデフォルト搭載され、追加アプリなしで使えるため、米国でのiOSユーザにとって標準的なフィルタリング手段となっている	iOS	*** (該当データなし)	・ 無料
通信キャリア	Verizon	Verizon Family	・ 米国大手キャリアの1つで、回線と一体で提供される代表的キャリア系フィルタ ・ 年齢別コンテンツフィルタ、特定サイト・アプリのブロック、時間帯制限、通話・テキスト制限、位置情報追跡などを提供	iOS Android	・ Google PlayのDL数は100万以上 ※iOSのDL数は不明	・ 有料プラン 15ドル/月 (一部機能は無料利用可能)
アプリ 事業者	Net Nanny (SafeToNetグループ)	Net Nanny	・ リアルタイム有害サイトブロック、アプリブロック、検索キーワード監視、画面時間管理などを提供 ・ 1990年代から続くフィルタリングブランドで、PC～モバイルまで長期にわたり利用されている	iOS	・ 100万人以上が利用と公式が表現	・ 5デバイス対応： 55ドル/年 ・ 20デバイス対応： 90ドル/年
	Eturi	OurPact	・ フィルタリング機能に加えて、子供のデバイスの画面を自動的にリモートキャプチャする機能等を提供	iOS Android	・ 100万人以上が利用と公式が表現	・ プレミアム：7ドル/月 ・ プレミアム＋：10ドル/月
セキュリティ ベンダー	Gen Digital	Norton Family	・ Nortonブランドのファミリー向け機能として、利用されている代表的セキュリティ系ペアレンタルソフト	iOS Android	・ Google PlayのDL数は100万以上 ※iOSのDL数は不明	・ 50ドル/年

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目2】米国 | 各サービスの詳細 ◇Google Family Link〔1/2〕

- Google Family Linkは主にAndroidデバイスを対象に各種フィルタリングサービス機能を無料で提供。
- 保護者側はiOS端末でも子供側の管理を行うことができる。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
利用時間 上限の設 定	利用時間の上限やスクールタイム、休息時間のスケジュールを設定可能	Android (保護者デ バイスは iOSでも 可)							●				
アプリの管 理	- アプリごとの利用時間設定や特定アプリのブロックが可能 - 新しいアプリをダウンロード・インストール、あるいは購入する際に、保護者の承認を必須にできる - 年齢に応じたコンテンツのフィルタ設定（ゲーム・映画・書籍など）も可能			●	●						●		
コンテンツ管 理	ChromeやGoogle Play、Youtube、Googleの検索エンジンなどのGoogleサービスに関して、使用制限や権限のを設定が可能		●		●								
アカウント保 護	- 子供のアカウント・データ設定にアクセス可能 - パスワードの管理や個人情報の編集、アカウント削除などが可能となる												● アカウ ント管理
位置情報 確認	子供が地図情報で位置情報を把握することができる									●			
位置情報 通知	- 子供が特定の場所に到着・出発した時に通知が受け取ることができる - デバイスのバッテリー残量確認なども可能									●			

【調査項目2】米国 | 各サービスの詳細 ◇Google Family Link〔2/2〕

- Google Family Linkは主にAndroidデバイスを対象に各種フィルタリングサービス機能を無料で提供。
- 保護者側はiOS端末でも子供側の管理を行うことができる。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
スクールタイ ム	・ 事前に設定された曜日・時間になると、子ども側の 端末がロックされ、アプリからの通知などのお知らせ 音がミュートになる												● 授業中 の閲覧 サイトの 管理

【調査項目2】米国 | 各サービスの詳細 ◇Apple Screen Time等〔1/3〕

- Appleが提供するiOS向けのフィルタリングサービスでは、ウェブやアプリのフィルタリングに加え、メッセージ・通話アプリで共有されたビデオ・写真などにもフィルタ機能が適用される。
- その他、Apple製アプリでは個別に機能の制限が可能。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制 限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク 対応	その他
スクリーンタイム	- アプリやWebサイト利用時間を確認可能 - 利用時間の制限をスケジュールすることもでき、アプリや通知をブロックできる（アプリのカテゴリや個々のアプリに対しても時間設定が可能） - 時間帯に応じて、子供が、電話、FaceTime、メッセージアプリ、iCloudの連絡先、その他のコミュニケーションアプリでやり取りできる相手を選択できる	iOS		●				●	●				
コミュニケーションの安全性機能	- ヌード画像を含む写真やビデオを送受信する際、その内容をデバイス上で検知して画像にぼかしを入れ、警告と共に安全な対応策を提示する保護機能 - 本機能が稼働すると、子供が安全な対応方法（信頼できる大人に相談するなど）を選べるよう、ガイダンスや年齢に応じた参考情報が提示される - メッセージ、AirDrop、電話アプリ、FaceTime通話、ビデオメッセージ、共有写真アルバムで共有される写真やビデオが対象となる				●	●						●	
コンテンツとプライバシーの制限	子供のデバイス上のコンテンツ、アプリ、設定を管理し、不適切なコンテンツを阻止したり、位置情報共有などのプライバシー設定を変更できないようにする			●	●								● プライバ シー設 定変 更制 限
位置情報共有	「探す」アプリにより、子供の位置情報を確認することができる									●			

出所：Apple ウェブページ

【調査項目2】米国 | 各サービスの詳細 ◇Apple Screen Time等〔2/3〕

- Appleが提供するiOS向けのフィルタリングサービスでは、ウェブやアプリのフィルタリングに加え、メッセージ・通話アプリで共有されたビデオ・写真などにもフィルタ機能が適用される。
- その他、Apple製アプリでは個別に機能の制限が可能。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制 限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク 対応	その他
App Storeの購入制限	アプリのインストールや削除、App Storeからインストールしたアプリでのアプリ内課金などを制限可能	iOS		●							●		
標準付属のアプリ・機能の制限	標準付属のApple製アプリ・機能（メール、Safari、FaceTime、SharePlay、カメラ、ウォレット、AirDrop、CarPlay）を制限可能 ※削除されるわけではなく、ホーム画面から表示されなくする機能			●									
コンテンツ制限	- 不適切な表現を用いた音楽・本を禁止できる - 映画、テレビ番組、アプリについて適切なレーティング設定が可能				●								
Webコンテンツへのアクセスを制限	- 特定種類のWebコンテンツを制限可能 - 一部のWebコンテンツは、子供の年齢に応じてデフォルトで制限される 「制限なし」「成人向けWebサイトを制限」「許可されたWebサイトのみ」のいずれかを選択可能		●										
Game Centerの機能制限	Game Center機能を使用するゲームに対して、マルチプレイヤーゲームの制限、友達の追加・リスト共有、画面収録、メッセージ、プロフィール変更などの機能を制限												● ゲームの 機能制 限

【調査項目2】米国 | 各サービスの詳細 ◇Apple Screen Time等〔3/3〕

- Appleが提供するiOS向けのフィルタリングサービスでは、ウェブやアプリのフィルタリングに加え、メッセージ・通話アプリで共有されたビデオ・写真などにもフィルタ機能が適用される。
- その他、Apple製アプリでは個別に機能の制限が可能。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク 対応	その他
Apple Intelligence/Siriの機能制限	• Apple IntelligenceとSiriに関連する機能を制限することができる • 画像生成、作文ツール、インテリジェンス拡張、Siriと音声入力、Web検索コンテンツ、不適切な言葉、計算結果などの項目について機能の制限を個別に行うことができる	iOS		●									
プライバシー設定	• デバイスに保管されている情報やハードウェアの機能にアクセスできるアプリを制御可能 • 位置情報、連絡先、カレンダー、リマインダー、写真、Bluetooth共有、音声認識、広告、トラッキング要求、音楽・ビデオといった項目で制御可能												● アプリからのアクセス制限

【調査項目2】米国 | 各サービスの詳細 ◇ Verizon Family〔1/3〕

- Verizon Familyでは各種フィルタリングサービス機能に加え、子供が運転した際の危険度をスコア化し親に共有するサービスや運転トラブルに対応する機能が提供されている。
- 基本プランでは利用状況の確認までしかできず、ウェブ/アプリなどのフィルタリングの機能は有料プランへの加入が必要。

プラン	機能名	概要	対応OS	提供機能										
				ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク 対応	その他
基本プラン (無料)	位置情報の監視・共有	・GPSデータとVerizonネットワークを利用して家族の位置を表示	Android iOS								●			
	ロケーションアラート	・子どもが事前に設定した場所に到着または出発した際には、自動位置情報アラートで通知を受け取ることができる									●			
	SOSアラート付きの安全な歩行	・子どもたちが親に自分の位置情報を共有したり、到着後に安全だと通知することができる ・緊急連絡先へのSOSアラート送信機能も提供									●			● SOS アラート 送信
	通話とテキスト活動のレビュー	・保護者は子どものVerizon回線の通話／テキスト（SMS/MMS）履歴を確認可能 ・メタデータのみで本文は確認できない						●	● 履歴 確認 のみ					
	ドライビングインサイト	・運転を検知し、急加速／急ブレーキ／急カーブ／速度超過／運転中の画面操作を計測し、総合スコアとトリップ（走行）ごとのスコアを表示 ※基本プランでは自身のデータしか確認できず												● 運転サ ポート

【調査項目2】米国 | 各サービスの詳細 ◇ Verizon Family〔2/3〕

- Verizon Familyでは各種フィルタリングサービス機能に加え、子供が運転した際の危険度をスコア化し親に共有するサービスや運転トラブルに対応する機能が提供されている。
- 基本プランでは利用状況の確認までしかできず、ウェブ/アプリなどのフィルタリングの機能は有料プランへの加入が必要。

プラン	機能名	概要	対応OS	提供機能										
				ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク 対応	その他
有料プラン の追加機能	ペアレンタル コントロール	・保護者が子どもの端末利用を「見える化＋制限」する機能群	Android iOS											
	時間制限	・学校・就寝時間など特定時間帯に使わせない機能を提供（通話・SMS/テキスト・モバイル通信・Wi-Fi等の利用を制限）								●				
	ネット接続の一時停止	・子どもの端末のインターネット接続を停止／再開												● ネット 制限
	データ量の上限	・月次（請求サイクル）でデータ上限GBを設定												● データ 上限設定
	メッセージ上限	・SMS送信を制限する機能を提供												● SMS送信 制限
	購入上限	・Verizon請求に載る購入額の上限を設定										●		
	コンテンツ フィルター	・有害カテゴリ等にタイプ(例:メッセージ、ゲーム、メールなど)ごとにフィルターを設定できる ・個別のウェブサイトのブロックや信頼できるウェブサイトの登録も可能		●		●	●							

出所：Verizon ウェブページ

【調査項目2】米国 | 各サービスの詳細 ◇Verizon Family〔3/3〕

- Verizon Familyでは各種フィルタリングサービス機能に加え、子供が運転した際の危険度をスコア化し親に共有するサービスや運転トラブルに対応する機能が提供されている。
- 基本プランでは利用状況の確認までしかできず、ウェブ/アプリなどのフィルタリングの機能は有料プランへの加入が必要。

プラン	機能名	概要	対応OS	提供機能										
				ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク 対応	その他
有料プラン の追加機能	複数位置 情報アラート	• 前述のロケーションアラート機能を複数の箇所に 対して設定可能	Android iOS								●			
	通話とテキ スト活動の 確認・ブ ロック	• 最大20件、特定電話番号をブロック可能					● SMS/ MMSの み		●					
	ドライビング インサイト (家族)	• 基本プランにあるドライビングインサイト機能で得 られる運転データに関して、子供のデータを確認 することができる												● 運転状 況確認
	ロードサイ ドアシスタ ンス	• 車の緊急トラブルに24時間対応するサービス • バッテリー上がり、パンク、燃料切れ、鍵閉じ込 み、10マイルまでのけん引などに対応												● 車両 トラブル

【調査項目2】米国 | 各サービスの詳細 ◇Net Nanny〔1/2〕

- Net Nannyでは、ウェブサイトやアプリフィルタリング機能に加え、Youtubeや各種SNSといった個別サービスごとのフィルタリングサービスも提供されている。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
スクリーン タイム管理	- 子どもの1日のスクリーンタイムを管理し、子どもがデバイスを使ってインターネットを使う時間のスケジュールや門限を作成可能 - 各子どもの1日の利用時間・使用状況の把握も可能	iOS							●				
ウェブサイト ブロッカー/ インターネッ トフィルター	- 子どものプロフィール設定をカスタマイズし、特定のウェブサイトへのアクセスを14種類のカテゴリごとに許可、警告、またはブロックすることができる - AIにより、ウェブサイトをリアルタイムでスキャンし、選択したカテゴリに基づいてブロックする		●										
ブロックア プ リ	子どものスマートフォンの特定アプリのブロックや、また使用しているアプリを確認できる機能を提供			●									
位置追跡	- GPS位置情報追跡により子供の居場所を即座に確認可能 - 位置履歴機能も提供しており、日付・時間を指定すれば、どこに行ったか表示される - 子供がよく訪れる場所を追跡・特定することもできる機能も提供									●			

【調査項目2】米国 | 各サービスの詳細 ◇ Net Nanny〔2/2〕

- Net Nannyでは、ウェブサイトやアプリフィルタリング機能に加え、Youtubeや各種SNSといった個別サービスごとのフィルタリングサービスも提供されている。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
アラート& 報告	- アカウント内の各子どもプロフィールのアラートを受け取ることができる - 子供のオンライン滞在時間や、オンライン中にどのウェブサイトアクセスしたかを把握できる	iOS					●		●				
YouTube のモニタリ ングと管理	- YouTubeの動画名、長さ、視聴日を確認し、各動画へ直接リンク付きでレビューすることも可能 - YouTubeの制限設定、YouTube利用の監視、子どもの安全確保などのツールを提供				●		●						
ソーシャルメ ディア保護	- TikTok、Instagram、Tumblr、Facebookなど、さまざまなソーシャルアプリから子供を保護 - 特定のカテゴリを制限する「Protect」やサービスに関連するアプリ・ウェブサイトを完全にブロックする「Block」などにレベルが分かれる			●	●								

【調査項目2】米国 | 各サービスの詳細 ◇OurPact〔1/2〕

- OurPactでは各種フィルタリングサービス機能に加え、子供のデバイスのスクショを自動的に収集して、モニタリングを行える機能を提供している。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
コンテンツモニタリング	• 子供のデバイスのスクリーンショットを一定の時間ごとにリアルタイムで収集し定期的に親に共有されるシステム • 即時の画面キャプチャや事前に設定した性的、罵り言葉、暴力、薬物乱用等の不適切カテゴリーでフラグ付けすることも可能 • スクショ情報は暗号化された状態で親に届けられる	iOS Android											● 閲覧画面の履歴把握
ロケーション共有	• 親が子どものiPhone、iPad、その他のAppleデバイスの位置を監視できる機能									●			
アプリ管理	• 同サービスのアプリルールに基づいて、不適切なアプリをブロックしつつ、適切なアプリを許可できる			●									
スクリーンタイム	• 子ども一人ひとりのスケジュール、成熟度、ニーズに合わせてスクリーンタイムの制限をカスタマイズ可能 • スケジュール機能や即時ブロック機能を提供								●				
スマートウェブフィルター	• 子供がどのウェブサイトにアクセスできるかをドメイン単位で自分で決められる機能		●										

【調査項目2】米国 | 各サービスの詳細 ◇OurPact〔2/2〕

- OurPactでは各種フィルタリングサービス機能に加え、子供のデバイスのスクショを自動的に収集して、モニタリングを行える機能を提供している。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
アダルトコンテンツブロック	・ シンプルな設定で、成人向けウェブサイトブロックする機能	iOS Android	●										
アプリの削除防止	・ 子供が本アプリを勝手に削除することを防止する機能												● アプリ削除防止
アプリ内の課金ブロック	・ アプリ内の課金を防止する機能	iOS									●		
Siriの制限	・ SiriによるアダルトコンテンツへのアクセスやSiriそのものの利用を制限する機能		●	●									
AirDropの利用制限	・ AirDropの利用を制限する機能			●									

【調査項目2】米国 | 各サービスの詳細 ◇Norton Family〔1/2〕

- Norton Familyでは各種フィルタリングサービス機能や位置情報共有機能などを提供している。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
利用状況 把握	・ 子供のネットの利用状況を保護者用ポータルで確認できる（メールで受け取り可）	iOS Android					●						
時間制限 の設定	・ 子供のデバイスの使用時間に上限を設けたり、使用できる時間帯や曜日を制限できる							●					
Web利用 の監視	・ 子供が見ているサイトを常に監視でき、不適切なコンテンツをブロックすることで子供を保護できる		●				●						
アプリの 監視	・ 子供がダウンロードまたはインストールするアプリを把握し、どのアプリを許可するかを選択できる			●									
検索履歴 の把握	・ 子供がデバイスで検索した言葉を表示し、何に興味を持っているのか把握できる						● 検索 履歴						
スクールタイ ム	・ 保護者は、勉強に関係のある教育用 Web サイトのリストを作成し、授業がある時間帯はそのサイト以外へのアクセスを制限することができる		●						●			● 授業中 の閲覧 サイトの 管理	
位置情報 のお気に入り 登録	・ 子供の行動範囲を設定できる ・ 保護者が許可する範囲に子供が到着したときや、その範囲から離れたときに保護者に通知が送られる									●			

出所：Norton Familyウェブページ

【調査項目2】米国 | 各サービスの詳細 ◇Norton Family〔2/2〕

- Norton Familyでは各種フィルタリングサービス機能や位置情報共有機能などを提供している。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
位置情報 の共有	- 子供の位置情報を自動的に知らせる - 保護者が特定の日時を設定すると、子供のデバイスの場所に関する通知が自動で送られる	iOS Android								●			
チェックイン	子供がいつでも自分のデバイスで簡単に現在位置を送信できる機能									● 子供か ら保護 者への 位置共 有			

EUのフィルタリングサービスに関する調査結果

【調査項目2】EU | フィルタリングサービスの概況（法令・導入状況）

- EUではSNSや動画共有サービスなどの大規模PFerに対し、高水準のプライバシー・安全・セキュリティ確保を要求。それらを実装上の有効手段に落とし込む具体例として年齢保証・デフォルト設定・通報機能といった例が提示されている。
- 一方で各事業者に対して、具体的にフィルタリングサービスの提供を義務付けるような法令は見受けられなかった。

大分類	中分類	小分類	概要
フィルタリングサービス等の導入・提供に関する法令			*** (フィルタリングサービスの導入・提供を義務付ける法令・ガイドラインは存在しない)
(参考) その他事業者への法令上の義務	DSA	オンラインPF事業者	• SNS/動画共有サービスなどの大規模オンライン・プラットフォームは年齢認証の措置等を講じる努力義務やリスク評価の義務が課せられる • 未成年者に対し「適切かつ比例的な措置」で高水準のプライバシー・安全・セキュリティ確保を要求 • 実装上の有効な手段に落とし込むための具体例として、年齢保証、デフォルト設定、レコメンド/広告、通報等が提示されている
	AVMSD	動画共有サービス事業者	• 動画共有等における未成年者保護を、加盟国を通じてプラットフォーム（VSP事業者など）に求める枠組み。 • 有害なコンテンツ等に対し、「適切な措置」を求め、その手段の例として、年齢確認/年齢保証やペアレンタルコントロール等の仕組みが提示されている
フィルタリングサービスの利用率・導入率			• 2023年の欧州委員会の調査結果によると、ペアレンタルコントロールを活用している親は全体のわずか19%であったと報告されている。 • またペアレンタルコントロールを検討したものの、実際に活用しなかった親は8%を占める。 • 出所：欧州委員会「Consumer Conditions Scoreboard 2023 Edition」（2023年3月）

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目2】EU | 調査対象サービス

- EUの調査対象サービスは下記の通り。

事業者 カテゴリ	事業者	サービス名	概要	対象 デバイス	契約者数/ 普及率	料金体系
通信キャリア	TIM	TIM Navigazione Sicura APP	- イタリアの代表的な通信キャリアであるTIMが提供しているサービス - EU通信キャリアの中でアプリDL数が最も高いことから調査対象に選定	iOS Android	- Google PlayのDL数は50万以上 ※iOSのDL数は不明	1ユーロ/月
アプリ事業者	Qoria	Qustodio ※英国パートで調査済み	- 世界中で使用されているペアレンタルコントロールサービス大手事業者（機能はグローバルで共通） - 多機能なペアレンタルコントロールサービスを一つのアプリで提供されており、利便性が高い - EU発の企業のアプリで最も広く活用されている	iOS Android	利用家庭数：800万家庭～（全世界）	- BASICプラン：55ドル/年 - Completeプラン：100ドル/年
	SecureKids	SecureKids	- スペイン発のEU域内で利用される代表的アプリ - 各種フィルタリングサービスに加え、子供から親への緊急連絡機能も提供	iOS Android	- Google PlayのDL数は10万以上 ※iOSのDL数は不明	- Family 1：無料 - Family 5：30ユーロ/年 - Family 10：50ユーロ/年
セキュリティベンダー	Bitdefender	Bitdefender Parental Control	- EU発の大手セキュリティ企業で、家庭向け機能を含む代表例 - iOS/Android両対応の専用アプリであり、DL数も多い - EU全域で同一アプリを提供	iOS Android	- Google PlayのDL数は10万以上 ※iOSのDL数は不明	125ユーロ/年

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目2】EU | 各サービスの詳細 ◇TIM Navigazione Sicura APP

- TIMのフィルタリングサービスは最低限のウェブフィルタリング機能と利用時間制限機能が提供されている。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
ウェブフィル タリング	• 不適切な特定のコンテンツを含むウェブサイトブロックできる • ブロックするカテゴリは内容は「成人向けコンテンツ」、「薬物」、「違法」などの項目で指定できる	iOS Android	●										
利用時間 制限	• 閲覧時間の上限を設定し、アプリの利用を制限								●				

【調査項目2】EU | 各サービスの詳細 ◇SecureKids〔1/2〕

- SecureKidsでは基本的なフィルタリング機能に加え、子供の緊急時に親へ通知を行う機能も提供（自動写真撮影も行う）。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
アプリ制御	- 子どもが利用するアプリを管理できる - 特定のアプリのブロックが可能 - 各アプリごとに最大使用時間を設定することもできる	iOS Android		●					● アプリご との時 間制限				
休憩機能	- アプリやインターネットへのアクセスをブロックする時間帯を設定できる - 開始時刻と終了時間、設定したいデバイスを設定								●				
非常ボタン	- 子供が助けが必要なときに親に緊急の警告を送ることができる機能 - 地図上で子供の正確な位置を特定し、可能であれば自動で写真を撮影 - 通知は保護者のメール経由で行われる												● 親への 緊急通 知
位置確認	子供の正確な場所をワンクリックで知ることができる									●			
通話制御	- 特定の電話番号からの着信をブロック可能 - 電話番号のホワイトリストを作成することでリストの番号からのみ通話を送受信できるように制限することもできる - 知らない電話番号や国際番号は、それぞれの国を知ったうえでブロックすることができる							●					

【調査項目2】EU | 各サービスの詳細 ◇SecureKids〔2/2〕

- SecureKidsでは基本的なフィルタリング機能に加え、子供の緊急時に親へ通知を行う機能も提供（自動写真撮影も行う）。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
ウェブ制御	- 子どもがアクセスできるウェブサイト进行管理できる - アクセス可能なウェブページのリストを作成することで、リストにない他のウェブサイトは自動的にアクセスできなくなる - ブラックリスト化により特定のウェブサイトだけをブロックすることも可能 - カテゴリごとのフィルター機能も提供 - またGoogleが未成年者に不適切と判断したコンテンツをブロックするセーフサーチ機能も提供。	iOS Android	●										

【調査項目2】EU | 各サービスの詳細 ◇Bitdefender Parental Control

- Bitdefenderでは、ウェブフィルタリングや利用時間の制限・位置情報の取得を行うような機能を提供。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
安全な検 索と	• 検索エンジンを利用する際、Googleが安全でないと判断したコンテンツの検索結果表示を防ぐ	iOS Android	● 検索結 果非表 示										
YouTube 制限	• 子どもに年齢に適した動画をYouTubeで提供				● Youtu be								
ウェブサイトの ブロック	• 子供がオンラインで閲覧できるウェブサイトの種類をカテゴリごとに設定可能 • プロフィール作成時に設定された年齢によって、デフォルトで許可・ブロックされる（設定変更は可能）		●										
デイリー・イ ンターネッ ト・タイム	• 各デバイスの子どもの利用合計時間を表示 • 利用時間の制限も可能（適宜利用時間を追加できる機能も有する） • 特定の曜日に時間制限スケジュールも設定可能 • 利用時間を追加で与えることができる機能								●				
インターネッ トオフ	• 子供のデバイスのインターネットアクセスを一時的に無効化できる • インターネット接続を停止する時間帯を定期的にスケジュールすることもできる												● ネット接 続停止
位置情報 追跡	• 子供の位置情報を確認可能 • 位置情報の更新は20分ごとに行われる									●			

出所：Bitdefender「Parental Control」

英国のフィルタリングサービスに関する調査結果

【調査項目2】英国 | フィルタリングサービスの概況（法令・導入状況）

- 英国では、教育機関に対してフィルタリング導入義務が存在している。また、通信キャリア業界の自主規定でもフィルタリングの導入が定められている。その他、オンライン安全法では、大手SNSや検索サービス等に対し、子どもが有害コンテンツにアクセスにしくする設計・仕組みの導入義務が課せられている。
- 76%の保護者が何かしらのフィルタリングサービスを利用している。

大分類	中分類	小分類	概要
フィルタリングサービス等の導入・提供に関する法令・ガイドライン	教育における子どもの安全の保護	教育機関	- 学校・カレッジ向けの法定なガイダンス - すべての学校・カレッジに適切なフィルタリングとモニタリングの導入が義務付けられている
	Mobile UK 行動規範（Code of Practice）	通信キャリア	- 政府の要請を受け、2013年に政府と合意した通信キャリア業界の自主規制 - 各通信キャリアは18歳未満の顧客を年齢に不適切なコンテンツから守るためのインターネットフィルターを提供することが規定されている
（参考） その他事業者への法令上の義務	オンライン安全法（OSA：Online Safety Act）	ユーザ間サービス	- 自社サービスに関連する違法コンテンツのリスク評価を定期的実施し、違法コンテンツの検知・削除など違法コンテンツによるリスクを軽減する安全措置を講じることを義務付け 「子どもが自社サービスにアクセスするか」を評価する義務を負う（2025年4月までに評価完了義務） - 利用者数が極めて多い大手SNS等に対して、追加義務を設ける方針（2026年夏議論予定）
		検索サービス	- 利用者が違法コンテンツへアクセスする可能性を下げるように、検索結果の設計やプロセスを整備する義務を負う 「子どもが自社サービスにアクセスするか」を評価する義務を負う（2025年4月までに評価完了義務）
		ポルノサイト	Ofcomのガイダンスに従い年齢認証システムの導入が義務化（2025年7月）
フィルタリングサービスの利用率・導入率			Ofcomの2024年の調査結果では、76%の保護者が少なくとも一つ以上のペアレンタルコントロールを利用

出所：各種公開情報を基に総務省作成

◀参考▶英国でのペアレンタルコントロールの認知率・利用率

- Ofcomの2024年の調査結果では、76%の保護者が少なくとも一つ以上のペアレンタルコントロールを利用している。
- どの年代の保護者においてもOS事業者が提供する機能の利用率は高く、全保護者の37%が利用している。

ペアレンタルコントロールの種類	保護者のペアレンタルコントロールに関する認知率/利用率（2024年）		
	保護者全体（3～17歳）	3～12歳の保護者	13～17歳の保護者
少なくとも一つ以上のペアレンタルコントロールを認知/ 利用している割合	93% / 76%	95% / 83%	89% / 62%
オンライン接続する特定のデバイスに設定されたペアレンタル コントロールソフトウェア（Net Nanny/McAfee等）	N/A	68% / 35%	64% / 26%
端末内蔵のペアレンタルコントロール（Apple等）	N/A / 37%	65% / 41%	56% / 25%
ISPによるコンテンツフィルター	N/A	59% / 31%	57% / 31%
不適切なオンラインコンテンツへのアクセス制限（Google SafeSearch等）	N/A	59% / 38%	47% / 19%
ダウンロードやアプリ内購入を停止するための設定変更	N/A	53% / 34%	41% / 16%
子どもの端末にインストールしてアプリの使用状況を監視 するアプリ	41% / N/A	43% / 19%	36% / 11%

出所：OFcom「Children and Parents: Media Use and Attitudes Report」（2025年3月）

【調査項目2】英国 | 調査対象サービス

- 英国の調査対象サービスは下記の通り。普及率が高いと想定されるサービスや大手企業のサービスを調査対象とした。

事業者 カテゴリ	事業者	サービス名	概要	対象 デバイス	契約者数/ 普及率	料金体系
通信キャリア	EE (BT Group)	Safer SIMs	- 英国シェア1位の大手通信キャリア - 年齢に応じて3つのプランを提供 (Protected planは厳格、Guided plan/Trusted planは中程度のペアレンタルコントロール機能を提供)	全般	(特段の情報無し)	- Protected plan : 7ポンド/月 - Guided plan : 10ポンド/月 - Trusted plan : 15ポンド/月
アプリ事業者	Qustodio	Qustodio	- 世界中で使用されているペアレンタルコントロールサービス大手事業者 - 多機能なペアレンタルコントロールサービスを一つのアプリで提供されており、利便性が高い	iOS Android	利用家庭数 : 800万家庭～(全世界)	- BASICプラン : 55ドル/年 - Completeプラン : 100ドル/年
	Qoria	Smooth wall	- 教育機関向けにフィルタリング機能を提供 - BYOD機能により、Wi-Fi 接続している生徒の端末にもフィルタリング機能を提供 - 家庭向けのペアレンタルコントロールとして、Qustodioアプリの使用を推奨	iOS Android	英国の約40%の教育機関で使用	見積 (教育機関の規模によって料金が異なる)
	Screen Time Labs	Screen Time	- 英国・ブリストル拠点のスタートアップとして2013年に設立 - ペアレンタルコントロールアプリを提供	iOS Android	利用デバイス数 : 100万台～(全世界)	- Basicプラン (モニタリングのみ) : 無料 - Premiumプラン : 7ドル/月
セキュリティベンダー	McAfee	McAfee + Family plans	- Ofcomレポート内で、ペアレンタルコントロールソフトウェアの例として言及 - ファミリープランでは、通常のセキュリティ機能に加え、ペアレンタルコントロール機能が付随 (大人2名・子ども4名まで)	iOS Android	(特段の情報無し)	- Premium : 60ポンド/年 - Advanced: 115ポンド/年 - Ultimate: 260ポンド/年

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目2】英国 | 各サービスの詳細 ◇Safer SIMs

- EEが提供する未成年向けのSafer SIMsプランでは、ウェブサイトやアプリをフィルタリング・ブロックする機能を提供。
- フィルタリング・ブロック機能以外については、特段の機能は提供していない。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
ペアレンタル コントロール	• R18指定のウェブサイトブロックする機能（全プラン共通） • 危険度の高いSNS、チャット、出会い系サイトをブロックする機能（13歳以下向けのProtected planのみ）	全般	●	●	●								

【調査項目2】英国 | 各サービスの詳細 ◇Qustodio〔1/3〕

- Qustodioは、ペアレンタルコントロールの各種機能を幅広く提供している。
- 子どものSMS/SNS上での検索・会話をAI分析して、アラートを保護者に通知するようなサービスも存在。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
ウェブフィル ター	・成人向けまたは繊細なコンテンツを含むウェブサイトをブロックする機能 ・シークレットモード・プライベートブラウジングモード等のウェブブラウザのプライバシー機能がオンになっている状態でも、フィルタリング可能 ・セーフサーチを強制可能 ・特定の検索キーワードをブロックすることはできない ・フィルタリングルールをカスタマイズ可能 ・主要なブラウザで動作可能（Google Chrome、Firefox、Microsoft Edge、Safari、Amazon Silk等）	iOS Android	●										
ウェブ検索 監視	・子どもが検索した単語や回数を確認する機能						●						
ゲームとアプ リのブロック・ 制限	・新しくゲームやアプリをインストールする際やインストール済みのアプリに対して、利用を許可/ブロックまたは利用時間制限を設定する機能			●	●				●				
端末の時 間制限	・デバイスのスクリーンタイム（画面の点灯時間）やアプリごとの使用時間を制限を設定する機能 ・子どもから保護者へ延長時間の申請を行うことが可能								●				
インターネッ トの一時停 止	・インターネット接続を即座に一時停止する機能 ・家族全員のデバイスでインターネットを一括で一時停止することも可能								●				

出所：Qustodio ウェブページ

【調査項目2】英国 | 各サービスの詳細 ◇Qustodio〔2/3〕

- Qustodioは、ペアレンタルコントロールの各種機能を幅広く提供している。
- 子どものSMS/SNS上での検索・会話をAI分析して、アラートを保護者に通知するようなサービスも存在。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
Youtube のモニタリ ング	• YouTubeのウェブサイトやアプリの検索・視聴動画を確認する機能 • YouTubeの使用をブロック・時間制限可能 • セーフサーチをオンにしている場合には、YouTubeのコメント欄が非表示	iOS Android			●		●		●				
通話と SMS、 SNSのモニ タリングとブ ロック	• 受信または送信されたプライベートなメッセージの送受信の相手・時間・内容を確認する機能 • ウェブサイトおよびWhatsApp、Instagram DM、Snapchat、TikTok、X(Twitter)、LINEなどに対応（※Androidのみ対応） • Reddit、Discord、BeRealなどの他のSNS・アプリについては利用時間のみモニタリング可能（送受信の相手・時間・内容は確認できない）							●	●			●	
AI搭載ア ラート	• ウェブサイトおよびWhatsApp、Instagram DM、Snapchat、TikTok、X(Twitter)、LINEなどで、いじめ、自傷行為、学校欠席、健康上の心配などの気になるトピックをAIが検出した場合に、メールやプッシュ通知が保護者へ届く機能（※Androidのみ対応）											●	● AIによる リスク検 出

【調査項目2】英国 | 各サービスの詳細 ◇Qustodio〔3/3〕

- Qustodioは、ペアレンタルコントロールの各種機能を幅広く提供している。
- 子どものSMS/SNS上での検索・会話をAI分析して、アラートを保護者に通知するようなサービスも存在。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
位置情報トラッキング	• 子どもの端末の位置情報を監視する機能 • 各端末のリアルタイムの位置情報および移動履歴を地図上で表示（履歴は30日間保存）	iOS Android								●			
パニックボタン	• 緊急時に子どもがSOSボタンをタップした際に、信頼できる連絡先全員にメールまたはSMSで「子どもが助けを必要としています!」というメッセージと、子どもの最新の位置情報が表示されるページへのリンクを送付する機能	Android								●			

【調査項目2】英国 | 各サービスの詳細 ◇Smoothwall

- Smoothwallは、教育機関向けにウェブサイトのフィルタリング機能や学生の入力情報のモニタリング機能を提供。
- 家庭向けには、ペアレンタルコントロールアプリのQustodioを紹介している。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
Filter	• アクセス時にウェブサイトを評価し、不適切または有害なコンテンツが発見された際にブロックする機能 • BYOD（生徒の私物端末）にもフィルタリング機能を提供 • 端末の利用しているコンテンツカテゴリ、利用時間、位置情報を把握する機能	iOS Android	●		●		●		●	●			
Monitor	• 訓練された人間のモデレーターが学生が入力するすべての情報をリスク評価し、リスクが高い事態が検知された場合には学校職員に通知する機能						●	●	●			●	
Parental App	• 学校の保護者コミュニティにQustodioアプリを紹介		※詳細はQustodioの個別スライドに記載										

【調査項目2】英国 | 各サービスの詳細 ◇Screen Time〔1/2〕

- Screen Timeは、モニタリング関連のサービスを無料で、フィルタリングやアプリ管理関連のサービスを有償で提供。
- フィルタリングやアプリ管理等の機能はAndroidのみ対象としている。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
スクリーンタイムの制限	• 端末の1日/週次の利用制限時間を設定する機能 • 利用制限5分前に警告が表示される	iOS Android							●				
スクリーンタイムの延長	• 予め家事をTaskとして設定することで、子どもが家事（Task）をこなした際に、報酬としてスクリーンタイムの延長を承認する機能を搭載												● 子どもの家事手伝いを促進
位置情報取得	• 端末の過去7日間の位置情報を取得する機能									●			
アプリ管理とブロック	• 新しくアプリをインストールする際やインストール済みのアプリに対して、利用を許可/ブロックまたは利用時間制限を設定する機能 • 新しいアプリのインストール時には、デフォルトで利用をブロックする仕様（利用開始には保護者の許可が必ず必要）			●									

【調査項目2】英国 | 各サービスの詳細 ◇Screen Time〔2/2〕

- Screen Timeは、モニタリング関連のサービスを無料で、フィルタリングやアプリ管理関連のサービスを有償で提供。
- フィルタリングやアプリ管理等の機能はAndroidのみ対象としている。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
アプリ利用 時間の確 認・制限	• アプリごとに使用時間を確認・制限する機能	iOS Android							●				
アプリの課 金制限	• アプリ内課金をブロックする機能										●		
マルチウ ィンドウ/分 割画面機 能の無効 化	• 子どもがスクリーンタイムやアプリ使用時間の制限を回避することを防ぐために、マルチウィンドウ/分割画面機能を使用した状態でのアプリ使用をブロックする機能												● マルチ ウィン ドウ/分 割画 面機 能の無 効化
ウェブフィル タリング	• 不適切なコンテンツやウェブサイトをブロック・フィルタリングする機能		●										
ウェブ検索 監視	• ウェブサイトの閲覧履歴を確認する機能（過去24時間以内）						●						
発信・受 信内容の 監視	• 子どもと他の人との間のSMSのテキストメッセージや写真を確認する機能 • SNS（WhatsApp、Viber、Kik等）については、受信通知機能のみ提供（通信の相手・内容は確認できない）							●				●	

出所：Screen Time ウェブページ

【調査項目2】英国 | 各サービスの詳細 ◇McAfee

- McAfeeは、ウェブサイトやアプリの利用制限、端末の利用時間の制限、位置情報取得する機能を提供。
- ウェブサイトのフィルタリング・監視はAndroidのみ、アプリ内購入制限はiOSのみ提供している。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
ウェブサイト フィルタリ ング	• ウェブサイトのアクセスを制限する機能 • 不適切なサイトへ警告を与える機能	Android	●		●								
ウェブサイト 利用状況 把握	• ウェブサイトの閲覧履歴を監視する機能	Android					●						
アプリ制限	• アプリをブロックする機能	iOS Android		●	●								
アプリ内購 入制限	• アプリ内購入をブロックする機能	iOS									●		
利用時間 制限	• 端末の利用時間の上限や利用可能な時間帯を設定する機能	iOS Android							●				
位置情報 取得	• 子どもの端末の位置情報履歴を確認する機能	iOS Android								●			

フランスのフィルタリングサービスに関する調査結果

【調査項目2】フランス | フィルタリングサービスの概況（法令・導入状況）

- フランスでは、OS事業者・端末メーカーにフィルタリングサービスの提供・有効化提案が義務付けられている。

大分類	中分類	小分類	概要
フィルタリングサービス等の導入・提供に関する法令	Studer法（ペアレンタルコントロール強化法）	OS事業者 端末/機器メーカー等	「インターネットにアクセス可能な端末」はペアレンタルコントロール手段を提供し、初回起動時に有効化提案を行う義務が課せられる。 - 義務主体は主に端末メーカー・OS提供者であり、輸入・販売（流通）事業者はメーカー等による適合・認証の確認義務を負う
（参考） その他事業者への法令上の義務	情報処理・ファイル・自由法	オンラインサービス事業者	オンラインサービスにおける個人データ利用に関して、未成年の同意年齢を15歳以上とし、そうでない場合は親権者の同意が必要となる
	デジタル成年法	SNS等（オンラインプラットフォーム）	未成年（15歳未満）の利用に関し、年齢確認や親の許可が必要となる
	視聴覚通信の自由に関する法律	動画共有プラットフォーム（VSP）	未成年保護のため「適切な措置」を要求し、例として通報/情報提供/年齢確認システム/ペアレンタルコントロール等を含む趣旨の列举がある
フィルタリングサービスの利用率・導入率			2024年の調査では、ペアレンタルコントロールの利用率は23%という結果になっている

«参考»Studer法の概要

- フランスのStuder法（2022年成立）は、ネット利用の低年齢化と既存ツールの低普及率を受け、端末やOS自体にペアレンタルコントロール機能を備えることを義務付けた法律である。

分類	項目		概要
法令名			LOI n° 2022-300 du 2 mars 2022 visant à renforcer le contrôle parental sur les moyens d'accès à internet (インターネットへのアクセス手段に対するペアレンタルコントロールの強化を目的とした2022年3月2日法律第2022-300号) ※法律を提案した議員、Bruno Studer氏の名前に由来し、通称「Studer法」とも呼ばれる。
法令の内容	要旨		- フランスで販売されるインターネット接続端末（スマホ等）に、未成年のアクセスを制限・管理できるペアレンタルコントロール機能を「端末として」備えることを義務化する法令。 - 端末メーカーは、端末が要件を満たす状態で市場投入し、初回起動時に機能の有効化を提案して、技術文書・適合宣言を作成して輸入者・販売者へ提示する義務が課せられる。 - OS提供者は端末メーカーの要求に応じ、OSが要件に適合していることを証明する証明書を発行する義務が課せられる。端末機器メーカーに課せられた義務を達成するための一手段として、OS提供者の対策が要求されるという構造。
	法令文	端末機器	未成年者の身体的、精神的又は道徳的発達に害を及ぼす可能性のあるサービス及びコンテンツへのアクセスを提供するオンライン公共通信サービスに使用することを意図した端末機器には、利用者が当該未成年者によるこれらのサービス及びコンテンツへのアクセスを制限又は制御することを可能にする、容易にアクセスでき、かつ理解しやすい装置を備えなければならない。 - 装置のアクティベーションは、当該機器が初めて使用される際に利用者に提供されなければならない。当該装置のアクティベーション中に収集又は生成された未成年者の個人データは、当該未成年者が成年に達した後であっても、ダイレクトマーケティング、プロファイリング、行動ターゲティング等の商業目的に使用してはならない。
		OS	- 製造業者は、端末機器を市場に投入する際に、当該機器にインストールされるオペレーティングシステムが第1段落に記載された機能を備えていることを保証しなければならない。この機能の有効化、使用、及び該当する場合はアンインストールは、ユーザーに追加費用を負担させることなく行うことができる。 - 該当する場合、オペレーティングシステムサプライヤーは、製造業者からの要請に応じて、端末機器にインストールされるオペレーティングシステムが第1段落に記載された機能を組み込んでいることを製造業者に対して検証し、証明するものとする。
立法の経緯	ペアレンタルコントロールの利用率の低さ		2004年の法律により、ISP事業者などによるペアレンタルコントロール提供の義務はあったものの利用率は依然として少ないという課題があった。
	インターネット利用の低年齢化		- フランスでは初めてスマートフォンを利用する平均年齢は9歳9か月となっており、低年齢化が進んでいる。 - ポルノや憎悪や暴力的なコンテンツに遭遇したり、オンラインでの嫌がらせの被害者になるといったことが問題視されている。 ※12歳までに、子どもの3分の1がポルノコンテンツに触れているというデータも存在。

出所：フランス政府「Loi du 2 mars 2022 visant à renforcer le contrôle parental sur les moyens d'accès à internet」（2022年9月）

【調査項目2】フランス | 調査対象サービス

・ フランスの調査対象サービスは下記の通り。

事業者 カテゴリ	事業者	サービス名	概要	対象 デバイス	契約者数/ 普及率	料金体系
通信キャリア	orange	Orange Cybersecure	- フランスの最大手通信キャリアであるorangeが提供するサービス - 包括的なセキュリティサービスであり、機能の一部にペアレンタルコントロールが含まれる位置づけ	iOS Android	23.4万人が本サービスを利用 (2024年時点)	7ユーロ/月
アプリ事業者	Qoria	Qustodio ※英国パートで調査済み	- 世界中で使用されているペアレンタルコントロールサービス大手事業者（機能はグローバルで共通） - 多機能なペアレンタルコントロールサービスを一つのアプリで提供されており、利便性が高い - 仏通信キャリア（Bouygues）も採用しており、フランスにおいても主要アプリであると想定	iOS Android	利用家庭数： 800万家庭～ (全世界)	- BASICプラン：55ドル/年 - Completeプラン：100ドル/年
	Xooloo	Xooloo Parents / Xooloo Digital Coach	- フランス企業の代表的なフィルタリングサービス - ペアレンタルコントロールアプリである「Xooloo Parents」と子供の利用時間の自己管理を促進する機能を有する「Xooloo Digital Coach」が提供されている	iOS Android	Google PlayのDL数は5万以上 ※iOSのDL数は不明	- シングルデバイスプラン ➢ 3ドル/月 ➢ 30ドル/年 - デバイス数無制限プラン ➢ 7ドル/月 ➢ 60ドル/年

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目2】フランス | 各サービスの詳細 ◇Orange Cybersecure

- Orange Cybersecureは基本的なペアレンタルコントロール機能（ウェブフィルタリング、利用時間の確認/制限、位置情報取得）を提供。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
インターネット アクセス 時間の管 理	- 子どもがインターネットを使った時間を確認できる 1日当たりの制限時間も設定可能 - 適宜インターネット接続時間を報酬形式で与えることもできる - インターネットを常時切断することもできる	iOS Android							●				
ルーティン の設定	特定の曜日・時間帯にて特定のコンテンツ・インターネットへのアクセスを許可またはブロックすることができる								●				
インターネット コンテンツ のフィルタ リング	- 年齢に応じて不適切なコンテンツをブロックすることができる - 有害な検索結果については自動で削除する - YouTubeは不適切または成人向けとみなされるコンテンツを除外するよう制限される - カテゴリごとにサイトやアプリをブロックすることもできる		●		● YouTu be								
位置情報 確認	- ジオロケーション機能により、各子供向けデバイスの位置を簡単に確認可能 - 表示される位置はデバイスから最後に送信された位置で、20分ごとに更新される									●			

【調査項目2】フランス | 各サービスの詳細 ◇Xooloo Parents/Xooloo Digital Coach〔1/2〕

- Xoolooはウェブフィルタリング機能や利用状況の確認/制限機能を提供。利用時間は他の子供との比較もできる。
- その他、子供向けのコーチング（利用時間の自己管理の促進）機能も提供している。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
利用状況 確認	• 子どもの端末/アプリの利用状況をリアルタイム把握 • よく使うアプリ、利用が多い時間帯などの傾向を表示 • 利用時間を、同年代・同地域の子ども平均と比較する機能も保有	iOS Android							● 他子供 との比 較可能				
コーチング （親向け 提案）	• コーチからリアルタイムの助言・提案を受け、子どものデジタル習慣を「公平/尊重的」に導く支援												● 親向け 推奨設 定指導
時間許容 量 作成・ 変更	• スマホ/ゲーム/アプリの利用時間枠（許容量）を作成・変更 • 親が設定した時間枠を子ども側でも見える形にし、突然の制限で驚かせない（コーチが許容量内での使い方も支援） • 子どもは追加時間をリクエストでき、親がリアルタイムに応答								●				
アプリの一 時無効	• 電話・SMS・アプリなどを一時的に無効化												● アプリ一 時無効
セキュア Web	• AIによるコンテンツ解析エンジンでブラウジングを不適切コンテンツから保護		●										
新アプリDL 通知	• 子どもが新しいアプリをDLした際に通知し、適切かどうか親が判断できる												● アプリDL 通知

出所：Xooloo ウェブページ

【調査項目2】フランス | 各サービスの詳細 ◇Xooloo Parents/Xooloo Digital Coach〔2/2〕

- Xoolooはウェブフィルタリング機能や利用状況の確認/制限機能を提供。利用時間は他の子供との比較もできる。
- その他、子供向けのコーチング（利用時間の自己管理の促進）機能も提供している。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
通話ブロッ ク	・迷惑行為等に備え、特定の電話番号をブロック可能	iOS Android						●					
Dinner Time	・ワンクリックで子どものスマホ/タブレットを一時的に無効化（例：食事中）												● 端末の 一時無 効化
時間の最 適化	・リアルタイムのコーチング通知により、子どもたちがアプリの使用時間を監視し自己管理できるよう支援する機能												● 子供の 自己管 理支援
コーチ	・子どものアプリの時間の使い方がうまくバランスが取れたときに、前向きな励ましを与える機能												● 子供の 自己管 理支援

韓国のフィルタリングサービスに関する調査結果

【調査項目2】韓国 | フィルタリングサービスの概況（法令・導入状況）

- 韓国では、携帯通信事業者に対して、端末利用者が青少年の場合に、フィルタリングサービスを提供することを義務付けている。加えて、フィルタリングサービスが適切に作動しているか確認し、作動していない場合は保護者に通知する義務も負っている。
- 一方で、実際のフィルタリングサービスの利用可否は保護者・利用者に委ねられていることもあり、フィルタリングサービスの利用率は18%程度に留まっている。

大分類	中分類	小分類	概要
フィルタリングサービス等の導入・提供に関する法令	電気通信事業法（2015年改正）	携帯通信事業者（MVNO含む）	- 契約者または端末利用者が青少年の場合、青少年有害媒体物（有害コンテンツ）フィルタリングサービスを提供し、青少年のスマートフォンに有害サイト・淫乱物を遮断する手段（フィルタリングサービス）が適切に作動しているか確認する義務を負う - フィルタリング機能が削除されたり15日以上作動していない場合には保護者（法定代理人）に通知する義務を負う - 但し、保護者側でフィルタリングサービスの解除が可能であり、最終的には保護者・利用者の任意に委ねられている
（参考）フィルタリングサービス等の導入・提供に関するガイドライン	韓国放送通信委員会が運営するウェブサイト「WiseUser」	スマートフォン利用者	有害コンテンツを遮断するフィルタリングアプリの導入方法や携帯通信事業者が提供するフィルタリングサービスを紹介
フィルタリングサービスの利用率・導入率			韓国政府の性平等家族部の青少年のフィルタリングサービス導入率の調査によると、2022年～2024年でのフィルタリングサービス導入率は17.7%に留まる

「参考」韓国でのペアレンタルコントロールの導入率

- 韓国政府の性平等家族部の青少年のフィルタリングサービス導入率の調査によると、2022年～2024年でのフィルタリングサービス導入率は17.7%に留まる。
- 法令ではフィルタリングサービスの加入が義務化されているものの、実際には多くの家庭でフィルタリングサービスは利用されていない。

大項目	小項目	フィルタリングサービス導入率（％） 〔2022年～2024年〕		
		導入済み	導入していない	導入状況不明
合計（調査対象人数：15,053人）		17.7	35.5	46.8
性別	男子	19.7	36.4	43.9
	女子	15.7	34.5	49.9
学校別	小学校	24.9	20.1	55.0
	中学校	16.9	37.1	46.0
	高校	10.9	50.2	38.3

出所：KOSIS「청소년매체이용및유해환경실태조사」（2024年）

【調査項目2】韓国 | 調査対象サービス

- 韓国の調査対象サービスは下記の通り。

事業者 カテゴリ	事業者	サービス名	概要	対象 デバイス	契約者数/ 普及率	料金体系
OS事業者	サムスン電 子	Samsung Kids	サムスン電子は、自社スマートフォン端末（Android9.0以上のGalaxy端末）にキッズモードを標準搭載	Android 9.0以上の Galaxy端末	韓国国内のスマート フォンのサムスンシェ ア：64%	無料（標準搭載）
通信キャリア	SKテレコム	ZEM	- SKテレコムの14歳未満の子どものみ利用可能（保護者側のキャリア種類は問われない） - iOSアプリは2024年から提供開始	iOS Android	累計ダウンロード 100万回越え	無料（子ども端末がSK テレコムと契約している場 合のみ）
アプリ 事業者	8snippet	Xkeeper	2005年からペアレンタルコントロールアプリを提供する韓国企業 - 一般的なペアレンタルコントロール機能に加えて、子ども端末の閲覧画面のリアルタイム監視の機能も提供	Android	累計会員数54 万人越え	33,000ウォン（3,630 円）/年 ※1ウォン0.11円換算
セキュリティ ベンダー	AhnLab	V3 365 클리닉 자녀보호 모바일	Xkeeperベースのサービスを提供			

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目2】韓国 | 各サービスの詳細 ◇ Samsung Kids

- サムスン電子は自社Galaxy端末（Android 9.0以上）にキッズモード（Samsung Kids）を標準搭載している。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
端末・アプリ 使用状況 監視	・ 端末の点灯時間およびアプリの使用時間を監視する機能	Android 9.0以上の Galaxy端 末							●				
通話履歴 の監視	・ 端末の通話履歴を確認する機能							●					
端末利用 時間制限	・ 端末の1日の利用時間の上限を制限する機能 ・ 端末の特定の時間帯の利用を制限する機能								●				
ウェブサイトの フィルタ リング・監視	・ 保護者が管理・監視できるインターネットブラウザ機能を提供（許可リストにアクセスを許可するURLを登録する形式）		●										
アプリ・連絡 先・メディア コンテンツへの アクセス 制限	・ アプリや連絡先、写真・動画・音楽等のメディアコンテンツへのアクセスを制限する機能			●	●								
アプリダウン ロードの制 限	・ 子どもによるアプリダウンロードを防止するために、アプリストアには保護者が管理するペアレンタルコントロール画面からのみアクセスを可能とする機能			●									
子ども向け の教育コン テンツ	・ 子どもの知性を刺激するような様々なゲームコンテンツを提供												● 教育コ ンテン ツの提供

出所：サムスン電子 ウェブサイト

【調査項目2】韓国 | 各サービスの詳細 ◇ZEM

- SKテレコムは自社契約している子どもの端末を対象に、ペアレンタルコントロールアプリ「ZEM」をiOS/Android向けに提供。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
端末利用 時間制限	・ 端末の1日の利用時間の上限を制限する機能	iOS Android							●				
アプリ利用 時間制限・ 監視	・ 各アプリの1日の利用時間の上限を制限する機能 ・ 各アプリの使用時間を確認する機能								●				
ウェブサイトの ブロック	・ 有害なウェブサイトをブロックする機能		●										
決済遮断	・ アプリマーケットの決済を遮断する機能										●		
位置情報 監視	・ 現在位置情報を確認する機能 ・ 指定した場所への出入り時に保護者へ自動通知する機能									●			
歩きスマホ 警告	・ 子どもの歩きながらのスマートフォン利用を検知すると、子どもに警告を送信する機能												● 歩きスマ ホ警告
習慣促進	・ 親が設定した習慣を達成すると、こどもに報酬としてアプリ内で確認できる習慣バッジやギフトを付与												● インセン ティブ付 与

出所：SKテレコム ウェブサイト

【調査項目2】韓国 | 各サービスの詳細 ◇Xkeeper〔1/2〕

- Xkeeperは、Andoroid端末に対して、ウェブサイト・アプリのフィルタリングサービス等の一般的なペアレンタルコントロール機能に加えて、子ども端末の閲覧画面のリアルタイム監視の機能も提供している。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
端末利用 時間制限	• 端末の1日の利用時間の上限を制限する機能 • 端末の特定の時間帯の利用を制限する機能	Android							●				
端末の利用 状況監視	• ウェブサイトへのアクセス履歴、アプリの使用時間を監視する機能						●		●				
ウェブサイト・アプリの ブロック機能	• 有害なウェブサイトへのアクセスを自動ブロックする機能 • 保護者が指定したウェブサイト・アプリ（Youtube、ゲーム、SNS等）へのアクセスをブロックする機能 • 有害と判断された検索語をブロックする機能（約200万件の有害コンテンツデータベースを基に有害な検索語を判断）		●	●	●								
位置情報 監視	• 現在位置情報を確認する機能 • 指定した場所への出入り時に保護者へ自動通知する機能									●			

【調査項目2】韓国 | 各サービスの詳細 ◇Xkeeper〔2/2〕

- Xkeeperは、Andoroid端末に対して、ウェブサイト・アプリのフィルタリングサービス等の一般的なペアレンタルコントロール機能に加えて、子ども端末の閲覧画面のリアルタイム監視の機能も提供している。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
課金遮断	・保護者が同意しなかったアプリ内有料決済を遮断する機能	Android									●		
閲覧画面のリアルタイム監視	・端末の画面に現在表示されている画面を確認する機能（子どものプライバシー保護のため、画面は低画質で表示）												● 閲覧画面のリアルタイム監視
歩きスマホ警告	・子どもの歩きながらのスマートフォン利用を検知すると、子どもに警告を送信する機能												● 歩きスマホ警告
ロストモード	・子どもが携帯電話を紛失した際に、保護者側のアプリからロストモードに設置することで、端末をロックする機能												● 端末紛失時対応
バッテリー残量チェック	・一定時間ごとにバッテリー残量を確認し、保護者へ通知する機能												● バッテリー残量通知

オーストラリアのフィルタリングサービスに関する調査結果

【調査項目2】オーストラリア | フィルタリングサービスの概況（法令・導入状況）

- オーストラリアでは、事業者等に対してフィルタリングサービスの導入・提供を義務付けるような法令は確認できない。一方、オンライン安全法では、SNSプラットフォームや検索エンジン等の事業者に対して、規制対象コンテンツを検知・削除することを義務付けている。
- 保護者のフィルタリングサービスの認識率は82%だが、利用率は43%に留まる。

大分類	中分類	小分類	概要
フィルタリングサービス等の導入・提供に関する法令			*** (事業者に対してフィルタリングサービスの導入・提供を義務付ける法令は存在しない)
(参考) その他事業者への法令上の義務	オンライン安全法 (OSA : Online Safety Act)	SNSプラットフォーム/検索エンジン/アプリ配信サービス/IPS/機器提供等	- 児童への性的虐待やテロ行為などの規制対象コンテンツを検知・削除することを義務付け - サービス提供者に対しコンテンツの削除通知・アクセスをブロックする要求する権限をネット安全コミッショナーに付与（通知から原則24時間以内に削除が必要） - 個人がネット安全コミッショナーに苦情を申し立てることが可能。ネット安全コミッショナーが苦情や独自調査に基づいて、事業者への措置を決定する
		SNSプラットフォーム	2024年の改正により、特定の「年齢制限のあるソーシャルメディアプラットフォーム（age-restricted social media platform: ARSMP）」に対して、16歳未満の子どものアカウント作成を防止する合理的な措置を講じる義務を追加 - ARSMP対象サービス：Facebook、Instagram、Kick、Reddit、Snapchat、Threads、TikTok、Twitch、X、YouTube（※2025年11月21日時点ネット安全コミッショナー見解） - ARSMP対象外サービス：Discord、GitHub、Google Classroom、LEGO Play、Messenger、Pinterest、Roblox、Steam and Steam Chat、WhatsApp、YouTube Kids（※2025年11月21日時点ネット安全コミッショナー見解）
フィルタリングサービスの利用率・導入率			Snapchatのオーストラリアの未成年の子どもを持つ親を対象とした調査によると、82%の親が何かしらのペアレンタルコントロールツールを認識している一方で、実際の利用率は43%に留まる

出所：各種公開情報を基に総務省作成

«参考» 16歳未満へのSNS利用禁止の施行状況

- 2025年12月10日に、オーストラリアで16歳未満のSNS利用を禁止する世界初の法律が施行された。
- 各SNS事業者は法令を遵守したものの、実際には、親の了承を得てアクセスする子どもや、AIを使用して生成した成年の写真を使用して年齢確認を詐称する子どもが存在。実質的にアクセス制限は機能していないと見られている。
- 豪ブリスベン（CNN） オーストラリアで16歳未満のSNS利用を禁止する世界初の法律が施行された10日、14歳のチアリーダー、ルーシー・ブルックスさんは、スナップチャットで一時的に友人を失った。
- ところが、24時間以内に友人たちは戻ってきた。多くは新しいアカウントを作成しており、中には親や年上の友人の顔を借りている人もいた。そうした年長者は年齢確認技術の回避に喜んで力を貸してくれた。
- オーストラリアが今回の禁止措置に踏み切った際、批評家たちは禁止された10のプラットフォームに代わるツールがすぐに現れると予測した。法律では若者に人気のスナップチャット、ティックトック、インスタグラムなどが禁止対象になった。
- しかし10代の若者が同じプラットフォームに舞い戻るのがどれほど容易か、批評家たちは想定していなかったのかもしれない。そこで見られるのは、7月に**英国政府がオンライン安全法を施行した際に10代の若者たちが使った手口**だ。
- ルーシーさんによると**多くは親の了承を得てアクセス**しているが、**AIが生成した人物写真や動画を使う人もいる**。例えば**AIに40歳の人物を作らせるなどして、禁止措置を回避**するという。ルーシーさんはインスタグラムのアクセスは失ったものの、スナップチャットとティックトックはまだ利用している。
- 年齢認証に携わる企業は、たとえアカウントの所有者が年齢認証をパスしていたとしても、自社の技術で実際のユーザーを大まかに特定できている。従って、法律による禁止対象の若者が作成したこれらのアカウントは、最終的に削除される可能性もある。
- しかし今のところは、**16歳未満の若者であっても禁止されたサイトにアクセスしようと思えばできてしまうのが実情**だ。特に親がアクセスに反対していない場合には。
- 禁止法について「本当はうまくいってほしい。子どもはそんなにソーシャルメディアを使うべきじゃないと思うから」とルーシーさんは話す。だがすぐに「でも、うまくいく気がしない」と言い添えた。
- ルーシーさんによれば、時間制限を設けることの方が対策としてはより効果的だという。「1時間から2時間くらいが妥当だと思う」
- オーストラリアの裁判所には、**今回の禁止法に対して2件の訴訟が起こされている**。そのうちの1件は、人気オンラインフォーラムのRedditが12日に提起した。Redditは禁止法が「インターネット上のすべての人にとって深刻なプライバシー及び政治的表現の問題」を引き起こすと主張する。ただ自社では当面、法律を遵守しているとも強調した。

出所：CNN「Australian teens were kicked off social media this week. Some are back already」（2025年12月）

«参考» オーストラリアでのペアレンタルコントロールの利用率

- Snapchatのオーストラリアの未成年の子どもを持つ親を対象とした調査によると、82%の親が何かしらのペアレンタルコントロールツールを認識している一方で、実際の利用率は43%に留まっている。
- **Snapchatが委託した調査**によると、**オーストラリアの親の82%が、若者がオンラインでより安全に過ごせるよう設計されたオンライン安全ツールを認識**している一方で、**5人に3人（57%）がアプリやオンラインプラットフォームでそれらのツールをまだ使用していない**ことが明らかになりました。
- また、この調査では、10代の子供を持つ親は、5歳から12歳の小学生を持つ親に比べて、ペアレンタルコントロールを使用する可能性はるかに低いことも明らかになりました。
- **18歳未満の若者を持つオーストラリアの親1,000人以上を対象**にしたこの調査では、家族が使用するデバイス、アプリ、プラットフォームにおけるオンライン安全ペアレンタルツールの認知度、普及率、そして態度を調査しました。その結果、特に10代へと向かう若者のオンライン上の安全と幸福を守るために、ペアレンタルコントロールの普及を促進する貴重な機会が明らかになりました。
- オーストラリアのオンライン安全専門家、スーザン・マクリーン氏は、「ペアレンタルコントロールの認知度は高まっているものの、多くのオーストラリアの親は、自身が育った時代には経験したことのないデジタル世界での子育てに苦慮する中で、利用可能なオプションを未だに活用できていません」と述べています。
- さらに、この調査では、**オンラインセーフティのためのペアレンタルツールの存在をこれまで知らなかったオーストラリアの保護者の76%が、それらの利用を検討すると回答**しました。これは、保護者がこれらのツールの存在を知った後、若者のオンラインセーフティ向上に役立つこれらのコントロールの価値を認識していることを示唆しています。

【調査項目2】オーストラリア | 調査対象サービス

・ オーストラリアの調査対象サービスは下記の通り。

事業者 カテゴリ	事業者	サービス名	概要	対象 デバイス	契約者数/ 普及率	料金体系
通信キャリア	Telstra	Telstra Mobile Protect (提供終了済み)	- 以前はウェブサイトへのアクセス制限や夜間データ使用の制限等のペアレンタルコントロールツールを提供 - McAfeeと提携した2022年以降は、McAfeeベースのサイバーセキュリティ機能（ペアレンタルコントロール含む）を提供 ※他の主要通信キャリア（Optus / Vodafone AU）もOS 標準機能や外部サービスを利用	iOS Android	(特段の情報無し)	McAfeeベースの機能：10ドル/月
アプリ事業者	Qoria	Qustodio ※英国パートで調査済み	- 世界中で使用されているペアレンタルコントロールサービス大手事業者（機能はグローバルで共通） - 多機能なペアレンタルコントロールサービスを一つのアプリで提供されており、利便性が高い	iOS Android	利用家庭数：800万家庭～（全世界）	- BASICプラン：55ドル/年 - Completeプラン：100ドル/年
	Screen Coach	Screen Coach	- オーストラリア初のペアレンタルコントロールアプリベンチャー企業（2023年～2024年頃にアプリリリース） - スクリーンタイム管理に特化しており、家事や学校の課題の報酬として、スクリーンタイムの延長と交換できるトークンを付与する機能が搭載	iOS Android	- ダウンロード数：1万回～ - 有料会員数：200人～（共に全世界）	8ドル/月 40ドル/半年 60ドル/年
セキュリティベンダー	***（McAfeeやNorton等のグローバルベンダーの製品が主に利用）					

出所：各種公開情報を基に総務省作成

「参考」Qoria（旧 Family Zone）の企業買収動向

- ・ オーストラリア発のQoria（旧 Family Zone）は、オーストラリア国内や欧米の学校向けのフィルタリング事業者を買収して急成長を遂げた企業。
- ・ 2022年にQustodio買収することで、家庭向けのペアレンタルコントロールサービス機能を獲得した。

Qoria（旧 Family Zone）の沿革・M&A動向			買収先概要	
年	カテゴリ	動向	本社所在地	事業概要
2015年	創業	Family Zone創業		
2016年	上場	上場（オーストラリア証券取引所）		
2017年	M&A	Linewize買収	オーストラリア	・ 学校向けにウェブフィルタリング等を提供
	M&A	ySafe買収	オーストラリア	・ 学校向けにデジタル安全教育・研修支援を提供
2019年	海外展開	北米市場に参入		
2021年	M&A	Smoothwal（英国）買収	英国	・ 学校向けにウェブフィルタリング等を提供
	M&A	NetRef（米国）買収	米国	・ 学校向けにウェブフィルタリング等を提供
2022年	M&A	CipaFilter買収	米国	・ 学校向けにウェブフィルタリング等を提供
	M&A	Educator impact買収	オーストラリア	・ 学校向けに教職員のエンゲージメント可視化サービスを提供
	M&A	Qustodio買収	スペイン	・ 家庭向けにスマートフォン用のペアレンタルコントロールサービスを提供
2023年	社名変更	Family ZoneからQuriaへ社名変更		

出所：Qoria ウェブページを基に総務省作成

【調査項目2】オーストラリア | 各サービスの詳細 ◇ScreenCoach

- ScreenCoachはスクリーンタイムの管理（制限/延長）に特化したサービスを提供している。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制 限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク対 応	その他
スクリーンタイムの制限	- 端末の利用制限時間を設定する機能 - Apple、Android、Windows各プラットフォームで動作し、一台のデバイスで利用時間制限に達した際には、他のプラットフォームのデバイスも利用不可となる	iOS Android							●				● 異なるOS間での連携
スクリーンタイムの延長	- 予め設定したTodo（家事や学校の課題、運動や読書等の健康的な習慣）を子どもがこなした際に、ご褒美としてスクリーンタイムの延長と交換可能な「トークン」やお小遣いと交換可能な「ジェム」を付与 - 未使用のスクリーンタイムトークンは翌日以降に引継ぎ可能												● 子どもの家事手伝いを促進
マネーマネジメント能力の育成	- 保護者はすべての入金や支出（サブスクリプション含む）をScreenCoach上で承認・管理可能 - ScreenCoach残高と紐づける形で、銀行口座から子どものデビットカードへの送金が可能 - 子どもに自分の支出履歴を確認させることで、お金がどこに使われているのかを理解させ、資金管理と生活スキルの向上を促進する												● 子どものお金の管理能力の向上を促進

日本のフィルタリングサービスに関する調査結果

【調査項目2】日本 | フィルタリングサービスの概況（法令・導入状況）

- 日本では青少年インターネット環境整備法により、通信事業者やインターネットサービス事業者に対して、青少年に対するフィルタリングソフトウェアの取組み義務/努力義務が課せられている。

大分類	中分類	小分類	概要
フィルタリングサービス等の導入・提供に関する法令	青少年インターネット環境整備法	通信キャリア	- 未成年（または使用者が未成年）の契約時に、携帯端末等から有害情報に触れる可能性、フィルタリング利用の必要性、有効化措置の内容を説明する義務が課せられる - 未成年が利用者となる場合、フィルタリングサービスの利用を条件として役務を提供 ※保護者が「使わない」と申出れば適用不要 - 端末販売・契約取次の場面で、インストール／設定（OS設定含む）などフィルタリングの有効化措置を講ずる義務が課せられる
（参考） その他 事業者への 法令上の義務	青少年インターネット環境整備法	インターネット接続機器の製造事業者	青少年が使う機器の販売に際し、フィルタリングソフトの組込み／インストールや、サービス利用を容易にする他の方法を講ずる義務が課せられている
		OS事業者	事業者・製造者が講ずる有効化措置等が円滑に機能するようにOS等を設計・開発するよう努めることが規定されている
		フィルタリングソフト事業者	年齢等に応じたきめ細かな設定ができる配慮、過度なブロックの抑制（青少年以外や必要情報の閲覧を不当に制限しない）、性能・利便性の向上に努めるよう規定されている
	出会い系サイト規制法	通信キャリア	児童が使う端末について電気通信の自動利用制限を行う役務または自動利用制限機能を持つソフトウェアを提供するなどして、児童による出会い系サイトの利用防止に資するよう努めなければならない
	教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	学校法人	児童生徒が端末を利用する際にWebフィルタリングを始めとした不適切なウェブページの閲覧を防止する対策を講じる必要がある
フィルタリングサービスの利用率・導入率			2025年のこども家庭庁の調査では、子供がスマホを利用している家庭のうち、フィルタリングサービスを利用している家庭の割合は45.8%であった。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目2】日本 | 調査対象サービス

- 国内では、AIを用いて自画撮り画像やSNSの内容を分析する「コドマモ」などのサービスが提供されている。
- また、大手セキュリティベンダーであるトレンドマイクロもフィルタリングサービスを提供。
- 加えて、XKeeperやQustodioなど、海外の主要フィルタリングサービスが国内でも提供され始めている。

事業者 カテゴリ	企業名	サービス名	概要	対象 デバイス	契約者数/ 普及率	料金体系
通信 キャリア	楽天 モバイル	あんしん コントロール	- 楽天モバイル独自のスマートフォン向けフィルタリング・見守りサービス - 有害サイトの閲覧制限に加え、スマートフォンの利用時間の管理、位置情報の確認、SNSの利用状況の見守り（Android限定）などの機能を備える	iOS Android	*** (公開情報からは 確認できず)	550円/月
アプリ 事業者	Adora	コドマモ	- 最新のAI技術を用いた「自画撮り被害」の防止機能を提供 - 自分の裸などを撮影しようとするAIが検知し、保存前にブロックし保護者に通知 - 国内で唯一チャットのAI解析を提供しており、LINE等のSNSアプリ上のメッセージをAIが検知し、保護者に通知する機能を備えている	iOS Android	累計アプリインストール数は19 万以上	790円/月
	8snipp et	Xkeeper ※韓国パート で調査済み	- Xkeeper（韓国調査結果参照）の国内版アプリ 2024年12月よりJIRAN JAPANを販売窓口として国内でのサービス提供を開始 - スマートフォン上でアクセス可能な有害サイトを遮断するだけでなく、ダウンロードされた有害動画の再生もブロック可能	iOS Android	Google Play のDL数は100 以上 ※iOSのDL数 は不明	4,900円/年
	Qoria	まもウォッチ (Qustodio) ※英国パート で調査済み	- Qustodio（英国調査結果参照）をベースに国内ソフトウェア販売事業者のBBSS経由で国内向けに提供されているペアレンタルコントロールアプリ - SNS/SMSにて、トラブルにつながる可能性のあるワードを検知した場合は、親端末へ通知を行う機能を提供	iOS Android	*** (公開情報からは 確認できず)	700円/月
セキュリティ ベンダー	トレンド マイクロ	ウイルスバスター クラウド	- ウイルスバスター内に青少年向けのペアレンタルコントロール機能が提供されている - 国内の大手セキュリティベンダーが提供するフィルタリングサービス	iOS Android	Google Play のDL数は 1,000万以上 ※iOSのDL数 は不明	3,122円/年

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目2】日本 | 各サービスの詳細 ◇ 楽天モバイル あんしんコントロール

- ・ 楽天モバイルはSNSの見守りサポート機能などを備えたフィルタリングアプリを提供している。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク 対応	その他
位置情報の確認	・ 子供の位置情報(住所、取得時間)を確認できる ・ 移動経路の確認も可能	iOS Android								●			
見守りエリア	・ 特定のエリアを見守りエリアとして設定することができ、そのエリアに子供が出入りした際に保護者に通知を送ることができる機能									●			
フィルタリング	・ ウェブサイトの閲覧をURLやドメイン、カテゴリー単位で制限することが可能 ・ カテゴリーは「成人向けコンテンツ」「犯罪・暴力」「ネットいじめ・嫌がらせ」「チャット・SNS・メール」「出会い系」「サイバー犯罪」「オンラインショッピング」「ギャンブル」「お酒・たばこ」の中から指定できる		●										
SNS見守りサポート	・ 見守り必要なメッセージを送受信した際、保護者の方が通知を受け取ることができる機能 ・ 検知されたメッセージの内容も確認できる ・ Rakuten Link、LINE、Instagram、Viberに対応	Android										●	
アプリお休み時間割	・ ベッドタイムなど端末を使わない時間を設定 ・ アプリの利用制限をスケジュールごとに設定できる								●				
一時ロック	・ OS標準の通話アプリ以外の、スマートフォン利用を一時的に停止する機能												● 一時停止機能
スクリーンタイム	・ 子供のスマホの、アプリごとの利用時間を確認できる機能								●				

出所：楽天モバイル あんしんコントロール ウェブページ

【調査項目2】日本 | 各サービスの詳細 ◇ コドマモ〔1/2〕

- コドマモは国内で唯一チャットのAI解析機能を有するペアレンタルコントロールサービスである。LINEのチャットでいじめや誹謗中傷につながる内容を検知した場合、親へ通知が行われる。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク 対応	その他
危険なLINEお知らせ	・LINE等のやりとりから、いじめ・誹謗中傷・個人情報流出などの危険な内容をAI検知して保護者へ通知	iOS Android											● LINEの チャット 確認
性的自撮りブロック	・わいせつの可能性がある画像撮影をAIで検知し、保護者へ通知・子ども側へ削除を促す											● 性的自 撮り制 限	
ともだち追加お知らせ	・「これまで話したことのない相手」と会話が始まった際に通知												● ともだち 追加お 知らせ
アプリ使いすぎストップ	・スマホの利用時間をアプリごとに管理できる機能								● アプリの 利用制 限				
勝手な課金のブロック	・アプリ内課金ボタン操作時に制限画面を出して課金をブロックする旨の機能										●		

【調査項目2】日本 | 各サービスの詳細 ◇ コドマモ〔2/2〕

- コドマモは国内で唯一チャットのAI解析機能を有するペアレンタルコントロールサービスである。LINEのチャットでいじめや誹謗中傷につながる内容を検知した場合、親へ通知が行われる。

機能名	概要	対応OS	提供機能										
			ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制 限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク 対応	その他
LINEの VOOM制 限	・ LINEのVOOM機能を制限	iOS Android											● VOOM 制限
歩きスマホ ブロック	・ 歩行中にアプリを利用できなくする機能												● 歩きス マホ検 知
リアルタイム の現在地	・ マップ上で子どもの現在地（位置情報）をリアルタイムに確認									●			
移動履歴 のチェック	・ 1日の移動履歴をマップで確認									●			
家や学校へ の到着のお 知らせ	・ 家・学校・塾など指定地点への到着/離脱を通知									●			
性的な広 告ブロック ※開発中	・ 性的な広告をブロック												● 広告フ ィルタ

【調査項目2】日本 | 各サービスの詳細 ◇ウイルスバスター〔1/3〕

- ウイルスバスターでは、セキュリティソフトとしてのウェブフィルタリングや有害サイト・アプリの検知機能に加え、子供向けに制限内容をカスタマイズできるペアレンタルコントロール機能も提供されている。

分類	機能名	概要	対応OS	提供機能										
				ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテ ンツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク 対応	その他
ペアレン タルコン トロール	有害サイト 規制	- あらかじめ設定したカテゴリや個別サイトのブロックができる - Android では Google Chrome のみ対応 - iOSでは Safari やウイルスバスターモバイル内のブラウザ「セーフブラウザ」に加え、LINE、Facebook などアプリ内のブラウザにおいても適用可能	Android iOS	●										
	アプリの利 用制限	- 使用を制限するアプリを設定可能 - インストールしているアプリの起動を制御することができる	Android		●									
その他 保護機能	不正Web サイトへの アクセスブ ロック	- Webサイトの安全性を判定し、不正なWebサイトへのアクセスをブロック - 標準のブラウザである Chrome や Safari をはじめ、LINE、Facebook などアプリ内のブラウザをもつアプリにおいても保護する - AI技術による、ネット詐欺サイトの検出も実施	Android iOS	●										
	Webサイ ト安全性 チェック	Webサイトの安全性をSafariのアプリエクステンションまたは通知センターのウィジェットを使い手動で確認できる	iOS											● サイトの 安全性 確認
	QRコード スキャン	QRコードをスキャンしてそのWebサイトの安全性を判定												● QRコー ド確認

出所：Apple ウェブページ

【調査項目2】日本 | 各サービスの詳細 ◇ウイルスバスター〔2/3〕

- ウイルスバスターでは、セキュリティソフトとしてのウェブフィルタリングや有害サイト・アプリの検知機能に加え、子供向けに制限内容をカスタマイズできるペアレンタルコントロール機能も提供されている。

分類	機能名	概要	対応OS	提供機能										その他
				ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク 対応	
その他 保護機能	機械学習 型スキャン	・ AI技術を活用し、不正なアプリなのかを判別	Android											● アプリの 安全性 確認
	不正アプリ のインス トール前ブ ロック	・ Google Playや APK ファイルでアプリをインス トールする前にスキャンをして、不正なアプリのイン ストールを未然に防ぐ			●									
	アプリの権 限チェック	・ インストールされたアプリが、端末のどのような機 能や情報にアクセスし、動作するかをチェック												● アプリの 権限確 認
	SMS ス キャン	・ メッセージの特徴や含まれるリンクを分析し、危 険なメッセージを検出 ・ Android版では警告を表示する ・ iOS版では「メッセージ」アプリで別フォルダに振り 分けられる	Android iOS				● SMSの み							
	イメージス キャン	・ URLを含むメッセージのスクリーンショットを取るこ とで、その URLを読み取り、ブラウザでアクセスす る前に不正なリンクかどうか確認できる	iOS	●										● スクショ による URL 判定

出所：Apple ウェブページ

【調査項目2】日本 | 各サービスの詳細 ◇ウイルスバスター〔3/3〕

- ウイルスバスターでは、セキュリティソフトとしてのウェブフィルタリングや有害サイト・アプリの検知機能に加え、子供向けに制限内容をカスタマイズできるペアレンタルコントロール機能も提供されている。

分類	機能名	概要	対応OS	提供機能										
				ウェブ フィルタ リング	アプリ フィルタ リング	コンテン ツ制限	メール フィルタ リング	ウェブ 履歴把 握	通話相 手確認 /制限	利用時 間確認 /制限	位置情 報取得	課金制 限	発信 リスク 対応	その他
その他 保護機能	カレンダー スパム対 策	• カレンダーに不審なリンクが含まれていないかスキャンし、危険なイベントを削除	iOS	●										● カレン ダー確 認
	広告ブロッ ク	• Safariとセーフブラウザにおいて Web ページ内に表示される広告をブロック												● 広告ブ ロック

3.フィルタリングソフトウェアに関する調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

【調査項目2】調査結果まとめ | 各国のフィルタリングサービスの義務化や導入状況

- 日本・英国・韓国では、通信キャリアに対してフィルタリングサービスの提供が求められている。日本・韓国においては、キャリアが提供する基本的なフィルタリングサービスは無料で利用可能。
- また、主要な有料フィルタリングアプリはサブスクリプション型が主流で、買い切り型のサービスは見受けられなかった。
- 対応OSについては、多くのサービスがiOS/Androidの両方に対応している一方、韓国内サービスではAndroidのみを対象とするサービスが多い傾向がみられる。

分類		日本	米国	EU	英国	フランス	韓国	オーストラリア
法令上提供を義務付けられる事業者		• 通信キャリア	***	***	• 通信キャリア	• OS事業者 • 端末機器メーカー	• 通信キャリア	***
利用状況	利用率	46% (2025年)	47% (2025年)	19% (2023年)	76% (2024年)	23% (2024年)	18% (2024年)	43% (2025年)
	対象年齢	10～17歳	10歳～17歳	*** (不明)	3～17歳	7～17歳	小学4年～高校3年 (9歳～18歳)	17歳以下
サービス提供事業者		• 通信キャリア • アプリ事業者 • セキュリティベンダー	• 通信キャリア • アプリ事業者 • セキュリティベンダー • OS事業者	• 通信キャリア • アプリ事業者 • セキュリティベンダー	• 通信キャリア • アプリ事業者	• 通信キャリア • アプリ事業者 • セキュリティベンダー	• 通信キャリア • アプリ事業者 • セキュリティベンダー • OS事業者	• 通信キャリア • アプリ事業者 • セキュリティベンダー
対象端末・OS		iOS/Android					Androidが主流 (一部iOS対応)	
価格体系		• 無料 (通信キャリア) • サブスク (アプリ事業者、セキュリティベンダー)	• 無料 (OS事業者) • サブスク (アプリ事業者、通信キャリア、セキュリティベンダー)	• サブスク	• サブスク	• サブスク	• 無料 (通信キャリア、OS事業者) • サブスク (アプリ事業者)	• サブスク

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目2】調査結果まとめ | 提供機能の整理

- 国内事業者が提供するフィルタリングサービスではコンテンツ単位で制限を行うサービスは確認できなかった。
- また今回調査したグローバル事業者においては、メールフィルタリング機能を行う事業者は確認できておらず、希少な取組であることがうかがえる。（国内やローカル事業者においてはSMS/メールのフィルタリングを行うサービスは存在）。

地域	事業者分類	調査サービス数	ウェブ フィルタ	アプリ フィルタ	制限 コン テンツ	メール フィル タ	履歴 確認 ウェブ	制限・ 通話 相手 確認	利用 時間 制限・ 確認	取得 位置 情報	課 金 制 限	対応 発信 リス ク	その他特徴的な機能
日本	通信キャリア	3社：NTT、楽天、 i-filter10（※ソフトバンク へのOEM提供）	●	●		●	●	●	●	●	●	●	・ スマホの一時利用停止
	フィルタリング ソフトウェア 事業者	1社：コドモモ							●	●	●	●	・ 歩きスマホ検知 ・ 広告フィルタ
	セキュリティ ベンダー	1社：ウイルスバスター	●	●		●							・ スクショによるURL判定 ・ サイト/アプリの安全確認
グロー バル	OS事業者	3社：Google、Apple、 Samsung	●	●	●		●	●	●	●	●	●	・ アカウント管理 ・ ゲームの機能制限 ・ プライバシー設定変更制限 教育コンテンツ提供
	フィルタリング ソフトウェア 事業者	6社：Net Nanny、 OurPact、Qustodio	●	●	●		●	●	●	●	●	●	・ 閲覧画面のリアルタイム監視 ・ 調査項目に対する報酬機能 ・ 歩きスマホ警告
	セキュリティ ベンダー	3社：Norton、McAfee、 Bitdefender	●	●	●		●		●	●	●		・ ネット接続停止
諸外国	通信キャリア	5社：Verizon、TIM など	●	●		●	●	●	●	●	●		・ 歩きスマホ警告 ・ データ上限/ネット接続制限
	ローカルフィルタ リングソフトウェ ア事業者	3社：SecureKids、 Xooloo、ScreenCoach	●	●				●	●	●			・ アプリ一時無効 ・ タスクに対する報酬機能 ・ アプリDL通知

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目2】調査結果まとめ | 特徴的なサービス・青少年保護機能一覧

- ・ 米国・韓国のサービスでは子供の端末の閲覧画面を収集するサービスが見受けられた。
- ・ またその他、子供のメッセージの送受信モニタリング・アラート機能やマネーマネジメント能力の育成機能などを提供する事業者も存在。

サービス名 (事業者名)	提供地域	特徴的なサービス/ 青少年保護機能	サービス・機能詳細	対象OS
OurPact (米Eturi社)	米国	自動スクリーンショット	・ 子供のデバイスのスクリーンショットを一定の時間ごとにリアルタイムで収集し定期的に親に共有されるシステム ・ 即時の画面キャプチャや事前に設定した性的、罵り言葉、暴力、薬物乱用等の不適切カテゴリーでフラグ付けすることも可能 ・ スクショ情報は暗号化された状態で親に届けられる	iOS Android
Qustodio (西Qustodio社)	EU 英国 オーストラリア等	メッセージのモニタリング	・ 受信または送信されたプライベートなメッセージの送受信の相手・時間・内容を確認する機能（※Androidのみ対応） ・ ウェブサイトおよびWhatsApp、Instagram DM、Snapchat、TikTok、X(Twitter)、LINEなどに対応	iOS Android
		AI搭載アラート	・ ウェブサイトおよびWhatsApp、Instagram DM、Snapchat、TikTok、X(Twitter)、LINEなどで、いじめ、自傷行為、学校などの気になるトピックをAIが検出した場合に、メールやプッシュ通知が保護者へ届く機能（※Androidのみ対応）	
ScreenCoach (豪ScreenCoach社)	オーストラリア	マネーマネジメント能力の育成	・ 保護者はすべての入金や支出（サブスクリプション含む）をScreenCoach上で承認・管理可能 ・ 子どもに自分の支出履歴を確認させることで、お金がどこに使われているのかを理解させ、資金管理と生活スキルの向上を促進する	iOS Android
Xkeeper (韓8snippet社)	韓国	閲覧画面のリアルタイム監視	・ 端末の画面に現在表示されている画面を確認する機能（子どものプライバシー保護のため、画面は低画質で表示）	Android
コドマモ (日Adora社)	日本	LINEメッセージのモニタリング	・ LINE等のやりとりから、いじめ・誹謗中傷・個人情報流出などの危険な内容をAI検知して保護者へ通知 ※Qustodioとは異なり、他のメッセージアプリに対応していない点は留意	iOS Android
ウイルスバスター クラウド (日トレンドマイクロ)	日本	ペアレンタルコントロール	・ ウイルスバスター製品の機能の中に青少年向けのペアレンタルコントロール機能（URLフィルタ、アプリの利用制限機能）が提供されている	iOS Android

出所：各種公開情報を基に総務省作成

OurPact（米Eturi社） | 企業概要

- OurPactを提供する米Eturi社はペアレンタルコントロールアプリ「OurPact」を中心に、モバイル端末向けの管理・見守りソリューションを開発する米国のスタートアップ企業。
- 自動スクリーニングショットは、定期的に自動で画面を取得し、さらに自動でのカテゴリー分類も実施される。

【企業概要】

設立年	企業規模
2013	・ 従業員数：非公開 ・ 売上：非公開

【フィルタリングサービスの基本情報】

対象デバイス	利用者数	料金体系	サービスの特徴
iOS Android	・ 利用者数100万人以上	・ プレミアム：7ドル/月 ・ プレミアム+：10ドル/月	・ 基本的なフィルタリング機能に加えて、子供のデバイスの画面をリモートキャプチャする機能を提供

【フィルタリングサービス概要】

機能名	概要
自動スクリーンショット	・ 子供のデバイスのスクリーンショットを一定の時間ごとにリアルタイムで収集し定期的に親に共有されるシステム ・ 即時の画面キャプチャや事前に設定した性的、罵り言葉、暴力、薬物乱用等の不適切カテゴリーでフラグ付けすることも可能 ・ スクショ情報は暗号化された状態で親に届けられる
ロケーション共有	・ 親が子どものiPhone、iPad、その他のAppleデバイスの位置を監視できる機能
アプリ管理	・ 同サービスのアプリルールに基づいて、不適切なアプリをブロックしつつ、適切なアプリを許可できる
スクリーンタイム	・ 子ども一人ひとりのスケジュール、成熟度、ニーズに合わせてスクリーンタイムの制限をカスタマイズ可能 ・ スケジュール機能や即時ブロック機能を提供
スマートウェブフィルター	・ 子供がどのウェブサイトにアクセスできるかをドメイン単位で自分で決められる機能
アダルトコンテンツブロック	・ シンプルな設定で、成人向けウェブサイトをブロックする機能
アプリの削除防止	・ 子供が本アプリを勝手に削除することを防止する機能
アプリ内の課金ブロック	・ アプリ内の課金を防止する機能
Siriの制限	・ SiriによるアダルトコンテンツへのアクセスやSiriそのものの利用を制限する機能
AirDropの利用制限	・ AirDropの利用を制限する機能

出所：OurPact ウェブページ

Qustodio（西Qustodio社） | 企業概要

- Qustodioは家庭向けペアレンタルコントロールを提供しているベンチャー企業であり、同アプリはヨーロッパ・オーストラリアなどで広く活用されている。
- SMS/SNSなどのメッセージのモニタリング機能を有しており、懸念のあるトピックを検出した際は親へ通知が行われる。

【企業概要】

【フィルタリングサービスの基本情報】

設立年	企業規模
2012	- 従業員数：90名 - 売上：非公開

対象デバイス	契約者数	料金体系	サービスの特徴
iOS Android	利用家庭数：800万家庭～	- BASICプラン：55ドル/年 - Completeプラン：100ドル/年	基本的なペアレンタルコントロール機能に加え、メッセージアプリのモニタリング機能も提供

【フィルタリングサービス概要】

機能名	概要
ウェブフィルター	• 成人向けまたは繊細なコンテンツを含むウェブサイトブロックやセーフサーチを強制する機能を提供 • フィルタリングルールはカスタマイズ可能
ウェブ検索監視	• 子どもが検索した単語や回数を確認する機能
ゲームとアプリのブロック・制限	• 新しくゲームやアプリをインストールする際やインストール済みのアプリに対して、ブロックや利用時間制限を設定する機能
端末の時間制限	• デバイスのスクリーンタイム（画面の点灯時間）やアプリごとの使用時間を制限を設定する機能
インターネットの一時停止	• インターネット接続を即座に一時停止する機能
Youtubeのモニタリング	• YouTubeのウェブサイトやアプリの検索・視聴動画を確認する機能 • YouTubeの使用のブロックや時間制限、YouTubeのコメント欄の非表示化等も可能
メッセージのモニタリング	• 受信または送信されたプライベートなメッセージの送受信の相手・時間・内容を確認する機能（※Androidのみ対応） • ウェブサイトおよびWhatsApp、Instagram DM、Snapchat、TikTok、X(Twitter)、LINEなどに対応 • Reddit、Discord、BeRealなどの他のSNS・アプリについては利用時間のみモニタリング可能
AI搭載アラート	• ウェブサイトおよびWhatsApp、Instagram DM、Snapchat、TikTok、X(Twitter)、LINEなどで、いじめ、自傷行為、学校などの気になるトピックをAIが検出した場合に、メールやプッシュ通知が保護者へ届く機能（※Androidのみ対応）
位置情報トラッキング	• 子どもの端末の位置情報を監視する機能
パニックボタン	• 信頼できる連絡先全員にメールまたはSMSでSOSメッセージと、子どもの位置情報を送付する機能

出所：Qustodio ウェブページ

ScreenCoach（豪ScreenCoach社） | 企業概要

- ScreenCoachはスクリーンタイムの管理を主機能とするペアレンタルコントロールアプリを提供するスタートアップ企業。
- 同アプリでは子供が特定のタスクを遂行した際にスクリーンタイムや仮想通貨による報酬を与える機能を提供している。

【企業概要】

設立年	企業規模
2019	• 従業員数：非公開 • 売上：非公開

【フィルタリングサービスの基本情報】

対象デバイス	契約者数	料金体系	サービスの特徴
iOS Android	• 累計1万DL以上 • 有料会員数：200人以上	• 8ドル/月 • 40ドル/半年 • 60ドル/年	• スクリーンタイム管理に特化したアプリ • 家事などのタスク達成の報酬として、スクリーンタイムの延長やお小遣いと交換できる機能を有する

【フィルタリングサービス機能一覧】

機能名	概要
スクリーンタイムの制限	• 端末の利用制限時間を設定する機能 • Apple、Android、Windows各プラットフォームで動作し、一台のデバイスで利用時間制限に達した際には、他のプラットフォームのデバイスも利用不可となる
スクリーンタイムの延長	• 予め設定したTodo（家事や学校の課題、運動や読書等の健康的な習慣）を子どもがこなした際に、ご褒美としてスクリーンタイムの延長と交換可能な「トークン」やお小遣いと交換可能な「ジエム」を付与 • 未使用のスクリーンタイムトークンは翌日以降に引継ぎ可能
マネーマネジメント能力の育成	• 保護者はすべての入金や支出（サブスクリプション含む）をScreenCoach上で承認・管理可能 • ScreenCoach残高と紐づける形で、銀行口座から子どものデビットカードへの送金が可能 • 子どもに自分の支出履歴を確認させることで、お金がどこに使われているのかを理解させ、資金管理と生活スキルの向上を促進する

Xkeeper（韓8snippet社） | 企業概要

- 8snippetはペアレンタルコントロール製品「Xkeeper」を提供する韓国のスタートアップ企業。
- 同アプリの閲覧画面のリアルタイム監視機能では、子供の端末の画面のライブやスクショによる撮影を行うことができる。

【企業概要】

設立年	企業規模
2005	- 従業員数：非公開 - 売上：14.7億ウォン

【フィルタリングサービスの基本情報】

対象デバイス	利用者数	料金体系	サービスの特徴
Android	累計会員数54万以上	33,000ウォン/年	基本的なペアレンタルコントロール機能に加え、子どもの端末の閲覧画面をリアルタイムで監視する機能も提供

【フィルタリングサービス概要】

機能名	概要
端末利用時間制限	- 端末の1日の利用時間の上限を制限する機能 - 端末の特定の時間帯の利用を制限する機能
端末の利用状況監視	ウェブサイトへのアクセス履歴、アプリの使用時間を監視する機能
ウェブサイト・アプリのブロック機能	- 有害なウェブサイトへのアクセスを自動ブロックする機能 - 保護者が指定したウェブサイト・アプリ（Youtube、ゲーム、SNS等）へのアクセスをブロックする機能 - 有害と判断された検索語をブロックする機能（約200万件の有害コンテンツデータベースを基に有害な検索語を判断）
位置情報監視	- 現在位置情報を確認する機能 - 指定した場所への出入り時に保護者へ自動通知する機能
課金遮断	保護者が同意しなかったアプリ内有料決済を遮断する機能
閲覧画面のリアルタイム監視	端末の画面に現在表示されている画面を確認する機能（子どものプライバシー保護のため、画面は低画質で表示）
歩きスマホ警告	子どもの歩きながらのスマートフォン利用を検知すると、子どもに警告を送信する機能
ロストモード	子どもが携帯電話を紛失した際に、保護者側のアプリからロストモードに設置することで、端末をロックする機能
バッテリー残量チェック	一定時間ごとにバッテリー残量を確認し、保護者へ通知する機能

出所：Qustodio ウェブページ

コドマモ（Adora社） | 企業概要

- Adoraはペアレンタルコントロール製品「コドマモ」を提供する日本のスタートアップ企業。
- 同アプリではLINEのチャット解析を行い、ネガティブなトピックが検出された際に親に通知する機能を提供。

【企業概要】

設立年	企業規模
2023	• 従業員数：非公開 • 売上：非公開

【フィルタリングサービスの基本情報】

対象デバイス	利用者数	料金体系	サービスの特徴
iOS Android	• 累計アプリインストール数 19万以上	• 790円/月	• LINEのメッセージモニタリング機能を特徴とする ※Qustodio等と異なり、他のメッセージアプリに対応していない点は留意

【フィルタリングサービス概要】

機能名	概要
危険なLINEお知らせ	• LINE等のやりとりから、いじめ・誹謗中傷・個人情報流出などの危険な内容をAI検知して保護者へ通知
性的自撮りブロック	• わいせつの可能性がある画像撮影をAIで検知し、保護者へ通知・子ども側へ削除を促す
ともだち追加お知らせ	• 「これまで話したことのない相手」と会話が始まった際に通知
アプリ使いすぎストップ	• スマホの利用時間をアプリごとに管理できる機能
勝手な課金のブロック	• アプリ内課金ボタン操作時に制限画面を出して課金をブロックする旨の機能

ウイルスバスタークラウド（トレンドマイクロ社） | 企業概要

- ・トレンドマイクロはセキュリティソフトウェア「ウイルスバスター」を提供するセキュリティベンダーである。
- ・ウイルスバスタークラウドではセキュリティ機能に加え、青少年向けのペアレンタルコントロール機能も提供されている。

【企業概要】

設立年	企業規模
2023	・ 従業員数：6,869名 ・ 売上：2,726億円

【フィルタリングサービスの基本情報】

対象デバイス	利用者数	料金体系	サービスの特徴
iOS Android	・ Google PlayのDL数は1,000万以上 ※iOSのDL数は不明	・ 3,122円/年	・ ウイルスバスター内に青少年向けのペアレンタルコントロール機能が提供されている

【フィルタリングサービス概要】

機能名	概要
有害サイト規制 (ペアレンタルコントロール)	・ あらかじめ設定したカテゴリや個別サイトのブロックができる ・ iOSでは、LINE、Facebook などアプリ内のブラウザにおいても適用可能
アプリの利用制限 (ペアレンタルコントロール)	・ 使用を制限するアプリを設定し、インストールしているアプリの起動を制御することができる
不正Webサイトへのアクセスブロック	・ Webサイトの安全性を判定し、不正なWebサイトへのアクセスをブロック ・ Chrome や Safari をはじめ、LINE、Facebook などアプリ内のブラウザをもつアプリにおいても保護
Webサイト安全性チェック	・ Webサイトの安全性をSafariのアプリエクステンションまたは通知センターのウィジェットを使い手動で確認できる
QRコードスキャン	・ QRコードをスキャンしてそのWebサイトの安全性を判定
機械学習型スキャン	・ AI技術を活用し、不正なアプリなのかを判別
不正アプリのインストール前ブロック	・ Google Playや APK ファイルでアプリをインストールする前にスキャンをして、不正なアプリのインストールを未然に防ぐ
アプリの権限チェック	・ インストールされたアプリが、端末のどのような機能や情報にアクセスし、動作するかをチェック
SMS スキャン	・ メッセージの特徴や含まれるリンクを分析し、危険なメッセージを検出 ・ Android版では警告を表示、iOS版では「メッセージ」アプリで別フォルダに振り分けられる
イメージスキャン	・ URLを含むメッセージのスクリーンショットを取ることで、不正なリンクかどうか確認できる
カレンダースパム対策	・ カレンダーに不審なリンクが含まれていないかスキャンし、危険なイベントを削除
広告ブロック	・ Safariとセーフブラウザにおいて Web ページ内に表示される広告をブロック

出所：トレンドマイクロ ウェブページ

【調査項目2】フィルタリングソフトウェアに関する調査の総括

- ◆ 諸外国等におけるフィルタリングソフトウェアについて、以下の視点に基づき調査を実施した。
 - ① 各国の法令・ガイドラインにおいてフィルタリングソフトウェア関連事業者に課されている義務の内容
 - ② 各国における代表的なフィルタリングソフトウェアおよび各サービスの特徴（青少年保護機能、提供事業者、対象システム、価格体系）※調査対象国は、米国、EU、英国、フランス、韓国、オーストラリア、日本
- ◆ ①における整理・分析の結果は以下のとおりである。
 - 各国の法令・ガイドラインにおける義務の在り方については、日本、英国、韓国では通信キャリアに対して青少年向けフィルタリングサービスの提供が求められている。
 - 一方、フランスではOS事業者や端末機器メーカーに対してペアレンタルコントロール機能の実装を義務付ける制度が導入されている。
- ◆ ②における整理分析結果は以下のとおりである。
 - 青少年保護機能
 - ✓ 国内サービスにおいてはコンテンツ（動画・書籍・映画等）単位で詳細な制限を行うサービスは確認できなかった一方、海外サービスではコンテンツ種別で制御機能を備えるものが一定数存在する。
 - ✓ また、日本では一般的ではない特徴的な青少年保護機能として、保護者が子どもの端末画面をリアルタイムまたは履歴として確認できる機能が、米国や韓国のサービスにおいて確認された。
 - 提供事業者
 - ✓ 提供事業者は大きくOS事業者、通信キャリア、セキュリティベンダー、フィルタリングソフトウェア事業者に分類される。
 - ✓ 通信キャリアやフィルタリングソフトウェア事業者は諸外国においても日本と同様にサービスが展開されている。フィルタリングソフトウェア事業者は日本で提供されていない機能も一部あるものの、通信キャリアにおいては機能面での明確な差は見受けられなかった。
 - ✓ またOS事業者は海外（米国・韓国）に集中しており、セキュリティベンダーはグローバル事業者がアプリの提供を行っている。
 - 対応システム
 - ✓ 多くのサービスがiOSおよびAndroidの双方に対応している一方、韓国内のサービスではAndroidのみを対象とするものが比較的多い傾向がみられた（韓国市場におけるAndroid端末のシェアの高さが影響している可能性がある）。
 - 価格体系
 - ✓ 各国共通で主要な有料フィルタリングアプリはサブスクリプション型の料金体系が主流であり、買い切り型のサービスは確認されなかった。
 - ✓ OS事業者は共通して無料で提供。
 - ✓ 通信キャリアは日本・韓国においては無料でのサービス提供が確認されたものの、その他の諸外国では有料で提供されている。
- ◆ 提供事業者、対応システム、価格体系については、国別で大きな差は確認されなかった。一方で、青少年保護機能については、日本のサービスでは見られない機能がいくつか確認された。特に、子どもの端末利用状況の監視や閲覧画面の確認といった機能については、各国におけるプライバシー保護に関する制度や考え方の違いが影響している可能性がある。
- ◆ 以上を踏まえると、フィルタリングソフトウェアの高度化に向けては、単にアクセス制御機能を強化するだけでなく、保護者が子どもの端末利用状況を把握できる仕組みの在り方についても検討する必要がある。日本においても、コドモや楽天モバイルの取組のように、メッセージモニタ機能等のプライバシー領域に踏み込んだ機能の検討が進められている。こうした動向も踏まえ、プライバシー保護との関係を整理した上で、保護者が子どもの端末利用状況を適切に把握できる機能の提供を可能とする制度設計やガイドラインの整備が重要であると考えられる。

4.コンテンツ審査に関する調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

【調査項目3】コンテンツ審査

調査手法概観	日本、米国、EU、英国、フランス、韓国、オーストラリアにおける、映画、ゲーム、Webその他コンテンツの審査や認定を行う機関についてリストアップし、文献調査を実施する。
実施のポイント	国を横断した業界団体の動きや審査機関等の動きを整理しつつ、各国の審査機関について効率よく調査・取りまとめを実施する。
調査対象	・ 映画：各国1機関、ただしEU加盟国は独立 ・ ゲーム：各国1機関、ただし国を横断した業界団体による取組についても記載 ・ Web：特定の審査機関が存在しないため、各国の状況に合わせて関連する取り組みについて整理を行う 上記具体的な調査対象案は次スライドに記載
調査方法	・ 各調査対象のレーティングの基準、認定の活用状況、機関の運営状況、資金構造及び設置運営に掛かる法令上の根拠を整理する。 ・ Webについては、特定の審査機関が存在しないため、過去の審査機関の取組等の調査を行う。
調査項目	各対象国の調査機関（映画、ゲーム、Webその他を各国1つ程度）ごとに以下の調査項目を設定 1. 各機関のレーティングの基準 2. 認定の活用状況 3. 機関の運営状況 -資金構造 -設置運営に掛かる法令上の根拠
アウトプット 〔とりまとめ方法〕	・ 各調査機関の調査項目についての集計結果

【調査項目3】コンテンツ審査：調査対象

国名	映画	ゲーム	Web
日本	映画倫理機構（映倫） …映画界により自主的に設立された民営の第三者機関。	コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO） …NPO法人。ゲームソフトの内容を審査する。	インターネットコンテンツ審査監視機構（I-ROI）、 モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA） …PCWebサイト、携帯サイトの認定を過去に実施。
米国	Motion Picture Association（MPA）内の Classification & Rating Administration（CARA） …民間の業界団体。1968年に導入された基準を管理している。	Entertainment Software Rating Board（ESRB） …米国、メキシコ、カナダを対象とする業界団体。 International Age Rating Coalition（IARC）に加盟している。	Association of Sites Advocating Child Protection（ASACP） …成人向けサイトのラベリングを実施 Platform for Internet Content Selection（PICS） …Webサイトへのラベリングを過去に実施
EU	審査機関は存在しないが、欧州委員会の Audiovisual Media Services Directive（AVMSD；視聴覚メディアサービス指令） で加盟国に、指令に沿った国内法整備義務を課している。	Pan European Game Information（PEGI） …民間非営利団体。欧州共通の年齢区分制度を運営している。	Internet Content Rating Association（ICRA） …Webサイトへのラベリングを過去に実施
英国	British Board of Film Classification（BBFC）内Film Classification Division …政府から法的指定を受けて運用する民間独立機関。	Games Rating Authority（GRA） …PEGIレーティングの窓口としてゲーム審査をしている。（PEGIはオランダと英国の2拠点で審査）	該当なし
フランス	Centre national du cinéma et de l'image animée（CNC）内Commission de classification des œuvres cinématographiques …政府機関。映画の年齢区分を決定している。	フランス独自の審査機関は存在しない Syndicat des Éditeurs de Logiciels de Loisirs（SELL）…PEGIレーティングの普及啓発を担当。DGCCRF（競争・消費・不正行為抑止総局）は消費者保護の立場での監督。	Forum des droits sur l'Internet（FDI） …携帯サイトの分類スキームを過去に開発
韓国	Korea Media Rating Board（KMRB；映像物等級委員会） …政府機関。映画の等級を審査する。	Game Rating and Administration Committee（GRAC；ゲーム物管理委員会） …政府機関。ゲーム内容を審査する。	Korea Communications Standards Commission（KCSC） …Webコンテンツのレーティング制度を運営する政府機関
オーストラリア	Australian Classification Board（ACB） …政府機関。映画・ゲームの分類を行う。	Australian Classification Board（ACB） …政府機関。映画・ゲームの分類を行う。	該当なし

4.コンテンツ審査に関する調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

米国のコンテンツ審査に関する調査結果

【調査項目3】米国 | 映画 ◇CARA 団体概要

分類		概要
団体概要	正式名称/運営	Classification and Rating Administration/民営
	設立年月日	1968年11月
	設立の経緯	1922年にMPA（Motion Pictures Association）が米国の動画製作者・配給業者の中核的なロビー団体及び業界団体として設立。 1930年には道徳的検閲ガイドラインとしてMotion Picture Production Code（ヘイズコード）が制定され、制作前の厳格な内容コントロールが課されていたが、1952年に最高裁判所の判決により映画の表現が憲法で保護されることが確認された。 1966年にMPAA（旧MPA）の会長がヘイズコードに代わる新しい業界自主規制の構想・開発を始め、1968年にMPAAとNational Association of Theatre Owners（NATO）が共同でCARAを設置し、レーティングシステムが開始された。
	運営状況	親組織として業界団体であるMPAが位置し、その下にCARAがMPAの一部門として設置されている。 CARAの中にはレーティング審査を行うRating Board、レーティングの判定に対する上訴に対応するAppeals Boardが設置されており、Rating Boardには上級審査員であるSenior Ratersと通常審査員であるRegular Ratersが、Appeals Boardには映画製作企業や映画館企業、業界専門家が配置される。 Rating Boardの審査員については、保護者であることや業界との利益関係を一切持たないことが定められているほか、通常審査員については子供の年齢による制限や任期が定められている。
	設置運営に掛かる法令上の根拠	映画業界が自主的に設立した審査機関であり、設置運営に掛かる法令上の根拠は存在しない。
	資金構造	審査に際して徴収するレーティング申請手数料のみによって運営されている。

【調査項目3】米国 | 映画 ◇CARA 審査対象とレーティング結果の取り扱い

分類		概要
審査対象	対象とするコンテンツ	米国での上映を目的として製作または配給される全ての映画（作品の時間の長さを問わない）が対象である。 MPA加盟企業はレーティング審査のため、CARAに作品を必ず提出する必要がある。 MPA加盟企業でない場合は、CARAへの作品提出は任意であり、レーティング審査結果を受け入れないことも可能である。
	年間の審査件数	非公開
レーティング結果の 取り扱い	宣伝における取り扱い	広告管理規則に基づき、レーティング審査が行われた、または行われる予定の作品の全ての広告はCARAに提出され、承認を受ける必要がある。 広告においては、レーティングの表示が義務付けられているほか、映画館における広告上映について、R等級およびNC-17等級の作品はG、PG、PG-13等級の映画上映では非承認とされるなど、不適切な年齢の観客の作品閲覧を避けるよう対策がなされている。
	映画館での取り扱い	CARAのレーティングは自主規制であり、映画館の上映において作品へのレーティング評価は必須要件ではない。 ただし、NATOに加盟する映画館については、NATOへの加盟条件としてCARA等級規制への遵守が要求されており、R等級およびNC-17等級映画の視聴時のID強制チェックによる年齢確認が義務化されている。
	二次市場（ブルーレイ、DVD、配信、テレビ放映等）における取り扱い	DVD/ブルーレイにおけるパッケージへのレーティング表示、ストリーミング/VODにおけるタイトルページへのレーティング表示が必要要件として要求される。 また、ストリーミング配信における映画作品（Netflix等）におけるレーティング審査は任意であるものの、NetflixやAmazon、DisneyはMPAに加盟しており、特にNetflixはCARAのレーティング評価を積極的に受けている。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目3】米国 | 映画 ◇CARA レーティング基準〔1/7〕

- CARAは映画をG、PG、PG-13、R、R18+の5つに分類。
- 言語、暴力、性表現、ヌード、薬物、喫煙、恐怖表現、行動、自殺について各レーティングへの分類基準が詳細に制定・公開されている。
- テーマについてはテーマ・題材のみでのPG-13以上の分類は行われていない。

具体的基準	レーティング分類				
	G：全年齢対象	PG：子供向けでない要素が含まれる	PG-13：13歳未満の子供に不適切な要素が含まれる	R：17歳未満の子供は保護者または成人後見人の同伴が必要	NC-17：17歳以下は閲覧を許可されない
テーマ	• 悲劇、死、病気、離婚、いじめ、思春期の問題、生殖に関する問題等の親が懸念する可能性のあるテーマを含むことがある • テーマや題材のみでPG-13以上の評価を受けることはなく、テーマの描写によって分類が決定される				
言語	• 礼儀正しい会話の範囲を超える表現が含まれる場合があるが、日常的に使われる一般的な表現である	• まれに「クソ」「ケツ」「ちくしょう」（またはその類義語）などの不快な言葉が含まれる場合がある • 言語表現は主に、蔑称、失礼な表現、あるいはより卑猥な言葉を婉曲に伝えるための表現といった性質のものが多い	• 不適切な言語表現が頻繁に用いられる可能性がある • b*tch、*ssh*le等のより強い表現を含む場合がある • f-wordが1回使用される可能性があり、稀ではあるがさらに1～2回使用される可能性がある • 男性または女性の身体部位に対する失礼な言及が含まれる場合がある • 人種差別的・民族差別的・同性愛者差別的その他攻撃的な蔑称を含む可能性がある	• より卑猥または過激な罵倒語や差別的表現を含む • 差別的表現の積み重ねは、使用される文脈によってはR指定に相当する可能性がある • 性的文脈で使用される罵倒語も含む場合がある（「性的表現」などとして別途分類されない場合）	• 言及なし

出所：CARAウェブサイトを基に総務省作成

【調査項目3】米国 | 映画 ◇CARA レーティング基準〔2/7〕

具体的基準	レーティング分類				
	G：全年齢対象	PG：子供向けでない要素が含まれる	PG-13：13歳未満の子供に不適切な要素が含まれる	R：17歳未満の子供は保護者または成人後見人の同伴が必要	NC-17：17歳以下は閲覧を許可されない
暴力・血	- 一般的に、暴力は含まれていない - 暴力がある場合でも、たいていはコメディ的あるいは非常に穏やかな表現で描かれ、キャラクターに害を及ぼすことはない	- 一般的に、暴力は軽度な性質である - 押し合いや殴り合い、乱闘が含まれることがある - 暴力は漫画的、コメディ的、ファンタジー的である - 武器を使う場合、通常は非現実的なものである - 銃が登場しても使用頻度は低く、一般的にキャラクターへの弾丸の命中シーンは画面に映らない - 持続的な損傷の詳細描写（例：流血、目に見える傷、画面上での死亡）は描かれない	- 暴力描写にはある程度のリアリズムが感じられる場合や、暴力シーンが頻繁に登場する場合もあるが、暴力描写がリアルでありながら広範に及んだり過激になることはない - 多少の流血描写を含む場合があるが、詳細な描写はほとんどない - より強い暴力シーンが含まれることもあるが、そのようなシーンは稀である	- 暴力描写はPG-13よりも現実的で、通常、負傷の詳細がより明確または鮮明に描かれる - 暴力描写は生々しい性質を持つ場合がある - 血液や内臓描写、拷問、四肢切断、斬首などの描写が様々な程度で含まれる可能性がある - 負傷は通常、銃弾による傷、刺し傷、刃物による切り傷など、明確に描写される - その性質上、強烈な描写となる場合がある	- 暴力描写は非常にリアルで、特に生々しく残忍な表現となる場合があり、暴力のリアリズムや生々しさを強調する細部に焦点を当てている - 拷問、切断、その他の身体的損傷を含む、長時間にわたる詳細な暴力描写が含まれることがあり、想像の余地をほとんど残さない

【調査項目3】米国 | 映画 ◇CARA レーティング基準〔3/7〕

具体的基準	レーティング分類				
	G：全年齢対象	PG：子供向けでない要素が含まれる	PG-13：13歳未満の子供に不適切な要素が含まれる	R：17歳未満の子供は保護者または成人後見人の同伴が必要	NC-17：17歳以下は閲覧を許可されない
性表現	性的な内容・行為・状況を含まない	- 一般的に、性的暗示を超える性的内容・行為・状況を含まない - ほのめかしやダブルミーニング、いちやつき、キス、シーツの下で一緒に寝ているカップルが短時間映るなど、軽度の性的暗示を含む表現や素材が含まれる場合がある - 性的関連ヌードは一切含まれない	- 性的描写や性的な内容を含む場合があるが、具体的な詳細を欠いた控えめな表現に留まる - 性的行為の描写は短時間または稀であり、露骨な描写はなく、ヌードも含まれない - 性的言及には、一般的に性行為や状況をほのめかす会話が含まれる - ほのめかし、俗語、または性行為への直接的な言及が含まれる場合があるが、露骨に下品、生々しい、冒瀆的ではない - 性的な意味でのf-wordの使用はなく、その他のより過激な性的な派生語も使用されない - 性的素材には、性行為に関連する短い背景音、性具の短い映像、性的なジェスチャー等が含まれる場合があるが、いずれも露骨に詳細で生々しい描写やヌードは含まれない - 性的素材には性的言及も含まれる場合がある	- 性的描写、性的言及、性的素材、またはより成人向けの性的コンテンツを含む場合がある - 性的言及は直接的、下品、卑猥、露骨、または明示的であることがある - PG-13よりも頻繁あるいは詳細な性的描写が含まれることがある - 性描写または性的コンテンツには、ある程度現実的または露骨な方法で描かれた性行為が含まれる場合がある - ヌード（露骨なヌードを含む）が含まれる場合がある	- 特にリアルで露骨、あるいは露骨な性質を持つと感じられるあらゆる性的行為を表示する - 広範な性的コンテンツを含む場合もある

出所：CARAウェブサイトを基に総務省作成

【調査項目3】米国 | 映画 ◇CARA レーティング基準〔4/7〕

具体的基準	レーティング分類				
	G：全年齢対象	PG：子供向けでない要素が含まれる	PG-13：13歳未満の子供に不適切な要素が含まれる	R：17歳未満の子供は保護者または成人後見人の同伴が必要	NC-17：17歳以下は閲覧を許可されない
ヌード	・ヌードは含まれない	・一般的に、ヌード表現は短時間であり、性的行為と関連付けられることはない ・ヌードは通常、露出した臀部に限定され、漫画やアニメの臀部として描かれることが多く、美術館などで展示される古典美術作品を含む場合がある ・授乳中の母親の姿や、文化的生活に内在するヌードを短時間描写する教育・ドキュメンタリー番組の形式をとることもある ・完全な正面ヌードや露骨なヌード描写は含まれない	・ヌード表現は短時間または稀であり、裸の背中や乳房が含まれる場合がある ・一般的に、ヌード表現は性的性質を持つことはない ・彫刻、絵画、写真、素描などのヌード芸術作品が含まれる場合があるが、性的または露骨な性質を持つことはない ・正面からの完全なヌード表現が描かれることは極めて稀である	・性的性質を持たない場合、ヌード描写には乳房の露出が短時間である場合や、正面からの全裸描写（男性または女性）が短時間である場合も含まれる ・性的性質を持つ場合、ヌード描写には臀部の露出、乳房の露出、または正面からの全裸描写（男性または女性）が短時間である場合も含まれる ・一般的に、性的内容・行為・状況に関連するヌード描写は、少なくともR指定となる	・非常に露骨または露わな性質のヌード表現が含まれる ・性器を高度な詳細度、写実性をもって描写するものが含まれる ・勃起状態の男性性器を含む ・露骨または露わな性的内容、行為、状況に関連するヌード表現も含む場合がある ・特に性的な性質を持つ正面からの全裸描写（男性または女性）が頻繁に描かれる場合、NC-17指定となる可能性がある

【調査項目3】米国 | 映画 ◇CARA レーティング基準〔5/7〕

具体的基準	レーティング分類				
	G：全年齢対象	PG：子供向けでない要素が含まれる	PG-13：13歳未満の子供に不適切な要素が含まれる	R：17歳未満の子供は保護者または成人後見人の同伴が必要	NC-17：17歳以下は閲覧を許可されない
薬物	薬物使用、薬物への言及、薬物関連素材、薬物関連コンテンツを含まない	- 薬物使用は含まれない - 軽度または短時間の薬物への言及を含む場合がある	- 薬物に関する言及、薬物関連素材、薬物使用、または薬物コンテンツを含む場合がある - 薬物使用は通常、稀なマリファナ使用や処方薬の誤用に限られる - 薬物使用は通常、成人に限定されるが、十代の薬物使用が短時間描かれる場合がある - コカイン、ヘロイン、クラック、メタンフェタミン、LSDその他の幻覚剤、エクスタシーなどのハードドラッグの使用が描写されることは稀だが、そのような薬物の使用が暗示される場合がある - 薬物使用の影響は基本は明示的に描かれないが、もし描かれる場合で、薬物が美化されたり楽しそうに見せられることはない - 薬物乱用を含む場合もあるが、その描写はテーマ性に基づいている	- 薬物に関する言及、薬物素材、薬物使用、または薬物コンテンツを含む場合がある - 薬物使用または薬物コンテンツには、成人または十代の若者の頻繁または長時間にわたるマリファナ使用シーンが含まれる場合がある - コカイン、ヘロイン、クラック、メタンフェタミン、LSDその他の幻覚剤、エクスタシーなどの違法薬物の使用、または処方箋薬の処方箋外使用を含む場合がある - 使用や後遺症の描写は生々しい場合がある（例：薬物の調合、注射、吸引の様子や、陶酔状態に陥る様子等） - 薬物乱用の描写も含まれる可能性があり、その描写は生々しい性質を持つ場合がある	一般的に、非常にリアルで、生々しく、露骨で、広範な薬物使用を含む

出所：CARAウェブサイトを基に総務省作成

【調査項目3】米国 | 映画 ◇CARA レーティング基準〔6/7〕

具体的基準	レーティング分類				
	G：全年齢対象	PG：子供向けでない要素が含まれる	PG-13：13歳未満の子供に不適切な要素が含まれる	R：17歳未満の子供は保護者または成人後見人の同伴が必要	NC-17：17歳以下は閲覧を許可されない
アルコール・喫煙	一般的に、喫煙やタバコに関連する描写は存在しない	- 一般的に、喫煙描写は短時間または頻度が低く、通常は背景として扱われ、美化されず、未成年者を巻き込まず、登場人物の主要な焦点とはならない - 歴史的に正確な喫煙描写や喫煙の悪影響の描写については一定の許容が認められる場合がある	- 一般的に、喫煙は単発のシーン以上に描かれ、魅力的やクールに描かれたり、長く描写されたり、特定のシーンやキャラクターの焦点となる - 法的に喫煙が許可されていない年齢のキャラクターによる喫煙描写が含まれる場合がある	一般的に、法的に喫煙が許可されていない年齢のキャラクターによる喫煙描写が非常に頻繁に行われている表現を含む	言及なし
ギャンブル	言及なし	言及なし	言及なし	言及なし	言及なし
恐怖表現	言及なし	言及なし	- 一般的に、極度の恐怖や不安を引き起こす可能性のある内容を含む - 深刻かつ差し迫った危険（通常は人間や他の存在によるもの）、逃れられない追跡や狩猟の感覚、心臓が止まりそうな瞬間や突然の驚かせ、不快または特に恐ろしい映像などが含まれる場合がある - 映画全体を通して、脅威、恐怖、不安、あるいは恐怖感といった雰囲気が漂っていることが多い		言及なし

【調査項目3】米国 | 映画 ◇CARA レーティング基準〔7/7〕

具体的基準	レーティング分類				
	G：全年齢対象	PG：子供向けでない要素が含まれる	PG-13：13歳未満の子供に不適切な要素が含まれる	R：17歳未満の子供は保護者または成人後見人の同伴が必要	NC-17：17歳以下は閲覧を許可されない
その他（行動）	- 行動は通常、不安を引き起こさない - 危険がある場合でも、事態は迅速に解決され、何事もなく終わる	- 行動は比較的穏やかな部類に入るが、それでも概して興奮や不安を誘発する - 親が子供に真似してほしくないような、ある程度の悪戯や危険・無謀な行動が含まれる場合がある	行動は本質的に激しく、興奮や不安、懸念といった感情が高まる	言及なし	言及なし
その他（自殺）	言及なし	- 自殺の短い言及または議論があるが、映像描写はない - 通常、詳細には触れられず、映画の焦点ではない - 概ね「テーマ的要素/素材/内容」のカテゴリーに分類される	- 自殺未遂の描写、または自殺が強く暗示される場合がある - その際、音や非グラフィックな死後の映像が伴うことがある	- 自殺行為の映像が含まれる場合がある - また自殺が強く暗示され、その際に詳細な、またはグラフィックな死後の映像が示される場合もある - 自殺未遂のより詳細な映像が含まれる場合もある	言及なし

【調査項目3】米国 | ゲーム ◇ ESRB 団体概要

分類		概要
団体概要	正式名称/運営	Entertainment Software Rating Board/民営
	設立年月日	1994年
	設立の経緯	ESRB設立以前、ビデオゲームにはレーティング制度が設けられておらず、コンテンツの規制は一部企業が設けた自社ガイドラインに従って独自に行われていた。 1992年、上院でビデオゲームの暴力的な内容に疑問を呈する公聴会が開始され、ゲーム業界各社がレーティング組織を独自に設けて審査を行い始めたものの、十分な分類基準とみなされず、ビデオゲーム業界に政府介入が行われる脅威にさらされた。 これを受け、複数のビデオゲーム出版社が、満足のいくレーティング組織を設立するため、業界団体としてInteractive Digital Software Association（現ESA）を設立し、1994年に中立的なレーティング組織としてESRBが設立され、議会に提出された。
	運営状況	親組織として業界団体であるEntertainment Software Association（ESA）が位置し、その一部門としてESRBが設置・運営されている。 ESRB内には、レーティングを行う部門と、広告ガイドラインの実施、管理、施行を行うAdvertising Review Council（ARC）、小売店舗における自発的な規則遵守を推進するESRB Retail Council（ERC）が存在する。 レーティングを行う評価者については、業界関係者やメディアなど外部からの影響を受けるリスクを排除するため、評価者の身元は機密とされるほか、ビデオゲーム業界の個人・団体と関係やつながりを持つことが禁止されている。
	設置運営に掛かる法令上の根拠	ゲーム業界が自主的に設立した審査機関であり、設置運営に掛かる法令上の根拠は存在しない。
	資金構造	非公開

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目3】米国 | ゲーム ◇ ESRB 審査対象とレーティング結果の取り扱い

分類		概要
審査対象	対象とするコンテンツ	- 小売店で販売されるゲーム ➢ 3人以上の評価者によって審査され、レーティング分類やコンテンツディスクリプターアイコン、インタラクティブ要素が割り当てられる - デジタルゲーム ➢ International Age Rating Coalition（IARC）が開発したプロセスにより評価される - ダウンロードコンテンツ（DLC） ➢ 基本的にはゲーム本編に割り当てられた評価がDLCにも適用されるが、DLCがゲーム本編に割り当てられた評価を超える場合には審査に提出する義務が存在し、異なる評価が割り当てられることがある - 広告 ➢ ARCが施行しているマーケティングガイドラインに基づき、パッケージや広告の審査・承認が行われる
	年間の審査件数	2024年：計4,861本（うち、E評価が49%、E10+評価が16%、T評価が23%、M評価が12%）
レーティング結果の取り扱い	宣伝における取り扱い	パブリッシャーはARCのガイドラインに従う契約上の義務があり、遵守しない場合には罰金や是正措置を含む執行措置の対象となるため、多くのパブリッシャーはパッケージや広告を事前にARCに提出し、一般公開前に承認を得ている。そのうえで、全ての広告に対してレーティング評価の掲載を求められるほか、ティーン向け以上のゲームに対しては適切なターゲット広告の掲出が求められている。
	販売における取り扱い	ゲームパッケージ上にレーティング情報を明確かつ目立つ形で掲示するよう求められる。多くの大手小売業者は、取り扱っているビデオゲームにESRB評価を表示することを義務付ける独自の店舗ポリシーを確立しており、MおよびAO指定のゲームの販売・レンタルに際しては年齢確認も行っている。また、AmazonがERCに参画していることから、一部のEC販売事業者においても、MおよびAO指定のゲームの未成年への販売を行わないよう対策が行われているものと推測される。
	二次市場（中古ゲーム、フリマアプリ等）における取り扱い	二次市場における取り扱いについては規制なし。

【調査項目3】米国 | ゲーム ◇ ESRB レーティング基準〔1/2〕

- ESRBのレーティングは、テーマ、言語、暴力・血、性表現、ギャンブル等に関する表現の程度に基づいてE、E10+、T、M、AOの5分類に分類される。
- また、CERO同様コンテンツディスクリプタが設けられており、言語、暴力・血、性表現、ヌード、薬物、アルコール・喫煙、ギャンブルに関する表現が含まれる場合には、事前にパッケージ上で確認できる仕様となっている。

具体的 基準	レーティング分類					コンテンツディスクリプタ
	E：全年齢層向け	E10+：10歳以上 向け	T：13歳以上向け	M：17歳以上向け	AO：18歳以上向 け	
テーマ	言及なし	最小限の示唆的なテーマを含む場合がある	示唆的なテーマを含む場合がある	言及なし	言及なし	コンテンツディスクリプタにおいて言及なし
言語	軽度な罵倒表現を稀に含む	軽度な罵倒表現を含む場合がある	- 強い罵倒表現を稀に含む - 下品なユーモアを含む場合がある	強い罵倒表現を含む場合がある	言及なし	- 罵倒表現について、「（軽度な）言葉遣い」、「強い言葉遣い」、「音楽における（軽度の）言葉遣い」、「音楽における強い言葉遣い」について分類 - ユーモア表現について、「悪戯的な言葉遣い」、「下品なユーモア」、「成人向けユーモア」について分類
暴力・血	漫画的、ファンタジー的な軽度の暴力描写を稀に含む	漫画的、ファンタジー的な軽度の暴力描写を含む場合がある	暴力、最小限の流血を含む場合がある	- 激しい暴力、血みどろな表現を含む場合がある - グロテスクな内容を含む場合がある	激しい暴力シーンを含む場合がある	- 血の描写について、「アニメ的な血の描写」、「血の描写」、「血の描写や身体の一部切断」について分類 - 暴力描写について、「非現実的な暴力」、「暴力」、「激しい暴力」、「暴力行為への言及」について分類

【調査項目3】米国 | ゲーム ◇ ESRB レーティング基準〔2/2〕

具体的 基準	レーティング分類					コンテンツディスクリプタ
	E : 全年齢層向け	E10+ : 10歳以上 向け	T : 13歳以上向け	M : 17歳以上向け	AO : 18歳以上向 け	
性表現	・ 言及なし	・ 言及なし	・ 言及なし	・ 性的な内容を含む場合がある	・ 露骨な性的内容を含む場合がある	・ 「性的テーマ」、「示唆的表現」、「（間接的な）性的表現」、「強い性的表現」、「性的暴力」について分類
ヌード	・ レーティング分類については言及なし					・ 「部分的なヌード表現」と「（露骨または長時間の）ヌード表現」について分類
薬物	・ レーティング分類については言及なし					・ 「違法薬物への言及」と「違法薬物の使用」について分類
アルコール・喫煙	・ レーティング分類については言及なし					・ 「アルコール飲料に関する言及」、「アルコール摂取」、「たばこ製品に関する言及」、「たばこの使用」について分類
ギャンブル	・ 言及なし	・ 言及なし	・ 模擬的なギャンブルを含む場合がある	・ 言及なし	・ 実物通貨を使ったギャンブルを含む場合がある	・ 「ギャンブルのテーマ」、「模擬的なギャンブル」、「現実のギャンブル」について分類
恐怖表現	・ レーティング分類、コンテンツディスクリプタにおいて言及なし					
その他	・ レーティング分類、コンテンツディスクリプタにおいて言及なし					

【調査項目3】米国 | Webコンテンツ 取り組み概要

- ASACPは成人向けウェブサイトへのラベル表示を行う団体であり、大手アダルトサイトでも導入が見られるなど一定の成果が確認できるWebコンテンツのラベリング機関である。
 - ただし、企業の自発的対応に依存するため、その効果は定かでない。
- PICSは、World Wide Web Consortiumがフィルタリングのために開発したウェブサイトへのラベリング技術であるが、2009年以降、同様の技術の開発が滞っており、ラベリングへの取り組みは現状行っていないと推測される。

大項目	該当調査対象	概要
代表的な団体と取組	Association of Sites Advocating Child Protection (ASACP)	2006年、米国議会からの成人向けサイトへのラベル表示の義務付けの要求に対応し、成人向けウェブサイトラベル（RTAラベル）を開発した - 現在もPornhub等の大手アダルトサイトで利用されているが、ラベル表示については各社の自発的対応に依存するため、具体的な導入率は定かでない
	Platform for Internet Content Selection (PICS)	- PICSは1996年にWorld Wide Web Consortiumにより公開された、フィルタリング実現のためのウェブサイトへのラベリング技術である - PICSおよびその後継であるPOWDERにおいて、ウェブサイトへのラベリングが推奨されていたものの、2009年11月を境に関連活動が途絶えており、実質的な廃止状況にあると推測される

【調査項目3】米国 | Webコンテンツ ◇ASACP 団体概要

- ASACPは、1996年にインターネット上における児童ポルノ・児童搾取への対策を目的として設立された非営利団体である。
- 児童搾取に関するホットラインの提供や、成人向けウェブサイトラベル（RTAラベル）の発行を行っている。
- 成人向けメディア、決済処理サービス企業、成人向け製品メーカー、成人向けライブプラットフォームなど成人サービス企業を中心に幅広い事業者がスポンサーとなって資金提供を行っている。

【調査項目3】米国 | Webコンテンツ ◇ASACP RTAラベル

- RTAラベルは、成人向けウェブサイトであることを示すラベルで、政府の警告に対応した業界自主的な取り組みにより作成された。
- 多くのフィルタリングソフトウェアやサービスは、RTAラベリングが行われたウェブサイトを認識することができ、自動的にコンテンツ表示を制限することができる。
- RTAラベルは無料で使用可能で、サイトに正しくラベリングできたかどうかを確認できるRTA認証サービスが有償（年間1～100ドル）で提供されている。
- 実際にPornhub等の大手アダルトサイトで活用されているが、あくまで自発的参加であるため、実装率は不明。

【調査項目3】米国 | Webコンテンツ ◇PICS 取組概要

- World Wide Web Consortiumは1996年からフィルタリングを実現するための技術であるPICSを公開し、サイトへのラベリングを推奨していた。
- しかしながら、PICSは廃止され、後継として開発が進められていたPOWDERも2009年11月以降WGの開催が行われておらず、実質的に廃止状態に近いと推測される。
 - 詳細な廃止理由については公表されていない。

EUのコンテンツ審査に関する調査結果

【調査項目3】EU | 映画 AVMSD 概要

分類		概要
指令の概要	正式名称	Audiovisual Media Services Directive（視聴覚メディアサービス指令）
	制定年月日	2007年12月11日
	制定経緯	1989年、衛星・CATVの国境を越えた放送の増加に対応し、管轄権や未成年者保護等の問題を対象とした指令「Television without Frontiers Directive（TWFD）」が採択される。その後、1997年の改正を挟み、2007年にオンデマンド配信に対応するため、AVMSDへと発展した。
	改正の実施	2018年11月、YouTubeをはじめとした動画共有プラットフォームの社会的影響力を踏まえ、AVMSDの規制対象に動画共有プラットフォームが含まれるよう改正し、プラットフォームに対して未成年者の有害なコンテンツからの保護等を命じる。 また、2025年11月には、現状のAVMSDが目的達成に対して依然有効であるかを確認するため、意見収集を行い、2026年にAVMSDの評価を行う予定。
	AVMSDの目的	AVMSDは最低調和法に分類され、個別作品の審査は行わず、加盟国に対して最低基準を設定し、国内法に転置させるための規制である。 AVMSDは以下の点を目的としている。 ・ 技術発展の推進 ・ 公平な競争環境の維持 ・ 文化的多様性の保存 ・ 未成年者と消費者の保護 ・ メディアの多元主義の保護 ・ 人種的・宗教的憎悪への反発 ・ 各国のメディア規制当局の独立性の保障
	AVMSDの管轄分野	・ 一般原則 ・ 憎悪の扇動 ・ 障害者のためのアクセシビリティ ・ 管轄権の原則 ・ 主要なイベント ・ ヨーロッパ作品の普及と流通 ・ 商業的コミュニケーション ・ 未成年者の保護
規制対象		1. Linear Services：従来のテレビ放送 2. Non-Linear Services：オンデマンド放送（Netflix、Amazon Prime Video等） 3. Video Sharing Platforms：動画共有プラットフォーム（YouTube、TikTok、Snapchat等）

出所：AVMSDウェブページを基に総務省作成

【調査項目3】EU | ゲーム ◇ PEGI 団体概要

分類		概要
団体概要	正式名称/運営	Pan-European Game Information/民営
	設立年月日	2003年4月（PEGIレーティングシステムの開発日が2003年4月で、PEGIの法人の設立は2009年6月）
	設立の経緯	2003年以前、欧州各国がそれぞれ独自のレーティングシステムを運用していたがために、消費者の混乱や国境を越えたゲーム流通が一部妨げられていた。 そこで、ISFE（Interactive Software Federation of Europe、現Video Games Europe）が各国のレーティングシステムを単一のレーティングシステムに統一することを目的にPEGIを開発した。
	運営状況	PEGIの委員会は経営委員会、評議会、専門家組織、苦情委員会、法務委員会、執行委員会によって構成されており、評価の実務はオランダのNICAMとイギリスのGRAが担っている。 レーティングのプロセスは、まずゲームのパブリッシャーが自社製品の評価をアンケートに回答し、PEGIが自動的に暫定のレーティング評価を付与したのち、それを基に、NICAM（PEGI 3、PEGI 7）とGRA（PEGI 12、PEGI 16、PEGI 18）が最終審査を行い、コンテンツディスクリプタと共にパブリッシャーに対してレーティング評価を提供するというものである。 また、アプリ等のデジタルゲームについては、IARCを経由してPEGIレーティングが付与されている。 現在は約40か国で利用されており、Sony、Microsoft、任天堂といった主要コンソールメーカーや、欧州全域のゲームパブリッシャーに支持されている組織である。
	設置運営に掛かる法令上の根拠	ゲーム業界の自主規制システムであり、設置運営に掛かるEU法令上の根拠は存在しない。 ただし、イギリスやフランスなど、一部国家ではPEGIレーティングに基づいた販売規制やレーティング表示の義務化等を法律で制定されている。
	資金構造	審査に対して請求する料金で資金を賄っている。

【調査項目3】EU | ゲーム ◇ PEGI 審査対象とレーティング結果の取り扱い

分類		概要
審査対象	対象とするコンテンツ	コンソールゲーム、PCゲーム、モバイルゲーム、オンラインゲーム等の全てのゲームを対象としている。
	年間の審査件数	1,410本（2024年）
レーティング結果の 取り扱い	宣伝における取り扱い	PEGI行動規範により、全てのゲーム広告はレーティングの反映義務を負っている。また、PEGI 16/PEGI 18のゲームについては、対象外の年齢の子供をターゲットとした広告を行ってはならないことを定めている。
	販売における取り扱い	PEGI小売規範により、販売店に対して、PEGIの年齢推奨の義務化や、指定年齢未満の客に対してゲームを販売しない合理的努力が要求されているほか、PEGIレーティングシステムに関する説明の店舗内表示、不適切な年齢の客へのPEGIラベル付き製品の販売拒否記録の保持などが定められている。 また、イギリスやオランダでは、各国独自の法律により、PEGIレーティングに基づく不適切な年齢の客へのゲーム販売が明確に禁止されている。 コンソールプラットフォームにおいては、PlayStation StoreやXbox Store、Nintendo Eshop等が自主的にPEGIレーティングの表示義務化を行っている。
	二次市場（中古ゲーム、フリマアプリ等）における取り扱い	PEGIによる二次市場における取り扱いの規制はない。

【調査項目3】EU | ゲーム ◇ PEGI レーティング基準〔1/3〕

- PEGIはPEGI 3、PEGI 7、PEGI 12、PEGI 16、PEGI 18の5分類でゲームをレーティングしている。
- 多くの具体的項目について基準を策定しているほか、コンテンツディスクリプタも設けている。

具体的基準	レーティング分類					コンテンツディスクリプタ
	PEGI 3 : 3歳以上向け	PEGI 7 : 7歳以上向け	PEGI 12 : 12歳以上向け	PEGI 16 : 16歳以上向け	PEGI 18 : 18歳以上向け	
テーマ	• 言及なし					• 特になし
言語	• 言及なし	• 言及なし	• 穏やかな罵り言葉は存在するが、最も強い言葉ではない	• 激しい言葉遣いが使われることがあり、最も下品な性的な罵り言葉も含まれる	• 非常に強く粗野な言葉遣いが全体的にみられることがある	• ゲームに不快に感じる可能性がある言葉遣いが含まれている場合、コンテンツディスクリプタで表示
暴力・血	• 非常に軽度で非現実的な暴力が描かれることがある	• 非現実的な暴力が含まれる • 多くの場合、ファンタジーキャラクターを対象とする • 人間キャラクターに対する暴力は非現実的で詳細でなく、軽微あるいは示唆的なものとなる	• ファンタジーキャラクターに対するより詳細でリアルな暴力が含まれている場合がある • 人間キャラクターに対する適度な暴力は認められるが、血・ケガ・痛みの強調は禁止される	• 血やケガなど、よりリアルで持続的な人間に対する暴力描写が含まれる場合がある • 拷問・痛み・傷に焦点を当てたより強い暴力はファンタジーキャラクターに対してでない限り通常禁止される	• 拷問や人間キャラクターに対する激しい暴力も含まれることがある • 無防備または脆弱な人間、特に子供に対する暴力も含まれることがある • 性的暴力や性的脅迫も発生することがある	• 各レーティングにおける基準に従った暴力描写が含まれている場合、コンテンツディスクリプタで表示
性表現	• 言及なし	• 言及なし	• 性的なほのめかしが含まれる場合がある • 示唆的なポーズやダンスも許可される場合がある	• 性行為は性器が見えない場合であれば許可	• 性器の表現を伴う性的活動の強い描写が含まれる可能性がある	• 性的描写や性的行為などの性的素材が含まれている場合、コンテンツディスクリプタ〔SEX〕で表示

出所：PEGIウェブページを基に総務省作成

【調査項目3】EU | ゲーム ◇ PEGI レーティング基準〔2/3〕

具体的基準	レーティング分類					コンテンツディスクリプタ
	PEGI 3 : 3歳以上向け	PEGI 7 : 7歳以上向け	PEGI 12 : 12歳以上向け	PEGI 16 : 16歳以上向け	PEGI 18 : 18歳以上向け	
ヌード	授乳中など、完全に自然で批正的に描かれた場合にもヌードが含まれることがある	言及なし	性的なヌードは禁止される	性的なヌード描写が登場する場合がある	言及なし	性的文脈でのヌード描写が含まれている場合、コンテンツディスクリプタ〔SEX〕で表示
薬物	言及なし	言及なし	言及なし	違法薬物の使用が描かれることがある	違法薬物使用の美化・推奨が含まれる場合がある	違法薬物の使用や規制薬物の顕著な使用・美化・宣伝が含まれている場合、コンテンツディスクリプタで表示
アルコール・喫煙	言及なし	言及なし	言及なし	タバコやアルコールの顕著な仕様が描かれることがある	言及なし	特になし
ギャンブル	言及なし	言及なし	言及なし	言及なし	ギャンブルの指導や美化が含まれる場合がある	- ギャンブルの指導や美化する映像が含まれている場合、コンテンツディスクリプタで表示 - ギャンブルが物語の一部として扱われる場合には使用されない
恐怖表現	言及なし	幼い子供にとって怖い、または怖い要素を含む画像・音を含む	中程度のホラーシーンや、ケガ・死体の映像等も含まれるが、過度にグロテスクではない	激しく持続的なホラーシーンや、強烈なグロテスク映像も含まれる	言及なし	- PEGI 7のゲームに幼い子供にとって怖い、または怖い要素を含む画像・音が含まれている場合、コンテンツディスクリプタ〔FEAR〕で表示 - PEGI 12、PEGI 16のゲームにおいて、各レーティング基準に従った恐怖表現を含む場合、コンテンツディスクリプタ〔HORROR〕で表示

出所：PEGIウェブページを基に総務省作成

【調査項目3】EU | ゲーム ◇ PEGI レーティング基準〔3/3〕

具体的基準	レーティング分類					コンテンツディスクリプタ
	PEGI 3 : 3歳以上向け	PEGI 7 : 7歳以上向け	PEGI 12 : 12歳以上向け	PEGI 16 : 16歳以上向け	PEGI 18 : 18歳以上向け	
その他 (犯罪描写)	• 言及なし	• 言及なし	• 言及なし	• 必ずしも犯罪に悪影響を及ぼすわけではない	• 犯罪手法の詳細な描写を含む場合がある	• 特になし
その他 (差別)	• 言及なし	• 言及なし	• 言及なし	• 言及なし	• 憎悪を助長する可能性のある差別的表現を含む場合がある	• 憎悪を助長する可能性のある民族的・宗教的・国家主義的またはその他のステレオタイプが含まれている場合、コンテンツディスクリプタで表示 • ヘイトスピーチに関する国内法に違反する可能性がある
その他 (ゲーム内課金)	• レーティングに関わらず、ゲーム内課金が含まれている場合がある					• ゲーム内課金が含まれている場合、コンテンツディスクリプタで表示

【調査項目3】EU | Webコンテンツ ◇ICRA 団体概要

- ICRA（Internet Content Rating Association）は、1999年5月に設立され、米国および欧州を中心としてWebコンテンツのラベリングを実施していた組織である。
- アンケートを活用し、自社ウェブサイトが存在する性表現や暴力描写等の未成年向けでない要素を含むかを自主的に回答させ、それに伴ったラベルを発行し、そのラベルによってフィルタリングが行われるシステムであった。
- ICRAのラベリング活動には、EUの資金援助や、Microsoft・IBMといった大企業の支援が行われていたものの、うまくいかず2010年10月にラベリングおよび組織が廃止された。

【調査項目3】EU | Webコンテンツ ◇ICRA 失敗の要因

- ICRAの失敗の要因として、参加率の低さや、ラベルの信頼性の低さなど、様々な要因が挙げられている。

英国のコンテンツ審査に関する調査結果

【調査項目3】英国 | 映画 ◇BBFC 団体概要

分類		概要
団体概要	正式名称/運営	British Board of Film Classification/民営
	設立年月日	1912年11月
	設立の経緯	1900年代初頭の映画館における火災や事故を原因として、1909年に映画館の許可を義務付ける映画館法が制定され、映画館は地方自治体の許認可制となった。その後、映画内容に対する未成年への悪影響に関する社会的不安が増幅し、地方自治体ごとに独自の基準での検閲が行われるようになった。 映画業界は国家による検閲に発展することを避けるため、自主規制団体としてBBFCを設立し、自己検閲を行うようになった。
	運営状況	BBFCの理事会は7名の取締役で構成されており、映画、テレビ、VOD、メディア業界、公共サービス、社会福祉、慈善活動等の多様な分野からの専門家が集められている。また、それら7名の中には4名の法定分類官画含まれており、分類に関する全ての方針を担当している。 2024年の平均従業員数は取締役含め46名である。
	設置運営に掛かる法令上の根拠	Licensing Act 2003により、地方自治体の映画館へのライセンス付与条件として、BBFCの年齢制限に従うことが義務付けられている。 また、Video Recording Act 1984により、物理的なビデオ作品（DVD、ブルーレイ等）の分類が義務付けられており、公式の分類機関としてBBFCが指定されているほか、年次報告書の議会への提出義務を負っている。
	資金構造	審査に対して請求する料金で資金を賄っている。

【調査項目3】英国 | 映画 ◇BBFC 審査対象とレーティング結果の取り扱い

分類		概要
審査対象	対象とするコンテンツ	劇場映画作品、劇場映画の予告編・広告、パッケージメディア（DVD/ブルーレイ）、VOD、ビデオゲーム（ただし、映像素材のみ）、ミュージックビデオを審査対象とする。 ただし、映像素材を含まない広告については、別組織であるCinema Advertising Association（CAA）の管轄領域であり、BBFCによる審査は不要である。
	年間の審査件数	長編映画：1,256本（2024年）
レーティング結果の取り扱い	宣伝における取り扱い	テレビ広告において、12歳以上向けの広告は子供向け番組への放送の制限、15歳以上向け（18歳以上向けも含む）の映画作品の広告は放送時間帯の制限が要求されている。
	映画館での取り扱い	Licensing Act 2003により、映画館は、年齢制限のある映画の入場時、観客に対して年齢確認を実施する義務がある。
	二次市場（ブルーレイ、DVD、配信、テレビ放映等）における取り扱い	Video Recording Act 1984により、12/15/18歳向けの年齢制限作品のパッケージメディア（DVD/ブルーレイ）を該当年齢未満の者に販売・貸与することは禁じられている。 VODにおいては、法的義務は存在しておらず、BBFCの年齢制限は自主規制とされている。ただし、NetflixやPrime Videoなど、35以上のVOD/ストリーミングサービスのプラットフォームがBBFC年齢制限を自主的に採用している。

【調査項目3】英国 | 映画 ◇BBFC レーティング基準〔1/6〕

- BBFCは、U、PG、12A/12、15、18の5通りでレーティングを分類。また、R18（特別許可の映画館のみで上映）として、ポルノ作品を分類。
- 総合的な考慮事項としてテーマ、背景、トーンとインパクトを評価基準として定めているほか、具体的基準として言語、暴力、性表現、ヌード、性暴力、薬物、恐怖・脅威表現、自殺・自傷行為、危険行為、差別の項目について基準を設定。

具体的基準	レーティング分類				
	U：全年齢対象	PG：一部シーンが子供向けでない	12A/12：12歳以上向け	15：15歳以上向け	18：18歳以上向け
テーマ	- 分類決定には、作品の全体的なテーマ、その扱い方、表現の感受性などが考慮される - 特定の困難なテーマ（例：自殺、薬物依存、性的暴力）は、UおよびPGレーティングでは適切でない可能性が高い - 困難なテーマが安心感を与えつつ年齢に適した方法で扱われている場合、または前向きな結果が示されている場合には、より制限の少ない年齢区分を適用する可能性が高い - 困難なテーマが不安を誘発または増幅させる可能性のある方法で扱われている場合には、より制限の厳しい年齢区分を適用する可能性が高い - ただし、原則として、ほとんどのテーマは18歳指定、あるいは適切な場合にはそれより低い区分での分類を可能とする方法で表現できる				
その他（背景）	- 問題（性描写、言語、暴力など）が発生する文脈として以下の要素を勘案する： - 設定（歴史的、ファンタジー、現実的、現代的） - 表現の意図や手法 - 制作時期（例：古いコンテンツの時代遅れの表現は、現在ほど問題視されず、より低いカテゴリーに分類される可能性がある） - 想定される視聴者の期待値 - コンテンツ全体の特別な価値や意義				

【調査項目3】英国 | 映画 ◇BBFC レーティング基準〔2/6〕

具体的基準	レーティング分類				
	U：全年齢対象	PG：一部シーンが子供向けでない	12A/12：12歳以上向け	15：15歳以上向け	18：18歳以上向け
その他 (トーンとインパクト)	• 全体的なトーンも分類決定に影響を与える可能性がある • 性描写や暴力といった特定の問題の表現が特定の 카테고리では問題とならない場合でも、陰鬱または不安を煽るトーンはより高い年齢制限につながる可能性がある • 分類に影響を与えるその他のトーンに関する考慮事項には、コンテンツが世界に絶望的な見方を提示する程度、あるいは越境的または有害な行動が容認または正常化される程度が含まれる • 分類決定では、コンテンツが視聴者に与える潜在的な影響、すなわち視聴者にどのような感情を抱かせるかも考慮される • これには、特に若い視聴者が不安を感じる可能性のある現実的なシナリオ（例：テロリズム、誘拐、自殺、自傷行為）の描写が含まれる場合がある • ジャンルに対する人々の期待も重要で、例えばホラー映画では暴力の程度よりも脅威の表現が重視され、アクション映画では特定の演出された非現実的な暴力表現が想定される場合がある • 複数の分類上の問題が重なる場合、累積的な影響によりより高い年齢区分が適切となることがある				
言語	• ごく軽度の不適切な言葉遣いが含まれる場合がある • 頻繁な使用は年齢制限を引き上げる可能性がある	• 軽度の不適切な言葉のみ使用可能	• 中程度の卑語の使用は許容される • 文脈やコンテンツ全体における頻度によっては、強い言葉の使用も許容される場合がある	• 強い表現を含む場合がある • 文脈と頻度によっては非常に強い表現も許容される	• 言及なし
暴力・血	• 暴力描写はごく軽微で、文脈上正当化されるもの（例：コメディ的、アニメーション的、完全に非現実的）である • 負傷描写はごく軽微で、短く、詳細を省く必要がある	• 暴力描写は軽度である • 文脈上正当化される場合、よりインパクトのある瞬間も許容される • 出血を含む負傷描写は簡潔にすべきである	• 中程度の暴力が含まれる場合があるが、詳細にこだわるべきではない • 時折、血や負傷が描写されることがあるが、グロテスクな描写は稀であり、文脈によって正当化されるべきである（例：医療的詳細、ファンタジー）	• 暴力描写は強烈であってもよいが、苦痛の与え方や被害者の苦しみに持続的に焦点を当てるべきではない • 文脈上正当化される場合（例：戦争、医療現場の詳細描写）には、最も生々しい描写も許容される可能性がある • サディスティックな暴力の長期化は許容されにくい	• サディスティックな暴力など、当該コンテンツが個人、あるいはその行動を通じて社会に危害をもたらすリスクがあるものは許容されない可能性がある • 特に、こうした行為を魅力的に見せたり、被害者がそれを楽しんでいるという印象を強化したり、視聴者の共犯を誘発したりする場合が該当する

出所：BBFC「BBFC Classification Guidelines」を基に総務省作成

【調査項目3】英国 | 映画 ◇BBFC レーティング基準〔3/6〕

具体的基準	レーティング分類				
	U：全年齢対象	PG：一部シーンが子供向けでない	12A/12：12歳以上向け	15：15歳以上向け	18：18歳以上向け
性表現	ごく軽度の性的言及や性的行動（例：キス）が含まれる場合がある	- 性的行為は暗示される場合があるが、控えめで頻度は少なくすべき - 軽度の性的言及やほめかしのみ許容される	- 性的行為は簡潔かつ控えめに描写されることがある - 適度な性的言及は許容されるが、頻繁な下品な言及は受け入れられない可能性が高い - 性的暴力に関する言及は、描写的でない限り許容される - 強姦を含むより深刻な性的暴力は暗示のみとし、性的脅迫や虐待的行為は簡潔かつ否定的に表現すべきである	- 性行為の描写は可能だが、通常は露骨な詳細を伴わない - 性的な言及が頻繁にある場合、下品な表現は概ね認められない - コンテンツ全体として性的興奮を主目的とするものは不可 - 性的暴力や虐待行為に関する詳細な言及は許容されるが、具体的な行為の生々しい描写は概ね認められない - 強姦を含む深刻な性的暴力は詳細に描写したり長引かせたりしてはならない - 性的脅威への強烈かつ持続的な焦点は不可	- 強姦、その他の合意のない性的暴力行為の描写など、当該コンテンツが個人、あるいはその行動を通じて社会に危害をもたらすリスクがあるものは許容されない可能性がある - 特に、こうした行為を魅力的に見せたり、被害者がそれを楽しんでいるという印象を強化したり、視聴者の共犯を誘発したりする場合が該当する - ポルノグラフィ（全体として主に性的興奮を目的として設計されたコンテンツ）の文脈における性行為のより露骨な画像が含まれるものは許容されない可能性がある
ヌード	性的文脈のない偶発的なヌードが含まれる場合がある	性的文脈のないヌード表現は許容される	ヌード描写は許容されるが、性的文脈におけるものは短く控えめであるべきである	性的なヌードは許容される場合があるが、露骨な描写は簡潔に留め、文脈上正当化される必要がある	ポルノグラフィ（全体として主に性的興奮を目的として設計されたコンテンツ）の文脈における性行為のより露骨な画像が含まれるものは許容されない可能性がある

出所：BBFC「BBFC Classification Guidelines」を基に総務省作成

【調査項目3】英国 | 映画 ◇BBFC レーティング基準〔4/6〕

具体的基準	レーティング分類				
	U：全年齢対象	PG：一部シーンが子供向けでない	12A/12：12歳以上向け	15：15歳以上向け	18：18歳以上向け
薬物	薬物への言及は稀で無害であるか、幼い子供にとって有益なメッセージを含むものである	違法薬物や薬物乱用への言及は簡潔にし、適切な警告メッセージを伴うべきである	- 薬物その他の物質の乱用は一般的に稀であるべきである - 美化や使用方法の詳細な描写はあってはならない	薬物や物質の乱用は描写可能だが、コンテンツ全体として推奨・助長してはならない	薬物乱用が詳細に描写され、美化・推奨されることで、軽微でない危害リスクを呈するものは受け入れられない
アルコール・喫煙	言及なし	言及なし	言及なし	言及なし	言及なし
ギャンブル	言及なし	言及なし	言及なし	言及なし	言及なし
恐怖表現	幼児を不安にさせる恐れのある脅威や恐怖シーンは極めて軽度であり、結末は安心感を与えるものであるべきである	脅威や恐怖を伴うシーンは、長引かせたり過度に強烈に描いたりすべきではありません	- 中程度の身体的・心理的脅威の場面が含まれる場合がある - 一部の場面は不快に感じられる可能性があるが、全体のトーンはそうあってはならない - ホラーシーンは頻繁であってはならず、持続的であるべきではない	- 強い脅威や恐怖が存在する場合がある - サディスティックな脅威への持続的な焦点は、受け入れられない可能性が高い	言及なし

【調査項目3】英国 | 映画 ◇BBFC レーティング基準〔5/6〕

具体的基準	レーティング分類				
	U：全年齢対象	PG：一部シーンが子供向けでない	12A/12：12歳以上向け	15：15歳以上向け	18：18歳以上向け
その他 (危険行為)	- 幼い子供が真似する可能性のある危険・反社会的行為は、明確に非難される対象か、完全に非現実的なものである - 現実的または入手容易な武器に焦点を当ててはならない	- 幼児が真似する可能性のある潜在的に危険な行為は、詳細に描写したり安全・楽しいものとして提示すべきでない - ナイフなどの現実的または入手容易な武器を美化しない - 幼児が真似する可能性のある反社会的行為に焦点を当てることは受け入れられない可能性が高い	- 子どもが真似する可能性のある潜在的に危険な行為は推奨すべきでない - ナイフなどの現実的または入手容易な武器を美化してはならない - 反社会的行為を容認してはならない	- 極めて危険な行為は、模倣される可能性のある詳細に固執すべきでない - 入手容易な武器の描写が許容されるかどうかは、リアリズム、文脈、設定などの要素に依存する	言及なし
その他 (差別)	差別的な言葉・行為は、明確に非難される対象でない限り許容されない	- 差別的な言葉や行動は明確に非難されるべき - 文脈によって正当化される場合（例：再利用された表現、歴史的背景、差別的意図の欠如）、一部の言葉や行動は許容される可能性がある	- 差別的な言動はコンテンツ全体として容認してはならない - 暴力と結びついた場合、明確に非難されない限り、そのような行為は容認されにくい	差別的な言語、テーマ、行為は許容されるが、コンテンツ全体としてそれを是認してはならない	言及なし

【調査項目3】英国 | 映画 ◇BBFC レーティング基準〔6/6〕

具体的基準	レーティング分類				
	U：全年齢対象	PG：一部シーンが子供向けでない	12A/12：12歳以上向け	15：15歳以上向け	18：18歳以上向け
その他（自殺・自傷）	言及なし	言及なし	- 自殺や自傷行為への言及は可能だが、文脈上正当化されない限り詳細な描写は許可されない - 自殺や自傷行為の描写は簡潔かつ控えめにすべき	- 自殺や自傷行為の描写は頻繁であってはならず、推奨されるべきではない - 自殺や自傷行為を美化することは、より高いレーティングにつながる可能性がある - 生々しい描写や詳細な言及は許可されない可能性が高い	自殺・自傷行為が詳細に描写され、美化・推奨されることで、軽微でない危害リスクを呈するものは受け入れられない

出所：BBFC「BBFC Classification Guidelines」を基に総務省作成

【調査項目3】英国 | ゲーム ◆GRA 団体概要

分類		概要
団体概要	正式名称/運営	Games Rating Authority/民営
	設立年月日	1989年
	設立の経緯	年齢制限付きのビデオゲームがVideo Recording Act 1984に従って供給されるよう、GRAの前身であるVideo Standards Council（VSC）が設立。 1994年にはEuropean Leisure Software Publishers Association（ELSPA）の委託を受け、ビデオゲーム向けレーティング制度の運営を実施。2003年以降はPEGIレーティングの運営を実施している。ただし、当初はBBFCのレーティング対象外となるゲームのみが評価対象として取り扱われていた。 2008年、BBFCとPEGIの二重制度による混乱が指摘され、2012年、政府はVSCを英国におけるPEGIレーティングを用いたビデオゲームレーティングの責任機関に指定。これにより、英国ではPEGI 12、16、18に指定されたゲームの該当年齢未満への販売が違法となった。 2023年、VSCは組織の主目的の明確化のため、名称をGames Rating Authorityに変更した。
	運営状況	GRAはPEGIレーティングシステムの管理者としてPEGI 12、16、18に該当するゲームの審査を行っていると同時に、IARCのメンバーとしてIARCが付与したレーティングに対する正確性検証を委託されて実施している。 GRAはリーダーシップチーム、理事会、諮問委員会、不服審査委員会により構成されており、児童保護、法律、メディア規制、メディア効果研究に関する専門家・団体や家庭用娯楽産業の代表者により運営されている。 また、小売業者に対する会員制度を運営しており、会員には未成年者への不適切な製品の販売防止に関するスタッフ検収や法律に関する助言、店内看板等が会員特典として提供される。 2023年の雇用者数は16名と、少人数で運営されている。
	設置運営に掛かる法令上の根拠	Video Recording Act 1984により、未成年向けでない描写を含むゲームは、適正年齢の分類を受けることの義務化やPEGI 12,16,18に指定されたゲームを適正年齢未満の児童に販売することの禁止が定められており、法律による政府規制と業界自主規制による共同規制として成立している。 また、同法律はGRAを正式なレーティング機構として指定している。
	資金構造	財務諸表は公開されているものの、その内訳に関する言及はなく、不明。 ただし、審査は有料で行われていることから、審査料金は資金の一部として用いられていると推測される。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目3】英国 | ゲーム ◆GRA 審査対象とレーティング結果の取り扱い

分類		概要
審査対象	対象とするコンテンツ	PEGIレーティングと同様に、コンソールゲーム、PCゲーム、モバイルゲーム、オンラインゲーム等の全てのゲームを対象としている。
	年間の審査件数	PEGI 12、16、18の分類評価をしたゲーム件数：822件（2023年） IARCからの委託により正確性評価をしたゲーム件数：6,112件（2023年）
レーティング結果の 取り扱い	宣伝における取り扱い	PEGIと同様、PEGI行動規範により、全てのゲーム広告はレーティングの反映義務を負っている。また、PEGI 16/PEGI 18のゲームについては、対象外の年齢の子供をターゲットとした広告を行ってはならないことを定めている。
	販売における取り扱い	PEGIと同様、PEGI小売規範により、販売店に対して、PEGIの年齢推奨の義務化や、指定年齢未満の客に対してゲームを販売しない合理的努力が要求されているほか、PEGIレーティングシステムに関する説明の店舗内表示、不適切な年齢の客へのPEGIラベル付き製品の販売拒否記録の保持などが定められている。 特に英国においては、PEGI 12、16、18のゲーム販売における年齢確認は法的義務として定められており、違反した場合には罰金・懲役刑が伴う。 また、コンソールプラットフォームにおいては、PlayStation StoreやXbox Store、Nintendo Eshop等が自主的にPEGIレーティングの表示義務化を行っている。
	二次市場（中古ゲーム、フリマアプリ等）における取り扱い	中古ゲームについても新品同様に取り扱われ、法定年齢未満への中古ゲーム販売が禁じられている。

【調査項目3】英国 | ゲーム ◇GRA レーティング基準〔1/3〕

- GRAのレーティングはPEGIを利用しているため、基準もPEGIと同様である。

具体的 基準	レーティング分類					コンテンツディスクリプタ
	PEGI 3 : 3歳以上向け	PEGI 7 : 7歳以上向け	PEGI 12 : 12歳以上向け	PEGI 16 : 16歳以上向け	PEGI 18 : 18歳以上向け	
テーマ	• 言及なし					• 特になし
言語	• 言及なし	• 言及なし	• 穏やかな罵り言葉は存在するが、最も強い言葉ではない	• 激しい言葉遣いが使われることがあり、最も下品な性的な罵り言葉も含まれる	• 非常に強く粗野な言葉遣いが全体的にみられることがある	• ゲームに不快に感じる可能性がある言葉遣いが含まれている場合、コンテンツディスクリプタで表示
暴力・血	• 非常に軽度で非現実的な暴力が描かれることがある	• 非現実的な暴力が含まれる • 多くの場合、ファンタジーキャラクターを対象とする • 人間キャラクターに対する暴力は非現実的で詳細でなく、軽微あるいは示唆的なものとなる	• ファンタジーキャラクターに対するより詳細でリアルな暴力が含まれている場合がある • 人間キャラクターに対する適度な暴力は認められるが、血・ケガ・痛みの強調は禁止される	• 血やケガなど、よりリアルで持続的な人間に対する暴力描写が含まれる場合がある • 拷問・痛み・傷に焦点を当てたより強い暴力はファンタジーキャラクターに対してでない限り通常禁止される	• 拷問や人間キャラクターに対する激しい暴力も含まれることがある • 無防備または脆弱な人間、特に子供に対する暴力も含まれることがある • 性的暴力や性的脅迫も発生することがある	• 各レーティングにおける基準に従った暴力描写が含まれている場合、コンテンツディスクリプタで表示
性表現	• 言及なし	• 言及なし	• 性的なほめかしが含まれる場合がある • 示唆的なポーズやダンスも許可される場合がある	• 性行為は性器が見えない場合であれば許可	• 性器の表現を伴う性的活動の強い描写が含まれる可能性がある	• 性的描写や性的行為などの性的素材が含まれている場合、コンテンツディスクリプタ〔SEX〕で表示

出所：GRAウェブページを基に総務省作成

【調査項目3】英国 | ゲーム ◇GRA レーティング基準〔2/3〕

具体的基準	レーティング分類					コンテンツディスクリプタ
	PEGI 3 : 3歳以上向け	PEGI 7 : 7歳以上向け	PEGI 12 : 12歳以上向け	PEGI 16 : 16歳以上向け	PEGI 18 : 18歳以上向け	
ヌード	授乳中など、完全に自然で批正的に描かれた場合にもヌードが含まれることがある	言及なし	性的なヌードは禁止される	性的なヌード描写が登場する場合がある	言及なし	性的文脈でのヌード描写が含まれている場合、コンテンツディスクリプタ〔SEX〕で表示
薬物	言及なし	言及なし	言及なし	違法薬物の使用が描かれることがある	違法薬物使用の美化・推奨が含まれる場合がある	違法薬物の使用や規制薬物の顕著な使用・美化・宣伝が含まれている場合、コンテンツディスクリプタで表示
アルコール・喫煙	言及なし	言及なし	言及なし	タバコやアルコールの顕著な仕様が描かれることがある		特になし
ギャンブル	言及なし	言及なし	言及なし	言及なし	ギャンブルの指導や美化が含まれる場合がある	- ギャンブルの指導や美化する映像が含まれている場合、コンテンツディスクリプタで表示 - ギャンブルが物語の一部として扱われる場合には使用されない
恐怖表現	言及なし	幼い子供にとって怖い、または怖い要素を含む画像・音を含む	中程度のホラーシーンや、ケガ・死体の映像等も含まれるが、過度にグロテスクではない	激しく持続的なホラーシーンや、強烈なグロテスク映像も含まれる	言及なし	- PEGI 7のゲームに幼い子供にとって怖い、または怖い要素を含む画像・音が含まれている場合、コンテンツディスクリプタ〔FEAR〕で表示 - PEGI 12、PEGI 16のゲームにおいて、各レーティング基準に従った恐怖表現を含む場合、コンテンツディスクリプタ〔HORROR〕で表示

出所：GRAウェブページを基に総務省作成

【調査項目3】英国 | ゲーム ◇GRA レーティング基準〔3/3〕

具体的 基準	レーティング分類					コンテンツディスクリプタ
	PEGI 3 : 3歳以上向け	PEGI 7 : 7歳以上向け	PEGI 12 : 12歳以上向け	PEGI 16 : 16歳以上向け	PEGI 18 : 18歳以上向け	
その他 (犯罪描写)	・ 言及なし	・ 言及なし	・ 言及なし	・ 必ずしも犯罪に 悪影響を及ぼす わけではない	・ 犯罪手法の詳細な描写を含む 場合がある	・ 特になし
その他 (差別)	・ 言及なし	・ 言及なし	・ 言及なし	・ 言及なし	・ 憎悪を助長する 可能性のある差 別的表現を含む 場合がある	・ 憎悪を助長する可能性のある民族的・宗教的・国家主義的またはその他のステレオタイプが含まれている場合、コンテンツディスクリプタで表示 ・ ヘイトスピーチに関する国内法に違反する可能性がある
その他 (ゲーム内課金)	・ レーティングに関わらず、ゲーム内課金が含まれている場合がある					・ ゲーム内課金が含まれている場合、コンテンツディスクリプタで表示

フランスのコンテンツ審査に関する調査結果

【調査項目3】フランス | 映画 ◇CNC 団体概要

分類		概要
団体概要	正式名称/運営	Commission de classification des œuvres cinématographiques/公営
	設立年月日	1946年10月（CNCの設立年月）
	設立の経緯	20世紀初頭、公共の秩序に反しうる映画の内容をめぐる議論が激化し、内務省に設置された民間検閲委員会が映画の検閲を行い、上映許可証制度も行っていた。 第一次世界大戦中の1917年5月には内務省内に映画の規制と改善のための委員会が設置され、1927年の再編を経て、1946年10月に国民議会が全会一致でCentre national du cinéma et de l'image animée（以下CNC）の設立法案を可決した。CNCの設立にあたっては、検閲機関の再編のみならず、戦争によって甚大な被害を受けた映画館の再稼働と、映画作品の制作と経済性の支援を行うことが第一目的とされた。 その後、1990年2月にCNC内の一組織であった「Commission de contrôle（統制委員会）」が「Commission de classification（分類委員会）」に名称変更され、現在に至る。
	運営状況	分類委員会による簡易審査が3名以上で行われ、各人が意見をまとめた報告書を提出し、それに基づいて本審査が必要な映画作品を委員長が決定する。一次審査において全会一致で全年齢対象となった場合には本審査は不要とされる一方で、2名以上が年齢制限に賛同した場合には本審査が必要とされる。 本審査は週2回、14名以上で行われ、特定のテーマ（暴力、性表現、非行行為、危険行為等）を中心に議論が行われる。レーティングの決定は必ずしも全会一致ではなく、意見が割れた場合には秘密投票が行われる。また、委員会内での議論は非公開とされている。 本審査を行う分類委員会は27名の正委員と54名の代替メンバーで構成されており、委員会の勧告を受けて文化大臣が年齢制限の最終決定を行うという方式となっている。
	設置運営に掛かる法令上の根拠	Code du cinéma et de l'image animée（映画および動画に関する法律）のArticle L211-1で映画制作における上映ビザの取得、Article R211-26からR211-44により分類委員会に関する運営規定等が定められている。
	資金構造	分類委員会の上位組織であるCNCは映画入場券にかかる税金やテレビ放送事業者にかかる税金などを基に運営が行われている。 分類委員会のみの詳細な資金構造は明らかにされていないが、映画配給会社は上映ビザの申請時に0.82ユーロ/分の手数料を支払う必要があり、資金の一部となっていることが推測される。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目3】フランス | 映画 ◇CNC 審査対象とレーティング結果の取り扱い

分類		概要
審査対象	対象とするコンテンツ	フランス国内で劇場公開される全ての映像作品を対象としており、国籍を問わず、長編・短編映画、予告編を対象とする。ただし、教育目的や映画祭での一時的上映などの非商業的な上映は審査の除外対象とされる。
	年間の審査件数	1,946本（2024年）
レーティング結果の取り扱い	宣伝における取り扱い	予告編、ポスター、広告等の全ての媒体において、年齢制限のある映画についてはその年齢制限に関する情報を明確かつ目立つ形で記載する義務がある。 また、映画広告について、U12分類のものは家族や子供向けの番組の放映時間およびその前後10分以内での放送禁止、U16分類のものは20時30分以降の放送、U18分類のものは22時30分以降の放送が定められているほか、アルコール・タバコ・薬物の使用シーンや性行為・ポルノを含むシーン、罵り言葉を含むシーン等の放映が法令で禁止されている。
	映画館での取り扱い	Code du cinéma et de l'image animéeのArticle R432-3で年齢制限対象の観客の上演室への自発的入場の許可を禁じており、映画館による証明書の確認による年齢確認が許可されている。 また、年齢制限のある映画の上映の際には、チケット販売窓口周辺の掲示物や上映スケジュール表、料金表、劇場ウェブサイト等の媒体において、明確かつ目立つ形で年齢制限に関する情報を記載する義務がある。
	二次市場（ブルーレイ、DVD、配信、テレビ放映等）における取り扱い	DVD・ブルーレイにおいては、パッケージへのレーティング分類の表示義務があり、基本的には劇場公開時の分類をそのまま引き継いで表示している。 テレビでの再放映においては、必要に応じて再審査を行うことができるが、義務ではない。

【調査項目3】フランス | 映画 ◇CNC レーティング基準

- ・レーティング分類について、詳細な分類基準は決められていない。

具体的基準	レーティング分類				
	TP：全年齢	-12：12歳以上向け	-16：16歳以上向け	-18：18歳以上向け	Interdiction totale (Prohibited)：禁止
テーマ	CNCの公式ウェブページに以下の記載がある通り、詳細な分類基準は定められていない。 ・分類には主観性が大きく関与しており、理論化することが難しい作業である。 ・委員会は作品全体を評価する。主題とその扱い方を考慮し、シーンや出来事を物語の論理的展開の中に位置づけて、演出の距離感や扱いの甘さを考慮に入れる。 ・ただし、必要に応じて警告を伴う分類措置は、各年齢層特有の感受性や人格形成、そして人間の尊厳の尊重という観点から、児童および青少年の保護に関する要件に比例したものである。				
言語					
暴力・血					
性表現					
ヌード					
薬物					
アルコール・喫煙					
ギャンブル					
恐怖表現					

【調査項目3】フランス | ゲーム ◇SELL 団体概要

分類		概要
団体概要	正式名称/運営	Syndicat des Éditeurs de Logiciels de Loisirs/民営
	設立年月日	1995年
	設立の経緯	1995年、ゲーム業界が消費者保護や青少年保護の観点から多くの社会的批判やメディアの攻撃を受ける中、フランス国内の複数のゲームパブリッシャーが主導し、ゲーム業界の防衛および正しい社会的認識の啓発のために設立。
	運営状況	任天堂（現地法人）等も含む大手ゲームパブリッシャー24社が会員として参加。 ゲーム業界の代表として政府への対応やeSportsの推進等を実施。その他、市場調査レポートの出版やPari Games Week等の大規模イベントの運営等を行う。 過去にはSELL独自の分類システムを作成し、運用していたものの、2003年には全面的にPEGIに置き換えられた。
	設置運営に掛かる法令上の根拠	機関の設置に直接的に関わる法令上の根拠はない。 ただし、法令第2015-1251号において、ビデオゲームにおける年齢区分表示やコンテンツディスクリプタの明示が義務付けられており、PEGIレーティングの表示が法的義務となっている。
	資金構造	会員企業からの定期会費、市場調査への協力による資金援助、イベント収益、スポンサーシップ等が主要な収入源となっている。

【調査項目3】フランス | ゲーム ◇SELL 審査対象とレーティング結果の取り扱い

分類		概要
審査対象	対象とするコンテンツ	PEGIレーティングと同様に、コンソールゲーム、PCゲーム、モバイルゲーム、オンラインゲーム等の全てのゲームを対象としている。
	年間の審査件数	SELLはレーティングの審査を行っていない。
レーティング結果の 取り扱い	宣伝における取り扱い	PEGIと同様、PEGI行動規範により、全てのゲーム広告はレーティングの反映義務を負っている。また、フランスの法律により、PEGI12、16、18分類のビデオゲームのテレビ広告において、「本ビデオゲームは〇〇歳未満の子供には適していません」という字幕の表示と、放映時間の制限（PEGI12については子供向け番組中及びその前後10分の放送禁止、PEGI16については20時30分以降の放送、PEGI18については22時30分以降の放送）が定められているほか、ポルノゲームやポルノ内容を含むシーンの放送を禁止している。
	販売における取り扱い	PEGIと同様、PEGI小売規範により、販売店に対して、PEGIの年齢推奨の義務化や、指定年齢未満の客に対してゲームを販売しない合理的努力が要求されているほか、PEGIレーティングシステムに関する説明の店舗内表示、不適切な年齢の客へのPEGIラベル付き製品の販売拒否記録の保持などが定められている。 フランス国内においては、オンライン販売時のPEGI18分類のゲームの隔離やユーザーへの年齢確認を推奨事項として定めているが、実店舗およびオンライン販売における規制は確認できず。
	二次市場（中古ゲーム、フリマアプリ等）における取り扱い	中古ゲームに関するフランス国内の規制は確認できず。

【調査項目3】フランス | ゲーム ◇SELL レーティング基準〔1/3〕

- SELLのレーティングはPEGIを利用しているため、基準もPEGIと同様である。

具体的 基準	レーティング分類					コンテンツディスクリプタ
	PEGI 3 : 3歳以上向け	PEGI 7 : 7歳以上向け	PEGI 12 : 12歳以上向け	PEGI 16 : 16歳以上向け	PEGI 18 : 18歳以上向け	
テーマ	• 基準無し					• 特になし
言語	• 言及なし	• 言及なし	• 穏やかな罵り言葉は存在するが、最も強い言葉ではない	• 激しい言葉遣いが使われることがあり、最も下品な性的な罵り言葉も含まれる	• 非常に強く粗野な言葉遣いが全体的にみられることがある	• ゲームに不快に感じる可能性がある言葉遣いが含まれている場合、コンテンツディスクリプタで表示
暴力・血	• 非常に軽度で非現実的な暴力が描かれることがある	• 非現実的な暴力が含まれる • 多くの場合、ファンタジーキャラクターを対象とする • 人間キャラクターに対する暴力は非現実的で詳細でなく、軽微あるいは示唆的なものとなる	• ファンタジーキャラクターに対するより詳細でリアルな暴力が含まれている場合がある • 人間キャラクターに対する適度な暴力は認められるが、血・ケガ・痛みの強調は禁止される	• 血やケガなど、よりリアルで持続的な人間に対する暴力描写が含まれる場合がある • 拷問・痛み・傷に焦点を当てたより強い暴力はファンタジーキャラクターに対してでない限り通常禁止される	• 拷問や人間キャラクターに対する激しい暴力も含まれることがある • 無防備または脆弱な人間、特に子供に対する暴力も含まれることがある • 性的暴力や性的脅迫も発生することがある	• 各レーティングにおける基準に従った暴力描写が含まれている場合、コンテンツディスクリプタで表示
性表現	• 言及なし	• 言及なし	• 性的なほめかしが含まれる場合がある • 示唆的なポーズやダンスも許可される場合がある	• 性行為は性器が見えない場合であれば許可	• 性器の表現を伴う性的活動の強い描写が含まれる可能性がある	• 性的描写や性的行為などの性的素材が含まれている場合、コンテンツディスクリプタ〔SEX〕で表示

出所：PEGIウェブページを基に総務省作成

【調査項目3】フランス | ゲーム ◇SELL レーティング基準〔2/3〕

具体的基準	レーティング分類					コンテンツディスクリプタ
	PEGI 3 : 3歳以上向け	PEGI 7 : 7歳以上向け	PEGI 12 : 12歳以上向け	PEGI 16 : 16歳以上向け	PEGI 18 : 18歳以上向け	
ヌード	授乳中など、完全に自然で批正的に描かれた場合にもヌードが含まれることがある	言及なし	性的なヌードは禁止される	性的なヌード描写が登場する場合がある	言及なし	性的文脈でのヌード描写が含まれている場合、コンテンツディスクリプタ〔SEX〕で表示
薬物	言及なし	言及なし	言及なし	違法薬物の使用が描かれることがある	違法薬物使用の美化・推奨が含まれる場合がある	違法薬物の使用や規制薬物の顕著な使用・美化・宣伝が含まれている場合、コンテンツディスクリプタで表示
アルコール・喫煙	言及なし	言及なし	言及なし	タバコやアルコールの顕著な仕様が描かれることがある	言及なし	特になし
ギャンブル	言及なし	言及なし	言及なし	言及なし	ギャンブルの指導や美化が含まれる場合がある	- ギャンブルの指導や美化する映像が含まれている場合、コンテンツディスクリプタで表示 - ギャンブルが物語の一部として扱われる場合には使用されない
恐怖表現	言及なし	幼い子供にとって怖い、または怖い要素を含む画像・音を含む	中程度のホラーシーンや、ケガ・死体の映像等も含まれるが、過度にグロテスクではない	激しく持続的なホラーシーンや、強烈なグロテスク映像も含まれる	言及なし	- PEGI 7のゲームに幼い子供にとって怖い、または怖い要素を含む画像・音が含まれている場合、コンテンツディスクリプタ〔FEAR〕で表示 - PEGI 12、PEGI 16のゲームにおいて、各レーティング基準に従った恐怖表現を含む場合、コンテンツディスクリプタ〔HORROR〕で表示

出所： PEGIウェブページを基に総務省作成

【調査項目3】フランス | ゲーム ◇SELL レーティング基準〔3/3〕

具体的 基準	レーティング分類					コンテンツディスクリプタ
	PEGI 3 : 3歳以上向け	PEGI 7 : 7歳以上向け	PEGI 12 : 12歳以上向け	PEGI 16 : 16歳以上向け	PEGI 18 : 18歳以上向け	
その他 (犯罪描写)	• 言及なし	• 言及なし	• 言及なし	• 必ずしも犯罪に 悪影響を及ぼす わけではない	• 犯罪手法の詳細な描写を含む 場合がある	• 特になし
その他 (差別)	• 言及なし	• 言及なし	• 言及なし	• 言及なし	• 憎悪を助長する 可能性のある差 別的表現を含む 場合がある	• 憎悪を助長する可能性のある民族的・宗教的・国家主義的またはその他のステレオタイプが含まれている場合、コンテンツディスクリプタで表示 • ヘイトスピーチに関する国内法に違反する可能性がある
その他 (ゲーム内課金)	• レーティングに関わらず、ゲーム内課金が含まれている場合がある					• ゲーム内課金が含まれている場合、コンテンツディスクリプタで表示

【調査項目3】フランス | Webコンテンツ ◇ Forum des droits sur l'Internet

- フランスのForum des droits sur l'Internet（インターネット権利フォーラム、以下FDI）は、消費者、民間企業、公的機関の間での関係者間協議を目的として設立された組織である。
- 2006年10月、FDIは、フランスの携帯電話事業者業界の要請を受けて、モバイルマルチメディアコンテンツの分類スキームを開発・発表した。
- 本分類スキームは、Webコンテンツ編集者が自己分類やそれに基づく警告表示を携帯キャリアの要求に基づいて行い、それに基づいて携帯キャリアがペアレンタルコントロールによるコンテンツ表示制限を行う設計となっていた。
- 本取組は、母体であるFDIの内部不和による組織衰退に伴い2010年に廃止された。

カテゴリー	定義	内容の特性
全年齢対象（Tous publics）	未成年者の心理的・道徳的発達に危険を及ぼさないコンテンツ	有害な要素なし
12才未満非推奨（-12）	性的表現、暴力、危険行為の描写を含むコンテンツ	性的シーン、身体的/心理的暴力、下品な言語
16才未満非推奨（-16）	より露骨な性的興奮を目的とする表現、激しい暴力を含むコンテンツ	性的興奮を狙った描写、大きな暴力、下品な言語の体系的使用
成人向け（-18/Réservé aux adultes）	ポルノグラフィック、極めて暴力的、または違法行為を扇動するコンテンツ	ポルノコンテンツ、極度の暴力、違法行為の煽動

韓国コンテンツ審査に関する調査結果

【調査項目3】韓国 | 映画 ◇KMRB 団体概要

分類		概要
団体概要	正式名称/運営	영상물등급위원회（英語名：Korea Media Rating Board）/公営
	設立年月日	1999年6月7日
	設立の経緯	1966年にKMRBの前身である韓国芸術文化倫理委員会が発足し、1970年から映画脚本の事前審査が始まるなど、映画に対する検閲体制が強化された。ただ、1980年代にはいと検閲は徐々に緩和され、1996年、憲法裁判所が公演倫理委員会（韓国芸術文化倫理委員会の後身）による脚本の事前審査を違憲と判断したことにより、映画事前審議制度が上映等級付与制度に転換され、現在のKMRBが設立された。
	運営状況	KMRBはビデオレーティング委員会（9人）を中心に、ビデオアフターサービス管理委員会（5人）、自己分類フォローアップ管理委員会（7人）、映画分類小委員会（9人）、ビデオ分類小委員会（9人＋専門家12人）、広告小委員会（6人）、業績勧告小委員会（5人）で構成されている。 分類プロセスは委員会を通す一般的な分類プロセスと自己分類システムによるプロセスに二分されており、後者の自己分類システムでは、自己評価事業者としてKMRBから指定された事業者（現在、Netflix等の計13事業者が指定）がKMRBによる審査を経ずに単独で分類を行うことができる。
	設置運営に掛かる法令上の根拠	영화 및 비디오물의 진흥에 관한 법률（映画およびビデオの普及法）第71条がKMRBの設置を取り決めており、同法の別の条で職務範囲や委員構成、国庫補助、等級分類等についても定められている。
	資金構造	等級分類に際して分類手数料を徴収している一方で、映画およびビデオの普及法第86条に基づき、KMRBの運営に必要な経費は国庫から補助することができることが規定されており、国庫補助金と等級分類手数料の2つを収入源としている。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目3】韓国 | 映画 ◇KMRB 審査対象とレーティング結果の取り扱い

分類		概要
審査対象	対象とするコンテンツ	韓国で上映、視聴される映画、ビデオ（DVD、ブルーレイ、VOD等を含む）、予告編映画、広告映画、映画・ビデオ広告、外国人の公演を審査対象とする。
	年間の審査件数	2025年実績： 映画3,601件、ビデオ11,715件、予告編6,523件、広告映画2,661件、映画・ビデオ広告29,061件、公演3,307件
レーティング結果の 取り扱い	宣伝における取り扱い	広告や予告編では、本編の映画・ビデオの等級をわかりやすく明記する必要がある。 また、映画・ビデオの広告や予告編の配布・掲載の際には、KMRBから事前に未成年への有害性の確認を得る義務が法的に定められており、有害性ありと認められた場合には、青少年を対象とした広告の配布・掲示不可とされる。
	映画館での取り扱い	映画館は年齢確認を行う義務が法的に定められている。 また、映画予約サイトや案内板などで分類等級を表示するなど、未成年が適切な映画の選択をできるよう様々な対策を講じる必要がある。
	二次市場（ブルーレイ、DVD、配信、テレビ放映等）における取り扱い	DVD、ブルーレイ、配信等の映像物についても、基本的には分類審査が必要と定められており、等級の表示も義務化されている。 ただし、映画館上映時に等級分類を既に受けた映画と同一内容で制作される映像物については、別途等級分類を受ける必要はないと定められている。

【調査項目3】韓国 | 映画 ◇KMRB レーティング基準〔1/3〕

- ・ KMRBにおける映画の分類は、ALL、12、15、19、制限上映の5区分で定められている。
- ・ 分類基準はテーマ、性的刺激性、暴力、言語、恐怖表現、薬物、模倣危険性の7要素である。

具体的基準	レーティング分類				
	ALL : 全年齢	12 : 12歳以上が視聴可能 (保護者同伴により12歳未満の視聴も可能)	15 : 15歳以上が視聴可能 (保護者同伴により15歳未満の視聴も可能)	19 : 19歳未満は視聴不可	制限上映 : 一般の映画館では上映不可、映像物の流通禁止
テーマ	感情の安定や健全な価値観の形成を妨げることなく、あらゆる年齢層の人々に受け入れられるもの	犯罪、暴力、非行、社会のネガティブな現実や対立などを扱うが、未成年の人格形成に悪影響を与えないもの	犯罪や暴力、少年非行、性的猥褻などを美化したり正当化したりしないもの	若者の一般的な知識や経験では受け入れが難しく、健康的な人格への成長を妨げるもの	基本的な民主的秩序の否定や、反人間的・反社会的行為の美化・奨励を含み、社会秩序に深刻な混乱をもたらす
言語	- 罵り言葉や下品な言葉遣いは非常に弱く表現 - 差別的または人権侵害的な言葉は禁止	- 罵り言葉や下品な言葉遣いは穏やかで簡潔 - 差別的かつ人権侵害的な言葉遣いの使用は軽度かつ簡潔	- 罵り言葉や下品な言葉遣いはあるが、連続的には表現されない - 差別的かつ人権侵害的な言葉遣いはあるが、過剰でない	感情的かつ個人的な侮辱や恥辱を招くレベルの連続的な罵り言葉・下品な言葉遣いの使用	障害者など特定の階層に対して侮辱的で侮辱的な言葉を過度に使用
暴力・血	- 暴力的な要素がなく、非常に弱く表現 - 負傷や流血、身体的損傷の表現は一切ない - 性的暴力は表現されない	- 暴力の要素は控えめで簡潔に表現 - 怪我、殺人、流血、切断、拷問などは強調されず、まれである - 性的暴力は全体的な文脈の中で暗に表現	- 身体的暴力は現実的に表現されるが、詳細描写や残酷描写はない - 怪我、殺人、流血、切断、拷問などは連続的かつ具体的には表現されない - 性的暴力は全体の文脈の中で間接的に表現 - 暴力行為を美化・正当化しない	- 身体的暴力、虐待、身体や道具を使った殺害が、連続的かつ露骨に表現 - 傷害、殺人、流血、切断、拷問などの直接的かつ明確な描写 - 性的暴力は具体的かつ直接的な表現 - 暴力行為の美化も可能	- 子どもや青少年を性的道具や虐待の対象として挑発的に描写 - 人間や生き物に対する極端な暴力や身体の切断は挑発的かつ露骨に表現

出所：KMRBウェブサイトを基に総務省作成

【調査項目3】韓国 | 映画 ◇KMRB レーティング基準〔2/3〕

具体的基準	レーティング分類				
	G : 全年齢	PG : 15歳未満は保護者の指導が必要	M : 15歳未満には推奨されない	MA15+ : 15歳未満には不適格	R18+ : 成人限定
性表現	- 日常生活でよく見られる自然な愛情表現 - 性的な内容に関連する音、画像、言語はない	- 身体的な裸体や性的接触(キスやハグなどの愛情表現)は、性的な文脈に伴う程度に表現 - 性的な内容に関連する音、画像、言語は、軽やかで簡潔に表現	- 性的行為は具体的ではなく限定的に表現 - 性的な内容に関連する音、画像、言語は挑発的に表現されない - 一般的な社会倫理に反する性的行為は禁止	- 性的行為は連続的かつ露骨に表現 - 性的な内容に関連する音、画像、言語は直接的かつ挑発的 - 社会倫理に反する性的行為の表現も可能	- 一般的な社会倫理に反する性的行為や憎悪に満ちた性的行為(例: 猥褻、時間、小児性愛など)を過度に直接かつ露骨に表現 - 実際に性的行為をするシーンを描写
ヌード	身体への露出はなく、非常に弱く表現	性的文脈とは無関係な簡潔なヌード表現	- 性的文脈に関係のないヌードは挑発的に表現されず、全体的な文脈の中で適切に表現される - 性的な文脈に関連するヌードは特定の部位を選択的に強調しない	- 性的な文脈に関連するヌードは直接的に表現 - 性器等の強調かつ持続的な露出は不可	性的な文脈で性器などを継続的に露出
薬物	薬物使用の要素は非常に弱く表現	薬物使用は軽度かつ簡潔に表現	- 薬物使用は具体的かつ現実的に表現されない - 有害薬物の効果を記述し、薬物使用を美化・正当化しない	- 薬物使用は過剰、具体的、直接的、明示的に表現 - 有害薬物の服用、製造・利用方法が具体的かつ事実的に表現され、助長する恐れがある	薬物依存や幻覚状態での暴力・強姦の表現
アルコール・喫煙	- 飲酒・喫煙のシーンは非常に弱く表現 - 未成年による飲酒・喫煙シーンはない	飲酒・喫煙のシーンは、全体の文脈の中で控えめで簡潔に表現	- 飲酒や喫煙のシーンは繰り返し表現されない - 若者の飲酒や喫煙を美化・正当化しない	飲酒や喫煙のシーンが連続的かつ繰り返し表現され、思春期の若者に有害な影響を与える	言及なし

出所：KMRBウェブサイトを基に総務省作成

【調査項目3】韓国 | 映画 ◇KMRB レーティング基準〔3/3〕

具体的基準	レーティング分類				
	G : 全年齢	PG : 15歳未満は保護者の指導が必要	M : 15歳未満には推奨されない	MA15+ : 15歳未満には不適格	R18+ : 成人限定
ギャンブル	• 言及なし	• 言及なし	• 言及なし	• 言及なし	• 言及なし
恐怖表現	• 恐怖の要素は非常に弱い	• 恐怖シーンは軽く簡潔に表現	• 恐怖の要素はあるが、持続的かつ具体的でない	• 恐怖の要素は過剰であり、表現の度合いは具体的に直接的かつ明示的	• 言及なし
その他(模倣危険性)	- 自殺・自傷のような模倣心理を刺激する表現はない - 犯罪の手口や武器・凶器類の表現は非常に単純 - 青少年によるいじめ・非行は非常に弱く表現	- 自殺・自傷のような模倣心理を刺激する表現は穏やかで簡潔 - 犯罪の手口や武器・凶器類の表現は軽く簡潔 - 青少年によるいじめ・非行は穏やかで簡潔に表現	- 自殺・自傷のような模倣心理を刺激する表現は具体的・継続的でない - 犯罪の手口や武器・凶器類の表現は具体的・継続的でない - 青少年によるいじめ・非行の表現は具体的・継続的でない	- 自殺・自傷のような模倣心理を刺激する表現が具体的かつ現実的 - 犯罪の手口や武器・凶器類の表現は具体的かつ現実的 - 青少年によるいじめ・非行の表現は具体的かつ現実的	• 言及なし

【調査項目3】韓国 | ゲーム ◆GRAC 団体概要

分類		概要
団体概要	正式名称/運営	게임물관리위원회 (Game Rating and Administration Committee) /公営
	設立年月日	2013年12月
	設立の経緯	2006年以前はKMRBがビデオゲームの分類を行っていたが、ギャンブルゲーム『Sea Story（海物語）』を全年齢対象としたことで論争が起こり、GRACの前身であるGame Rating Board（GRB）がKMRBからわかれて設立。その後、ゲーム産業振興法の改正に伴い組織が改編され、GRACが設立された。
	運営状況	GRACは9名からなる委員会を中心に、監査官、事務局、管理支援部門、ゲームポストマネジメント部門、ゲームユーザー保護部門、ゲームレーティング管理センター、政策・法務センター、教育・情報センターにより構成されている。レーティング評価はGRACによる審査のほか、民間審査機関として審査の一部委託を受けているGame Content Rating Board（GCRB）と、GRACから指定を受けた民間事業者であるIndependent Rating Classification Business Entities（IRCB）【Google、Apple、Sony、Microsoft、Nintendo、Epic Games等】による審査が可能である。また、GRACはICRAにも参加している。
	設置運営に掛かる法令上の根拠	ゲーム産業振興法により、委員会の設置、等級分類義務、等級表示義務、広告・宣伝の制限等が規定されている。
	資金構造	ゲーム産業振興法の第20条により、委員会の運営において必要な経費を国庫から補助することが認められており、2026年度には154億3,100万₩の予算が割り当てられている。また、GRACは審査手数料も徴収しているため、審査手数料と国庫補助の二つを主な資金源としていると想定される。

【調査項目3】韓国 | ゲーム ◇GRAC 審査対象とレーティング結果の取り扱い

分類		概要
審査対象	対象とするコンテンツ	PCゲーム、オンラインゲーム、モバイルゲーム、アーケードゲーム、コンソールゲーム等の全てのゲームについて、審査が義務化されている。 ゲーム種別では、アーケードゲームのみがGRACによる審査が行われ、その他のゲームはIRCBまたはGCRBによる審査が中心となる。ただし、アーケードゲーム以外についても、19歳以上のレーティングが付与されるものについては、GRACによる審査が行われる。
	年間の審査件数	2024年度：総計1,563,112本 うち、GRACが815本、GCRBが269本、IRCBが1,562,028本を分類。
レーティング結果の 取り扱い	宣伝における取り扱い	等級分類を受けたゲーム物の等級と異なる等級を表示した広告・宣伝物を配布・掲示する行為や等級を受けたゲーム物の内容と異なる内容の広告をする行為が法的に禁じられている。 また、広告・宣伝において、確率型アイテムの種類と確率情報を表示する義務が規定されている。
	販売における取り扱い	店舗・オンラインに関わらず、ゲーム物に対するレーティング表示が義務化されている。 また、青少年保護法に基づき、青少年有害媒体物（19歳以上指定）の作品については、年齢及び本人確認を行う法的義務が存在する。
	二次市場（中古ゲーム、フリマアプリ等）における取り扱い	等級分類義務はゲーム物の制作・配給者に課せられている義務であり、中古ゲーム等における特段の規制は存在しない。

【調査項目3】韓国 | ゲーム ◇GRAC レーティング基準〔1/3〕

- GRACはレーティング基準として、全般的基準、挑発的基準、暴力基準、犯罪・薬物基準、言語基準、投機的行為基準を設定。
- また、コンテンツディスクリプタも定めている。

具体的基準	レーティング分類				コンテンツディスクリプタ
	ALL : 全年齢対象	12 : 12歳以上向け	15 : 15歳以上向け	19 : 未成年者使用禁止	
テーマ	子どもたちに教育的または道徳的な人格や感情を育むもの	言及なし	言及なし	言及なし	なし
言語	未成年者の健全な言語発達を妨げるような下品または罵倒表現は禁止	過度な下品または罵倒表現は禁止	過度な下品または罵倒表現は禁止	未成年者に有害となる可能性のある下品または罵倒表現を含む	不適切な言葉遣いが含まれている場合、コンテンツディスクリプタ〔language〕で表示
暴力・血	- 武器表現は単純なもののみ - 血・流血描写はない - 身体的傷害・損傷の描写はない - 暴力的な映像、音楽、音響効果、言語はない - ゲーム内のユーザー同士の対立による損失はない	- 武器表現は単純なもののみ - 血・流血描写はない - 身体的傷害・損傷の描写はない - 暴力的な映像、音楽、音響効果、言語はほとんどない - ゲーム内のユーザー同士の対立による過度な損失はない	- 武器の過剰な事実表現は禁止 - 出血の過剰な事実表現は禁止 - 身体的傷害・損傷の描写はほとんどない - 過度な暴力的な映像、音楽、音響効果、言語はない - ゲーム内のユーザー同士の対立による報酬・損失は存在するが、略奪形式でない	- 武器の表現は無制限に可能 - 出血の事実表現が可能 - 身体的傷害の事実表現が可能 - 暴力的な映像、音楽、音響効果、言語が含まれる - ゲーム内のユーザー同士の対立による報酬・損失が発生する	攻撃的な戦闘シーンの描写や流血シーン（リアルな流血、グロテスク描写、武器、人間の負傷・死の描写）が含まれている場合、コンテンツディスクリプタ〔violence〕で表示

出所：GRAC「Rating Review Regulations」（2013年2月）を基に総務省作成

【調査項目3】韓国 | ゲーム ◇GRAC レーティング基準〔2/3〕

具体的基準	レーティング分類				コンテンツディスクリプタ
	ALL : 全年齢対象	12 : 12歳以上向け	15 : 15歳以上向け	19 : 成人向け	
性表現	- 児童に有害なわいせつ性は含まれない - 性に結び付く要素は一切ない	12歳未満の児童に有害なわいせつ性は含まれず、軽度な性的指向に留まる - 性的な音声や言語表現は一切ない	15歳未満の児童に有害なわいせつ性は含まれず、間接的・限定的な性的描写に留まる - 性に関連する間接的で非特定の映像、音声、言語的要素を含む	19歳未満の児童に有害なわいせつ性を含み、直接的・具体的な性的指向のグラフィック表現を含む - 性的行為は視覚的に表現されているが、詳細には描かれない	露骨な性的行動の描写が含まれている場合、コンテンツディスクリプタ〔sexuality〕で表示
ヌード	挑発的な身体露出は禁止	肩、腰、脚などの挑発的な身体露出はほとんどない	間接的かつ限定的な挑発的な身体露出に留まる（胸やお尻などの部分的表現のみ）	性器が完全に露出していないものの、挑発的な身体露出を含む	ヌードが含まれている場合、コンテンツディスクリプタ〔sexuality〕で表示
薬物	薬物の表現なし	薬物の表現が少ない、または軽度である	薬物の表現が少ない、または軽度である	薬物の具体的・直接的な表現を含む	アルコール飲料、たばこ製品、違法薬物使用のイメージが含まれている場合、コンテンツディスクリプタ〔alcohol, tobacco, drug〕で表示
アルコール・喫煙	言及なし	言及なし	言及なし	言及なし	
ギャンブル	投機的行為の表現が禁止	投機的行為の軽度なシミュレーションを含む	投機的行為の軽度なシミュレーションを含む	金銭的利益や損失を生まない投機的行為のシミュレーションを含む	賭博または賭け事への言及や模擬賭博が含まれている場合、コンテンツディスクリプタ〔gambling(betting)〕で表示
恐怖表現	嫌悪・恐怖を喚起するキャラクターの要素は一切含まれない	嫌悪・恐怖を喚起するキャラクター要素はほとんどない	嫌悪・恐怖を喚起するキャラクターの要素はほとんどない	言及なし	恐怖行為が含まれている場合、コンテンツディスクリプタ〔fear/horror/threatening〕で表示

出所：GRAC「Rating Review Regulations」（2013年2月）を基に総務省作成

【調査項目3】韓国 | ゲーム ◇GRAC レーティング基準〔3/3〕

具体的基準	レーティング分類				コンテンツディスクリプタ
	ALL : 全年齢対象	12 : 12歳以上向け	15 : 15歳以上向け	19 : 成人向け	
その他(犯罪行為・反社会的思想)	- 児童に有害な反社会的思想は含まれない - 犯罪表現なし	12歳未満の児童に有害な反社会的思想は含まれない - 軽度な犯罪表現を含む	15歳未満の児童に有害な反社会的思想は含まれない - 軽度な犯罪表現を含む	19歳未満の児童に有害な反社会的思想が含まれる - 具体的・直接的な犯罪表現を含む	犯罪を連想させるイメージ、反社会的または反政府的なメッセージが含まれている場合、コンテンツディスクリプタ[crime, anti-societal or anti-governmental messages]で表示

【調査項目3】韓国 | Webコンテンツ ◇SafeNet

- 韓国では、政府機関であるKCSC（放送通信審議委員会）がWebコンテンツのレーティング制度「SafeNet」を2001年から現在に至るまで運営しており、青少年保護のためのフィルタリングに活用されている。
- 評価基準は露出度、性表現、暴力、言語、その他（薬物、武器、ギャンブル、飲酒、喫煙）の5つに分かれており、0から4のレーティングにおいて各基準に関する設定が為されている。（ただし、その他の基準はレーティングではなく、情報提供の有無に関する情報が記載される）
- SafeNetは自己評価制度であり、具体的な利用率等は不明。
- KCSCは海外の有害サイトをSafeNet基準でレーティングしたブラックリストや、是正要求を出した国内サイトのリスト等のデータベースをフィルタリングソフト事業者に提供している。

各評価基準とレーティングの対応

基準	グレード0	グレード1	グレード2	グレード3	グレード4
露出度	・ 露出なし	・ 露出度の高い服装	・ 部分的露出	・ 全身露出	・ 性器露出
性表現	・ 性的行為は禁止	・ 激しいキス	・ 衣服を着た状態での性的接触	・ 非露骨な性的行為	・ 性的犯罪・露骨な性的行為
暴力	・ 暴力なし	・ 戦闘	・ ケガ	・ 殺人	・ 残忍な殺人
言語	・ 罵倒表現は禁止	・ 日常的な罵倒表現	・ 粗野な罵倒表現	・ 激しい罵倒表現	・ 露骨でわいせつな罵倒表現
その他	・ 薬物使用の助長、武器使用の助長、賭博、飲酒の助長、喫煙の助長				

レーティングと年齢分類の対応

年齢分類	露出度	性表現	暴力	言語
全年齢	グレード1	グレード0	グレード1	グレード0
12歳以上	グレード2	グレード2	グレード2	グレード1
15歳以上	グレード2	グレード2	グレード3	グレード2
19歳以上	グレード3	グレード3	グレード4	グレード4

出所：SafeNetウェブサイトを基に総務省作成

オーストラリアのコンテンツ審査に関する調査結果

【調査項目3】オーストラリア | 映画 ◇AC 団体概要

分類		概要
団体概要	正式名称/運営	Australian Classification/公営
	設立年月日	1917年（ACの前身であるCommonwealth Film Censorship Boardの設立年）
	設立の経緯	1901年以降、警察犯罪法やわいせつ出版物法などの州法により、出版物の輸入が規制されていた。1917年には、輸入規制の対象が映画にも広がり、Commonwealth Film Censorship Boardの新設に伴い、冒流的、わいせつ、非道徳的な映画の輸入が税関規則で禁止された。 その後、1970年頃から旧来の検閲制度から現代的な分類制度へと方針が転換され、1994年には映画のみならずビデオゲームにも分類対象が拡大。1995年には、Classification (Publications, Films and Computer Games) Act 1995の施行により、"Classification Board"に正式名称が変更された。この法改正により、National Classification Scheme（国家分類制度）が確立された。
	運営状況	Australian Classificationは、分類を行うClassification BoardとBoardの決定した分類を審査するClassification Review Boardの2つに分かれて運営されている。 分類プロセスは大きく3種類あり、Classification Boardによる直接分類、Accredited Classifiersによる自己分類、Approved Classification Toolsによる自動分類があげられる。 Classification Boardによる直接分類については、申請者がClassification Boardに分類を直接申請し、Boardが実際に映画・ゲームを視聴・プレイし、それに基づいて分類の決定や証明書の発行が行われるというものである。 Accredited Classifiersによる自己分類については、トレーニングや試験を通して国が訓練・認定した分類者（個人）が、映画・ゲームを視聴・プレイし、分類を行い、Classification Boardが最終確認を行い分類の決定が行われるというものである。Accredited Classifiersは配給会社等の映画制作・提供側や、フリーランスとして、審査料は給与や報酬といった形で個人に支払われている。 Approved Classification Toolsによる自動分類については、承認済みツール（IARC Global Rating Tool、Netflix Classification Tool、Spherex Ratings Tool、Amazon Classification Tool）に基づき分類が決定されるというものである。
	設置運営に掛かる法令上の根拠	Classification (Publications, Films and Computer Games) Act 1995により、Classification BoardやClassification Review Boardの設置・権限が定められている。 また、National Classification Codeにより、Board/Review Boardによる分類決定について、分類カテゴリーごとの大まかな定義が定められているほか、詳細な判断基準はClassification Guidelinesにより定められている。
	資金構造	ACの分類サービスにより、ACへの分類申請者に対して商業的利益（全国で販売・上映できる権利）を与えることから、申請者はコスト回収の対象として位置づけられ、審査料が回収されている。 ただし、資金の一部は連邦予算で負担する部分的コスト回収モデルで設計されており、2024-2025年度では年間総コスト約540万ドルのうち、審査料による回収額は約410万ドルで、残りの約130万ドルは連邦予算から補填されている。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目3】オーストラリア | 映画 ◇AC 審査対象とレーティング結果の取り扱い

分類		概要
審査対象	対象とするコンテンツ	以下のような映画、ゲーム、出版物を審査対象とする。 映画：商業用劇場公開作品、DVD/ブルーレイ/オンライン販売・レンタル作品、広告 ゲーム：コンソール、PC、モバイルゲーム等のプラットフォーム、広告 出版物：性的・暴力的表現など、未成年に不適当と考えられる出版物
	年間の審査件数	2024年度について、Australian Classification Boardによる直接的な分類は、合計821件。（うち、映画632件、ゲーム119件、出版物12件、他広告、タイトル変更など） また、Accredited Classifierによる分類は2,958件、Approved Classification Toolsによる分類は401,873件（うちIARCによる分類が394,619件）で、全体の分類件数は405,660件である。
レーティング結果の 取り扱い	宣伝における取り扱い	Classification (Advertising of Unclassified Films and Computer Games Scheme) Determination 2009により、未分類の映画・ゲームの広告について、“Check the Classification (CTC)”の表示義務があり、かつ正式に分類された作品についても、分類マークおよび消費者への勧告を表示する必要がある。
	映画館での取り扱い	映画・ゲームの販売・上映・広告の規制責任は各州・準州に依拠するとされており、全ての州・準州において、MA15+/R18+/X18+/RC の映画作品については、適正でない年齢層への観客への提供が禁じる規制が定められている。 年齢確認については明示的に義務化はされていないものの、州法において映画館による年齢確認の権利や、映画館が不適切な年齢層の観客への提供を許可したと訴えられた際の抗弁として年齢確認の実施があげられているため、実務上では基本的に年齢確認が行われているのではないかと推測される。
	二次市場（ブルーレイ、DVD、配信、テレビ放映等）における取り扱い	DVDやブルーレイといった形状においても、映画館における上映と同様、MA15+/R18+/X18+/RC の作品の販売については、各州・準州における法律により規制されている。 一方で、配信においては、レーティングに応じたアクセス制御は各プラットフォームに委ねられており、年齢確認に関する規制等は特に確認されない。

【調査項目3】オーストラリア | 映画 ◇AC レーティング基準〔1/3〕

- ACにおける映画の分類は、G、PG、M、MA15+、R18+、X18+、RCの7分類により定められている。
- 分類基準は主に6つの要素に基づいて定められている。
- 消費者向けの注意書きとして、分類に対して最も影響を与えた要素について情報を記載する必要がある。

具体的 基準	レーティング分類						
	G： 全年齢	PG： 15歳未満は保護 者の指導が必要	M： 15歳未満には推 奨されない	MA15+： 15歳未満には不 適格	R18+： 成人限定	X18+： 成人限定（ポルノ 映画）	RC： 分類拒否
テーマ	脅威や危険性が非常に低い	脅威や危険性を抑えている	適度な脅威や危険性を持つことがある	強いテーマの扱いは文脈によって正当化されるべき	ほぼ制限なし	言及なし	言及なし
言語	粗野な言葉遣いは非常に穏やかで低頻度	粗野な言葉遣いは穏やかで低頻度	- 粗野な言葉遣いが使われることがある - 強い言葉遣いは稀である	- 強く粗野な言葉遣いが使われることがある - 非常に強い言葉遣いは稀	ほぼ制限なし	性的攻撃と捉えられる言葉遣いは禁止	言及なし
暴力・ 血	- 暴力は脅威や危険性が低い - 性的暴行は不許可	- 暴力は軽度かつ稀である - 性的暴行は不許可	- 適度な暴力は許される - 性的暴行は非常に限定的	- 頻度に関する制限はないが、文脈によって正当化されるべき - 文脈によっては、性的暴行の暗示も可能	- 頻度・文脈の制限なし - 文脈によっては、性的暴行の暗示も可能	暴力や性的暴行の描写は禁止	言及なし

【調査項目3】オーストラリア | 映画 ◇AC レーティング基準〔2/3〕

具体的 基準	レーティング分類						
	G： 全年齢	PG： 15歳未満は保護 者の指導が必要	M： 15歳未満には推 奨されない	MA15+： 15歳未満には不 適格	R18+： 成人限定	X18+： 成人限定（ポルノ 映画）	RC： 分類拒否
性表現	性的行為は非常に穏やかかつ非常に控えめに暗示される	性的行為は穏やかで控えめに暗示される	性的行為は控えめに暗示	性的行為が示唆されることがある	- 性的行為のシミュレーション的な表現は可能 - 実行為は不許可	成人による実際の性的行為の描写を含む	- 実際の性的行為の描写を含む - 露骨かつリアルな性的行為のシミュレーション描写を含む - 獣姦や近親相姦等の描写を含む
ヌード	ヌードは文脈によって正当化されるべき	ヌードは文脈によって正当化されるべき	ヌードは文脈によって正当化されるべき	ヌードは文脈によって正当化されるべき	文脈にかかわらず許可	言及なし	言及なし
薬物	薬物使用は非常に控えめに暗示	薬物使用は文脈によって正当化されるべき	薬物使用は文脈によって正当化されるべき	薬物使用は文脈によって正当化されるべき	文脈に関わらず許可	言及なし	- 禁止薬物の使用に関する詳細な指導を含む - 禁止薬物使用を促進または奨励する資料を含む
恐怖表現	言及なし	言及なし	言及なし	言及なし	言及なし	言及なし	言及なし

【調査項目3】オーストラリア | 映画 ◇AC レーティング基準〔3/3〕

具体的 基準	レーティング分類						
	G： 全年齢	PG： 15歳未満は保護 者の指導が必要	M： 15歳未満には推 奨されない	MA15+： 15歳未満には不 適格	R18+： 成人限定	X18+： 成人限定（ポルノ 映画）	RC： 分類拒否
その他 (犯罪 描写)	・ 言及なし	・ 言及なし	・ 言及なし	・ 言及なし	・ 言及なし	・ 言及なし	・ 犯罪に関する詳 細な指導や宣 伝を含む ・ 小児性愛者活 動の促進を含む ・ 児童性的虐待 の描写を含む

出所：Australian Government「Guidelines for the Classification of Films 2012」（2012年12月）を基に総務省作成

【調査項目3】オーストラリア | ゲーム ◇AC 団体概要

分類		概要
団体概要	正式名称/運営	Australian Classification/公営
	設立年月日	1917年（ACの前身であるCommonwealth Film Censorship Boardの設立年）
	設立の経緯	1901年以降、警察犯罪法やわいせつ出版物法などの州法により、出版物の輸入が規制されていた。1917年には、輸入規制の対象が映画にも広がり、Commonwealth Film Censorship Boardの新設に伴い、冒濫的、わいせつ、非道徳的な映画の輸入が税関規則で禁止された。 その後、1970年頃から旧来の検閲制度から現代的な分類制度へと方針が転換され、1994年には映画のみならずビデオゲームにも分類対象が拡大。1995年には、Classification (Publications, Films and Computer Games) Act 1995の施行により、"Classification Board"に正式名称が変更された。この法改正により、National Classification Scheme（国家分類制度）が確立された。
	運営状況	Australian Classificationは、分類を行うClassification BoardとBoardの決定した分類を審査するClassification Review Boardの2つに分かれて運営されている。 分類プロセスは大きく3種類あり、Classification Boardによる直接分類、Accredited Classifiersによる自己分類、Approved Classification Toolsによる自動分類があげられる。 Classification Boardによる直接分類については、申請者がClassification Boardに分類を直接申請し、Boardが実際に映画・ゲームを視聴・プレイし、それに基づいて分類の決定や証明書の発行が行われるというものである。 Accredited Classifiersによる自己分類については、トレーニングや試験を通して国が訓練・認定した分類者（個人）が、映画・ゲームを視聴・プレイし、分類を行い、Classification Boardが最終確認を行い分類の決定が行われるというものである。 Accredited Classifiersは配給会社等の映画制作・提供側や、フリーランスとして、審査料は給与や報酬といった形で個人に支払われている。 Approved Classification Toolsによる自動分類については、承認済みツール（IARC Global Rating Tool、Netflix Classification Tool、Spherex Ratings Tool、Amazon Classification Tool）に基づき分類が決定されるというものである。
	設置運営に掛かる法令上の根拠	Classification (Publications, Films and Computer Games) Act 1995により、Classification BoardやClassification Review Boardの設置・権限が定められている。 また、National Classification Codeにより、Board/Review Boardによる分類決定について、分類カテゴリーごとの大まかな定義が定められているほか、詳細な判断基準はClassification Guidelinesにより定められている。
	資金構造	ACの分類サービスにより、ACへの分類申請者に対して商業的利益（全国で販売・上映できる権利）を与えることから、申請者はコスト回収の対象として位置づけられ、審査料が回収されている。 ただし、資金の一部は連邦予算で負担する部分的コスト回収モデルで設計されており、2024-2025年度では年間総コスト約540万ドルのうち、審査料による回収額は約410万ドルで、残りの約130万ドルは連邦予算から補填されている。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目3】オーストラリア | ゲーム ◇AC 審査対象とレーティング結果の取り扱い

分類		概要
審査対象	対象とするコンテンツ	以下のような映画、ゲーム、出版物を審査対象とする。 映画：商業用劇場公開作品、DVD/ブルーレイ/オンライン販売・レンタル作品、広告 ゲーム：コンソール、PC、モバイルゲーム等のプラットフォーム、広告 出版物：性的・暴力的表現など、未成年に不適当と考えられる出版物
	年間の審査件数	2024年度について、Australian Classification Boardによる直接的な分類は、合計821件。（うち、映画632件、ゲーム119件、出版物12件、他広告、タイトル変更など） また、Accredited Classifierによる分類は2,958件、Approved Classification Toolsによる分類は401,873件（うちIARCによる分類が394,619件）で、全体の分類件数は405,660件である。
レーティング結果の 取り扱い	宣伝における取り扱い	Classification (Advertising of Unclassified Films and Computer Games Scheme) Determination 2009により、未分類の映画・ゲームの広告について、“Check the Classification (CTC)”の表示義務があり、かつ正式に分類された作品についても、分類マークおよび消費者への勧告を表示する必要がある。
	販売における取り扱い	店舗・オンラインに関わらず、分類マークの表示は義務化されている。 映画・ゲームの販売・上映・広告の規制責任は各州・準州に依拠するとされており、全ての州・準州において、MA15+ /R18+のゲーム作品については、適正でない年齢層への客への販売・レンタルが禁じる規制が定められている。 一方で、オンライン販売については年齢確認に基づく販売制限などに関する明確な法規制は定められていないのが現状で、各プラットフォームの自主的な取り組みに依存している。
	二次市場（中古ゲーム、フリマアプリ等）における取り扱い	分類マークの表示義務やそれに伴う年齢制限については、新品・中古を問わず全てのゲームで行われる必要があり、中古ゲームも対象となる。

【調査項目3】オーストラリア | ゲーム ◇AC レーティング基準〔1/3〕

- ACにおけるゲームの分類は、G、PG、M、MA15+、R18+、RCの6分類により定められている。
- 分類基準は各要素に基づいて詳細に定められている。
- コンテンツディスクリプタのようなものは存在しないが、消費者向けの注意書きとして、分類に対して最も影響を与えた要素について情報を記載する必要がある。

具体的基準	レーティング分類					
	G： 全年齢	PG： 15歳未満は保護者の指導が必要	M： 15歳未満には推奨されない	MA15+： 15歳未満には不適格	R18+： 成人に限定	RC： 分類拒否
テーマ	- 脅威や危険性が極めて低い - 確率要素や模擬ギャンブルに関連するゲーム内課金は不許可	- 脅威や危険性を抑えている - 確率要素や模擬ギャンブルに関連するゲーム内課金は不許可	- 文脈によって適度な脅威や危険性を持つ - 確率要素に基づくゲーム内課金は許可 - 模擬ギャンブルは不許可	- 文脈によって強いテーマの扱いが可能 - 確率要素に基づくゲーム内課金は許可 - 模擬ギャンブルは不許可	- ほぼ制限なし - 確率要素や模擬ギャンブルに基づくゲーム内課金も許可	言及なし
言語	卑語は極めて控えめで頻度が少ない	卑語は穏やかで頻度が少ない	- 卑語が使われることがある - 強い言葉遣いは頻度が少ない	強い言葉遣いが使われることがあるが、低頻度である	ほぼ制限なし	言及なし
暴力・血	- 暴力表現は脅威や危険性が低い - 性的暴行は全て不許可	- 暴力表現は軽度で稀である - 性的暴行は全て不許可	- 文脈によって適度な暴力表現は許される - 性的暴行は全て不許可	- 強烈でリアルな暴力は頻繁でない - 性的暴行は全て不許可	- 合理的な大人にとって不快感を伴う暴力は不許可 - 性的暴行は暗示的かつインセンティブ・報酬に関連しないもののみ許可	- 非常に強いインパクトや高頻度・長期間・反復的な暴力描写を含む - インセンティブや報酬に関連する暗示的な性的暴行を含む

出所：Australian Government「Guidelines for the Classification of Computer Games 2023」（2023年10月）を基に総務省作成

【調査項目3】オーストラリア | ゲーム ◇AC レーティング基準〔2/3〕

具体的基準	レーティング分類					
	G : 全年齢	PG : 15歳未満は保護者の指導が必要	M : 15歳未満には推奨されない	MA15+ : 15歳未満には不適格	R18+ : 成人に限定	RC : 分類拒否
性表現	- 性的行為は極めて控えめに暗示されるべき - インセンティブや報酬に紐づいた性表現は不許可	- 性的行為は穏やかで控えめに暗示されるべき - インセンティブや報酬に紐づいた性表現は不許可	- 性的行為は控えめに示唆されるべき - インセンティブや報酬に紐づいた性表現は不許可	- 性的行為が示唆されることがある - インセンティブや報酬に紐づいた性表現は不許可	- 実際の性的行為の描写は不許可 - 性的行為の模擬描写は可能 - 露骨かつリアルな性的行為のシミュレーション描写は不許可	- 実際の性的行為の描写を含む - 露骨かつリアルな性的行為のシミュレーション描写を含む - 獣姦や近親相姦等の描写を含む
ヌード	- ヌードは低頻度 - インセンティブや報酬に紐づいたヌードは不許可	- ヌードは低頻度 - インセンティブや報酬に紐づいたヌードは不許可	- 頻度に関する制限はなし - インセンティブや報酬に紐づいたヌードは不許可	- 頻度に関する制限はなし - インセンティブや報酬に紐づいたヌードは不許可	文脈の正当性に関わらず許可	言及なし
薬物	- 薬物使用は極めて控えめに暗示されるべき - インセンティブや報酬に紐づいた薬物使用は不許可 - インタラクティブな違法薬物または禁止薬物の使用は不許可	- 薬物使用は稀であり、文脈によって正当化されるべき - インセンティブや報酬に紐づいた薬物使用は不許可 - インタラクティブな違法薬物または禁止薬物の使用は不許可	- 頻度に関する制限はなし - インセンティブや報酬に紐づいた薬物使用は不許可 - インタラクティブな違法薬物または禁止薬物の使用は不許可	- 頻度に関する制限はなし - インセンティブや報酬に紐づいた薬物使用は不許可 - インタラクティブな違法薬物または禁止薬物の使用は不許可	- 文脈の正当性に関わらず許可 - インセンティブや報酬に紐づいた薬物使用は不許可 - インタラクティブな違法薬物または禁止薬物の使用は不許可	- 禁止薬物の使用に関する詳細な指導を含む - 禁止薬物使用を促進または奨励する資料を含む
アルコール・喫煙	言及なし	言及なし	言及なし	言及なし	言及なし	言及なし

出所 : Australian Government「Guidelines for the Classification of Computer Games 2023」(2023年10月)を基に総務省作成

【調査項目3】オーストラリア | ゲーム ◇AC レーティング基準〔3/3〕

具体的基準	レーティング分類					
	G : 全年齢	PG : 15歳未満は保護者の 指導が必要	M : 15歳未満には推奨さ れない	MA15+ : 15歳未満には不適格	R18+ : 成人に限定	RC : 分類拒否
ギャンブル	• 模擬ギャンブルに関 連するゲーム内課 金は不許可	• 模擬ギャンブルに関 連するゲーム内課 金は不許可	• 模擬ギャンブルに関 連するゲーム内課 金は不許可	• 模擬ギャンブルに関 連するゲーム内課 金は不許可	• 模擬ギャンブルに関 連するゲーム内課 金も許可	• 言及なし
恐怖表現	• 言及なし	• 言及なし	• 言及なし	• 言及なし	• 言及なし	• 言及なし
その他(犯 罪描写)	• 言及なし	• 言及なし	• 言及なし	• 言及なし	• 言及なし	• 犯罪に関する詳細 な指導や宣伝を含 む • 小児性愛者活動の 促進を含む • 児童性的虐待の描 写を含む
その他 (ゲーム内 課金)	• 確率要素や模擬 ギャンブルに関連す るゲーム内課金は 不許可	• 確率要素や模擬 ギャンブルに関連す るゲーム内課金は 不許可	• 確率要素に基づく ゲーム内課金は許 可 • 模擬ギャンブルは不 許可	• 確率要素に基づく ゲーム内課金は許 可 • 模擬ギャンブルは不 許可	• 確率要素や模擬 ギャンブルに基づく ゲーム内課金も許 可	• 言及なし

出所 : Australian Government「Guidelines for the Classification of Computer Games 2023」(2023年10月)を基に総務省作成

日本のコンテンツ審査に関する調査結果

【調査項目3】日本 | 映画 ◇映倫 団体概要

分類		概要
団体概要	正式名称/運営	一般社団法人 映画倫理機構/民営
	設立年月日	1949年6月14日
	設立の経緯	終戦後、映画の検閲を行っていたGHQから映画界に対して自主的な審査機関の設置を示唆されたことを受け、1949年に「映画倫理規程管理委員会」（俗称：旧映倫）を発足。その後、審査のあり方に関する批判を受け、映倫委員を外部の有識者に委嘱し、映倫の運営を映画界から切り離すなどの組織変更を行い、同年12月、新たに「映倫管理委員会」を発足。現在に至る。
	運営状況	映画倫理機構の理事は基本的に映画業界の外部者が務め、評議員として東映、東宝などの業界各社が参加。映画倫理委員会についても、委員は理事同様に映画業界の外部者が務め、審査員は映画分野有識者8名が務めている。また、次世代の成長と福祉に資する映画について助言を行い、推薦する映画とその年齢を示す「次世代への映画推薦委員会」を、映画倫理委員会委員長の諮問機関として運営している。
	設置運営に掛かる法令上の根拠	映画業界が自主的に設立した第三者審査機関であり、設置運営に掛かる法令上の根拠は存在しない。
	資金構造	審査に際して審査料金を徴収しており、運営費用のすべてを本審査料によって賄っている。

【調査項目3】日本 | 映画 ◇映倫 審査対象とレーティング結果の取り扱い

分類		概要
審査対象	対象とするコンテンツ	(1) 日本及び外国の劇映画、ドキュメンタリー映画、その他映像収録作品。(字幕版、吹き替え版) 再編集版、再公開版。(本方針及び分類基準の実施以前に映倫の審査を受けた作品を含む) (2) 上記作品の題名。 (3) ポスター、チラシなどの基本宣材。 (4) 予告篇、特報、宣伝用特殊映像。 上記のほか、映倫の審査方針、分類基準に基づく審査を求めるビデオ、DVD、ネット配信などの二次市場向け映画及び映像収録作品。 ※劇場CF・マナー広告・映画業界としてのキャンペーン広告、スポーツ・イベント・コンサート等の同時実況中継は対象外。 ※児童ポルノ、わいせつな図画など非合法的素材、描写を含む作品や、ドラマ性、ストーリー展開などが希薄で、専ら著しく刺激的な性行為や残虐な暴力などの描写に終始する映像（いわゆる18禁アニメ、残虐ビデオ、アダルト・ビデオなど）は映画館での上映は不適切とし、映倫の区分適用外とされる。(映倫マーク類自体が発行されない)
	年間の審査件数	2024年：日本映画620本、外国映画536本（計1,156本）
レーティング結果の取り扱い	宣伝における取り扱い	予告編およびポスター等の広告宣材において、区分マークの記載を義務化。
	映画館での取り扱い	主要な映画館が加入している全国興行生活衛生同業組合連合会において、映倫の審査を受けていない作品は上映しない申し合わせとなっており、基本的には映倫の審査が映画館上映の必須要件として要求されている。また、R15+、R18+については、チケット購入時と入場時に身分証提示等による年齢確認が必須となっている。
	二次市場（ブルーレイ、DVD、配信、テレビ放映等）における取り扱い	二次市場向けの新作について、受審は任意。また、劇場向け審査を行った作品については、本編の審査は不要。

【調査項目3】日本 | 映画 ◇映倫 レーティング基準〔1/6〕

- 映倫のレーティングでは、主題、言語、性表現、ヌード、暴力、恐怖、麻薬、犯罪の8項目について、G、PG12、R15+、R18+でそれぞれレーティングの基準が設定されている。
- R18+においても犯罪や差別を助長する表現や、著しく非人道的な表現は認められておらず、公共の場での観覧は不適切とされて区分が与えられない。
- ただし、具体的な分類基準を示したものは2009年4月に制定された映画分類基準のみであり、以降にアップデートが行われている可能性には留意する必要がある。

具体的基準	レーティング分類			
	G：年齢にかかわらず誰でも観覧できる	PG12：12歳未満の視聴には、親又は保護者の助言・指導が必要	R15+：15歳未満は観覧禁止	R18+：18歳未満は観覧禁止
テーマ	• 家庭や社会の問題を扱う主題は、年少者にとっても受け入れられ、倫理的にも適切で慎重な表現がされている	• 年少者には理解しにくい大人の社会の現実的な問題も扱われるが、慎重な表現がされている	• 人間の欲望や深刻な社会問題が、リアル、かつ刺激的に表現されている • 性、暴力、犯罪などとの多重表現のある場合や、著しく反倫理的な事項は、慎重に表現されている	• 人間の欲望や反倫理的な心情や行動が、現実感を伴って著しく刺激的に表現されている • 文脈上の必然性があれば、快楽殺人、近親相姦、人肉愛嗜、児童性愛などの、きわだって反社会的、反倫理的な主題も描かれる • 主題又は題材自体の問題性が高まるにつれ、慎重に抑制された仕方での描写、表現されており、作品全体としてそれらへの興味をいわずに助長したり、賛美・肯定されていない

出所：映画倫理委員会「映画分類基準」（2009年4月）を基に総務省作成

【調査項目3】日本 | 映画 ◇映倫 レーティング基準〔2/6〕

具体的基準	レーティング分類			
	G：年齢にかかわらず誰でも観覧できる	PG12：12歳未満の視聴には、親又は保護者の助言・指導が必要	R15+：15歳未満は観覧禁止	R18+：18歳未満は観覧禁止
言語	非難・中傷、下品な言葉などが多少あっても、日常一般的に使用されている程度で、差別的、人権侵害的、性的用語は極力避けられている	- ストーリー展開上、ときには差別的、人権侵害的、性的用語の使われることもあるが、慎重な表現による - 言語による攻撃、脅迫には注意が払われている	- 差別的・人権侵害的な用語や、性器の名称、その状態を表す言葉もときには使われる - しかし、その場合、言語自体の強さ、歴史的背景と描き方が適切か否かが問われる - 特定の個人、集団、施設に対する侮辱的、攻撃的な表現は慎重に扱われている	- 文脈上の必要性がある場合を除き、きわめて問題性の高い差別語は用いられていない - 性的用語も乱用されてはならず、作品全体として、差別や人権侵害を助長・肯定しない

出所：映画倫理委員会「映画分類基準」（2009年4月）を基に総務省作成

【調査項目3】日本 | 映画 ◇映倫 レーティング基準〔3/6〕

具体的基準	レーティング分類			
	G：年齢にかかわらず誰でも観覧できる	PG12：12歳未満の視聴には、親又は保護者の助言・指導が必要	R15+：15歳未満は観覧禁止	R18+：18歳未満は観覧禁止
暴力・血	- 喧嘩、抗争や破壊行為が描かれる場合、暴力は日常的な問題解決の手段として強調されていない - 戦争、組織犯罪、歴史劇、時代劇などの集団的な暴力の場面では、殺傷、流血及び死体などの描写は慎重に抑制されている - 年少者が容易に模倣可能で危険な遊戯は慎重に表現されている	- 多少の流血を伴う殺傷がみられるが、身体一部の損壊、苦悶・苦痛の描写は抑制されている - 顔面、頭部、心臓への攻撃も抑制されている - 年少者、社会的弱者、動物に対する暴力は、文脈により認められないこともある - 長く詳細なものは除かれている	- 出血飛散を伴う致命的な肉体損壊など、かなり刺激の強い暴力描写がある - しかし、その現実感、残酷感は最低限度にとどめられている - 銃砲・刀剣などの兇器で直接肉体を破壊する場面では、執拗、詳細な描写は避けられている - 拷問、虐待、私刑、処刑、無差別大量殺人、猟奇的連続殺人などの描写は、抑制的に扱われている	- 現実感、残酷感のある、著しく刺激的な、鮮血飛散を伴う肉体損壊・破壊の描写もみられる - 文脈上の必然性が重要である - 作品全体として暴力否定の精神を欠き、ことさら暴力・残酷のみを強調する表現はない - 下記の場面では、一段と抑制された表現による ➤ 年少者や社会的弱者、動物に対する暴力や攻撃 ➤ 犠牲者への同情を欠き、暴力をもって快楽とする残酷・残忍な描写、特に拷問、猟奇的な人体・死体の解体、臓器摘出など ➤ 性行為、麻薬の服用、兇悪な犯罪や差別偏見などとの加重表現 ➤ 快楽殺人、人肉愛嗜、サディズムなどの性的倒錯としての暴力

出所：映画倫理委員会「映画分類基準」（2009年4月）を基に総務省作成

【調査項目3】日本 | 映画 ◇映倫 レーティング基準〔4/6〕

具体的基準	レーティング分類			
	G：年齢にかかわらず誰でも観覧できる	PG12：12歳未満の視聴には、親又は保護者の助言・指導が必要	R15+：15歳未満は観覧禁止	R18+：18歳未満は観覧禁止
性表現	- 愛情や合意による大人の性愛表現は、着衣であっても自然で簡潔な、穏やかな描写になっている - 性的暴力は、ストーリー展開上必要であっても暗示程度に限る	- 簡潔な性愛は表現されている - 文脈により性的暴力の描写もあるが、慎重に抑制されている - 年少者の面前での性描写、性的用語の併用、セクシュアル・ハラスメントの行為などは慎重な表現に限られる	- フルヌードによる性愛表現はみられるが、体位、性的会話、エクスタシー表現、詳細さ、長さ、回数などは抑制されている - 未成年者、性的少数者、社会的弱者に係る性行為、また性的暴力や性犯罪などは慎重に抑制されている - S M遊戯やフェティシズム、近親相姦などの性的倒錯は、より慎重に抑制されている	- 全裸フルショットによる割り込み体位、激しい体動、性器愛撫・挿入、口唇性愛や射精などを擬似により強く連想させ、著しく刺激的な性愛行為の描写がみられる - グループ・セックス、性器具・拘束器具の使用もある - ただし、文脈上必要であっても、以下の場面では一段と抑制された表現による ➢ 未成年者、性的少数者や社会的弱者に係わる性行為、性的攻撃 ➢ 強姦、輪姦、陵辱、性的拷問や緊縛責めなどの性的暴力 ➢ S M、近親相姦、児童性愛、獣姦や屍姦などの著しい性的倒錯

出所：映画倫理委員会「映画分類基準」（2009年4月）を基に総務省作成

【調査項目3】日本 | 映画 ◇映倫 レーティング基準〔5/6〕

具体的基準	レーティング分類			
	G：年齢にかかわらず誰でも観覧できる	PG12：12歳未満の視聴には、親又は保護者の助言・指導が必要	R15+：15歳未満は観覧禁止	R18+：18歳未満は観覧禁止
ヌード	- 自然で簡潔なヌードはみられるが、性的な文脈では特に慎重に抑制された描写に限る - 死体の描写は人間の尊厳を傷つけない慎重な表現がされている	- 自然で簡潔な単体ヘア・ヌードのロング・ショットが含まれることもあるが、全裸の正面撮りや性器の描写は含まれていない - 性を主題とする文脈ではより慎重な表現がなされている	- 自然で簡潔なフルヌードが描写されていることもあり、全裸の正面撮りのロング・ショットも稀に見られる - 自然な出産場面は、慎重に表現されている。	- 自然なヌードはしばしばみられ、ときには簡潔な全裸正面撮りロング・ショットも含まれる - ただし、性器、ヘアの誇示・強調はされない - 性行為、性的暴力、拷問・虐待、麻薬服用、性犯罪、生理、放尿、排泄などに係わる性器・肛門・ヘアの描写はない - 撮影時に18歳未満の出演者による性的ヌードは除かれている
薬物	- 簡潔な台詞による言及や事件の背景説明として麻薬取引が描かれることもあるが、麻薬、シンナーなどの注射・吸引は明示されていない - 年少者が係る場面では、特に注意深く配慮されている	- 麻薬・覚せい剤などの注射・吸引、毒物の使用は、ストーリー展開上の必要最低限に抑制されている - 年少者の興味を助長する表現は避けられている	- 麻薬の服用に伴う陶酔感や妄想、禁断症状の描写もあるが、長く詳細ではない - 薬品名や致死量なども詳細には描かれていない - 凶悪な犯罪や性行為との加重表現はない	- 麻薬服用による陶酔感、幻覚症状や禁断症状に伴う暴力、犯罪、性行為も含まれるが、性的暴力、性的倒錯、凶悪な犯罪などとの多重表現は抑制されている - 作品全体として薬物乱用を助長、肯定又は賛美する表現はない
アルコール・喫煙	未成年者の飲酒・喫煙は避けられ、いじめや、非行・不良行為は肯定されていない	規定なし	規定なし	規定なし
ギャンブル	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし

出所：映画倫理委員会「映画分類基準」（2009年4月）を基に総務省作成

【調査項目3】日本 | 映画 ◇映倫 レーティング基準〔6/6〕

具体的基準	レーティング分類			
	G：年齢にかかわらず誰でも観覧できる	PG12：12歳未満の視聴には、親又は保護者の助言・指導が必要	R15+：15歳未満は観覧禁止	R18+：18歳未満は観覧禁止
恐怖表現	- 恐怖の場面は、年少者にとって不安や動揺が少なく、長く詳細、かつリアルな描写は避けられ、結末で安心できるように作られている - 迷信、占い、心霊術や催眠術を扱う場合にも注意が払われている	- 鮮血やグロテスクな映像を含む恐怖表現がみられるが、犠牲者の苦痛、苦悶の描写は抑制されている - モンスターなどへの攻撃は描かれているが、人間、特に年少者への攻撃は長く詳細なものは除かれている	- 架空の超自然物、人間・動物の出血飛散、肉体損壊、苦悶を伴う恐怖が描かれる場合は、抑制された描写による - 年少者への残酷な攻撃は描かれていない	苦悶、暴力を伴うリアルな恐怖や、攻撃者による脅威・強迫もあるが、鮮血の祝祭、悪魔の儀式や猟奇的殺人などでの、際立って残酷かつ非人道的な描写はない
その他	- ストーリー展開上必要な、犯罪や事件の簡潔な描写はある。しかし、年少者や社会的弱者が、凶悪な犯罪の犠牲者又は加害者となる設定では、慎重な配慮がされている - 年少者にとって身近な場所・状況で起る犯罪や事件、および自殺、心中、自傷行為、解剖、手術などの描写にも、充分注意が払われている	- 窃盗・万引き、刃物・携帯電話・パソコンの犯罪利用、催眠・洗脳などが描かれるが、年少者の非行・不良行為の詳細な描写は避けられている - 殺人・死体遺棄及び年少者、社会的弱者への暴行・虐待などは、慎重に抑制されている	- 殺人、放火、強姦などの兇悪犯罪や、誘拐、拉致、監禁、痴漢、援助交際、売春・買春、人身売買など様々な犯罪や無差別テロなど社会的な事件も描かれている - しかし、それは慎重な表現によるものである - 非合法な手術、堕胎、危険な薬物実験などの描写は充分抑制されている	- 凶悪な犯罪や事件、悲劇的な事故も詳細に描かれるが、実社会での犯行に結びつく恐れがあるほどにリアルな表現や、悲惨な事故、残忍な事件、拷問・処刑などのみを描いた作品は除かれている - 作品として、犯罪と犯罪者をことさら賛美・肯定する表現はない

出所：映画倫理委員会「映画分類基準」（2009年4月）を基に総務省作成

【調査項目3】日本 | ゲーム ◇CERO 団体概要

分類		概要
団体概要	正式名称/運営	特定非営利活動法人 コンピュータエンターテインメントレーティング機構/民営
	設立年月日	2002年6月
	設立の経緯	家庭用ゲーム機の技術の進歩やゲームユーザーの年齢層の拡大によって、ゲームソフトの内容や表現が多様化するにつれ、それらが青少年に与える影響への配慮が求められるようになった。2002年6月、そうした社会的要請に応えるため、ゲームソフトの年齢別レーティング制度を運用・実施する機関としてコンピュータエンターテインメントレーティング機構（略称CERO）が発足。その後、2003年11月、東京都より特定非営利活動法人（NPO法人）として認証され今日に至る。
	運営状況	年齢別レーティング審査の公正を期す為、特定の会社や団体などに依存することなく独立した運営を実施。 理事会は学識者や弁護士などが務めており、審査員はゲーム業界外から一般募集され、CEROによるトレーニングを受けたうえで審査を行う。 会員としては、任天堂やソニーといったゲーム機器メーカー、バンダイナムコやカプコンといったコンシューマーゲームメーカー、Cygamesやガンホーといったモバイルゲーム事業者、Electronic ArtsやEpic Games Japanといった海外パブリッシャー、日本マイクロソフトといったプラットフォーム事業者など多様な企業が参加している。
	設置運営に掛かる法令上の根拠	ゲーム業界が自主的に設立した非営利活動法人であり、設置運営に掛かる法令上の根拠は存在しない。
	資金構造	会員からの入会金・会費および会員から得られる審査料によって収益を上げている。

【調査項目3】日本 | ゲーム ◇CERO 審査対象とレーティング結果の取り扱い

分類		概要
審査対象	対象とするコンテンツ	審査の対象となるゲームは、日本国内で販売される業務用ゲームソフトを除く家庭用ゲームソフト等であり、以下のハードウェアあるいはサービス向けに開発・販売されるものである。ゲームソフトの本編だけでなく、隠しコマンドや裏技等、収録する全ての表現が審査の対象となる。 - セガ：ドリームキャスト - ソニー：プレイステーションシリーズ - 任天堂：Switchシリーズ、Wiiシリーズ、DSシリーズ、ゲームボーイシリーズ、ゲームキューブ、ニンテンドウ64 - バンダイナムコ：ワンダースワン - 日本マイクロソフト：Xboxシリーズ - Meta：Meta Holizon Platform - パソコンメーカー各社：PC（対応OS：Windows、Mac） - 携帯電話メーカー各社：携帯電話・スマートフォン等（対応OS：Android、iOS、WindowsPhone等） - クラウドゲーム・サービス提供各社：クラウドゲーム・サービス
	年間の審査件数	具体的な審査件数に関する記載はない。 2022年度は1,000件を大幅に超えるレーティング審査を実施。
レーティング結果の取り扱い	宣伝における取り扱い	広告やCMについては、基本的にレーティング結果の取り扱いに関する規則はない。 ただし、Z区分の作品については、宣伝・広告時点でZ区分であることの明記が必要とされるほか、子供向け番組や深夜帯以外の時間にTVCMの出稿を避けるよう推奨されるなど、厳しいガイドラインが設けられている。
	販売における取り扱い	審査の依頼者は、ゲームソフトの販売・使用にあたって、審査された該当区分およびレーティングマークを所定の対象物に刷り込まなければならない。 また、販売店に対し、販売時の年齢確認の実施や年齢区分を認識しやすい陳列方法、レーティング制度の告知強化などの自主的な販売規制に協力を呼び掛けている。 さらに、Z区分の作品を販売するウェブサイトに対しても、購入時に年齢確認を実施するよう推奨。実際、PlayStation Storeなど一部事業者はZ区分の作品購入時にクレジットカードによる年齢確認を義務化するなど対応を行っている。
	二次市場（中古ゲーム、フリマアプリ等）における取り扱い	二次市場における取り扱いについては規制なし。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目3】日本 | ゲーム ◇CERO レーティング基準〔1/2〕

- CEROのレーティングは、審査の対象となる表現の項目については公開されている一方、A～Zの詳細な分類基準については公開されていない。
- また、別途禁止表現が定められ、極端な性表現や暴力表現、反社会的行為表現等は禁止されている。

具体的基準	レーティング分類				
	A：全年齢対象	B：12才以上対象	C：15才以上対象	D：17才以上対象	Z：18才以上対象
テーマ	・ 必然性の無い「性」、「暴力」、「反社会的行為」、「言語・思想」の過度な取り扱いについて、禁止表現として表現を禁止				
言語	・ 言語・思想関連の不適切な描写について、表現度合いに応じてレーティングを分類 ・ 差別を助長する表現・用語、実在する人物・国・国旗・人種・民族・宗教・思想・政治団体を敵視または蔑視する表現で、なおかつ一方的に非難・中傷する表現、一般に放送禁止用語・差別用語・不快用語に当たる言葉で中傷や蔑称にあたる用語について、禁止表現として表現を禁止				
暴力・血	・ 出血描写、身体分離・欠損描写、死体描写、殺傷、恐怖、対戦格闘・ケンカ描写について、表現度合いに応じてレーティングを分類 ・ 極端に残虐な印象を与える出血表現、身体分離・欠損表現、死体表現、殺傷表現について、禁止表現として表現を禁止				
性表現	・ キス、抱擁、下着の露出、性行為、裸体、性的なものを想起させる表現、不倫、排泄、性風俗業、水着・コスチュームについて、表現度合いに応じてレーティングを分類 ・ 性器及び局部（恥毛を含む）表現、性行為または性行為に関連する抱擁・愛撫等の表現、性的欲求を促進、または性的刺激を与えることを目的としている放尿、排泄等の表現について、禁止表現として表現を禁止				
ヌード					

表現度合いとは以下のような基準で考慮される。

- ・ 「直接的」であるか、「間接的」であるか。
- ・ 「肯定的」であるか、「否定的」であるか。
- ・ 「必然的」「自然的」であるか、否か。
- ・ テーマとの関連で「主題的」か、「背景的」か。
- ・ 一般人の観点からみて不合理に嫌悪感を与えないか、反社会的ではないか、扇情的ではないか。

【調査項目3】日本 | ゲーム ◇CERO レーティング基準〔2/2〕

具体的基準	レーティング分類				
	A：全年齢対象	B：12才以上対象	C：15才以上対象	D：17才以上対象	Z：18才以上対象
薬物	- 麻薬等薬物について、表現度合いに応じてレーティングを分類 - 麻薬・向精神薬等の規制薬物で、医療目的等の本来の目的以外に不正に使用されることを肯定する表現について、禁止表現として表現を禁止				
アルコール・喫煙	- 非合法的な飲酒及び喫煙について、表現度合いに応じてレーティングを分類 - 未成年による飲酒・喫煙表現を明確に推奨している表現について、禁止表現として表現を禁止				
ギャンブル	非合法的なギャンブルについて、表現度合いに応じてレーティングを分類				
恐怖表現	極端に残虐な印象を与える恐怖表現について、禁止表現として表現を禁止				
その他	- 犯罪描写、虐待、近親姦・性犯罪等、売春・買春、自殺・自傷、人身売買等の反社会的行為表現について、表現度合いに応じてレーティングを分類 - テーマ・コンセプト上必然性の無い大量殺人・暴行を目的としている表現、虐待を肯定する前提での虐待シーン表現、犯罪を賞賛・助長することを肯定する表現、売春・買春等を肯定する表現、児童買春等の表現、近親姦の表現、強姦及びこれに準ずる意に反する性的行為等の直接的な表現、及び肯定する表現、自殺・自傷を肯定・推奨している表現、不倫を肯定している表現、人身売買等を推奨している表現、人身売買等を推奨している表現といった反社会的行為表現について、禁止表現として表現を禁止				

表現度合いとは以下のような基準で考慮される。

- ・「直接的」であるか、「間接的」であるか。
- ・「肯定的」であるか、「否定的」であるか。
- ・「必然的」「自然的」であるか、否か。
- ・テーマとの関連で「主題的」か、「背景的」か。
- ・一般人の観点からみて不合理に嫌悪感を与えないか、反社会的ではないか、扇情的ではないか。

【調査項目3】日本 | ゲーム ◇CERO コンテンツディスクリプターアイコン

- また、CEROはレーティングとは別にコンテンツディスクリプターアイコンを定めており、対象年齢を決定した根拠となる表現について、恋愛、セクシャル、暴力、恐怖、飲酒・喫煙、ギャンブル、犯罪、麻薬等薬物、言葉・その他の9分類からパッケージ上で示す仕様としている。

【調査項目3】日本 | ゲーム ◇CERO スマホゲームにおけるCEROレーティングの利用

- CEROレーティングは審査対象のコンテンツとしてスマホゲームを含んでいるが、実態としてスマホゲームの大半はCEROのレーティング審査を利用していない。
- その要因として、Google PlayやAppStoreでは各プラットフォームのレーティング審査が必須となっており、追加でCEROのレーティング審査を受けることに対する事業者側のメリットがないことがあげられる。
- また、オンラインで販売されるゲームのパブリッシャーはレーティングの可逆性や審査料金の有無を理由にIARCを選択しており、CEROとIARCはパッケージ作品か否かで一定の棲み分けが為されていると推測。

【調査項目3】日本 | Webコンテンツ 取り組み概要

- Webコンテンツの審査・認定について、日本ではI-ROIやEMAといった機関が2000年代後半から2010年代までWebサイトの審査・認定に関する取り組みを行っていたものの、現状は取り組みを終了している。

大項目	該当調査対象	概要
代表的な団体と取組	インターネット・コンテンツ審査監視機構（I-ROI）	・ 2008年4月、「青少年インターネット環境整備法」の施行に合わせ、 PCウェブサイト上の違法・有害情報から青少年を保護するための第三者機関 として設立。 過去にウェブサイト認定事業を実施 。現在はDCA資格の認定を主に取り組む。
	モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）	・ 2008年4月、「青少年インターネット環境整備法」の施行に合わせ、 携帯電話向けのウェブサイトを検査し、健全なサイトを認定するための第三者機関 として設立。認定されたウェブサイトについてはフィルタリングサービスの対象外として青少年も利用可能な取り扱いとすることができた。2019年4月、スマートフォンへの対応体制の見通しが立たないことから認定事業を終了・解散。
関係する法規やガイドライン	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）	・ 2009年施行。携帯電話会社に対するフィルタリング提供義務や、サイト運営者に対する青少年有害情報の閲覧防止措置の努力義務等を定める。
	青少年インターネット環境整備基本計画（第6次）	・ 第6次計画は2024年制定。青少年のリテラシー向上やフィルタリング普及の促進等に資する計画を策定している。第6次計画について、 コンテンツ審査・認定の内容に関する記載は含まれていない 。

出所：INTERNET Watch「ネット全般を対象に健全サイト認定、第三者機関「I-ROI」設立へ」（2008年4月）

4.コンテンツ審査に関する調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

【調査項目3】調査結果まとめ | 映画 【1/2】

- 国によって審査機関は民営・公営に分かれており、民営機関は民間資金のみ、公営機関は国費および民間資金にそれぞれ依存する。また、審査機関は民営でも審査が法的義務として定められている国家もある。
- 映画の審査機関は映画作品のほか、DVDや広告等も対象とするものが多い。

比較項目	レーティング機関（国）					
	映倫(日本)	CARA(米国)	BBFC(英国)	CNC(フランス)	KMRB(韓国)	AC(オーストラリア)
公営/民営	民営	民営	民営	公営	公営	公営
設置運営に掛かる法令上の根拠の有無	無し	無し	Licensing Act 2003、Video Recording Act 1984	Code du cinéma et de l'image animée	영화 및 비디오물의 진흥에 관한 법률	Classification Act 1995
資金構造	審査料等の民間資金のみ	審査料等の民間資金のみ	審査料等の民間資金のみ	税金および民間資金（審査料）	国庫補助および民間資金（審査料）	連邦予算および民間資金（審査料）
審査対象のコンテンツ	映画本編、題名、映画広告、予告編、ビデオ、DVD、ネット配信	米国での上映を目的として製作・配給される全ての映画および映画広告	劇場映画、予告編・広告、パッケージメディア、VOD、ビデオゲーム、ミュージックビデオ	劇場公開される全ての映像作品を対象（予告編含む）	映画、ビデオ(DVD/ブルーレイ/VOD等)、予告編映画、広告映画、映画・ビデオ広告、外国人の公演	映画（劇場作品、DVD/ブルーレイ/オンライン作品、広告）、ゲーム、出版物
審査の法的義務	法的義務はない。ただし、主要な映画館が加入する全国興行生活衛生同業組合連合会では、映倫の審査を通していない作品は上映されないことから、広く劇場公開するには審査が必要。	法的義務はない。ただし、National Association of Theatre Owners(NATO)に加盟する映画館はCARA等級規制への遵守を要求しているため、広く劇場公開するには審査が必要。	Licensing Act 2003、Video Recording Act 1984により審査が法的に義務化。	Code du cinéma et de l'image animéeにより審査が法的に義務化。	영화 및 비디오물의 진흥에 관한 법률により審査が法的に義務化。	Classification Act 1995により審査が法的に義務化。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目3】調査結果まとめ | 映画 [2/2]

- 映画広告の審査は日本では任意だが、他国では審査機関規定もしくは法律上必須。また、英国やフランスでは、当該作品の分類によってテレビ広告の放送時間の制限が存在。
- 映画館における年齢確認は世界共通的に行われている。また、配信を中心とした二次市場向け新作の審査は基本的に任意としている国が多い。

比較項目		レーティング機関（国）					
		映倫(日本)	CARA(米国)	BBFC(英国)	CNC(フランス)	KMRB(韓国)	AC(オーストラリア)
レーティング結果の取り扱い	宣伝における取り扱い	映倫の規定上、任意で広告審査を実施。広告媒体は原則G区分（全年齢向け）。	CARAの審査が行われる映画の全ての広告はCARAによる承認が必要。	BBFCの規定上、広告審査が必須。テレビ広告において、12歳以上向けの作品の広告は、分類に応じた放送時間帯の制限が要求。	広告審査が法律上必須で、全広告媒体でレーティング表示義務化。また、-12、-16、-18分類の作品のテレビ広告の放送時間を制限。	広告審査が法的に義務化されており、青少年に有害とされた場合には広告の配布・掲示が規制。	広告審査が法律上必須で、広告における分類マークおよび消費者への勧告の表示が義務化。
	映画館における取り扱い	自己規制として、R15+、R18+の作品は年齢確認を実施。	NATOに加盟する映画館では、RおよびNC-17の映画の年齢確認を実施。	Licensing Act 2003により、映画館の年齢確認が法的に義務化。	Code du cinéma et de l'image animéeにより、年齢確認が実質的に法的義務化。	映画館での年齢確認が法的に義務化。	MA15+、R18+、X18+、RCの映画作品について、映画館での年齢確認が実質的に法的義務化。
	二次市場における取り扱い	DVD/ブルーレイ/配信等の二次市場向け新作(Netflix等)の受審は任意。	DVD/ブルーレイ/配信でのレーティング表示が必須。二次市場向け新作の受審は任意。	Video Recording Act 1984により、12/15/18歳以上向けのパッケージメディアの該当年齢未満の客への販売・貸与を禁止。VODにおいては自主規制的な対応。	DVD/ブルーレイにおいてはパッケージへのレーティング分類の表示が義務化。配信については審査の対象外。	DVD/ブルーレイ/配信等の映像物についても、劇場映画と同様に分類審査や等級表示が義務化。	DVD/ブルーレイにおいて、MA15+、R18+、X18+、RCの作品の販売は映画館同様に法律により規制。配信における年齢確認等の規制はなし。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目3】調査結果まとめ | 映画 ◇レーティング基準の比較〔評価段階〕

- 映画のレーティング基準の評価段階について、各国で大きくは変わらず、12-13歳、15-16歳、17-19歳で区分が設けられている。

レーティング基準	レーティング機関（国）					
	映倫(日本)	CARA(米国)	BBFC(英国)	CNC(フランス)	KMRB(韓国)	AC(オーストラリア)
評価段階	G : 年齢にかかわらず誰でも観覧できる PG12 : 12歳未満の視聴には、親又は保護者の助言・指導が必要 R15+ : 15歳未満は観覧禁止 R18 : 18歳未満は観覧禁止	G : 全年齢対象 PG : 子供向けでない要素が含まれる PG-13 : 13歳未満の子供に不適切な要素が含まれる R : 17歳未満の子供は保護者または成人後見人の同伴が必要 NC-17 : 17歳以下は閲覧不可	U : 全年齢対象 PG : 保護者指導（8歳以上向け） 12A/12 : 12歳以上向け（12Aは劇場映画、12はビデオコンテンツ向けのレーティング） 15 : 15歳以上向け 18 : 18歳以上向け R18 : 特別許可の映画館のみで上映可能（ポルノ映画）	TP : 全年齢 -12 : 12歳以上向け -16 : 16歳以上向け -18 : 18歳以上向け Interdiction totale (Prohibited) : 禁止	ALL : 全年齢 12 : 12歳以上が視聴可能（保護者同伴により12歳未満の視聴も可能） 15 : 15歳以上が視聴可能（保護者同伴により15歳未満の視聴も可能） 19 : 19歳未満は視聴不可 制限上映 : 一般の映画館では上映不可、映像物の流通禁止	G : 全年齢 PG : 15歳未満は保護者の指導が必要 M : 15歳未満には推奨されない MA15+ : 15歳未満には不適格 R18+ : 成人限定 X18+ : 成人限定（ポルノ映画） RC : 分類拒否

【調査項目3】調査結果まとめ | 映画 ◇レーティング基準の比較〔分類基準〕

- 他国と異なる点として、映倫はギャンブルをレーティング基準の一つとして設けている。

レーティング基準	レーティング機関（国）					
	映倫(日本)	CARA(米国)	BBFC(英国)	CNC(フランス)	KMRB(韓国)	AC(オーストラリア)
テーマ	●	●	●	詳細な分類基準 が定められていない	●	●
言語	●	●	●		●	●
暴力・血	●	●	●		●	●
性表現	●	●	●		●	●
ヌード	●	●	●		●	●
薬物	●	●	●		●	●
アルコール・喫煙	●	●			●	
ギャンブル	●					
恐怖表現	●	●	●		●	
犯罪・反社会的行為	●				●	●
自殺・自傷	●	●	●		●	
危険行為		●	●			
全体的な背景			●			
全体的なトーンとインパクト			●			

【調査項目3】調査結果まとめ | ゲーム〔1/2〕

- 国によって審査機関は民営・公営に分かれており、民営機関は民間資金のみ、公営機関は国費および民間資金にそれぞれ依存する。また、審査機関は民営でも審査が法的義務として定められている国家もある。
- 独自のレーティング基準を持っている審査機関でIARCに非加盟であるのは日本のCEROのみ。

比較項目	レーティング機関（国）						
	CERO(日本)	ESRB(米国)	PEGI(EU)	GRA(英国)	SELL(フランス)	GRAC(韓国)	AC(オーストラリア)
公営/民営	民営	民営	民営	民営	民営	公営	公営
設置運営に掛かる法令上の根拠の有無	無し	無し	無し	Video Recording Act 1984	無し	ゲーム産業振興法	Classification Act 1995
資金構造	審査料等の民間資金のみ	非公開	審査料等の民間資金のみ	非公開	審査料等の民間資金のみ	国庫補助および民間資金（審査料）	連邦予算および民間資金（審査料）
審査対象のコンテンツ （ビデオゲーム・モバイルゲーム・PCゲーム等）	ビデオゲーム・モバイルゲーム・PCゲーム等が対象。ただし、実情としてモバイルゲームやPCゲームはCEROの審査を通していないものも多い。	小売店で販売されるゲームの他、デジタルゲーム、DLC、ゲーム広告が対象。	コンソールゲーム、PCゲーム、モバイルゲーム、オンラインゲームの全てが対象。	コンソールゲーム、PCゲーム、モバイルゲーム、オンラインゲームの全てが対象。 (PEGIのレーティングを採用しているため、PEGIと同様)	コンソールゲーム、PCゲーム、モバイルゲーム、オンラインゲームの全てが対象。 (PEGIのレーティングを採用しているため、PEGIと同様)	PCゲーム、オンラインゲーム、モバイルゲーム、アーケードゲーム、コンソールゲーム等の全てのゲームが対象。	映画、ゲーム（コンソール、PC、モバイルゲーム等のプラットフォーム、広告）、出版物
IARC加盟有無	非加盟	加盟	加盟	加盟	非加盟 (ただし、PEGIは加盟)	加盟	加盟
審査の法的義務	法的義務はない	法的義務はない	法的義務はない (ただし、一部国家では存在)	法的義務あり (Video Recording Act 1984)	法的義務あり (法令第2015-1251号)	法的義務あり (ゲーム産業振興法)	Classification Act 1995により審査が法的に義務化。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目3】調査結果まとめ | ゲーム [2/2]

- ゲーム広告の審査は日本含め実施していない国も一定数存在。また、CERO、ESRB、PEGI（英、仏含む）は一定の年齢以上の分類が割り当てられた作品の広告について、適切なターゲットに向けた広告の掲出を要求。
- 成人向け作品の販売時の年齢確認は多くの国で要求されている。

比較項目		レーティング機関（国）						
		CERO(日本)	ESRB(米国)	PEGI(EU)	GRA(英国)	SELL(フランス)	GRAC(韓国)	AC(オーストラリア)
レーティング結果の取り扱い	宣伝における取り扱い	広告審査は行っていない。ただし、Z区分のみ広告の出稿時間等に関するガイドラインがある。	広告審査が実務上必須。T以上の等級の作品について、適切なターゲットに向けた広告の掲出を要求。	広告審査は行っていない。ただし、PEGI 16/PEGI 18のゲームは適切なターゲットに向けた広告の掲出が要求される。	PEGIと同様。	PEGIと同様。PEGI 12、16、18のゲームはテレビ広告の放映時間が制限。	広告審査は行っていない。広告・宣伝において、確率型アイテムの種類と確率情報の表示を法的に義務化。	広告審査を実施。広告における、分類マークおよび消費者への勧告の表示が義務化。
	販売における取り扱い	Z区分の作品について、店舗・オンラインの両方で販売時の年齢確認を推奨。	M/AO指定のゲームについて、年齢確認が自主規制的に実施されている。	販売店に対し、指定年齢未満の客にゲームを販売しない努力義務を要求。	PEGI 12、16、18のゲーム販売における年齢確認が法的に義務化。	PEGIと同様。	19歳以上指定の作品について、年齢及び本人確認が法的に義務化。	MA15+、R18の作品について、小売店における適正でない年齢層への客への販売・レンタルを禁止。
	二次市場における取り扱い	規制なし。	規制なし。	規制なし。	中古ゲームも新品同様に指定年齢未満への販売が法的に禁止。	規制なし。	規制なし。	中古ゲームも新品同様に年齢制限の対象。

【調査項目3】調査結果まとめ | ゲーム ◇レーティング基準の比較〔評価段階〕

- ゲームのレーティング基準の評価段階について、CEROやESRBでは17歳以上と18歳以上で区分を分けており、激しめの暴力・流血表現や性表現の程度をさらに細かく分類している。

レーティング基準	レーティング（国）				
	CERO（日本）	ESRB（米国）	PEGI（EU）	GRAC（韓国）	AC（オーストラリア）
評価段階	A： 全年齢対象 B： 12歳以上対象 C： 15歳以上対象 D： 17歳以上対象 Z： 18歳以上対象	E： 全年齢層向け E10+： 10歳以上向け T： 13歳以上向け M： 17歳以上向け AO： 18歳以上向け	PEGI 3： 3歳以上向け （全年齢向け） PEGI 7： 7歳以上向け PEGI12： 12歳以上向け PEGI16： 16歳以上向け PEGI18： 18歳以上向け	ALL： 全年齢対象 12： 12歳以上向け 15： 15歳以上向け 19： 成人（19歳以上）向け	G： 全年齢 PG： 15歳未満は保護者の指導が必要 M： 15歳未満には推奨されない MA15+： 15歳未満には不適格 R18+： 成人限定 RC： 分類拒否

【調査項目3】調査結果まとめ | ゲーム ◇レーティング基準の比較〔分類基準〕

- CEROは言語、暴力・血、性表現、ギャンブルなど各国で一般的な分類基準に加え、薬物やアルコール・喫煙、恐怖表現、自殺・自傷など一部の国家では参照されていない基準も多く参照している。
- 一方で、CEROではゲーム内課金に関するレーティング基準は設けていない。

レーティング基準	レーティング（国）				
	CERO（日本）	ESRB（米国）	PEGI（EU）	GRAC（韓国）	AC（オーストラリア）
テーマ	●	●		●	●
言語	●	●	●	●	●
暴力・血	●	●	●	●	●
性表現	●	●	●	●	●
ヌード	●		●	●	●
薬物	●		●	●	●
アルコール・喫煙	●		●		
ギャンブル	●	●	●	●	●
恐怖表現	●		●	●	
犯罪・反社会的行為	●		●	●	●
自殺・自傷	●				
ゲーム内課金			●		●

【調査項目3】調査結果まとめ | ゲーム ◇コンテンツディスクリプタの比較

- CEROでは、一部の国家で導入されているヌードやゲーム内課金に関するコンテンツディスクリプタを設けていない。

含まれるコンテンツディスクリプタ	レーティング（国）				
	CERO（日本）	ESRB（米国）	PEGI（EU）	GRAC（韓国）	AC（オーストラリア）
テーマ					コンテンツディスクリプタ はなし
言語	●	●	●	●	
暴力・血	●	●	●	●	
性表現	●	●	●	●	
ヌード		●	●	●	
薬物	●	●	●	●	
アルコール・喫煙	●	●		●	
ギャンブル	●	●	●	●	
恐怖表現	●		●	●	
犯罪描写	●			●	
ゲーム内課金			●		
恋愛	●				

【調査項目3】調査結果まとめ | Webコンテンツ

- Webコンテンツのレーティング制度について、米国の成人向けウェブサイトラベリングを行う民間機関ASACPや、韓国のWebコンテンツ全般に関する政府の取り組みSafeNetが現存。
- 一方で、日本のI-ROIや米国のICRA、フランスのFDIなど、うまくいかず廃止されてしまった取り組みも多い。

国	組織・プロジェクト名	資金構造	現状	レーティングに関する取組概要	廃止理由
日本	I-ROI	会費や資格認定費用等の民間資金に依存	現存しているが、レーティングに関する取り組みは廃止済み	- インターネット全般を対象にしたレーティング機関として、インターネット上コンテンツに対する健全性の認定を実施 - I-ROI発行のセルフレイティングシートを用いて、Web事業者が自己評価を行う仕組みであった	不明
米国	ASACP	スポンサー資金等の民間資金に依存	現存	- 米国議会からの成人向けサイトへのラベル表示の義務付けの要求に対応し、成人向けウェブサイトラベル（RTAラベル）を開発 - 現在もPornhub等の大手アダルトサイトで利用	***
米国	PICS	W3Cの資金に依存	廃止済み	W3Cにより開発・公開されたフィルタリング実現のためのウェブサイトへのラベリング技術	不明
米国・EU	ICRA	EUの資金援助および民間企業の支援に依存	廃止済み	アンケートを活用し、自社ウェブサイトに未成年向けでない要素を含むかを自主的に回答させ、それに伴ったラベルを発行し、そのラベルによってフィルタリングを実施	自発的な取り組みであることによるラベリングへの参加率の低さや、ラベルの信頼性の低さなどに言及
フランス	Forum des droits sur l'Internet	国家による補助金および会員の年会費に依存	廃止済み	- 携帯電話事業者業界の要請を受けて、モバイルマルチメディアコンテンツの分類スキームを開発・発表 - Webコンテンツ編集者が自己分類やそれに基づく警告表示を携帯キャリアの要求に基づいて行い、それに基づいて携帯キャリアがペアレンタルコントロールによるコンテンツ表示制限を行う設計であった	母体であるFDIの内部不和による組織衰退に伴い、FDI内の本取組も廃止
韓国	SafeNet	KCSC(政府機関)による運営であり、国費に依存	現存	Webコンテンツに対し、露出度、性表現、暴力、言語等の基準に応じたレーティングを自己評価で付与する制度で、本レーティングをフィルタリングソフトにて活用	***

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目3】コンテンツ審査に関する調査の総括

◆ 以下の調査対象のレーティング基準、認定の活用状況、機関の運営状況等についてデスクトップ調査を行い、整理・分析を実施した。

- 調査対象国・地域：日本、米国、EU、英国、フランス、韓国、オーストラリア
- 映画：各国1機関、ただしEU加盟国は独立
- ゲーム：各国1機関、ただし国を横断した業界団体による取組についても記載
- Web：各国の状況に合わせて関連する取組について整理

◆ 整理・分析の結果は以下のとおりである。

- 映画・ゲームにおいては基本的に各国で独立した審査機関が設けられていた一方で、Webコンテンツについては審査の取組を行っていない・既に廃止してしまった事例も多く、現存する取組はASACPやSafeNetなど少数であった。
- 映画・ゲームの審査機関の設立経緯について、公営の審査機関においては検閲のために発足した公営組織が時代を経て審査機関に変化してきている一方で、民営の審査機関では国による検閲の忌避や社会的要請から民間企業が自主的に設立したという違いがあった。
- ゲーム審査機関の審査対象は各国ともにビデオゲーム・モバイルゲーム・PCゲーム等の幅広い形態のゲームを含んでいる一方で、日本は独自のレーティング基準を持っている審査機関で唯一IARCに加盟しておらず、モバイルゲーム・PCゲーム等のデジタルゲームはCEROの審査を通していないものも多いのが現状であった。
- 映画・ゲームのレーティング基準では、コンテンツのテーマ、言語、暴力・血、性表現、ヌード、薬物、アルコール・喫煙、ギャンブル、恐怖表現、犯罪・反社会的行為、自殺・自傷、危険行為などの要素が審査時の基準として用いられていた。また、日本の審査機関のレーティング基準は他国と比べても幅広い要素が考慮されていた。
 - ✓ ただし、CEROについて、デジタルゲームの審査をあまり行っていないためか、ゲーム内課金に対する審査基準は他国と比べて不足していた。

◆ 整理・分析を踏まえた考察の結果は以下のとおりである。

- 映画・ゲームのレーティング基準で考慮されている要素について、日本は他国と比較しても特段の不足はなかった。
- 映画やゲームにおいては、コンテンツ量が限定的であることや、有力な流通プラットフォームが限られていて非審査物を流通させないことが可能であることから、第三者による審査が可能かつ有効である一方、Webコンテンツにおいてはコンテンツ量の膨大さや投稿の自由性から第三者による審査が難しいため審査の取組みが難航しているのではないか。
- Webコンテンツ審査の民営組織による成功事例であるASACPは成人向けコンテンツ特有の成功事例であり、一般的なWebコンテンツへの審査・ラベリングには当てはめづらいのではないか。
 - ✓ 成人向けコンテンツは青少年への有害性が高く社会的批判を受けやすいことから、その批判を避け社会的理解を得るために関連企業が自主的にラベリングに対応し、一定の実効性を持った取組みになっているのではないか。
 - ✓ また、ASACPが廃業してラベリングがなくなった際、成人向けコンテンツの関連企業が青少年保護のための取組みを行っていないとして社会的批判や政府からの新たな規制を受けるリスクを考慮して、ASACPのスポンサーに加入し資金提供をしているのではないか。

5.プラットフォーム事業者別の広告掲載基準に関する調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

【調査項目4】プラットフォーム事業者別の広告掲載基準の調査 | 調査方針

調査手法概観	主要プラットフォーム（Google（リスティング広告等）、YouTube、LINE、Meta、X、TikTok）別の広告掲載基準について、文献調査を行い体系的に整理する。
実施のポイント	過去実施経験のあるアプリマーケットの規約におけるユーザデータの取扱いの整理方法を活用しつつ、個別の事業者のポリシーを横軸で比較し、共通する部分と異なる部分を効率的に洗い出す。
調査方法	・ 主要プラットフォーム事業者の広告掲載基準について文献調査を行う。 ・ 特にEU等における新しい法改正の動きなどから、日本のみまたは諸外国等のみで採用されている基準について調査を行う。
調査項目	主要プラットフォーム事業者の広告掲載基準について以下の項目を調査（詳細は次スライド） 1. 一般的に順守すべきルール 2. 特定のコンテンツに関するルール 3. コンテンツの内容に関するルール 4. 広告クリエイティブに関するルール 5. 日本と諸外国の差異 6. 青少年に配慮した内容
アウトプット 〔とりまとめ方法〕	・ 主要プラットフォーム事業者の調査項目についての結果を整理

【調査項目4】プラットフォーム事業者別の広告掲載基準の調査 | 調査項目と分析の視点

- プラットフォーム事業者別に広告掲載基準を比較し、日本と諸外国の差異及び青少年に配慮した内容を取り上げて構造的な整理を行った。

広告掲載基準の整理の枠組み		整理内容の分析の視点	
一般的なルール	法の順守・規約の順守といった一般的な基準		日本と諸外国の差異
特定のコンテンツに関するルール	金融・暗号通貨、薬物・武器・たばこ、アルコール、社会問題・政治・宗教、ギャンブル・ゲーム、煽情的なコンテンツ、ヘルスケア・医薬品、デーティング・出会い等の特定のコンテンツに関する基準		基本的に、各国で適用される法の順守が求められるが、各事業者が特にGDPRやCOPPA等に基づき取り上げている内容（政治に関するコンテンツなど）について取りまとめる
コンテンツの内容に関するルール	差別的なもの、虚偽のもの、分かりにくいもの、著作権を有していないもの、不正行為を助長するもの（ハッキング、受験代行、不正なチケット販売など）、マルウェアなどを含むものに関する基準		青少年に配慮した内容
広告掲載を通じた行為に関するルール	広告ネットワークの不正利用、データの収集・使用等に関する基準		特定のコンテンツに関するルールとは別途、青少年に配慮した広告を掲載するように分野横断的に記載された内容について取りまとめる
広告編集基準などクリエイティブに関するルール	文字数、言語、広告のリンク先の要件など、広告クリエイティブに関する基準や、プラットフォーム事業者の提供サービス別に定められたその他の基準		

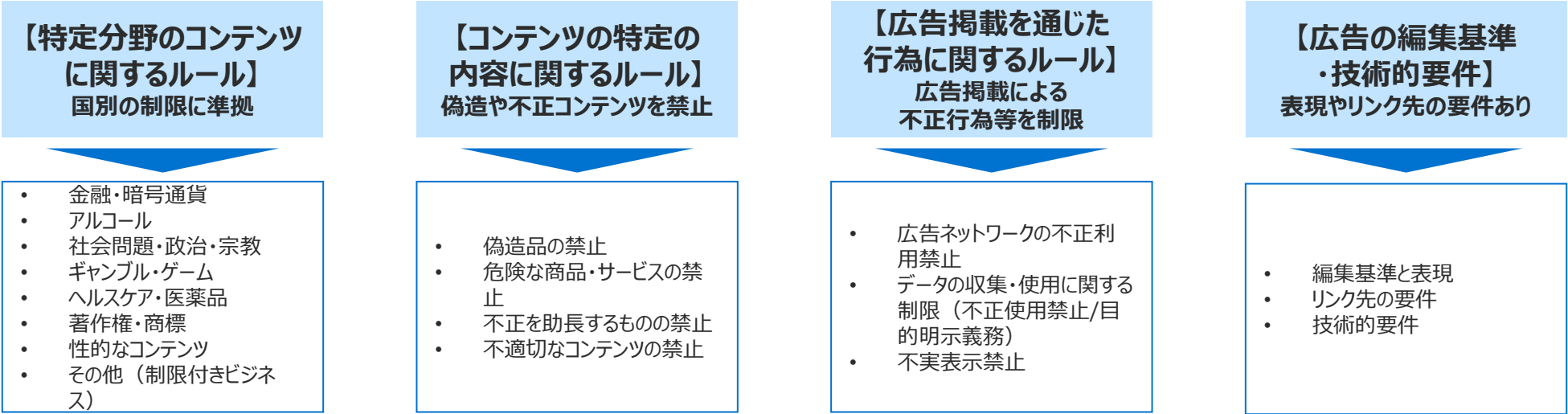
5.プラットフォーム事業者別の広告掲載基準に関する調査

- 調査方針
- **調査結果**
- 取りまとめ結果・示唆

【調査項目4】プラットフォーム事業者別の広告掲載基準のまとめ | Google（注）

- Googleは独自の広告ポリシーと法令を遵守することを求めている、青少年への配慮という点では、法令の対象よりも広く、13歳以上17歳以下に対してもパーソナライズを制限するといった取り組みを行っている。

【一般的なルール】独自ポリシーと法の遵守	
ポリシーの遵守	遵守義務あり
法の遵守	広告掲載国の法令遵守義務あり（各国例示あり）
	Googleが米国企業であることから遵守義務のある規制あり



【日本・諸外国の差異】国別の制限に準拠	
広告利用地域	制限あり（OFAC対象地域）
特定分野の広告	政治・選挙、暗号通貨は国別の詳細条件あり
EUの同意管理要件	Google認定の同意管理PF使用義務あり

【青少年に配慮した内容】法よりも厳しい制限を設けている	
子どもを対象とする法規	遵守義務あり
広告のパーソナライズ	制限あり（13歳以上17歳以下も独自制限）
デリケートなコンテンツ	制限あり（13歳以上17歳以下も一部制限）

(注)ここではGoogle検索広告、ディスプレイ広告等を指す。

出所： Google広告ポリシーヘルプの各ページをもとに総務省作成

【調査項目4】プラットフォーム事業者別の広告掲載基準のまとめ | YouTube

- YouTubeは、Googleの広告ポリシーに加えて独自の広告品質要件を課している。
- 広告掲載に適さないコンテンツについては、収益化制限の対応を取っている。

【一般的なルール】Googleポリシーと法の遵守に加えて、追加の広告品質要件の準拠が求められる	
ポリシーの遵守	• Google広告ポリシーの遵守義務あり
追加要件の遵守	• YouTube独自の追加の広告品質要件への準拠義務あり
法の遵守	• 広告掲載国の法令遵守義務あり（各国例示あり）
	• Googleが米国企業であることから遵守義務のある規制あり

【追加の広告品質要件】 特定の広告の内容に関する追加条件あり

- 誇張表現や不正確な表現の禁止
- ネガティブな出来事および画像の禁止
- 不適切なコンテンツの禁止
- デリケートなアプリケーション（アダルトコンテンツ等）の禁止
- 編集基準と表現の要件（Google広告ポリシーの再掲）
- 専門メディアに関する考慮事項（映画やテレビ番組もポリシーの対象）
- YouTubeマストヘッド広告コンテンツ要件（マストヘッド広告はそのフォーマット要件を遵守する義務あり）

【広告掲載に適したコンテンツのガイドライン】 広告掲載に適さないコンテンツは収益化を制限する

- 収益化が制限されるコンテンツの一覧
- 不適切な表現
 - 暴力
 - アダルトコンテンツ
 - 衝撃的なコンテンツ
 - 有害な行為や信頼できないコンテンツ
 - 差別的または抽象的なコンテンツ
 - 危険ドラッグや薬物に関するコンテンツ
 - 銃器に関連するコンテンツ
 - 物議を醸す問題
 - デリケートな事象（戦争など）
 - 不正行為を助長する商品やサービス
 - 子どもや家族向けとして不適切なコンテンツ
 - 扇動的、侮辱的なコンテンツ
 - タバコに関するコンテンツ

【日本・諸外国の差異】国別の制限に準拠

広告利用地域	• 制限あり（OFAC対象地域）
特定分野の広告	• 政治・選挙、暗号通貨は国別の詳細条件あり

【青少年に配慮した内容】子どもの安全に関するポリシーあり

- 未成年者の心と体を危険にさらすコンテンツの禁止
 - パーソナライズド広告、リマーケティング、その他のパーソナライズされたターゲティング機能の禁止
 - 「子ども向け」コンテンツは前後にバンパー広告表示可能性あり
 - 子ども対象コンテンツ・広告パーソナライズ禁止
- 【投稿が禁止されているコンテンツ】
 - 未成年者の性的対象化
 - 未成年者が関与する有害または危険な行為
 - ファミリーコンテンツのように見せかけるコンテンツ
 - 未成年者が関わるネットいじめやハラスメント

出所：Google広告ポリシーヘルプ、YouTubeヘルプの各ページをもとに総務省作成

【調査項目4】プラットフォーム事業者別の広告掲載基準のまとめ | LINE

・ LINEは、個々の業種やサービスについて、細かい関連法令や規制を例示しつつ、守るべきルールを記載している。

【一般的なルール】独自ポリシーと法の遵守	
ポリシーの遵守	・ LINE広告掲載ガイドラインの遵守義務あり
法の遵守	・ 各種法令の遵守義務あり
	・ 業界が定める自主基準やルールの遵守義務あり

【特定分野のコンテンツに関するルール】 出稿できない分野や規制のある分野を明示	【業種・サービスごとのルール】 業種・サービスごとに遵守すべきルールを個別に明示	【広告の編集基準・技術的要件】 リンク先の制限、表現等の細かいルールあり
【出稿できない業種・サービス】 ・ 宗教 ・ 性的なコンテンツ ・ ギャンブル ・ その他（たばこ他） 【法令や表示規制への準拠義務がある分野】 ・ ヘルスケア ・ 食品・健康食品 ・ 健康器具・美容関連器具 ・ 医薬品 ・ 医療機関	・ 通信販売 ・ 中古品販売、買取サービス ・ 個人輸入代行業 ・ 人材派遣・有料職業紹介会社 ・ 国家資格を有する業種（例略） ・ 旅行業 ・ 留学サービス業 ・ アルコール飲料 ・ 公営競技 ・ 宝くじ、スポーツ振興くじ ・ 各種金融商品 ・ 貸金業・カードローン ・ 暗号資産交換業 ・ 質屋 ・ クラウドファンディング 以下略	・ 広告と遷移先の関連性の明確化義務 ・ 知的財産権等に関して侵害禁止 ・ 広告主体者（広告主）明示義務 ・ 業界の自主基準、公正競争規約等の遵守義務 ・ リンク先の制限 ・ 第三者が権利を有するものを使用した表現の禁止 ・ 虚偽又は誇大な表現により誤認を与える広告の禁止 ・ 最高、最大等の断定的な表現の禁止 ・ 紛らわしく誤解を与えるような表現の禁止 以下略

【日本・諸外国の差異】英語版（タイの法令）がある	
LINE広告審査ガイドライン	・ 日本語で掲載 ・ 日本の法令を反映
LINE Ads Advertising Policy	・ 英語で掲載 ・ タイの法令を反映

【青少年に配慮した内容】一般的な禁止事項を設けたうえで、一部の業種、サービスについては「未成年への配慮」を義務付け	
子どもに対する配慮	・ 例示（暴力的など）に該当するものは掲載不可
業種・サービスごとの注意点	・ 個別の業種・サービスの項目において、「配信の際に未成年への配慮を行っていること」といった注釈をつけている

出所：LINEヤフー for Business「LINE広告審査ガイドライン」等をもとに総務省作成

【調査項目4】プラットフォーム事業者別の広告掲載基準のまとめ | Meta

- Metaは独自のコミュニティ規定・広告規定・法令と自主規制を遵守することを求めており、青少年への配慮という点では、コミュニティ規定と広告規定の両方から未成年者への配慮を行っている。

【一般的なルール】コミュニティ規定とMeta広告規定、法と自主規制の遵守義務がある	
ポリシーの遵守	• Metaの広告規定の遵守義務あり
コミュニティ規定の遵守	• Metaのコミュニティ規定の遵守あり（「利用者のステータスを問わず、18歳未満の利用者に対する保護を強化」「子どもを性的に搾取する、または子どもを危険にさらすコンテンツや活動を禁止」などの記載あり）
法の遵守	• 広告掲載国の法令遵守義務あり
自主規制の遵守	• 該当する場合遵守義務のある規制あり

【許容されないコンテンツ】 コミュニティ規定を補足する禁止規定がある	【禁止・または制限のあるコンテンツ】 コミュニティ規定を補足する禁止・制限規定がある	【その他ルール】 フォーマット別や特定カテゴリの追加ルールがある

- 児童に対する性的搾取、虐待、児童のヌードの広告禁止
- 危害を加えるための計画および犯罪の助長の広告禁止
- 危険な団体および人物の宣伝等の禁止
- 差別的な行為の禁止
- ヘイト行為の禁止
- 人的搾取の禁止
- 現地の法律に違反するコンテンツ、商品またはサービスの広告の禁止
- 誤情報の禁止
- ワクチンに関して思いとどませる行為の禁止

- 禁止または制限のあるコンテンツの例（抜粋）
- 詐欺行為および詐欺的手法
 - 制限されている商品およびサービス
 - アルコール
 - デート・出会い関連の広告
 - 健康とウェルネス
 - タバコおよび関連製品
 - 武器、弾薬、爆発物
 - 薬物および医薬品
 - 金融商品や金融サービスと保険商品や保険サービス
 - オンラインギャンブルおよびオンラインゲーム
 - いじめと嫌がらせ
 - 不適切な言葉

- 【製品別およびフォーマット別のポリシー】（抜粋）
- 動画広告：映画予告等はMetaの事前許可が無いと出稿不可。ターゲットを18歳以上に要設定

【特別な広告カテゴリに関するルール】（抜粋）

 - 金融商品およびサービス、雇用、住宅などは特別な広告カテゴリとして「オーディエンスのオプションが制限される場合」がある

【日本・諸外国の差異】国別の制限に準拠	
広告利用地域	• 明示はないが制限有と推測（OFAC対象地域）
EUデジタルサービス法に基づく透明性に関する要件	• 受益者フィールドと支払者フィールド情報提供義務付け

【青少年に配慮した内容】 コミュニティ規定、広告規定の個別ページで18歳未満のユーザーへの配慮等を記載	
コミュニティ規定	• 「いじめと嫌がらせ」「児童に対する性的搾取、虐待、児童のヌード」「自殺、自傷行為、摂食障害」「その他の未成年者の保護」に禁止・制限事項等を記載
広告規定	• 「児童に対する性的搾取、虐待、児童のヌード」「アルコール」「デート・出会い関連の広告」「健康とウェルネス」「タバコおよび関連製品」「武器、弾薬、爆発物」のページに禁止、制限事項等を記載

出所：Meta「広告規定の紹介」「コミュニティ規定」をもとに総務省作成

【調査項目4】プラットフォーム事業者別の広告掲載基準のまとめ | X

- Xは独自の広告ポリシー・利用規約等と法令を遵守することを求めており、青少年への配慮という点では、特設ページを設けたうえで個別に制限内容などを記載する取り組みを行っている。

【一般的なルール】X広告ポリシー・X利用規約・Xルール等および法の遵守が求められる	
ポリシーの遵守	・ X広告ポリシーの遵守義務あり（日本語翻訳版があるが、矛盾のある場合は英語版が優先）
利用規約等の遵守	・ Xの利用規約、Xルール、サービスの使用に関するヘルプセンターのすべてのポリシーの遵守義務あり
法の遵守	・ 適用される法令や規制の遵守義務あり

【Xルール】全ユーザーに対してのルールがある

【広告コンテンツに関するルール】
18歳未満関連コンテンツには「18歳未満または未成年者に禁止されているコンテンツ」のURLを付記

【広告クリエイティブに関するルール】
広告クリエイティブの品質に関するルールがある

以下の事項について、禁止事項の列挙等を行っている

- ・ 安全性
- ・ プライバシー
- ・ 信頼性
- ・ 動画コンテンツでのサードパーティ広告
- ・ 強制的対応および異議申し立て

18歳未満関連コンテンツ（のみ抜粋）

- ・ 成人向けの性的なコンテンツの禁止
- ・ アルコール関連のコンテンツ
- ・ 薬物、薬物関連品
- ・ 賭博関連のコンテンツ
- ・ 健康および医薬品に関する商品とサービス
- ・ 未成年者に禁止されているコンテンツ
- ・ タバコとタバコ用品
- ・ 武器と武器用品

以下の内容について、品質要件を課している

- ・ 広告の一貫性
- ・ クリエイティブの品質
- ・ ランディングページ

【日本・諸外国の差異】国別の制限に準拠ほか規定あり	
広告利用地域	・ 制限あり（OFAC対象地域）
現地言語での表示	・ 特定の国をターゲットとする広告は、その国の現地言語で表示する必要がある
その他免責事項	・ 何らかの事象によって特定地域の広告主あるいは特定地域をターゲットとする広告主は掲載資格を失うことがある

【青少年に配慮した内容】 特設ページを設けたうえで、各コンテンツの詳細ページに制限を記載	
特設ページの設置	・ 「未成年者に禁止されているコンテンツ」ページにて以下の商品・サービスについて、18歳未満または未成年者に向けてマーケティングまたは広告掲載をすることは禁止 ➢ アルコール飲料と関連品 ➢ 武器、弾薬、武器のトレーニングまたは資格 以下略
各コンテンツページでの個別列挙	・ 各コンテンツのページで、「18歳未満または未成年者に禁止されているコンテンツ」のURLを付記

出所：Xビジネス「X広告ポリシー」「広告品質ポリシー」等の各ページをもとに総務省作成

【調査項目4】プラットフォーム事業者別の広告掲載基準のまとめ | TikTok

- TikTokは利用規約・コミュニティガイドライン・ポリシーに加えて法令を遵守することを求めており、青少年への配慮という点では、一部地域におけるパーソナライズ禁止やターゲティングオプションの制限といった取り組みを行っている。

【一般的なルール】TikTokの利用規約、コミュニティガイドライン、ポリシーと法の遵守が求められる	
利用規約の遵守	・ TikTokの利用規約を遵守する義務あり
コミュニティガイドラインの遵守	・ TikTokのコミュニティガイドラインを遵守する義務あり
すべてのポリシーの遵守	・ 同社サービスのビジネスヘルプセンターに記載されているすべてのポリシーを遵守する義務あり
法の遵守	・ 広告掲載対象地域の法律、規制、条例遵守義務あり

【コミュニティガイドライン】
全ユーザーに対してのルールがある

- 以下の事項について許容されないコンテンツを列举
- ・ 安全性と礼節（暴力は許容されない、など）
 - ・ 精神的健康と行動的健康
 - ・ 慎重に扱うべきテーマと成人向けテーマ
 - ・ 誠実性と信頼性（誤情報は禁止など）
 - ・ 規制対象の商品、サービス、および商業活動
 - ・ プライバシーとセキュリティ（個人情報の共有は禁止など）

【広告コンテンツに関するルール】
禁止・制限コンテンツの一部に
未成年への配信制限のあるものも含む

- 18歳未満関連コンテンツ（のみ抜粋）
- ・ 成人向けコンテンツ：広告の配信を18歳以上のオーディエンスに制限する必要がある
 - ・ アルコール：法定飲酒年齢に達していない人へのターゲティングや訴求は禁止

【広告クリエイティブに関するルール】
ランディングページや、広告の品質などルールあり

- 以下の内容について、品質要件を課している
- ・ ランディングページ：正常動作する必要がある
 - ・ eコマース広告：ランディングページに必要な広報を掲載する必要がある
 - ・ 個人プライバシーの侵害：禁止
 - ・ 広告の一貫性：義務あり
 - ・ 広告・校正の品質：誤りがないこと など

【日本・諸外国の差異】一部地域でパーソナライズの制限あり

一部地域における18歳未満のパーソナライズ広告配信・ターゲティングの制限	【対象】ヨーロッパ等一部地域 ・ 13～17歳へのパーソナライズ広告配信禁止
	【対象】ヨーロッパ・アメリカ等一部地域 ・ 18歳未満へのターゲティングオプションの制限

【青少年に配慮した内容】
特設ページを設けつつ、関連コンテンツへのリンクを掲載

特設ページの設置	・ 「未成年の安全性およびウェルビーイング」「TikTokにおける未成年者の保護：広告の取り組み」といった特設ページで同社の方針を示しつつ、関連コンテンツへのリンクを掲載
各コンテンツページでの個別列挙	・ アルコールや金融サービスなど、青少年保護に関連するコンテンツには個別で記載がある

出所：TikTokビジネスヘルプセンター「TikTok広告ポリシー」等をもとに総務省作成

5.プラットフォーム事業者別の広告掲載基準に関する調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

【調査項目4】プラットフォーム事業者別の広告掲載基準に関する調査の総括

- ◆ 調査対象である主要プラットフォームについて、広告掲載基準に関する文献調査を行い、個別のルールを整理すると共に、分析の視点に沿って内容を取りまとめた。
 - 主要プラットフォーム：Google（リスティング広告等）、YouTube、LINE、Meta、X、TikTok
 - 個別のルール： 1. 一般的に順守すべきルール 2. 特定のコンテンツに関するルール
3. コンテンツの内容に関するルール 4. 広告クリエイティブに関するルール
 - 分析の視点： 1. 日本と諸外国の差異 2. 青少年に配慮した内容
- ◆ 個別ルールの整理の結果は以下のとおりである。
 - どのプラットフォームにおいても法令順守義務と独自の広告ポリシーの遵守義務があり、Meta、TikTokについては広告ポリシーに加えて、コミュニティガイドラインの遵守義務もあった。
 - 特定のコンテンツを列挙するルールについては、各プラットフォームがそれぞれのカテゴリ（アルコールやギャンブル、ヘルスケア、政治・宗教、出会い系など）を作成して原則制限や禁止とし、詳細は各国の法規に則っているプラットフォームが多い。YouTubeでは、広告に適さないコンテンツは収益化を制限するといった手法も取られている。
 - 偽造品や詐欺、差別の禁止といったコンテンツの内容に関するルールは6プラットフォームで大きな差はみられなかった。
 - 広告クリエイティブについては、見た目やコンテンツ内容との関連性、リンク先の要件などについて、定めているプラットフォームが多かった一方で、広告フォーマットが複数あるMetaは、広告フォーマットに関しての規定が設けられていた。
- ◆ 上記を踏まえた分析の結果は以下のとおりである。
 - 日本と諸外国の差異については、全体的には、広告対象地域の法や規制を守ることが示している。その中には個別に、プラットフォームが米国企業のものである場合輸出制裁措置によって広告利用地域の制限を掛けていることや、各社で細かい法規（MetaのEUデジタルサービス法に基づく要件の遵守義務など）を守ることについて細かく記載をしているものがあることも分かった。一方でLINEのように、諸外国との対応差異が見られないプラットフォームもあった。
 - 青少年に配慮した内容については、どのプラットフォームも専用のページ又は個別コンテンツページで配慮事項を記載している。Googleは、法規制よりも義務を広く課していること（13歳以上17歳未満にもコンテンツ制限を掛けるなど）が分かる。LINEについては、全体的な配慮事項を記載しているが、配信時の未成年への配慮義務という抽象的な制約が課されているのみであった。
- ◆ 青少年保護の観点では、現在各プラットフォームが独自に作成している特定カテゴリを横断的に整理し、青少年への配慮方針を統一することで利用者にわかりやすいルールを作るといった対応が理想と考えられる。また、年齢推定等の技術を活用し、未成年者への配慮を運用においても反映させることが重要である。プラットフォームごとに、未成年へのパーソナライズを無効にしているか否か、未成年を広告対象とする場合のターゲティング制限があるか否か対応が分かれている点については、横断的に方針を統一する必要があると考えられる。

6. 広告掲載媒体側での自主的な取組を促すために諸外国等において講じられている方策に関する調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

広告掲載媒体側での自主的な取組を促すために諸外国等において講じられている方策に関する調査

調査手法概観	インターネット上の媒体側での自主的な取組を促すために講じられている方策について、日本及び諸外国の官公庁や業界団体を対象に、文献調査及び分析を実施する
実施のポイント	方策を幅広く抽出するために、自主的な取組を促すための方策の種類を予め想定し、同種類の取組がないかという視点でのリサーチを行う - 想定している方策の種類：ガイドライン、認定制度、業界団体の自主規制、共同規制 また、各国の調査の中で、想定していない方策の種類が出てきた場合には、同様の方策が各国で実施されていないかを改めて調査する
調査方法	・ 他分野や他業界の事例等から事業者側に自主的な行う方策の種類を類型化 ・ 各調査対象国の調査対象主体別に、自主的な行う方策の種類別の取組有無を調査 ・ 取組が存在した場合には、同取組の概要を調査し、調査結果を一覧化する ・ 国別主体別方策の種類別に実施状況の比較、分析を実施
調査対象・調査項目	・ 調査対象国：日本、米国、EU、英国、フランス、韓国、オーストラリア ・ 調査対象：各国の官公庁、広告関連の業界団体 ・ 各方策の調査項目：策定の目的・背景、自主的な取組を促す仕組み・インセンティブ、具体的な効果、該当する方策の種類
アウトプット 〔とりまとめ方法〕	・ 各国の官公庁・業界団体の取組を表で整理し、一覧化を実施 ・ 国別主体別方策の種類別に実施状況の比較表を作成

6. 広告掲載媒体側での自主的な取組を促すために諸外国等において講じられている方策に関する調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

【調査項目5】米国 | 概要[1/2]

- 米国では、2000年に起きた事件を機に、FTCが行動ターゲティング広告に関する報告書を公表。
- 法規制の導入可能性を背景に、業界団体DAAが自主規制を策定し、参加事業者の監視・執行を行っている。

方策	該当する方策の種類	詳細	青少年保護に関する規制の有無	出所
FTC：スタッフレポート：オンライン上の行動ターゲティング広告に関する自主行動原則（FTC Staff Report: Self-Regulatory Principles For Online Behavioral Advertising）	ガイドライン	• 2007年にFTCがオンライン上の行動ターゲティング広告に関するプライバシー原則（Online Behavioral Advertising Privacy Principles）の案を公表。パブリックコメントを経て2009年2月にこの自主行動原則を公表し、業界団体への自主規制を促した。 ➢ 2000年に発生したいわゆる「Double Click事件」を契機に、オンライン行動広告をめぐる、消費者のプライバシー侵害への懸念や広告手法の不透明性に対する批判が高まったことが背景。 • これを受けて複数の業界団体が連携した非営利組織DAA（Digital Advertising Alliance）が設立された。	【△：規制ではないものの、関連する記載有り】 • 青少年保護・未成年保護というワードはないものの、機微情報（sensitive data）の例として子どもに関する情報を挙げ、悪用のリスクを懸念したり、企業がその情報を行動ターゲティング広告に使用する際は事前に明確な同意を得るべきという原則を提案している。	日本インタラクティブ広告協会（JIAA）「インターネット広告における個人に関する情報の取扱いについての取組状況（米国及び欧州の取組）」（2024年12月）、Behavioral Advertising Tracking, Targeting, & Technology「FTC Staff Report: February 2009 Self-Regulatory Principles For Online Behavioral Advertising」
DAA：DAA原則（DAA Self-Regulatory Principles）	自主規制＋法的規制	• DAAが定めた自主規制。2009年以降、複数回更新されている。 • 2009年7月にDAAが策定した最初の「オンライン行動広告の自主規制原則」（Self-Regulatory Principles for Online Behavioral Advertising；通称OBA原則）は、オンライン上の行動データを用いた広告について、遵守すべき7つの原則を定めている。以降2011年に「複数サイトデータの自主規制原則」、2013年に「モバイル環境への自主規制原則の適用ガイダンス」など原則が追加公開されている。 ➢ DAAには、大手の広告業界団体（AAF、ANF、IAB、NAI、4A's、DMA）の他に、ルールの監視・執行を担う消費者団体BBBが参加している。 • DAA原則の順守状況を監視・調査・是正する機関DAAP（Digital Advertising Accountability Program）はBBBが運営しており、DAA原則の遵守については是正されない場合にはFTCに照会するといった準司法的な役割を担っている。	【×：独自の規制は無く、既存法について準拠を求める記載あり】 • オンライン行動ターゲティング広告に用いられる機微情報（sensitive data）に関する原則において、児童のデータについては、児童オンラインプライバシー保護法（Children's Online Privacy Protection Act）に定められた保護措置を適用することで、強化保護を行うと記載されている。	DIGITAL ADVERTISING ALLIANCE「DAA Self-Regulatory Principles」、一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会（JIAA）「インターネット広告における個人に関する情報の取扱いについての取組状況（米国及び欧州の取組）」（2024年12月）、総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会第二次提言(案)」（2010年5月）、首相官邸「第2回 デジタル市場競争会議 ワーキンググループ 配布資料 資料2」（2019年10月）

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目5】米国 | 概要[2/2]

・ DAAやNAI、IABといった業界団体において、自主規制や認定制度の取組が行われている。

方策	該当する方策の種類	詳細	青少年保護に関する規制の有無	出所
DAA : AdChoices	自主規制	- DAAによる、消費者に対して行動ターゲティング広告に関するオプトアウト機能等を提供するプログラム。 - オンライン広告の右上にAdChoicesアイコンが表示され、利用者がクリックすると、広告主がどのようなデータを収集・利用しているかについての説明と、希望する場合には当該企業による行動ターゲティング広告からオプトアウトするための手続きが提示される。これにより、消費者は自らのデータ利用に関する透明性とコントロールを持つことが可能になる。	【×：規制無し】 広告主が行動ターゲティング広告のために収集・利用するデータの説明とオプトアウトの選択肢を提供するものであり、対象となる消費者の年齢や未成年者保護に関する具体的な規制は無い。	YourAdChoices「Learn」、一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会（JIAA）「インターネット広告における個人に関する情報の取扱いについての取組状況（米国及び欧州の取組）」（2024年12月）
NAI : Self-Regulatory Framework	自主規制	- 広告ネットワークや広告テクノロジー企業による業界団体NAIによる、デジタル広告におけるプライバシー保護を目的とした自主規制の枠組み。 - 州ごとに多様化するプライバシー法制への対応の難しさから、2025年2月に従前のCodeを廃止。より柔軟なSelf-Regulatory Frameworkへ移行した。法令順守を代替するものではなく、事業者におけるプライバシーに関する法的要件の遵守を支援することを目的としている。	【×：規制無し】 個人情報の処理や消費者保護に関する原則を定めており、子どもや年齢に応じた規制などは定められていない。	NAI「Self-Regulatory Framework」、NAI Announces Framework for New Era of Digital Advertising Self-Regulation」（2025年3月）
IAB : IAB Certification	認定制度・認証マーク	IAB（Interactive Advertising Bureau）が提供する、デジタルメディアおよび広告業界の専門家（個人）向けの資格。	【×：規制無し】 デジタルメディアおよび広告業界における専門能力・倫理標準の認証制度であり、特定の年齢層に対する保護規則は記載がない。	IAB Certification「About IAB Certification」

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目5】EUの調査結果[1/2]

- 「偽情報対策行動規範」は、欧州委員会側から偽情報対策がなされない場合にはDSA下での法的措置検討という圧力が存在し、策定されたものの、自主規制後の定期評価で不十分とされ、DSAの枠組みに組み込まれた。
- DSAに組み込まれた後は、コードの遵守は、DSAに基づく定期的なリスクアセスメントと独立監査において、法的義務の履行を示す極めて重要な要素として位置づけられており、共同規制的な位置づけといえる。

方策	該当する方策の種類	詳細	青少年保護に関する規制の有無	出所
「偽情報対策行動規範」(Code of Practice on Disinformation) の制定	業界団体の自主規制	- 同規範は、2018年4月に欧州委員会のオンライン上の偽情報に関連する課題に対する見解を受けて、業界が自主的に自己規制基準に合意し、偽情報と戦うために世界的に初めて合意した規範。 - 未達の場合はDSA下での法的措置検討という圧力が存在 - 広告の透明化、不正操作の防止、ユーザーのリテラシー向上支援、ファクトチェック機関との連携、研究者へのデータ提供など、広告、サービス運営、ユーザー支援、透明性確保など多岐にわたる項目で、プラットフォーム企業が偽情報による悪影響を軽減する規範	【×：規制無し】 「偽情報対策行動規範」の中に、「青少年」「未成年」「子ども」を直接指す用語の記載はないものの、「vulnerable groups (脆弱なグループ)」という言葉が代わりに存在している。 - 同グループに対して、Commitment 17の「Enhancing media literacy (利用リテラシーの強化)」で、特に“vulnerable groups (脆弱なグループ)” に配慮すると明記されている。	European Commission「2018 Code of Practice on Disinformation」
「偽情報対策行動規範」(Code of Practice on Disinformation) の改定とDSAへの組み込み	共同規制	- 同規範は自主協定であったが、欧州委員会が定期評価と改善要求を行い、2022年に大幅な改定がなされた - その後、2025年2月に、欧州委員会と欧州デジタルサービス委員会は同規範をDSAの枠組みに正式に統合することが発表された - このコードは超巨大オンラインプラットフォーム（VLOPs）および超巨大オンライン検索エンジン（VLOSEs）が負うべき体系的リスク軽減措置を評価するための「関連ベンチマーク」として公式に統合された - コードの遵守は、DSAに基づく定期的なリスクアセスメントと独立監査において、法的義務の履行を示す極めて重要な要素として位置づけられ、プラットフォームがコードを遵守しない場合、監査時に体系的リスクの軽減が不十分であると判断され、DSA違反に直結する可能性がある。		Tech Policy「EU Disinformation Code Takes Effect Amid Censorship Claims and Trade Tensions」(2025年7月)

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目5】EUの調査結果[2/2]

- EUでは1992年に、法規制強化の動きを背景にEASAが設立された。EASAがガイドラインを作成し、各国の広告業界団体がネット広告にも倫理・表現コードを適用し、苦情処理や自主是正を実施している。法規制ではなく業界団体の自主規制を促す形となっており、EUにも適宜、報告を実施している。

方策	該当する方策の種類	詳細	青少年保護に関する規制の有無	出所
欧州広告基準アライアンス(EASA)と各国広告審査機構のネット広告コード	自主規制 + 共同規制	- EASAは1992年によって設立されたEU域内の広告自己規制機関の連合。 ➢ 設立背景には、EU不当表示指令等の消費者保護法など法規制強化の動きはあった - 各国でTV・新聞同様にネット広告にも倫理・表現コードを適用し、苦情処理や自主是正を実施。EU委員会とも協力関係にあり、年次で自己規制の実効性を報告し信頼を得ており、EASAのガイドラインや運用実績がEU政策文書での参照されている	【○：子どもへのオンライン行動ターゲティング広告を禁止】 同コードの中で、「子ども（Children）」を12歳以下、「青少年（Teens）」を13歳から17歳と定義し、「EASA BEST PRACTICE RECOMMENDATION ON ONLINE BEHAVIOURAL ADVERTISING」の中で、子どもへのオンライン行動ターゲティング広告を禁止している。	EASAウェブページ等各種公開情報

【調査項目5】英国の調査結果[1/2]

- ・レпутेशनリスクや法的制裁につながるASAによる自主的な広告監視と是正依頼が実施されており、モニタリングの中では青少年保護を最優先としてモニタリングを実施している模様。
- ・経済的インセンティブを背景とした認定制度も存在しており、年齢確認技術を認定の条件としようとする動きもある。

方策	該当する方策の種類	詳細	青少年保護に関する規制の有無	出所
ASA：CAPコード（広告慣行委員会コード）とActive Ad Monitoring（広告監視）	自主規制（レпутेशनリスク）＋法的制裁	・ASA（The Advertising Standards Authority：広告基準協議会）は、1961年に設立され自主規制のCAPコードを制定。当初テレビ等マスメディア対象だったがネット台頭で適用範囲拡大しSNS上の広告・インフルエンサー投稿も網羅する必要から、2010年代にガイドライン拡充した。 ・ASAは自主的にSNS上の広告・インフルエンサー投稿も含めてAIや人手により広告のモニタリングを実施し、2024年に2,800万件の広告をスキャンし、3万件以上の修正・取下げを達成した。 ・裁定結果は毎週「Weekly Rulings」として公式サイトで公開される。事業者はこの「実名公表」を極めて深刻なレпутेशन・リスクと捉え、ASAの決定に迅速に従う。 ・さらに、ASAに従わない常習的な違反者は法的監督機関であるOfcomへエスケーションされ、ビジネス中断命令等の法的制裁を受ける可能性がある。	【○：規制有り】 ・青少年保護を最優先とし、AIを用いて未成年者に関心が高いカテゴリー（電子タバコ、整形手術、ギャンブル等）の広告を集中的にスキャンしている。	ASAウェブサイト ASA「Annual Report 2023: Building our world-leading AI capability」
IAB UK：Gold Standard	認定制度（経済的インセンティブ）	・IAB UKは1997年に設立され、メディアオーナー、代理店、広告主、アドテック（広告技術）企業など、デジタル広告のエコシステム全体を代表する組織。 ・Gold Standardは2017年に、広告業界の主要プレイヤー（プラットフォーム、代理店、媒体社）が自発的に厳格な基準を採用し、認定を受ける仕組みを作ることで、サプライチェーン全体の透明性を高め、悪意ある主体を排除することを目的に策定された認定制度 ・広告主団体（ISBA）は、加盟する大手ブランドに対し「Gold Standard認定を取得した事業者との取引」を推奨しており、認定が取引条件（経済的インセンティブ）に組み込まれている。また、英国政府の通信局（GCS）も政府広告において本基準の支持を表明しており、公共調達との連動という強力なインセンティブも一部で機能している。	【△：検討中】 ・青少年保護に関しては、年齢制限のある製品（アルコール、ギャンブル等）の広告が未成年者に配信されないための「年齢確認（Age Assurance）」技術の標準化を進めている。具体的には、特定の製品広告を配信する際、プラットフォーム側が提供する高度なターゲティング制限機能を適切に運用しているかを認定条件の一部として検討・実装している。	IAB UK「Gold Standard」 GOV UK「Online Advertising Taskforce - progress report 2023-24」

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目5】英国の調査結果[2/2]

- OSAに基づいた行動規範の策定もなされており、自殺・自傷行為や摂食障害を助長する「最優先有害コンテンツ」やポルノサイトへの青少年閲覧の遮断（「高度に実効性のある年齢確認（Highly Effective Age Assurance）」の導入）が求められている。

方策	該当する方策の種類	詳細	青少年保護に関する規制の有無	出所
Ofcom：OSA Codes of Practice（オンライン安全法 行動規範）	共同規制（法的制裁の回避）	- Ofcomは2023年に成立した「オンライン安全法（OSA）」に基づき、事業者が具体的にどのような措置を講じるべきかを示す実効的なガイドライン（Codes of Practice）を策定した。 - Codes of Practiceは、事業者が法的義務を果たすためのセーフハーバー」として機能する。事業者がコードに示された対策を誠実に履行していれば、法的な免責や配慮を受けられる。一方で、不履行と判断された場合は、世界売上の10%に及ぶ巨額の罰金や、ビジネス中断命令（サービス停止要求）といった強力な法的制裁となる。 - 具体的な対策の実現・実装方法は事業者に一任されており、共同規制と言える。	【○：規制有り】 OSAの中では、自殺・自傷行為や摂食障害を助長する「最優先有害コンテンツ」やポルノサイトへの青少年閲覧の遮断（「高度に実効性のある年齢確認（Highly Effective Age Assurance）」の導入）を求めている。	Ofcom「Quick guide to illegal content codes of practice」

【調査項目5】フランスの調査結果

- ・ 経済的インセンティブを背景としたメディアに対しての認定制度、EUのDSAの枠組みの取り組みとしてTrusted Flaggersという共同規制の取組も存在している。両方において、青少年保護に特化した規制は存在している。

方策	該当する方策の種類	詳細	青少年保護に関する規制の有無	出所
ARPP : Digital Ad Trust	認定制度 (経済的インセンティブ)	・ ARPPはフランスの広告自主規制機関であり、広告の公正性・倫理性を確保する業界団体で、広告内容の事前審査を行い、ガイドラインを提供し、違反時の対応も担うことで、消費者の誤認防止と業界の健全性を保つ役割を果たしている。 ・ Digital Ad Trustは、ARPPと関連団体（ACPM, CESP等）が連携し、サイトの品質を「5つの指標」で評価して認証ラベルを付与する。ラベル取得サイトは、広告主から「プレミアムな広告枠」として認知され、より高い単価での広告獲得が可能となる。審査プロセスには第三者機関の監査が含まれており、認証の客観性が担保されている。また、ARPPは配信前の広告審査（コピーチェック）も行っており、基準に反する広告の是正を迅速に促す。事業者は、ラベルを維持するために継続的な品質管理を強いられるが、それが「取引上の優位性」と「規制リスクの軽減」に直結するという強力なインセンティブ構造が働いている。	【○：規制有り】 ・ 青少年保護に関する厳格な基準を設け、未成年者を対象とした広告や、未成年者が接触する可能性の高いサイトにおける表現規制を強化している。 ・ 具体的には、アルコールやスポーツ賭博、オンラインカジノ等の広告が未成年者向けサービスで配信されることを厳禁している。	ARPP「DIGITAL AD TRUST」
Arcom : Trusted Flaggers (EUのDSAの中の枠組み)	共同規制	・ Trusted FlaggersはDSAに基づくEU全体の共通の枠組みであり、各加盟国のコーディネーターが専門団体を指定し、指定を受けた団体による通報は、プラットフォーム側で「優先的かつ遅滞なく」処理される法的地位が与えられる。フランスではArcomがその役割を担っている。 ・ プラットフォーム側は、これらの通報を適切に処理しなかった場合、DSAに基づき巨額の制裁金を課されるリスクがあるため、自律的にフラグガーとの協力体制を構築するインセンティブを持つ。行政側もフラグガーへの資金的支援を検討しており、民間の監視能力を公的な安全インフラとして制度化することで、事業者のモデレーション能力を外部から補完・強化する仕組みとなっている。	【○：規制有り】 ・ 「e-Enfance」などの児童保護に特化した団体がフラグガーとして指定されており、ネットいじめ、性的搾取、児童ポルノに関する通報が最優先で処理されている。	EU「Trusted flaggers under the Digital Services Act」

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目5】韓国の調査結果

- 韓国の主要インターネット企業が加盟しているKISO（韓国インターネット自律政策機構）が、様々なガイドラインを策定し、政府による直接的な規制を減らし、民間主導でネット上の問題に対応している。

方策	該当する方策の種類	詳細	青少年保護に関する規制の有無	出所
KISO：自律規制ガイドライン （掲示物・検索語等）	自主規制	- KISOは韓国の主要インターネット企業（NaverやKakao等）が加盟し、インターネット上のコンテンツやサービスに関するガイドラインを策定・実施する自律的な規制機関であり、2009年に設立された。 - 掲示物・検索語等のガイドラインは、事業者が自社のプラットフォームに投稿されたコンテンツの削除や検索語の規制等をする際に、専門的な知見に基づき「表現の自由と権利保護のバランス」を保った統一的な削除・管理基準を設けることが目的で策定されたもの。 - 判断に悩んだ場合には、KISOに相談すれば、加盟各社の代表と外部の専門家（法学者、市民団体等）で構成される審議委員会で検討され、審議結果は公式サイトで逐一公開される。	【○：規制有り】 「青少年保護検索語ガイドライン」を独自に策定しており、未成年者が有害な情報を検索した際、検索結果の表示を制限したり、成人認証を求めたりする基準を設けている。	KISO「Korea Internet Self-governance Organization」 KISO「청소년 보호를 위한 검색어 관리 가이드라인」
KISO：KSS （KISO Safeguard System：悪口DB API）	自主規制	- KSSは、韓国の主要なポータルであるNaverとKakaoが提供する罵り言葉および罵り言葉のデータベースを用いて開発されたAPIで、同APIを利用することで、入力表現の中に辞書に含まれる単語があるかどうかを確認し、その結果をフィルタリングすることが可能。 - KSSは、KISOの会員企業、メディア企業、公共機関に無料で配布され、これらに該当しない企業も有料で利用可能。	【○：規制有り】 KSS内には「青少年保護」のための専門カテゴリが設けられており、未成年者に対して悪影響を及ぼす単語（薬物、性暴力用語、家出誘引語等）が厳選・登録されている。	KISO「KISO 욕설 방지 시스템 API 서비스」

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目5】オーストラリアの調査結果

- 業界団体AANAが独自に開発した「Advertising Codes」が自主規制として機能している一方で、オンライン安全法に基づきオンライン安全分野での「Online Safety Codes and Standards」が政府と業界団体によって定められ、法的義務として機能している。

方策	該当する方策の種類	詳細	青少年保護に関する規制の有無	出所
eSafety Commissioner : Online Safety Codes and Standards	共同規制	- 政府機関eSafety Commissionerが「オンライン安全法 2021 (Online Safety Act 2021)」に基づいて公開したオンラインサービス全体に関するルール。サービス提供者は、このコードと基準を守る義務がある。 - コードは業界団体によって作成され、手続きと法定要件を満たすとeSafety Commissionerによって登録される。議会に提出される立法措置である基準はeSafety Commissionerが策定する。 - 違反に対しては個人と企業それぞれに対して罰金を求めることができる。	【○：規制有り】 - ハイリスクなサービス提供事業者は適切な年齢確認措置を実施し、有害コンテンツから子どもを守るための措置を講じる必要がある。 16歳未満のオーストラリア人が年齢制限のあるSNSでアカウントを持つことを防ぐための合理的な措置として、関連するコードが作成された。	eSafety「Online Safety Codes and Standards Regulatory Guidance」
eSafety Commissioner : Basic Online Safety Expectations (BOSE)	ガイドライン	政府機関eSafety Commissionerが「オンライン安全法 2021 (Online Safety Act 2021)」に基づいて、基本的な期待事項の内容を実際に規定している。	【○：規制有り】 子どもを標的としたサイバーいじめを最小限に抑えるための合理的な措置を促したり、ユーザーが苦情を申し立てられる仕組みを保証することなどを定めている。	Australian Government「Online Safety (Basic Online Safety Expectations) Determination 2022」
AANA/Ad Standards : Advertising Codes	自主規制	- 広告業界団体であるオーストラリア広告者協会 (Australian Association of National Advertisers ; AANA) が開発した広告に関する自主的なルール。(上記の法に基づくコードとは別) - AANAが設立した独立機関Ad Standardsが運用。 - 広告に関する苦情はAd Standardsが受けており、広告コードに該当する違反と評価された場合、広告主に通知され、広告の変更や削除の要請が期待される。	【○：制限有り】 子どもを対象とした広告コードChildren's Advertising Codeがあり、子どもをターゲットにした広告において、「子どもに対して誤解を招くものや欺瞞的であってはならない」「性的なイメージを含んではいけない」といった内容を定めている。	Ad Standrads「Advertising self-regulation」「Advertising Codes」、AANA「Children's Advertising Code」

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目5】日本の調査結果[1/2]

- 国内では2021年にJICDAQ（デジタル広告品質認証機構）が設立され、同機構の「ブランドセーフティ認証」の基準において、青少年にとって有害なサイトへの広告掲載の排除につながる基準が存在しており、政府の広告主向けのガイドラインでもJICDAQ認証を取得した事業者の活用を推奨している。

方策	該当する方策の種類	詳細	青少年保護に関する規制の有無	出所
JICDAQ（デジタル広告品質認証機構）： JICDAQ認証 【2021年】	認定制度＋ （共同規制）	- JICDAQは、アド Fraud（無効トラフィックによる広告費の詐取）やブランドセーフティ（意図しない不適切なサイトへの広告掲載）のリスクへ対処するために、広告業界の三団体（JAA、JAAA、JIAA）が主導して2021年に設立した非営利の認証機構。 - JICDAQ認証とは、JICDAQが定めるデジタル広告の掲載品質確保に関する業務プロセスの認証基準に沿って、広告関連事業者が業務を適切に行っているかについて、検証/確認、認証をする制度。 - JICDAQ認証を取得すると、安心・安全な広告配信が可能な「品質認証事業者」として、JICDAQ登録者リストに社名が公開されるため、適切な業務プロセスでデジタル広告に関わる事業者としてアピールでき、JICDAQ登録アドバタイザー（広告主）には「品質認証事業者」との取引を推奨しているため、取引先候補につながることも期待できる - また、総務省や経済産業省の「デジタル広告ガイダンス」において、JICDAQ認証の活用がリスク回避の推奨施策として位置付けられており、共同規制的な要素も存在。	【△：明確な規制・記載はないものの、青少年保護に資する規制】 「ブランドセーフティ認証」の基準において、広告規制不適切コンテンツカテゴリの中に、犯罪助長、猥褻・違法な性表現が含まれており、これらに該当する違法なサイトへの広告掲載の排除を明示している。 - また、ブランド毀損リスクコンテンツとして、「アダルトグッズ販売、露骨な性的表現、過剰な肌露出等」、「暴力的な表現、醜悪・グロテスク、映画・ゲーム等の暴力表現」が含まれており、広告主及び認定事業者の間で協議の上、必要に応じてこれらのサイト等への広告の掲載を排除すると明示されている。 - 上記規制により、青少年にとって有害なサイトへの広告料流入の減少、当該サイトの排除につながる可能性がある。	JICDAQウェブページ
総務省：デジタル広告の適正かつ効果的な配信に向けた広告主等向けガイダンス 【2025年】	ガイドライン	- 本ガイダンスは、広告主の広告担当者及び経営層がデジタル広告の流通を巡るリスクに関するリテラシーを向上させ、主体的な対策を推進する観点から、広告主等が実施することが望ましい取組について、総務省として初めて広告主等向けに策定したものの。 - 広告主側が「考慮すべきリスク」、「経営層が対策に関与することの必要性」、「実施すべき取組」を具体的に提示することで、自律的なリスク管理を促している。 - 実施すべき取組の中では、前段のJICDAQ認証等の取得事業者との取引を推奨している。	【×：明確な規制・記載はない】	総務省「デジタル広告の適正かつ効果的な配信に向けた広告主等向けガイダンス」

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目5】日本の調査結果[2/2]

・JAROはインターネット広告に関する苦情対応・苦情処理も実施しており、近年寄せられる苦情の業種別ではオンラインゲームや電子書籍・ビデオ・音楽配信が上位で、表現が不快という苦情が多数寄せられている。電子書籍の苦情については、JAROからJEBAから指摘した結果、JEBAは性的広告の一般向けサイトへの配信停止を決定した。

方策	該当する方策の種類	詳細	青少年保護に関する規制の有無	出所
JARO（日本広告審査機構）：苦情対応・苦情処理プロセス	自主規制	- JAROは1974年に設立された民間の広告自主規制機関であり、消費者からの相談をもとに、誇大広告や誤解を招く表示（ウソ・大げさ・まぎらわしい）を審査し、改善を促すことで、広告の信頼性向上と消費者利益の保護を目的に活動。 - 苦情処理のプロセスは、3段階に分かれており、各段階で解決しない場合に次のステップに移る。①苦情の受付・広告主への回答依頼、②業務委員会・分科委員会での見解提示（4段階）、③審査委員会での裁定 2020年には、審査基準を改定し、審査結果の最上位であった「警告」より強く適正化を求める「厳重警告」を新設した。 「厳重警告」は、「警告相当の広告、または表示であって、問題箇所の数、消費者に誤認を与える程度等により、その不当性が特に高いと認められることから、当該広告または表示を直ちに削除または修正することが必要と認められるもの」と定義した。従わない場合は、審議を経て公表、告発などの措置をとる。 2024年度の総受付件数は10,796件で、苦情の業種別では、不快な広告への苦情急増しており、オンラインゲーム、電子書籍が上位。広告主への情報提供は11回（苦情685件）行い、「見解」発信は25回（24社）。	【△：苦情受付レベルの取組は実施】 2024年度の活動報告のトピックスでは、「性的・暴力的・猟奇的な表現については毎年苦情が寄せられるが、特に苦情の多い場合には、広告主に対し苦情件数や内容などを情報提供している。2024年度は性的な広告表現への苦情が増加したため、広告主4社（苦情件数144件）に情報提供を行い、業種として苦情の多かったオンラインゲーム、電子コミックの業界団体にも2025年4月に情報提供を行った。」と記載しており、青少年保護の視点でも苦情の受付、苦情の情報提供は行っている模様。 - ただし、「見解」の25回の内容を見ると、基本的には医薬品等の過大広告への対応が中心である。	JAROウェブページ、JARO「JARO2024年度審査状況」
JEBA（日本電子書店連合）：性的広告の一般向けサイト配信停止基準【2025年】	自主規制	- 電子コミック配信大手が設立したJEBAは、2025年6月に性行為や裸、胸などが描写された電子コミックの広告について、全年齢向けサイトへの配信を4月末から停止したことを発表した。 - 子どもも閲覧するサイトに表示されることへの苦情が「日本広告審査機構」（JARO）に相次ぎ、JAROから指摘を受けていたことが背景。 - 同連合は、JAROから苦情に関する指摘を受け、4月30日に緊急会合を開催。連合として性的広告の配信基準を統一し、同日から全年齢向けサイトへの配信を停止した。	【○：規制有り】 本取組自体が全年齢向けサイトでの過度な性的表現が描かれたコミック広告の規制であり、青少年保護の取組に直結	読売新聞「電子コミックの性的広告を配信停止、全年齢向けサイト…大手11社の「電子書店連合」」

出所：各種公開情報を基に総務省作成

6. 広告掲載媒体側での自主的な取組を促すために諸外国等において講じられている方策に関する調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

【調査項目5】調査結果の取りまとめ結果

- ・ 諸外国の方策としてA) ガイドライン、B)自主規制、C)自主規制＋法的措置、D)共同規制、E)認定制度が抽出された。D)は法的措置が明確に背景に存在している。B)、C)、E)については、各事業者が自主的に取り組むためのインセンティブや強制力が必要であり、法的な圧力がベースとなっているケースが多かった。

方策	米国	EU	英国	フランス	韓国	オーストラリア	日本
	当局レポートにより 自主規制＋法的措置へ	当局見解により 自主規制を策定後、 共同規制へ（規制強化）	法的措置のある自主規制 ＋オンライン分野は共同規制	自主規制 ＋オンライン分野は共同規制 （EU準拠）	自主規制	自主規制 ＋オンライン分野は共同規制	行政ガイドライン＋認定制度
A) ガイドライン	①FTCスタッフレポート： オンライン上の行動ターゲ ティング広告に関する自主 行動原則 （FTCによる自主規制 策定の推奨）	①EC：オンライン上の偽 情報に関連する課題に対 する見解 （ECによる自主規制策 定の推奨）	-	-	-	eSafety Commissioner：Basic Online Safety Expectations （BOSE） （2021年オンライン安 全法に基づく策定）	総務省：デジタル広告の 適正かつ効果的な配信に 向けた広告主等向けガイ ダンス【2025年】 （自主的なリスク管理の 推奨）
B) 自主規制	・ DAA：AdChoices ・ NAI：Self- Regulatory Framework （法的措置の検討が背 景）	・ ②偽情報対策行動 規範の策定 （法的措置の検討が背 景） ・ 欧州広告基準アライ アンスの各国広告審査 機構のネット広告コー ド	-	・ ARPP：ARPPコード （経済的インセンティ ブ＋レピュテーションリ スク）	・ KISO：自律規制ガ イドライン（揭示物・ 検索語等） ・ KISO：KSS（KISO Safeguard System：悪口DB API） （政府の介入検討が背 景）	AANA/Ad Standards： Advertising Codes （業界の主体的な取組 み）	・ JARO（日本広告審 査機構）：苦情対 応・苦情処理プロセス ・ JEBA（日本電子書 店連合）：性的広 告の一般向けサイト配 信停止基準【2025 年】
C) 自主規制＋ 法的措置	②DAA原則の策定 （法的措置の検討が背 景/遵守されない場合は FTCに照会される）	-	ASA：CAPコードと Active Ad Monitoring （レピュテーションリスク＋ 法的措置）	-	-	-	-
D) 共同規制 （法をもと に具体を設 計）	-	③偽情報対策行動規範 の改定とDSA45条への組 み込み （ECによる改善要求が 背景/法の一部に）	OSA Codes of Practice （2023年オンライン安 全法に基づく策定）	Trusted Flaggers （法に基づくEU各国にお ける取組み）	-	Online Safety Codes and Standards （2021年オンライン安 全法に基づく策定）	-
E) 認定制度	IAB：IAB Certification（適正廣 告ブランドとしての価値）	-	IAB UK：Gold Standard（経済的イン センティブ）	ARPP：Digital Ad Trust（経済的インセン ティブ）	-	-	JICDAQ（デジタル広告 品質認証機構）： JICDAQ認証【2021年】 （政府が取得を推奨）

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目5】広告掲載媒体側での自主的な取組を促すために諸外国等において講じられている方策に関する調査の総括

◆ インターネット上での媒体側での自主的な取組を促すために講じられている方策について、日本を含む調査対象国の官公庁や業界団体を対象に文献調査を行い、整理・分析した。

- 調査対象国：米国、EU、英国、フランス、韓国、オーストラリア、日本
- 調査対象：各調査対象国の官公庁、広告関連の業界団体
- 調査項目：策定の目的・背景、自主的な取組を促す仕組み・インセンティブ、具体的な効果、該当する方策の種類

◆ 整理・分析の結果は以下のとおりである。

- 調査対象国の方策として、A) ガイドライン、B) 自主規制、C) 自主規制 + 法的措置、D) 共同規制、E) 認定制度の5つが抽出された。
- 諸外国における方策にはいくつかのパターンがあり、おおまかには以下の4つに分けられる。

- ① 政策誘導型：国が自主規制策定を推奨する文書を出し、それを受けて業界団体がB) 自主規制、C) 自主規制 + 法的措置を定める（米国）
 - ② 共同規制型：法をもとにD) 共同規制が定められる（EU、英国、フランス、オーストラリア（注））
 - ③ 規制回避型：政府の介入検討を背景に、業界団体がB) 自主規制を定める（韓国）
 - ④ 市場インセンティブ型：政府がA) ガイドラインで自主的な取組を推奨し、業界団体が個別のB) 自主規制やE) 認定制度を定めると共に、政府が認証の取得を推奨する（日本）
- D) 共同規制は背景に法規制があり、法をもとに具体的な運用が定められている。B)、C)、E) については、各事業者が自主的に取り組むためのインセンティブや強制力が必要であり、法的な圧力がベースとなっているケースが多かった。
 - 各国それぞれの法や方策は異なるが、業界団体の自主性に委ねるといより、国が業界団体の自主的な取組を促進する動きが進んでいることが大きな傾向としてみられる。
 - 諸外国の方策を全体でみると、青少年保護は広告関連の業界団体による広告規制よりも、オンライン安全法制の中に含まれる傾向が見られる。

◆ 広告掲載媒体側での自主的な取組を促すためには、業界団体の自主規制の取組みを前提としつつ、その実効性を高めるための法的な整備や、市場インセンティブを付与する仕組みを組み合わせた制度設計が有効であると考えられる。

（注）英国、フランス、オーストラリアについては広告全体については業界団体が社会背景を機に自主規制あるいは自主規制 + 法的規制を整備しているが、オンライン広告については法規制を背景に共同規制を行っている。ここでは後者について取り上げている。

7.発信に係るリスクに関する調査 | 文献調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

発信に係るリスクに関する調査 | 文献調査の調査方針

調査手法概観	青少年が自ら発信することのリスクに対して、発信を制限するようなペアレンタルコントロール機能の実装など青少年保護に関するサービス提供上の工夫について、発信行動を伴うサービス、OS事業者、通信キャリア等の取組について調査・分析を行う
実施のポイント	発信の制限機能については、ペアレンタルコントロールやフィルタリングサービス等の青少年保護機能の中で合わせて提供されることから、【調査項目1】と【調査項目2】と連携して実施する 同調査項目については、【調査項目1】と【調査項目2】を実施者で分担して実施し、調査対象別に実施担当者を明確化する
調査方法	- 調査対象別に青少年の発信制限機能の実装等のサービス提供上の取組の有無、取組内容を調査し、表で整理し、一覧化 - 発信制限の条件や内容、制限の技術的な実現方法等で取組を類型化
調査対象・調査項目	【調査対象】 - 発信行動を伴うサービス：Google（YouTube）、Meta（Facebook、Instagram）、X（X）、ByteDance（TikTok）、LINEやフー（LINE） - OS事業者：Google（Android）、Apple（iOS） - 通信キャリア等：日本、米国、EU、英国、フランス、韓国、オーストラリアの通信キャリアが所属する業界団体、大手通信キャリア1～2社 - フィルタリングサービス：日本、米国、EU、英国、フランス、韓国、オーストラリアで提供されている主要なフィルタリングサービス 【調査項目】 - 同機能開発・提供の背景・目的、機能内容、発信制限の対象・条件（年齢、発信内容等）、技術的な実現方法
アウトプット 〔とりまとめ方法〕	- 各調査対象の取組を表で整理し、一覧化を実施 - 発信制限の条件や内容、制限の技術的な実現方法等で取組を類型化し、体系的に整理

発信に係るリスクの構造化と対策の分類

- 発信リスクを「①発信行動（直接・間接）→②把握・推測される情報→③悪用による被害」の三層で構造化した上で、対策も同構造に沿って、A.発信行動の禁止、B.把握・推測の防止やリスク減少、C.悪用の防止の観点で整理した。

発信に係るリスクの構造化

【①発信行動】

- ◆ 利用者の情報把握につながる行動を直接・間接の両方を含む形で整理

【整理イメージ】

- 意図的な発信：投稿、DM、コメント、ライブ配信
- 半意図的：プロフィール文面、プロフィール写真
- 無意識：プロフ写真の背景、ユーザー名、利用時間帯、いいね傾向

把握・推測

【②把握・推測される情報】

- ◆ 発信行動により把握される情報を属性で分類して整理

【整理イメージ】

- 個人属性：年齢、性別、学年
- 生活圏：自宅周辺、通学路、活動時間
- 心理状態：孤独、承認欲求、金銭不安
- 社会的弱点：未成年、保護者不在、相談先不足

悪用

【③引き起こされる被害】

- ◆ 引き起こされる被害を悪用の内容で整理（単純な被害行為だけではなく加害行為も含める）

【整理イメージ】

- 直接被害：性的搾取、ストーカー、金銭搾取、脅迫、炎上
- 加害行為：誹謗中傷、名誉毀損、違法アップロード
- 犯罪加担：闇バイト、詐欺・強盗の実行役
- 長期的不利益：デジタル・タトゥー、進学就職不利益

想定される対策

【A.行動自体の禁止】

- ◆ 投稿、DM、配信など、発信行動自体を禁止する
- ◆ プロフィール文面やプロフィール写真内にパーソナルデータの内容が含むことを禁止する
- ◆ 特定の内容に対するいいねの禁止（表示させないなど）

【B.把握・推測の防止やリスク減少】

- ◆ 公開範囲の限定や投稿内容の運営者側での強制的なマスキング
- ◆ 投稿に対する反応の匿名化
- ◆ 不審者や悪用者とのつながりの防止・制限（公開範囲の制限と意味合いは近い）

【C.悪用の防止】

- ◆ 会話の内容等の分析によるアラートや自動削除
- ◆ 誤ったコンテンツ投稿の削除機能

7.発信に係るリスクに関する調査 | 文献調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

個別アプリにおける対策

動画共有・ライブ配信アプリにおける発信に係るリスクの対策 | YouTube

- ライブ配信の禁止、コメントの禁止など「発信行動の禁止」、強制的な動画の非公開化などの「情報の把握・推測の防止やリスク減少」の取組を通じて、直接的に発信に係るリスクへの対策を行っている。

発信に係るリスク対策 に該当する保護機能	機能概要	発信に係るリスク対策の分類		
		A.発信行動の禁止	B.情報の把握・推測の防止 やリスク減少	C.悪用の防止
ライブ配信の禁止	16歳未満の未成年はライブ配信不可	○： 発信行動自体の 禁止に該当		
ライブ配信のチャット無効	3～15歳の未成年者が出演しており、大人が同伴していることが明らかでないライブ配信ではチャットが無効になる	○： 投稿者（未成年）側からの チャット無効になるため発信禁 止ともみなせる	○： チャット無効により悪用者・不 審者とのつながり防止につな がる	
動画の非公開化・公開 範囲の制限	13～17歳は投稿した動画がデフォルトで非公開化される。 - 投稿者と投稿者が指定したユーザーのみがコンテンツを視聴可能		○： 閲覧者の限定により悪用者によ る情報の把握・防止につな がる	
コメントの禁止	13歳未満はコメントをすることができない	○： 発信行動自体の 禁止に該当		
相談窓口	全年齢対象で、困りごとや自傷防止のための相談窓口を設置			△： 一定程度は水際の防止につ ながると想定
「Take It Down」機能	未成年の性的コンテンツ拡散を防ぐ「Take It Down」機能の提供			○： 誤って提供した自身の性的コ ンテンツの悪用を防止可能

出所：各種公開情報を基に総務省作成

動画共有・ライブ配信アプリにおける発信に係るリスクの対策 | TikTok

- ライブ配信の禁止、リミックス機能の禁止、DMの制限などの「発信行動の禁止」、アカウントの非公開化などの「情報の把握・推測の防止やリスク減少」の取組を通じて、直接的に発信に係るリスクへの対策を実施している。

発信に係るリスク対策 に該当する保護機能	機能概要	発信に係るリスク対策の分類		
		A.発信行動の禁止	B.情報の把握・推測の防止やリスク減少	C.悪用の防止
ライブ配信の禁止	18歳未満の未成年はライブ配信不可	○： 発信行動自体の 禁止に該当		
リミックス機能の禁止	13歳～15歳はリミックス機能の設定がデフォルトでオフ	○： 発信行動自体の 禁止に該当		
DM機能の制限	16歳未満のアカウントではDM機能を利用不可	○： DM無効により悪用者との つながり防止につながる		
アカウントの非公開化・公開範囲の制限	16歳未満はアカウントがデフォルトで非公開化		○： 閲覧者の限定により悪用者による情報の把握・防止につながる	
相談窓口	全年齢対象で、困りごとや自傷防止のための相談窓口を設置			△： 一定程度は水際の防止につながる想定
「Take It Down」機能	未成年の性的コンテンツ拡散を防ぐ「Take It Down」機能の提供			○： 誤って提供した自身の性的コンテンツの悪用を防止可能

マイクロブログ・SNSアプリにおける発信に係るリスクの対策 | Instagram

- ライブ配信の制限など「発信行動の禁止」、アカウントの非公開化やフォロー制限などの「情報の把握・推測の防止やリスク減少」の取組などを通じて、直接的に発信に係るリスクへの対策を実施している。

発信に係るリスク対策 に該当する保護機能	機能概要	発信に係るリスク対策の分類		
		A.発信行動の禁止	B.情報の把握・推測の防止 やリスク減少	C.悪用の防止
ライブ配信の制限	16歳未満の未成年は保護者の許可なしにライブ配信不可	○： 発信行動自体の 禁止に該当		
DM機能の制限	相互フォローでない成人と未成年間のDM制限機能	○： DM無効により悪用者との つながり防止につながる		
アカウントの非公開化・ 公開範囲の制限	16歳未満のアカウントをデフォルトで非公開		○： 閲覧者の限定により悪用者による 情報の把握・防止につながる	
不審アカウントによるフォ ロー制限	不審な成人による未成年アカウントのフォロー制限		○： 閲覧者の限定により悪用者による 情報の把握・防止につながる	
相談窓口	全年齢対象で、困りごとや自傷防止のための相談窓口を設置			△： 一定程度は水際の防止につ ながると想定
ヌード画像へのぼかし機 能	DM内のヌードを含むと検出された画像にぼかしを入れる機能			○： 提供した自身の性的コンテンツ の拡散を防止可能
「Take It Down」機能	未成年の性的コンテンツ拡散を防ぐ「Take It Down」機能の提供			○： 誤って提供した自身の性的コ ンテンツの悪用を防止可能

出所：各種公開情報を基に総務省作成

マイクロブログ・SNSアプリにおける発信に係るリスクの対策 | X

- DM機能の制限により不審者とのDMの禁止などの「発信行動の禁止」、やアカウントの非公開化などの「情報の把握・推測の防止やリスク減少」の取組を通じて、直接的に発信に係るリスクへの対策を実施しているものの、Instagratoooと比較すると取組は限定的である。

発信に係るリスク対策 に該当する保護機能	機能概要	発信に係るリスク対策の分類		
		A.発信行動の禁止	B.情報の把握・推測の防 止やリスク減少	C.悪用の防止
DM機能の制限	・ 未成年者の場合、フォローしていないアカウントからのDMは制限	○： DM無効により悪用者との つながり防止につながる		
アカウントの非公開化・ 公開範囲の制限	・ 未成年アカウントは初期設定でポストが非公開（変更により公開にすることが可能）		○： 閲覧者の限定により悪用者による情報の把握・防止につながる	
相談窓口	・ 各種相談窓口を提供（自殺・自傷行為等）			△： 水際の防止につながると想定

メッセージ・通話アプリにおける発信に係るリスクの対策 | LINE

- 「発信行動の禁止」に該当する対策は実施しておらず、実施している対策は友だち追加の制限、相談窓口のみであり、他のサービスと比べて、実施している対策は限定的である。

発信に係るリスク対策 に該当する保護機能	機能概要	発信に係るリスク対策の分類		
		A.発信行動の禁止	B.情報の把握・推測の防 止やリスク減少	C.悪用の防止
友だち追加の制限	18歳未満はID検索と電話番号検索による友だち追加不可		○： 閲覧者の限定により悪用者による情報の把握・防止につながる	
相談窓口	各種相談窓口を提供（自殺・自傷行為等）			△： 水際の防止につながると想定

フィルタリングサービスにおける対策

フィルタリングサービスにおける発信に係るリスクの対策 | 米国

- 米国のフィルタリングサービスでは、SNS/SMSなどの発信を行うアプリ自体の利用を制限する機能や通話/ SMS / MMSの相手を制限・確認する機能などにより、悪用者とのつながりを防止する機能が設けられている。

事業者 分類	フィルタリング サービス名 (事業者名)	発信に係る リスク対策に 該当する保護機能	機能概要	発信に係るリスク対策の分類			
				A.発信行動の禁止	B.情報の把握・推測の 防止やリスク減少	C.悪用の防止	
OS事業者	Google Family Link (Google)	*** (同サービスにおいて該当する機能は無し)					
	Apple Screen Time (Apple)	Game Centerの機能制限	• Game Centerアプリ内のマルチプレイヤーゲームや、友達の追加・共有、画面収録、メッセージ、などの機能を制限	○： 他者との交流の直接的な制限 (発信行動の禁止、他者とのつながり減少による情報の把握・推測の防止に該当)			
		コミュニケーションの安全性機能	• ヌード画像を含む写真やビデオを送受信する際、画像にぼかしを入れ、警告と共に安全な対策を提示する保護機能	△： 性的自撮り画像の発信防止につながると想定			
通信 キャリア	Verizon Family (Verizon)	通話/テキスト (SMS/MMS) の履歴確認	• 保護者は子どものVerizon回線の通話/SMS/MMSの履歴を確認可能			△： 不審なやりとりを察知できる可能性があると想定	
		SMSの利用制限	• SMS送信回数の上限を設定できる機能	○： SMSの送信制限/禁止			
		電話番号のブロック	• 最大20件、特定電話番号をブロックできる機能		○： 不審者とのつながりを防止できる		
アプリ 事業者	Net Nanny (Net Nanny)	ソーシャルメディアへのアクセスブロック	• 各種ソーシャルメディアへのアクセスをブロックする機能	○： 特定のSNSの利用禁止			
	Eturi (OurPact)	*** (同サービスにおいて該当する機能は無し)					
セキュリティベンダー	Norton Family (Gen Digital)	*** (同サービスにおいて該当する機能は無し)					

フィルタリングサービスにおける発信に係るリスクの対策| EU

- EUでは前述のQustodioの他にSecureKidsが電話番号のブロック機能により、悪用者とのつながりを防止する機能が設けられている。

事業者 分類	フィルタリング サービス名 (事業者名)	発信に係る リスク対策に 該当する保護機能	機能概要	発信に係るリスク対策の分類			
				A.発信行動の禁止	B.情報の把握・推測の 防止やリスク減少	C.悪用の防止	
通信 キャリア	TIM Navigazione Sicura APP (TIM)	***（同サービスにおいて該当する機能は無し）					
アプリ 事業者	Qustodio (Qustodio)	***（英国と同様）					
	SecureKids (SecureKids)	通話制御	- 特定の電話番号からの着信をブロック可能 - 信頼できる番号からのみ通話を送受信できるように制限することもできる		○： 悪用者とのつながりの防止		
セキュリティ ベンダー	Bitdefender Parental Control (Bitdefender)	***（同サービスにおいて該当する機能は無し）					

フィルタリングサービスにおける発信に係るリスクの対策 | 英国

- 英国のフィルタリングサービスでは、通話/SNS/SMSの送受信相手や発信内容をモニタリングすることにより、被害を防止する機能が提供されている。

事業者 分類	フィルタリング サービス名 (事業者名)	発信に係る リスク対策に 該当する保護機 能	機能概要	発信に係るリスク対策の分類		
				A.発信行動の禁止	B.情報の把握・推測の 防止やリスク減少	C.悪用の防止
アプリ 事業者	Qustodio (Qustodio)	通話とSMS、SNS のモニタリングとブ ロック	- メッセージの送受信の相手・時間・内容を確認する機能 - Webサイト・各種SNSに対応			△： 不審なやりとりを察知できる可能性があると想定
		AI搭載アラート	- ネガティブな検索や会話履歴をAIが検出した場合に、通知が保護者へ届く機能 - Webサイト・各種SNSに対応			△： 不審なやりとりを察知できる可能性があると想定
	Smooth wall (Qoria)	Monitor	学校の端末で入力された学生の情報を評価し、リスクが高い事態が検知された場合には学校職員に通知する機能			△： 不審なやりとりを察知できる可能性があると想定
	Screen Time Labs (Screen Time)	発信・受信内容の 監視	- SMSのテキストメッセージや写真を確認する機能 - SNSについては、受信通知機能のみ提供			△： 不審なやりとりを察知できる可能性があると想定
セキュリティ ベンダー	McAfee + Family plans (McAfee)	***（同サービスにおいて該当する機能は無し）				

フィルタリングサービスにおける発信に係るリスクの対策| フランス

- フランスでは前述のQustodioの他にXoolooが電話番号のブロック機能により、悪用者とのつながりを防止する機能が設けられている。

事業者 分類	フィルタリング サービス名 (事業者名)	発信に係る リスク対策に 該当する保護機能	機能概要	発信に係るリスク対策の分類			
				A.発信行動の禁止	B.情報の把握・推測の 防止やリスク減少	C.悪用の防止	
通信 キャリア	Orange Cybersecure (Orange)	***（同サービスにおいて該当する機能は無し）					
アプリ 事業者	Qustodio (Qustodio)	***（英国と同様）					
	Xooloo Parents / Xooloo Digital Coach (Xooloo)	通話ブロック	・ 特定の電話番号をブロック 可能		○： 悪用者とのつながりの防 止		

フィルタリングサービスにおける発信に係るリスクの対策 | 韓国

- 韓国ではSamsung Kidsが通話履歴を確認する機能を提供している。

事業者 分類	フィルタリング サービス名 (事業者名)	発信に係る リスク対策に 該当する保護機能	機能概要	発信に係るリスク対策の分類		
				A.発信行動の禁止	B.情報の把握・推測の 防止やリスク減少	C.悪用の防止
OS事業者	Samsung Kids (サムスン電子)	通話履歴の監視	• 端末の通話履歴を確認する機能			△： 不審なやりとりを察知できる可能性があると想定
通信 キャリア	ZEM (SKテレコム)	***（同サービスにおいて該当する機能は無し）				
アプリ 事業者	Xkeeper (8snippet)	***（同サービスにおいて該当する機能は無し）				

フィルタリングサービスにおける発信に係るリスクの対策| オーストラリア

- オーストラリアでは前述のQustodio以外に発信に係るリスクの対策機能を有するものは見受けられず。

事業者 分類	フィルタリング サービス名 (事業者名)	発信に係る リスク対策に 該当する保護機能	機能概要	発信に係るリスク対策の分類			
				A.発信行動の禁止	B.情報の把握・推測の 防止やリスク減少	C.悪用の防止	
アプリ 事業者	Qustodio (Qustodio)	***（英国と同様）					
	Screen Coach (Screen Coach)	***（同サービスにおいて該当する機能は無し）					

フィルタリングサービスにおける発信に係るリスクの対策 | 日本

- 日本ではコドマモが発信に係るリスク対策機能を提供している。LINEのモニタリングやVOOM、友達追加の通知や性的自撮りを行った際に親に通知する機能を提供している。

事業者 分類	フィルタリング サービス名 (事業者名)	発信に係る リスク対策に 該当する保護機能	機能概要	発信に係るリスク対策の分類			
				A.発信行動の禁止	B.情報の把握・推測の 防止やリスク減少	C.悪用の防止	
通信 キャリア	あんしんフィルター (NTT docomo)	***（同サービスにおいて該当する機能は無し）					
	楽天モバイル (あんしんコント ロール)	SNS見守りサポート	・ 見守り必要なメッセージを送受 信した際、保護者の方が通知 を受け取ることができる機能			△： 不審なやりとりを察知できる 可能性があると想定	
アプリ 事業者	i-FILTER-10 (デジタルアーツ)	***（同サービスにおいて該当する機能は無し）					
	コドマモ (Adora)	危険なLINEお知ら せ	・ LINE等のやりとりから、いじめ・ 誹謗中傷・個人情報流出など の危険な内容をAI検知して保 護者へ通知			△： チャットのモニタにより、子供 の被害リスクを察知可能	
		性的自撮りブロック	・ わいせつの可能性がある画像 撮影をAIで検知し、保護者へ 通知・子ども側へ削除を促す	△： 性的自撮り画像の発信防 止につながると想定			
		ともだち追加お知らせ	・ 主要SNSにて「これまで話した ことのない相手」と会話がしま った際に親へ通知		△： 見知らぬ人とのつながりを 察知できると想定		
		LINEのVOOM制 限	・ LINEのVOOM機能を制限	○： VOOMにおける発信活動 の制限			
セキュリティ ベンダー	ウイルスバスターク ラウド (トレンドマイクロ)	***（同サービスにおいて該当する機能は無し）					

出所：各種公開情報を基に総務省作成

フィルタリングサービス以外の対策

各国のフィルタリングサービス以外の対策 | 米国

- 米国では、通信キャリアや業界団体／NGOが、オンライン教育コンテンツや、メッセージング運用に関するベストプラクティス集を公開し、青少年の発信リスクの抑止と啓発に取り組んでいる。
- さらにVerizonは、アップロードされる画像・動画を、MicrosoftのPhotoDNA等で既知のCSAMデータベースと照合し、確認されたCSAMをNCMECへ報告することで、CSAM関連画像の流通・悪用防止に取り組んでいる。

事業者 分類	主体	取組	詳細	発信に係るリスク対策の分類		
				A.発信行動の 禁止	B.情報の把握・推 測の防止やリスク減 少	C.悪用の防止
通信 キャリア	Verizon	Digital Citizenship Initiative	• K-12（幼稚園～高校生）向け無償教材を提供 • 責任ある発信、いじめ防止、個人情報/足跡の扱い等を学校で学ぶ	△： 攻撃性のある発信や 個人情報発信の防止 に繋がると想定		
		CSAM対策	• MicrosoftのPhotoDNA技術により、アップロードされた画像を、NCMECが管理する既知のCSAMの大規模なデータベースと照合 • 確認された情報はNCMECへ共有			△： CSAM関連の画像の 悪用の防止に繋がると 想定
	AT&T	AT&T ScreenReady	• 家族に適したオンライン体験のためのTips & Adviceを提供するまとめサイトであり、オンラインいじめやSNS投稿リスクなどをまとめる	△： 個人情報発信の防止 に繋がると想定		
業界団体	CTIA	Messaging Security Best Practices	• 望ましくないメッセージを防ぐための施策を事業者視点でまとめられたセキュリティプラクティス集 • 悪意あるメッセージの発信を事前に防止するための施策も提案されている	△： 悪意あるメッセージの 発信防止に繋がると想 定		△： 悪用者との繋がりを防止 になると想定
NGO	A21	Student Digital Safety Guide E- Course	• 若年層が巻き込まれやすい1対1通信におけるオンライントラブルを、学校・家庭で教えるための教材を提供			△： 悪用者との繋がりを防止 になると想定

※本ページに記載している事例はあくまで一例であり、網羅的な調査ではない点は留意

出所：各種公開情報を基に総務省作成

各国のフィルタリングサービス以外の対策 | EU

- EUでは、通信キャリアによるオンラインコンテンツによる提供やワークショップにより、発信リスク対策に努めている。
- その他、業界団体・NGOによるワークショップやオンライン通報システムなどによる取組も見受けられた。

事業者 分類	主体	取組	詳細	発信に係るリスク対策の分類		
				A.発信行動の 禁止	B.情報の把握・推測 の防止やリスク減少	C.悪用の防止
通信 キャリア	Slovak Telekom	Graduates of Bullying	• 学生のサイバーいじめ問題に対応するために2025年に開始。専用サイトで被害/加担の抑止に向けた情報提供・支援導線を提示 • 心理的援助を行うNGOのIPčkoと提携し、24時間体制で無料のカウンセリングを提供	△： 攻撃性のある発信や個人 情報発信の防止につ ながる		△： 一定程度は水際の防止 につながる
	A1 Telekom Austria	A1 digital.cam pus × Saferintern et.a	• 学校向けにネットいじめや個人データ等のテーマを扱うワークショップを定期的に実施	△： 攻撃性のある発信や個人 情報発信の防止につ ながる		
業界団体	Child Focus (学校向け啓発・教 育プログラムを提供す る団体)	Internet Safe & Fun	• 小学5～6年生向けに、SNS等でのサイバーいじめやプライバシー/個人情報扱うワークショップを実施	△： 攻撃性のある発信や個人 情報発信の防止につ ながる		
	FSM (通信事業者等が 参加する自主規制団 体)	FSM- Beschwerd estelle	• オンライン通報フォームが設置されており、法務チームが審査し、必要に応じて警察・国際パートナーと連携し違法情報を迅速に削除			△： 意図しない発信画像拡 散の防止につながる
NGO	Offlimits (オンライン虐待等 の対策を担う財団)	Meldpunt	• 匿名通報ポータルとして、児童の性的虐待コンテンツ等の通報を受け、専門家が確認し、削除対応や公的機関との連携につなげる			△： CSAM関連の画像拡散 の防止につながる

※本ページに記載している事例はあくまで一例であり、網羅的な調査ではない点は留意

出所：各種公開情報を基に総務省作成

各国のフィルタリングサービス以外の対策 | 英国

- 英国では、通信キャリアや業界団体／NGOが青少年の発信リスクの抑止と啓発に取り組んでいる。
- NGOはPhotoDNA等の技術を活用した既知のCSAMの検出ツールを開発し、青少年被害者の救済や企業のオンライン安全法に準拠したサービス構築の支援を実施。

事業者 分類	主体	取組	詳細	発信に係るリスク対策の分類		
				A.発信行動の 禁止	B.情報の把握・推 測の防止やリスク減 少	C.悪用の防止
通信 キャリア	EE	PhoneSmart	10～13歳の子どもを対象とした無料のオンライン安全教育プログラムを提供	△： 個人情報発信の防 止につながる		
業界団体	Mobile UK	広報（ウェブニュース）	主要モバイル事業者の安全関連取組を紹介	△： 個人情報発信の防 止につながる		
NGO	英国児童虐待防止 協会（NSPCC）	A parents' guide to being Share Aware	- 保護者が子供のオンライン上の安全を守るためのガイドライン - 発信リスクについて子どもにわかりやすく伝える方法を解説している	△： 個人情報発信の防 止につながる		
	英国児童虐待防止 協会（NSPCC）/ Internet Watch Foundation （IWF）	Report Remove	18歳未満の若者が、自身の性的画像や動画を秘密裏に報告し、インターネットから削除できるよう支援するサービス - コンテンツに独自のハッシュを付与してインターネット企業と共有し、アップロードや再配布を防止			△： CSAMの悪用の防 止につながる
	Internet Watch Foundation （IWF）	Image Intercept	- 企業がオンライン安全法に準拠して、既知の児童性的虐待画像を検出・阻止できるよう支援するツールを開発 - マイクロソフトのPhotoDNAや暗号ハッシュ手法などの高度なハッシュマッチング技術を活用			△： CSAMの悪用の防 止につながる

※本ページに記載している事例はあくまで一例であり、網羅的な調査ではない点は留意

出所：各種公開情報を基に総務省作成

各国のフィルタリングサービス以外の対策 | フランス

- フランスでは通信キャリアの発信に関するオンライン教育キットや。NGOによるオンライン教育ゲームの制作などの取り組みが見受けられた。

事業者 分類	主体	取組	詳細	発信に係るリスク対策の分類		
				A.発信行動の 禁止	B.情報の把握・推 測の防止やリスク減 少	C.悪用の防止
通信 キャリア	orange	BienvenueLes6e	「家庭・学校でデジタルの使い方を学ぶ」ためのWEBコンテンツ - 保護者向けKit Famille（スマホ導入、個人情報、オンライン上の自己イメージ、誹謗中傷・いじめ等）と、学校授業向けKit（サイバーいじめ予防等）をそれぞれ提供	△： 攻撃性のある発信や 個人情報発信の防 止につながる		
	Bouygues Telecom	Reconnectés	家庭向けコンテンツとして、プライバシー（個人データの悪用、なりすまし等）、画像の意図しない拡散、サイバーいじめ、性的画像の送信等をテーマにしたWEBコンテンツ	△： 攻撃性のある発信や 個人情報発信の防 止につながる		
NGO	Association e- Enfance （青少年保護関連 の取組みを行う NGO）	「Stop la violence」	生徒が「画像を送る／拡散する／受け取る」立場を疑似体験しながら、どう行動すべきかを学ぶ教育用WEBブラウザゲームの共同制作に携わる	△： 攻撃性のある発信や 個人情報発信の防 止につながる		

各国のフィルタリングサービス以外の対策 | 韓国

- 韓国では、大手通信キャリア各社がボイスフィッシング詐欺を検知するAIを提供している。
- 政府機関はPhotoDNA等の技術を活用することで元々の動画から編集・加工されたCSAMも検出可能なツールを開発。未成年を対象とした動画・画像については、被害者からの削除同意を待たずに即時削除を実施。

事業者 分類	主体	取組	詳細	発信に係るリスク対策の分類		
				A.発信行動の 禁止	B.情報の把握・推 測の防止やリスク減 少	C.悪用の防止
業界団体	韓国インターネット自 律政策機構 (KISO)	インターネット利用者ガ イドライン	ネット利用において個人情報の流布が社会問題化していることを踏まえ、利用者に注意喚起するガイドラインを公開	△： 個人情報発信の防 止につながる		
政府機関	デジタル性犯罪被害 者支援センター（女 性家族部傘下）	デジタル性犯罪における 違法動画の削除支援	「PhotoDNA技術」により、変形・編集・加工が施された動画でも、元の動画の「DNA」を特定して探し出すことが可能 - 児童ポルノについては、被害者の同意を待たずに即座に削除 2023年の1年間では、合計約24万5,000件の不法動画を削除			△： CSAM関連の画像 の悪用の防止につ ながる

各国のフィルタリングサービス以外の対策 | オーストラリア

- ・ オーストラリアでは、通信事業者がSMSの内容を自動スキャンして詐欺が疑われるコンテンツをブロックする機能を提供。
- ・ 政府規制機関のeSafetyはカナダ児童保護センターが提供する技術プラットフォームに参加し、検出されたCSAMの分類やデータベース構築を支援している。

事業者 分類	主体	取組	詳細	発信に係るリスク対策の分類		
				A.発信行動の 禁止	B.情報の把握・推 測の防止やリスク減 少	C.悪用の防止
通信 キャリア	Telstra	My First Mobile Agreement	・ 親子で携帯端末の利用ルールを合意するためのチェックリストを公開 ・ プライベートな情報を発信する前によく考えること等が記載されている	△： 個人情報発信の防 止につながる		
政府機関	eSafety	Project Arachnid	・ カナダ児童保護センター（C3P）が提供する技術プラットフォーム「Project Arachnid」に参加 ・ 過去にCSAMをホストしていたことが知られているクリアウェブ上のURLをクロールして、児童性的虐待資料(CSAM)を検知し、削除要請を実施する ・ eSafetyは検出された画像の分類・分析とハッシュ付与によるデータベース構築を支援			△： CSAMの悪用の防 止につながる

各国のフィルタリングサービス以外の対策 | 日本

- 日本では、通信キャリアによる教育コンテンツ（オンライン教材・出張授業）やクイズ形式で発信リスクについて学習できるコンテンツが提供されている。
- 非営利法人によるオンライン通報システムや無料の出張授業サービスなどの取組も見受けられた。

事業者 分類	主体	取組	詳細	発信に係るリスク対策の分類		
				A.発信行動の 禁止	B.情報の把握・推 測の防止やリスク減 少	C.悪用の防止
通信 キャリア	NTTドコモ	スマホ・ネット安全教室	- 子どもたちがスマホやネットのリスクについて学習するためのオンライン形式のプログラム - ワークを中心に約50分の授業を実施	△： 攻撃性のある発信や 個人情報発信の防 止につながる		
	ソフトバンク	親子のスマホデビュー安心ガイド	- 進研ゼミの全面監修で制作した、親子で学べるスマホガイド - ネットトラブル事例により発信リスクの啓発も実施	△： 攻撃性のある発信や 個人情報発信の防 止につながる		
		全国統一スマホデビュー検定	SNSでのトラブルや闇バイト問題、フィルタリングサービスの重要性などをクイズ形式で学ぶことができるコンテンツ	△： 攻撃性のある発信や 個人情報発信の防 止につながる		
非営利法 人	セーフティーインター ネット協会	誹謗中傷ホットライン	ネット上で誹謗中傷被害を受けた人から連絡を受け、各社利用規約に基づく削除等を促す通知をコンテンツ提供事業者へ実施			△： 意図しない発信の 拡散防止につな がる
	マルチメディア振興セ ンター	e-ネットキャラバン	- インターネット上のトラブルや発信リスクについて再現動画などを用いながら学ぶ無料の出張教育講座 - KDDIやソフトバンクなどの通信キャリアも協力企業として参画	△： 攻撃性のある発信や 個人情報発信の防 止につながる		

※本ページに記載している事例はあくまで一例であり、網羅的な調査ではない点は留意

出所：各種公開情報を基に総務省作成

7.発信に係るリスクに関する調査 | 文献調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

個別サービス・フィルタリングサービスにおける対策の整理結果

【凡例】 ●：直接的な防止策
△：間接的な防止策

- 動画共有・ライブ配信サービスやSNSでは発信行動の禁止の対策、公開先の制限、コンテンツ拡散防止機能を提供
- フィルタリングサービスでは、国内事業者がLINE VOOMの禁止や、海外事業者においてSMSの制限等を提供。

事業者			A.発信行動の禁止					B.情報の把握・推測の防止やリスク減少			C.悪用の防止			
			配信・投稿禁止・モニタリング	SMS・DM禁止	自らの投稿のチャット制限	他の投稿へのコメント禁止	性的自撮りの検知・削除通知・ぼかし	動画の公開範囲の制限	アカウントの非公開化・公開範囲制限	つながる相手の制限・監視	相談窓口	コンテンツの拡散防止機能	DM内のヌード画像のぼかし機能	1対1通信の監視
個別サービス	動画共有・ライブ配信	YouTube	●	● DM	●	●		●			△	●		
		TikTok	●	● DM					●	●	△	●		
	SNS	Instagram	●	● DM			●		●	●	△	●	●	
		X		● DM					●		△			
	メッセージアプリ	LINE							△※1		△			
フィルタリングサービス	OS事業者	Apple		●※2			△		●※2					
		その他OS事業者												△
	通信キャリア	国内通信キャリア												△
		海外通信キャリア		● SMS						● SMS				△
	通信キャリア以外	国内事業者	●※3				△			△※3				△
		海外事業者								● SMS				△

※1 ともだちの追加の制限（電話番号・ID検索の禁止）。※2 Game Centerアプリ内のマルチプレイヤーゲームや、友達の追加・共有、画面収録、メッセージ、などの機能を制限。
※3 LINEのVOOMの禁止、ともだち追加内容の監視。コドマモの機能。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

「その他の取組」における対策の取りまとめ結果

【凡例】 ●：直接的な防止策
△：間接的な防止策

- 各国の「その他取組※」は類似性が高く、類型化すると6つの取組に集約できた。教育コンテンツの提供、相談窓口・フォームの提供、CSAMのアップロード・再配布の防止など間接的な防止策が中心であった。

※発信を伴うアプリ、フィルタリングサービス以外の取組

分類	発信に係るリスク対策の フィルタリングサービス以外 の取組※	具体的な取組例	発信に係るリスク対策の分類		
			A.発信行動の禁止	B.情報の把握・推測の 防止やリスク減少	C.悪用の防止
教育コンテンツ提供	無償のデジタル教材やプラクティス集・ガイドライン・チェックリスト等の作成・提供	- オンラインいじめやSNS投稿リスクをまとめたサイトの提供 - 発信リスクについて子どもにわかりやすく伝える方法等を掲載したガイドラインの提供 - 生徒が「画像を送る／拡散する／受け取る」立場を疑似体験するゲームを提供	△： 攻撃性のある発信やプライバシーに係る内容の発信防止につながる		△： 悪用事例を知ること、一定程度の水際防止につながる
	個人データやデジタルいじめに関するワークショップの開催	- 通信キャリアが責任ある発信、個人情報／足跡の扱い等を学ぶ授業を開催 - SNS等でのサイバーいじめやプライバシー／個人情報を扱うワークショップを実施	△： 攻撃性のある発信やプライバシーに係る内容の発信防止につながる		△： 悪用事例を知ること、一定程度の水際防止につながる
相談窓口・フォーム提供	オンライン通報フォームや匿名通報ポータルを設置・提供	児童の性的虐待コンテンツ等の通報を受け、専門家が確認し、削除対応や公的機関との連携につなげる			△： CSAM関連の画像拡散の防止につながる
	24時間の無料カウンセリング提供	NGOと提携し、24時間体制で無料のカウンセリングを提供			△： 被害に逢う前の水際防止につながる
CSAM対策	CSAMのアップロード・再配布の防止する仕組みの構築	- アップロードされた画像をPhotoDNA技術を基に、のCSAMの大規模なデータベースと照合し、対処を行う仕組み - コンテンツに独自のハッシュを付与してインターネット企業と共有し、アップロードや再配布を防止			△： CSAM関連の画像拡散の防止につながる

※諸外国の取組を類型化。フィルタリングサービス以外の取組の調査では網羅的な調査ではなく、一例の調査であるため、国別の実施有無は掲載していない。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

発信に係るリスク対策の一覧化結果〔1/2〕

- 「発信行動の禁止」に関しては、動画配信サービスやSNS、各種フィルタリングサービスが提供する発信制限・禁止機能のほか、通信キャリア等による発信リスクに関する啓発活動が確認された。
- また、アカウントや投稿の公開範囲、接続可能な相手を制限する機能による「情報把握リスクの低減」の取組や、相談窓口の設置、性的コンテンツの拡散制限、1対1通信の監視等を通じて「情報の悪用を防止」する取組も見られた。

分類	発信に係るリスク対策	対策の概要	調査対象での実施状況※				
			①-1	①-2	①-3	②	③
A.発信行動の禁止	配信・投稿禁止やモニタリング	・動画共有・ライブ配信、SNSにおいて動画や投稿のアップロード、ライブ配信自体を禁止 ・青少年がコンテンツを投稿した際に保護者へ通知を行う機能も含む	✓	✓		✓ VOOM	
	SMS・DM禁止	・スマートフォンでのSMS、アプリ内でのDMなどで1対1の通信を禁止する	✓ DM	✓ DM		✓ SMS	
	自らの投稿のチャット制限	・青少年のみが出演するライブ配信等において、チャット機能を制限する機能 ・配信の視聴者だけでなく、投稿者（青少年）によるチャットの投稿も制限される	✓				
	他の投稿へのコメント禁止	・動画共有・ライブ配信サービスなどにおいて、他者の投稿・コンテンツに対して、青少年によるコメントを禁止する機能	✓				
	性的自撮りの検知・削除通知・ぼかし	・青少年がヌード画像を含む写真・動画を送受信する際に、それを検知して画像にぼかしを加えたうえで、警告表示や削除の促しを行う機能		✓		✓	
	発信リスクに関する教育コンテンツの提供	・発信リスクを子どもに分かりやすく伝えるためのオンライン教材や、責任ある発信や個人情報／デジタル足跡の扱い等に関するワークショップ・授業による啓発の取組					✓
B.情報の把握・推測の防止やリスク減少	動画の公開範囲の制限	・一定年齢以下のユーザーが投稿した動画は、運営者側がデフォルトで非公開化する ・投稿者と投稿者が指定したユーザーのみがコンテンツを視聴可能とするような公開範囲の制限機能を提供する	✓				
	アカウントの非公開化・公開範囲制限	・一定年齢以下のユーザーアカウントについては、運営者側がデフォルトで非公開化する ・保護者が外部ユーザーとのゲーム対戦を制限する機能を提供する	✓	✓	✓	✓	
	つながる相手の制限・監視	・不審な成人による未成年アカウントのフォローを制限する ・未成年者の場合、フォローしていないアカウントからのDMを制限する ・子どもがブロックした相手を保護者が確認できるペアレンタルコントロール機能を提供する	✓	✓		✓ SMS、 VOOM	

※黄色ハイライト：追加箇所（3/17）

※①-1：動画共有・ライブ配信、①-2：SNS、①-3：メッセージアプリ、②：フィルタリングサービス、③：発信を伴うアプリやフィルタリングサービス以外のその他の取組

出所：各種公開情報を基に総務省作成

発信に係るリスク対策の一覧化結果〔2/2〕

- 「発信行動の禁止」に関しては、動画配信サービスやSNS、各種フィルタリングサービスが提供する発信制限・禁止機能のほか、通信キャリア等による発信リスクに関する啓発活動が確認された。
- また、アカウントや投稿の公開範囲、接続可能な相手を制限する機能による「情報把握リスクの低減」の取組や、相談窓口の設置、性的コンテンツの拡散制限、1対1通信の監視等を通じて「情報の悪用を防止」する取組も見られた。

分類	発信に係るリスク対策	対策の概要	調査対象での実施状況※				
			①-1	①-2	①-3	②	③
C.悪用の防止	相談窓口	・ 全年齢対象で、困りごとや自傷防止のための相談窓口を設置する	✓	✓	✓		
	オンライン通報フォームの設置・提供	・ 児童性的虐待コンテンツ（CSAM:Child Sexual Abuse Material）の通報を受け、専門家が確認し、削除対応や公的機関と連携対応を実施する					✓
	無料カウンセリング提供	・ NGOと提携し、24時間体制で無料のカウンセリングを提供する					✓
	コンテンツの拡散防止機能	・ 未成年の性的コンテンツ拡散を防ぐ「Take It Down」機能を提供する（技術的には、インターネット上の児童性的虐待コンテンツを検出・排除するPhotoDNA技術を活用して、児童性的虐待コンテンツの流通を阻止する）	✓	✓			✓
	DM内のヌード画像のぼかし機能	・ 未成年のアカウントではヌード保護がデフォルトでオンになっており、DMにヌードと疑われる画像が含まれる場合、画像にぼかしをかける		✓			
	1対1通信の監視	・ 子どもの通話/SMSの履歴を保護者が確認できる機能を提供する ・ 通話やSMS、SNSのDM等の1対1通信の内容をAIが分析して、ネガティブな検索や会話履歴が検出された場合に、保護者へ通知が届く機能を提供する				✓	

※①-1：動画共有・ライブ配信、①-2：SNS、①-3：メッセージアプリ、②：フィルタリングサービス、③：発信を伴うアプリやフィルタリングサービス以外のその他の取組

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目6-1】発信に係るリスクに関する調査～文献調査～の総括

- ◆ 以下の調査対象に対して、発信に係るリスク対策の実施状況に関する文献調査を行い、抽出された対策を「A.発信行動の禁止」、「B.（発信行動を基に行われる）情報の把握・推測の防止やリスク減少」、「C.（発信内容や把握・推測し情報を用いた）悪用の防止」の3つに分類し、整理・分析を行った。
 - 発信行動を伴うアプリ：動画共有・ライブ配信（YouTube、TikTok）、SNS（Instagram、X）、メッセージアプリ（LINE）
 - 諸外国（米国、EU、英国、フランス、韓国、オーストラリア）及び日本で提供されているフィルタリングサービス
 - 諸外国及び日本で実施されているフィルタリングサービス以外の取組
- ◆ 整理・分析の結果は以下のとおりである。
 - 動画共有・ライブ配信サービスやSNSにおいては、未成年の配信・投稿の禁止、DMの禁止、他の投稿へのコメント禁止など「A.発信行動の禁止」という直接的な対策に加えて、投稿やアカウントの公開範囲の制限などの「B.情報の把握・推測の防止やリスク減少」につながる対策、相談窓口やコンテンツの拡散防止機能などの「C.悪用の防止」につながる対策など幅広い対策を実施していた。
 - メッセージアプリにおいては、成人証明がされていないアカウントに対するとだちの追加の制限（電話番号・ID検索の禁止）のみが実施されている状況であった。
 - フィルタリングサービスにおいては、大半のサービスで「A.発信行動の禁止」や「B.情報の把握・推測の防止やリスク減少」に分類される対策は提供されていなかった。例外としては、OS事業者であるAppleが「Game Center」という機能を利用しているアプリに対するDM制限や友達追加の制限機能の提供、一部の海外通信事業者がSMSの禁止や送信先の制限機能の提供、フィルタリングサービスのスタートアップであるコドマモがLINEに特化したLINE VOOMの禁止機能の提供などが挙げられる。
 - 諸外国のフィルタリングサービス以外の取組は類似性が高く、類型化すると6つの取組に集約できた。教育コンテンツの提供、相談窓口・フォームの提供、CSAMのアップロード・再配布の防止など間接的な防止策が中心であった。
- ◆ 上記のような結果になった背景としては、スマートフォンの2大OSのAndroid・iOSでは、サードパーティーのアプリが他のアプリに対する干渉をし難い仕様（iOSの場合には、サードパーティアプリが他社アプリの内部動作を直接制御することはできない仕様）になっており、発信行動の禁止や発信の公開先・つながる相手の制限など個別アプリ内で行われる行動に対する対策は実現するハードルが高いためと想定される。（コドマモは、VPNのプロファイリングの設定、OSが提供するペアレンタルコントロール機能の活用、LINEが提供するAPIを利用して、LINEに特化した対策を実現している模様）
- ◆ そのため、発信に係るリスクに対して、有効な対策を実施していくためには、個別アプリの提供事業者や同事業者が所属する業界団体に働きかけていくことが重要だと想定される。

8.発信に係るリスクに関する調査 | アンケート調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

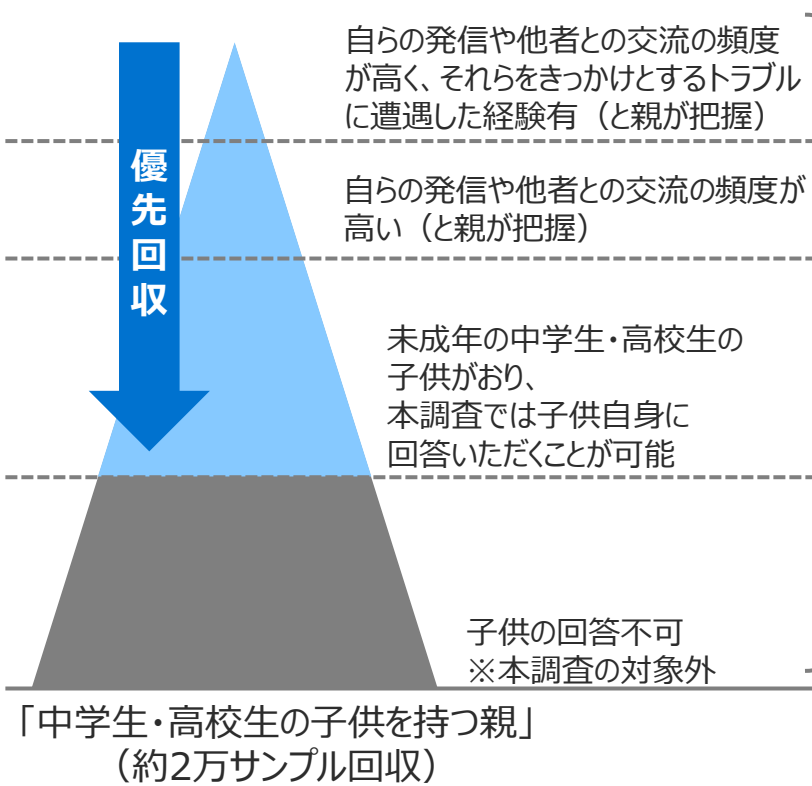
【調査項目6-2】発信に係るリスクに関する調査～アンケート調査～

調査手法概観	青少年が自ら発信することのリスクに対して、国内の青少年を対象としたアンケート調査を実施し、インターネットサービス・アプリの利用状況や自らの発信をきっかけとする遭遇トラブルの実態について、調査
実施のポイント	青少年のインターネット利用環境に関する類似調査（「青少年のインターネット利用環境実態調査」等）や、昨年度調査（遭遇トラブル実態）が存在することも踏まえ、サービスジャンル（動画共有・ライブ配信、SNS・マイクロブログ、メッセージアプリ、ゲームアプリ・ソフトの4つ）毎の情報発信や他者とのコミュニケーションの状況、それらをきっかけとする遭遇トラブル内容の深掘りを重視し、アンケートを設計 またアンケート、有効回答を効率よく集めるために保護者を介して青少年からの回答を得た
調査方法	・ 事前に文献調査を行い、情報発信の種別や、遭遇トラブル事例を整理し、アンケートを設計 ・ 一般消費者向けアンケート調査を実施 ➢ 青少年の保護者に対して配信し、青少年・青少年の保護者双方に回答を依頼 ➢ スクリーニング調査：本調査対象者として、青少年自身の調査協力が可能であり、かつ自ら発信する頻度の高いサンプルや実際に発信をきっかけにトラブルに発展した経験のあるサンプルを抽出、また属性の偏りを防ぐための割付方針を決定（最大2万サンプル回収、中学生～18歳未満の保護対象の有無/回答可否、保護対象の発信状況や遭遇トラブル有無等の設問を設定） ➢ 本調査：スクリーニング調査にて抽出サンプルの自らの発信や遭遇トラブル内容の実態を調査（500サンプル回収、利用内容の詳細、遭遇トラブル内容、利用している青少年保護機能等）
調査項目	青少年の自らの発信や、それをきっかけとするトラブルについての以下の項目の実態調査 1. 中学生～18歳未満の青少年の情報発信や他者とのコミュニケーション状況（発信種別毎の頻度等）、それらをきっかけとするトラブル遭遇率（スクリーニング調査から1万サンプルでの集計） 2. 遭遇トラブルの種類（嫌がらせや誹謗中傷、暴言、いじめ、脅迫等）と具体的な内容、ペアレンタルコントロール等の青少年保護機能の利用状況 （本調査〔500サンプル〕で選択肢による集計と自由回答にて具体内容収集）
アウトプット 〔とりまとめ方法〕	・ サービスジャンル別や年齢・性別での発信種別や遭遇トラブル種別・内容の集計結果及び理由の分析 ・ 調査項目6-1の主要プラットフォーム事業者、OS事業者、通信キャリア等の取組に関する調査結果と突合、青少年保護機能等の課題点抽出

【調査項目6-2】スクリーニング調査方針

- 「中学生・高校生の子供を持つ親」と過去確認したパネル（最大2万サンプル回収見込み）に対して調査を配信し、本調査の子供自身の回答可否や、情報発信頻度、それをきっかけとする遭遇トラブル有無を調査した。
- 遭遇トラブルの実態を調査するため、トラブルに遭遇した経験のあるサンプルを優先的に確保した。

対象パネル（調査の配信先）と本調査対象条件



本調査サンプルの割付・分析方針

- 年齢・性別にてサンプル数が均等になるように回収 1月～2月に調査予定であり12歳中学生サンプルは僅少となるため、13歳と併せて割付					
年齢	12歳 ～13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
男性	50s	50s	50s	50s	50s
女性	50s	50s	50s	50s	50s

- 年齢・性別にてサンプル数が均等になるように回収
 - 中学生（16歳未満）・高校生（16歳以上）×男女の4セグメント（各100/150サンプルにて分析）
- ※本調査では、トラブル実態の把握を優先し、母数不明のサンプル条件を設定、またN数も少ないため、ウェイトバック処理は行わずに集計する。

スクリーニング調査結果の分析方針

- 統計値〔人口等〕を用いてウェイトバック処理を行い集計
- 中学生（16歳未満）・高校生（16歳以上）×男女の4セグメントにて分析 ※本調査と同様
- 遭遇率の高いトラブルや、その発生領域を可視化（サービスジャンルや、情報発信の種別）

【調査項目6-2】スクリーニング調査設計 ◇スクリーニング調査設問

- ・スクリーニング調査の設問は以下。

No.	タイトル	設問文	選択肢	備考
SQ1	子供の年齢	あなたのお子様の現在の年齢を回答してください。 もし、お子様が複数人いて、12歳～17歳の年連のお子様がいる場合は、そのお子様の年齢を選択して下さい。 ※12歳～17歳のお子様が複数いる場合は、最も年上のお子様の年齢を選択してください。 ※例えば、お子様が11歳、17歳、19歳の3人いる場合は、「17歳」のみを選択してください。 ※12歳の場合は、小学生か中学生かを区別して選択してください。	12歳未満、12歳（小学生）、12歳（中学生）、13歳、14歳、15歳、16歳、17歳、18歳以上	事前調査から変化している可能性があるため確認。 18歳以上、12歳未満、12歳（小学生）を選択した場合は、調査終了。
SQ2	子供の性別	以降の設問では、前問で年齢を回答いただいたお子様（複数人いらっしゃる場合は、12歳～17歳の中で最も年上のお子様）を「調査対象のお子様」と表現させていただきます。 「調査対象のお子様」の性別を選択して下さい。	男性 女性	
SQ3	協力可否	本調査は事前調査であり、2月上旬に改めて調査を配信する予定です。 その調査では、一部の設問で「調査対象のお子様」本人にも回答にご協力いただきたいと思います。そのような対応は可能でしょうか。選択肢として当てはまるものを選択してください。※例えば、あなたのスマホやPC等の端末を「調査対象のお子様」本人にお渡しいただき、回答していただければと考えております。	1. 子供に回答させることは可能 2. 子供に回答させることは難しい	1の場合のみ、本調査対象。
SQ4	子供の情報発信の頻度	「調査対象のお子様」が普段利用しているスマホアプリ・インターネットサービスについて、利用日（1日）におけるメッセージ・コメントを行う回数として、最も当てはまると思うものを選択してください。	（発信パターン6種）×（発信頻度）	スクリーニング調査では子供には直接回答を必須としない（離脱回避のため）。
SQ5	子供の遭遇トラブル	「調査対象のお子様」が普段利用しているスマホアプリ・インターネットサービスについて、「調査対象のお子様」が利用する中で選択肢にあるようなトラブルに遭ったことはありますか。 「調査対象のお子様」が実際に遭遇したことがあるトラブルとして当てはまるものを、サービス・アプリのジャンル別に、全て選択してください。	（ジャンル4種）×（遭遇トラブル種類12個+その他+遭遇していない）	本人視点での詳細なトラブル内容等は本調査にて回答いただく。

出所：総務省作成

【調査項目6-2】スクリーニング調査設計 ◇スクリーニング調査設問詳細〔1/2〕

テーマ	項番	設問	選択肢例	備考・確認事項
序文	序文	【全員】 *** 本調査では、 あなたのお子様 の利用する他者とコミュニケーション可能な インターネットサービス・アプリ と、その利用時に遭遇した 経験のあるトラブル について、お伺いします。		
子供の年齢	【SQ1】	【全員】 【単一回答】 あなたの お子様の現在の年齢 を回答してください。 もし、お子様が 複数人 いて、 12歳～17歳の年連のお子様 がいる場合は、 そのお子様の年齢 を選択して下さい。 ※12歳～17歳のお子様 が複数 いる場合は、最も年上のお子様の年齢を選択してください。 ※例えば、お子様が11歳、17歳、19歳の3人いる場合は、「17歳」のみを選択してください。 ※12歳の場合は、小学生か中学生かを区別して選択してください。	1 11歳以下 2 12歳〔小学生〕 3 12歳〔中学生〕 4 13歳 5 14歳 6 15歳 7 16歳 8 17歳 9 18歳以上	⇒調査終了 ⇒調査終了 対象 割付に利用 対象 割付に利用 対象 割付に利用 対象 割付に利用 対象 割付に利用 ⇒調査終了
子供の性別	【SQ2】	【スク1】=3-8 【単一回答】 以降の設問では、前問で お子様の年齢として12歳〔中学生〕～17歳を選択された方 にお伺いします。 以降の設問では、前問で 年齢を回答いただいたお子様 （複数人いらっしゃる場合、12歳～17歳の中で最も年上のお子様）を「 調査対象のお子様 」と表現させていただきます。 「調査対象のお子様」の性別 を選択してください。	1 男性 2 女性	割付に利用 割付に利用
本人協力可否	【SQ3】	【スク1】=3-8 【単一回答】 本調査は事前調査であり、2月上旬に改めて調査を配信する予定です。 その調査では、一部の設問で「 調査対象のお子様 」本人にも 回答にご協力いただきたい と考えていますが、そのような対応は可能でしょうか。 選択肢として当てはまるものを選択してください。 ※例えば、あなたのスマホやPC等の端末を「 調査対象のお子様 」本人にお渡しいただき、回答していただければと考えております。	1 調査対象の子供に回答させることは可能 2 子供に回答させることは難しい	本調査対象外

出所：総務省作成

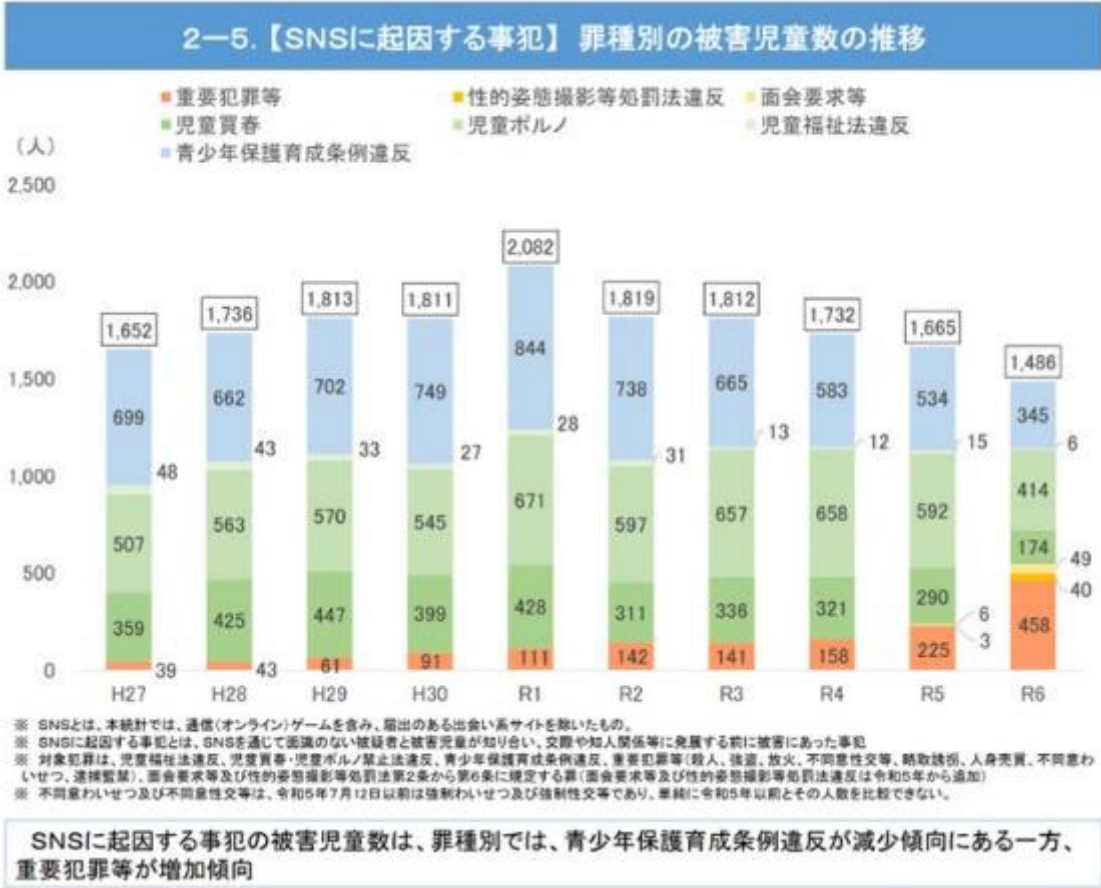
【調査項目6-2】スクリーニング調査設計 ◇スクリーニング調査設問詳細〔2/2〕

テーマ	項番	設問	選択肢例	備考・確認事項
利用サービス	【SQ4】	【スク1】=3-8 【マトリクス単一回答】 「調査対象のお子様」が普段利用しているスマホアプリ・インターネットサービスについて、利用日（1日）におけるメッセージ・コメントを行う回数として、最も当てはまると思うものを選択してください。 ※ 普段の平均的な頻度としてお考え下さい。 ※ そのジャンルのアプリを 利用する日 の累計回数として回答してください。メッセージであれば1通の送付を1回とカウントしてください。 ※ 「調査対象のお子様」本人に回答を依頼いただいても構いません。	項目 * 現実世界で接点のある人（友達等）とのコミュニケーション（メッセージ・通話） * 自らコンテンツ投稿（画像・テキスト） * 自らコンテンツ投稿（動画） * 自らライブ配信 * 見知らぬ人とのコミュニケーション（メッセージ・通話） * 他者のコンテンツ・ライブ配信へのコメント投稿	
			1 11回以上/日	優先順位② （「現実世界で接点の…」以外の項目で週1回以上）
			2 6回/日～10回/日	
			3 3回/日～5回/日	
			4 1回/日～2回/日	
			5 利用日2日～3日に1回程度	
			6 利用日4日～7日に1回程度	
			7 上記よりも少ない頻度だが、まれに行う	
			8 ほぼ行わない/行ったことがない	
遭遇トラブル	【SQ5】	【スク1】=3-8 【マトリクス複数回答】 「調査対象のお子様」が普段利用しているスマホアプリ・インターネットサービスについて、「調査対象のお子様」が利用する中で選択肢にあるような トラブルに遭ったことはありますか 。 「調査対象のお子様」が実際に遭遇したことがあるトラブルとして当てはまるものを、サービス・アプリのジャンル別に、 全て 選択してください。 ※ 「調査対象のお子様」本人に回答を依頼いただいても構いません。	項目 * 動画共有・ライブ配信アプリ（Youtube、TikTok等） * SNS・マイクロアプリ（X、Instagram等） * メッセージアプリ（LINE、Snapchat等） * ゲームアプリ * その他のジャンル	
			1 使いすぎにより自身の生活・学業への支障が出た	優先順位③
			2 精神状態に悪影響が出た（不安、ストレス等）	優先順位③
			3 不適切/不愉快/誤った情報やコンテンツを閲覧してしまった	優先順位③
			4 金銭的なトラブルがあった（過度な課金、家族のお金の使い込み等）	優先順位③
			5 現実世界で接点のある人（友達等）から誹謗中傷や暴言、いじめの被害等に遭った	優先順位①
			6 見知らぬ人から誹謗中傷・暴言を受けた	優先順位①
			7 見知らぬ人から脅迫/恐喝を受けた（危害を加えると脅された）	優先順位①
			8 見知らぬ人から執拗につきまとわれた	優先順位①
			9 見知らぬ人から性的被害に遭った（わいせつ行為、性的画像送信等）	優先順位①
			10 見知らぬ人から性的被害に遭いそうになった（わいせつ行為、性的画像送信等）	優先順位①
			11 その他犯罪に巻き込まれた（闇バイト、詐欺、出会い系サイト、薬物取引等）	優先順位①
			12 その他犯罪に巻き込まれそうになった（闇バイト、詐欺、出会い系サイト、薬物取引等）	優先順位①
			13 自分のプライバシーが侵害された（個人情報やプライベートな話等の公開等）	優先順位③
			14 その他のトラブルに遭った	優先順位③
			15 特段、サービス・アプリを利用する中でトラブルに遭ったことはない	排他制御 優先順位③

【集計方針※本調査の配信・回収方針（現時点想定）】
中学生・高校生の子を持つパネル（最大2万サンプル想定）に配信、
・まずは優先順位①を最大限回収（2日間を想定）
⇒ 回収見込みサンプル数が500に達しない場合は、優先順位②まで緩和し、最大回収
⇒ 一定期間内に更に不足の場合は優先順位③まで緩和し、最大回収
※ 上記の設定が難しい場合は、優先順位①～③にて500サンプル上限に回収
↓
・本調査の回収数・割付は、年齢×性別の10セグメント×50サンプル
（SQ1：12歳/13歳、14歳、15歳、16歳、17歳×SQ2：男、女）

<<参考>>警察庁統計におけるインターネットサービス関連の項目〔1/2〕

- 警察庁統計では、少年非行の他、児童買春事犯等、児童ポルノ事犯、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反、SNSに起因する事犯、出会い系サイト規制法関連について件数や被害児童数等を取りまとめている。



5 最初に投稿した者と投稿内容の内訳

(1) 最初に投稿した者

(令和6年)		
最初に投稿した者	内訳	構成比
被害児童	1,071	72.1%
被疑者	218	14.7%
該当なし	121	8.1%
不明	76	5.1%
総数(人)	1,486	100.0%

※ 構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

(2) 被害児童の投稿内容

(令和6年)		
投稿内容	内訳	構成比
援助交際募集	191	17.8%
出会い目的	63	5.9%
自画像撮り	64	6.0%
家出	31	2.9%
プロフィールのみ	189	17.6%
趣味・嗜好	102	9.5%
日常生活	185	17.3%
友達募集	84	7.8%
ゲーム配信	12	1.1%
悩み相談	11	1.0%
不明・その他	139	13.0%
総数(人)	1,071	100.0%

※ 構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

出所：警察庁「令和6年中における少年の補導及び保護の概況」を基に総務省作成

«参考»警察庁統計におけるインターネットサービス関連の項目〔2/2〕

- 警察庁統計では、少年非行の他、児童買春事犯等、児童ポルノ事犯、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反、SNSに起因する事犯、出会い系サイト規制法関連について件数や被害児童数等を取りまとめている。

第4 面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反

1 16歳未満の者に対する面会要求等

(令和6年)			
罪 名	検挙件数 (件)	検挙人員 (人)	被害者数 (人)
16歳未満の者に対する面会要求等	134	56	82
わ い せ つ 目 的 的 面 会 要 求	34	17	24
わ い せ つ 目 的 的 面 会	25	11	14
映 像 送 信 郵 送	75	28	44

注：令和5年7月に一部施行された刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）により新設された罪

2 性的姿態撮影等処罰法違反（被害者20歳未満）

(令和6年)			
罪 名	検挙件数 (件)	検挙人員 (人)	被害者数 (人)
性 的 姿 態 等 撮 影	3,132	2,043	2,885
対象性的姿態等の撮影（ひそかに）	2,750	1,962	2,452
対象性的姿態等の撮影（不同意）	51	14	49
対象性的姿態等の撮影（誑き）	3	1	2
16歳未満の者に対する性的姿態等の撮影	328	66	382
そ の 他 提 供 等	69	21	17
総 数	3,201	2,064	2,902

注1：令和5年7月に一部施行された性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電子的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）に規定する罪
注2：被害者が20歳未満の検挙件数、検挙人員、被害者数

第6 出会い系サイト規制法

1 届出事業者数及び届出サイト数

区分		年次	届27年	28年	29年	30年	元元年	2年	3年	4年	5年	6年	増減数	増減率
届出事業者数（業者）			1,364	1,374	1,410	1,402	1,439	1,438	1,564	1,626	1,704	1,322	▲ 362	▲ 22.4
	法 人		1,183	1,196	1,226	1,214	1,243	1,233	1,346	1,400	1,443	1,107	▲ 336	▲ 23.3
	個 人		179	178	184	188	196	203	218	226	261	215	▲ 65	▲ 17.6
届出サイト数（サイト）			2,472	2,427	2,431	2,385	2,434	2,453	2,682	2,634	2,778	2,124	▲ 654	▲ 23.3
	法 人		2,176	2,130	2,135	2,102	2,134	2,149	2,348	2,310	2,413	1,820	▲ 593	▲ 24.6
	個 人		296	297	296	283	300	304	334	324	365	304	▲ 61	▲ 16.7

2 検挙状況

区分		年次	届27年	28年	29年	30年	元元年	2年	3年	4年	5年	6年	増減数	増減率
法第6条（禁止誘引）			235	219	91	79	67	51	60	89	54	21	▲ 33	▲ 61.1
	うち児童による誘引		191	71	27	24	19	18	37	38	28	11	▲ 15	▲ 57.7
法第7条（無届等）			0	4	3	2	0	1	0	0	0	0	0	-
法第9条（名義貸し）			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
総 数 (件)			235	223	101	83	67	52	60	89	54	21	▲ 33	▲ 61.1

出所：警察庁「令和6年中における少年の補導及び保護の概況」を基に総務省作成

【調査項目6-2】本調査設計 ◇アンケート概要

- ・ 青少年の利用者が多いインターネットサービスにおける青少年の遭遇トラブルの実態を把握するためにウェブアンケート調査を実施。

項目	概要
目的	・ 他者とのコミュニケーションが可能であるインターネット上のサービス（スマホアプリ含む）について、青少年及びその親の目線での情報発信へのリスク認識や、遭遇トラブルの実態、サービスにおいて提供されている青少年保護機能の認知度・利用状況を調査する。
手法	・ ウェブ調査
日程	・ スクリーニング調査：2026年1月28日～2026年1月30日 ・ 本調査：2026年2月9日～2026年2月12日
サンプル数	・ スクリーニング調査：最大2万サンプル ➢ 事前調査にて「中学生・高校生の子どもを持つ」と回答したサンプルに配信 ・ 本調査：500サンプル ➢ スクリーニング調査にて、中学生～18歳未満の子どもを持ち、その子どもが情報発信に係るトラブルへの遭遇経験があり、かつ調査に協力可能と回答したサンプルに配信 ➢ 年齢・性別にてサンプル数が均等になるように回収 （〔12歳/13歳、14歳、15歳、16歳、17歳〕×〔男、女〕の10セグメントで50サンプルずつ）
設問数	・ 30問

【調査項目6-2】本調査設計 ◇本調査の設問骨子

- 本調査では、属性や情報発信に対するリスク認識を把握した上で、情報発信等をきっかけとする遭遇トラブルの種類や内容、青少年保護機能の認知・利用状況を親子双方の視点から調査する設計とした。

設問カテゴリ	概要・目的	回答者	主な設問例（青字：昨年度調査との主な差分〔深掘り箇所〕）
①属性	・基本属性を調査し、情報発信状況や遭遇トラブルとの関係性を確認する	子供	- 基本属性〔親子の年齢/性別、居住地域・世帯年収・親の既婚/未婚・同居家族数〕※上記は定期調査及びスクリーニング調査で調査済み - 利用するネット接続機器・スマートフォンのOS・通信キャリア
②情報発信状況とリスク認識	・インターネットサービスにおける情報発信状況とそのリスク認識を調査し、トラブル遭遇との関係性を確認する	子供	- 主に利用する具体サービス〔一部〕 - メッセージアプリ以外のジャンル別の情報発信・コミュニケーションの頻度（コンテンツ投稿〔自身に関する文章/画像/動画/配信〕、コメント寄稿、特定コミュニティ参加・発言、見知らぬ人/見知った人との1対1交流） （ジャンル問わず）どの情報をどこまで（全体公開、友達のみ、無し）発信するか - プロフィール・属性情報、プロフィール写真、趣味・嗜好、日常生活の掲載/投稿、心理状態・悩みの掲載/投稿、外部の繋がり募集（友達/出会い）の掲載/投稿、自分の画像/動画、動画配信 - 情報別の発信に対するリスク認識（気にしない、リスクあるが容認、認識） - ジャンル別の見知らぬ人とのコミュニケーションに対するリスク認識（同上）
③遭遇トラブルの実態	・親と子供の双方において、認識している情報発信・コミュニケーションをきっかけとした遭遇トラブルの実態を確認する（トラブルの種類、内容）	子供・親	4ジャンル別、発信・交流先別の遭遇トラブル種類 - 発信・交流先：見知った人・周囲、見知らぬ人（個人）、不特定多数 - トラブル種類：精神的な被害（言い争い、誹謗中傷・暴言、いじめ、つきまとい・嫌がらせ等）脅迫/恐喝の被害、プライバシー侵害、性的な被害〔実被害/未遂〕、犯罪への巻き込み（詐欺・闇バイト・出会い系・薬物等）×〔実被害/未遂〕、金銭トラブル（違法請求等）、 4ジャンル別の特に被害orリスクor印象大のトラブル内容（自由回答）
④青少年保護機能・サポートの利用状況	・青少年保護機能・サポートの認知・利用状況を確認する	子供・親	- サービス一般で青少年保護機能/サポートの認知・利用状況 - 保護機能：年齢確認、プライバシー設定、通報/ブロック機能、相談窓口、不適切コンテンツへの警告、配信・公開範囲等の制限、ペアレンタルコントロール - 認知・利用状況：知らない、知っているがあえて使わない、知っているが面倒で使っていない、使っているが有用性は不明、使っていて有用と思う （親のみ）キャリア/OSの提供する青少年保護機能/サポートの認知・利用状況 - 保護機能：サイトフィルタリング、アプリ利用制限のペアレンタルコントロール

出所：総務省作成

【調査項目6-2】本調査設計 ◇設問フロー

スクリーニング調査

子どもの年齢、性別、情報発信状況、遭遇トラブル、本調査への協力可否

下記条件を満たし、トラブル遭遇経験のある方から優先的に配信
 ・中学生～18歳未満の子どもを持つ
 ・調査に協力可能と回答

子どもの設問フロー

事前説明

↓ 子どもに回答者を変更するように依頼

Q1：利用するネット接続機器と利用状況（専用・共用）

Q2：普段利用するスマホ・タブレットのOS

Q3：普段利用するスマホ・タブレットの通信キャリア

Q4：利用するサービス・アプリ別の利用頻度

Q5～7：メッセージアプリ以外のジャンル別の情報発信頻度

Q8：情報発信の公開範囲

Q9：情報発信へのリスク認識

Q10：ジャンル別の1対1コミュニケーションのきっかけ

Q11：ジャンル別の1対1コミュニケーションへのリスク認識

Q12～19：ジャンル別トラブル+重大な内容（自由回答）

Q20：サービスの保護機能の認知・利用状況

※ジャンル別の回答を行う設問では、利用ジャンルのみ表示
 （Q5、Q5～7、Q10～19、Q21～28）

親の設問フロー

親に回答者を変更するように依頼

Q21～28：ジャンル別トラブル+重大な内容（自由回答）

Q29：サービスの保護機能の認知・利用状況

Q30：OS・通信キャリアの保護機能の認知・利用状況

本調査

①属性

②情報発信
状況と
リスク認識

③遭遇トラブル
の実態

④青少年保護
機能・サポート
の利用状況

出所：総務省作成

【調査項目6-2】本調査設計 ◆本調査設計詳細〔序文・属性〕

カテゴリ	テーマ	項番	設問
序文	序文		【全員】 *** 本調査では、あなたの青少年のお子様の利用するスマホアプリ・インターネットサービスにおける利用時の他者とコミュニケーション状況や遭遇した経験のあるトラブルについて、お伺いします。 ご協力いただいた事前調査（1月下旬に配信）でも記載した通り、本調査は2部制となっており、以下の通り、回答者を変えていただければと思います。 ・第1部は、お子様（※） ・後半部は、あなた（保護者様） ※事前調査において、12歳～17歳と年齢を回答いただいたお子様（複数人いらっしゃる場合、12歳～17歳の中で最も年上のお子様）が対象となります。
	第1部案内		【全員】 【複数回答】 【第1部：お子様を対象としたアンケート】 以降の設問は、事前調査において、12歳～17歳と年齢を回答いただいたお子様（複数人いらっしゃる場合、12歳～17歳の中で最も年上のお子様）が対象となります。 回答端末（スマホやPC等）を、調査対象のお子様本人にお渡ししたく等して、お子様ご本人がご回答可能になった段階で、次の設問に進みます。 ※回答の偏りを防ぐため、保護者様からの指示や監督等をなるべく行わず、お子様ご本人が自由に回答出来る環境を整備いただければ幸いです。

カテゴリ	テーマ	項番	設問	選択肢例
属性	利用端末	【Q1】	【全員】 【マトリクス単一回答】 あなたが普段、インターネットサービス・アプリを利用する際に使う端末との、利用状況として当てはまるものを選択してください。 ※動画共有・ライブ配信、SNS・メッセージアプリ、ゲームアプリを普段、最も利用する際に使う端末についてご回答ください。 ※複数の利用形態がある場合（自分専用のものも、家族のものも利用する等）は、最も利用する頻度の高い選択肢をお選びください。	項目 * スマートフォン * タブレット * PC端末 * ゲーム機 * ウェアラブル端末 * その他の端末 1 自分専用のものを利用している 2 同居する家族等と共用しているものを利用している 3 同居する家族等の専用のものを利用している（利用時のみ借りる等） 4 その他の端末を利用している（学習用のもの等） 5 利用していない
	利用OS	【Q2】	【Q1＝スマートフォンorタブレットにて1-3】 【マトリクス単一回答】 あなたが普段利用するスマートフォン・タブレットのOSとして当てはまるものを選択してください。 ※動画共有・ライブ配信、SNS・メッセージアプリ、ゲームアプリを普段、利用する際に用いるスマートフォンまたはタブレットについてご回答ください。 ※複数の端末がある場合は、最も利用する頻度の高い端末（1台）についてお選びください。	1 iOS（iPhone） 2 Android（iPhone以外）
	利用キャリア	【Q3】	【Q1＝スマートフォンorタブレットにて1-3】 【マトリクス単一回答】 あなたが普段利用するスマートフォン・タブレットのOS・通信キャリアとして当てはまるものを選択してください。 ※動画共有・ライブ配信、SNS・メッセージアプリ、ゲームアプリを普段、利用する際に用いる端末についてご回答ください。 ※複数の端末がある場合は、最も利用する頻度の高い端末（1台）についてお選びください。	1 NTTドコモ 2 au（KDDI） 3 ソフトバンク 4 楽天モバイル 5 ahamo（NTTドコモのサブブランド） 6 povo（KDDIのサブブランド） 7 UQ mobile（KDDIのサブブランド） 8 Y!mobile（ソフトバンクのサブブランド） 9 LINEMO（ソフトバンクのサブブランド） 10 IIJmio（IIJ） 11 mineo（オプテージ） 12 その他の格安Sim・MVNO（上記以外の会社） 13 そのOS（iOS/Android）の端末は利用していない 14 利用しているキャリアは分からない

【調査項目6-2】本調査設計 ◆本調査設計詳細（情報発信・リスク認識）〔1/2〕

カテゴリ	テーマ	項目	設問	選択枝例
情報発信状況と リスク認識	利用サービス	[Q4]	【全員】	項目 * Youtube * TikTok * その他の動画共有・ライブ配信アプリ（ニコニコ動画、Twitch等） * Instagram * X（旧Twitter） * その他のSNS・マイクロブログアプリ（Facebook、Theads等） * LINE * その他のメッセージアプリ（Snapchat、Messenger、Discord等） * Roblox * その他のゲームアプリ（マインクラフト、Fortnite、PUBG等）※通話・ボイスチャットやメッセージが可能なものに限る 【マトリクス単一回答】 あなたが、利用しているインターネットサービス・アプリの利用状況についてお聞かせください。 次に挙げるサービス・アプリの利用頻度として、当てはまると思うものを選択してください。 ※「その他の～」アプリは、そのジャンルの他アプリの中で最も利用頻度の高いアプリを想定してお答えください。 ※「その他のゲームアプリ」については、通話・ボイスチャットやメッセージが可能なものに限定してお選びください。
	情報発信の頻度 (動画共有)	[Q5]	【Q4で動画共有・ライブ配信アプリを「利用している」(1-7)を選択】	項目 - 自身に関するコンテンツの投稿 ←テキスト表示 * 自身に関する文章の投稿・共有 * 自身に関する画像の投稿・共有 * 自身に関する動画の投稿・共有 * 自身に関する動画配信（リアルタイム） - コメント投稿・グループでの発言 ←テキスト表示 * 周囲の人（友達、家族等）の投稿へのコメント寄稿 * 見知らぬ人の投稿へのコメント寄稿 * グループ・コミュニティにおける投稿・発言 - 他者との1対1での交流 ←テキスト表示 * 周囲の人（友達、家族等）との1対1の文章・メッセージ・通話による交流 * 見知らぬ人との1対1の文章・メッセージによる交流 * 見知らぬ人との1対1の通話・ボイスチャットによる交流 【マトリクス複数回答】 あなたが普段、利用している動画共有・ライブ配信アプリ（Youtube、TikTok等）において、あなたは普段、どのような情報発信・コミュニケーションを行っていますか。 普段のあなたの各行動の頻度として当てはまると思うものを選択してください。 ※「見知らぬ人」とは、現実世界において繋がりが、接点のない人を指します。自分の知人の他、所属するコミュニティの人々（クラスメイトや、友人の友人等）等の一定の信頼性がある人は除いてお考え下さい。

テーマ	項目	設問	選択枝例
情報発信の頻度 (SNS)	[Q6]	【Q4でSNS・マイクロブログアプリを「利用している」(1-7)を選択】	項目 - 自身に関するコンテンツの投稿 ←テキスト表示 * 自身に関する文章の投稿・共有 * 自身に関する画像の投稿・共有 * 自身に関する動画の投稿・共有 * 自身に関する動画配信（リアルタイム） - コメント投稿・グループでの発言 ←テキスト表示 * 周囲の人（友達、家族等）の投稿へのコメント寄稿 * 見知らぬ人の投稿へのコメント寄稿 * グループ・コミュニティにおける投稿・発言 - 他者との1対1での交流 ←テキスト表示 * 周囲の人（友達、家族等）との1対1の文章・メッセージ・通話による交流 * 見知らぬ人との1対1の文章・メッセージによる交流 * 見知らぬ人との1対1の通話・ボイスチャットによる交流 【マトリクス複数回答】 あなたが普段、利用しているSNS・マイクロブログアプリ（Instagram、X等）において、あなたは普段、どのような情報発信・コミュニケーションを行っていますか。 普段のあなたの各行動の頻度として当てはまると思うものを選択してください。 ※「見知らぬ人」とは、現実世界において繋がりが、接点のない人を指します。自分の知人の他、所属するコミュニティの人々（クラスメイトや、友人の友人等）等の一定の信頼性がある人は除いてお考え下さい。
情報発信の頻度 (ゲーム)	[Q7]	【Q4でゲームアプリを「利用している」(1-7)を選択】	項目 - 自身に関するコンテンツの投稿 ←テキスト表示 * 自身に関する文章の投稿・共有 * 自身に関する画像の投稿・共有 - コメント投稿・グループでの発言 ←テキスト表示 * 周囲の人（友達、家族等）の投稿へのコメント寄稿 * 見知らぬ人の投稿へのコメント寄稿 * グループ・コミュニティにおける投稿・発言 - 他者との1対1での交流 ←テキスト表示 * 周囲の人（友達、家族等）との1対1の文章・メッセージ・通話による交流 * 見知らぬ人との1対1の文章・メッセージによる交流 * 見知らぬ人との1対1の通話・ボイスチャットによる交流 【マトリクス複数回答】 あなたが普段、利用している他者と交流可能なゲームアプリ（Roblox、マインクラフト、Fortnite、PUBG等）において、あなたは普段、どのような情報発信・コミュニケーションを行っていますか。 普段のあなたの各行動の頻度として当てはまると思うものを選択してください。 ※「ゲームアプリ」の中でも、会話・ボイスチャットやメッセージが可能なものに限定してお選びください。 ※「見知らぬ人」とは、現実世界において繋がりが、接点のない人を指します。自分の知人の他、所属するコミュニティの人々（クラスメイトや、友人の友人等）等の一定の信頼性がある人は除いてお考え下さい。

出所：総務省作成

【調査項目6-2】本調査設計 ◆本調査設計詳細（情報発信・リスク認識）〔2/2〕

カテゴリ	テーマ	項番	設問	選択肢例
	公開範囲	【Q8】	【全員】 【マトリクス谷津回答】 あなたが普段、利用しているサービス・アプリにおいて、ご自身の情報を、どの範囲まで共有・発信していますか。 最も当てはまると思うものを選択してください。 ※公開範囲をサービス・アプリ毎に変えている場合は、その中で最も広い公開範囲（選択肢番号が最も小さい/若いもの）をお選びください。	項目 * プロフィール情報（性別、年齢・学年、所属コミュニティ等） * プロフィール写真（ご自身の姿・顔等を含むもの） * 趣味・嗜好に関する掲載・投稿 * 日常生活に関する掲載・投稿 * 心理状態・悩みの掲載・投稿 * 新しい友達・恋人等を得る（募集する）ための掲載・投稿 * 自分の姿や声を含む画像/動画の掲載・投稿 * 自分の姿や声を含む動画配信 1 誰でも見られる形で公開・発信 2 見知らぬ人も含む自分のフォローのみへ公開・発信 3 周囲の人（友達、家族等）のみへの公開・発信 4 その情報の公開や発信をしていない
	情報リスク認識	【Q9】	【全員】 【マトリクス単一回答】 あなたが「誰でも見られる形で公開・発信」または「見知らぬ人を含む自分のフォローのみへの公開・発信」している情報についてお伺いします。 他人に公開・発信している情報が不適切に利用される・悪用されるリスク・可能性への認識として、最も当てはまると思うものを選択してください。 ※場合によって公開範囲を変えている場合は、その中で最も広い公開範囲の情報について考えていることをお選びください。	項目 * プロフィール情報（性別、年齢・学年、所属コミュニティ等） * プロフィール写真（ご自身の姿・顔等を含むもの） * 趣味・嗜好に関する掲載・投稿 * 日常生活に関する掲載・投稿 * 心理状態・悩みの掲載・投稿 * 新しい友達・恋人等を得る（募集する）ための掲載・投稿 * 自分の姿や声を含む画像/動画の掲載・投稿 * 自分の姿や声を含む動画配信 1 悪用等とされるリスク・可能性を考えたことがない 2 特段、悪用等とされるリスク・可能性は感じない 3 リスクは一定あると思うが、そのリスクを受け入れている（快適にサービスを使うため等）

カテゴリ	テーマ	項番	設問	選択肢例	備考・確認事項
	1対1交流の詳細	【Q10】	【Q5で1対1交流を実施（全ジャンル8-11のいずれか）】 【マトリクス複数回答】 あなたが「見知らぬ人との1対1の文章・メッセージによる交流」または「見知らぬ人との1対1の通話・ボイスチャットによる交流」を行っている回答したサービス・アプリのジャンルについて、お伺いします。 そのジャンルにおける「見知らぬ人との1対1の交流」はどのように始まることが多いですか。当てはまると思うものを全て選択してください。 ※「ゲームアプリ」については、会話・ボイスチャットやメッセージが可能なものに限定してお選びください。 ※「見知らぬ人」とは、現実世界において繋がりが・接点のない人を指します。自分の知人の他、所属するコミュニティの人々（クラスメイトや、友人の友人等）等の一定の信頼性がある人は除いてお考え下さい。	項目 * 動画共有・ライブ配信アプリ（Youtube、TikTok等） * SNS・マイクロブログアプリ（Instagram、X等） * メッセージアプリ（LINE、Snapchat等） * ゲームアプリ（Roblox、マイクラフト、Fortnite、PUBG等） 1 紹介等を介さず、直接相手から連絡が届いて始まる 2 誰かの紹介をきっかけに始まる 3 何かしらのグループ・コミュニティ（複数人）における交流をきっかけに始まる 4 紹介等を介さず、自分から直接連絡を行って始まる	Q5で1対1交流をしている（8-11）を選択したジャンルのみを表示
	コミュニケーションに対するリスク認識	【Q11】	【Q5でいずれかのジャンルで10-11を選択】 【マトリクス谷津回答】 あなたが「見知らぬ人との1対1の文章・メッセージによる交流」または「見知らぬ人との1対1の通話・ボイスチャットによる交流」を行っている回答したサービス・アプリのジャンルについて、お伺いします。 そのジャンルにおける「見知らぬ人との1対1の交流」関係が不適切に利用される・悪用されるリスク・可能性への認識として、最も当てはまると思うものを選択してください。 ※「ゲームアプリ」については、会話・ボイスチャットやメッセージが可能なものに限定してお選びください。	項目 * 動画共有・ライブ配信アプリ（Youtube、TikTok等） * SNS・マイクロブログアプリ（Instagram、X等） * メッセージアプリ（LINE、Snapchat等） * ゲームアプリ（Roblox、マイクラフト、Fortnite、PUBG等） 1 悪用等とされるリスク・可能性を考えたことがない 2 特段、悪用等とされるリスク・可能性は感じない 3 リスクは一定あると思うが、そのリスクを受け入れている（快適にサービスを使うため等）	Q5で10-11と選択したジャンルのみを表示

出所：総務省作成

【調査項目6-2】本調査設計 ◆本調査設計詳細（遭遇トラブル）

カテゴリ	テーマ	項番	設問	選択肢例	備考・確認事項
遭遇トラブルの実態（子供）	遭遇トラブル（動画共有）	【Q12】	【Q4で動画共有・ライブ配信アプリを「利用している」（1-7）を選択】 【マトリクス複数回答】 あなたが利用している動画共有・ライブ配信アプリ（Youtube、TikTok等）における遭遇トラブルについてお伺いします。 あなたは動画共有・ライブ配信アプリにおいて、選択肢にあるようなトラブルに遭遇した経験がありますか。 実際に遭遇したトラブルとして当てはまるものを、サービス・アプリ別に、全て選択してください。 ※回答内容は（家族の方も含め）他者に共有されることはなく、回答内容によってあなたが不利益を被ることはありません。実際に遭遇したトラブルを選択してください。 ※「見知らぬ人」とは、現実世界において繋がり・接点のない人を指します。自分の知人の他、所属するコミュニティの人々（クラスメイトや、友人の友人等）等の一定の信頼性がある人は除いてお考え下さい。 ※直接、そのアプリで直接被害を受けたわけではなくても、関連するトラブルであれば選択いただいて構いません（そのアプリで知り合った人とメッセージアプリや現実世界で交流する場合等）。	項目 * 周囲の人（友達、家族等）とのトラブル * 見知らぬ人（個人）とのトラブル * 見知らぬ人（不特定多数・コミュニティー等）とのトラブル 1 言い争いや誹謗中傷・暴言、いじめにより精神的な被害等に遭った 2 執拗なつきまとい・嫌がらせ等の被害に遭った 3 脅迫/恐喝を受けた（危害を加えると脅された） 4 自分のプライバシーが侵害された（個人情報やプライベートな話等の公開等） 5 性的被害に遭いそうになった（わいせつ行為、性的画像送信の誘い・強要等） 6 性的被害に遭った（わいせつ行為、性的画像送信等） 7 その他犯罪に巻き込まれそうになった（闇バイト、詐欺、出会い系サイト、薬物取引への誘導等） 8 その他犯罪に巻き込まれた（闇バイト、詐欺、出会い系サイト、薬物取引等） 9 違法請求などの金銭トラブルに遭った 10 その他のトラブルに遭った 11 特段、サービス・アプリを利用する中でトラブルに遭ったことはない	
	遭遇トラブル内容（動画共有）	【Q13】	【前問で何かしらのトラブルに遭った（1-10）を一つでも選択】 【自由回答】 あなたが利用している動画共有・ライブ配信アプリ（Youtube、TikTok等）において、特に大きかった・怖かった・印象の強い遭遇トラブルの内容をなるべく具体的に記載してください。 ※回答内容は（家族の方も含め）他者に共有されることはなく、回答内容によってあなたが不利益を被ることはありません。実際に遭遇したトラブルをなるべく具体的に記載してください（利用していたアプリ、トラブルまでの経緯、その顚末等）。	1 （自由回答）	自由回答

※SNS・マイクロブログ、メッセージ、ゲームも同様の設問設計

【調査項目6-2】本調査設計 ◆本調査設計詳細（保護機能の認知・利用状況）

カテゴリ	テーマ	項番	設問	選択肢例
保護機能利用（親）	親目線のサービス保護機能認知・利用状況	【Q29】	【全員】 調査対象のお子様がいるインターネットサービス・アプリにおいて、トラブル回避のために、その運営企業が提供している利用者保護機能/サポートについてお伺いします。 利用サービス・アプリの運営企業が提供する利用者保護機能/サポートについて、あなたの認知・利用状況として当てはまると思うものを選択してください。 ※様々なサービス・アプリを利用していると思いますが、いずれかのサービス・アプリで使っている場合は「使っている」を、使っていない場合は「使っていない」を含む選択肢を選択してください。 ※「年齢確認」について、あなたの正しい年齢情報を登録している場合のみ、「使っている」と選択してください。年齢を偽っている場合は「使っていない」を含む選択肢を選択してください。 ※通信キャリア（NTTドコモ等）や、OS提供者（Apple(iOS)、Google(Android)）の提供機能/サポートではなく、広くサービス・アプリの運営企業が提供しているものに限り、お考えください。	項目 * 年齢確認（正しい年齢情報の登録や身元確認書類提示等） * 家族間での利用状況の共有・利用制限機能（ペアレンタルコントロール） * 閲覧コンテンツの制限（不適切なコンテンツを排除した検索・レコメンド等） * 利用機能の制限（コメント投稿やDM・メッセージの制限等） * 利用時間の制限（長時間利用時の停止・通知・休憩案内等） * プライバシー設定（公開範囲設定、他人からの検索回避・コメント・メッセージ拒否等） * 特定ユーザーの通報・ブロック（不適切なユーザーの通報・ブロック機能等） * トラブル時の相談窓口・サポート（トラブルの仲介、有用情報の案内等） * 運営企業によるデータ収集の拒否（データを利用した広告なし等） * 不適切な発信防止（人を傷つける・不快にさせる文章・コンテンツ投稿への警告等） 1 知らない・分からない 2 知っているが、なんとなく（特段の理由はなく）使っていない 3 知っているが、子どもの利用機能が制限されるため、あえて使っていない 4 知っているが、必要性を感じたことがなく使っていない 5 使っているが、有用とは感じない 6 使っており、有用だと思う
	親目線のOS保護機能認知・利用状況	【Q30】	【Q1=スマートフォンorタブレットにて1-3】 調査対象のお子様があるスマートフォン・タブレットのOS（【Q2の回答内容】）や通信キャリア（【Q3の回答内容】）において、トラブル回避のために、OSが提供している利用者保護機能/サポートについてお伺いします。 OSや通信キャリアが提供する利用者保護機能/サポートについて、あなたの認知・利用状況として当てはまると思うものを選択してください。 ※サービス・アプリの運営企業が提供機能/サポートではなく、通信キャリアやOSが提供する者に限り、お考え下さい。 ・通信キャリアのサービス例：あんしんフィルター」等 ・OSのサービス例iOS「スクリーンタイム」機能・「ペアレンタルコントロール」や、Android「Google ファミリーリンク」等	項目 * 家族間での利用状況の共有・利用制限機能（ペアレンタルコントロール） * 閲覧コンテンツの制限（有害なサイト・メッセージ・コンテンツの非表示・ブロック等） * 利用時間の制限（長時間利用時の停止・通知・休憩案内等） * プライバシー設定（位置情報や連絡先情報等の共有回避等） * 課金の制限（アプリ内課金の制限等） * 利用アプリの制限（アプリの利用やダウンロードの制限・保護者承認等） 1 知らない・分からない 2 知っているが、なんとなく（特段の理由はなく）使っていない 3 知っているが、子どもの利用機能が制限されるため、あえて使っていない 4 知っているが、必要性を感じたことがなく使っていない 5 使っているが、有用とは感じない 6 使っており、有用だと思う

※子供向けにはOS・キャリアの保護機能に関する設問無し

出所：総務省作成

【調査項目6-2】本調査設計 ◆本調査設計詳細（親向けの説明文・設問例）

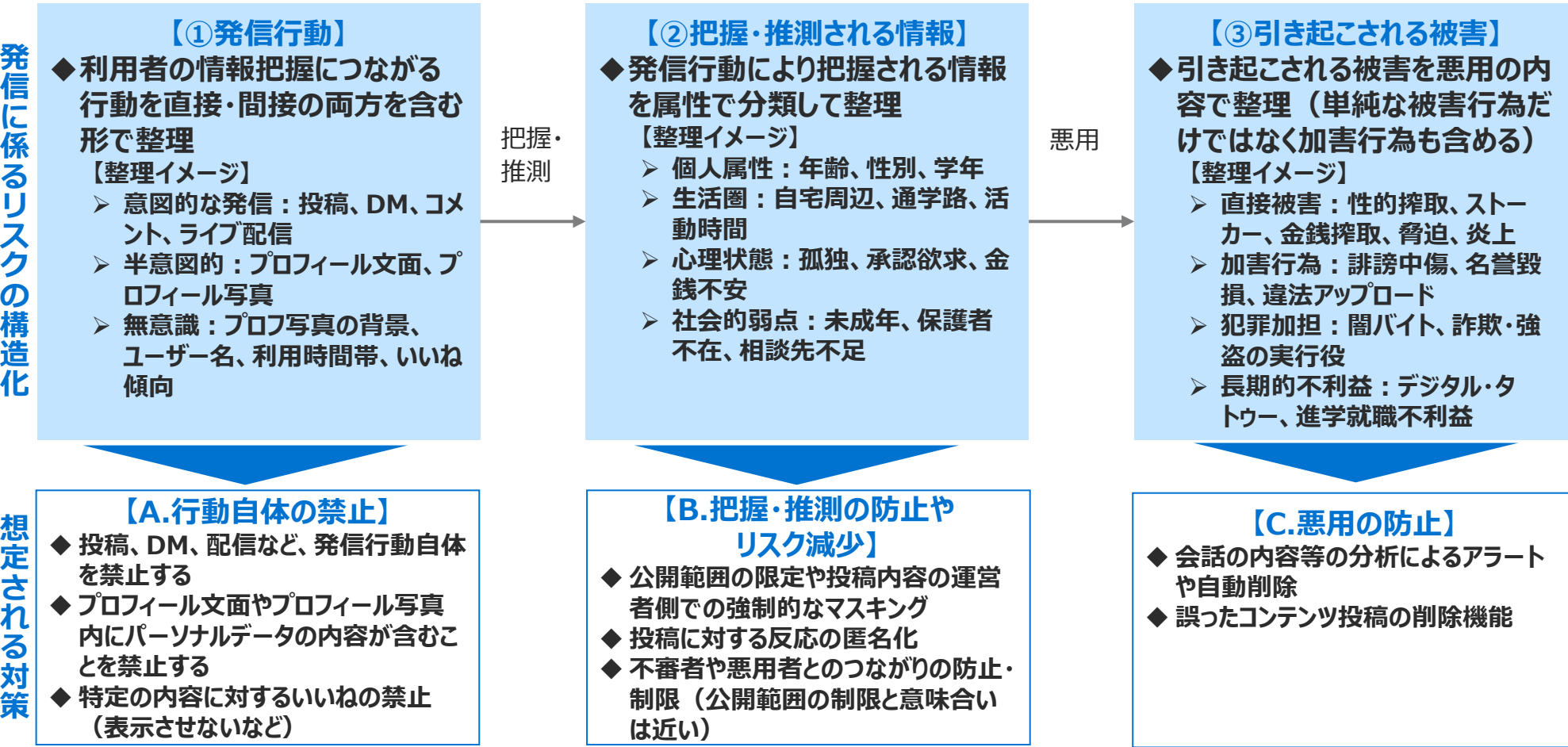
カテゴリ	テーマ	項番	設問	選択肢例	備考・確認事項
第2部案内	第2部案内		【全員】		
			【複数回答】		
			【第2部：保護者様を対象としたアンケート】		
			以降の設問は、本アンケートにご協力いただいた保護者の方が対象となります。		
			お子様から、回答端末（スマホやPC等）を保護者の方にお戻しいただく等して、保護者様ご本人がご回答可能になった段階で、次の設問にお進みください。		

			以降の設問では、事前調査にて12歳～17歳と年齢を回答いただいたお子様（複数人いらっしゃる場合、12歳～17歳の中で最も年上のお子様）について伺います。		
			以降、「調査対象のお子様」と表記させていただきます。		

※以降、ほぼ子供向けの設問文と同様（主語等を微調整）

<<参考>>発信に係るリスクの構造化と対策の分類 ※調査項目6-1再掲

・発信リスクを「①発信行動（直接・間接）→②把握・推測される情報→③悪用による被害」の三層で構造化した上で、対策も同構造に沿って、A.発信行動の禁止、B.把握・推測の防止やリスク減少、C.悪用の防止の観点で整理した。

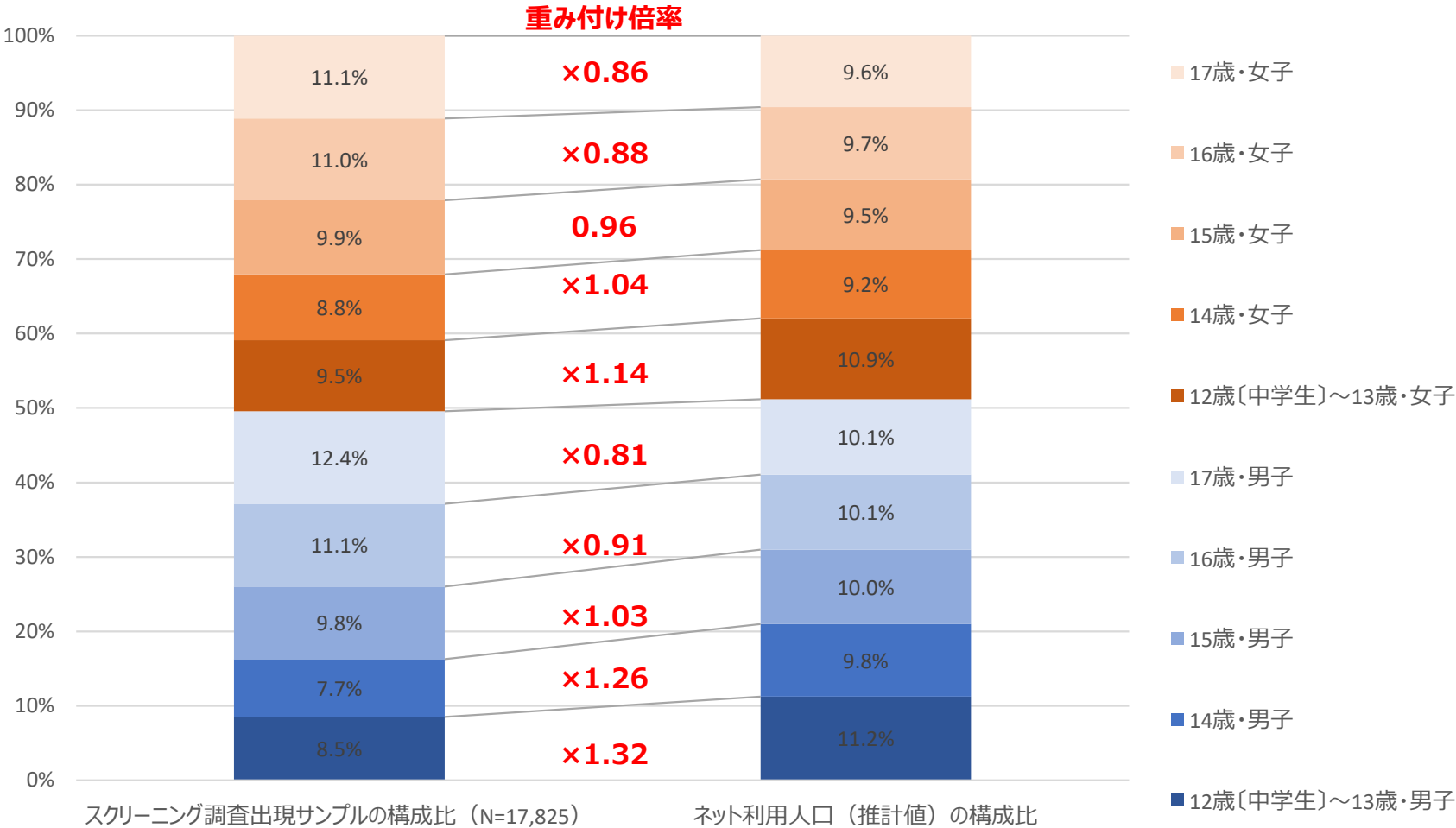


8.発信に係るリスクに関する調査 | アンケート調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

アンケート調査結果 | スクリーニング調査結果 ◇ 回答者属性とウェイトバック処理

- スクリーニング調査の出現サンプルにおける各年齢・性別構成を、実際のネット利用人口の構成に合わせるために、以下のとおり、セグメント別に重み付けを行った。



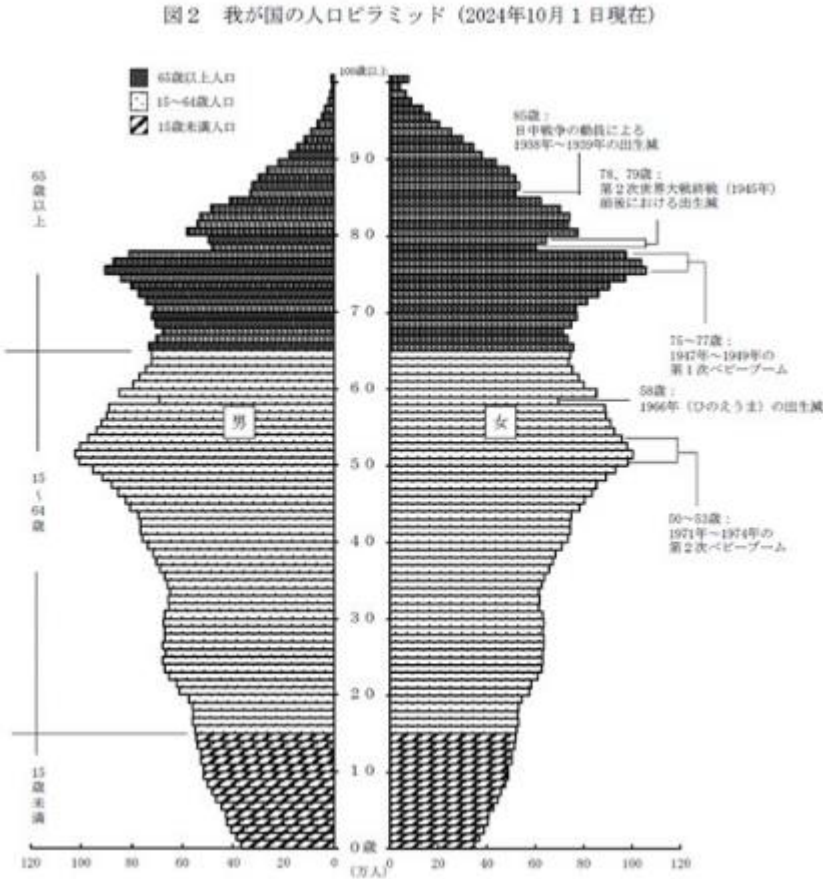
※スクリーニング設問 (SQ1・2) における回答割合

出所：スクリーニング調査結果、総務省「人口推計（2024年（令和6年）10月1日現在）」（2025年4月）
子ども家庭庁「令和6年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書」（2025年3月）を基に総務省作成

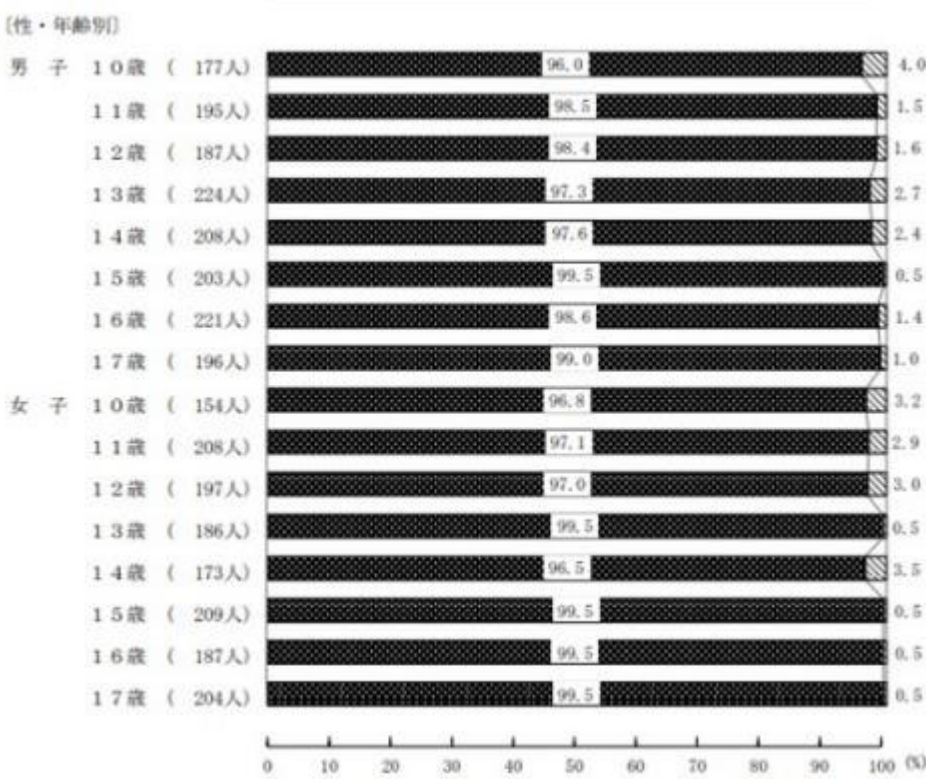
(参考) ネット利用人口の推計値に用いたデータ

- ネット利用人口の推計値は、年齢別・男女別の人口推計の最新統計と、昨年度の青少年のインターネット利用率を乗算して算出した。
 - なお、「12歳〔中学生〕」の人口としては、簡単に12歳人口に2カ月/12カ月を乗算した数値を用いた。

人口推計（2024年10月1日時点）



青少年のインターネット利用率(2024年11月～12月時点)

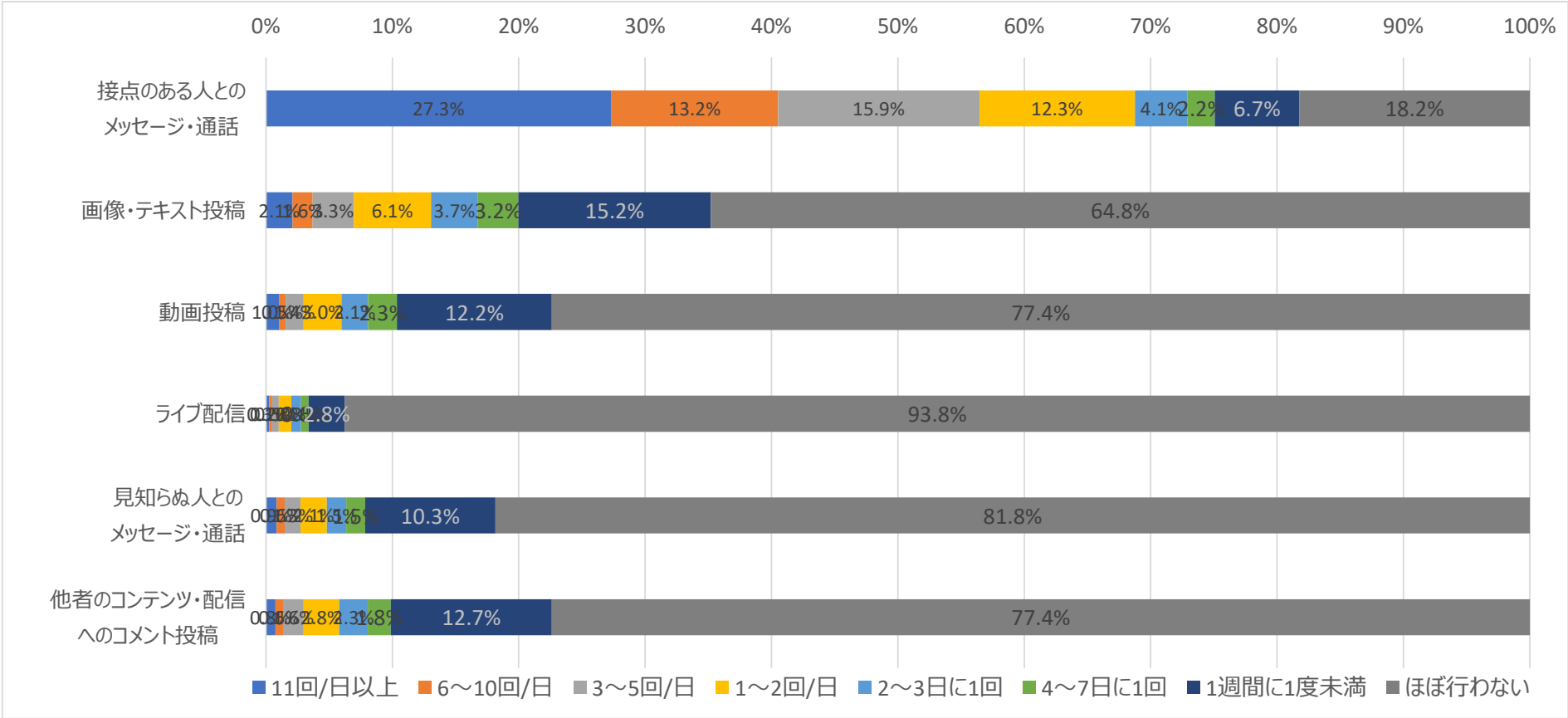


出所：総務省「人口推計（2024年（令和6年）10月1日現在）」（2025年4月）
子ども家庭庁「令和6年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書」（2025年3月）を基に総務省作成

アンケート調査結果 | スクリーニング調査結果 ◇ 情報発信・コミュニケーション頻度

- 接点のある人とのコミュニケーションは頻繁に行うが、その他は行っていない割合が高い（6割以上）。
- 見知らぬ人とのコミュニケーションは、全体の約2割が行っており、約1割が週に1度以上行っている。

SQ4 情報発信・コミュニケーションの頻度として当てはまるものをお答えください。 ※単一回答

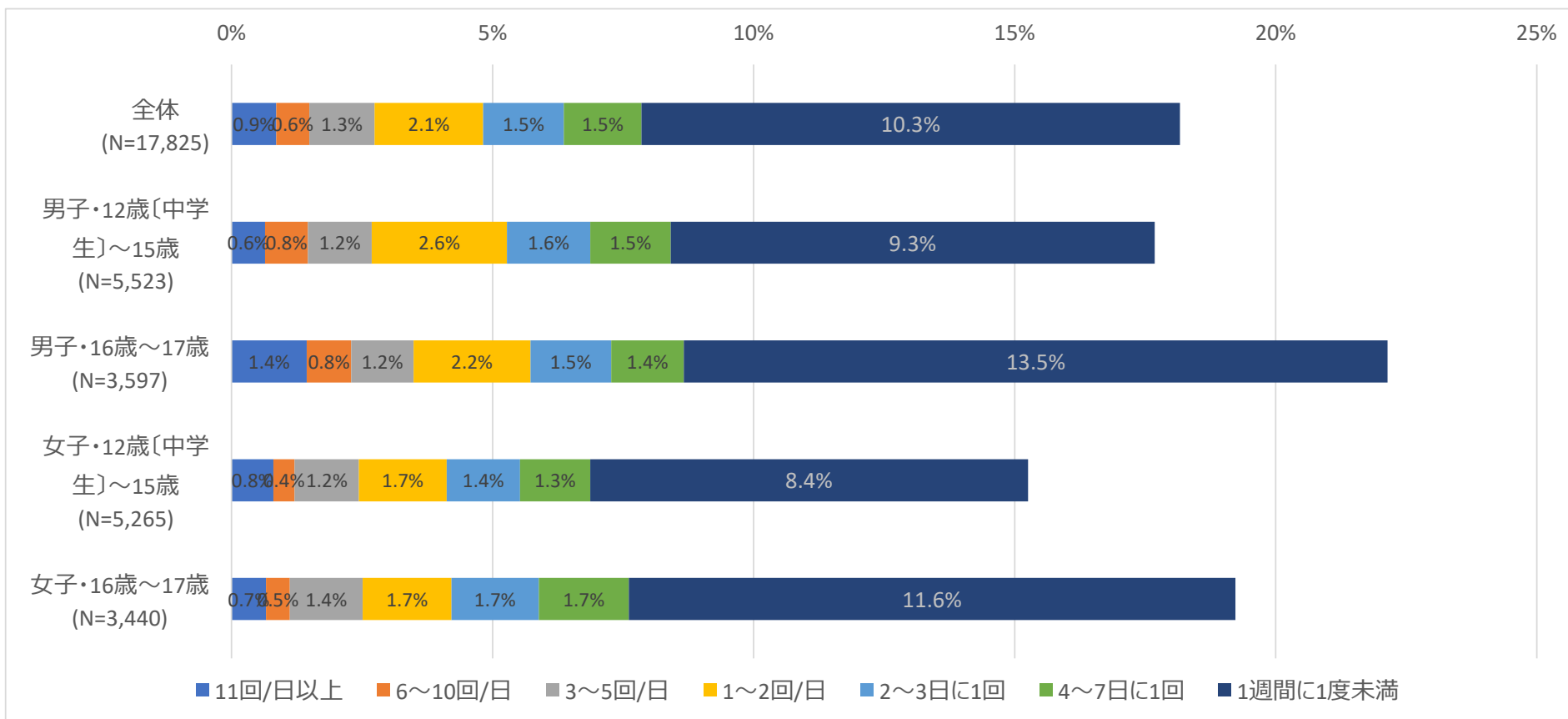


(注) * 「スクリーニング調査の回答者」：回答者は当該年齢の子どもを持つ親であり、親が認識する子どものインターネットサービス利用状況や遭遇トラブルの状況を調査している。
出所：スクリーニング調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | スクリーニング調査結果 ◇見知らぬ人とのコミュニケーション頻度

- 見知らぬ人とのコミュニケーションは、男子、特に高校生の方が実施割合・頻度共に多い傾向にある（2割前後）が、中学生でも一定割合行っている（15%程度）。

SQ4 情報発信の頻度として当てはまるものをお答えください。※見知らぬ人とのコミュニケーション（メッセージ・通話） ※単一回答

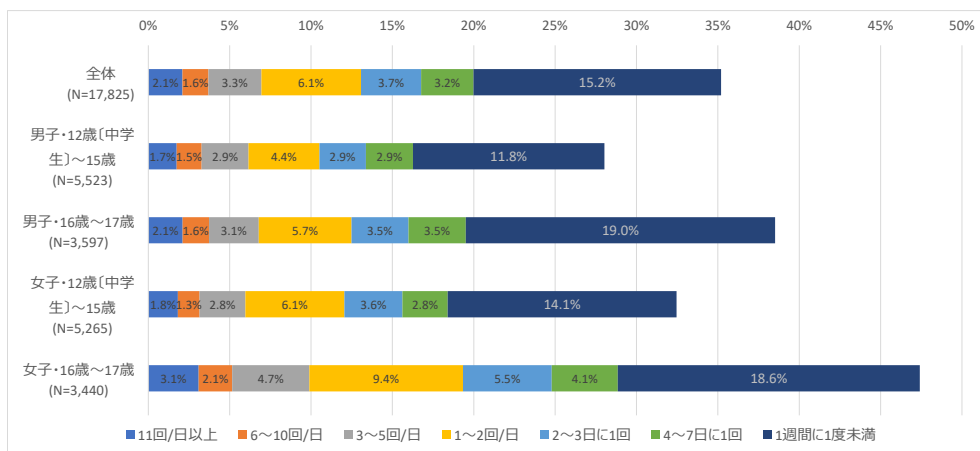


(注) *「スクリーニング調査の回答者」：回答者は当該年齢の子どもを持つ親であり、親が認識する子どものインターネットサービス利用状況や遭遇トラブルの状況を調査している。
出所：スクリーニング調査結果を基に総務省作成

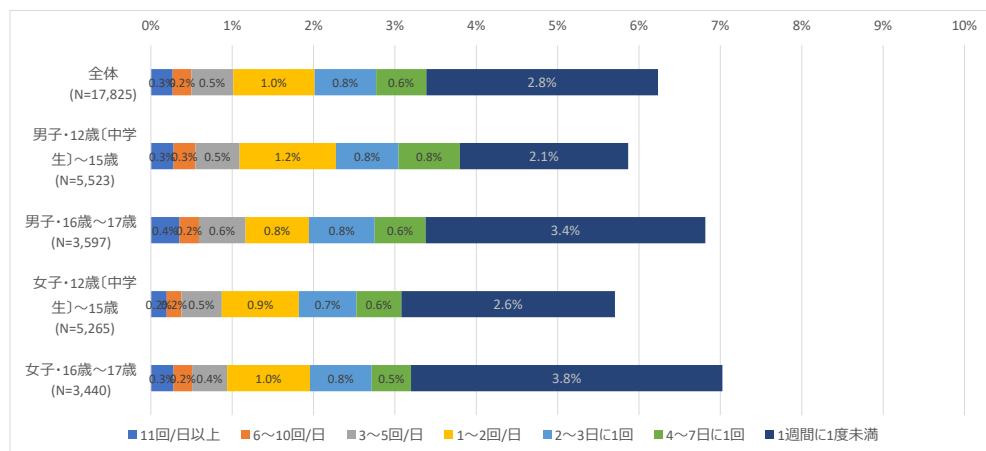
アンケート調査結果 | スクリーニング調査結果 ◇ 他情報発信頻度

- その他のコンテンツ投稿・配信は、女子、特に高校生の方が実施割合・頻度共に多い傾向にある。

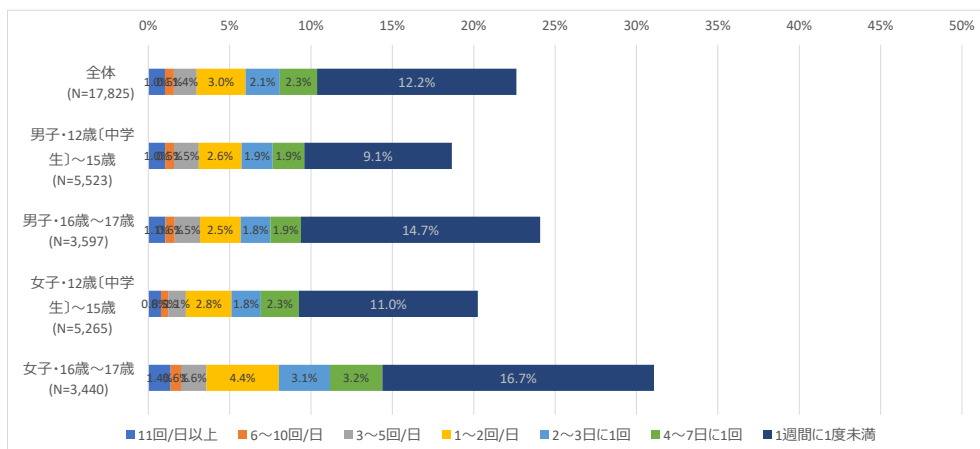
SQ4 情報発信の頻度として当てはまるものをお答えください。※画像・テキスト投稿 ※単一回答



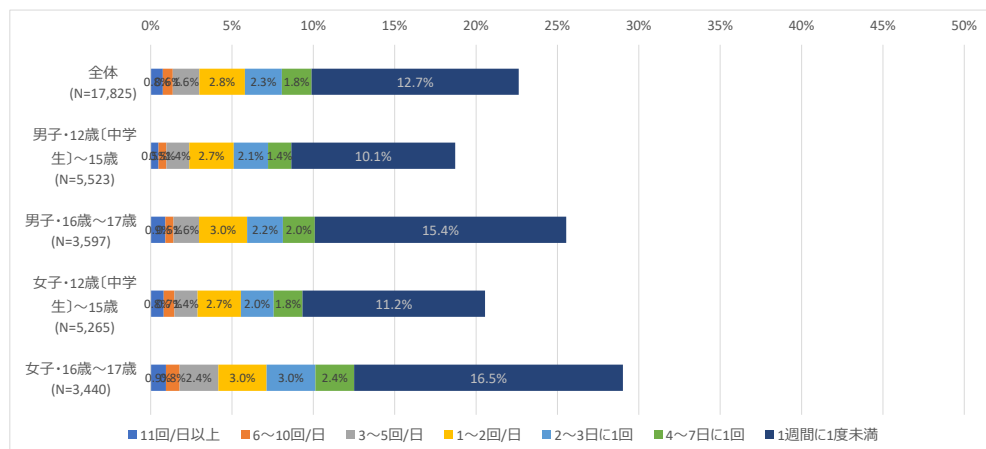
SQ4 情報発信の頻度として当てはまるものをお答えください。※ライブ配信 ※単一回答



SQ4 情報発信の頻度として当てはまるものをお答えください。※動画投稿 ※単一回答



SQ4 情報発信の頻度として当てはまるものをお答えください。※コメント投稿 ※単一回答



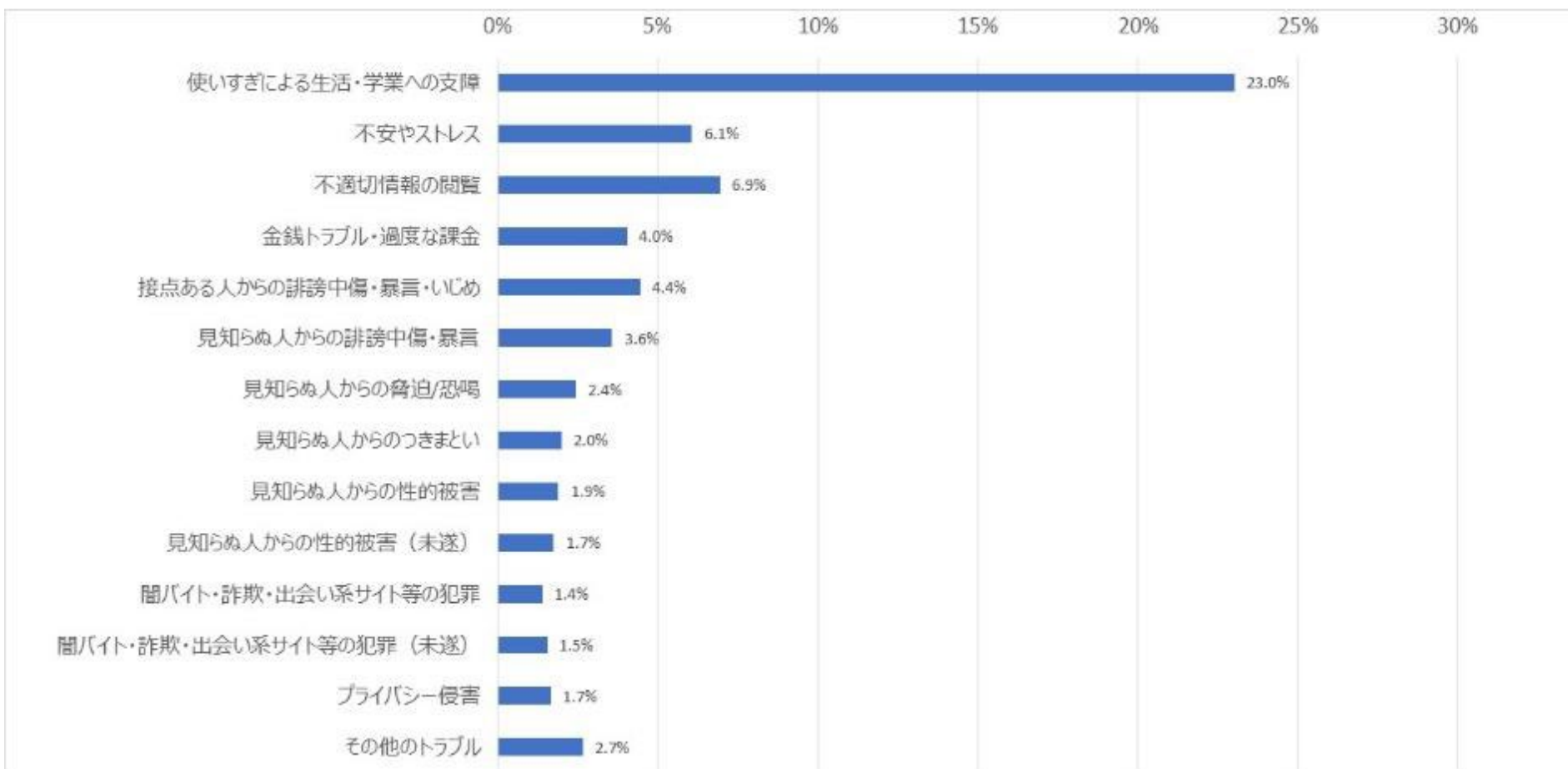
(注) * 「スクリーニング調査の回答者」：回答者は当該年齢の子どもを持つ親であり、親が認識する子どものインターネットサービス利用状況や遭遇トラブルの状況を調査している。

出所：スクリーニング調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | スクリーニング調査結果 ◇トラブル遭遇

- 使いすぎ（23％）や、不安やストレス（6％）、不適切な情報閲覧（7％）のトラブルが多い。
- その他では、接点ある人からの誹謗中傷・暴言・いじめの被害が比較的多く（4％）、割合は非常に少ないものの見知らぬ人からのトラブル被害（未遂含む）も存在している。

SQ5 実際に遭遇したトラブルとして当てはまるものを全てお選びください。※ジャンル横断（いずれかのジャンルを利用） ※複数回答 ※N=17,347



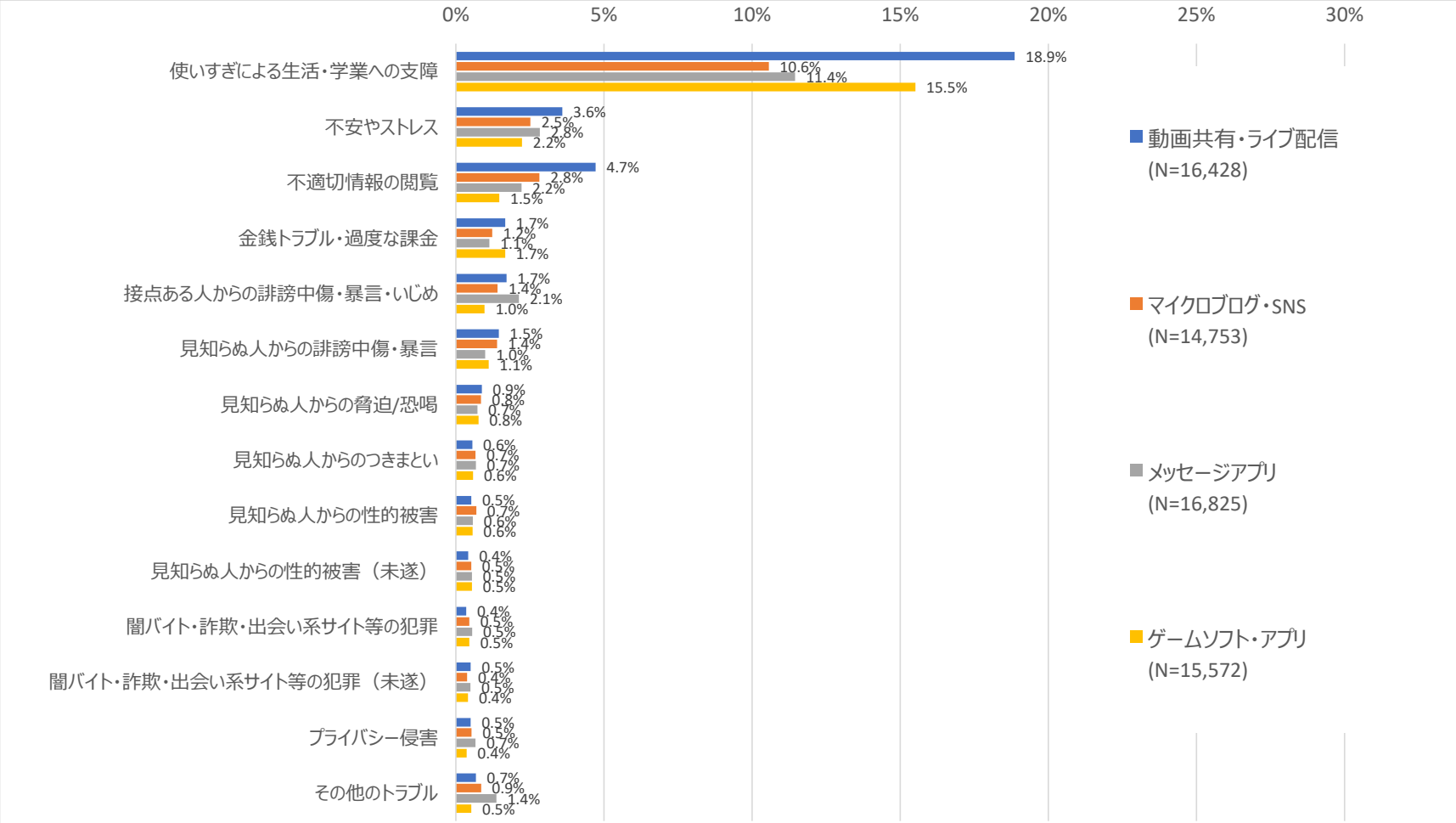
（注）＊「スクリーニング調査の回答者」：回答者は当該年齢の子どもを持つ親であり、親が認識する子どものインターネットサービス利用状況や遭遇トラブルの状況を調査している。

出所：スクリーニング調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | スクリーニング調査結果 ◇トラブル遭遇（ジャンル別）

- ・ 接点ある人からの誹謗中傷・暴言・いじめの被害はメッセージアプリにて相対的に多く発生（2％）
- ・ 見知らぬ人からのトラブル被害（未遂含む）はジャンルを問わず（ごく少数だが）発生している。

SQ5 実際に遭遇したトラブルとして当てはまるものを全てお選びください。 ※ジャンル別 ※非利用者排除 ※複数回答

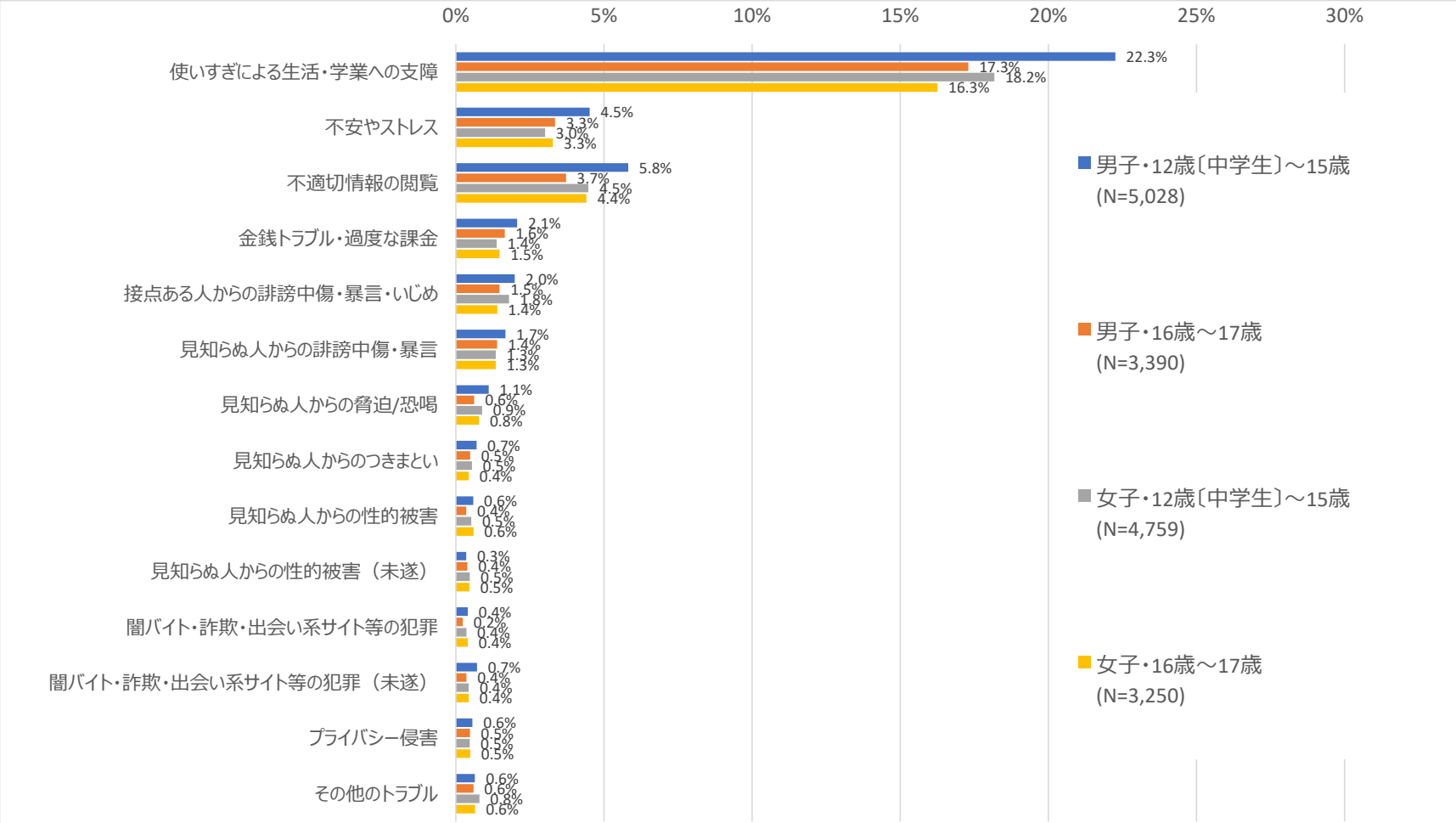


(注) * 「スクリーニング調査の回答者」：回答者は当該年齢の子どもを持つ親であり、親が認識する子どものインターネットサービス利用状況や遭遇トラブルの状況を調査している。
出所：スクリーニング調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | スクリーニング調査結果 ◇トラブル遭遇（性年齢別）

- 使いすぎ、不適切な情報閲覧等のトラブルは男子・中学生で相対的に多く発生。
- 性的被害（未遂含む）は女子、特に高校生で相対的に多く発生。

SQ5 実際に遭遇したトラブルとして当てはまるものを全てお選びください。 ※ジャンル別 ※非利用者排除 ※複数回答

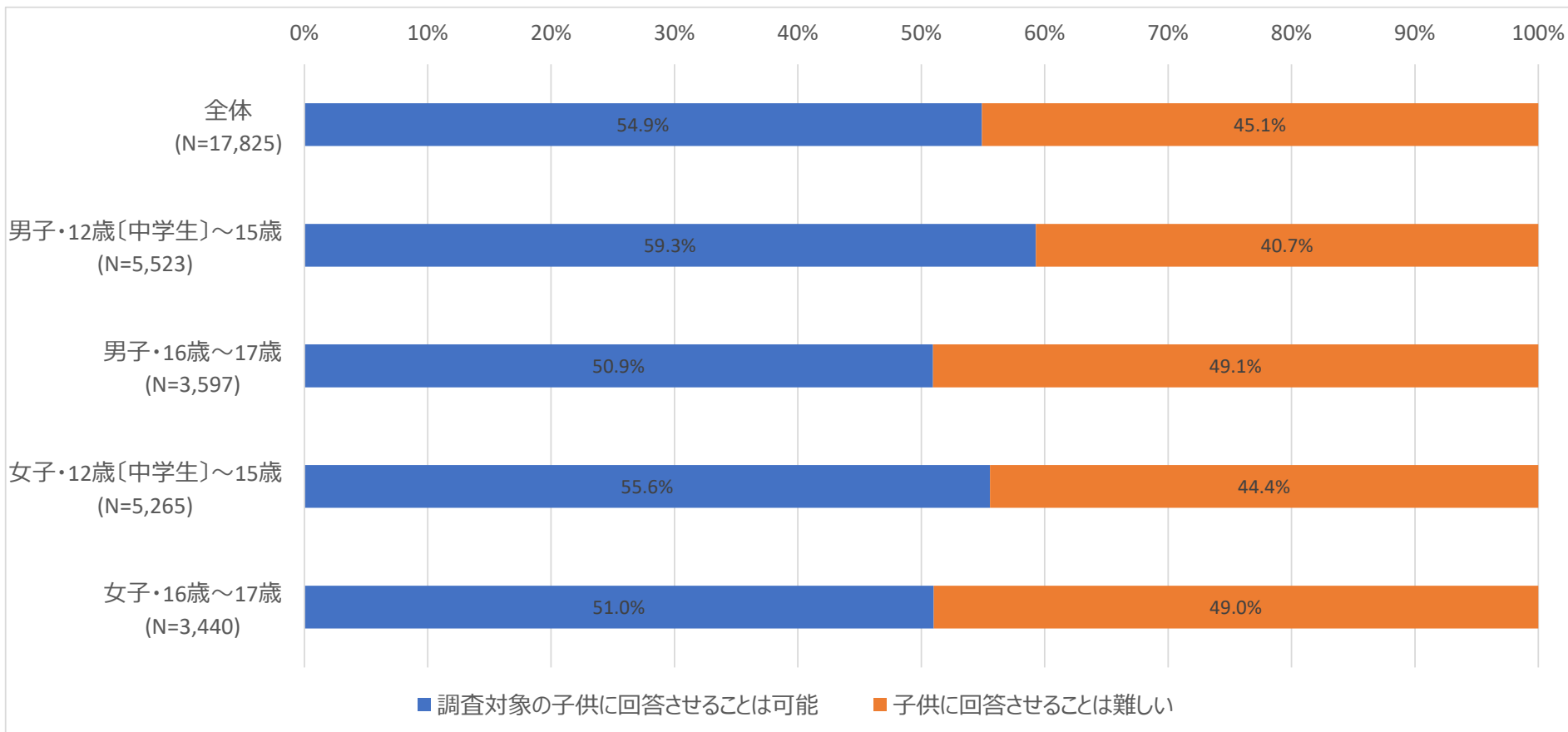


(注) * 「スクリーニング調査の回答者」：回答者は当該年齢の子どもを持つ親であり、親が認識する子どものインターネットサービス利用状況や遭遇トラブルの状況を調査している。
出所：スクリーニング調査結果を基に総務省作成

(参考) 本調査への協力可否

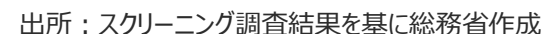
- 本調査は、優先配信先の中で、子どもの回答が可能と回答したサンプル（全体の約5割）のみに配信した。

SQ3 本調査ではお子様本人にも回答にご協力いただくことは可能でしょうか。当てはまるものをお選びください。 ※単一回答



出所：スクリーニング調査結果を基に総務省作成

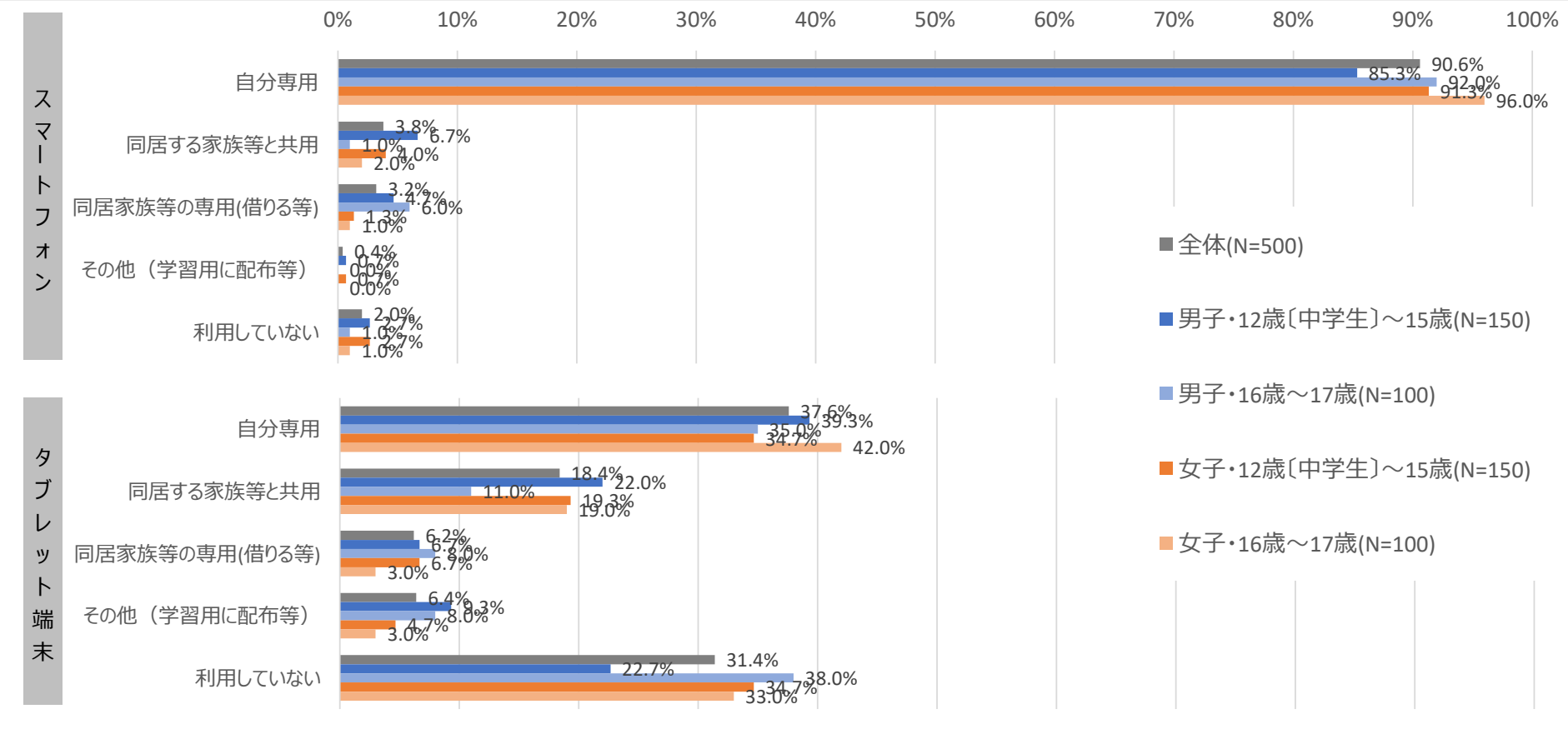
- 何かしらのジャンルにおいて、情報発信関連のトラブルの経験ある層を抽出、性・年別に割り付けて回収した。
(12歳〔中学生〕・13歳/14歳/15歳/16歳/17歳×男女の10セグメント、それぞれ50サンプルずつ回収)



アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇利用端末（スマートフォン・タブレット）

- 男女/年齢を問わずアンケート対象者のほとんど（85%以上）が、自分専用のスマートフォンを所持している。

Q2 普段、インターネットサービス・アプリを利用する際に利用する端末の利用状況として、当てはまるものを全てお選びください。 ※複数回答

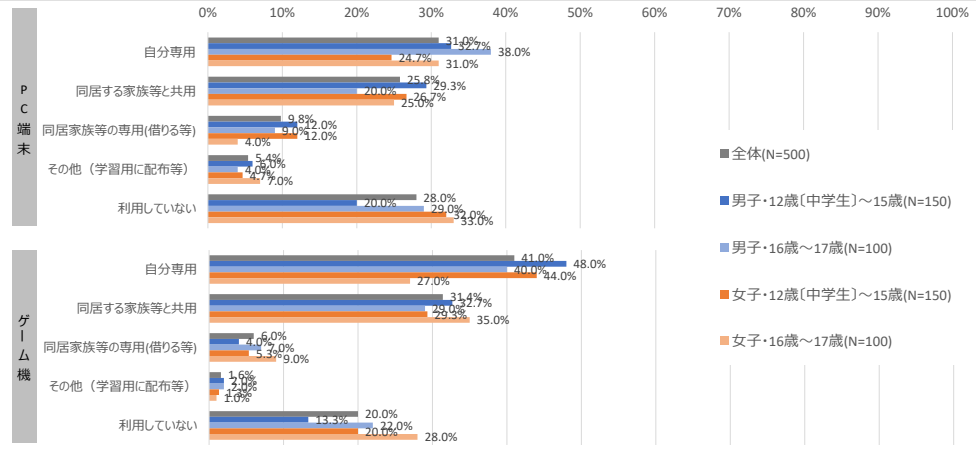


出所：本調査結果を基に総務省作成

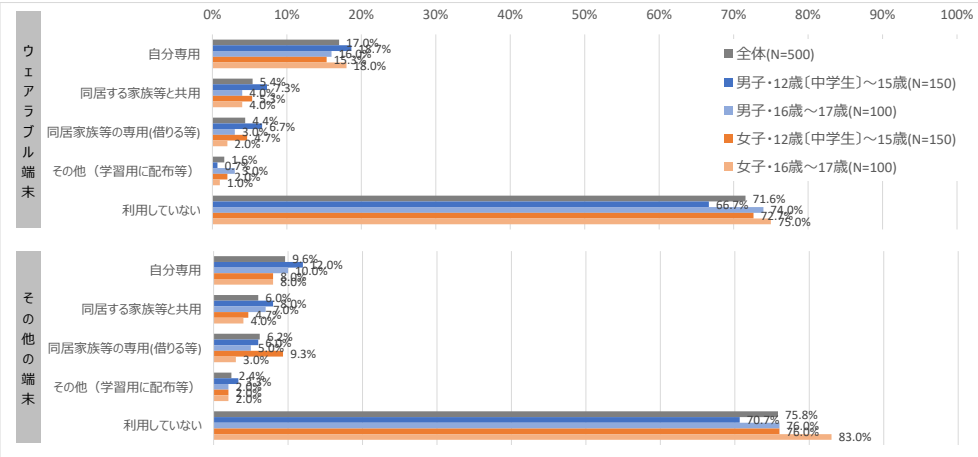
アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇利用端末（スマートフォン・タブレット以外）

- PC端末、ゲーム機等についても自分専用のものを利用している割合が一定以上存在。
 - 特にPC端末は高校生の方が利用割合が高く、ゲーム機は中学生の方が利用割合が高い傾向がある。

Q2 普段、インターネットサービス・アプリを利用する際に利用する端末の利用状況として、当てはまるものを全てお選びください。 ※複数回答



Q2 普段、インターネットサービス・アプリを利用する際に利用する端末の利用状況として、当てはまるものを全てお選びください。 ※複数回答

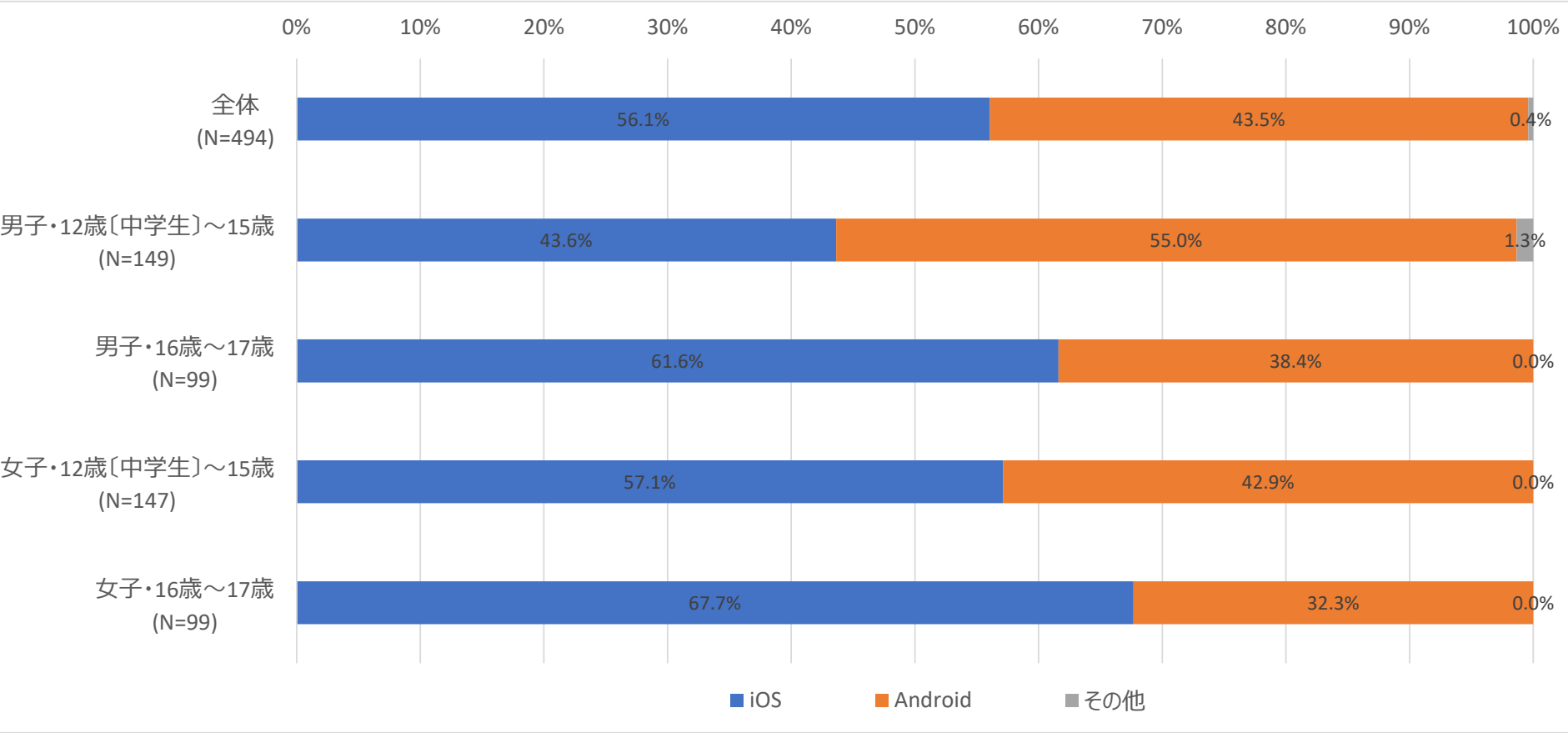


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇利用OS

- 利用するモバイル端末のOSとしてはiOSとAndroidが同程度の割合を占める。
- 中学生ではAndroid、高校生ではiOS（iPhone）のユーザーが多い傾向にある。

Q2 普段利用するスマートフォン・タブレットのosとして当てはまるものをお選びください。 ※スマホ・タブレット利用者のみ ※単一回答

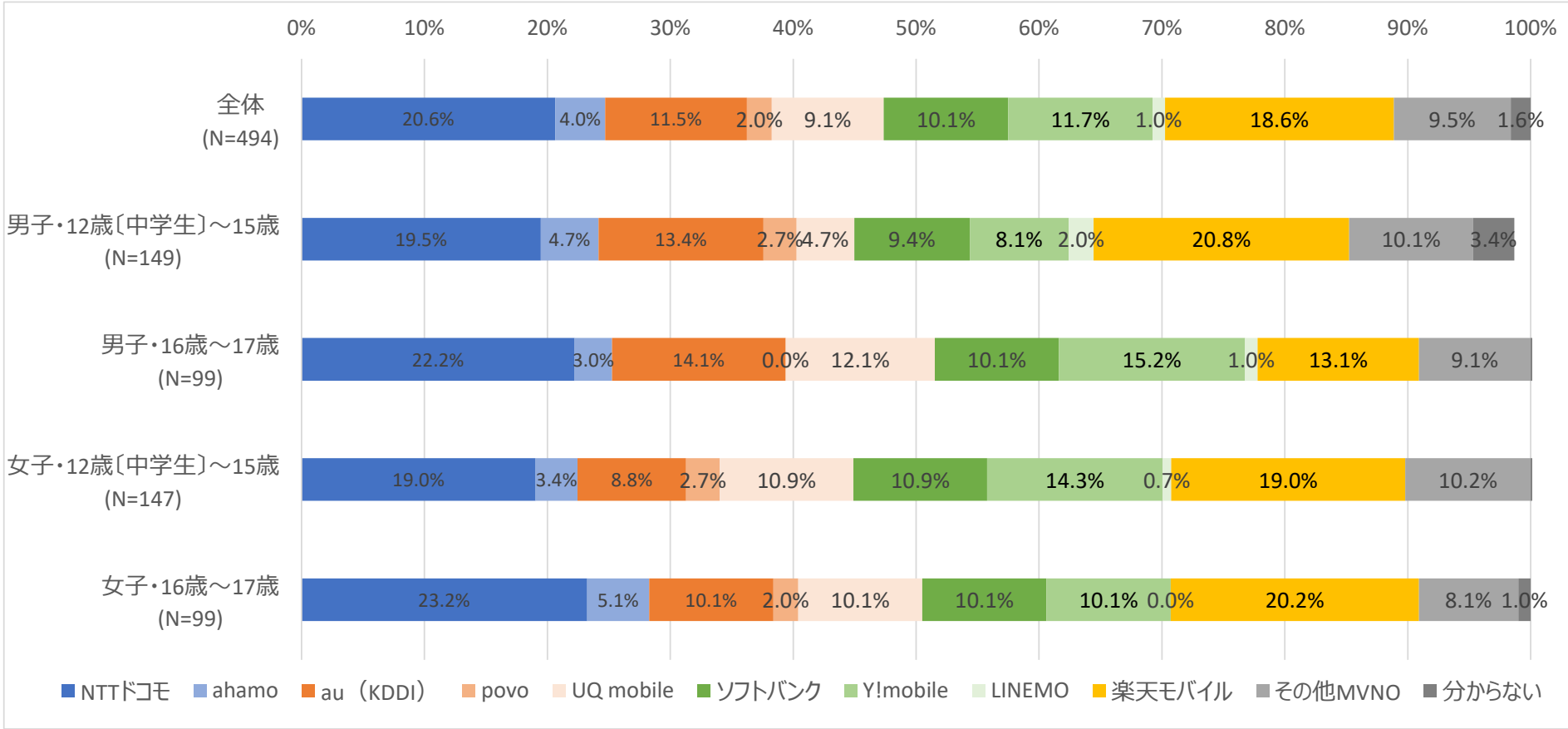


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇利用キャリア

- ・ 利用するモバイル端末のキャリアとしては、大手キャリア（とそのサブブランド）の利用割合がそれぞれ同程度。
 - ー 市場全体に対するシェアが数%の楽天モバイルについても、利用率が約2割と高い。

Q3 普段利用するスマートフォン・タブレットのキャリアとして当てはまるものをお選びください。 ※スマホ・タブレット利用者のみ ※単一回答

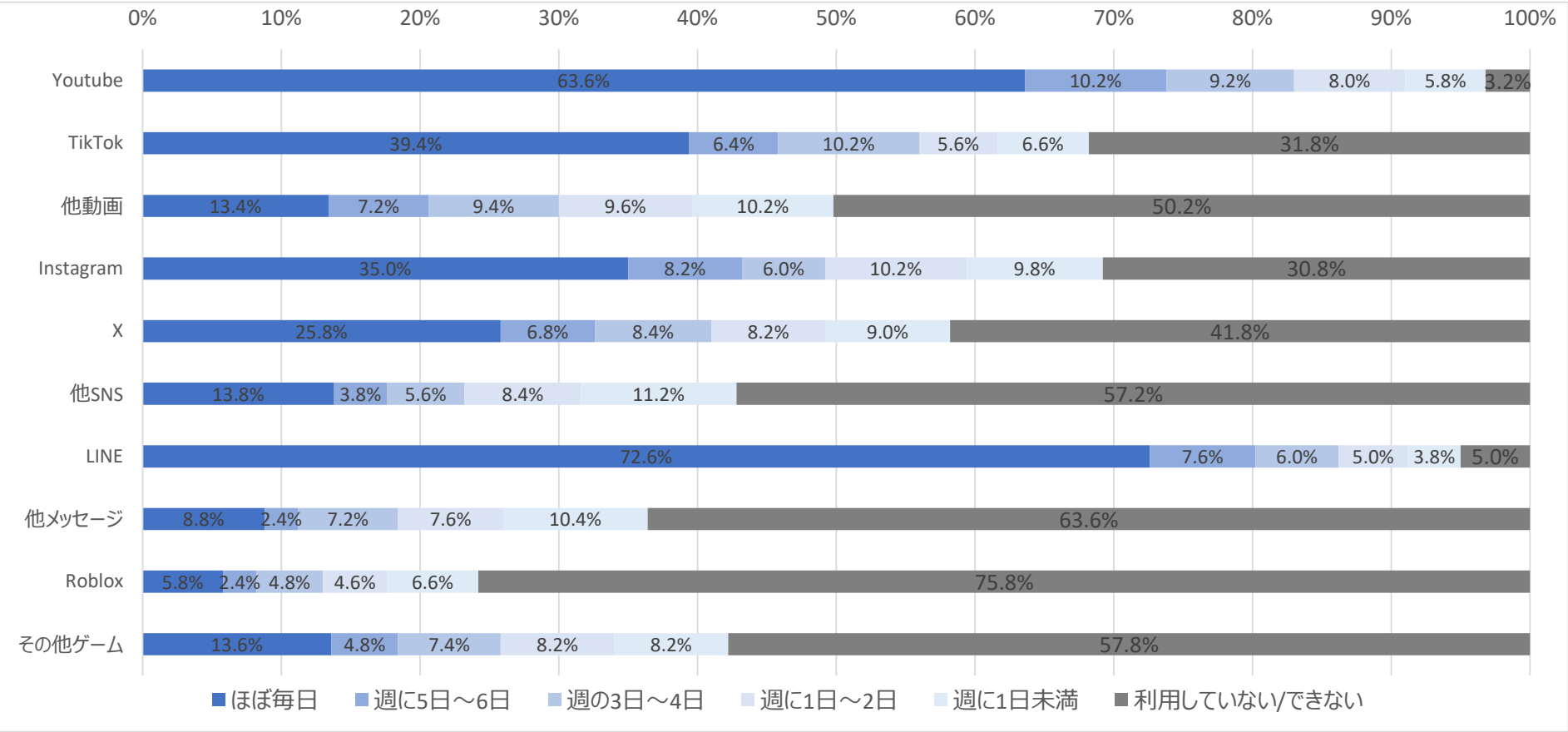


(注) *「アンケート配信サービスのインセンティブによる偏り」：アンケート回答のインセンティブに楽天ポイントを用いているため、楽天モバイルの利用率が上振れていると考えられる。
出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇利用サービス/利用頻度

- YoutubeやLINEは95%以上が利用、過半数がほぼ毎日利用している。
- （他者と交流可能な）ゲームについては、他ジャンルよりも利用率が低い傾向にある。

Q4 選択肢に挙げるサービス・アプリの利用頻度として当てはまると思うものをお選びください。 ※単一回答

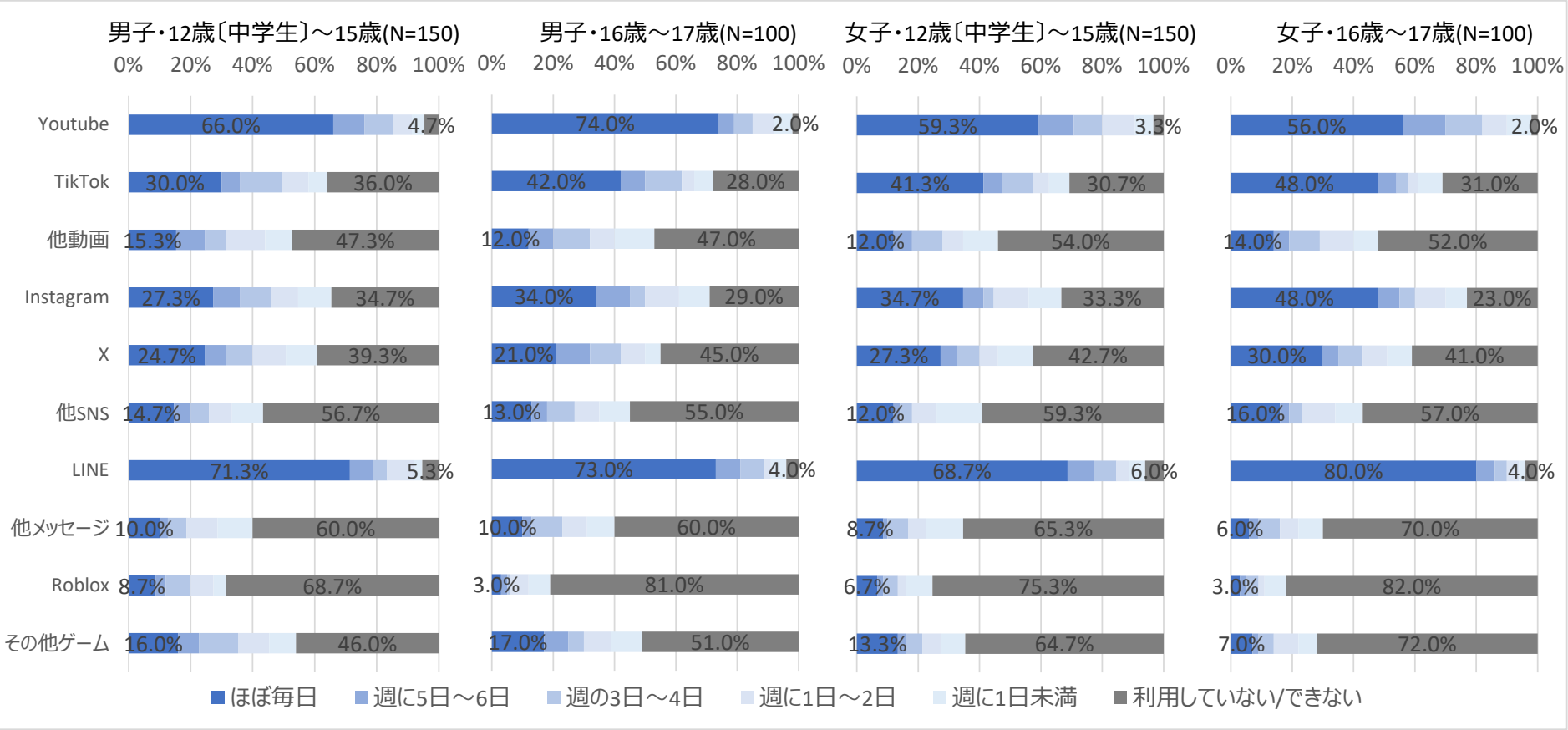


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇ 利用サービス/利用頻度（性年齢別）

- 女子、特に高校生はTikTokやInstagramの利用率・利用頻度が高く、Xの利用頻度も高い。
- （他者と交流可能な）ゲームは、男子、特に中学生の利用率・利用頻度が高い。

Q4 選択肢に挙げるサービス・アプリの利用頻度として当てはまると思うものをお選びください。 ※単一回答

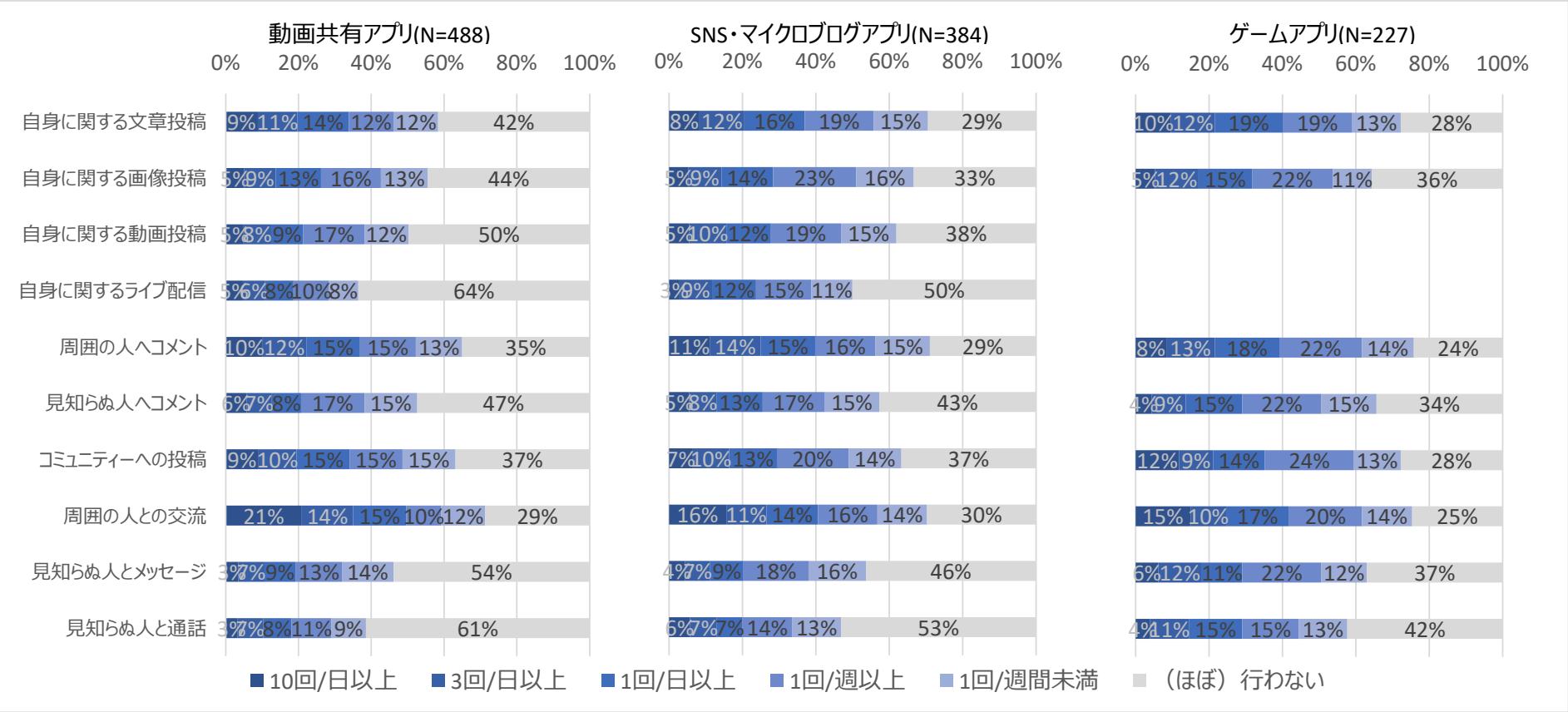


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇情報発信/他者交流頻度（ジャンル別）

- 何れのジャンルにおいても自身に関する情報発信や他者との交流が発生、見知らぬ人とも3割以上が1回/週以上。
- いずれの情報発信や他者との交流においても、ゲーム、SNS、動画共有の順で行為者率・頻度が共に高い。

Q5～7 （各ジャンルで）情報発信を行う頻度として当てはまると思うものをお選びください。 ※利用者のみ回答 ※単一回答

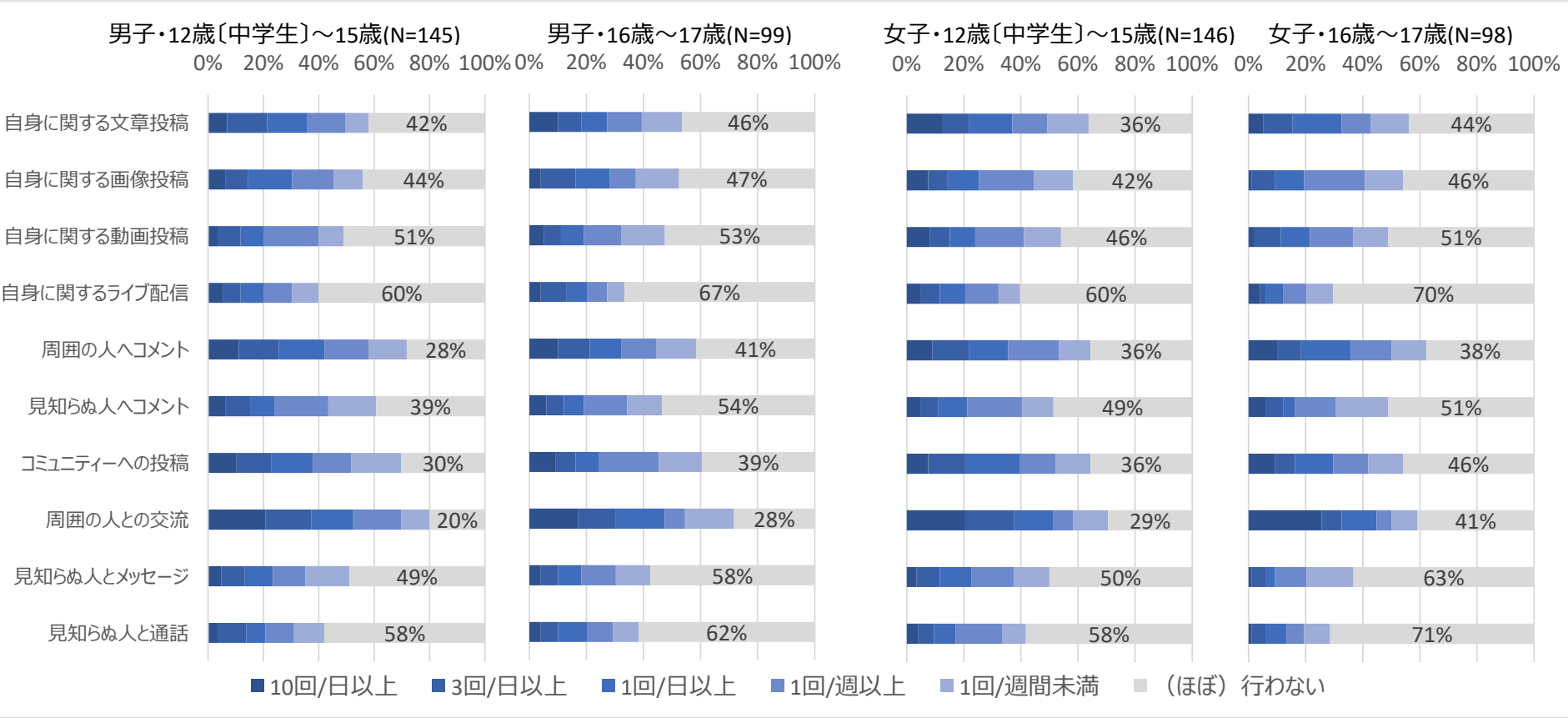


(注) * 「メッセージアプリ」：メッセージアプリは基本的に情報発信には用いず、見知らぬ人との交流も他サービス経由のものが多いと考えられるため本設問の調査対象外とした。
出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇情報発信/他者交流頻度（動画・性年齢別）

- ・ 高校生よりも中学生が、情報発信/他者交流の行為者率・頻度が高い傾向にある。
- ・ 女子よりも男子の方が、見知らぬ人との交流（メッセージや通話）の行為者率・頻度が高い傾向にある。

Q5 動画共有アプリにて情報発信を行う頻度として当てはまると思うものをお選びください。 ※利用者のみ回答 ※単一回答

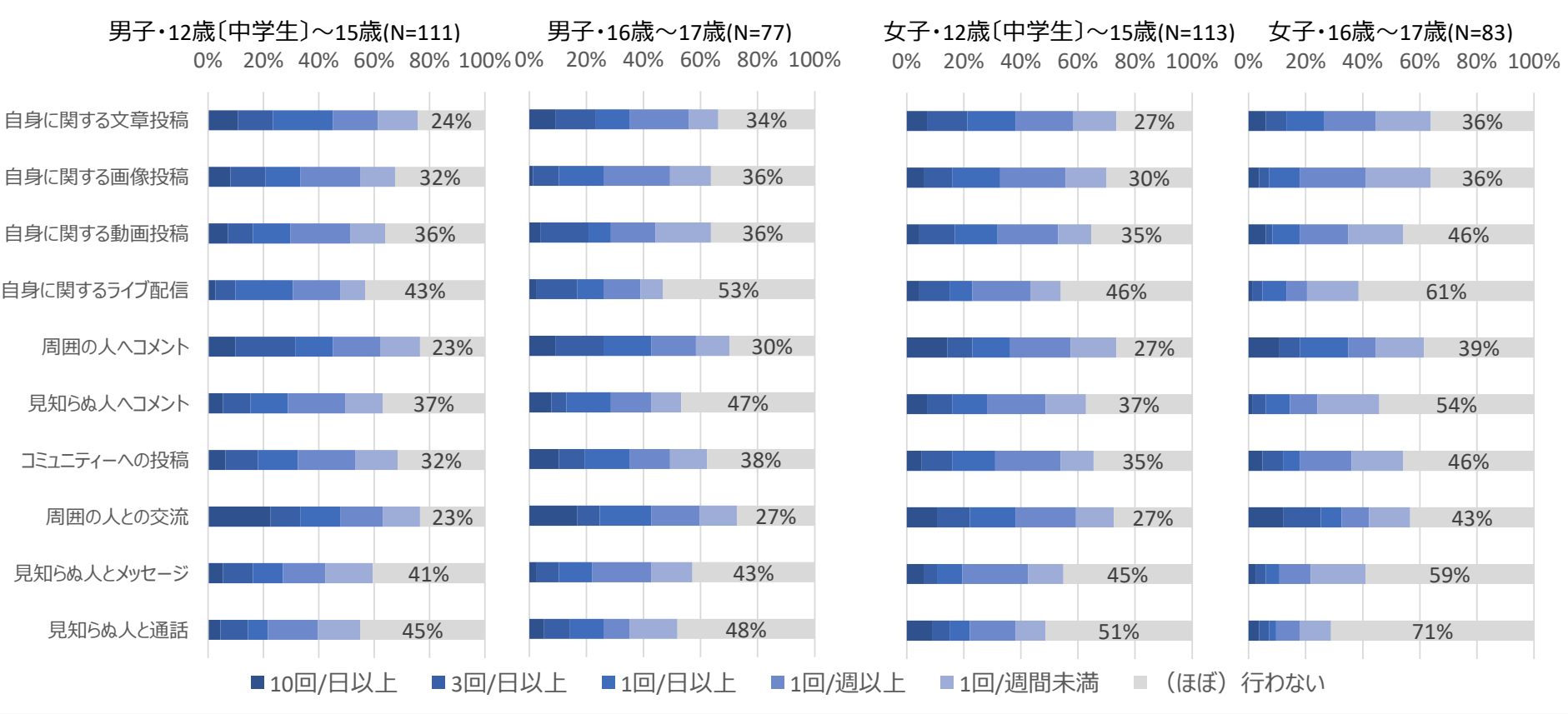


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇情報発信/他者交流頻度（SNS・性年齢別）

- ・ 高校生よりも中学生が、情報発信/他者交流の行為者率・頻度が高い傾向にある。
- ・ 女子よりも男子の方が、見知らぬ人との交流（メッセージや通話）の行為者率・頻度が高い傾向にある。

Q6 SNSアプリにて情報発信を行う頻度として当てはまると思うものをお選びください。 ※利用者のみ回答 ※単一回答

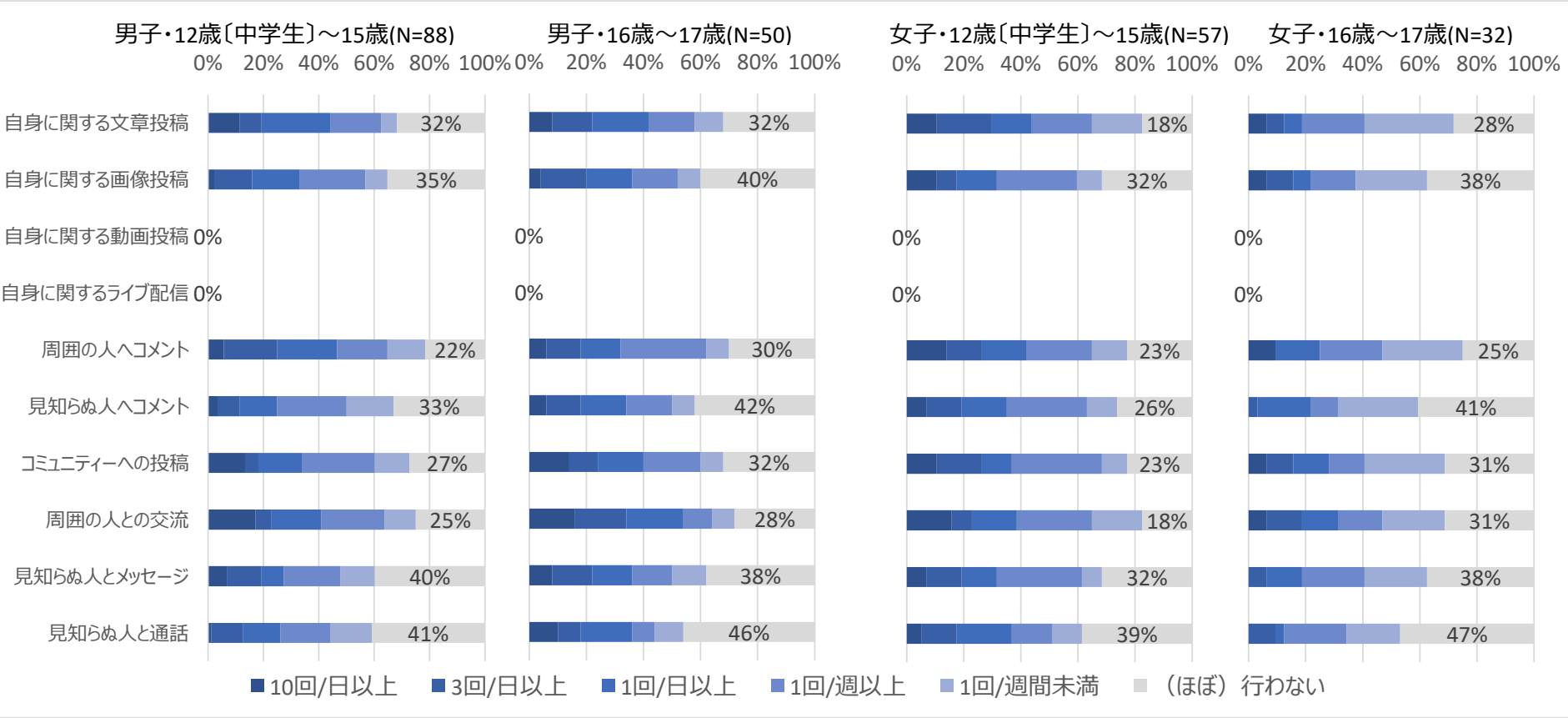


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇情報発信/他者交流頻度（ゲーム・性年齢別）

- ・ 高校生よりも中学生が、情報発信/他者交流の行為者率・頻度が高い傾向にある。
- ・ ゲームに関しては、見知らぬ人との交流（メッセージや通話）の行為者率・頻度に男女差の傾向はほぼ見られない。

Q7 ゲームアプリにて情報発信を行う頻度として当てはまると思うものをお選びください。 ※利用者のみ回答 ※単一回答

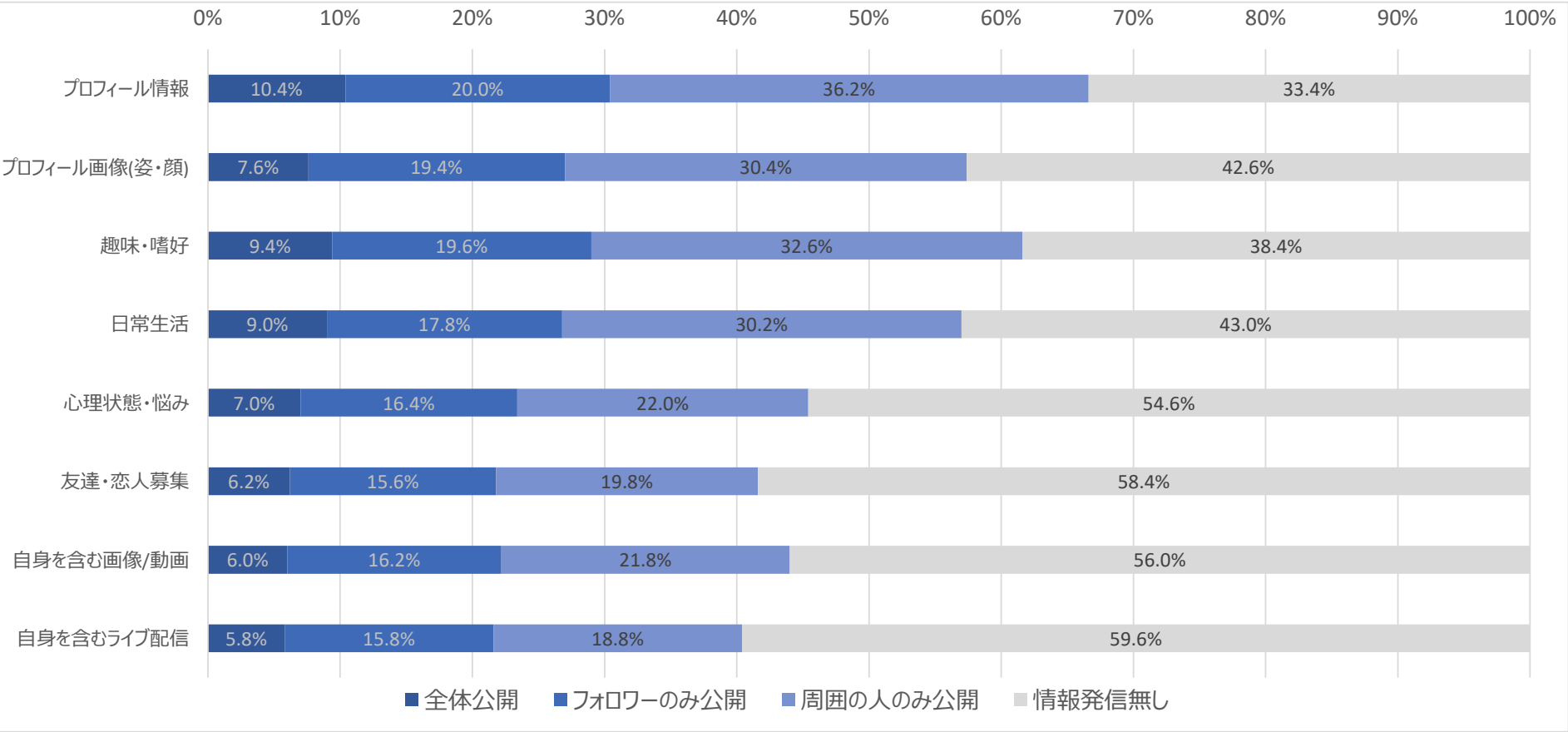


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇自身の情報の発信範囲

- プロフィール、趣味・嗜好、日常生活については約3割が外部に、約1割が全体に公開している。
- 心理状態・悩み、友達・恋人募集、自身を含むコンテンツ投稿については、約2割が外部に、5%～7%が全体公開。

Q8 ご自身の情報の共有・発信の範囲として当てはまると思うものをお選びください。 ※単一回答

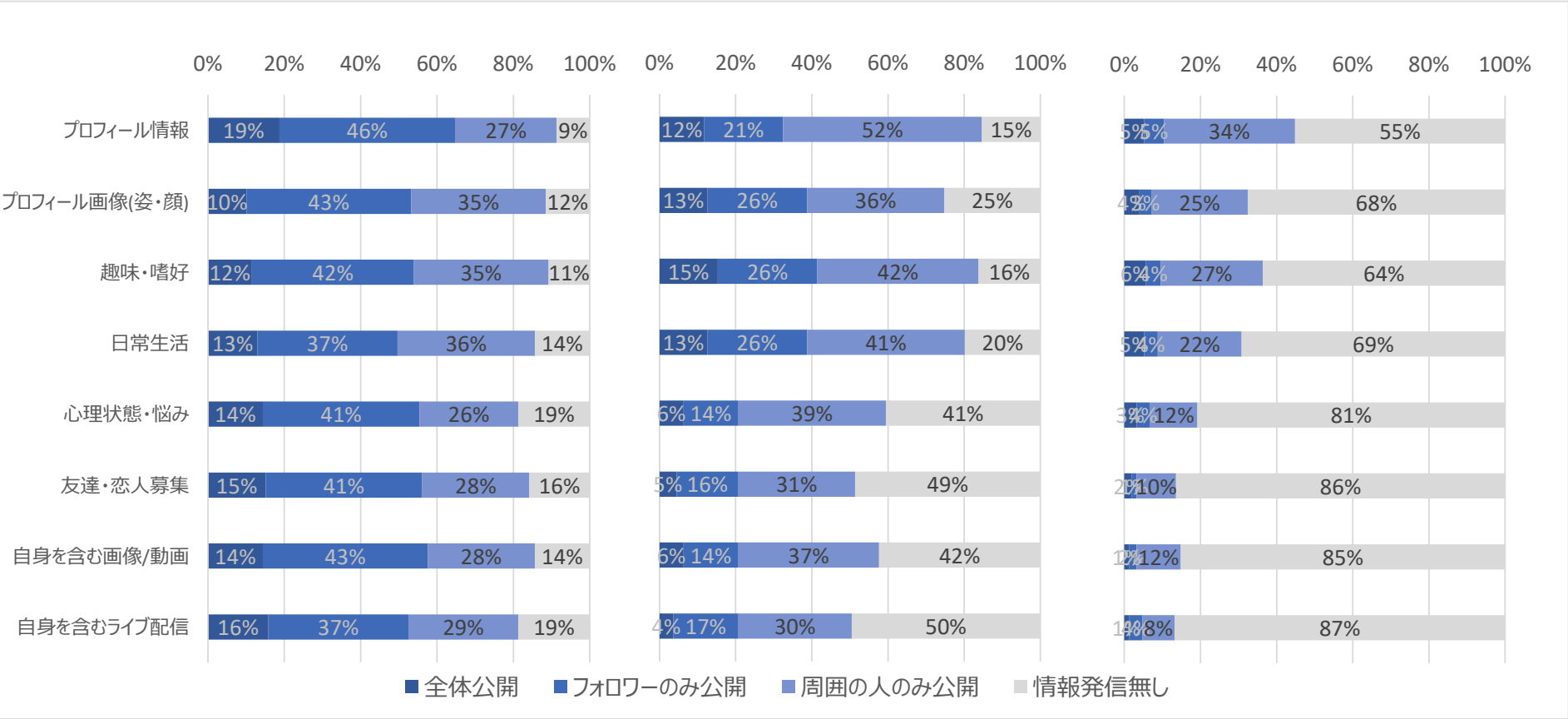


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇自身の情報の発信範囲（性年齢別）

- 女子よりも男子の方が、高校生よりも中学生の方が情報発信している割合や外部発信している割合が高い。
- 特に男子中学生は他セグメントよりも、情報の発信範囲が広く、全体公開している割合も高い（1.5倍程度）。

Q8 ご自身の情報の共有・発信の範囲として当てはまると思うものをお選びください。 ※単一回答

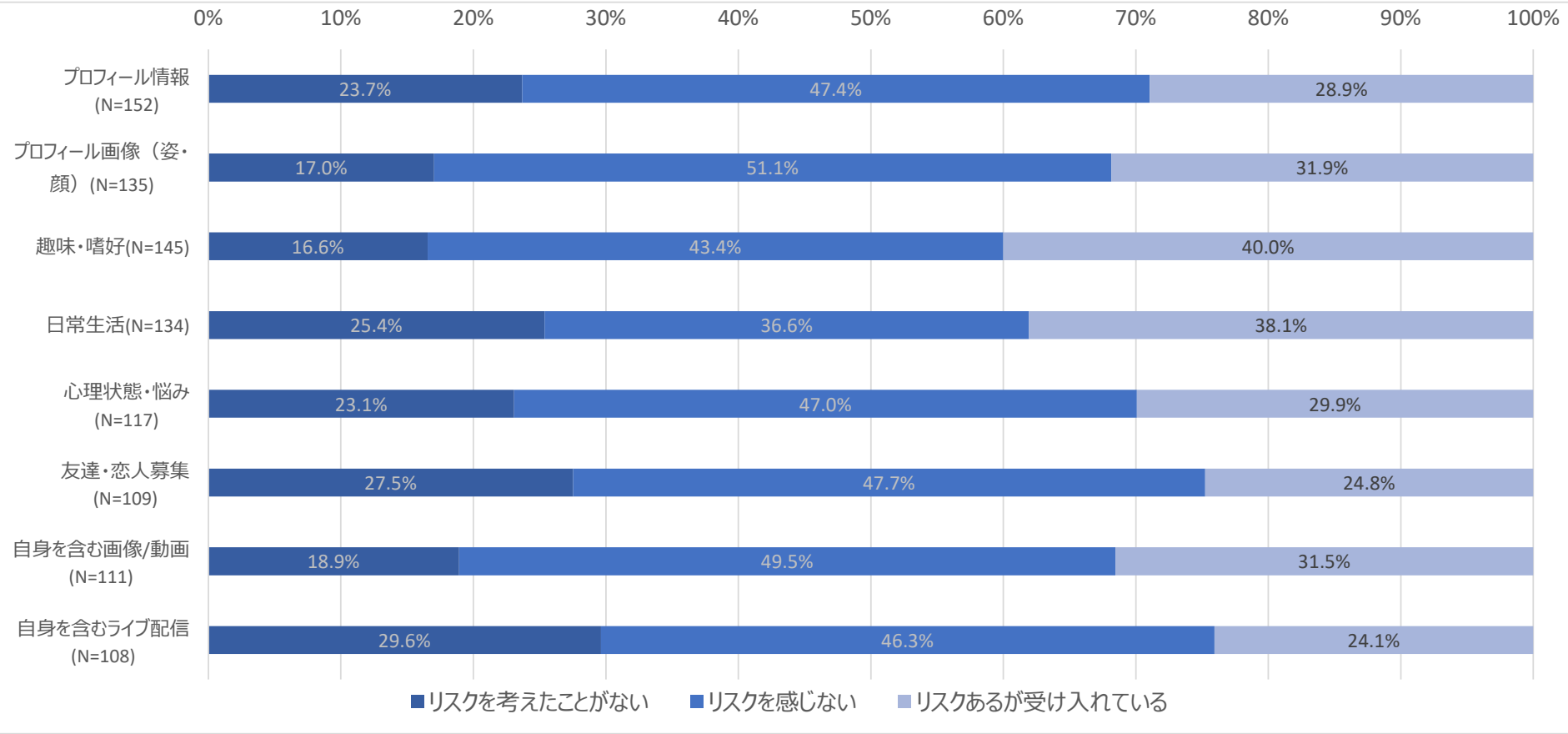


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇情報発信リスクに対する認識

- 全体公開/見知らぬ人も含むフォロワーへの情報発信を行っているサンプルは、6割～7割が不適切利用や悪用のリスクを考えたことがない、またはリスクを感じていない。

Q9 外部に公開・発信している情報の悪用リスクとして当てはまると思うものをお選びください。 ※外部発信者のみ対象 ※単一回答

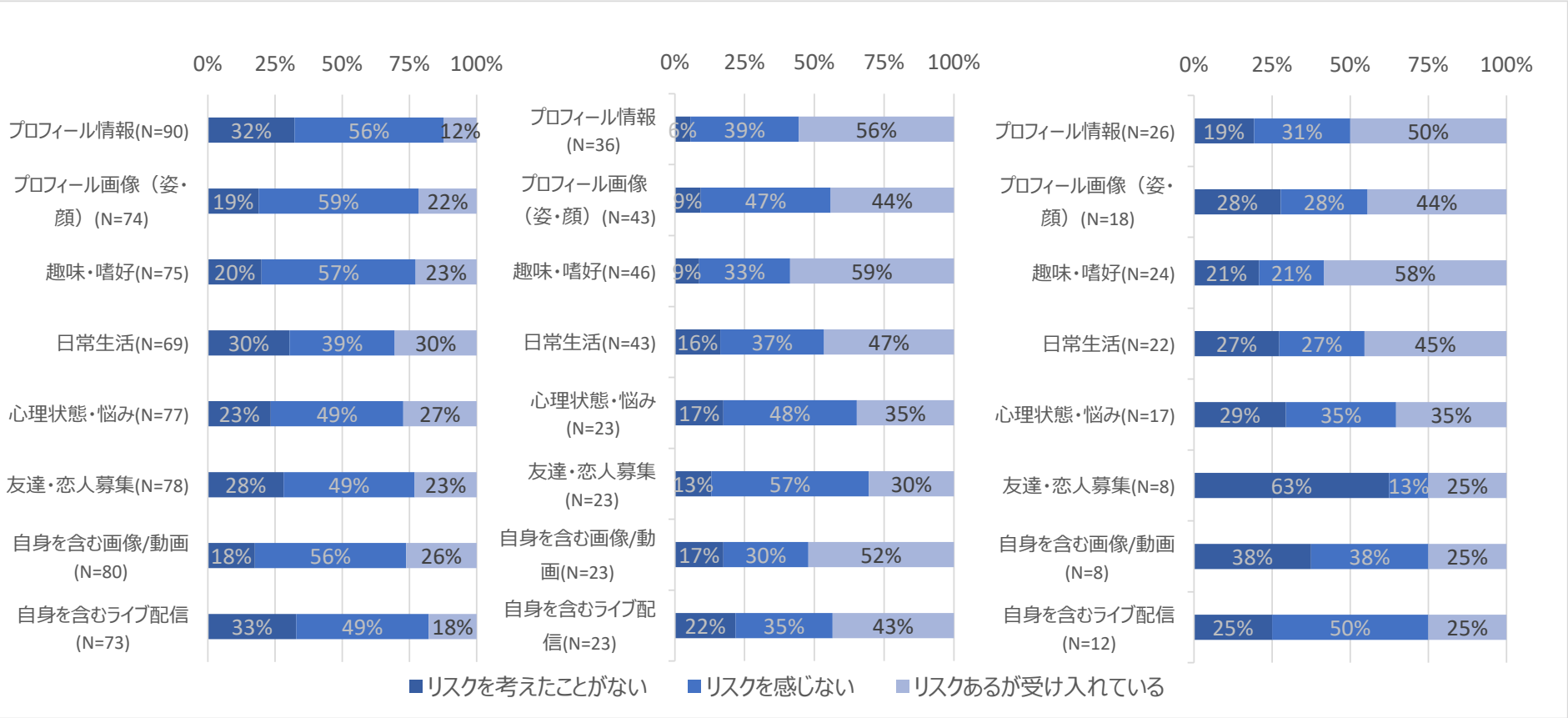


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇情報発信リスクに対する認識（性年齢別）

- 情報発信を外部に行っている中学生は高校生よりも情報発信リスク自体を考えたことがない割合が高い。
- 特に女子高校生は、趣味・嗜好や日常生活、心理状態・悩みの発信について、リスクと思いながらも発信している。

Q9 外部に公開・発信している情報の悪用リスクとして当てはまると思うものをお選びください。 ※外部発信者のみ対象 ※単一回答

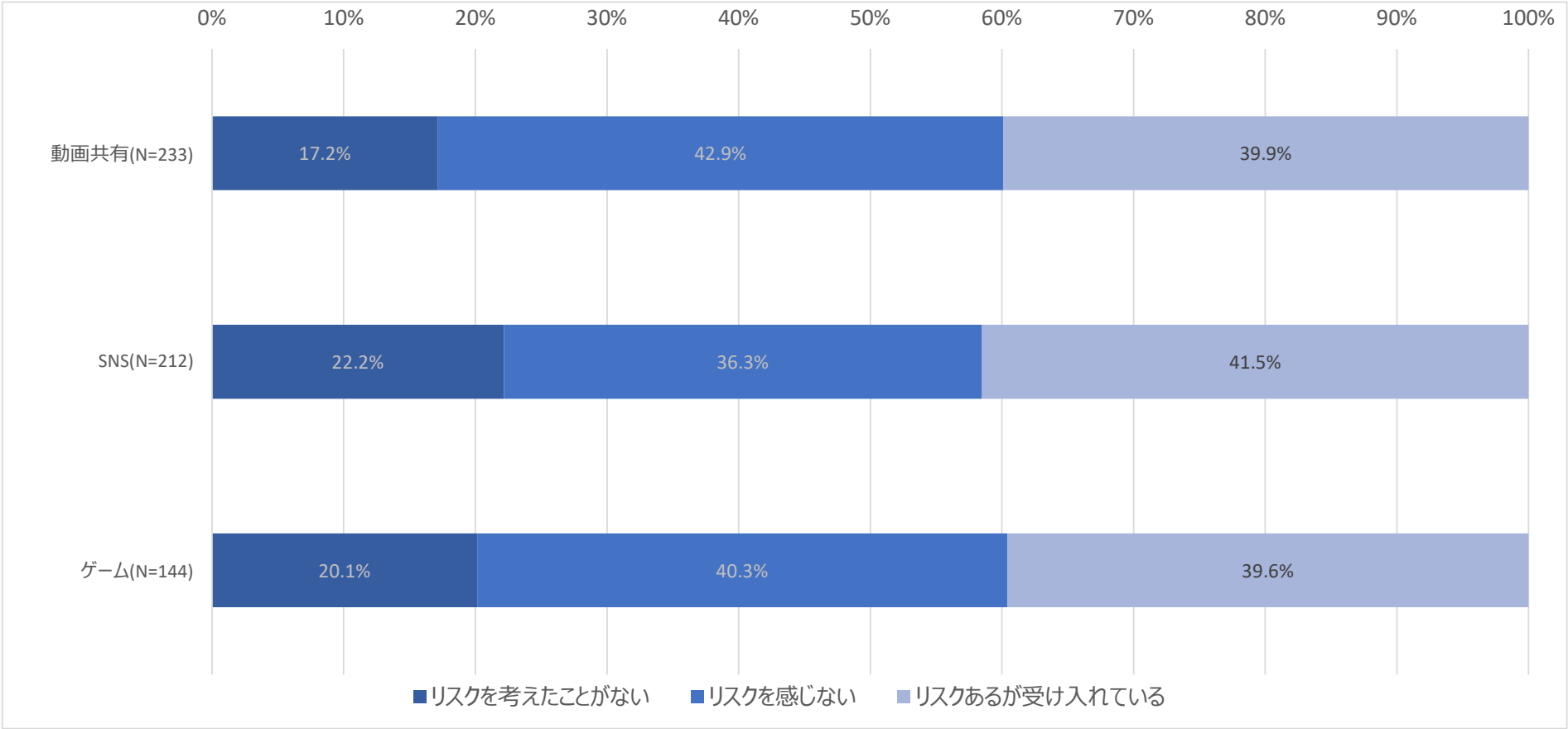


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇1対1交流リスクに対する認識

- 見知らぬ人との交流（メッセージ又は通話）を行っているサンプルは、ジャンルを問わずその約6割が不適切利用や悪用のリスクを考えたことがない、またはリスクを感じていない。

Q11 見知らぬ人との1対1の交流の悪用リスクとして当てはまると思うものをお選びください。 ※見知らぬ人との1対1交流者のみ対象※単一回答



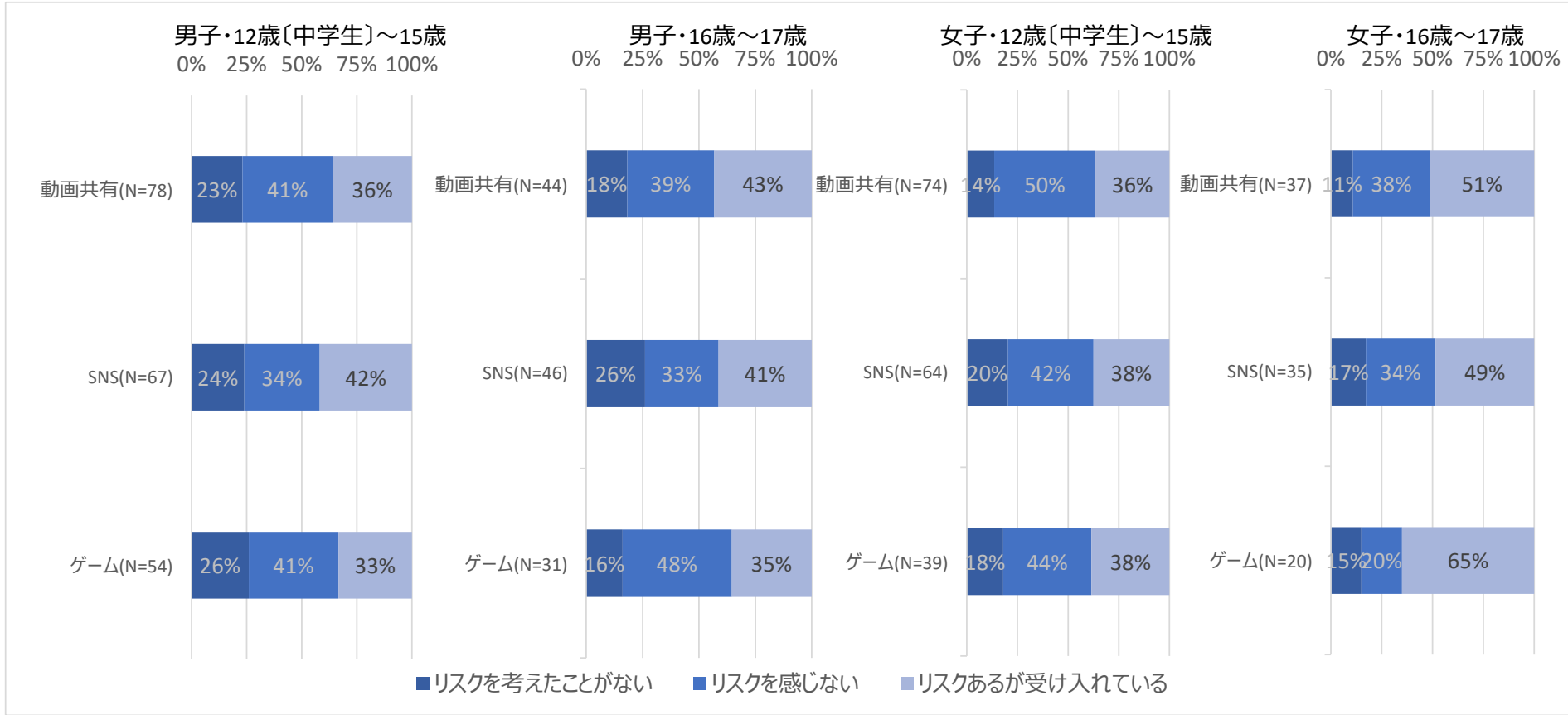
出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇ 1対1交流リスクに対する認識（性年齢別）

- 見知らぬ人との交流を行っている中学生は高校生よりも情報発信リスク自体を考えたことがない割合が高い。
- 特に女子高校生は、ゲームにおける交流について、リスクと思いながらも発信している。

ー ただし、サンプル数が限定的であることには留意が必要。

Q11 見知らぬ人との1対1の交流の悪用リスクとして当てはまると思うものをお選びください。 ※見知らぬ人との1対1交流者のみ対象※単一回答

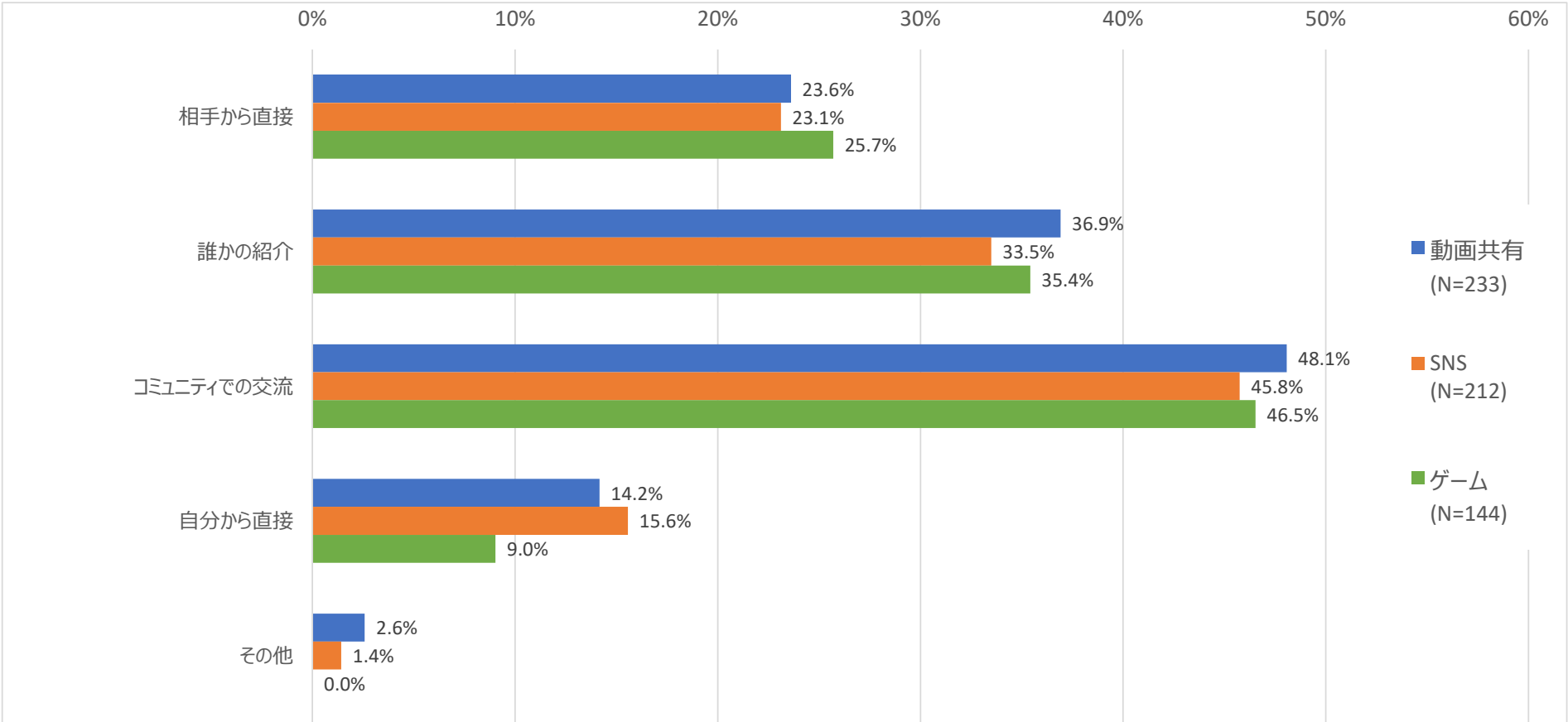


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇見知らぬ人との1対1交流のきっかけ

- 見知らぬ人との1対1交流のきっかけとしては、コミュニティにおける交流が最も多く（約5割）、次いで誰かの紹介（約35%）、相手から直接（約25%）となった。
- 動画共有・SNSはゲームよりも自分から直接連絡を始める割合が若干高かった。

Q10 見知らぬ人との1対1の交流のきっかけとして当てはまると思うものを全てお選びください。※見知らぬ人との1対1交流者のみ回答 ※複数回答

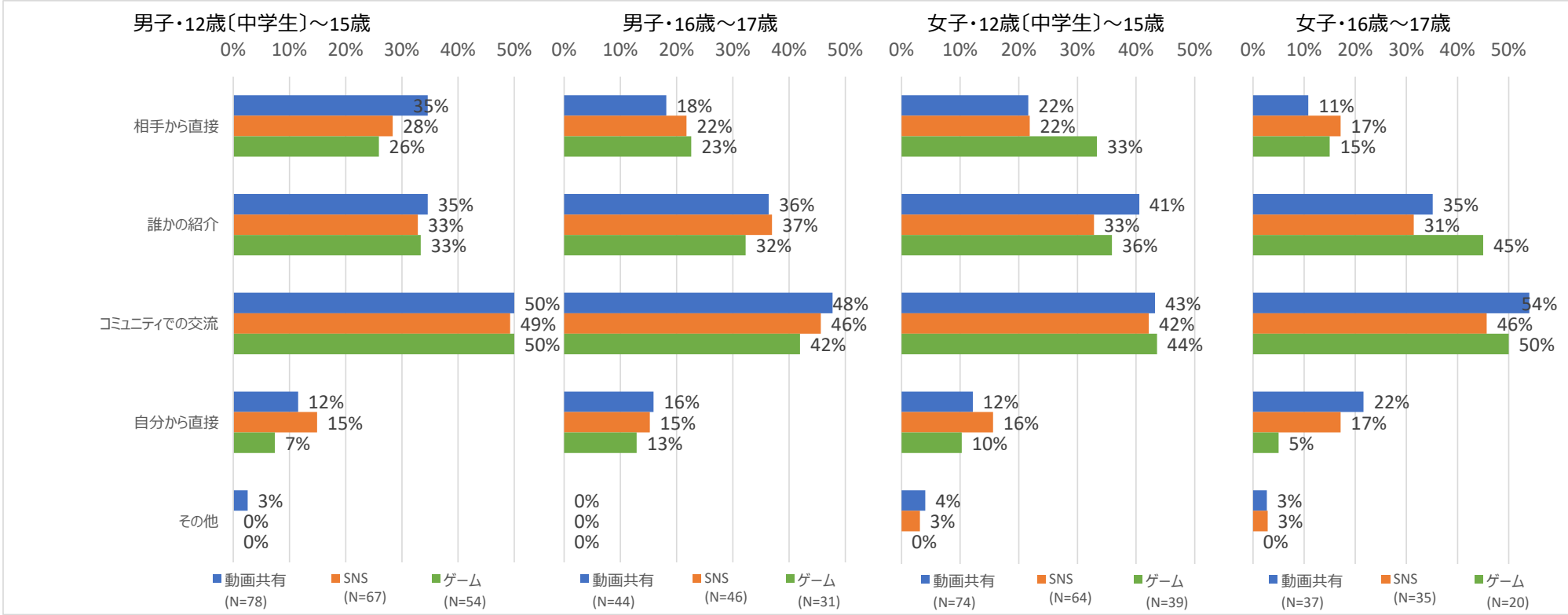


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇見知らぬ人との1対1交流のきっかけ（性年齢別）

- ・ コミュニティーにおける交流や誰かの紹介が多いことは共通であるが、中学生は相手からの直接連絡、高校生は自分からの連絡をきっかけに始めていることが比較的多い。
- ・ 高校生、特に女子高校生は、相手からの直接連絡をきっかけに交流を行うことが他よりも少なく、警戒心が強いと考えられる。

Q10 見知らぬ人との1対1の交流のきっかけとして当てはまると思うものを全てお選びください。※見知らぬ人との1対1交流者のみ回答 ※複数回答

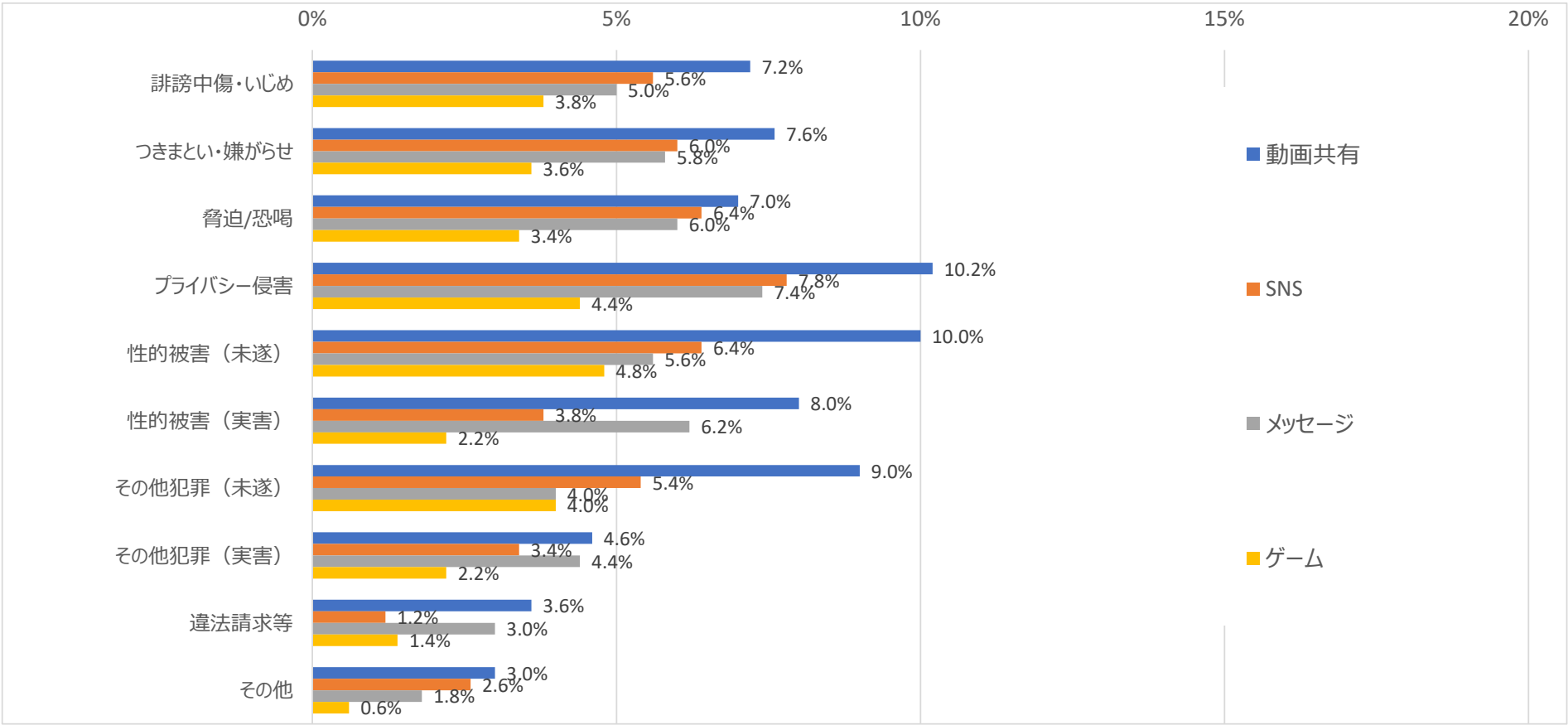


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇ 遭遇トラブル（対見知らぬ個人・ジャンル別・全体遭遇率）

- ・ 見知らぬ個人との遭遇トラブルについて、動画共有アプリでの遭遇率が総じて高い。
- ・ 性的被害はSNS・メッセージアプリでの遭遇率が高い（特に実害はメッセージアプリにて遭遇）。

Q12/14/16/18 （各ジャンルで、見知らぬ個人と）実際に遭遇したトラブルを全てお選びください。 ※非利用者含む全体ベース(N=500) ※複数回答

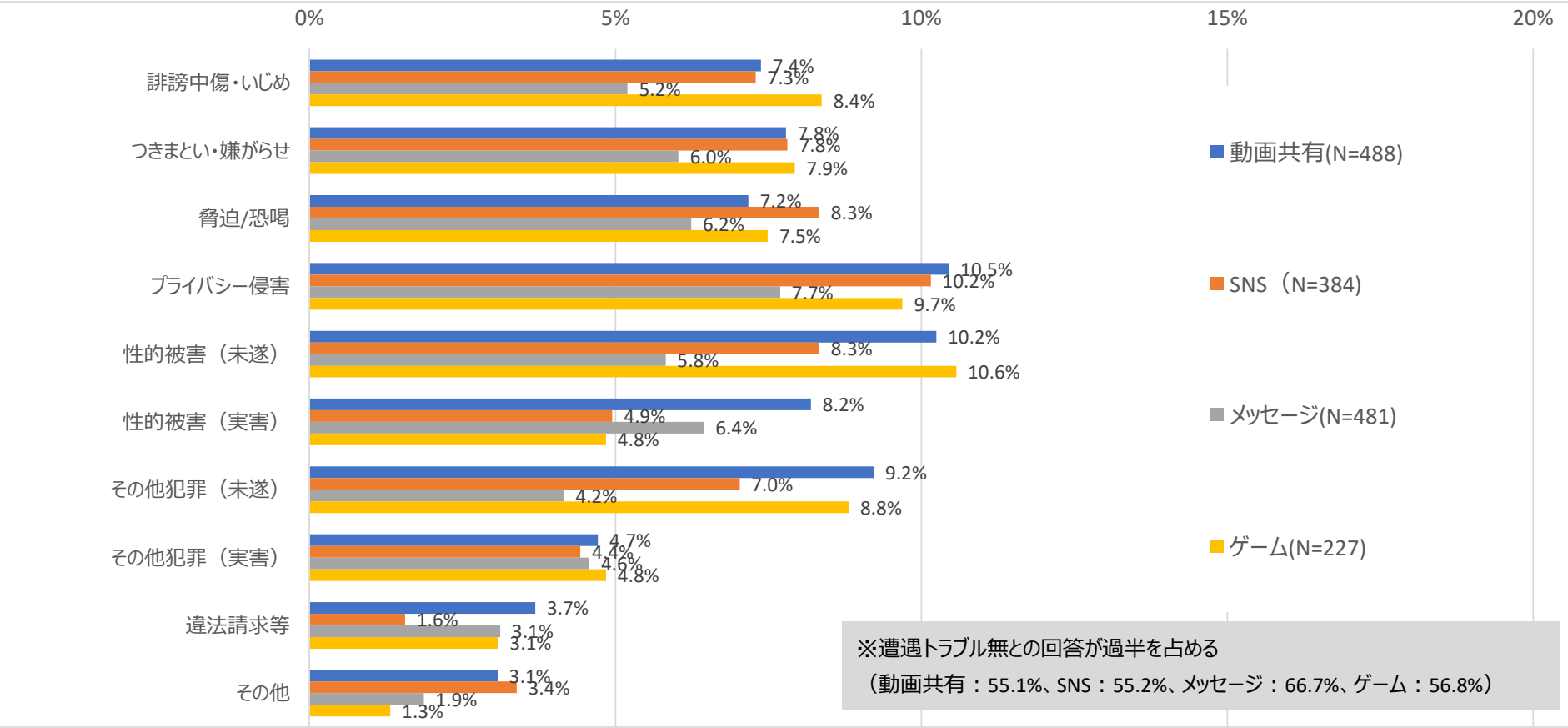


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇ 遭遇トラブル（対見知らぬ個人・ジャンル別・利用者遭遇率）

- 見知らぬ個人との遭遇トラブルについて、利用者の中の遭遇率としては、ゲームアプリの遭遇率が他よりも高く、特に性的被害やその他犯罪についてのトラブルに巻き込まれそうになった経験がある人が多い。

Q12/14/16/18 （各ジャンルで、見知らぬ個人と）実際に遭遇したトラブルを全てお選びください。※利用者のみ回答 ※複数回答

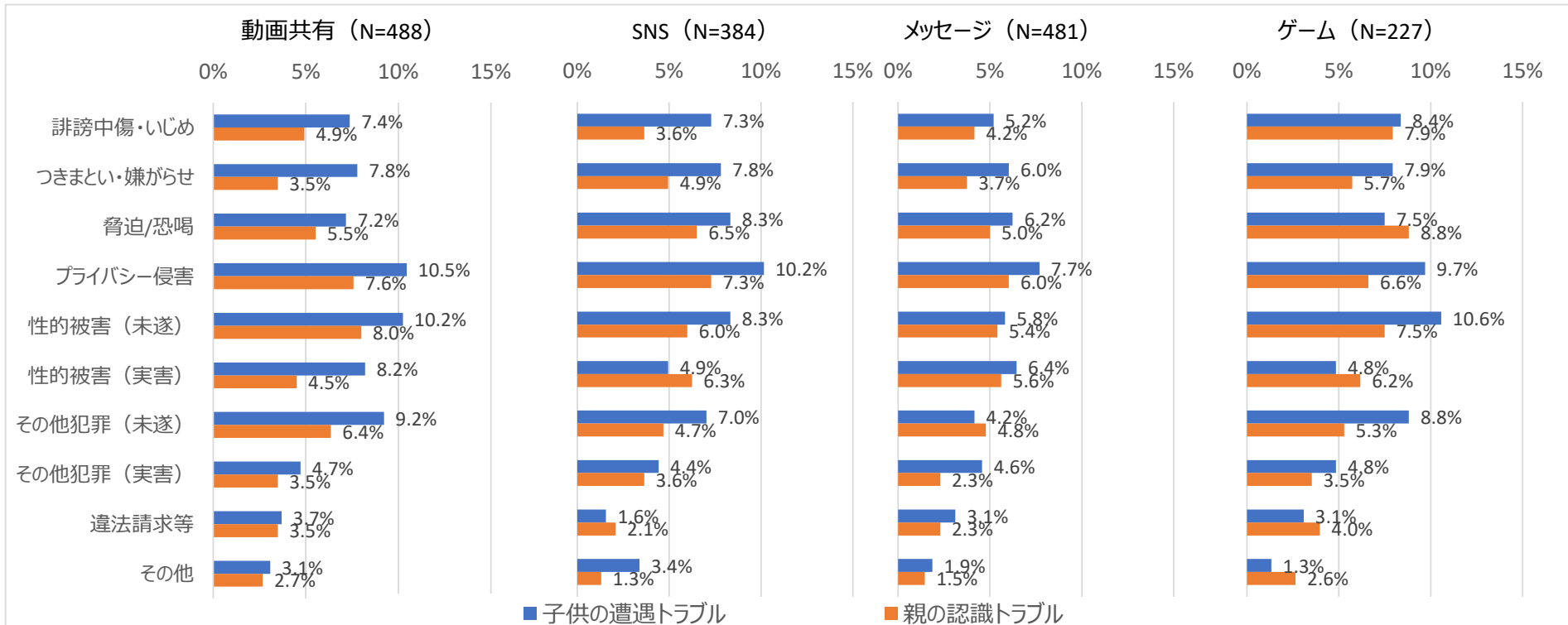


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇ 遭遇トラブルの親子認識の比較

- ・ 子どもの見知らぬ個人との遭遇トラブルは親は総じて認識しきれていない傾向にある。
- ・ 特に重大なトラブル（プライバシー、性的被害、その他犯罪関連）では顕著である。
- ・ なお、一部では親としてはトラブルがあったと認識しているが、子どもはトラブルと捉えていない場合もあると考えられる。

ー ゲームアプリにおける誹謗中傷、脅迫/恐喝、性的被害（実害）、違法請求等、SNSにおける性的被害（実害）
Q12-18/21-27 （各ジャンルで、見知らぬ個人と）実際に遭遇したトラブルを全てお選びください。※利用者/利用者の親のみ回答※複数回答



※遭遇トラブル無との回答が過半を占めるが、親の方が遭遇トラブル無と認識する割合が大きい。
子（動画共有：55.1%、SNS：55.2%、メッセージ：66.7%、ゲーム：56.8%）⇔親（動画共有：63.6%、SNS：52.4%、メッセージ：68.6%、ゲーム：59.9%）

出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇具体トラブル例（自由回答）

- 各ジャンルで誹謗中傷に関する事例が多いものの、つきまとい、性的被害、プライバシー侵害等の事例も確認された。

ジャンル	トラブル種別	トラブルの具体的な内容（※自由回答の中から悪質な事例を抜粋）
動画共有	誹謗中傷・いじめ	コメント欄に誹謗中傷を受けた/怖かった。（多数）
		ゲーム配信で知り合った人から顔写真等の要求に応えたら誹謗中傷にあった。（男子・15歳、1対1交流週1回以上）※親も同様の記載 ダンス動画をアップしたところ、可愛くない等の誹謗中傷を受けた。（女子・14歳、1対1交流無し）
	つきまとい	自宅近くまで突き止められて、付きまとわれた。（男子・15歳、1対1交流週1回以上）※親も同様の記載
	性的被害	明らかにわいせつな文章・写真が送られてきた。（女子・14歳、1対1交流週1回以上） ※親は、「兄弟通じて注意喚起、大きなトラブルに至ってはいない。」と自由回答にて記載しており、認知していない。
	その他犯罪（詐欺等）	動画を見ていたら請求の画面が出てきて、電話番号/年齢/名前を入力してしまい、電話がかかってきた。（男子・15歳、1対1交流無し） ※親も同様の記載（親の電話対応で解決）
		動画共有・ライブ配信アプリで振り込み詐欺に遭いそうになった。（男子・14歳、1対1交流週1回以上）
		動画共有・ライブ配信アプリで見知らぬ人からの詐欺や闇バイトへの勧誘があった。（男子・15歳、1対1交流無し）
	その他	信じていたYouTuberの動画が全てフェイクだった。（女子・16歳、1対1交流週1回以上）
SNS	誹謗中傷・いじめ	コメント等で誹謗中傷を受けた/怖かった。（多数） 友人に悪い噂を広められた。（女子・14歳、1対1交流無し）※親も同様の記載
		執拗にストーカー的な投稿をされた。（女子・15歳、1対1交流週1回以上）※親も同様の記載
	性的被害	住所を特定した等としてわいせつな画像を送らせられた。（女子・17歳、1対1交流週1回以上）※親も同様の記載
	プライバシー侵害	女友達との投稿で撮影した場所を特定されて行動を監視された。（男子・15歳、1対1交流無し）※親も同様の記載 公開した投稿から、住所や行きつけのお店などを特定された。（男子・15歳、1対1交流週1回以上）※親も同様の記載
		信じていたインフルエンサーから怪しい投資話を持ちかけられた。（女子・16歳、1対1交流週1回以上）
	その他犯罪（詐欺等）	お金が簡単に儲かるという人が現れて、騙されそうになった。（男子・15歳、1対1交流週1回以上）
メッセージ	誹謗中傷・いじめ	クラス等の接点のある人とのグループチャットにおいてトラブルが発生した。（多数） ※自分/家族の画像を勝手に送られた/パスワード公開されそうに/暴言を吐かれた/いじめが発生/ゲーム関連の揉め事等
		知らないアカウントから、メッセージとわいせつ画像が送られてきた。（男子・15歳、1対1交流無し）
	その他犯罪（詐欺等）	投資を持ちかけるグループチャットに入れられていた。（女子・14歳、1対1交流週1回以上） 知り合った女の子から金銭の要求があった。（男子・15歳、1対1交流週1回以上）※親も同様の記載
ゲーム	誹謗中傷・いじめ	ゲームに負けたとき/ミスした時にひどくけなされて大きく精神的な被害を受けた。（複数）
		いろんな人とよく口喧嘩になる。（男子・15歳、1対1交流週1回以上）

出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇未成年同士の情報発信等に関するトラブル実態（自由回答）

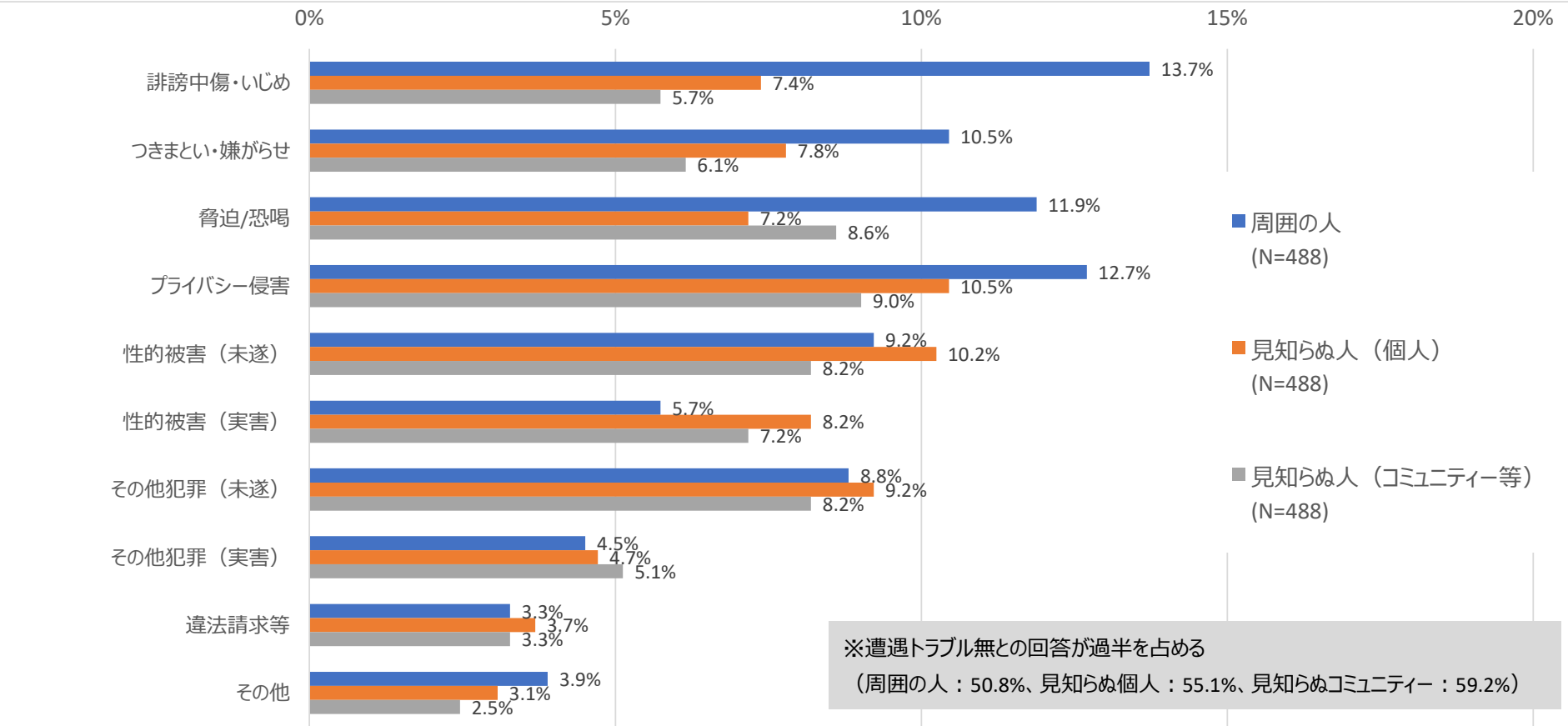
- ・ 未成年が加害者となるトラブルの多くはメッセージアプリを通じて発生している。特にグループチャットでのいじめや、本人が不在のグループでの誹謗中傷が多い。

ジャンル	トラブルの具体的な内容
動画共有	・ ゲームの配信中に知り合った女の子から顔写真等の要求があり、送ったら誹謗中傷があった。（男子・15歳、1対1交流週1回以上） ・ 友達からの遊びの誘いを断ったら、動画共有アプリで名指して文句を投稿された。（女子・14歳、交流週1未満） ※親は「友人から文句のような投稿をされ、本人がかなり傷付いていた。相手の親に事実を伝えて投稿は削除させた」と回答
メッセージ	・ 特定の嫌なやつ文句を言うグループチャットを作っていたのが本人にバレた。（男子・14歳、1対1交流無し） ・ グループチャットでいじめが起きてしまって傍観するしかなかった。（男子・14歳、1対1交流無し） ・ キライな友達から告白された。友達にも同時に告白していた。（女子・14歳、1対1交流無し） ・ クラスメートから同じ内容のメッセージを繰り返し送りつけられたことがあった。（女子・12歳、1対1交流無し） ・ あまり親しくない友達から急にネズミ講の様な勧誘を執拗にされた。（女子・17歳、交流週1未満） ・ 子供が不適切な投稿をしていると濡れ衣を着せられた。後に言いつけた子がうちの子を陥れようと画策しているチャットが見つかり、学校の先生に相談した。結局その子からの謝罪はなく、もやもやしたものが残った。（女子・15歳、1対1交流無し） ※親の回答 ・ 子どもが他校の子の悪口を言っているという言いがかりをつけられた。本人はその子の名前すら知らなかったようで、何故そんな事を言われるのか混乱していた。（男子・14歳、1対1交流無し） ※親の回答 ・ 娘の友人が画面ロックをしておらずトーク画面が流出。盗み見た友人らのグループ内で拡散され、からかわれたり、嫌がらせを受けた。拡散したグループに削除要請をしたが聞いてもらえず学校の先生に相談。その人たちは先生から指導され画像を削除し娘に謝罪。その後は被害なし。（女子・12歳、交流週1未満） ※親の回答

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇ 遭遇トラブル（動画共有アプリ利用者）

- 動画共有アプリは、周囲の人とのトラブルだけでなく、見知らぬ人（個人/コミュニティ）とのトラブルも起きており、特に性的被害やその他犯罪については相対的に遭遇率が高い。

Q12 動画共有アプリにおいて実際に遭遇したトラブルとして当てはまると思うものを全てお選びください。※利用者のみ回答 ※複数回答

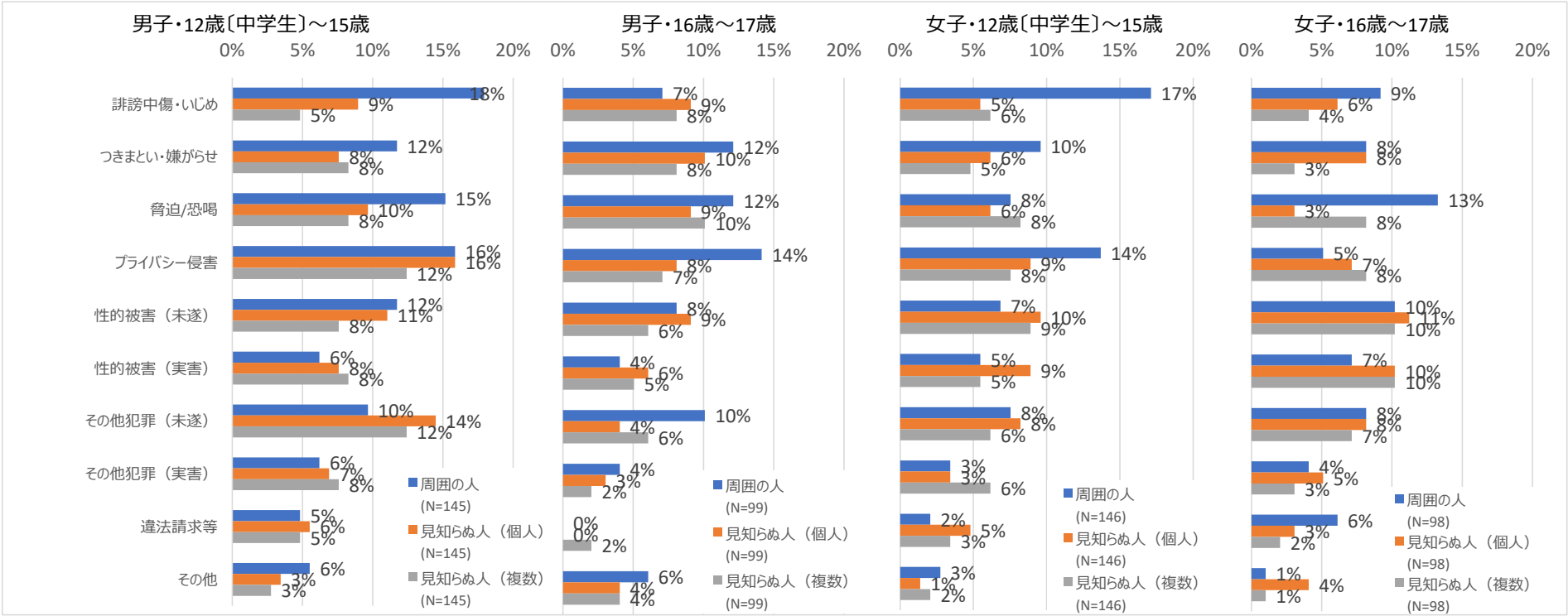


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇ 遭遇トラブル（動画共有アプリ利用者・性年齢別）

- 動画共有アプリでは、周囲の人とのトラブルは中学生の遭遇率が高い。
- 見知らぬ人とのトラブルについて、プライバシー侵害やその他犯罪に男子中学生が、性的被害に女子が比較的多い。

Q12 動画共有アプリにおいて実際に遭遇したトラブルとして当てはまると思うものを全てお選びください。 ※利用者のみ回答 ※複数回答

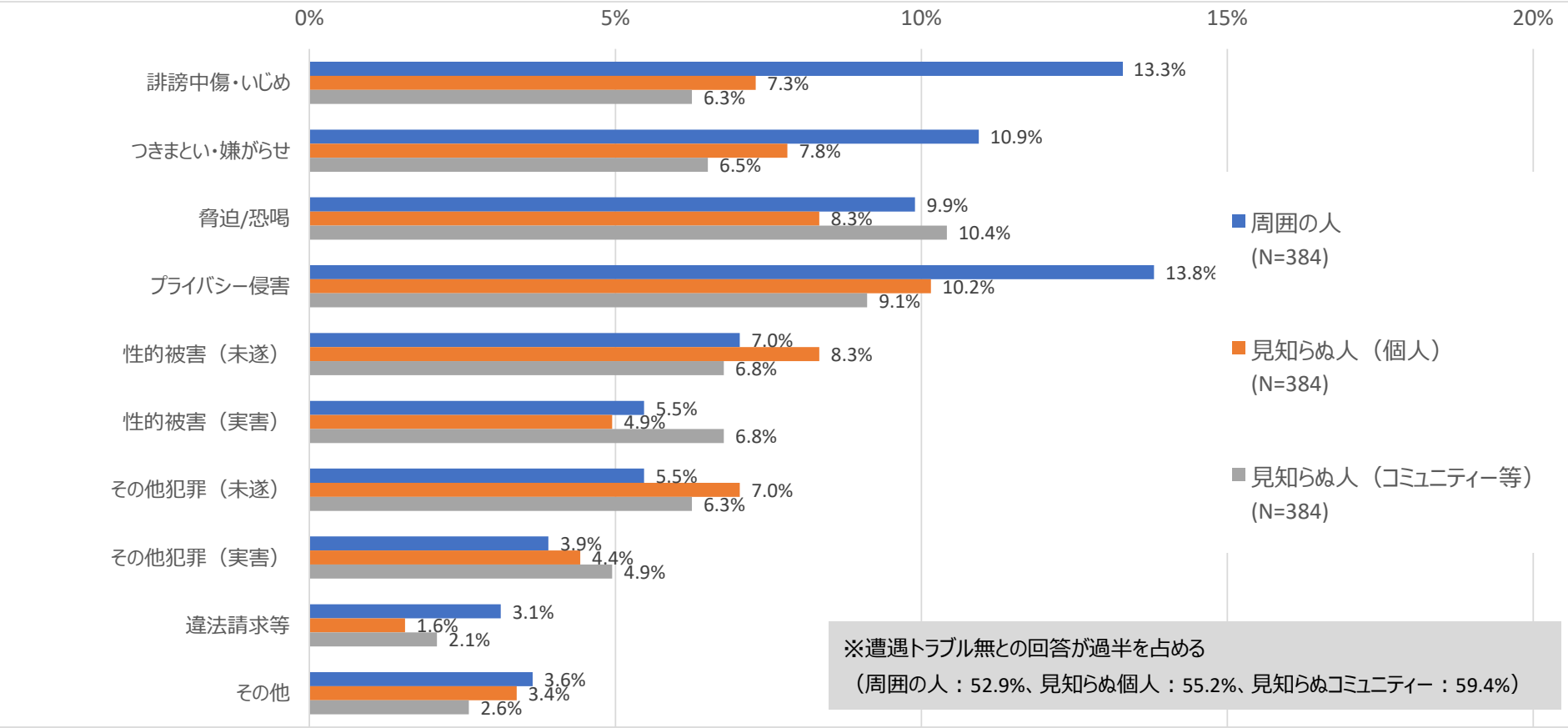


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇ 遭遇トラブル（SNS利用者）

- SNSでは、周囲の人とのトラブルだけでなく、見知らぬ人（個人/コミュニティー）とのトラブルも起きており、特に性的被害やその他犯罪については相対的に遭遇率が高い。

Q14 SNS・マイクロブログアプリにおいて実際に遭遇したトラブルとして当てはまると思うものを全てお選びください。※利用者のみ回答 ※複数回答

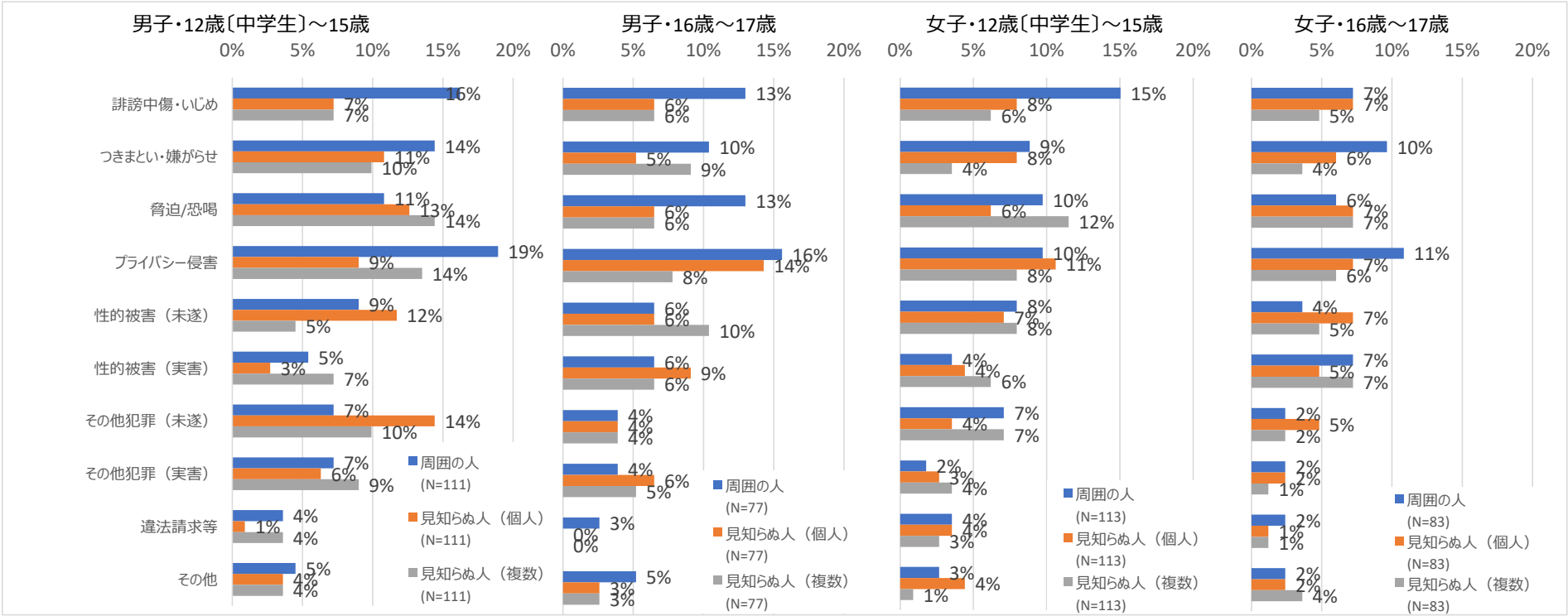


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇ 遭遇トラブル（SNS利用者・性年齢別）

- SNSでは、周囲の人、見知らぬ人に限らず、中学生のトラブル遭遇率が高い傾向（性的被害-実害以外）。
- 見知らぬ人とのトラブルについて、プライバシー侵害やその他犯罪に男子中学生が、性的被害に女子が比較的多い。

Q14 SNS・マイクロブログアプリにおいて実際に遭遇したトラブルとして当てはまると思うものを全てお選びください。 ※利用者のみ回答 ※複数回答

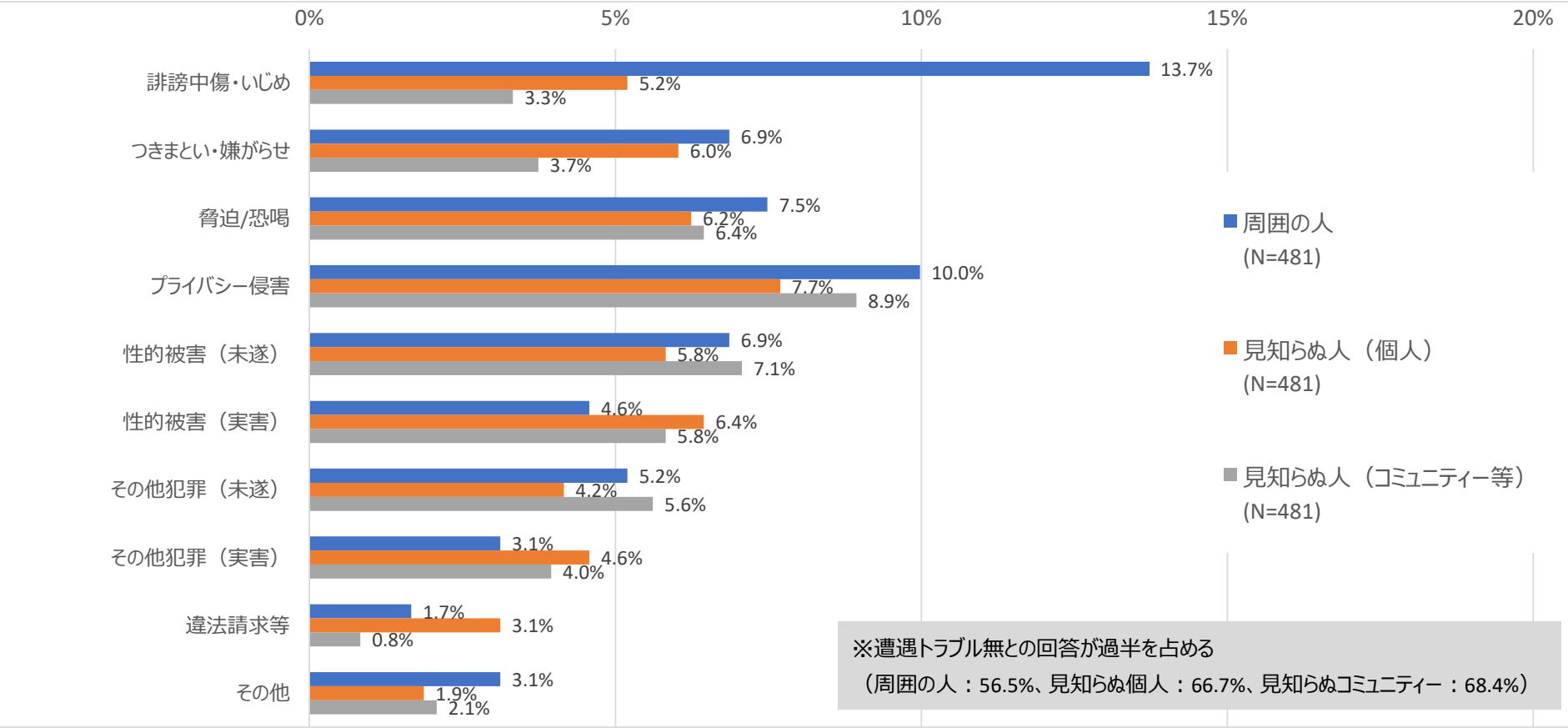


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇ 遭遇トラブル（メッセージアプリ利用者）

- メッセージアプリでは、周囲の人とのトラブルだけでなく、見知らぬ人（個人/コミュニティー）とのトラブルも起きており、特に性的被害やその他犯罪（実害）については遭遇率が相対的に高い。

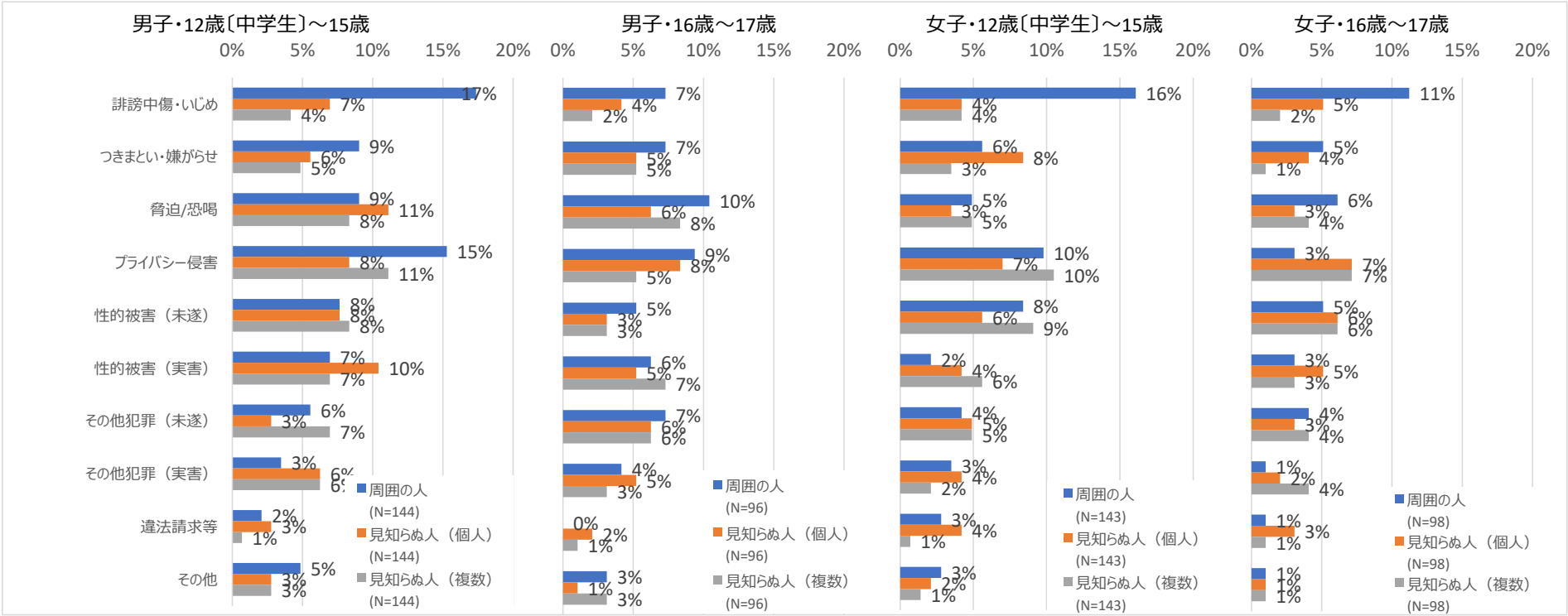
Q16 メッセージアプリにおいて実際に遭遇したトラブルとして当てはまると思うものを全てお選びください。※利用者のみ回答 ※複数回答



アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇ 遭遇トラブル（メッセージアプリ利用者・性年齢別）

- ・メッセージアプリでは、周囲の人、見知らぬ人に限らず、中学生のトラブル遭遇率が高い傾向。
- ・見知らぬ人とのトラブルについて、性的被害に男子中学生が、性的被害（未遂）に女子が比較的多い。

Q16 メッセージアプリにおいて実際に遭遇したトラブルとして当てはまると思うものを全てお選びください。 ※利用者のみ回答 ※複数回答

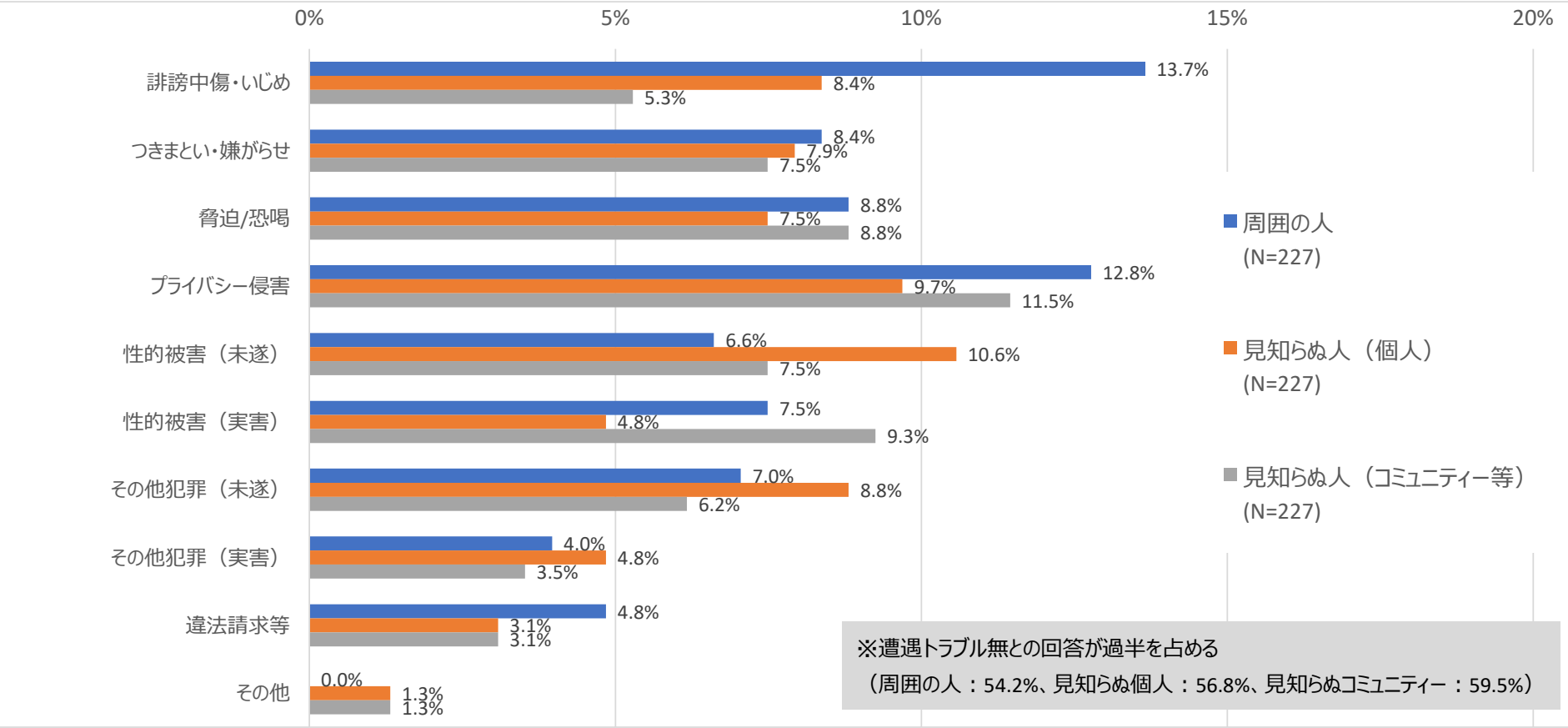


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇ 遭遇トラブル（ゲームアプリ利用者）

- ゲームアプリでは、周囲の人とのトラブルだけでなく、見知らぬ人（個人/コミュニティ）とのトラブルも起きており、特に性的被害やその他犯罪（未遂）については遭遇率が相対的に高い。

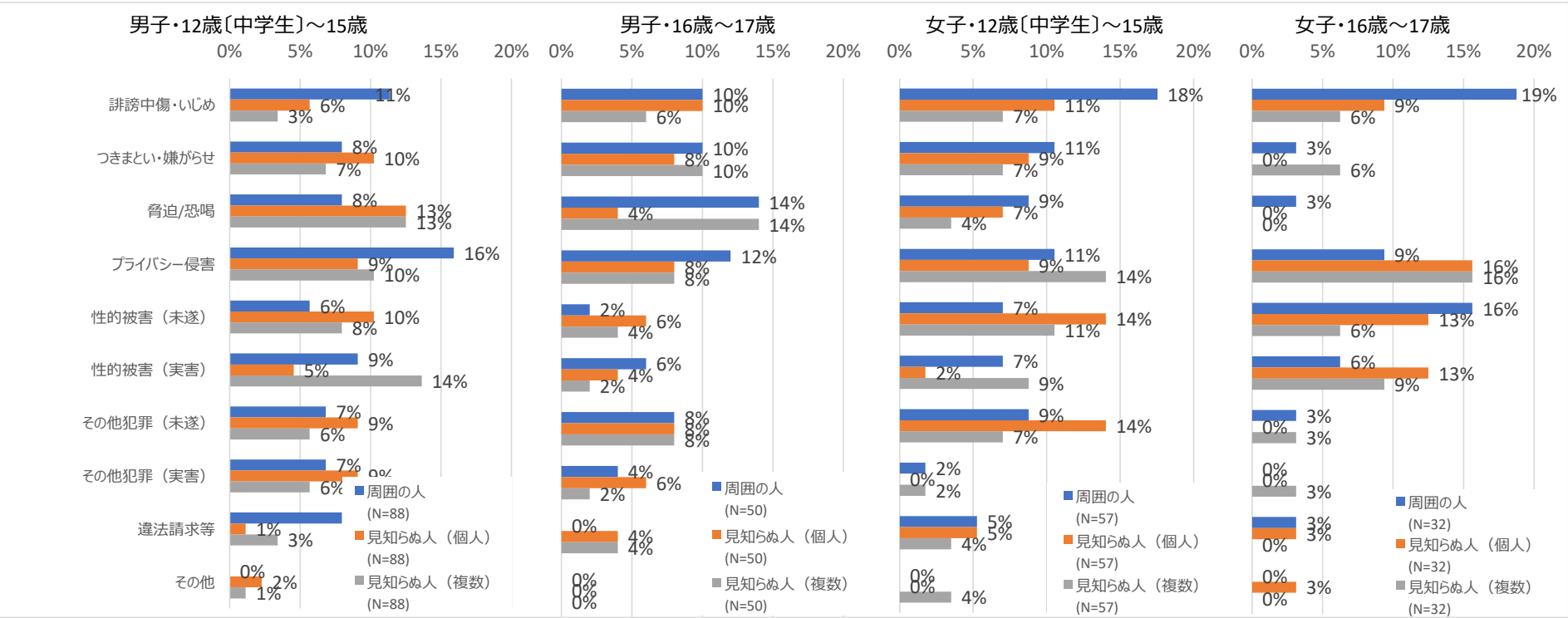
Q18 ゲームアプリにおいて実際に遭遇したトラブルとして当てはまると思うものを全てお選びください。※利用者のみ回答 ※複数回答



アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇ 遭遇トラブル（ゲームアプリ利用者・性年齢別）

- ゲームアプリでは、周囲の人、見知らぬ人に限らず、他ジャンルと異なり**高校生**のトラブル遭遇率が高い傾向。
- 見知らぬ人とのトラブルについて、他犯罪（未遂）に男子中学生が、性的被害（実害）に女子高校生が相対的に多い。

Q18 ゲームアプリにおいて実際に遭遇したトラブルとして当てはまると思うものを全てお選びください。※利用者のみ回答 ※複数回答

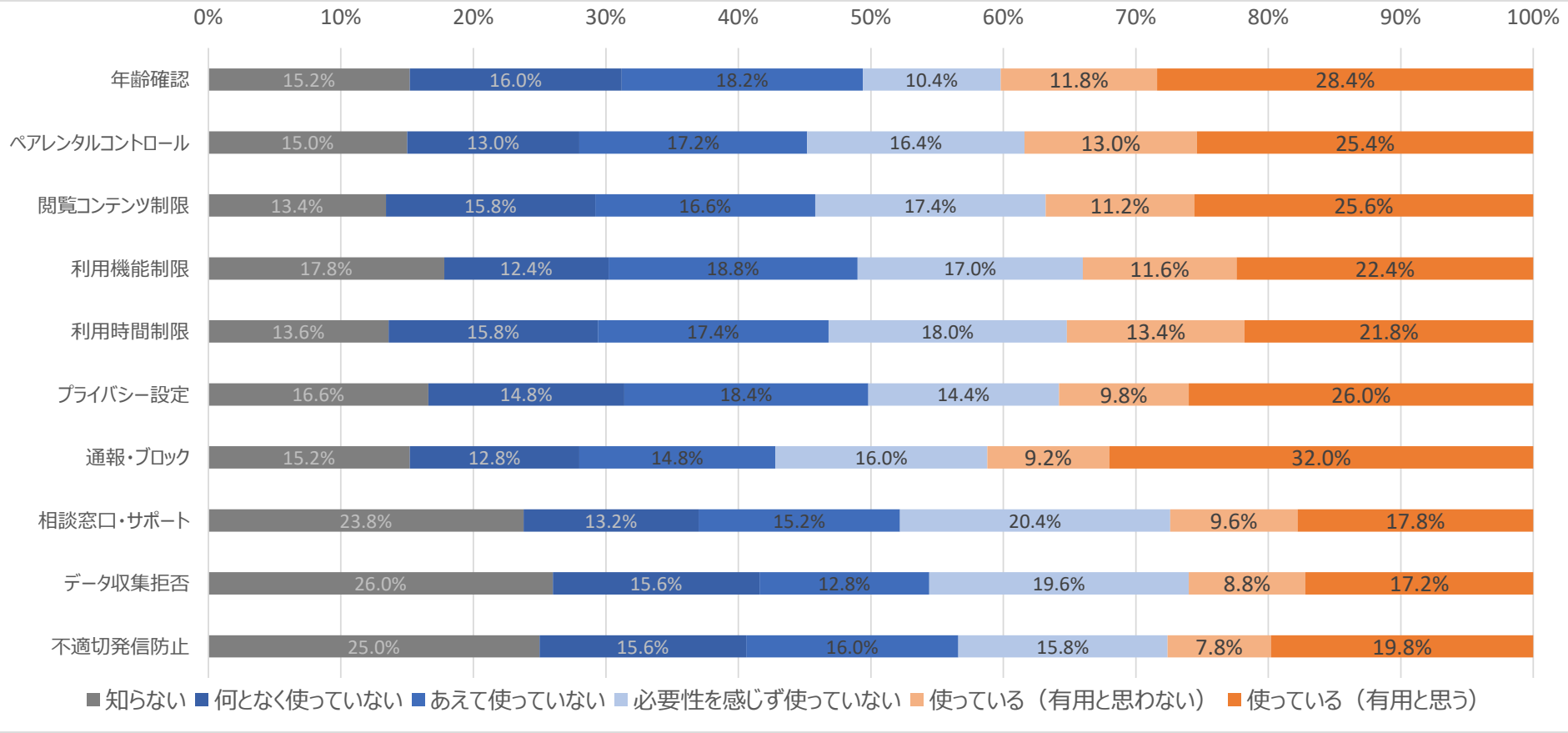


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇ 運営企業保護機能の認知・利用状況

- 広くサービス・アプリの利用者保護機能として、年齢確認やペアレンタルコントロール等の認知度は一定高い（8割以上）が、利用率は4割程度であり、内容を理解した上であえて/必要性を感じず使っていない層も存在（3割程度）。
- 一方で、相談窓口、データ収集拒否、不適切発信防止は認知度が相対的に低く、利用率も低い。

Q20 サービス・アプリ運営事業者の利用者保護機能/サポートの認知・利用状況として当てはまると思うものをお選びください。 ※単一回答

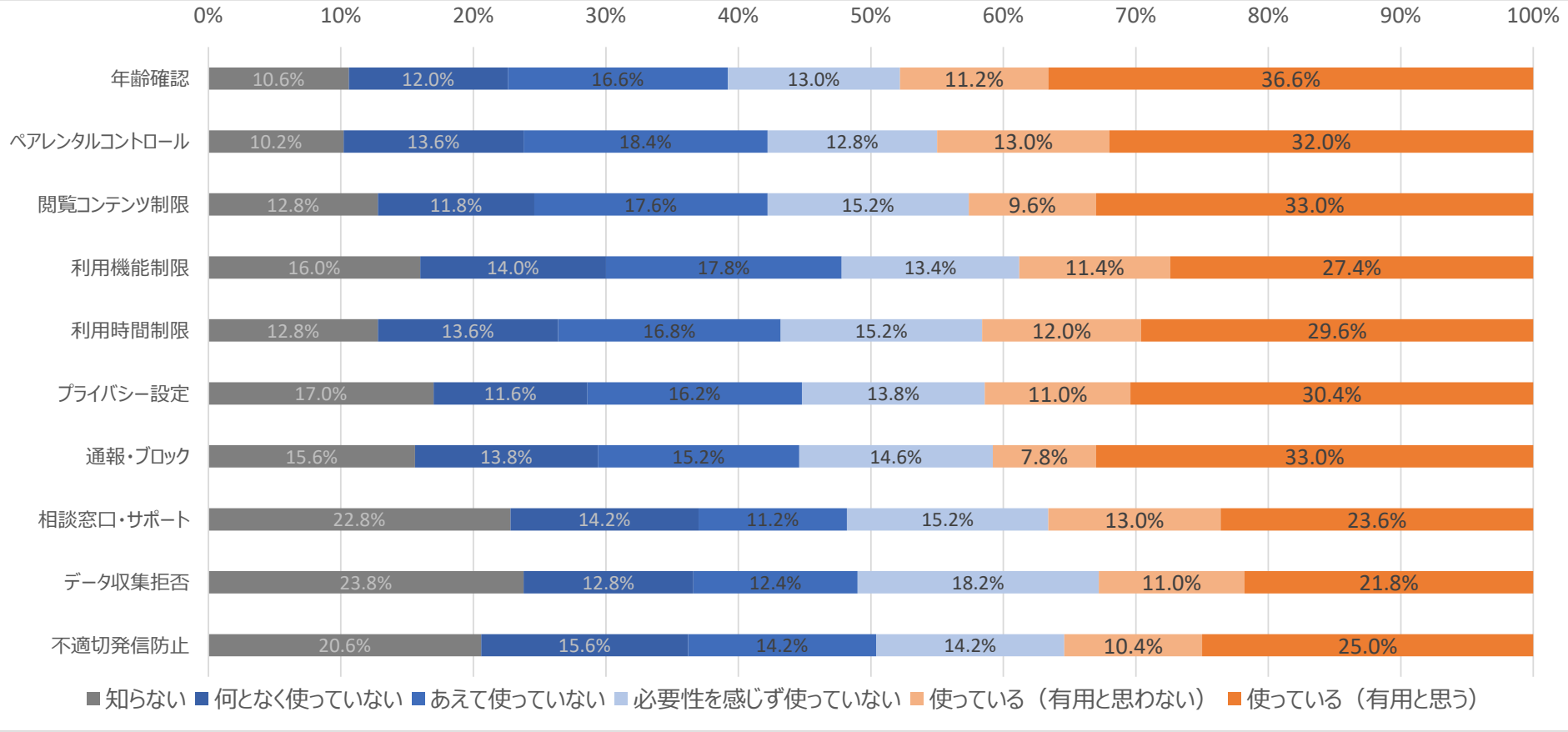


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇ 運営企業保護機能の認知・利用状況（親目線）

- 親は子供よりも保護機能を認知しており、有用と感じて使っていると認識している割合が総じて高い。
 - （ペアレンタルコントロール以外の機能については）親は利用していると認識していても、子どもは実際は使っていないケースも一定数存在すると考えられる。

Q29 サービス・アプリ運営事業者の利用者保護機能/サポートの認知・利用状況として当てはまるものをお選びください。※親の回答※単一回答

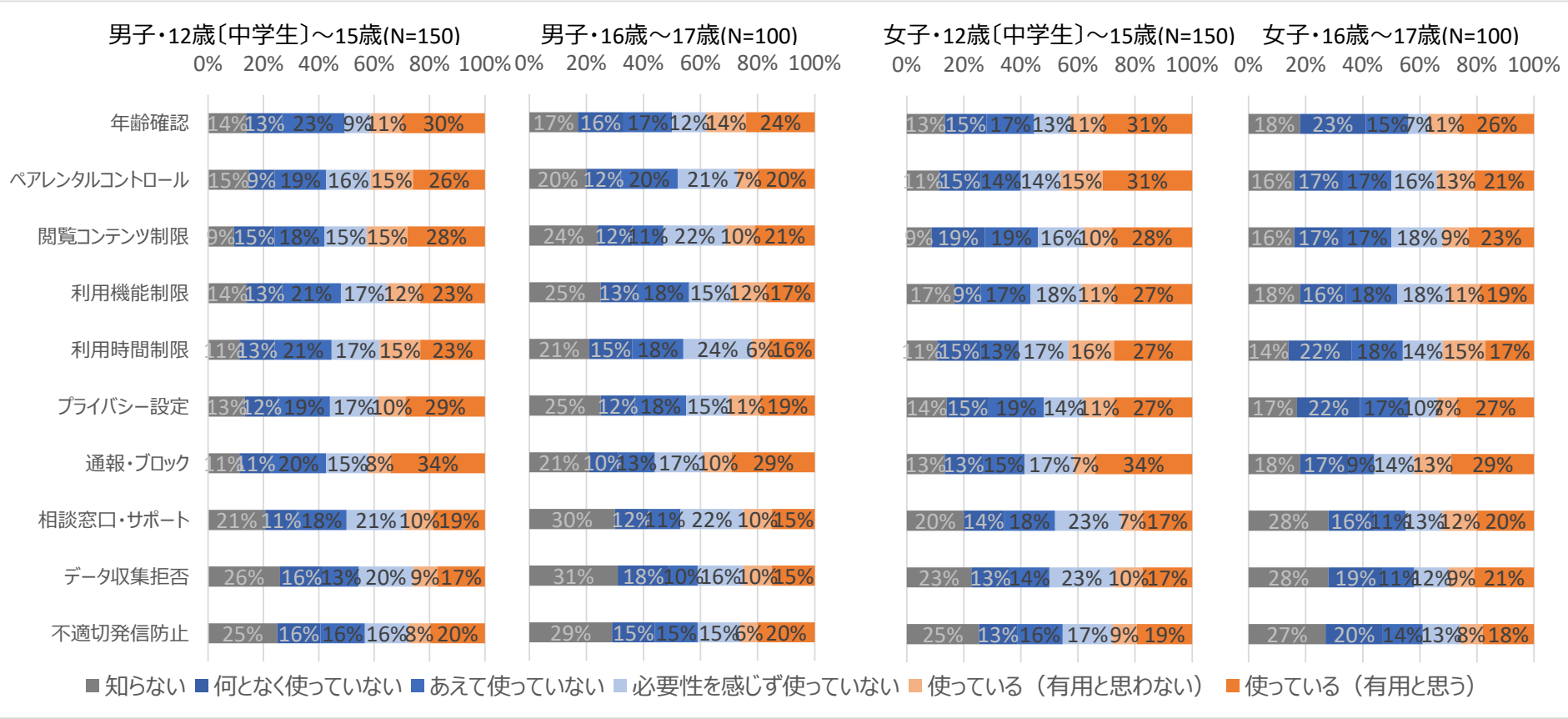


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇ 運営企業保護機能の認知・利用状況（性年齢別）

- 中学生よりも高校生の方が保護機能・サポートの認知度が低く、利用率も若干低い傾向にある。
- 特にペアレンタルコントロール機能は中学生よりも高校生の方が利用率が低い（内容を理解した上であえて/必要性を感じず使っていない割合が高い）。

Q20 サービス・アプリ運営事業者の利用者保護機能/サポートの認知・利用状況として当てはまると思うものをお選びください。 ※単一回答

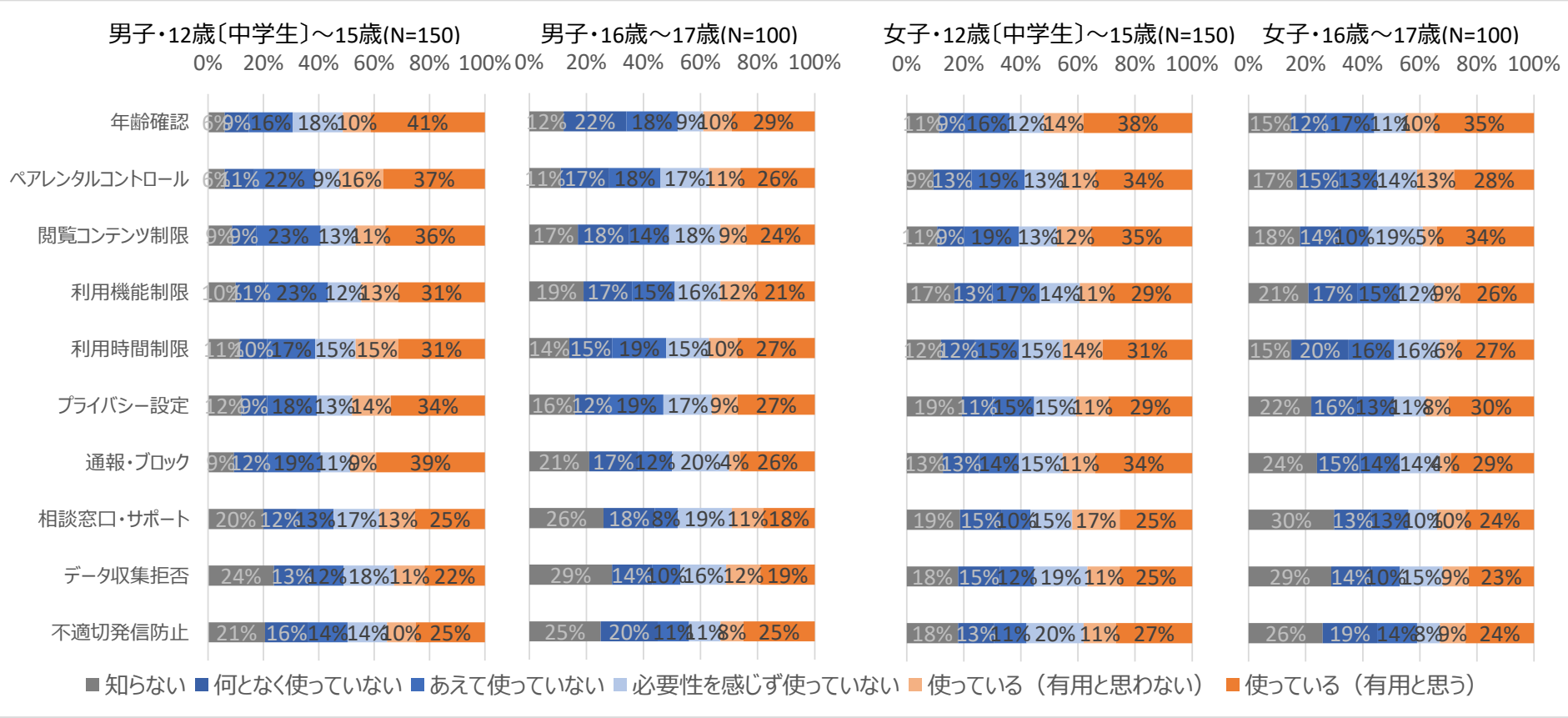


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇ 運営企業保護機能の認知・利用状況（性年齢別・親目線）

- 親は子供よりも保護機能を認知しており、有用と感じて使っていると認識している割合が総じて高い。
 - 特に男子中学生における年齢確認やペアレンタルコントロール、閲覧コンテンツ制限、利用機能/時間制限は差が大きく、親は利用していると認識していても、子どもは実際は使っていないケースも一定数存在すると考えられる。

Q29 サービス・アプリ運営事業者の利用者保護機能/サポートの認知・利用状況として当てはまるものをお選びください。※親の回答※単一回答

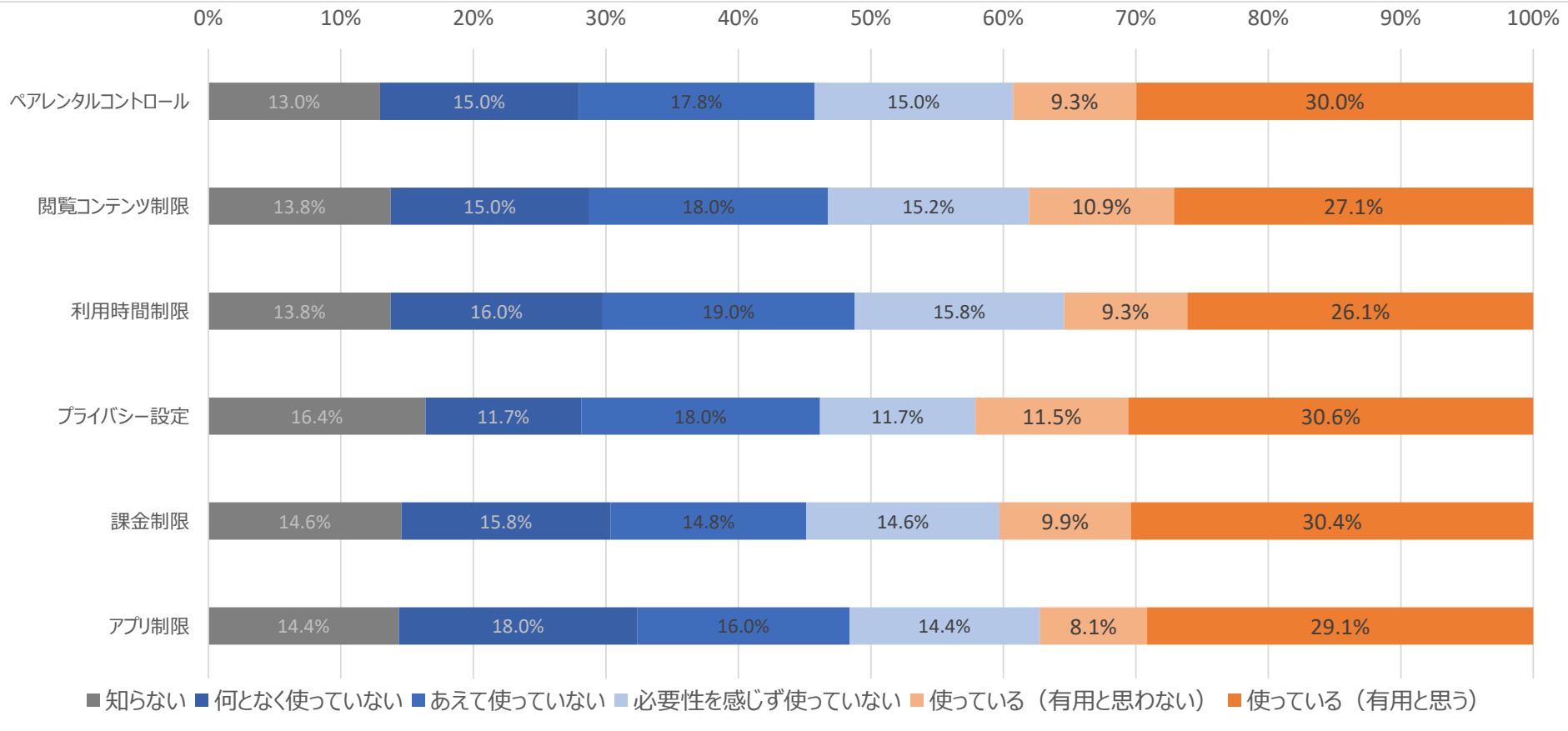


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇OS・キャリア保護機能の認知・利用状況（親目線）

- 広くOS・キャリアの利用者保護機能の認知度は一定高い（8割以上）が、利用率は4割程度であり、内容を理解した上であえて/必要性を感じず使っていない層も存在（3割程度）。
- ペアレンタルコントロール・閲覧コンテンツ制限機能等については、サービス運営事業者の保護機能よりも認知・利用率が共に若干低い。

Q30 OSやキャリアの利用者保護機能/サポートの認知・利用状況として当てはまるものをお選びください。※親のみ回答 ※単一回答

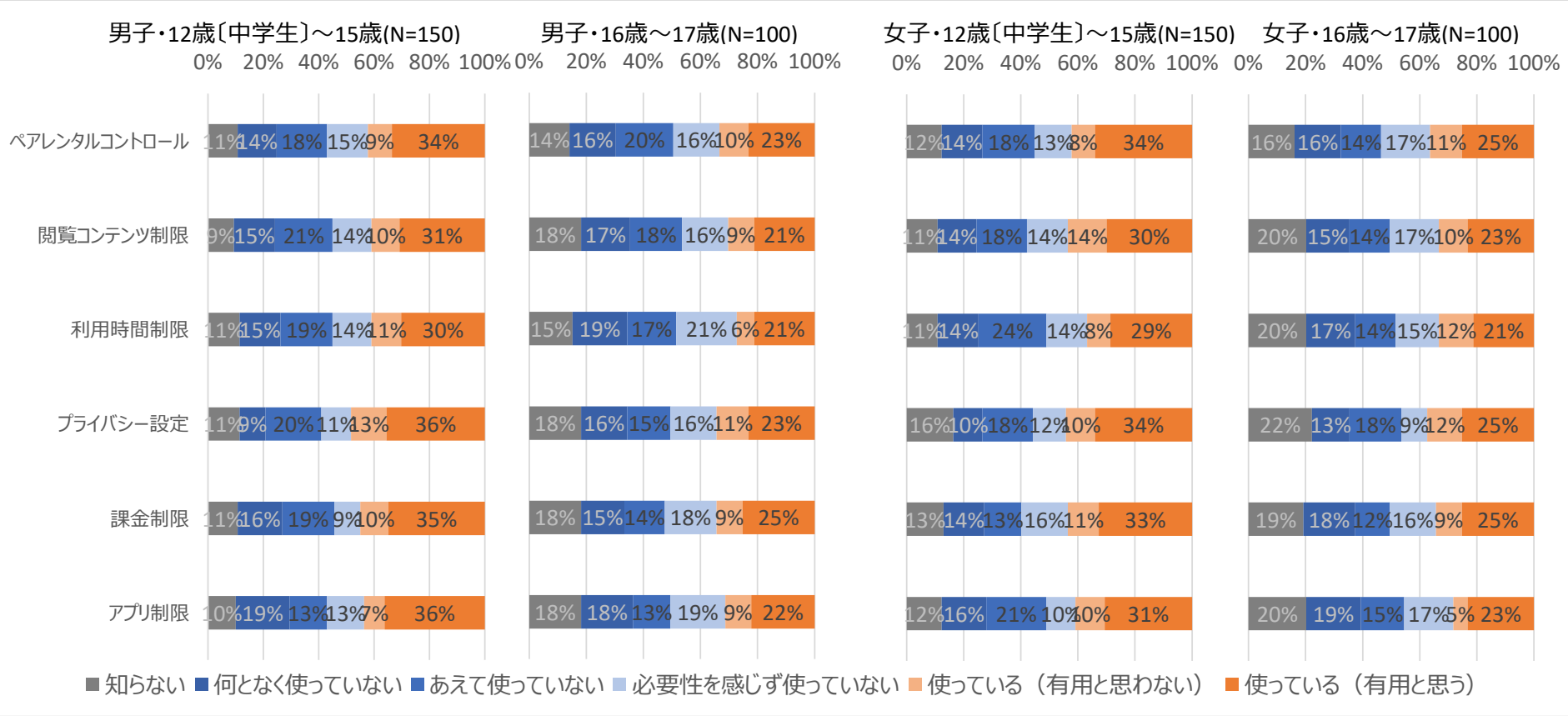


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇OS・キャリア保護機能の認知・利用状況(性年齢別・親目線)

- 中学生の親よりも高校生の親の方が保護機能・サポートの認知度が低く、利用率も若干低い傾向にある。
- 特にペアレンタルコントロール機能は中学生よりも高校生の方が利用率が低い（内容を理解した上であえて/必要性を感じず使っていない割合が高い）。

Q30 OSやキャリアの利用者保護機能/サポートの認知・利用状況として当てはまるものをお選びください。※親のみ回答 ※単一回答

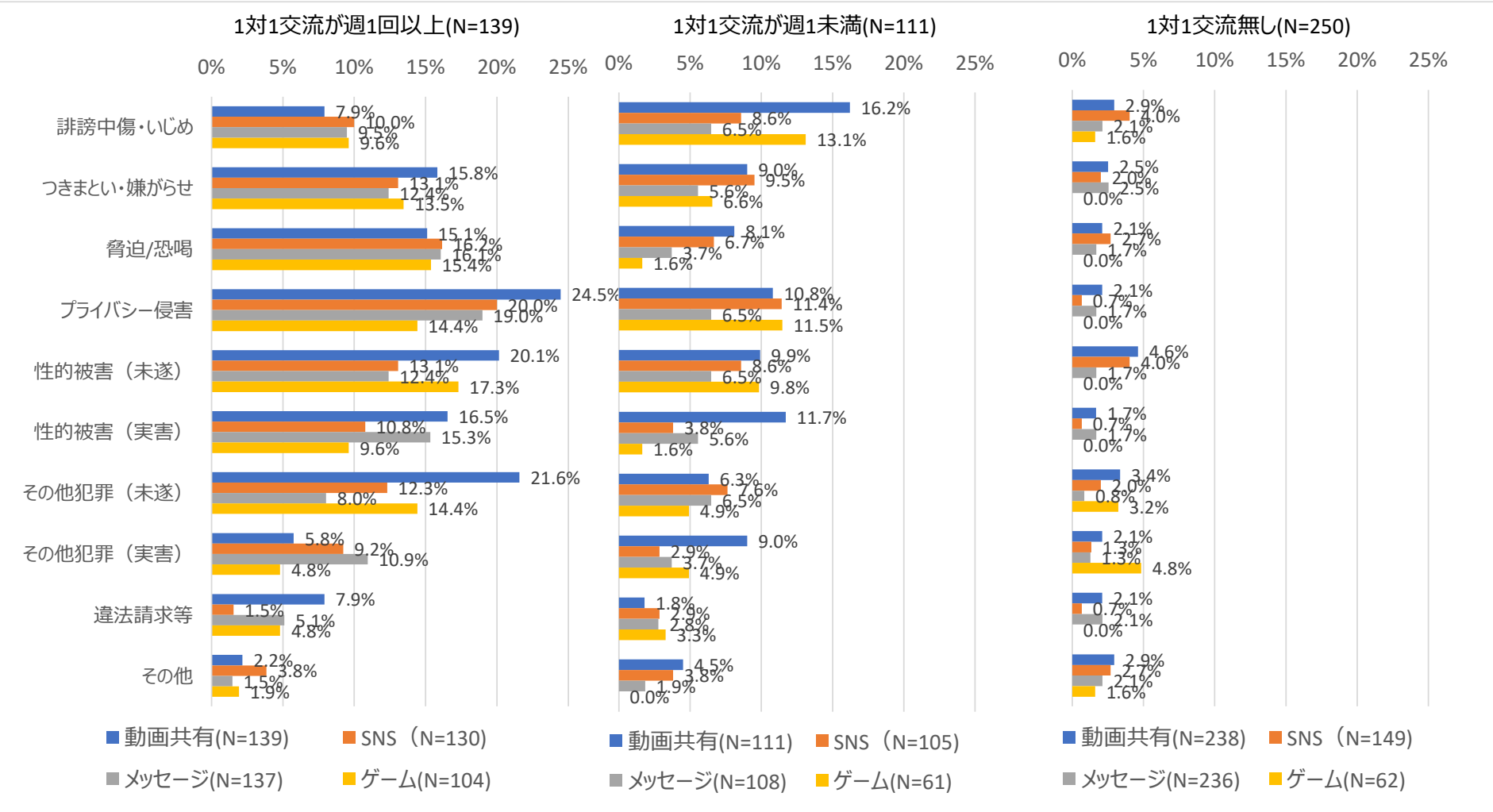


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇ 遭遇トラブル（1対1交流〔メッセージ・通話〕頻度別）

・ 1対1交流の頻度が多いサンプルは、（誹謗中傷・いじめ以外の）ほぼ全てのトラブルの遭遇率が数倍高い。

Q12/14/16/18 （各ジャンルで、**見知らぬ個人と**）実際に遭遇したトラブルを全てお選びください。※利用者のみ回答 ※複数回答

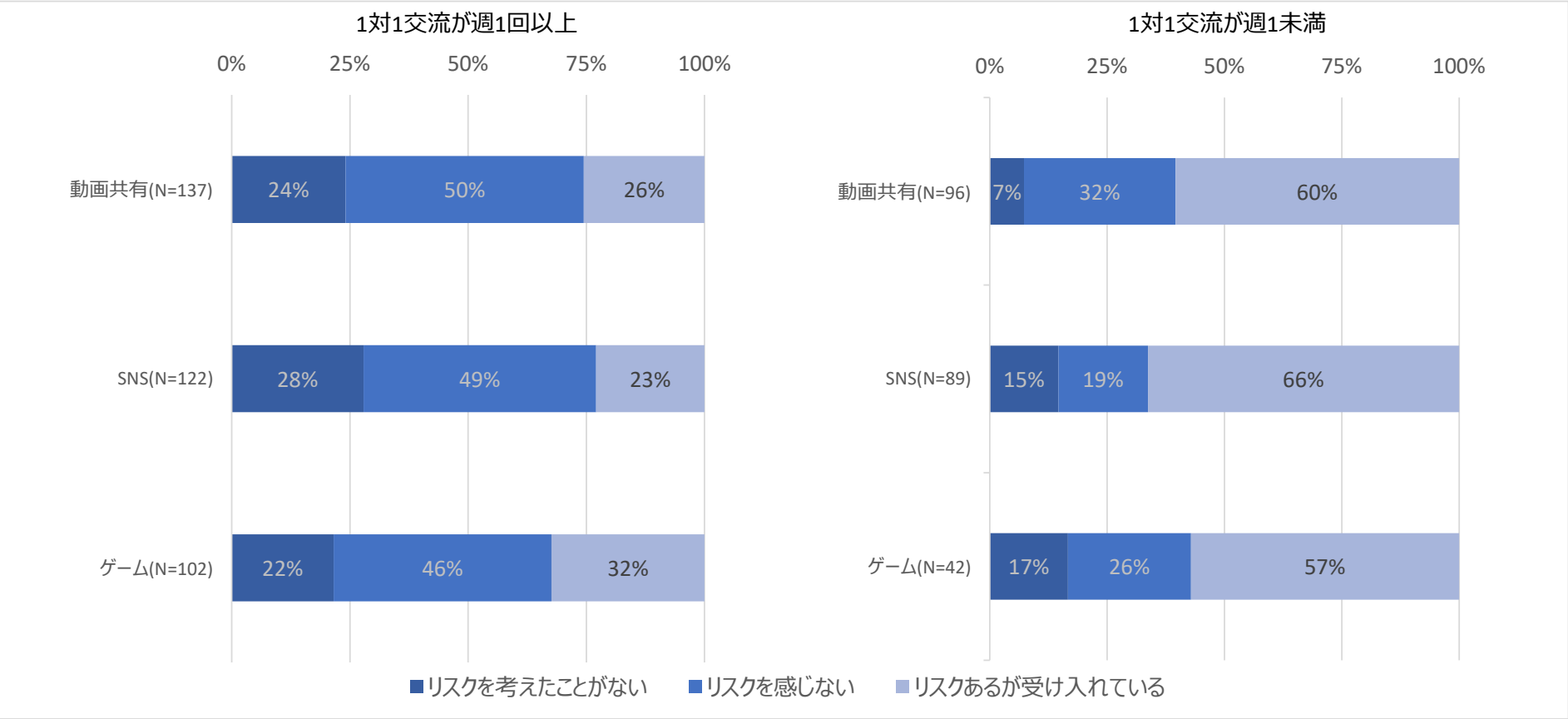


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇1対1交流リスクに対する認識（1対1交流頻度別）

- 1対1交流の頻度が多いサンプルは、悪用のリスクを考えず/感じずに1対1の交流を行っている。

Q11 見知らぬ人との1対1の交流の悪用リスクとして当てはまると思うものをお選びください。 ※見知らぬ人との1対1交流者のみ対象※単一回答

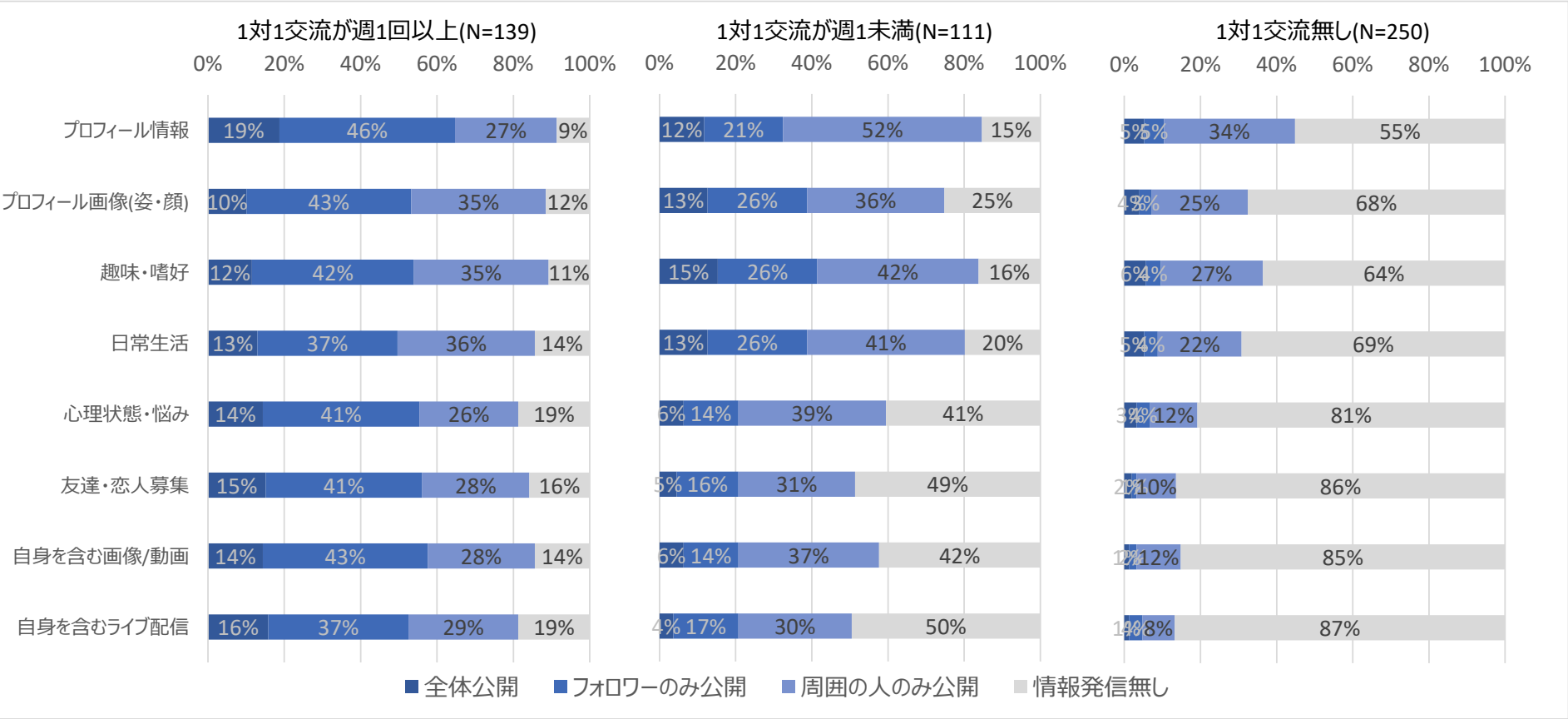


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇自身の情報の発信範囲（1対1交流頻度別）

- 1対1交流の頻度が多いサンプルは、情報発信している割合や外部発信/全体公開している割合が高い。

Q8 ご自身の情報の共有・発信の範囲として当てはまると思うものをお選びください。 ※単一回答

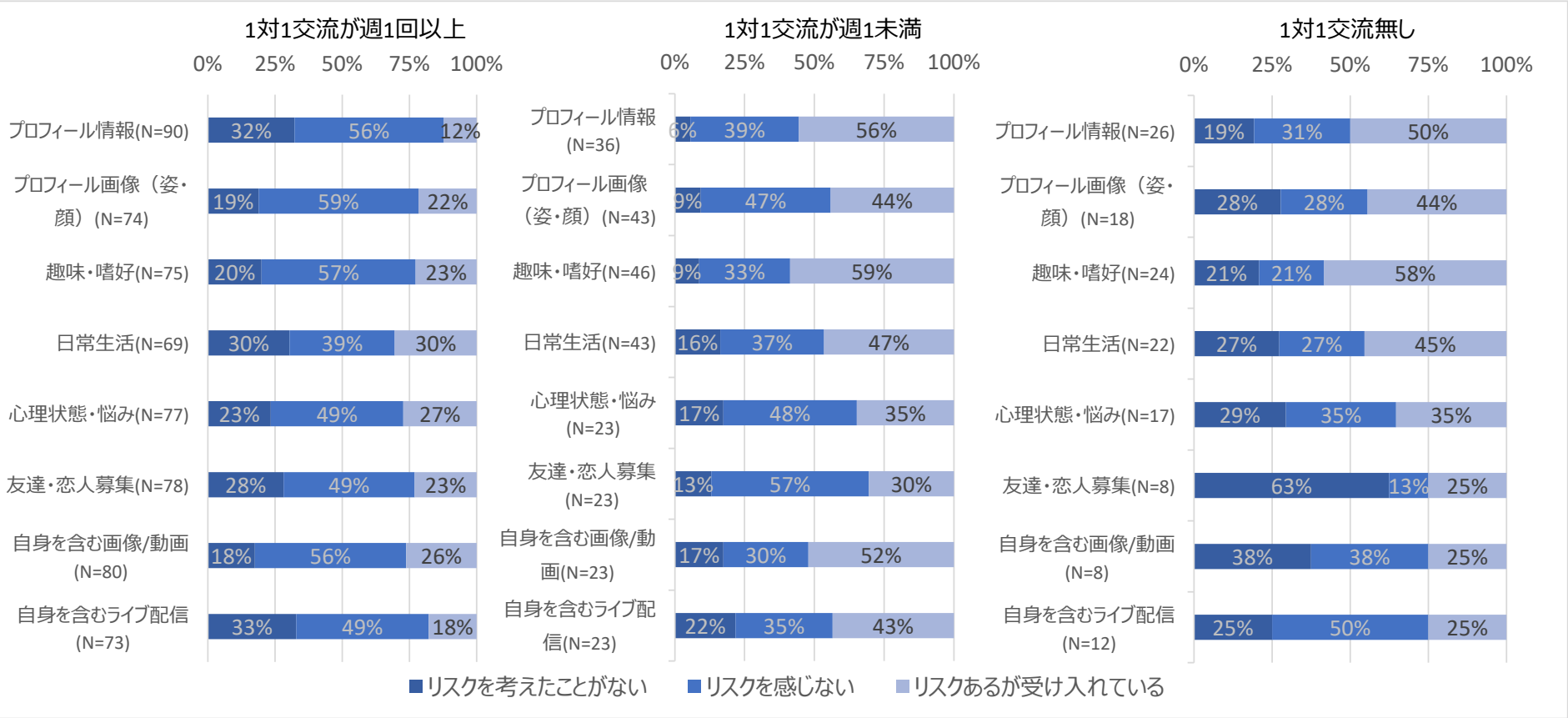


出所：本調査結果を基に総務省作成

アンケート調査結果 | 本調査結果 ◇情報発信リスクに対する認識（1対1交流頻度別）

- 1対1交流の頻度が多いサンプルは、リスクを考えず/感じず自身の情報の発信を行っている。

Q9 外部に公開・発信している情報の悪用リスクとして当てはまると思うものをお選びください。 ※外部発信者のみ対象 ※単一回答



出所：本調査結果を基に総務省作成

8.発信に係るリスクに関する調査 | アンケート調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

発信に係るリスクに関するアンケート調査結果のとりまとめ〔1/2〕

- ・ 青少年は、外部への情報発信や見知らぬ個人との1対1での交流（約2割）を行っており、見知らぬ個人とのトラブルも、性的被害等の重大なものも含め発生、保護機能も認知や必要性の認識不足で利用率は高くない。

	全体傾向	年齢・性別の傾向
情報発信状況とリスク認識	・ 基本は接点ある人までだが、見知らぬ人とのコミュニケーションを一定数が実施* ➢ 約2割が行っており、約1割が週に1度以上* ・ 利用端末の中心はスマートフォン（本調査対象の9割以上） ・ 動画共有、メッセージアプリは利用率・頻度が特に高く、次いでSNS、ゲームの順 ➢ YoutubeやLINEは95%以上が利用、過半数がほぼ毎日利用 ・ プロフィール、趣味嗜好、日常生活には約3割が外部に、約1割が全体公開 ・ 悩み、友達・恋人募集、自身含むコンテンツは約2割が外部、5%～が全体公開 ・ 外部/全体公開している人は、6割～7割が悪用リスクを考えない/感じていない ・ 動画共有、SNS、ゲームいずれも見知らぬ人と一定交流有(3割以上が1回/週～) ・ 見知らぬ人と交流してる人は、約6割がその悪用リスクを考えない/感じていない ・ 交流のきっかけはコミュニティー経由（約5割）と紹介（35%程度）が多い	・ 見知らぬ人とのコミュニケーションは男子、16歳以上が実施割合・頻度共に多い* ・ 特定のジャンルでは利用頻度の傾向あり ➢ 動画共有・SNSは16歳以上で高い ➢ ゲームは16歳未満・男子で高い ・ 16歳未満の方がリスクを考えない ・ 16歳以上の女子は他より、日常生活、悩み等についてリスクと思いながら発信 ・ 見知らぬ人との交流リスクは情報発信と同傾向 ・ 16歳未満は相手からの連絡、16歳以上は自分からの連絡きっかけが比較的多い
	1対1交流頻度が多い人は、リスク認識も緩く、ほぼ全てのトラブルの遭遇率が高い(1回/週以上⇔それ以下で数倍の差)	
遭遇トラブル	・ 過度な利用・受動的なトラブルの遭遇率が高いが、一部見知らぬ人とのトラブルも ➢ 使いすぎ（23%）や不適切な情報閲覧（7%）等* ➢ 見知らぬ人からのつきまとい、性的被害、闇バイト・詐欺等(各2%程度)* ・ いずれのジャンルにおいても約半数が見知らぬ個人とのトラブルに遭遇 ・ 親は、特に重大なもの（性的被害等）について、把握しきれていない傾向にある	・ 特定のトラブルでは傾向あり ➢ 性的被害（未遂含む）は女子、特に16歳以上で相対的に多く発生* ・ 見知らぬ人とのトラブルについて、脅迫・恐喝等は男子、性的被害は女子の遭遇率が比較的多い
保護機能の利用状況	・ 広くサービス・アプリ/OS・キャリアの利用者保護機能として、年齢確認やペアレンタルコントロール等の認知度は一定高い（8割以上）ものの、利用率は4割程度 ➢ 内容を理解した上であえて/必要性を感じず非利用も存在（3割程度） ・ 親は子供よりも保護機能を認知、また利用していると認識している割合が高い	・ 中学生よりも高校生の方が認知度が低く、利用率も若干低い傾向 ・ 16歳未満・男子では、年齢確認等を親のみが利用と認識しているケースが多い

出所：スクリーニング調査（「*」を付けた箇所、割合は人口動態やインターネット利用率を用いてウェイトバックした値）・本調査結果を基に総務省作成

発信に係るリスクに関するアンケート調査結果のとりまとめ〔2/2〕

- 動画共有、SNS、ゲームのいずれにおいても情報発信や他者との交流が行われ、見知らぬ個人とのトラブルが発生。
- 動画共有・SNSは利用者も多く、プライバシー侵害や性的被害が起きている（ゲームは利用者内の遭遇率は高い）。

サービスジャンル別の傾向				
動画共有		SNS	ゲーム	メッセージ
情報発信状況と リスク認識	• 何れのジャンルも情報発信や他者との交流が発生、見知らぬ人とも3割以上が1回/週以上 • 利用者の情報発信や他者交流は、ゲーム> SNS> 動画共有の順で行為者率・頻度が高い • 見知らぬ人と交流してる人はジャンルを問わず約6割がその悪用リスクを考えない/感じていない			調査対象外 (他ジャンル経由での 交流に用いられる)
	• 動画共有とSNSジャンルでは、共通して以下の傾向 ➢ 16歳以上よりも16歳以下の方が利用率・頻度が高い ➢ 女子よりも男子の方が、見知らぬ人との交流（メッセージや通話）の行為者率・頻度が高い傾向		• 16歳以上より16歳以下の方が利用率・頻度が高い • 見知らぬ人との交流は男女の傾向差無(女子も実施)	
遭遇トラブル	• 利用者も多く、見知らぬ個人とのトラブルに、他ジャンルより遭遇している • 16歳未満が遭遇率高い • 特に利用者の遭遇率が高いトラブルは以下の通り ➢ プライバシー侵害 ➢ 性的被害（未遂） ➢ その他犯罪（未遂）	• 見知らぬ個人との遭遇トラブルについて、動画共有に次いで遭遇率が高い • 16歳未満が遭遇率高い • 特に利用者の遭遇率が高いトラブルは以下の通り ➢ プライバシー侵害 ➢ 性的被害（未遂） ➢ 脅迫・恐喝	• 利用者は少ないが他ジャンルよりも利用者の見知らぬ個人とのトラブル遭遇率は高い • 16歳以上が遭遇率高い • 特に利用者の遭遇率が高いトラブルは以下の通り ➢ 性的被害（未遂） ➢ プライバシー侵害 ➢ その他犯罪（未遂）	• 利用者の見知らぬ個人とのトラブル遭遇率は低いものの、利用者が多いため動画共有に次いで遭遇率が高い • 特に利用者の遭遇率が高いトラブルは以下の通り ➢ プライバシー侵害 ➢ 性的被害（実害） ➢ 脅迫・恐喝
保護機能の 利用状況	調査対象外 (ジャンル横断でアプリ・サービス一般における認知・利用状況を調査)			

出所：本調査結果を基に総務省作成

【調査項目6-2】発信に係るリスクに関する調査～アンケート調査～の総括

- ◆ 中学生～18歳未満の青少年を対象として、アンケート調査を実施し、青少年の情報発信や他者とのコミュニケーション状況（発信種別毎の頻度等）、それらをきっかけとするトラブル遭遇、ペアレンタルコントロール等の青少年保護機能の利用状況等を調査した。
- ◆ 偏りを防ぎ、遭遇トラブルの実態を調査するためにスクリーニング調査を行い、情報発信に係るトラブルへの遭遇経験があるサンプルを抽出、性別・年齢別にサンプル数を割り付けた上で情報発信や他者とのコミュニケーション状況を調査し、その傾向を分析した。
- ◆ タスク1の調査対象でもある以下の4つのジャンルの遭遇トラブルを調査することでその傾向を分析した。
 - 動画共有・ライブ配信、SNS・マイクロブログ、メッセージアプリ、ゲームアプリ・ソフト（他者と交流可能なもの）
- ◆ 全体傾向としての分析結果は以下のとおりである。
 - 基本は接点ある人までだが、見知らぬ人とのコミュニケーションを一定数が実施（全体の約2割が実施、全体の約1割が週に1度以上）
 - 本調査において、自身の基本情報（プロフィール等）を約1割が、機微な情報（悩み自身含むコンテンツ等）も約5%～が全体公開
 - 動画共有、SNS、ゲームいずれも見知らぬ人と一定数が交流している（本調査対象の3割以上が1回/週～）
 - 上記の情報発信や見知らぬ人と交流してるサンプルは、その約6割がその悪用リスクを考えない/感じていない
 - その結果、見知らぬ人からのつきまとい、性的被害、闇バイト・詐欺等が遭遇率は低いが一応発生（各2%程度）
 - 親は、特に重大なもの（性的被害等）について、把握しきれていない傾向
 - 広くサービス・アプリ/OS・キャリアの利用者保護機能として、年齢確認やペアレンタルコントロール等の認知度は一定高い（本調査対象の8割以上）ものの、利用率は限定的（同4割程度）、内容を理解した上で非利用も存在（同3割程度）
- ◆ 性別・年齢別傾向の分析結果は以下のとおりである。
 - 16歳未満は、リスク認識が緩く、動画共有・ライブ配信やSNSにおけるトラブル遭遇率も高い傾向
 - ゲームアプリユーザーは、他ジャンルよりも（男女問わず）トラブル遭遇率が高く、特に16歳以上でトラブル遭遇率が高い
 - 利用者保護機能は、16歳以上よりも16歳未満の方が利用率が高い
- ◆ このように、一部の青少年にとってサービス・アプリにおける見知らぬ他者とのコミュニケーションは日常的に行われており、様々なジャンルでトラブルに遭遇するリスクを抱えているにも関わらず、そのリスクを特段考えず保護機能を（認知していても）積極的に利用していないことが想定される。
 - 見知らぬ人との交流頻度が高い人はリスク認識も緩く、ほぼ全てのトラブル遭遇率が高い傾向（1回/週以上⇔それ以下で数倍差）
- ◆ そのため、トラブル遭遇リスクや保護機能利用の重要性について普及啓発を行うと共に、サービス事業者、OS・キャリアの保護機能のデフォルト提供/義務化や、その前提となる年齢確認の徹底についても検討する必要がある。
 - 16歳未満に対してはトラブル遭遇リスクを、16歳以上に対しては（親も含め）保護機能利用の重要性の普及啓発が重要

出所：総務省作成

9. 1対1の通信における諸外国等の対応に関する調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

【調査項目7】1対1の通信における諸外国等の対応に関する調査 | 調査方針

調査手法概観	1対1の通信における暴言、いじめ等が問題となっていることを踏まえ、日本、及び、諸外国等における1対1の通信に係る発信者情報開示制度の有無、当該制度の概要・活用実態、当該制度に係る課題及び事後的な権利保護の在り方について調査・分析を行う
実施のポイント	1対1の通信に係る発信者情報開示制度の策定状況については、国によって状況が違ふことが想定されるため、1対1の通信に係る発信者情報開示制度の有無のリサーチ結果で、策定状況を3段階で判定し、判定結果に合わせた調査内容を設定する ➤ ①：1対1の通信の情報開示を明確に対象とした制度（以下、「該当制度」）が存在している ➤ ②：該当制度が存在していないが、包括的な発信者の情報開示制度（以下、「包括的な制度」）が存在し、同制度の枠組みの中で1対1の通信の情報開示実績・裁判の判例や仕組みが存在している ➤ ③：①・②の両方ともに当てはまらない
調査方法	・ 国別の1対1の通信に係る発信者情報開示制度の有無を調査し、策定状況を3段階で評価 ・ 策定状況に合わせた調査を実施（調査項目については下部を参照）し、国別に策定状況のとりまとめ資料を作成 ・ 全調査対象国間の比較、策定状況の評価結果別国間の比較を実施
調査対象・調査項目	・ 調査対象国：米国、EU、英国、フランス、韓国、オーストラリア、日本 【調査項目】 ・ 判定結果①：該当制度の概要・活用実態、当該制度に係る課題及び事後的な権利保護の在り方 ・ 判定結果②：包括的な制度の概要、同制度を活用した1対1の通信の情報開示実績・裁判の判例や仕組み、該当制度の制定等に向けた動向や議論 ・ 判定結果③：該当制度の制定や包括的な制度の中での対応等に向けた動向や議論
アウトプット 【とりまとめ方法】	・ 国別に策定状況のとりまとめ資料を作成 ・ 策定状況の3段階での評価別国別で策定状況の比較表を作成

【調査項目7】1対1の通信における諸外国等の対応に関する調査 | 調査・分析の概観

1対1の通信に係る発信者情報開示制度の有無の評価

評価結果を踏まえた制度に関する調査・分析

国別調査結果の比較・分析

①：1対1の通信の情報開示を明確に対象とした制度（以下、「当該制度」）が存在する

【調査項目】

- ◆ 該当制度の概要・活用実態
- ◆ 当該制度に係る課題及び事後的な権利保護の在り方

②：該当制度が存在していないが、包括的な発信者の情報開示制度※が存在し、同制度の枠組みの中で1対1の通信の情報開示実績・裁判の判例や仕組みが存在する

※日本の場合には、プロバイダ責任制限法（PLLA）が該当

【調査項目】

- ◆ 包括的な制度の概要
- ◆ 同制度を活用した1対1の通信の情報開示実績・裁判の判例や仕組み
- ◆ 該当制度の制定等に向けた動向や議論

③：①・②の両方ともに当てはまらない

【調査項目】

- ◆ 該当制度の制定や包括的な制度の中での対応等に向けた動向や議論

全調査対象国間の比較

策定状況の評価結果別国間の比較
（より詳細な比較・分析の実施）

出所：総務省作成

9. 1対1の通信における諸外国等の対応に関する調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

【調査項目7】米国の調査結果〔1/2〕

- 米国では、1対1の通信を明確に対象とした発信者情報開示制度は存在しないものの、連邦民事訴訟規則において、eディスカバリー（電子証拠開示）が認められている。実際、民事裁判でDMの情報開示が認められたケースが存在。
- また、青少年がDM経由で犯罪に巻き込まれた際の企業の捜査協力対応が不十分であることが問題視され、企業の捜査協力義務の規制強化に関する議論が注目を集めている。

【策定状況】：② 包括的な発信者の情報開示制度の枠組みの中で1対1の通信の情報開示の仕組みが存在

- 連邦民事訴訟規則において、電子情報全般を対象とするeディスカバリー（電子証拠開示）が存在
- 実際に、いじめを巡った裁判の情報開示請求において、DMの開示が認められたケースが存在

項目	小項目	概要	出所
通信データ保護規則	アメリカ合衆国憲法 修正第4条	• 政府による恣意的な介入から個人のプライバシーと財産を保護するための条文 • 通信の秘密を保護する根拠とされており、特に1対1の通信は高いプライバシー保護の期待が認められると解釈	• アメリカ議会図書館「Constitution of the United States」
	通信保存法（SCA）	• 原則として、サービスプロバイダーが通信内容（例、メールやDMの本文）を第三者に公開することを禁止 • 発信者情報（例、氏名、住所、IP等）に関しては、政府機関へ任意開示することを禁止	• アメリカ議会図書館「Overview of Governmental Action Under the Stored Communications Act (SCA)」
	米国データプライバシー法（ADPPA） ※成立せず廃案	• 米国では州レベルでのプライバシー法は存在するものの、連邦レベルのプライバシー法は存在していない • 米国初となる連邦レベルでの包括的な個人情報保護法として提出されたが、会期切れで廃案（既に強力なデータプライバシー法を持つ州（カリフォルニア州等）の議員が州法の効力が薄められると反対）	• アメリカ議会図書館「H.R.8152 - American Data Privacy and Protection Act」
現在の発信者情報開示制度の策定状況	連邦民事訴訟規則（FRCP） 証拠開示（第26条～第37条）	• 米国では、民事訴訟において訴訟に関連する広範囲の証拠の開示を要求できる証拠開示手続き制度（ディスカバリー制度）が存在し、電子証拠開示（eディスカバリー）も対象 • eディスカバリーは、電子的に保存された情報全般（ESI:Electronically Stored Information）が開示対象	• 米国裁判所行政局「Federal Rules of Civil Procedure」

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目7】米国の調査結果〔2/2〕

- 米国では、1対1の通信を明確に対象とした発信者情報開示制度は存在しないものの、連邦民事訴訟規則において、eディスカバリー（電子証拠開示）が認められている。実際、民事裁判でDMの情報開示が認められたケースが存在。
- また、青少年がDM経由で犯罪に巻き込まれた際の企業の捜査協力対応が不十分であることが問題視され、企業の捜査協力義務の規制強化に関する議論が注目を集めている。

項目	小項目	概要	出所
1対1の通信の情報開示実績・裁判の判例	いじめ訴訟におけるSNS上のDMの情報開示事例	• モンタナ州でいじめを受けた原告が学校を被告として訴訟した事例 • 原告は、ディスカバリー制度に基づき、原告に対するいじめや嫌がらせに関連したSNS上のDMの開示を要求 • 裁判所は、原告に言及している範囲ではDMの開示を求めることができると判断（原告に言及していないDMについては、プライバシー権を侵害するとして、開示を認めず）	• The Sedona Conference「Selected eDiscovery and ESI Case Law from 2021」
1対1の通信に係る事後的な権利保護の在り方に関する動向・議論	刑事事件におけるプラットフォーム企業への情報開示の規制強化	【児童保護団体・ビックテック監視団体】 • DMを通じて知り合った人物から未成年が薬物・性被害を受けて警察が容疑者の情報開示を要求した際に、プラットフォーム企業の開示拒否や回答遅延といった対応を問題視 • 企業が捜査協力の対応に要する時間や法的要請への遵守率の公表を義務付けるなど、新たな規制枠組みの導入が必要と主張	• The Guardian「‘A black hole’: families and police say tech giants delay investigations in child abuse and drug cases」 （2025年12月）
		【コロラド州】 • 警察による情報開示要請に対し、企業に対して72時間以内の対応義務を課すとともに、専用ホットラインの設置を義務付ける法案が提出 • しかし、企業によるロビー活動やプライバシーへの懸念が示されたことを受け、州知事が拒否権を発動	

【調査項目7】EUの調査結果〔1/2〕

- EUでは、1対1の通信を明確に対象とした発信者情報開示制度は存在しない。刑事事件においては、1対1通信を含む包括的な情報開示制度「e-Evidence規則」が施行予定。但し、民事は対象外。
- 実際の情報開示の手続きは各国に委ねられている。ドイツでは1対1通信の発信者情報開示の実績あり。

【策定状況】：②（包括的な発信者の情報開示制度の枠組みの中で1対1の通信の情報開示の仕組みが存在※但し、民事は対象外）

- EUでは、1対1の通信を含む包括的な情報開示制度（e-Evidence規則）が施行予定（但し、民事は対象外）
- 具体的な情報開示の手続きは各国に委ねられている（ドイツでは1対1通信の発信者情報開示の実績あり）

項目	小項目	概要	出所
通信データ保護規則	EU基本権憲章第8条	- 個人データ保護の権利に関する条文 - 全ての人が個人データの保護を受ける権利を有し、個人データの処理は本人の同意または法的根拠に基づく必要があると明記	EU基本権憲章
	ePrivacy指令	- 通信の秘密を確保することを加盟国に義務付け - 電子通信サービスによる通信・トラフィックデータの秘密を確保 - 国家安全保障や犯罪捜査等の必要かつ適切な措置である場合を除き、サービス利用者の同意を得ること無くデータを処理することを原則禁止	EU法データベース「Document 02002L0058-20091219」
	EU 一般データ保護規則（GDPR）	- EU域内で取得された個人データの保護を目的とした法律（日本の個人情報保護法に相当）であり、幅広い個人データ（氏名/住所/メールアドレス/IPアドレス等）が保護の対象 - 個人データの処理には、本人の同意または法的根拠が必要	欧州委員会「Data protection explained」
現在の発信者情報開示制度の策定状況	デジタルサービス法（DSA）	- 各加盟国の司法当局は、EU法や各国の法令に基づき、情報提供の必要性が認められた場合、オンラインプラットフォームに対してサービス利用者に関する情報の提供を命じることが可能 オンラインプラットフォームは、公的機関から受け取った情報提供命令数や、対応期間（中央値）を年1回以上公開する義務を負う - 但し、1対1通信はオンラインプラットフォームの定義の対象外	EU法データベース「Document 32022R2065」
	e-Evidence規則 ※2026年8月施行	- 加盟国の司法当局が刑事犯罪の電子証拠を迅速に入手するために、他国に拠点を置くサービス事業者へ直接、電子証拠の提出/保全を命じる枠組み 対人コミュニケーションサービス（1対1通信）も規制対象	EU法データベース「Document 32025R0001」

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目7】EUの調査結果〔2/2〕

- EUでは、1対1の通信を明確に対象とした発信者情報開示制度は存在しない。刑事事件においては、1対1通信を含む包括的な情報開示制度「e-Evidence規則」が施行予定。但し、民事は対象外。
- 実際の情報開示の手続きは各国に委ねられている。ドイツでは1対1通信の発信者情報開示の実績あり。

項目	小項目	概要	出所
1対1の通信の情報開示実績・裁判の判例		実際の情報開示の手続きや裁判は各国の制度に委ねられている	
	※参考 ドイツ テレメディア法 (TMG)	- Facebook Messengerを通じて侮辱的なメッセージを送信された被害者が、加害者特定のためにFacebook社（現Meta社）にドイツのテレメディア法（TMG）に基づいて、発信者情報の開示を求めた事案 - 第1審および控訴審はメッセンジャーは特定の相手との個別通信であり、SNSには該当しないとして、申立を却下 - 最高裁は、開示義務はすべてのサービス提供者に適用されると判断（濫用防止のため、開示には違法内容を含むメッセージが送信された証拠が必要）	ドイツ連邦最高裁判所第6民事部「Anspruch auf Auskunft über Bestandsdaten eines sozialen Netzwerks bei beleidigenden Äußerungen」（2019年9月）
1対1の通信に係る事後的な権利保護の在り方に関する動向・議論		e-Evidence規則成立により事後的な権利保護の議論は落ち着きを見せている一方で、事前的な規制・監視の議論が活発化	
	※参考（事前規制） CSAM規則	EU理事会は児童性的虐待資料（Child Sexual Abuse Material：CSAM）の拡散やグルーミングにおける自社サービスの悪用リスクを評価し、軽減措置を講じることを義務付ける決議を採択し、欧州議会との交渉を開始	欧州理事会「Child sexual abuse: Council reaches position on law protecting children from online abuse」（2025年11月）

【調査項目7】英国の調査結果〔1/2〕

- 英国では、1対1の通信を明確に対象とした発信者情報開示制度は存在しない。判例法のNPOで訴訟前の情報開示請求手続きは可能であるものの、今回の調査では1対1の通信を対象とした開示事例は確認されなかった。
- 児童虐待防止団体は、現行のオンライン安全法では、1対1の通信は公開通信よりも青少年保護が弱いと指摘。政府もDM規制等の対応を推進中である。

【策定状況】：③

- 判例法であるNorwich Pharmacal Order（NPO）に基づき、訴訟前に証拠を保有する第三者に対する情報開示要求を裁判所に請求可能
- 公開通信についてはNPOに基づいた発信者情報開示事例は存在するものの、今回の調査では明確に1対1の通信を対象とした開示事例は確認されず

項目	小項目	概要	出所
通信データ保護規則	2003年プライバシー・電子通信規則（PECR）	ePrivacy指令を英国法に移植	legislation.gov.uk「The Privacy and Electronic Communications (EC Directive) Regulations 2003」
	2018年データ保護法（DPA）	- EU「一般データ保護規則（GDPR）」の適用に向け、国内法を改正 - EU GDPR/UK GDPRを補完・具体化する役割を担う	- legislation.gov.uk「Data Protection Act 2018」 - Taylor Wessing「UK Data Protection Act 2018 finalised」（2018年6月）
	英国一般データ保護規則（UK GDPR）	英国のEU離脱後、EUのGDPRを基に英国国内法として機能するように制定した個人データ保護法	- GOV.UK「Data protection」 - JETRO「英国一般データ保護規制（UK GDPR）」実務ハンドブック」（2022年4月）
	2025年データ（利用及びアクセス）法	- データを扱う組織の負担軽減とデータ利活用を促進するために、既存のデータ保護関連法案（PECR/DPA/UK GDPR）を修正 - これまで個人データ処理が可能であると認められてきた場面（国家安全保障、公共の安全、防衛、犯罪の防止および捜査等）を「認められた正当な利益」（recognized legitimate interest）として明文化	- GOV.UK「Data (Use and Access) Act 2025: data protection and privacy changes」（2025年6月） - 長島・大野・常松法律事務所「英国Data (Use and Access) Act 2025の成立」（2025年7月）
現在の発信者情報開示制度の策定状況	Norwich Pharmacal Order（NPO）	- 被害者が訴訟前に証拠を保全・確保する正当な理由があり、裁判所がその請求を認めた場合に、第三者に対して情報の開示・調査・証拠保全措置を命じる手続きに関する判例法 ➢ 1974年に製薬企業のNorwich Pharmacal社の特許を持つ化学物質が正体不明の輸入業者によって英国に輸入された際に、輸入業者の情報を把握していた第三者（税関）に対して情報提供するように裁判所が命じた判決 - 現在では、詐欺・名誉棄損等の広範な文脈で、インターネット上の匿名人物の特定のための情報開示請求手続きとして利用	- The Stationery Office「Justice and Security Bill [HL]: Norwich Pharmacal jurisdiction」（2012年7月） - Pinsent Masons「Disclosure: a guide to seeking Norwich Pharmacal orders」（2022年8月）

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目7】英国の調査結果〔2/2〕

- 英国では、1対1の通信を明確に対象とした発信者情報開示制度は存在しない。判例法のNPOで訴訟前の情報開示請求手続きは可能であるものの、今回の調査では1対1の通信を対象とした開示事例は確認されなかった。
- 児童虐待防止団体は、現行のオンライン安全法では、1対1の通信は公開通信よりも青少年保護が弱いと指摘。政府もDM規制等の対応を推進中である。

項目	小項目	概要	出所
1対1の通信の情報開示実績・裁判の判例	(参考事例) なりすましによるアカウント削除 (Facebook)	- 原告と長年交際していた人物(X)が亡くなった後に、正体不明の人物 (Y) がXの家族を装ってXのアカウントの削除をFacebookに依頼し、アカウントおよびすべての電子コンテンツ (動画、写真、メッセージ等) が削除された。原告は精神的苦痛を受けたとして、Facebookに対し、誰がどのような経緯で削除を依頼したのかを突き止めるため、NPOに基づいてYの情報開示を請求 - 裁判所は請求を認め、Facebookして情報開示を命じた	イングランド・ウェールズ高等法院「[2018] EWHC 2369 (QB)」 (2018年6月)
	(参考事例) 誹謗中傷・セクストーション (Snapchat 公開投稿)	- 原告は、Snapchatの匿名アカウントが自身の裸体等の画像を公開投稿したことに対し、プライバシーの侵害、データ保護権の侵害、嫌がらせ、虐待、および恐喝を受けたとして、損害賠償を要求するために、NPOに基づいて匿名アカウントの情報開示を請求 - 裁判所は情報開示請求を認め、SnapchatおよびIPアドレスをホストしていたサービスプロバイダー (BT Group) に対して情報開示を命じた	北アイルランド高等法院「Neutral Citation No: [2025] NIKB 24」 (2018年4月)
1対1の通信に係る事後的な権利保護の在り方に関する動向・議論	オンライン安全法 (OSA) に基づいたDM規制	- OSAの施行により、子どもの保護に関する枠組み (年齢確認、リスク評価、設計上の安全措置等) が段階的に強化 - Ofcomの規定には、プラットフォームが子供が見知らぬ人からのDMを受信しないようにすることを期待すると明記 (※事後的な対応よりも事前のサービス設計の段階でDMを規制することで、接触自体を減らすことに注力)	GOV.UK「Keeping children safe online: changes to the Online Safety Act explained」 (2025年8月)
	オンライン安全法 (OSA) の規制に対する懸念	児童虐待防止団体のNSPCCは (National Society for the Prevention of Cruelty to Children) は、現状のオンライン安全法の規制では、プライベートメッセージングサービスは公共スペースよりも子どもに対する保護が不十分であり、被害が公共スペースからプライベートスペースに移行する可能性があるとの懸念を表明	NSPCC「Tools to combat online harms: protecting children in private messaging spaces」 (2025年11月)

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目7】フランスの調査結果〔1/2〕

- ・ フランスでは、1対1の通信を明確に対象とした発信者情報開示制度は存在しないものの、民事訴訟法145条で訴訟前の情報開示請求手続きが規定。実際、民事裁判で発信者情報開示が認められたケースが複数存在。
- ・ 2022年の刑法改正による学校いじめの厳罰化に伴って、嫌がらせを受けた証拠を通報するための専用アプリが配信されている。

【策定状況】：②

- ・ 民事訴訟法145条に基づき、訴訟前に証拠を保有する第三者に対する情報開示要求を裁判所に請求可能
- ・ 実際に、複数の民事裁判において、1対1の通信を対象とした発信者情報開示事例が存在

項目	小項目	概要	出所
通信データ保護規則	ePrivacy指令への対応	・ ePrivacy指令をフランス法に移植 ➢ 電子通信サービスに関する法律（2004-669号） ➢ デジタル経済への信頼に関する法律（2004-575号） ➢ 個人データ保護に関する法律（2004-801号）	・ Legifrance「Directive 2002/58/CE du Parlement européen et du Conseil du 12 juillet 2002 concernant le traitement des données à caractère personnel et la protection de la vie privée dans le secteur des communications électroniques (directive vie privée et communications électroniques)」
	2018年個人データ保護法改正	・ EU「一般データ保護規則（GDPR）」の適用に向け、国内法を改正 ・ フランス独自の措置として、一部の被害者が原告となり被害者全員を代表して訴訟を起こす集合代表訴訟ができる条項が盛り込まれた	・ JETRO「一般データ保護規則（GDPR）の適用に向け国内法を整備」（2018年5月）
現在の発信者情報開示制度の策定状況	民事訴訟法145条	・ 被害者が訴訟前に証拠を保全・確保する正当な理由があり、裁判所がその請求を認めた場合に、第三者に対して情報の開示・調査・証拠保全措置を命じる規則 ・ 実際に、民事訴訟法145条に基づいた1対1通信の発信者情報開示事例が複数存在	・ Legifrance「Code de procédure civile Article 145」

【調査項目7】フランスの調査結果〔2/2〕

- フランスでは、1対1の通信を明確に対象とした発信者情報開示制度は存在しないものの、民事訴訟法145条で訴訟前の情報開示請求手続きが規定。実際、民事裁判で発信者情報開示が認められたケースが複数存在。
- 2022年の刑法改正による学校いじめの厳罰化に伴って、嫌がらせを受けた証拠を通報するための専用アプリが配信されている。

項目	小項目	概要	出所
1対1の通信の情報開示実績・裁判の判例	事例① 誹謗中傷（LinkedIn DM）	- 原告は、業務利用していたLinkedIn上で複数のアカウントから公開コメントおよびプライベートメッセージを通じて執拗な誹謗中傷（職務能力に関する中傷、身体・プライベートに関する侮辱）を受けたとして、訴訟準備のために、民事訴訟法145条に基づき、運営会社に対し投稿者の情報（氏名、メールアドレス、電話番号、IPアドレス等）を開示するようにパリ裁判所へ請求 - LinkedIn社は、プライベートメッセージについては「通信の秘密」に該当するため、データ開示を拒否する姿勢を示したが、パリ裁判所は原告の訴えを全面的に認め、LinkedIn社に対し、プライベートメッセージを含めた発信者情報を10日以内の開示を命じる判決を下した	Legalis「Tribunal judiciaire de Paris, ordonnance de référé du 11 août 2023」
	事例② 誹謗中傷（Instagram DM）	- 原告は、Instagramの匿名アカウントから原告の知人に対して原告を誹謗中傷するメッセージが送信されたことで精神的苦痛を受けたとして、訴訟準備のために、民事訴訟法145条に基づき、運営会社に対し匿名アカウントの発信者情報およびメッセージ内容を開示するようにパリ裁判所へ請求 パリ裁判所は発信者情報（氏名、メールアドレス、電話番号、IPアドレス等）の開示請求を認めた一方で、メッセージ内容の開示は「私的な通信の傍受」に当たる恐れがあるとして請求を却下	Legalis「Tribunal judiciaire de Paris, ordonnance de référé, 14 janvier 2022」
1対1の通信に係る事後的な権利保護の在り方に関する動向・議論	学校内いじめの厳罰化	2022年3月の刑法改正によって、学校でのいじめを犯罪として規定・厳罰化 - いじめ対策強化の一環として、ネット上のいじめ被害を迅速に把握するために、いじめ相談窓口「3018」が電話相談に加えて専用アプリの提供を開始 ➢ アプリを通じて、嫌がらせを受けた証拠（スクリーンショット/写真/URL等）を3018チームに通報可能	- Legifrance「LOI n° 2022-299 du 2 mars 2022 visant à combattre le harcèlement scolaire (1)」 - info.gouv.fr「L'application 3018 pour aider les victimes de cyberharcèlement」(2025年11月)
	（参考）セクストーション被害に関する調査	セクストーション被害の72%がDM等の1対1通信で起きており、1対1通信空間は外部の監視や介入が届きにくいことを課題として指摘	Centre Hubertine Auclert「(CYBER) VIOLENCES DE GENRE CHEZ LES 11-18 ANS」(2025年9月)

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目7】韓国の調査結果〔1/2〕

- 韓国では、1対1の通信を明確に対象とした発信者情報開示制度は存在しない。情報通信網法に基づいて発信者情報開示を要求することは可能であるものの、電子掲示板等の公開通信が対象であり、1対1通信は対象外と想定される。（刑事事件では1対1通信も含めて情報開示可能）
- 近年は、グルーミングや学校いじめの厳罰化、学校でのSNS利用規制等を実施。

【策定状況】：③

- 刑事事件では、捜査機関が通信事業者に対して個人情報の提供を求めることが可能。
- 民事でも公開通信であれば情報通信網法に基づいて、情報開示を要求することは可能。但し、1対1通信は対象外と想定される。

項目	小項目	概要	出所
通信データ保護規則	憲法第17条	・ 個人情報保護に関する条文。「すべての国民は秘密保持およびプライバシーの自由を侵害されてはならない」と明記	・ 国家法令情報センター「대한민국헌법」
	憲法第18条	・ 通信の秘密に関する条文。「すべての国民は通信の秘密を侵害されない」と明記	
	通信秘密保護法	・ 通信の秘密に関する法令。法的根拠を伴わない場合、公開されていない他人との間の会話を録音または聴取できないと規定	・ 情報セキュリティ大学院大学「インターネット時代の「通信の秘密」各国比較」（2014年5月）
	個人情報保護法	・ 個人情報保護に関する法令。個人情報の収集・利用には、本人同意の取得、もしくは法的根拠に基づく必要がある	・ 韓国法制研究院「PERSONAL INFORMATION PROTECTION ACT」 ・ JETRO「韓国の改正個人情報保護法」（2024年2月）
現在の発信者情報開示制度の策定状況	電気通信事業法第83条	・ （原則、電気通信事業者の通信の秘密を侵害してはならないが、）捜査機関が犯罪捜査の目的で、通信事業者に対して利用者の個人情報（加入者情報）の提供を求めることが可能 ・ 従来は捜査機関は利用者への通知は不要であったが、2022年に憲法裁判所は憲法不合致（プライバシー権や通信の秘密の侵害）と判断。新たに事後手続きとして情報提供を受けた期間、日付、目的を当事者に通知する義務が設けられた	・ 韓国法制研究院「TELECOMMUNICATIONS BUSINESS ACT」 ・ Opennet「통신자료제공 헌법불합치 결정에 따른 전기통신사업법 개정을 환영한다」（2024年1月）
	情報通信網法第44条	・ 特定の利用者が掲載・流布した情報によって、プライバシー・名誉が毀損されたと主張する者は、名誉毀損紛争調停部（弁護士資格を有する者を含む5人以内の委員で構成）に対し、当該情報通信サービス提供者に対し、当該利用者に対する民事又は刑事上の告訴をするため、当該利用者に関する必要最小限の情報（氏名、住所等）の提供を求める請求が可能 ・ 但し、インターネット掲示板への中傷コメント投稿等の公開投稿への適用は可能であるものの、1対1の通信への適用事例は確認されず	・ 韓国法制研究院「ACT ON PROMOTION OF INFORMATION AND COMMUNICATIONS NETWORK UTILIZATION AND INFORMATION PROTECTION」 ・ easylaw.go.kr「인터넷 게시판에 나를 비방하는 글을 올려 명예훼손행위를 한 사람의 정보를 알리면 어떻게 해야 하나요?」

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目7】韓国の調査結果〔2/2〕

- 韓国では、1対1の通信を明確に対象とした発信者情報開示制度は存在しない。情報通信網法に基づいて発信者情報開示を要求することは可能であるものの、電子掲示板等の公開通信が対象であり、1対1通信は対象外と想定される。（刑事事件では1対1通信も含めて情報開示可能）
- 近年は、グルーミングや学校いじめの厳罰化、学校でのSNS利用規制等を実施。

項目	小項目	概要	出所
1対1の通信の情報開示実績・裁判の判例	1対1通信を対象とした民事裁判での発信者情報開示事例は確認されず		
1対1の通信に係る事後的な権利保護の在り方に関する動向・議論	1対1の通信に係る事後的な権利保護（発信者情報開示等）に関する大きな議論は確認されず		
	(参考) グルーミングの罰則強化	- 児童・青少年の性的搾取を誘発または勧誘するグルーミング行為を処罰する青少年性保護法の部分改正が可決 - 青少年をオンラインで性的搾取する目的で、性的欲望、恥、嫌悪感を引き起こす連続的かつ繰り返される会話、または性的行為を誘発または誘う「グルーミング」を罰する新たな法的根拠が確立 - 子どもや青少年に対するデジタル性犯罪を効果的に検出・防止するために、改正法には警察が身元を開示または偽装して捜査可能	韓国政府 性平等家族部「아동·청소년 대상 온라인 그루밍 처벌한다」(2021年2月)
	(参考) 学校いじめ対策強化	2026年度から過去に校内暴力によって重い処分を受けた生徒の記録を大学入試の結果に反映させることを義務化すると発表	- TBS NEWS DIG「韓国 “いじめの記録”を大学入試結果に反映義務化へ」(2023年4月) - KOREA WAVE「韓国の国立大、大学入試で「いじめ歴」反映するはずが、約半数は「正規選考では未反映」」(2025年10月)
	(参考) 学校でのスマホ操作禁止	「スマートフォン依存」が深刻な教育水準の低下や精神衛生の問題を引き起こしているとして、2026年度から小中・高校生の授業中に携帯電話を使用することを禁止する法案が可決（初等・中等教育法の改正） - また、授業中以外でも、学校の校長や教師が必要に応じて生徒のスマートフォンの使用や所持を制限することが可能となる	朝鮮日報「수업 중 스마트폰 금지' 법으로 못 박았다」(2025年8月)

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目7】オーストラリアの調査結果〔1/2〕

- オーストラリアでは、1対1の通信を明確に対象とした発信者情報開示制度は存在しないものの、連邦裁判所規則で訴訟前の情報開示請求手続きが規定。実際、民事裁判で発信者情報開示が認められたケースが存在。
- ネット規制独立機関のeSafetyがサイバーいじめ・児童ポルノ等の削除通告を行う権限を持つ。2025年12月から施行された16歳未満のSNS利用規制も監督。（発信者の特定よりも削除・SNS規制に重点が置かれている）

【策定状況】：②

- 連邦裁判所規則のRule 7.22に基づき、訴訟前に証拠を保有する第三者に対する情報開示要求を裁判所に請求可能
- 実際に、1対1通信の発信者情報開示が認められた事例が存在

項目	小項目	概要	出所
通信データ保護規則	1979年電気通信（傍受及びアクセス）法	• 通信の秘密に関する法令。通信の傍受（リアルタイム）やアクセスを原則禁止	• オーストラリア連邦政府 公式法律データベース「Telecommunications (Interception and Access) Act 1979」
	1997年電気通信法	• 通信の秘密に関する法令。通信事業者は利用者の通信内容・個人情報を原則保護することが規定	• オーストラリア連邦政府 公式法律データベース「Telecommunications Act 1997」
	1988年プライバシー法	• 個人情報保護に関する法令。個人情報の収集・利用には、本人同意の取得、もしくは法的根拠に基づく必要がある	• オーストラリア情報コミッショナー事務局「Chapter 6: APP 6 Use or disclosure of personal information」
現在の発信者情報開示制度の策定状況	オーストラリア連邦裁判所規則（Federal Court Rules）Rule 7.22	• 訴訟提起前の証拠開示（Preliminary Discovery）を定めた規定 • 誰を訴えるべきかが不明な場合や、不正行為を行ったのが誰であるかを確定するために必要な情報を取得する必要があると裁判所に請求し、裁判所が証拠開示請求を認めた場合、その情報を保有する第三者へ情報開示命令を命じる規則	• AustLII (Australasian Legal Information Institute)「FEDERAL COURT RULES 2011 - RULE 7.22」

【調査項目7】オーストラリアの調査結果〔2/2〕

- オーストラリアでは、1対1の通信を明確に対象とした発信者情報開示制度は存在しないものの、連邦裁判所規則で訴訟前の情報開示請求手続きが規定。実際、民事裁判で発信者情報開示が認められたケースが存在。
- ネット規制独立機関のeSafetyがサイバーいじめ・児童ポルノ等の削除通告を行う権限を持つ。2025年12月から施行された16歳未満のSNS利用規制も監督。（発信者の特定よりも削除・SNS規制に重点が置かれている）

項目	小項目	概要	出所
1対1の通信の情報開示実績・裁判の判例	名誉毀損	- 原告が、匿名発信者が第三者（商業上の相手先等）にGmail等の手段で原告に関する否定的な発言が行われたことで損害を受けたとして、匿名アカウント（Gmail/Microsoft系）の本人特定をGoogle/Microsoftへ請求 - 裁判所は、匿名発信者の特定に資する情報をGoogle/Microsoftが保持し得るとして、Rule 7.22による開示を認める方向性を示した	オーストラリア連邦裁判所「Neville v Google LLC [2023] FCA 625」
	（参考 刑事事件） 性的グルーミング	- メルボルン在住の25歳の男性が、SnapchatとOmegleで児童との猥褻な会話をライブビデオチャットで録画した罪で、懲役5年6ヶ月の判決を受けた - 捜索令状に基づき、捜査官は複数の児童に関する児童虐待の資料が保存されている電子機器を押収した	オーストラリア連邦警察（AFP）「Melbourne man sentenced to jail for attempting to groom children online」(2021年4月)
		- タスマニア州北西部の61歳男性が、性的虐待のために誘導する意図でSnapchatのメッセージを通じて2人の少女をグルーミングした罪で、2年9か月の懲役刑を受けた - 携帯電話が警察に押収され、男性がSnapchatを使って少女たちにメッセージを送っていた証拠が見つかった	ABC「Snapchat messages were part of man's grooming of girls in bid for sex, court hears」(2023年6月)
1対1の通信に係る事後的な権利保護の在り方に関する動向・議論	1対1の通信に係る事後的な権利保護（発信者情報開示等）に関する大きな議論は確認されず		
	（参考） eSafety（ネット安全コミッショナー）への通報	18歳未満を対象とした深刻ないじめ・嫌がらせ等のコンテンツがオンライン上で送信・投稿・共有された際に、被害者がプラットフォームに報告してもコンテンツが削除されなかった場合、eSafetyに苦情を報告し、調査・削除を依頼可能	eSafety「Report cyberbullying」
	（参考） 16歳未満のSNS利用禁止	2024年の改正により、特定の「年齢制限のあるソーシャルメディアプラットフォーム（age-restricted social media platform: ARSMP）」に対して、16歳未満の子どもアカウント作成を防止する合理的な措置を講じる義務を追加。2025年12月10日にアカウント制限が開始	CNN「Australian teens were kicked off social media this week. Some are back already」(2025年12月)

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目7】日本の調査結果〔1/2〕

- 日本では、民事訴訟において1対1の通信を対象とした発信者情報開示は認められていない。（情プラ法・民事訴訟法の証拠保全手続きが存在するが、1対1の通信の発信者情報開示は対象外）
- 日弁連は、1対1の通信の発信者情報開示を認めるべきとの意見を複数回表明している。

【策定状況】：③ 1対1の通信の情報開示を対象とした制度は存在しない

- 情プラ法（旧プロ責法）では、1対1の通信は「特定電気通信」に該当しないため、原則発信者情報開示制度の対象外
- 民事訴訟法において訴訟前の証拠保全手続きが認められているが、最高裁は「通信の秘密の保護」が優先されるとして電気通信事業者は1対1通信の発信者情報の開示義務を負わないと判断

項目	小項目	概要	出所
通信データ保護規則	日本国憲法第21条	- 表現の自由を保障する条文。 - 第2項で、検閲の禁止、通信の秘密の保護が定められている	日本国憲法
	電気通信事業法	電気通信事業者に対して、取扱中に係る通信の秘密の保護を義務化	電気通信事業法
	個人情報保護法	個人情報（氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報）を第三者に提供する際には、法的根拠が必要（本人の同意、法的義務等）	個人情報保護法
現在の発信者情報開示制度の策定状況	情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）	- 不特定多数に向けた「特定電気通信」（例：インターネット上のウェブページやSNS、電子掲示板）を対象に、権利侵害が明らかかつ損害賠償請求のために発信者情報が必要である場合、発信者情報の開示を請求可能 ➢ 2025年4月に施行された情プラ法では、大規模プラットフォーム事業者への義務付け強化、発信者情報開示手続きの簡素化 1対1の通信（例：電子メール）は「特定電気通信」に該当しないため、原則発信者情報開示制度の対象外	総務省「情報流通プラットフォーム対処法関連情報サイト」
	民事訴訟法 証拠保全（第234条～242条）	- 民事訴訟法では、「あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情がある」と裁判所が認める場合、訴訟前に裁判所が証拠を先行調査し保全する手続きが認められている - 一方で、最高裁は電気通信事業法4条1項（通信の秘密の保護）および民事訴訟法197条1項2号の類推適用により、電気通信事業従事者は証拠保全手続きが命じられたとしても1対1通信の発信者情報の開示義務を負わないと判断	- 民事訴訟法 - 桜丘法律事務所「【判例紹介】匿名の脅迫メールの送信者情報の開示を認めなかった最高裁決定」（2021年6月）

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目7】日本の調査結果〔2/2〕

- 日本では、民事訴訟において1対1の通信を対象とした発信者情報開示は認められていない。（情プラ法・民事訴訟法の証拠保全手続きが存在するが、1対1の通信の発信者情報開示は対象外）
- 日弁連は、1対1の通信の発信者情報開示を認めるべきとの意見を複数回表明している。

項目	小項目	概要	出所
1対1の通信の情報開示実績・裁判の判例	1対1通信を対象とした民事での発信者情報開示は制度対象外		
	脅迫	- 企業に届いた匿名の脅迫メールを巡り、最高裁が地裁や高裁の判断を覆し、送信者情報の開示を認めない判断を下した - 情プラ法（当時：プロ責法）では1対1通信は情報開示の対象外であるため、民事訴訟法の規定に着目し、訴えの提起前における「証拠保全手続き」に基づいて、NTTドコモへ送信者の氏名・住所が記録された検証物提示命令の申立てを実施したが、最高裁はこれを認めなかった	桜丘法律事務所【判例紹介】匿名の脅迫メールの送信者情報の開示を認めなかった最高裁決定（2021年6月）
	（参考事例） 侮辱（オープンチャット）	複数の匿名投稿者から侮辱を受けた女性が「LINEヤフー」を相手取り、発信者情報開示を求めた訴訟で東京高裁が通信履歴を解析して電話番号を割り出すことを認めた上で開示を命じた（通信履歴の解析まで認められたのは異例）	企業法務ナビ「容姿の侮辱投稿で東京高裁が通信履歴解析を認める／発信者情報開示請求について」（2025年9月）
1対1の通信に係る事後的な権利保護の在り方に関する動向・議論	日弁連	日弁連からはプロバイダ責任制限法の改正にあたり「実効的な発信者情報開示請求のための法改正等を求める意見書」内において「1対1」のメッセージの送信者情報も開示の対象に含めるべきとの意見が出ていたが、改正法でもこの意見は取り入れられなかった	- 日本弁護士連合会「消費者の救済のための発信者情報開示制度に関する意見書」（2010年11月） - 日本弁護士連合会「実効的な発信者情報開示請求のための法改正等を求める意見書」（2020年12月）
	こども家庭庁	1対1の通信を発信者情報開示の対象とすることの是非を含め、事後的な権利保護の在り方に関して検討を実施予定	こども家庭庁 インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ「課題と論点の整理」（2025年8月）
	（参考） SNS規制	- こども家庭庁は、インターネットを介して子どもがトラブルに巻き込まれることを防ぐため、SNS規制の必要性などを議論する作業部会を設置 - 諸外国でのSNS規制の動向が加速化する中で、こども達がSNS規制をどのように考えるか意見を聞くために、こどもと構成員とのセッションを実施予定	子ども家庭庁 青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討WG「本ワーキンググループの進め方について」（2026年1月）

出所：各種公開情報を基に総務省作成

9. 1対1の通信における諸外国等の対応に関する調査

- 調査方針
- 調査結果
- 取りまとめ結果・示唆

【調査項目7】各国の1対1の通信に係る発信者情報開示制度の策定状況の整理結果

- 各国の1対1の通信に係る発信者情報開示制度の策定状況を下記の通り分類。

【策定状況】

- ①：1対1の通信の情報開示を明確に対象とした制度が存在している
- ②：①には当てはまらないが、包括的な発信者の情報開示制度の枠組みの中で1対1の通信の情報開示実績・裁判の判例や仕組みが存在している
- ③：①・②の両方ともに当てはまらない

国・地域	策定状況	概要
米国	②	- 連邦民事訴訟規則において、電子情報全般を対象とするeディスカバリー（電子証拠開示）が存在 - 実際に、いじめを巡った裁判の情報開示請求において、DMの開示が認められたケースが存在
EU	②	1対1の通信を含む包括的な情報開示制度（e-Evidence規則）が施行予定（但し、民事は対象外） - 具体的な情報開示の手続きは各国に委ねられている（ドイツでは1対1通信の発信者情報開示の実績あり）
英国	③	- 判例法に基づき、訴訟前に証拠を保有する第三者に対する情報開示要求を裁判所に請求可能 - 公開通信については判例法に基づいた発信者情報開示事例は存在するものの、今回の調査では明確に1対1の通信を対象とした開示事例は確認されず
フランス	②	- 民事訴訟法145条に基づき、訴訟前に証拠を保有する第三者に対する情報開示要求を裁判所に請求可能 - 実際に、複数の民事裁判において、1対1の通信を対象とした発信者情報開示事例が存在
韓国	③	- 刑事事件では、捜査機関が通信事業者に対して個人情報の提供を求めることが可能。 - 民事でも公開通信であれば情報通信網法に基づいて、情報開示を要求することは可能。但し、1対1通信は対象外と想定
オーストラリア	②	- 連邦裁判所規則のRule 7.22に基づき、訴訟前に証拠を保有する第三者に対する情報開示要求を裁判所に請求可能 - 実際に、1対1通信の発信者情報開示が認められた事例が存在
日本	③	- 情プラ法（旧プロ責法）では、1対1の通信は「特定電気通信」に該当しないため、原則発信者情報開示制度の対象外 - 民事訴訟法において訴訟前の証拠保全手続きが認められているが、最高裁は「通信の秘密の保護」が優先されるとして電気通信事業者は1対1通信の発信者情報の開示義務を負わないと判断

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目7】1対1の通信における諸外国等の対応状況の整理結果

分類	米国	EU	英国	フランス	韓国	オーストラリア	日本
通信データ保護規則	- アメリカ合衆国憲法 - 通信保存法 (SCA)	- EU基本権憲章 - ePrivacy指令 - EU 一般データ保護規則	- プライバシー・電子通信規則 - 英国一般データ保護規則	個人データ保護法	- 大韓民国憲法 - 通信秘密保護法 - 個人情報保護法	- プライバシー法 - 電気通信法	- 日本国憲法 - 電気通信事業法 - 個人情報保護法
1対1の通信に係る発信者情報開示制度の策定状況	○ (1対1通信適用可) 連邦民事訴訟規則に基づき訴訟前の証拠開示請求が可能	○ (1対1通信適用可能な加盟国が存在例：ドイツ/フランス) 刑事事件ではe-Evidence規則が施行予定	△ (1対1通信適用可否不明) 判例法 (NPO) に基づき訴訟前の証拠開示請求が可能	○ (1対1通信適用可) 民事訴訟法に基づき訴訟前の証拠開示請求が可能	× (1対1通信適用外) 公開通信の名誉毀損の場合には、情報通信網法に基づき発信者情報開示請求可能	○ (1対1通信適用可) 連邦裁判所規則に基づき訴訟前の証拠開示請求が可能	× (1対1通信適用外) 情プラ法/民事訴訟法共に対象外
情報開示実績・裁判の判例	○ (青少年事例確認) いじめを受けた被害者によるDMの証拠開示を容認 (モンタナ州)	△ (青少年事例は確認されず) ドイツでは最高裁が1対1通信発信者情報開示容認	× (事例確認されず) 1対1通信の開示事例は確認されず	△ (青少年事例は確認されず) 誹謗中傷を受けた被害者によるDMの証拠開示容認	× (事例確認されず) 1対1通信の開示事例は確認されず	△ (青少年事例は確認されず) 名譽毀損を受けた被害者によるDMの証拠開示容認	× (事例確認されず) 民事裁判での1対1通信の開示は最高裁が実質却下
1対1の通信に係る事後的な権利保護の在り方に関する動向・議論	○ (権利保護強化の議論有) 児童保護団体等が1対1通信の情報開示要求へのプラットフォームの消極姿勢を問題視	△ (刑事捜査の迅速化) 1対1の通信を含めた電子証拠を迅速に取得するためのEU-米国協定を協議中	○ (権利保護強化の議論有) 児童虐待防止団体は1対1通信は公開通信よりも子どもに対する保護が不十分である可能性を指摘	△ (いじめ発見) いじめ相談窓口へいじめの電子証拠を通報可能なアプリを開発・提供	*** (特段の動向は確認されず)	*** (特段の動向は確認されず)	○ (権利保護強化の議論有) 日弁連が1対1の通信も発信者情報開示の適用対象とするように主張
その他関連動向	*** (特段の動向は確認されず)	事前規制 (サービス設計) プラットフォームに対して、性的犯罪への自社サービスの悪用リスクの評価・リスク軽減措置義務化検討中	事前規制 (サービス設計) 子どもが見知らぬ人からDMを受信しないようなサービス設計を推進	罰則強化 (いじめ対策) - いじめ厳罰化 - 女性支援団体はセクストーション被害の多くが1対1通信経由と指摘	事前規制/罰則強化 (SNS利用規制/グルーミング・いじめ対策) - グルーミング・いじめ厳罰化 - 学校でのスマホ操作を禁止・制限強化する法案が可決	事前規制 (SNS利用規制) 16歳未満のSNS利用禁止が2025年12月から施行開始	事前規制 (SNS利用規制) こども家庭庁は諸外国の子どものSNS規制を受け、国内でのSNS規制の必要性を検討中

出所：各種公開情報を基に総務省作成

【調査項目7】1対1の通信における諸外国等の対応に関する調査の総括〔1/2〕

◆ 各調査対象国に対して、1対1の通信に係る発信者情報開示制度の策定状況を調査し、「①：1対1の通信の情報開示を明確に対象とした制度（以下、「該当制度」）が存在している」「②：該当制度が存在していないが、包括的な発信者の情報開示制度（以下、「包括的な制度」）が存在し、同制度の枠組みの中で1対1の通信の情報開示実績・裁判の判例や仕組みが存在している」「③：①・②の両方ともに当てはまらない」の3段階で判定し、判定結果に合わせた調査・整理・分析を行った。

➤ 調査対象国：米国、EU、英国、フランス、韓国、オーストラリア、日本

➤ 調査項目

✓ 判定①：該当制度の概要・活用実態、当該制度に係る課題及び事後的な権利保護の在り方

✓ 判定②：包括的な制度の概要、同制度を活用した1対1の通信の情報開示実績・裁判の判例や仕組み、該当制度の制定等に向けた動向や議論

✓ 判定③：該当制度の制定や包括的な制度の中での対応等に向けた動向や議論

◆ 整理・分析の結果は以下のとおりである。

➤ ①と判定された調査対象国（1対1の通信の情報開示を明確に対象とした制度を持つ国）は確認されなかった。

➤ 各国においては通信の秘密の保護および個人情報保護に関する憲法・法令が存在し、1対1の通信の情報開示については原則として本人の同意または明確な法的根拠を要する。その法的根拠として、各国では民事裁判手続として訴訟前の証拠開示請求制度が整備されているが、1対1の通信の発信者情報が証拠開示請求の対象として裁判所に容認されるか否かについては、各国で判断が分かれている。

✓ 【米国・EU（ドイツ）・フランス・オーストラリア】②と判定（1対1通信に係る発信者情報開示の事例が確認された）

✓ 【英国】③と判定（1対1通信が発信者情報開示の対象となり得るかについて明確な整理は確認できず、本調査の範囲では該当する開示事例を確認できなかった）

✓ 【日本・韓国】③と判定（現行制度上、1対1通信は原則として発信者情報開示の対象外と想定される）

➤ なお、1対1通信の発信者情報開示が容認されている国・地域においても、青少年を明確に対象とした民事上の開示事例はほとんど確認されなかった。他方、青少年が1対1通信を通じて被害（主として性的グルーミング等の性被害）を受けた場合には、刑事事件として捜査機関による発信者情報の取得・開示が行われた事例が、複数の調査対象国において確認された。

➤ 日本では、日弁連が1対1の通信についても発信者情報開示の対象とするよう情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）を改正すべきとの意見書を提出している。これに対し、海外諸国においては、児童虐待防止団体や女性支援団体等から、プラットフォーム事業者による情報開示に対する消極的姿勢や、公開通信と比較した場合の1対1通信における青少年保護の不十分さに対する懸念が表明されている事例は確認されたものの、1対1の通信に係る事後的な権利保護の在り方を巡る大きな政策動向や制度改正に関する議論は確認されなかった。

➤ 海外諸国において事後的な権利保護に関する議論が活発ではない一方で、事前的な規制（子どものSNS利用規制等）や罰則強化（性的グルーミングや学校におけるいじめ行為に対する厳罰化）については、複数の調査対象国で検討や法整備が進展している状況が確認された。

出所：総務省作成

【調査項目7】1対1の通信における諸外国等の対応に関する調査の総括〔2/2〕

- ◆ 調査結果を踏まえた、国内において1対1の通信を発信者情報開示制度の対象とする制度の在り方に関する考察は下記のとおりである。
 - 通信の秘密の保護は各国において共通して尊重されている一方で、通信の秘密の保護と被害者の権利保護とのバランスの取り方については、各国裁判所の判断が分かれている状況にある。国内においては、最高裁判所の判断により、1対1通信に係る発信者情報の開示が事実上困難となった前例が存在しており、現行の司法判断の枠組みが大きく転換される可能性は高くないと考えられる。このため、国内において1対1通信の発信者情報開示を可能とするためには、情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）における発信者情報開示の対象を「特定電気通信」に限定している要件等の見直し・撤廃を含む法改正が必要となる可能性が高い。
 - ✓ 欧米諸国と日本・韓国において裁判所の判断に差異が見られる背景については、文化的・社会的背景の違いが影響している可能性も考えられるものの、本調査の範囲においては、当該差異を明確かつ一貫して説明し得る客観的な根拠や見解は確認されなかった。
 - 他方で、1対1通信の発信者情報開示事例が確認されている国・地域においても、青少年に関わるトラブルを対象とした開示事例がほとんど確認されていない背景としては、制度上は開示手続が可能であるものの、実務上は費用負担、手続の煩雑さ、制度への理解等が求められ、青少年の被害者にとって開示請求のハードルが高いことが一因となっている可能性が考えられる。
 - また、開示の対象となるサービスの多くは米国を中心とする海外プラットフォームが運営するサービスであると想定されることから、海外事業者による対応が迅速に行われられない場合、制度自体が実効性を欠き、形骸化するおそれも懸念される。
 - 被害者救済の新たなルートを整備すること自体には一定の意義が認められるものの、仮に法改正により国内において1対1通信を対象とした発信者情報開示手続が制度化された場合であっても、開示手続のハードルの高さや事業者対応の遅延等を背景として、事後的な権利保護の実効性は限定的となる可能性がある。
 - このため、1対1通信を通じた青少年被害への対応にあたっては、事後的な権利救済の枠組みの整備にとどまらず、海外諸国においても進展している事前的な規制や罰則強化等の動向を踏まえ、被害の発生自体を抑止・低減する観点からの総合的なアプローチを国内においても検討していくことが求められる。

10.その他のインターネット上の青少年保護機能としての閲覧防止技術の最新の動向やそれに係る制度対応等に関する調査

生成AIに対する青少年保護の動き

米国の生成AIに対する青少年保護の動き〔1/2〕

- 米国ではTAKE IT DOWN Actによる生成AIによる性的ディープフェイク画像を規制する法案が制定。
- またAIチャットボットの運営事業者に対してAIであることを定期的に明示する機能を義務化する法案が審議されている（カリフォルニア州では州法レベルで制定されている）。
- 生成AIプロバイダによる年齢確認システムの開発なども進められている。

大分類	小分類	概要	詳細	出所
法規制	連邦法	性的ディープフェイク画像の規制	• 非同意で公開された性的画像に関して、AI等で作成・改変されたディープフェイクコンテンツの公開等も処罰対象とする連邦法「TAKE IT DOWN Act」が、2025年5月に成立 • 被害者から削除要請を受領した場合、オンラインプラットフォームに対し、48時間以内に当該画像を削除することを求めている	AP News「President Trump signs Take It Down Act, addressing nonconsensual deepfakes. What is it?」（2025年5月）
		AIチャットボットの規制（審議中）	• AIチャットボットの運営事業者に対して、サービスアクセス前の年齢確認やAIであることを定期的に表示する機能などを義務化する連邦法案「GUARD Act」が、審議されている	RAINN「RAINN-Endorsed Guard Act To Protect Children From AI Chatbots Introduced In Congress」
	州法	生成AIによるCSAM規制の拡大	• 2025年8月時点で、45州が生成AIによるCSAM（児童性的虐待のコンテンツ）を犯罪化する法律を制定済み（内半数以上は2024～2025年で制定された）	Enough Abuse「State Laws Criminalizing AI-generated or Computer-Edited CSAM」
		ディープフェイクによる虚偽のメディア作成の規制	• ニュージャージー州において、生成AIにより作成された虚偽のメディアの作成・共有は、で現在犯罪となり、新たな州法に基づく訴訟の対象となる • 少なくとも20州が、同様の法案を可決している	AP News「Creating and sharing deceptive AI-generated media is now a crime in New Jersey」（2025年4月）
		AIチャットボットの規制	• AIによる「コンパニオン・チャットボット」を規制する法案「SB243」がカリフォルニア州で制定 ※ユーザーとの複数回の対話を通じて社会的・感情的関係を形成する生成AIを「コンパニオン・チャットボット」と定義 • コンパニオンチャットボットの運営者に対して以下のような安全対策を要求している ➢ チャットボットは機械あり人間ではないことを明示する義務 ➢ ユーザーが自殺念慮や自傷行為を示した場合の対応プロトコルの整備・公開義務 ➢ 未成年者ユーザーへの特別義務（3時間ごとにAIである旨および休憩を促す通知を行うこと、性的・暴力的内容の生成防止措置の実施） ➢ 自殺関連の対応件数を州自殺予防局へ報告（2027年1月1日～）	JETRO「米カリフォルニア州、AIチャットボット規制法「SB243」を制定」（2025年10月）

出所：各種公開情報を基に総務省作成

米国の生成AIに対する青少年保護の動き〔2/2〕

- 米国ではTAKE IT DOWN Actによる生成AIによる性的ディープフェイク画像を規制する法案が制定。
- またAIチャットボットの運営事業者に対してAIであることを定期的に明示する機能を義務化する法案が審議されている（カリフォルニア州では州法レベルで制定済み）。
- 生成AIプロバイダによる年齢確認システムの開発なども進められている。

大分類	小分類	概要	詳細	出所
ガイドライン	生成コンテンツのリスク低減 (NIST AI 100-4)	- 生成AIによって作成・改変される合成コンテンツを巡るリスクに対応するため、出所証明やコンテンツのラベリング、検知技術といった技術的アプローチを体系的に整理 - あわせて、生成AIがCSAMや非同意の性的画像（NCII）といった有害・違法コンテンツを生成・拡散しないようにするためのリスク低減策やガバナンス上の留意点にも言及	NIST「Reducing Risks Posed by Synthetic Content」 （2024年11月）	
	技術的な対応	生成AIプロバイダによる年齢確認の取り組み	- OpenAIは年齢を推定する年齢予測モデルの導入を開始 - ユーザーが未成年の可能性がある場合、自動的に10代向けの安全対策を適用 - システムによって誤ってフラグ付けされた成人には、年齢を確認する機会も提供 - Anthropicは、ユーザーが未成年である可能性を示す微妙な会話上の兆候を検出できる新しいシステムを開発 - チャット中に未成年であると自認するユーザーには既にフラグ付けを行う ※Anthropicは18歳未満のユーザーによるClaudeの使用を許可していない	The Verge「OpenAI and Anthropic will start predicting when users are underage」 （2025年12月）
		生成AIプロバイダによる自殺・自傷防止への取り組み	- OpenAIはガードレールの強化を行い、10代の若者向けには自殺に関する話題を出さないようにしたほか、緊急時には外部のオフラインサポートへの連絡を促すといった機能を付加している - Anthropicも、自殺や自傷行為に関するプロンプト対応へのトレーニングにも取り組んでいる	The Verge「OpenAI and Anthropic will start predicting when users are underage」 （2025年12月）

EUの生成AIに対する青少年保護の動き〔1/3〕

- EUでは2024年5月に世界初の包括的AI法が成立した。同法は子どもたちがAIを利活用する際の情報提供義務といった青少年保護の内容を盛り込んでいる。

分類	概要	詳細	出所
法規制	未成年の生成AI利用における保護原則の適用根拠	- General Data Protection Regulation（GDPR）は子どもを含むすべてのEU域内の個人データを保護するための基本的なEU法。2018年5月に施行。EU加盟国に同一に直接効力を持つ - 直接明示していないが、青少年の生成AI利用などについても、子どもの保護原則の適用根拠となると考えられる	個人情報保護委員会「GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）」、European Parliament「Children and generative AI」（2025年2月）
	オンライン上の未成年者保護のための義務付け根拠	- Digital Services Act（DSA）はEU内に利用者がいるオンラインプラットフォームに対し、司法機関や行政機関からの違法コンテンツに関する措置命令への対応や未成年者の保護措置等を行うことを義務付け。明示していないが、生成AIを含むと考えられる - オンライン上の未成年者の保護のために、事業者が適切かつ相応の措置を講ずる義務を規定（第28条第1項）。欧州委員会は、その支援のためのガイドラインを発行することが可能（同条第4項）	総務省デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護ワーキンググループ（第2回）「青少年保護の取組状況等について」（2025年12月）
	世界初の包括的なAI法の成立	- AI Actは2024年5月に成立した世界初の包括的なAI法。子どもの権利を含む基本的人権を完全に尊重する、信頼できるAIアプリケーションの統一的な市場を作るための統一ルールを定めており、2027年8月2日から全面適用される - ディープフェイクやその他のAI生成素材にウォーターマークをつける義務や、子どもたちがAIと関わるときに情報提供する義務など、子どもたちにも恩恵がある内容になっている	European Parliament「AT A GLANCE Children and generative AI」

EUの生成AIに対する青少年保護の動き〔2/3〕

- EUではガイドラインレベルでも、オンラインプラットフォームの利用者年齢確認の設計や、教育現場におけるAI利活用の助言など多方面から青少年保護に取り組んでいる。

分類	概要	詳細	出所
ガイドライン	未成年者オンライン保護ガイドラインの公表	- Digital Services Act (DSA) 第28条第4項に基づき、欧州委員会が2025年7月に「未成年者オンライン保護ガイドライン」を公表 - オンラインPFの利用者年齢確認、未成年者の保護設定のデフォルト化、未成年者へのAI使用の誘導禁止といったインターフェース設計等の措置を定めている	総務省デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護ワーキンググループ（第2回）「青少年保護の取組状況等について」（2025年12月）
	年齢保証に関する声明の採択	- 欧州データ保護会議（EDPB）が2025年2月に「年齢保証に関する声明」を採択 - データ保護の原則を遵守しつつ、未成年者を保護し、ヨーロッパの一貫した年齢保証アプローチを確保することを目的とし、個人の年齢や年齢範囲を決定する際の個人データのコンプライアンス処理のための10の原則を挙げている	EDPB「EDPB adopts statement on age assurance, creates a task force on AI enforcement and gives recommendations to WADA」（2025年2月）
	子どものインターネット利用促進とリスクからの保護を目的としたガイドラインの発表	「子どものためのより良いインターネットに関する新欧州戦略（BIK+）」を2022年に発表（2012年に採択された戦略の改訂版）。子どもによるインターネット利用の促進とインターネット上のいじめ、有害・違法コンテンツなどのリスクからの保護を目的としている - 生成AIに関して明示されているわけではないが、生成AIを含むデジタルリテラシーの向上、啓発資料、情報、教育資源の提供を目指していると考えられる	European Parliament「Children and generative AI」（2025年2月）、一般社団法人マルチメディア振興センター「【EU】欧州委員会、子どものインターネット利用に関する新戦略採択」（2022年5月）
	小中学校の教師を対象とした、学校教育におけるAI利活用についてのガイドライン発表	「教育におけるAIとデータの利用に関する教育者向けの倫理ガイドライン」は2020年9月に採択されたデジタル教育行動計画2021-2027の一環として、2022年に欧州委員会が発表したガイドライン。小中学校の教師を対象とし、AIとデータを効果的に学校教育に統合する方法について実践的な助言を提供している。2025年末に改訂版公開が予定されている	European Commission「Ethical guidelines on the use of artificial intelligence and data in teaching and learning for educators」（2025年10月）

出所：各種公開情報を基に総務省作成

EUの生成AIに対する青少年保護の動き〔3/3〕

- ・ 欧州委員会は2025年7月に年齢確認アプリの試作を発表し、EU加盟国での導入のための取組を進めている。
- ・ AI生成児童ポルノの作成、所持、共有を犯罪とする指令を可決し、検知技術の法的位置づけ等を検討したり、AI ActによるAI生成コンテンツへのウォーターマーク義務化に伴い、ラベリングに関する実務規範の作成を開始している。

分類	概要	詳細	出所
技術的な対応	年齢確認技術の推進	・ 欧州委員会が2025年7月に、ホワイトラベル年齢確認ソリューションの青写真（ブループリント）を公開すると共に、年齢確認アプリの試作を発表 ・ EU加盟国のデンマーク、フランス、ギリシャ、イタリア、スペインが、自国のデジタルウォレットで導入するか、カスタマイズされた国民年齢確認アプリをアプリストアで公開するなど、最初にこの技術的ソリューションを導入する見込み	European Commission「Commission makes available an age-verification blueprint」(2025年7月) European Commission「Joint press release: Commission presents guidelines and age verification app prototype for a safer online space for children」(2025年7月)
	AI生成児童ポルノの検知	・ 欧州議会はAIで生成されたCSAMの作成、所持、共有を犯罪とする指令を2025年6月に可決 ・ AIによる新規CSAM検知の可能性とプライバシー配慮を含む技術を検討中 ・ Microsoftが開発した画像識別技術PhotoDNA等の既存技術の法的位置づけも議論中	Euro news「EU Parliament to criminalise AI-generated child abuse material」(2025年6月) European Data Protection Supervisor「NOTE TO THE FILE ePrivacy new developments」
最新動向	年齢規制の強化	・ 2025年11月、欧州議会は「16歳未満のソーシャルメディア利用禁止」を求める報告書を採択 ・ ディープフェイク、コンパニオンチャットボット、AIエージェント、同意なしに操作された画像を生成するAI搭載のヌードアプリなど、生成AIツールがもたらす倫理的・法的課題に緊急に対処するための措置も求めている	European Parliament「Children should be at least 16 to access social media, say MEPs」(2025年11月)
	AI生成コンテンツへのウォーターマーク義務化	・ AI Actでは生成AIの提供者および導入者に対して透明性要件を定め、AI生成コンテンツへのウォーターマークが義務化された ・ AI Actにおける透明性義務を受け、欧州委員会は2025年11月「AI生成コンテンツの表示・ラベリングに関する実務規範」の作成を開始	European Commission「Commission launches work on a code of practice on marking and labelling AI-generated content」(2025年11月)

出所：各種公開情報を基に総務省作成

英国の生成AIに対する青少年保護の動き

- 英国では、「Online Safety Act 2023」（OSA）の枠組みで、生成AIも監督の対象となるという見解が示されているものの、現状、生成AIに対して年齢確認の導入等の明確な規制が課されている状況にはない。この状況を受けて、英国政府が生成Iに対するより厳しい法律を検討しているという報道が2025年12月になされた。
- 生成AIによるCSAM（児童性的虐待コンテンツ）に対しては「犯罪・警察法案（Crime and Policing Bill）」の改正により、刑事罰の対象となり、指定されたAI企業や保護機関がCSAMの生成テストができるようになった。

分類	概要	詳細	出所
法規制	「Online Safety Act 2023」（OSA）の枠組みでの監督	- ポルノグラフィを含む「Primary Priority Content」（CSAM、自傷行為助長など）を提供するサービスに、未成年者のアクセスを防ぐ「高度に効果的な年齢保証」の導入を義務付け - 生成AI自体を名指しはしていないものの、ユーザー生成コンテンツや生成AI機能を持つプラットフォームはこの枠組みで監督されるとの解釈が示されている	Ofcom「Open letter to UK online service providers regarding Generative AI and chatbots」（2024年11月）
	生成AIによるCSAM（児童性的虐待コンテンツ）に対する法改正の実施	「犯罪・警察法案（Crime and Policing Bill）」の改正により、AI生成された偽ポルノ画像の作成・流布に刑事罰が科されるようになった。 - また、指定されたAI企業と子どもの安全保護機関に対し、AIモデルが児童性的虐待画像を生成しないよう、予防的な安全措置をテストすることを特別に許可する形に変更 ➢ 従来はCSAMの作成や所持が違法であるため、AI開発者がテスト目的であっても画像を生成することができなかった	Guardian「Tech companies and UK child safety agencies to test AI tools’ ability to create abuse images」（2025年12月）
ガイドライン	AI白書での対応方針の明確化	2023年にAI白書を公表し、AI規制は革新阻害を避ける軽量原則に委ねる方針を示した - しかし児童保護に関してはオンライン安全法の厳格運用を軸に据えている	英国政府「A pro-innovation approach to AI regulation」（2023年3月）
技術的な対応	年齢確認技術の導入	OSAの下、2025年7月に全てのアダルトサイトやアプリに強力な年齢確認を実装することを義務化（生成AIもOSAの監督対象であり、年齢確認が必要なサービスと見なされれば、年齢確認を必須とされるが、現在は年齢確認の対象サービスとはなっていない）	Ofcom「Age checks for online safety – what you need to know as a user」（2025年7月）
最新動向	生成AIに関するより厳しい法律の検討中東の報道	英国政府がティーンエイジャーが自傷行為を促す恐れがあるため、生成AIの規制強化を検討しているとの報道が2025年12月になされた	Financial Times「UK explores tougher laws on AI chatbots」（2025年12月）

出所：各種公開情報を基に総務省作成

フランスの生成AIに対する青少年保護の動き

- フランスでは、SNSの全ユーザーに対して生成AIコンテンツ投稿時に出所明記を義務付け、生成AIによる児童ポルノ生成の犯罪化に関する法案が提出されているものの、現状では審議が継続中であり、一部を除き生成AIに関する明確な規制は存在しない。（インフルエンサーに対しては生成AI出所明示が義務化済み）
- 教育でのAI利用方針では、AI利用の学習効率化等のメリットを認めつつも、学年に応じた利用制限やAI出力を鵜呑みにしない批判的思考力の重要性が強調されている。

分類	概要	詳細	出所
法規制	15歳未満のSNS利用制限（未施行）	15歳未満の子どもが保護者の同意なしにSNSのアカウント登録することを禁止し、ソーシャルメディア事業者に対し、ユーザーの年齢確認と保護者同意の確認を行う技術的措置の導入を義務付けする法案が公布された（EUのデジタルサービス法(DSA)との整合性が問題となり、現在まで未施行） - 現時点では、生成AIサービスは規制対象外。EUではAIチャットも含めて利用最低年齢を16歳とする非拘束決議が承認されたため、今後生成AIサービスも規制対象となる可能性がある	- フランス政府「Loi du 7 juillet 2023 visant à instaurer une majorité numérique et à lutter contre la haine en ligne」(2025年6月) - Reuters「European lawmakers seek EU-wide minimum age to access AI chatbots, social media」(2025年11月)
	SNS上での生成AIコンテンツの識別義務化（審議中）	- SNS上に投稿された生成AIコンテンツを特定するための法案が2024年12月に提出（審議中） - SNSの全ユーザーに対して、生成AIによって生成・改変された画像を公開する場合に、出所を明示することを義務化 ※インフルエンサー〔知名度を用いて報酬と引き換えに商品・サービスの宣伝をする人〕に対しては、2023年にSNSへ投稿した生成AIコンテンツの出所明記が義務化済み - 大手プラットフォームに対しては、生成AIコンテンツを検出し、生成AIコンテンツであることをラベリングするための仕組みを整備することを義務化	- フランス議会下院「Proposition de loi, n° 675」(2024年12月) - Légifrance「LOI n° 2023-451 du 9 juin 2023 visant à encadrer l'influence commerciale et à lutter contre les dérives des influenceurs sur les réseaux sociaux (1)」(2023年6月)
	生成AIによる児童ポルノ生成の犯罪化（審議中）	- 生成AIによる児童ポルノの生成を犯罪化するための法改正案が2025年2月に提出（審議中） - AIが生成した児童の性的な視覚・音声コンテンツの制作・頒布も既存の児童ポルノと同等の刑罰で処罰する規定 - 児童ポルノの生成を目的とした生成AIモデルを作成やモデル生成のためのデータ収集・保持も処罰対象とする規定	フランス議会上院「Lutter contre la création de contenus pédocriminels via l'IA générative」(2025年2月)
ガイドライン	教育におけるAI利用の枠組み	- 教育におけるAI利用方針に関するガイドライン。AIの学習効率化の効果は認めつつ、学年に応じた利用制限やAIの回答を鵜呑みにしない批判的思考の教育の重要性を提示している - 初等教育：AI利用は禁止、中等教育：教員の指導・監督のもとで、限定的なAI利用を許可、高等教育：教員が定義した学習・訓練の枠組みの中で自律的なAI利用を許可 - 自身の思考を介さずにAIに宿題をさせることは、「第三者による代筆」や「盗用」と同様の不正行為とみなされる	フランス国民教育省「L'IA en éducation : cadre d'usage」(2025年6月)

出所：各種公開情報を基に総務省作成

韓国の生成AIに対する青少年保護の動き

- 韓国では、2025年1月にAI基本法が制定され、教育領域のAIに対する監督を強化している。
- また、2025年2月には生成AIユーザー保護ガイドラインが公表され、青少年の人格権の保護や、未成年ユーザーの有害なプロンプト入力への対策を提案するなど、生成AIにおける青少年保護に積極的に取り組んでいる。
- また、ディープフェイクコンテンツの明示義務や、ディープフェイク検出システムの開発補助にも取り組んでいる。

分類	概要	詳細	出所
法規制	AI基本法による教育領域のAIへの監督強化	2026年1月施行予定の「人工知能の発展及び信頼基盤の構築に関する基本法」（以下AI基本法）において、教育領域を含む11領域に関わるAIを「高インパクトAI」として定義し、監督を強化 「高インパクトAI」について、AI製品・サービスの提供に伴い、リスク管理計画や利用者保護計画の策定・運用など、安全性・信頼性確保のための措置や、AIが基本的人権に及ぼす影響の事前評価や利用者への事前告知を通じた透明性確保を要求	韓国政府 科学・ICT省（人工知能政策部門）「인공지능 발전과 신뢰 기반 조성 등에 관한 기본법 (약칭: 인공지능기본법)」(2025年1月)
	未成年者の個人情報保護	- 個人情報保護委員会（PIPC）は、個人情報保護法に基づき、14歳未満の子供の個人情報について、法的代理人の同意なしに処理することを禁じているほか、データ管理者に対して必要性に応じたデータ最小化等を要求 - 未成年者に対する学習や生態認証、レコメンド等において、AI開発に影響を及ぼす可能性が高い - PIPCは生成AIの個人情報処理に関するガイドラインを発行（青少年保護に関する記載なし）	WordWitchConsulting「AI, Minors, and the Global Patchwork Problem: Why Regulation Still Can't Keep Up」
	生成AIコンテンツの表示義務	AI基本法において、生成AIで作成されたコンテンツについて、明示的に表示を行うよう義務付け	韓国政府 科学・ICT省（人工知能政策部門）「인공지능 발전과 신뢰 기반 조성 등에 관한 기본법 (약칭: 인공지능기본법)」(2025年1月)
ガイドライン	生成AIユーザー保護ガイドラインの策定	2025年2月、韓国通信委員会は「生成AIユーザー保護ガイドライン」を公表し、3月より施行 - 本ガイドラインは尊厳・人権の保障、透明性の確保、安全性の保障、公正性の保障の4つを基本原則として定め、その実現に必要な実装方法を説明している - 青少年保護については、特定の年齢層のユーザーに対する人格権の保護の措置や、未成年ユーザーが青少年にとって有害な内容をプロンプトに入力した際に警告文を表示する方策などを提案	법률신문「생성형 인공지능 서비스 이용자 보호 가이드라인 발표」(2025年3月)
技術的な対応	ディープフェイク検出システムの開発	2025年3月、韓国の情報通信技術計画評価研究所（IITP）とAI Singaporeは、異なる言語・社会文化・環境的特徴を理解したディープフェイク検出システムの開発に対して助成金を提供 - シンガポール経営大学と成均館大学が共同で研究チームを立ち上げて助成金を獲得。ディープフェイク検出システム「DeepShield」を2026年1月より開発予定	싱가포르 경영 대학「SMU and South Korea to create seminal AI deepfake detection tool」(2025年11月)

出所：各種公開情報を基に総務省作成

オーストラリアの生成AIに対する青少年保護の動き〔1/2〕

- ・ オーストラリアは生成AIを用いたディープフェイク被害に対して、ディープフェイクの共有・制作を禁じる法整備を実施。
- ・ 2026年以降は生成AI事業者に対する「年齢確認」と「セーフサーチ」を義務化し、技術的な対策を要求予定である。
- ・ AISIの設立や教育機関向けの生成AI及びガイドラインの策定を推進し、国家レベルで安全な生成AI利用環境構築を目指す。

分類	概要	詳細	出所
法規制	ディープフェイクによる性的画像の共有を禁じる刑法の改正	・ 生成AI等を使用したディープフェイクの性的画像がオンライン上で拡散される被害が増加していることを背景に、同意なき性的素材の共有を禁止した、刑法（Criminal Code Act 1995）の改正法案が可決された。（Criminal Code Amendment (Deepfake Sexual Material) Act 2024）	Australian Government「Criminal Code Amendment (Deepfake Sexual Material) Act 2024」
	ディープフェイクに対する保護を強化（ニューサウスウェールズ州）	・ ニューサウスウェールズの州法では生成AIを利用してディープフェイクを制作することも規制し、最大3年の禁錮刑に処される犯罪となった。また、本人が作成したものでなくても、そのような画像を共有したり、共有すると脅したりすることも、同様に最大3年の禁錮刑に処される犯罪となった。	NSW Government「NSW Government strengthens protections against deepfakes and image-based abuse」(2025年9月)
	オンライン安全法による有害なAIコンテンツ削除	・ eSafetyコミッショナーはオンライン安全法に基づき、AI生成コンテンツであっても法定義の有害コンテンツ（性的嫌がらせ、いじめなど）である場合、削除することが可能。	eSafety Commissioner「eSafety Commissioner Submission」(2023年7月)
	年齢確認措置の義務化	・ eSafetyコミッショナーはオンライン安全法に基づき、2026年3月よりAIチャットボットを提供する企業に対して、子どもが性的・暴力的なコンテンツに接触しないよう年齢確認措置を義務付ける。	eSafety Commissioner「Online Safety Codes and Standards Regulatory Guidance」(2025年12月)
	検索エンジンのセーフサーチをデフォルトでオン	・ eSafetyコミッショナーはオンライン安全法に基づき、AI機能を搭載した検索エンジン事業者に対して、利用者の年齢確認を義務付ける。18歳未満には、不適切なコンテンツを遮断する「セーフサーチ」をデフォルトで有効にする必要がある。2025年12月27日から開始予定。	
	青少年保護に関する具体的措置の報告義務	・ eSafetyコミッショナーはオンライン安全法に基づき、2025年10月より、Character.aiなどのハイリスクなコンテンツを生成する可能性があるサービス事業者に対し、未成年を保護するための具体的措置についての報告を求める法的通知を出した。	
ガイドライン	教育機関向けガイドラインの制定	・ 教育現場における生成AIの倫理的な利用を目的として、学校運営者や教師、保護者、生徒に向けて、生成AIのガイドラインを制定・公開している。これにより、各校での生成AIの利用は、責任ある範囲で試行されている。なお、学生のメールアドレスとパスワードを超える個人情報を必要とする生成AIツールを使用する際に、保護者からの同意を得ることを義務付けている。	Australian Government「Australian Framework for Generative Artificial Intelligence (AI) in Schools」

出所：各種公開情報を基に総務省作成

オーストラリアの生成AIに対する青少年保護の動き〔2/2〕

分類	概要	詳細	出所
技術的な動向	教育機関向けの生成AI「NSWEduChat」の開発	一般的な生成AIをそのまま学校で使わせるのではなく、政府や州が教育機関向けに開発した生成AIを導入する動きが見られる。特に、ニューサウスウェールズ州とマイクロソフトが共同で開発した「NSWEduChat」はニューサウスウェールズ州の5～12年生が利用可能である。	NSW Government「NSWEduChat」
	«参考» 年齢確認技術のトライアル (Age Assurance Technology Trial)	オーストラリア政府は2025年6月、60以上の年齢確認技術（顔年齢推定、行動分析、政府ID連携など）の精度とプライバシー保護性能テストの最終報告を行った。プライバシーを損なうことなく、実効性のある年齢確認は技術的に可能であると結論づけた。	Age Assurance Technology Trial「Trial Outcomes」
最新動向	National AI Planの制定	2025年12月に発表されたオーストラリアの「National AI Plan」は、AIの技術革新と安全な社会実装を両立させるための包括的な政策ロードマップ ➢ 機会の捕捉 (Capture the opportunity)、恩恵の普及 (Spread the benefits)、国民の安全確保 (Keep Australians safe)の3つのゴールを定めている。	Australian Government「National AI Plan」(2025年12月)
	Australian Artificial Intelligence Safety Institute (AISI)の設立予定	上記の「National AI Plan」における国民の安全確保 (Keep Australians safe)において、AISIの設立が決定。大規模言語モデル等が社会に与える負の影響を技術的に検証したり、イギリス、アメリカ、日本などのAI安全研究所と連携し、AIの安全基準をグローバルで統一することを目指す。（青少年保護の文脈も含む）	Australian Government「Australia establishes new institute to strengthen AI safety」(2025年11月)

出所：各種公開情報を基に総務省作成

中国の生成AIに対する青少年保護の動き

- 中国では2023年8月に「生成AIサービス管理のための暫定措置」が施行され、国家の安全や社会公序良俗に反する内容の生成禁止、未成年の過度使用を防止する措置を講じること、利用規約で適切な使用年齢の告知、必要に応じた時間制限等の措置が義務付けられ、生成AIプロバイダによる技術的な対応もなされている。
 - 中国では実名認証システムが社会インフラ化しており、ネットサービスは必ず本人確認を行う必要があり、生成AIの利用でも必ず年齢確認が行われる状況

分類	概要	詳細	出所
法規制	「生成AIサービス管理のための暫定措置」の施行	2023年7月に中国のサイバースペース管理局と、国家発展改革委員会、教育部、科学技術部、工業情報技術部、公安部、国家ラジオテレビ管理局の6つの国家規制当局によって発表され、同年8月から施行された。 - ChatGPTのような公開生成AIサービスを対象に、国家の安全や社会公序良俗に反する内容の生成禁止、アルゴリズムの届け出義務、AI生成コンテンツへのラベル付け義務などを定めた包括規則となっている - 同措置の中で、未成年の過度使用を防止する措置を講じること明記され、事業者は利用規約で適切な使用年齢を告知し、必要に応じて時間制限等の措置を取るよう求められている。	中華人民共和国サイバースペース管理局「生成式人工智能服务管理暂行办法」（2023年7月）
	AIによるわいせつ物製造行為の取り締まり	2024年3月に、2023年には全国の公安機関が関連する2件の事件を発見し、人工知能AI技術を用いたわいせつ物製造の新たな犯罪で21名の刑事容疑者を逮捕する予定と発表された。	「用人工智能技术制作淫秽物品去年21人落网」（2024年3月）
技術的な対応	年齢確認の義務	中国では実名認証システムが社会インフラ化しており、ネットサービスは必ず本人確認を行う必要があり、生成AIの利用でも必ず年齢確認が行われる状況である。	各種公開情報
	生成AIプロバイダによる技術的な対応	- 文心一言（Ernie Bot／百度）、阿里巴巴（Alibaba）、讯飞（iFlytek）などの主要生成AIプロバイダは、暫定弁法に基づき以下を実装しているという各種報道がなされている - プロンプトのリアルタイム検閲（NGワード・敏感語辞書を用いた入力制限） - 出力内容の事前フィルタリング（特定トピックでは空白出力または「回答できません」） - 一部では 政治指導層に関する質問不可、性表現や暴力表現の生成不可 を明示	The Straits Times「China's Baidu confident its AI chatbot won't make mistakes on 'sensitive topics'」等各種公開情報

出所：各種公開情報を基に総務省作成

Apple・Googleのレーティング基準の比較結果

レーティング基準の比較

- Appleの方がレーティング基準が細かく設定されており、Googleの場合は、暴力・性・ギャンブルに関する記載が中心でそれ以外の内容（医療・ウェルネス、アプリの機能等）に対する記載が少なく、比較に限界があるが、基準は類似。
- 大きく差がある個所としては、リアルな暴力を許可する基準が明確に異なっている。

Apple グローバル共通基準（日本適用基準）		Google その他地域の基準（日本適用基準）	
項目	内容	項目	内容
4+	- アプリ内コントロール：ペアレンタルコントロール、年齢確認 - 機能：ユーザ生成コンテンツ、メッセージとチャット、広告 - 運や偶然に基づくアクティビティ：コンテストがまれに含まれる	3+	コミカルな場面や空想的な内容での暴力は一部認められていますが、不適切な言葉遣いは許可されていません。
9+	- 成人向けのテーマ：冒とく的で下品なユーモアがまれに含まれる、ホラーや恐怖に関するテーマがまれに含まれる - 医療またはウェルネス：健康またはウェルネスに関するトピック - 性的内容またはヌード：成人向けまたは露骨な表現のテーマがまれに含まれる - 暴力：アニメ・ファンタジーバイオレンス、銃またはその他の武器がまれに含まれる - 運や偶然に基づくアクティビティ：ルートボックス	7+	子どもに恐怖感を与えるシーンや音声が含まれている可能性があります。軽度の暴力（暗示的または非現実的なもの）が許可されています。
13+	- 成人向けのテーマ：冒とく的で下品なユーモアが頻繁に含まれる、ホラーや恐怖に関するテーマが頻繁に含まれる、アルコール、タバコ、ドラッグの使用または言及がまれに含まれる - 医療またはウェルネス：医療または治療に関する情報がまれに含まれる - 性的内容またはヌード：性的内容およびヌードがまれに含まれる - 暴力：アニメまたはファンタジーバイオレンスが頻繁に含まれる、リアルな暴力表現がまれに含まれる、銃またはその他の武器が頻繁に含まれる - 運や偶然に基づくアクティビティ：まれな疑似ギャンブル、コンテストが頻繁に含まれる	12+	空想上のキャラクターに関する暴力、人間の外観をしたキャラクターや動物に関する写実的ではない暴力、写実的ではないヌード、軽度の不適切な言葉遣い、疑似ギャンブルは許可されていますが、性的な罵り言葉は許可されていません。
16+	- 機能：無制限のWebアクセス - 医療またはウェルネス：医療または治療に関する情報が頻繁に含まれる - 性的内容またはヌード：成人向けまたは露骨な表現のテーマが頻繁に含まれる	16+	写実性の高い暴力、性行為、乱暴な言葉遣い、タバコや薬物の使用、犯罪活動の描写が許可されています。
18+	- 成人向けのテーマ：アルコール、タバコ、ドラッグの使用または言及が頻繁に含まれる - 性的内容またはヌード：性的内容およびヌードが頻繁に含まれる 暴力：リアルな暴力表現が頻繁に含まれる - 運や偶然に基づくアクティビティ：頻繁な疑似ギャンブル	18+	- 動機のない暴力や無防備なキャラクターに対する暴力の写実性の高い描写や、性的暴力が許可。 - 写実性の高い性的なコンテンツ、差別行為、違法薬物の使用を美化する場面が含まれている。

出所：各種公開情報を基に総務省作成

日本においてレーティングが異なるアプリの比較

- 人気SNSやゲームアプリにおいて、App StoreとGoogle Playでレーティングが異なるアプリを抽出し、App Storeに掲載されている評価結果を踏まえて、差が出た理由の考察を実施。

アプリ	App Store	Google Play	考察
X	16+	12+	• App Storeでは、Xは成人向けまたはわいせつなテーマが頻繁に登場すると評価された結果、16+になっていると想定される。Google Playでは軽度・まれと評価されている（もしくはアプリ開発者がまれと自己申告している）。
LINE	13+	3+	• App Storeでは、医療/治療情報がまれに含まれることを評価された結果と想定される。 • チェット機能は低年齢向けだが、オープンチャットやVOOM（動画投稿）などのUGC機能により他のSNS（FacebookやTiktok等）と同様になったのではないかと推測される。
Whats App	13+	3+	• App Storeでは、過激な言葉遣い・下品なユーモア、成人向け・わいせつなテーマ、ホラー/医療に関するテーマ、医療/治療情報、がまれに含まれることを評価された結果と想定される。 • チェット機能は低年齢向けだが、WhatsAppチャンネルの内容が上記に該当すると評価されたと推測される。
Call of Duty [®] : Mobile	18+	16+	• 同アプリに対する違いは、激しい暴力や激しい言葉づかいに対する基準の差である。Google Playの場合には、16+から写実性の高い暴力、性行為、乱暴な言葉遣い、タバコや薬物の使用、犯罪活動の描写が許可され、App Storeの場合には18+からしか許可されない。

日本においてレーティングが異なるアプリの比較結果を踏まえた考察

- AppleとGoogleでは、レーティング制度の思想やUGCに対する評価の差により、アプリのレーティング評価に差が出ていると推測される（下記コンテンツは、弊社による推測・考察が多分に含まれており、Apple、Googleが明言しているわけではない点に留意が必要）。

項目	App Store	Google Play
レーティング制度の思想	コンテンツの記述的な分類よりも アプリの提供体験の質と潜在的なリスクを重視 (審査プロセスにおいては人による評価を実施) - アプリ内に含まれるコンテンツだけでなく、そのアプリを通じて「何が可能か」が問われる - 開発者が「暴力的な投稿を禁止している」と宣言しても、Appleの審査チームが「ユーザーが暴力的な画像を投稿し、それが他のユーザーの目に触れる可能性がある」と判断すれば、そのアプリには「高頻度の暴力」というフラグが立てられる	アプリ開発者の自己申告された 「コンテンツの記述的な分類」を重視 (利用者から事後的な報告があれば修正対応) - IARC制度は「コンテンツ記述ベース (Content Descriptive-based)」であり、開発者が提示する事実に基づいた評価を実施 (レーティングは「デベロッパーとIARCが担う」こと、また Play Console で レーティング質問票に回答して進めることが公式に明記) - 例えば、暴力表現が「コミカルなもの」であれば、それが存在しても低年齢層向けのレーティングが付与
ユーザー生成コンテンツ (UGC) に対する評価	実際に投稿されているUGCコンテンツの内容も含めて評価 UGCに「過激な言葉遣い」や「成人向けテーマ」が含まれる可能性があれば、レーティングの基準の引き上げを要求される	アプリ本体のコンテンツやUGCに対するガイドラインをベースに評価 - アプリ本体に性的なアセットが含まれていない、また、暴力やヌードの共有を禁止するコミュニティガイドラインをベースに評価。 - ESRB (エンターテインメントソフトウェアレーティング委員会) のウェブページでは、「ソーシャルメディアアプリは一般的に「ティーン向け」と評価され、「ユーザーインタラクティブ」のインタラクティブ要素が入っていますが、ニュース価値のある文脈外での暴力やヌードの共有を禁止するコミュニティガイドラインがあれば該当します」と明記

出所：各種公開情報を基に総務省作成

11.調査結果の取りまとめ

調査結果の取りまとめ（1/5）

【1.本調査研究の背景と目的】

- ◆ 本調査研究は、令和7年8月にこども家庭庁「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」が取りまとめた報告書において示された課題・論点のうち、総務省が主務省庁として施策検討を担う領域を対象として調査を実施した。
- ◆ OECDの改定リスク類型（コンテンツリスク・コンダクト/コンタクトリスク）を分析の基本的枠組みとして採用し、我が国の青少年が直面するインターネット利用の実態と諸外国の制度・取組の動向を多角的に把握することを目的としている。

【2.各調査項目の調査結果】

«①サービス上の青少年保護機能に関する調査»

- ◆ 主要プラットフォーム（動画共有・SNS・メッセージ・ゲーム）を対象に、国内外の青少年保護機能・考え方と制度背景を比較した。
- ◆ 国内では年齢確認が自己申告制にとどまる一方、EU・英国・米国各州では厳格な年齢確認や依存性機能の無効化・広告制限が法的に要請されており、特に動画共有・SNS領域において国内と諸外国の間に明確な差分が確認された。また、未成年向け広告制限、保護者同意、アカウントのデフォルト非公開化、データ取得制限等で海外が先行していた。
- ◆ ゲーム分野についてはグローバル標準での対応が維持されており、国内外の差は相対的に小さい状況である。

«②フィルタリングソフトウェアに関する調査»

- ◆ 日本・米国・EU・英国・フランス・韓国・オーストラリアを対象に、法令・ガイドライン上の義務、主要サービスの機能、提供主体、対応OS、価格体系を整理
- ◆ 日本・英国・韓国では通信キャリアに対する提供要請が見られ、フランスではOS事業者や端末メーカーへの実装義務が確認された。
- ◆ 機能面では、日本のサービスは海外と比べ、コンテンツ単位の詳細制御や端末利用状況の可視化機能が限定的であった。
- ◆ 今後はアクセス制御のみならず、プライバシー保護との両立を前提に、保護者による把握支援機能の在り方を検討する必要が示唆された。

◆ «③コンテンツ審査に関する調査»

- ◆ 映画・ゲーム・Webの各コンテンツ領域を対象に、各国の審査機関・レーティング基準・運営実態の調査を実施。
- ◆ 映画・ゲームでは各国に独立した審査体制が整備されているものの、Webコンテンツへの審査は困難であり廃止事例も多いことが確認された。
- ◆ 日本はゲーム審査機関（CERO）がIARCに未加盟であり、デジタルゲームへの審査カバレッジに空白が生じている。また、ゲーム内課金に係る審査基準についても他国と比較して整備が不十分であることが明らかとなった。

調査結果の取りまとめ（2/5）

«④プラットフォーム事業者別の広告掲載基準に関する調査»

- ◆ Google・YouTube・LINE・Meta・X・TikTokの主要6プラットフォームを対象に、広告掲載基準の文献調査を実施。
- ◆ 各PFは独自の広告ポリシーを設けているものの、青少年への配慮基準の粒度や対象年齢の設定には事業者間で大きな差異があることが確認された。
- ◆ 横断的に統一された基準は存在せず、利用者にとって理解しやすい統一ルール構築が課題として浮上した。

«⑤広告掲載媒体側での自主的な取組を促すために諸外国等において講じられている方策に関する調査（以下、「広告掲載媒体側に対する方策」）»

- ◆ 日本を含む7か国の官公庁・業界団体における、共同規制、自主規制、ガイドライン、認定制度等の取組の調査を実施。
- ◆ 諸外国ではガイドライン・自主規制・共同規制・認定制度の組み合わせにより、国が業界団体の自主的な取組を積極的に後押しする体制が整備されていることが確認された。
- ◆ 日本は市場インセンティブ型の対応にとどまっており、自主規制の実効性を担保するための法的整備や制度的仕組みの構築が課題と考えられる。

«⑥-1 発信リスクに係る調査 | 文献調査»

- ◆ 主要プラットフォームおよびフィルタリングサービスにおける発信リスク対策を、発信行動の禁止・情報拡散の抑制・悪用防止の3類型で整理。
- ◆ 動画共有・SNSでは幅広い対策が講じられている一方、メッセージアプリにおける対策は限定的であることが確認された。
- ◆ OS仕様上の制約によりサードパーティ（フィルタリングサービスや通信キャリアや業界団体の取組等）による発信制御には技術的限界があり、アプリ提供事業者への直接の働きかけが有効であると示唆された。

«⑥-2 発信リスクに係る調査 | アンケート調査»

- ◆ 中学生から18歳未満の青少年を対象に、情報発信・コミュニケーション実態とトラブル遭遇状況を調査した。
- ◆ 約2割が見知らぬ他者と交流し、その約6割がリスクを認識していないことが確認された。特に16歳未満でリスク認識が低い傾向が示された。
- ◆ つきまとい・性的被害・詐欺等のトラブル遭遇率は各2%程度と限定的ながら一定数発生しており、保護者が把握しきれていない実態も明らかとなった。
- ◆ 保護機能の認知率は8割超に達するものの利用率は4割程度にとどまり、特に16歳以上で必要性の認識が低い傾向が示された。

«⑦ 1対1の通信における発信者情報開示制度に関する調査»

- ◆ 7か国を対象に発信者情報開示制度の整備状況を調査した結果、1対1通信を明確に対象とした制度を持つ国は確認されなかった。
- ◆ 米国・EU・フランス・オーストラリアでは民事手続の中で開示が認められた事例があった。
- ◆ 諸外国では事後的権利救済よりも事前的規制・罰則強化の動向が進展しており、日本においても総合的なアプローチの検討が求められると考えられる。

調査結果の取りまとめ（3/5）

【3.調査項目横断での分析結果】

「OECDリスク類型への対応状況」

- ◆ OECDのリスク類型のうち、コンテンツリスクに対しては、各プラットフォームでの対応、広告基準、コンテンツ審査、フィルタリング等の既存手段が一定程度存在する一方、コンダクト／コンタクトリスク、特にメッセージアプリや1対1通信に起因するリスクへの対応は相対的に手薄であることが確認された。
- ◆ コンテンツリスクへの対応についても、映画・ゲームの審査体制は一定程度整備されているものの、Webコンテンツやデジタルゲームへの審査カバレッジに空白が生じていた。

「日本における事前的規制の遅れ」

- ◆ 調査①では日本では年齢確認が自己申告制である一方、海外では諸外国では厳格な年齢確認や年齢推定の導入が進んでいたこと、調査⑥-2では16歳未満を中心に年齢層ごとのリスク特性の違いが確認され、保護機能の利用率が4割程度に留まることが明らかになり、日本の自己申告や利用者任せの運用では限界がある可能性が示された。
- ◆ また、調査⑤においても日本が市場インセンティブ型の対応が中心であることが示され、諸外国では共同規制や法的義務付けを通じた事前抑止が主流となっていた。

「自己防衛や第三者の取組による防衛の限界（サービス提供者による対応の必要性）」

- ◆ 調査⑥-2では、保護機能は認知度が高い一方で利用率は限定的であり、特に16歳未満はリスク認識が低く、16歳以上は保護機能利用が進みにくいということが確認され、調査⑥-1ではOS仕様や通信の秘密等の制約等から第三者による取組・サービス（フィルタリングサービス等）では個別アプリに対応した保護機能の提供や個別アプリ内の行動制限の実施は難しいこと、自己防衛や第三者の取組による防衛の限界（サービス提供者による対応の必要性）が示された。

「プラットフォーム横断の統一ルール不在」

- ◆ 調査④では広告基準が各社独自に設定され、調査③ではデジタルゲームへの審査空白が確認された。
- ◆ 調査⑤では、欧州において共同規制を通じたプラットフォーム横断での統一ルールや対応を求めるケースが確認されたものの、国内においてはサービス・ジャンルによって青少年保護の水準が大きく異なる状況であり、利用者にとって保護の網が不均一であることが推測される。

調査結果の取りまとめ（4/5）

【4.今後の取組に対する示唆】

◆ 今後の取組に対する示唆としては、4つの示唆が考えられる。

1. 年齢確認及び年齢推定を含む実効的な年齢把握手法について、諸外国の制度動向を踏まえ、国内に適用可能なガイドラインや制度的整理を進める必要があるのではないか。
2. 本調査で明らかになった自己防衛や第三者の取組による防衛の限界（サービス提供者による対応の必要性）を踏まえて、動画共有、SNS、メッセージアプリ等に対して、未成年アカウントのデフォルト非公開化、接触制限、広告配信抑制、依存性機能の設定等に関する青少年保護上の基本的考え方を整理し、事業者に対して対話を通じて、各保護機能の実装やデフォルト化を促すことが重要だと考えられる。
3. 発信リスクや1対1の通信については、事後的開示制度の検討のみならず、事前抑止策、相談・通報体制、刑事的対応との連携を含む総合的対応が求められる。
4. 16歳未満と16歳以上でリスクと必要な支援が異なることを踏まえ、発達段階別の普及啓発・保護機能設計を進めることが重要ではないか。例えば、普及啓発においては、調査⑥-2の結果を踏まえ、16歳未満にはトラブル遭遇リスクの認識向上を、16歳以上および保護者には保護機能の活用方法の周知が重要と考えられる。

【5.来年度以降の取組に対する示唆】

◆ 来年度以降の取組の方向性として、調査項目横断での分析結果や今後の取組に対する示唆を踏まえて、【1】新規調査テーマの追加、【2】今年度の調査項目の発展という視点で取りまとめた。

◆ 【1】では、「年齢確認の国内での導入可能性の検討」、「生成AI活用によるリスクの分析や諸外国の対策の整理」、「発信に伴うリスクや個別サービスの保護機能の周知方法の検討・企画」などのテーマ追加が想定される。

- 「年齢確認の国内での導入可能性の検討」については、今年度の調査結果の中で諸外国でも導入義務化の実施や検討が進んでおり、日本においても導入可能性の検討のために、諸外国法制の整理、事業者別の年齢確認手法の実態、他業界も含めた年齢確認手法の一覧化・整理と、各手法の評価（精度、導入コスト、プライバシー保護等）、国内制度との整合性を比較検証することが想定される。
- 「生成AI活用によるリスクの分析や諸外国の対策の整理」については、既に生成AIを用いた青少年への様々な被害やリスクが顕在化しており、諸外国では生成AIに対する青少年保護の動きも存在するため、国内でも生成AIに対する対策は必要であり、生成AIを活用した青少年を害するリスクの具体化・整理、諸外国の規制面や技術面での対策の整理などが想定される。
- 「発信に伴うリスクや個別サービスの保護機能の周知方法の検討・企画」については、今年度の結果を踏まえて、トラブル遭遇リスクの認識向上や、個別サービスを提供する保護機能の利用を促すための周知手法について、既存手法のリサーチ・分析を行い、個別サービスの保護機能の特性や利用における課題（機能更新が早い、個別の設定が手間等）を踏まえた上で、周知方法の在り方を検討する。また、周知方法の1つとして、各サービスの保護機能の情報集約・提供を行うことについても検討を行うことが想定される。

調査結果の取りまとめ（5/5）

◆【2】については、今年度確認された「一律年齢規制の最新動向・評価」、事業者に対して有効な対策を求めるために「行動別（≡アプリの機能別）でのリスクの整理と必要な対策の整理」、発信に伴うリスクや被害に至るプロセスを詳細に把握するための「継続的なアンケート調査と深掘りのためのインタビュー調査」、「新興アプリやペアレンタルコントロールの青少年保護機能の調査」が想定される。

- 「一律年齢規制の最新動向・評価」では、今年度複数の国で確認されたSNSや動画共有、ライブ配信アプリ等に対して年齢確認・年齢規制の検討・導入の最新動向や、執行後の事業者や国民の反応、有効性等について調査・分析を行うことが想定される。
- 「継続的なアンケート調査とインタビュー調査」では、見知らぬ他者との交流頻度・利用ジャンル、交流プロセス別の利用アプリや利用機能、保護機能利用状況とトラブル遭遇率の関係をより精緻に把握する定量調査や定性的なインタビュー調査と組み合わせた深掘り分析の実施を想定される。また、保護者や青少年への直接的なアンケートやインタビュー以外にも、保護者や青少年の相談に乗るSNS相談員に対するアンケートやインタビュー調査も考えられる。
- 「行動別でのリスクの整理と必要な対策の整理」では、行動別（コンテンツ閲覧、ライブ配信、投稿、DM、メッセージアプリでの通信、プロフィール画像・文章、リアクション）にリスクと必要な対策を整理し、各発信行動に繋がる機能を持つアプリの事業者に対して有効な対策を促すことが想定される。
- 「新興アプリやペアレンタルコントロールの青少年保護機能の調査」：急速に利用者数が増加している新興アプリの青少年の実態を把握し、必要に応じて、アプリ提供者との対話を検討するために、新興アプリの青少年保護機能の提供状況の調査を行うことが想定される。また、今年度調査対象としたフィルタリングサービスの保護機能の最新機能の有無に加えて、ペアレンタルコントロールの保護機能の調査・整理も想定される。